

# I 総括的概要

東日本大震災から2年が経過したものの、思うように被災地の復興は進まず、福島県においては、未だ深刻な状況が続いている。時間の経過とともに震災への記憶が風化し、被災地への関心が薄れることがあってはならず、震災の記憶を継承し、わが国の再生には、震災復興・福島再生が不可欠であるとの認識のもと、政治の強力なリーダーシップにより復興の加速化に最優先で取り組むべきである。

こうした状況を踏まえ、当所では、被災地の声を反映した要望書「復興庁のリーダーシップによる一刻も早い被災地の復旧・復興を」（8月9日）や「東日本大震災からの格的な復興、福島再生に向けて」（3月21日）を取りまとめ、政府、省庁等へ復旧・復興および福島の再生の早期実現を強く求めたほか、商工会議所のネットワークを活用した復旧・復興支援として、当所役職員による被災地訪問、国の機関への職員派遣、各地商工会議所から被災地商工会議所への職員応援派遣、義援金の募集、商工会議所（会館）復旧補助金による会館の再建支援等を行った。

加えて、「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」、「再生PC寄贈プロジェクト」、「被災中小企業復興支援リース補助事業」の実施、被災企業からの相談に応じる特別相談窓口の継続設置、災害マル経融資の継続等、企業の事業再開の支援策に全国の商工会議所が一致団結して取り組んだ。

風評被害からの脱却支援として、被災企業の販路開拓・拡大を支援する「ネットショップ支援フォーラム」の開催、ホームページ、ツイッター等を活用した復興施策やイベント情報の発信、海外取引等における対策の一助として放射能非汚染のサイン証明発行を実施したほか、商工会議所の危機対応体制の構築を推進するため、「商工会議所BCP（事業継続計画）セミナー」の開催、商工会議所の基幹データの消失に備え、データバックアップ体制の構築を支援するサービス「CCI Backup」の普及を図った。

震災からの復興と同時に、日本が達成しなければならない課題は経済の再生である。日本経済は、円安・株高により明るい兆しが見えてきているものの、地域や中小企業においては、未だ厳しい状況が続いている。このため、震災復興のほか、日本再生、エネルギー・環境、中小企業政策、税制、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）等の重要政策課題への対応を提言した。その結果、復興庁の機能強化、震災復興予算の拡充、復興交付金の対象事業の拡大、グループ補助金の継続等が実現されたほか、社会保障・税一体改革における要望事項の実現、事業承継税制の大幅拡充、中小企業の交際費特例や設備投資減税の拡充、研究開発減税の拡充等、多くの要望事項が実現した。また、24年3月に設置された「“日本の未来” 応援会議～（“ちいさな企業” 未来会議）」に岡村会頭が共同議長として参画し、同会議「取りまとめ」の主要部分が「日本再生戦略」に盛り込まれ、「中小企業政策が成長戦略の柱」であるとの認識が定着した。

他方、経済のグローバル化に対応するため、岡村会頭を団長とする経済ミッションをミャンマー・ベトナムに派遣し、ベトナム計画投資省との間で、中小企業の進出支援等に関する覚書を締結した。さらに、ミャンマー・ベトナム、マレーシア、インドネシアに実務型ミッションを計3回派遣したほか、ASEAN経済大臣との懇談会や日韓商工会議所首脳会議等、多国間・二国間経済委員会等の国際会議を多数開催し、各国との経済交流を促進した。特定原産地証明書・非特惠貿易関係証明の普及促進についても、研修会の開催や運用手続きの見直し等、利便性の向上に尽力し、円滑な発給体制の整備を行った。

また、中小企業のIT化推進のため、タブレット端末活用研修、ソーシャルネットワーキング（SNS）活用およびネットショップによる販路拡大に関するセミナーの開催、全国の商工会議所職員向けにタブ

レット端末の導入支援を行ったほか、経営指導員向けの実践型研修の開催、マル経制度の周知徹底・利用推進、検定受験者の増加に向けた「検定事業に関する緊急対策管理職会議」等の開催、ジョブ・カード事業の実施および制度の改善要望など、中小企業の成長力強化と人材育成・確保支援に資する取り組みを支援した。

地域活性化の推進については、まちづくり三法の運用および今後のまちづくりに関する意見書の策定、「全国商工会議所観光振興大会 2012in 高知」の開催や「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」の実施等、地域資源の活用を通じた取り組みを強化した。

さらに、エネルギー・地球環境問題への対応として、総理、関係閣僚等に対し、電力の安定供給とコスト上昇の抑制への実効性のある対応を数次にわたって要請し、政府が公表した「エネルギー・環境に関する選択肢」についてゼロベースの見直しが実現したほか、中小企業の自主的・継続的な環境対策への取り組み支援およびホームページ「環境ナビ」での関連情報の発信を行った。

商工会議所の組織強化においては、「これからの商工会議所の理念と行動」に関する報告書および「先進事例 124」の提供、「会員増強研修会」の開催、さらに、商工会議所の活動を広く PR する媒体として「商工会議所ニュースかわら版」を創刊、CM の作成や全国紙への広告掲載等、広報活動の強化を実施したほか、「商工会議所コンプライアンス責任者」の設置推進をはじめ、コンプライアンスの徹底を図った。

24 年度の各種事業項目についての総括的概要は以下のとおりである。

## 【緊急テーマ】

### 商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復旧・復興支援

#### ～全国の商工会議所が総力をあげて被災地の復興支援を継続～

#### (1) 地域主導の復興と福島の再生の実現

##### ① 早期復興に向け被災地の声に基づく提言・要望活動

震災からの復旧・復興は、遅々として進んでいない実情があり、また、被災地からは震災の風化を懸念する声も聞かれる。さらに、福島県においては、多くの住民が今なお故郷に帰ることができず、風評被害による農水産品への影響など、出口の見えない状況が続いている。

このため当所では、7月24日に、岡村会頭をはじめとする当所役員と東日本大震災沿岸部被災地商工会議所連絡会メンバーの商工会議所会頭等との懇談会を開催するとともに、被災地の声を反映した要望書「復興庁のリーダーシップによる一刻も早い被災地の復旧・復興を」（8月9日）や「東日本大震災からの格的な復興、福島再生に向けて」（3月21日）を取りまとめるなど、最優先課題としてあらゆる機会を捉え、総理、関係閣僚等へ早期実現を要請した。

##### ② 当所役職員の被災地訪問

震災が発生した23年3月11日以降、被災地、被災企業、被災商工会議所の現状やニーズを把握し、提言・要望や具体的な支援につなげるため、当所の役職員による被災地訪問を継続的に実施。24年度は、7月8日～9日にいわき、日立、ひたちなかの3商工会議所、8月1日～3日に釜石、大船渡、石巻、気仙沼の4商工会議所、12月3日～6日に盛岡、釜石、宮古、大船渡、仙台の5商

工会議所、2月6日～7日に福島、郡山、いわき、原町、相馬の5商工会議所を訪問した。なお、震災発生後からこれまでに、延べ485人が訪問した。

### ③ 復興庁への商工会議所職員の派遣

復興に向けた施策・事業の企画立案における官民連携等を促進するため、当所の職員1名を復興庁に派遣するとともに、仙台商工会議所（当所経由）の職員1名を宮城復興局に派遣した。

## (2) 復興の中心的役割を担う被災地の商工会議所を支援

### ① 各地商工会議所職員の応援派遣

24年度は、山形県内の7商工会議所（山形、酒田、鶴岡、米沢、新庄、長井、天童）から石巻商工会議所に計15名、札幌商工会議所から釜石商工会議所に1名が派遣され、被災企業からの相談対応や被災商工会議所の運営支援に従事した（23年度からの通算では、被災地の8商工会議所に対し、40商工会議所から延べ99名を派遣）。

### ② 復旧・復興活動支援に向けた義援金の募集および義援金（一般寄附金扱い分）の有効活用

当所へ寄せられた義援金は、24年4月19日開催の第613回常議員会において、東北六県商工会議所連合会へ送金し、活用してもらう旨が了承され、同連合会に、年度内に計2,868,204円を送金した。

また、23年度の義援金使途内容について、経済産業省および財務省へ報告し、25年2月20日に両省から当該報告に対する了承を得た。上記「義援金活用事業報告書」および「収支決算書」は当所HPに掲載し、広く一般に報告している。

### ③ 商工会議所（会館）復旧補助金の受託を通じた被災地商工会議所の会館再建支援

被災地の商工会議所の会館等の建て替え・大規模改修に向けた補助金の必要性等について、23年度に引き続き政府・政党に強く働きかけを行ったところ、24年度政府予算（4月5日成立）においても、商工会議所が自ら所有する中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業に対し、復旧に要する経費の一部を補助する事業「平成24年度中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（商工会・都道府県商工会連合会・商工会議所の施設復旧事業（商工会・都道府県商工会連合会・商工会議所の施設復旧事業）」が盛り込まれた。大船渡、郡山の2商工会議所が本補助事業を活用し、指導・相談施設等の災害復旧事業を実施した。

### ④ 事業遂行に必要な各種システムや会員等基幹データの再構築等に対する支援

23年度に引き続き、被災商工会議所の被害状況等に応じて、商工会議所活動の基盤となる通信機器を提供するとともに、TOAS運用環境を喪失した商工会議所に対するASPの利用環境の提供や、各地商工会議所職員の応援派遣によるデータ入力作業の実施等により、会員情報等のデータベースの早期復旧を支援した。

## (3) 事業を再開する企業を全面的に支援

### ① 「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」の一層の推進

震災によって生産機械等を流失・損壊した企業の復興を支援するため、各地商工会議所を經由して

全国の事業者から提供を受けた遊休機械等について、被災事業者の要望とのマッチングを図る「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を23年9月に開始した。

25年9月4日現在、被災地の商工会議所の企業213社に対し、累計2,194点の機械等を提供。全国のネットワークを有する商工会議所ならではの取り組みとして機能しており、マッチング件数は着実に増えている。

## ② 「再生 PC 寄贈プロジェクト」の推進

当所、東北六県商工会議所連合会、大学 ICT 推進協議会、日本マイクロソフト株式会社を中心となって、被災地で事業再開に取り組む事業者に、大学で保有しているパソコンを再生したうえで無償提供する「再生 PC 寄贈プロジェクト」を24年1月から25年3月まで実施。全国の37の大学等から被災地の商工会議所会員企業に956台の再生 PC を提供した。

## ③ 「被災中小企業復興支援リース補助事業」の実施により被災中小企業の二重債務負担を軽減

震災に起因する二重債務負担の軽減要望により、23年度第三次補正予算で、100.5億円規模の「被災中小企業復興支援リース補助事業」が決定し、当所が事業の実施を受託した。

同事業は、震災に起因するリース設備の滅失等によるリース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再導入する場合の新規のリース料の一部を補助することにより、二重債務負担の軽減を図るもの。23年12月12日に開始して以降、25年3月31日現在で2,169件（約10億円）を交付した。

## ④ 特別相談窓口の継続設置と支援策に関する情報の提供

震災によって引き起こされた直接的および間接的な被害による影響が甚大であり、被災した中小企業の経営が厳しくなることが予想されたため、23年3月11日に「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、中小企業からの相談に対し窓口における親身な対応等、きめ細やかな対応に努めた。25年3月末日までの累計相談件数は11,965件。うち、資金繰り相談が6,413件（53.6%）、グループ補助金など国・関係機関の支援制度の照会が2,590件（21.6%）、経営相談が997件（8.3%）、情報収集が951件（7.9%）、その他が1,014件（8.5%）という内訳であった。

## ⑤ 災害マル経融資の利用促進

商工会議所等の経営指導 を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証で利用できるマル経融資（融資限度額1,000万円）について、震災により被害を受けた小規模事業者に対する資金繰り支援策として、当初3年間の軽減利率が適用される「災害マル経融資（融資限度額1,500万円）」が別枠で措置された（23年度1次補正予算）。24年度も継続的に措置され、24年度の融資件数は734件（対前年度比121.7%）、金額は26億7,586万円（対前年度比116.1%）であった。また、25年度は特定被災区域に限定して制度が継続された。

## ⑥ 商工会議所とハローワークによる被災者向け求人情報提供スキームの運用

震災によって多くの方が離職を余儀なくされたことを受け、当所では、全国の商工会議所および厚生労働省・ハローワークと連携・協力し、商工会議所会員企業による被災者向け求人情報を提供した。失業給付の最も短い失業者に対応するため、23年6月より求人情報の募集を開始し、24年12

月までに全国から寄せられた 248 社 1,063 名分の求人情報を提供し、34 名が就職(同年 12 月末時点)した。

#### (4) 震災記憶を継承する取り組みを積極的に支援

##### ① 東北まつりネットワーク等と連携した復興イベントの開催および展示会等を通じた被災地企業の販路開拓・取引拡大支援

震災・原発事故からの復旧・復興のため、官民挙げた取り組み「東北観光博」の実行委員会に当所観光委員会共同委員長が委員として参画した。また、「東北六魂祭」(盛岡)および宮古市の視察を行ったほか、「観光で日本を元気に」のスローガンのもと観光による震災復興を目指し、商工会議所のネットワークを通じた観光振興キャンペーンを展開した。

特定被災区域の企業の販路開拓・取引拡大を支援するため、「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト(小規模事業者新事業全国展開支援事業)」(中小企業庁補助事業)で実施した共同展示商談会「feel NIPPON」や、東京・丸ビルにおいて開催したテストマーケティング事業(1月)等に特定被災地区の企業の参加を呼び掛けるなど、販路開拓・取引拡大を支援した。

##### ② 日本 YEG の各種会合の東北開催や「今後の福島について考える懇話会」の開催

日本 YEG の役員会や、福島県の現状把握と支援につなげることを目的に、6月に福島県郡山市で開催した「今後の福島について考える懇話会」をはじめ、日本 YEG の各種会合を被災地で9回開催し、延べ約 4,000 人が参加した。さらに、全国青年友好4団体(日本商工会議所青年部、全国商工会青年部連合会、全国中小企業青年中央会、公益社団法人日本青年会議所)と若手国会議員とで「一揆会議」を開催し、今後の復興支援のあり方について検討した。

##### ③ 全国商工会議所女性会連合会理事会の東北開催

25年3月4～5日に開催した理事会は、全国の女性会による震災からの復興支援の姿勢をより強く打ち出すため、福島商工会議所女性会の協力のもと、福島市で参加対象を役員および役員が所属する女性会の副会長1名(オブザーバー出席)とする「拡大理事会」として開催した。

併せて、「総務・政策・広報・企画調査合同委員会(被災地女性会との懇談会)」「交流・懇親会」を開催し、懇談会では、震災の記憶を風化させることのないよう、今後とも被災地の復興と福島の再生に向け、商工会議所や青年部、関係団体と連携し、多岐にわたる支援を継続することを誓う「福島メッセージ」の採択が提案され、承認された。

#### (5) 風評被害からの脱却を支援

##### ① ネットショップ支援フォーラムの開催により被災企業の販路開拓・拡大を支援

被災地の中小企業の本格的な復興に向けて、販路開拓・拡大が大きな経営課題となることから、東北六県商工会議所連合会との共催により、ネットショップの開設・運営をテーマとする「東日本大震災復興ビジネス支援フォーラム」を仙台市で開催し、ネットショップ出店を計画、検討している事業者やビジネス拡大を目指す事業者など90名が参加した。

同フォーラムでは、専門家から、出店計画策定やショップ運営ノウハウ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用による販路拡大等について説明するとともに、成功企業の事例を紹介

した。さらに、IT コーディネータによる相談会を実施した。

また、被災地の商工会議所が実施した「東日本大震災応援プロジェクト from 銀座（特産品販売）」や福島の米を全国に向けて販売する「ふくしまの米支援キャンペーン」の運営・周知等に全面的に協力し、被災地の製品の販路拡大を支援した。

## ② 復興情報の発信支援（ホームページ、CCI スクエア、会議所ニュース、石垣、ツイッター等）

ホームページに開設した「東日本大震災復興・復興支援情報」ページや公式ツイッター（喫茶店のマスター）を活用し、政府関係機関等による金融や雇用、取引など多分野にわたる施策情報や災害情報、各地商工会議所による復興・復興を支援する取り組み等を積極的に発信した。

さらに、機関紙「会議所ニュース」で復興・復興を支援する全国の商工会議所の活動を広く PR するとともに、被災地の商工会議所の復興に向けた取り組みを重点的に発信。加えて、放射線に対する正しい知識や電力・エネルギー問題の課題を分かりやすく紹介した。

## ③ 放射能非汚染証明書に記載するサイン証明の発行

原発事故の発生直後から、海外の輸入者等が日本国内の輸出者に対し、「輸出貨物が放射能に汚染されていないことを証明する書類」を求めるケースが急増した。このため当所では、政府が公表している環境放射能水準調査結果等を引用して非汚染であることを宣誓する「自己宣誓書のひな形」を公表するとともに、各地商工会議所における、輸出者が作成した自己宣誓書に対するサイン証明の発行を周知した。

このサイン証明は、輸出入の商取引上の要請に基づく対応策としては、極めて有効であると評価され、海外における風評被害対策の一助となった。

## ④ 在外日本人商工会議所等を通じた海外への情報発信

アジア太平洋地域からの来訪者数回復につなげるため、アジア商工会議所連合会（CACCI）のユフイコ会長に被災地を訪問するよう提案し、25 年 4 月にユフイコ会長一行による仙台および東京訪問が実現する運びとなった。

また、日韓商工会議所首脳会議は韓国で影響力のある有力財界人がメンバーのため、25 年度は仙台市で開催するよう大韓商工会議所に働きかけた結果、25 年 6 月に仙台市で第 7 回首脳会議を開催し、あわせて被災地である石巻市の視察が行われることとなった。さらに、当所に事務局を置く日智経済委員会日本国内委員会では、南三陸町へのモアイ像の贈呈に向けた活動支援を行っているほか、25 年 5 月に仙台で合同会議を開催することになった。

このほか、各国との懇談や国際会議の場を利用して、復興に向けた取り組みや、原発事故に伴う対応などについて正確な情報発信を行い、各国の政府、経済界に理解を求めた。

## (6) 商工会議所の危機対応体制の整備を推進

### ① 各地商工会議所における取り組みを支援

当所では、大規模な災害の発生に備え、商工会議所における総合的な危機対応体制を整備するため、23 年 3 月に「各地商工会議所が災害時対応マニュアルおよび事業継続計画（BCP）を策定する際の基本的考え方」と「全国の商工会議所ネットワークによる連携支援体制の構築（アクションプログラム）」を策定した。

これらに基づき、各地商工会議所における「災害時対応マニュアル」および「事業継続計画（BCP）」

の策定を支援するため、各地商工会議所役職員を対象とした「商工会議所 BCP セミナー」を、24 年 6 月に 6 回、10 月に 2 回開催し、合計 148 商工会議所から 155 名の参加を得た。

## ② 各地商工会議所情報資産の危機管理システム（バックアップ等）の構築・普及

震災により事業継続計画（BCP）対策の重要性、データのバックアップ体制が整備された TOAS/ASP 版（インターネットを介して TOAS を利用、各地商工会議所の TOAS データはデータセンター内に保管）のメリットを訴え、その普及を図った。

また、危機発生による商工会議所の基幹データの消失に備え、速やかな復旧に必要となるデータバックアップ体制の構築を支援するため、本年度開発された商工会議所向けデータバックアップサービス「CCI Backup」（松本商工会議所および北大阪商工会議所が共同運営）の普及を図った。

## (7) 2020 年オリンピック・パラリンピックの日本招致実現に向けた取り組みを展開

### ① 全国の商工会議所と連携した日本全体での PR・周知活動の展開

全国の商工会議所、日本 YEG、全商女性連等と連携し、「2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会」の日本招致に積極的に取り組んだ。9 月開催の会員懇親会では、オリンピック選手の招聘や招致活動推進の各種グッズを配布するなど、広く気運の醸成に努めた。

### ② 海外に向けた PR・周知活動の展開

在京各国大使との懇談会や海外からの要人來訪時、また、国際会議や経済ミッションなどの機会を利用して、2020 年オリンピック・パラリンピックの日本招致に向けた商工会議所の取り組みなどについて説明した。

## 1. 現場に立脚した政策提言活動による経済成長と日本再生の実現

### ～一歩先んじた政策提言を展開～

### (1) 経済成長と日本再生を実現するためのタイムリーかつ具体的な提言・要望、実現

#### ① 幅広い分野に対する提言・意見活動を実施

わが国の再生には、震災復興・福島再生が不可欠であり、政治の強力なリーダーシップによる復興の加速化は最優先に取り組むべき課題である。同時に、景気減速を食い止め、経済を早期に回復させるため、円高是正や成長戦略に繋がる経済対策を中心とする大型補正予算を早期に編成するとともに、持続的な経済成長を実現する成長戦略と大胆な金融政策を迅速かつ果敢に実行することが極めて重要である。このため、「日本の再生に向けての提言ー中小企業と地域の成長を日本再生のエンジンにー」（6 月 21 日）、「平成 25 年度中小企業関係施策に関する意見・要望ー中小企業と地域の成長のために、いま取り組むべきことー」（7 月 19 日）、「復興庁のリーダーシップによる一刻も早い被災地の復旧・復興を」（8 月 9 日）、「東日本大震災からの本格的な復興、福島の再生に向けて」（3 月 21 日）を取りまとめるとともに、「新政権に望む」（12 月 19 日）、「安倍内閣に望む」（12 月 28 日）等を取りまとめ、安倍総理や関係閣僚に直接要望した。

総合政策委員会において、「日本経済再生」、「中小企業政策」、「エネルギー・環境」等の重要政

策課題について検討を行った。

快適な生活や産業活動の維持にとどまらない、国家の命運を握るきわめて重要な機関政策であるエネルギー問題については、関係委員会等で作成した意見について総合政策委員会において審議を行い、『『エネルギー・環境に関する選択肢』に対する意見』として取りまとめ、内閣総理大臣をはじめとする関係大臣や政府等に対して、短期・中長期など時間軸を示してエネルギー政策を検討すること、安全性が確認された原子力発電を順次、再稼働していくことなどを訴えた。

その他、社会保障・税一体改革やTPP協定等について、適時フォローアップを行った。

また、東日本大震災の発生を契機として、大規模自然災害などの緊急事態に対処するための根拠規定が不足していることなどが明らかになるなど、憲法改正の必要性が一段と高まってきたことから、「憲法問題に関する研究会（座長：池田彰孝・日商特別顧問）」を設置し、24年10月から現行憲法の問題点について、地域総合経済団体の視点に立った研究をスタートした。

<意見書の内容、実現状況は8（2）の意見活動ご参照>

## ② 当所定例会議等での質の高い活発な討議、会員総会への参加機会の拡大

会頭・副会頭会議、常議員会・議員総会においては、商工会議所にとって極めて重要な議題を取り上げ、質の高い活発な討議を行った。また、各種委員会においては、有識者や関係省庁等の説明のほか、他の商工会議所の範となる事例を有する商工会議所からの事例発表・意見発表を行った。

また、24年9月には、東日本大震災からの復興と日本経済の再生に向けて、全国の商工会議所の結束をより一層強め、中小企業や地域の声を広くアピールするため、通常会員総会にあわせ、「会員大会」を開催し、407商工会議所・4連合会・1団体から1,524名の参加者を得た。

## ③ 各地商工会議所との意見交換を通じた現場の生の声を当所の政策や事業活動に的確に反映

常議員会、夏季政策懇談会、当所とブロック商工会議所との懇談会、当所会頭・副会頭と各地商工会議所との意見交換会等において、各地の実態を踏まえた会頭等からの意見発表や意見交換の場を設定し、各地商工会議所の意見を当所の政策提言等に反映させた。

## ④ 重要政策課題に関する説明会の開催

重要政策課題に関する直近の動きや商工会議所の考え方等について、各地商工会議所および会員企業等の理解を促進するため、各地商工会議所が実施する各種会議等に当所役職員を派遣し、説明会を開催した。社会保障・税の一体改革および25年度税制改正等については39回、エネルギー・環境政策については45回、TPPについては12回（実績は24年度実績）を行った。

## ⑤ 商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査など各種調査の実施とフィードバック

元年4月にスタートした商工会議所 LOBO(早期景気観測)調査については、CCI スクエアを活用し、迅速かつ的確な調査・集計・分析を行った。また、時宜に応じた付帯調査（設備投資や採用の動向、円安による経営への影響等）を併せて実施し、その調査結果は、企業を取り巻く経営環境や直面している課題等の現状を示すデータとして活用した。

24年度には、さらなる調査の精度向上を図るため、調査未実施商工会議所に対して本調査への参加依頼を行ったほか、調査実施商工会議所に対しても調査対象の拡充依頼等を行い、地域・業



種の偏在の是正に努め、結果、調査対象の一層の拡充（276 企業等の増加、25 年 3 月末時点での調査対象は、417 商工会議所・3,096 企業等）を図った。

さらに、本調査を広く周知する観点から、調査結果の配布先（国会議員、報道機関、地方自治体、シンクタンク等）の拡大を図るとともに、月毎にメールや当所ホームページ等により公表した。このほか、調査結果は、経済対策に関する政策提言・要望活動の基礎資料や、政府主催の会議等における中小企業の景況感等に関する説明資料として活用した。

また、札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て、12 大都市における地域経済の動向・実態を把握するため、四半期ごとに調査を実施した。これらを通じ、景気動向の的確な把握に努めるとともに、各種政策提言等の裏付けや、政府関係会議等における資料に反映、中小企業の経営実態を示すデータとして有効に活用した。

#### ⑥ 日商役職員の全商工会議所訪問運動（2 巡目）

各地商工会議所や会員企業のニーズの把握、各地商工会議所とのネットワークの構築等を目的として、3 年間で全国 514 カ所の商工会議所を訪問する「全商工会議所訪問」を実施。22 年度から 2 巡目を実施してきており、24 年度までにすべての商工会議所への訪問を達成した。25 年度からは、3 巡目の訪問を実施する予定。

#### ⑦ 広報媒体を通じた情報発信

当所が取りまとめた提言・要望内容を「会議所ニュース」（旬刊）、「石垣」（月刊）、「ホームページ」に随時掲載し、周知を図った。さらに、その実現に向け、総理をはじめ関係大臣、政府・政党幹部への積極的な働き掛けを行った様子も掲載し、当所の活動を広く発信した。また、こうした活動は、「日商ニュースファイル」を通じて各地商工会議所の正副会頭・常議員・監事（希望登録制）にも送信、周知を図った。

一方、会頭記者会見やインタビューを通して、商工会議所の考え・意見等をマスメディアに直接アピール。さらに、提言・要望のプレスリリースに際しては、役職員が記者へレクチャーするなど、マスメディアを活用した幅広い周知活動を行った。

#### (2) 「中小企業政策が成長戦略の柱」という認識が定着

政府の日本再生に向けた取り組みにおいて、当所は、中小企業の成長を支援する戦略的な政策の展開や、疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンとすべきとする旨の提言を取りまとめ、歴代内閣、政府・政党の関係各所に対し強く要望、陳情活動を行った。その結果、「中小企業政策が成長戦略の柱」とあるという認識が定着し、7 月に閣議決定された「日本再生戦略」では、「グリーン」、「ライフ」、「農林漁業」とその担い手としての「中小企業」が日本再生の 4 大プロジェクトとして位置づけられた。

また、グローバル化の進展等、中小企業の状況を踏まえた中小企業の競争力強化策の具体的な展開が求められていることから、「成長」をより重視した「攻め」の中小企業政策への転換等の視点から中小企業基本法の見直しなどを求める提言を 1 月に取りまとめ、中小・小規模企業に対する国の諸政策に反映させるべく、政府・政党に対し、働きかけを行った。

### (3) 持続可能な社会保障制度の確立

年金の最低保障機能の強化や税制抜本改革を柱とする社会保障・税一体改革関連 8 法案が 24 年 8 月に成立した。かねてから当所が強く主張していた年金の特例水準（物価が下落した 12～14 年度の 3 年間に、本来なら年金額を引き下げるところを、高齢者の生活に配慮して特例的に年金額を据え置く措置が取られた）の解消や、無年金対策としての受給資格期間の短縮（25 年→10 年）などが実現した一方で、多くの重点化・効率化策（70～74 歳の医療費窓口負担を早急に法定 2 割へ、デフレ下での年金額の引下げ等）が先送りされる結果となった。

社会保障制度改革推進法では、社会保障制度改革国民会議を設置し、新年金制度のあり方や後期高齢者医療制度の見直し等について検討を行い、設置期限である 25 年 8 月 21 日までに取りまとめを行うこととされた。当所では、消費税率 10% の範囲内で持続可能な社会保障制度を再構築するため、社会保障専門委員会等を中心に検討を行い、25 年 2 月 19 日に開催された第 4 回社会保障制度改革国民会議のヒアリングにおいて、先送りされた社会保障給付の重点化・効率化策の断行や給付と負担のバランスを見直すこと、協会けんぽに対する国庫補助率を法定上限の 20% まで引き上げるべきであることなどを意見した。協会けんぽに対する国庫補助率については、25 年 3 月に「健康保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、24 年度末で期限切れとなる特例措置（国庫補助率 16.4%）の 2 年間延長が実現した。健康保険法本則の上限である国庫補助率 20% への引き上げについては、引き続き要望していく。

代行割れ問題が指摘されている厚生年金基金制度については、厚生労働省・社会保障審議会年金部会の下に設置された「厚生年金基金制度に関する専門委員会」で制度見直しが検討され、商工会議所代表として山本泰人社会保障専門委員会委員が参画し、意見を述べた。その結果、25 年 4 月に厚生年金基金制度の見直しを柱とする「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、当所が主張していた代行割れ部分の分割納付ができる特例解散制度において、分割納付期間を延長、無利息化することなどが盛り込まれた。

また、政府・政党における検討と並行し、厚生労働省の社会保障審議会の関係部会においても個別の改革項目について検討を行っている。23 年度から商工会議所代表として医療保険部会と年金部会にそれぞれ山下一平氏、山本泰人氏の両社会保障専門委員会委員が参画していることに加え、今年度から岡良廣社会保障専門委員会委員が介護保険部会に参画し、社会保障給付の重点化・効率化の観点から商工会議所の意見を述べた。

### (4) 国民生活の向上とわが国の経済成長に資する税制抜本改革の実現

毎年度実施している税制改正要望について、全国の商工会議所に対するアンケート調査等に基づき、税制専門委員会で検討を行い、7 月に「平成 25 年度税制改正に関する意見」を取りまとめた。政府・政党等に対して、本意見をもとに、わが国の中小企業の活力強化や地域の活性化に資する税制措置等の実現を要望した結果、事業承継税制の大幅な拡充、中小企業の交際費特例や設備投資減税の拡充、研究開発税制の拡充等、多くの意見が実現した。

要望の実現にあたり、7 月末から 11 月中旬にかけて、民主党政権下において政府税制調査会や与野党の税制関連会合、経済産業省の団体ヒアリング等で意見陳述するとともに、全国の商工会議所と連携し、国会議員等への要望・陳情活動を展開。その後、衆議院の解散・総選挙を経て、12 月中旬～

1月にかけて、自民党政権下における党税制調査会等に対し、陳情活動等を通じて要望の実現を働きかけた。

その結果、1月末に閣議決定した25年度税制改正大綱において、商工会議所がかねてから制度の見直しを求めていた、事業承継税制の大幅な拡充がなされ、雇用確保要件の緩和（5年間8割維持を5年平均8割維持に変更）、先代経営者の贈与時の役員退任要件の廃止、債務控除方式の変更（債務の相続があっても株式の納税猶予に影響が出ない計算方式に変更）、手続きの簡素化（経済産業大臣への事前確認の廃止、提出書類の簡素化、株券不発行会社への適用拡大、延納・物納の適用）等が措置されることとなった（27年1月施行）。

なお、税制抜本改革法や3党協議等において検討項目とされていた、相続税については課税強化がなされるものの、小規模宅地特例が拡充されることとなった。さらに、相続時精算課税制度が、贈与者の年齢要件が65歳から60歳に引き下げられ、受贈者に孫が加えられる形で拡充された。

中小企業の交際費課税の特例については、定額控除限度額を800万円まで引き上げ、全額が損金算入されることとなったほか、商業・サービス業および農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合、30%の特別償却または3%の税額控除ができる制度が創設された。本大綱に基づき、「所得税法等の一部を改正する法律案」が第183回通常国会に提出され、25年3月29日に成立した（交付：30日、施行：25年4月1日）。

消費税の複数税率導入については、与党税制改正大綱において、「消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。」とし、与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、「2014年度与党税制改正決定時まで、関係者の理解を得た上で、結論を得る」とされた。商工会議所では、複数税率の導入反対について、各種ヒアリングの場等で意見陳述を行っており、引き続き要望していく。

消費税率引き上げに伴う価格転嫁対策については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（25年6月5日成立）において、消費税の転嫁拒否等の行為に関する措置として、禁止行為を制定したほか、消費税分を値引きする等の広告や宣伝の禁止、総額表示義務の弾力的な運用や税抜価格の表示を認めること等が盛り込まれた。

また、「消費税引き上げに伴う価格転嫁対策等WG」（座長：平川忠雄税制専門委員）を、9月から3月まで全5回にわたって開催し、消費税率の段階的な引き上げが予定される中、中小企業経営への影響を最小限に止めるため、価格転嫁対策をはじめ、商工会議所としてどのような対策を行うべきか等について検討し、「商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン」を取りまとめた。

## (5) 中小企業の経営実態を踏まえた労働法制・雇用対策の実現

### ① 労働専門委員会における調査・研究・検討を基にした提言・要望活動の実施

中小企業を取り巻く経済環境や経営実態を踏まえた労働法制や雇用対策を実現するため、労働委員会を4回、労働専門委員会を3回開催したほか、雇用戦略対話、労働政策審議会、中央最低賃金審議会など各種会議等（合計126回）において、商工会議所の意見等を主張した。

最低賃金については、政労使が参集した内閣総理大臣主宰の雇用戦略対話において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」を前提とし、2020年までの目標で「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことが合意されている（22年6月合意）。当所は、最低賃金の引上げが経営に与える影響を独自に調査し（「最低賃

金の引上げの影響と対応に関する調査」：24年5～6月に実施。中小企業6,507社から回答、回答率81.5%）、最低賃金の引き上げにより給与を上げざるを得ない企業のうち、約2割の企業が「人員削減」や「採用抑制」を行わざるを得ない、また、約6割の企業において「労働時間削減」を行わざるを得ないとの回答を得た。これらを踏まえ、当所は、中央最低賃金審議会において、最低賃金法に基づいた審議（地域の労働者の生計費や賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素を総合的に勘案して定める）が大原則であり、とりわけ、中小企業の生産性の向上と支払能力を踏まえた議論を中心とすべきであること等を主張した。また、最低賃金と生活保護水準との乖離解消については、一旦解消しても、生活保護水準の上昇により再び乖離が生じるような現在の仕組みは大いに問題であり、最低賃金と生活保護水準との整合性のあり方について、改めて検討を行う必要があると主張した。最終的に、労使の意見は一致せず、審議会の答申は、公益委員見解として、Aランクで5円、B～Dランクで4円という引き上げ額の目安を地方最低賃金審議会に示すこととなった。これを受けた地方最低賃金審議会での審議の結果、24年度の地域別最低賃金は、全国加重平均で749円となり、前年度に比べ12円の引き上げとなった。

公的年金支給開始年齢の引き上げを背景とした高齢者雇用安定法の改正については、24年8月に改正法が成立したことを受け、労働政策審議会において、改正法の施行に向けた政省令等の議論を行った。当所は、継続雇用制度の対象となる者であっても、事業主の就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当する者については、継続雇用しないことができること、また、高齢者雇用安定法が求めているのは、継続雇用制度の導入であって、事業主に定年退職者の希望に合致した労働条件での雇用を義務付けるものではなく、事業主の合理的な裁量の範囲の条件を提示していれば、労働者と事業主との間で労働条件等についての合意が得られず、結果的に労働者が継続雇用されることを拒否したとしても、改正高齢者雇用安定法違反となるものではないことを「高齢者等職業安定対策基本方針」に明記するよう主張した。その結果、同内容は、新たに定められた「高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針」や「高齢者雇用安定法 Q&A」に明記されることとなった。

また、有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、期間の定めがあることによる不合理な労働条件を是正することを目的とした改正労働契約法については、24年8月の成立を受け、9月より労働政策審議会において、改正法の施行に向けた政省令等の内容について、検討を行った。改正労働契約法および改正高齢者雇用安定法の25年4月1日からの全面施行に伴い、改正法の内容周知や中小企業における具体的な対応策について、積極的に周知・啓発に取り組んだ。

新卒採用について、政府は24年3月より、政府、産業界、労働界、学校関係者等を参集した雇用戦略対話および雇用戦略対話ワーキンググループを開催し、若者の就労促進・雇用のミスマッチ解消やキャリア教育の充実等について議論を行った。当所は、同会議において、学生と中小企業のミスマッチの本質的な解消のためには、大手企業に就職できなかった学生が、志望先を中小企業に変え就職するのではなく、最初から中小企業を希望するような仕組みを構築すべき、インターンシップに前向きな企業を後押しする施策を拡充すべき等の意見を主張した。その結果、同年6月にとりまとめられた「若者雇用戦略」には、早い段階から学生の目が向かうような施策の展開や、中小企業に対してインターンシップのノウハウ提供や標準モデルの作成、地域におけるキャリア教育推進のための協議会設置を推進するなど、地域に密着したキャリア教育支援を行うことなどが盛り込まれた。

政府は「障害者権利条約」の批准に向け、国内法制の整備を進めており、労働及び雇用の分野では、障害者の雇用促進と平等な取扱いという視点から、障害者への直接差別の禁止や職場における合理的配慮の提供の義務づけ、精神障害者の雇用義務化等のあり方が課題となっていた。そこで、労働政策審議会では、労働及び雇用の分野における同条約への対応のあり方等について、24年9月より検討を開始した。同審議会において、当所は、とりわけ精神障害者の雇用義務化については、事業主が精神障害者を雇用できる環境が十分に整ったとは言えず、義務化の実施時期については慎重な判断が求められるべき等の意見を主張した。25年3月、同審議会は、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを内容とする改正法律案要綱を答申。政府は、審議会の答申を受け、改正法案を25年度通常国会に提出することとなった。

パートタイム労働対策について、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保の促進等を内容とした、改正パートタイム労働法（20年4月1日施行）が施行後3年を経過したことを受け、厚生労働省は労働政策審議会において、施行状況等を踏まえた法の見直しに関する報告書を取りまとめた（24年6月）。報告書の取りまとめに際し、当所は、パートタイム労働者への通勤手当の支給を努力義務化すべき等の意見に対して、現行法のまま努力義務の対象外とすべきであると主張。その結果、一律に均衡確保の努力義務の対象とすることは見送られた。今後、政府は、同審議会の報告書を踏まえて改正法案を作成し、国会に提出することとしている。

男女雇用機会均等対策については、改正男女雇用機会均等法（19年4月1日施行）が施行後5年を経過したことを受け、10月より労働政策審議会において、改正法の施行状況について議論を開始した。厚生労働省は、25年中を目途に同審議会の報告書を取りまとめる予定としている。

高度な専門知識・技能を持つ外国人材の我が国への一層の受け入れ促進を図るため、一定の要件を満たす高度人材外国人に対し、出入国管理上の優遇措置を与える高度人材ポイント制について、当所は、政府からのヒアリング等に協力し、中小企業に配慮した要件基準の設定や、魅力ある優遇措置を導入すべきとの意見を主張した。その結果、年収基準の下限が当初より引き下げられたほか、永住許可要件となる在留期間が10年から5年に短縮、配偶者の就労が可能となるなどの優遇措置が導入されることとなった。

## ② 各地商工会議所役職員を対象とする雇用労働関連法制の改正内容や審議会における審議状況を説明するセミナーの開催

改正高年齢者雇用安定法および改正労働契約法が25年4月1日から全面施行されることを受け、各地商工会議所の経営指導員、役職員等を対象に、「改正高年齢者雇用安定法・改正労働契約法に関する対応セミナー」を開催した（24年12月18日開催、全国の商工会議所より43名が参加）。セミナーでは、厚生労働省の担当部局から改正法の概要を説明するとともに、企業が注意すべき改正法のポイントや就業規則変更の注意点などについて、社会保険労務士から解説を行った。

## ③ ホームページやパンフレット等を通じた雇用・労働法制の改正内容に関する制定・改正後の周知

労働委員会、当所ホームページ、イントラネット、会議所ニュース等において、有期労働契約、高年齢者雇用、障害者雇用、新卒者採用、最低賃金、震災対応等、政府や審議会の検討状況に合わせたタイムリーな情報提供に努めると共に、雇用調整助成金の要件緩和や各種助成制度等、雇用・

労働に関する情報発信を実施した。

また、ホームページにおいて、各地商工会議所が開催する合同企業説明会等の採用・就職支援事業の情報等を随時掲載した。

## (6) 行財政改革の徹底・道州制の推進

行財政改革のあり方について、行財政改革専門委員会で検討を行うとともに、地域主権や道州制について国民の理解を深めるため、日本経済団体連合会および経済同友会とともに「地域主権と道州制を推進する国民会議」を開催し、アピールを採択した。

政府においては、22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に沿って、地域主権戦略会議を中心に国の出先機関の事務・権限をブロック単位で地方に移譲する取り組みを推進し、4月には、特定広域連合等を国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の受け皿とする特例制度の基本構成を決定した。当所は、同制度が将来の道州制導入につながる一里塚となるように設計すべきであることや、今後の制度設計にあたっては、基礎自治体、住民、商工会議所などのステークホルダーに対して丁寧な情報提供やヒアリングを行い、理解促進に努めるべきであることなどを要望した。

政府の規制・制度改革については、産業競争力会議との連携のもと、規制改革会議で本格的な議論が開始された。当所では、中小企業の活力強化や地域活性化につながる規制・制度改革の提案について、各地商工会議所を通じて会員企業等から現場の生の声をヒアリングした。それらの意見を整理して「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 50」として取りまとめ、25年5月に規制改革会議などに提出し、実現を働きかけた。

## (7) 商工会議所を中心とした社会総がかりでの教育再生の推進

産業界が必要とする人材の育成という視点に立った高等教育改革のあり方や、わが国の科学技術振興に資する教育・人材育成のあり方等について、教育専門委員会を中心に検討を行った。また、商工会議所が社会総がかりでの教育再生の中心的な役割を果たし、今後より一層教育支援・協力活動の取組を拡大するため、「商工会議所における教育支援・協力活動に関するアンケート調査」を実施。20年度の調査開始から5年が経過したことから、各地商工会議所における取り組みの経年変化を分析するとともに、先進事例や今後の課題などを「商工会議所キャリア教育活動白書」として取りまとめた。

調査に回答した371商工会議所のうち267商工会議所が何らかの活動を実施しているとし、実施率は7割(72.0%)を超えた。このほか、商工会議所が実施する活動の多くは助成金を受けずに実施していること、学校と中小企業を直接結ぶ取り組みに多くの商工会議所が前向きな姿勢であることなども明らかになった。

こうした商工会議所におけるキャリア教育活動は、外部からも高い評価を得ており、経済産業省が主催する「第3回キャリア教育アワード」において、東京商工会議所の「総がかりでのキャリア教育支援活動の実践」が優秀賞を受賞した。

## (8) 少子化対策の推進や国民福祉向上に向けた調査・研究等の継続

### ① 少子化対策やワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進について調査・研究・周知

急速に進む少子化は、将来的に労働力不足、ひいては経済活力や社会保障制度の持続可能性の低下を招く恐れがあるとの認識のもと、わが国の重要政策課題の一つとして取り組む必要がある少子

化対策や、仕事と子育ての両立支援等について意見活動等を行った。

次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築を目的とした、政府の「子ども・子育て新システム」の検討に関し、当所は、内閣府「子ども・子育て新システム 基本制度ワーキングチーム」において、子ども・子育て支援の財源に係る事業主負担等について意見を主張した。その結果、24年8月に成立した子ども・子育て支援法等関連 3法では、事業主拠出金率について、0.15%を上限とすることが制定された。

また、少子化対策、地域活性化等の観点から、独身の男女に対し、出会いの場を提供することを目的とした交流会・街コン（地域の飲食店等と協力し、出会いの場の提供に加え、飲食店等の販売促進、地域の活性化を目的に開催される大規模な交流会）等の事業を実施する商工会議所の取り組みを把握するため、全国 514 商工会議所を対象に、「商工会議所婚活事業実施状況調査」を実施した（24年10月に調査実施、25年2月14日に結果公表）。

ホームページにおいて、少子化対策やワーク・ライフ・バランスに関する行政の取り組みや各地商工会議所が開催する婚活事業の情報等を随時掲載した。

## ② 消費者問題に関する調査・研究・周知

消費者庁が創設を検討している、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について検討を行い、25年3月に日本経済団体連合会、経済同友会、在日米国商工会議所、アメリカ商工会議所法改革機関、欧州ビジネス協会および BUSINESSEUROPE と連名で「日本における集団訴訟制度に関する緊急提言」を消費者庁等に提出した。提言では、本制度の対象を、制度創設の趣旨である少額・多数の被害者の事案に限定することや、遡及適用しないことなどを求めた。

その後も消費者庁との交渉を続けた結果、25年4月に閣議決定された「消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律案」において、かねてより当所が主張していた①逐条解説等で、本制度の目的は少額多数の被害者の泣き寝入りの救済である旨を記載すること、②一段階目の手続き（共通義務確認訴訟）にも抗告規定を設けること、③本制度施行前の事案に遡及適用しないこと、④濫訴に備え制度の見直し規定を設けることが実現した。

消費者庁は、25年通常国会での成立、3年後の施行を目指している。当所としては、濫訴による中小企業への影響を排除し、泣き寝入りする消費者の救済とのバランスのとれた制度となるよう、今後策定される逐条解説等の内容をチェックし、必要な場合は意見を述べていく。

## (9) 債権法・会社法・独禁法等経済法規改正への対応

国内外の社会、経済環境が著しく変化する中、企業活動に大きな影響を及ぼす法改正の検討が進められている。特に民法（債権法）改正と会社法制の見直しについては経済法規専門委員会で検討を行った。

民法（債権法）改正については、取引実務に関わる広範な分野が検討されており、今後の経済取引に影響を与える可能性がある。そこで、経済法規専門委員会で債権法見直しによる影響を検討したほか、法制審議会民法（債権関係）部会に委員を派遣し、中小企業の実態に基づいた意見を申し述べている。また、24年11月には、中間試案の取りまとめに先んじて、中小企業の経営に影響が特に大きい7つの項目について「民法（債権法）改正に対する商工会議所の意見」を法務省に提出した。この意見を一部反映し、25年3月に「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が法務省から公表され

た。これに対しては、中小企業の経営に影響がある項目について幅広く取り上げた意見を4月に提出した。

会社法制の見直しについては、24年8月に法制審議会会社法制部会において「会社法制の見直しに関する要綱案」が取りまとめられた。取りまとめにあたっては、経済法規専門委員会の下に設置した「会社法制の見直しに関する検討会」で詳細な議論を行い、法制審議会会社法制部会での商工会議所代表委員の発言のバックアップを行った。

## 2. グローバル化への対応と生産性向上への支援

### ～中小企業の国際展開とIT化を推進～

#### (1) アジア諸国を訪問し、経済連携強化や投資環境の改善を意見・要望

##### ① ASEAN などアジア新興地域への大型経済ミッションの派遣

岡村会頭を団長とする「訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション」を9月に派遣し、総勢124人が参加した。両国政府要人や商工会議所幹部等との懇談を通じて、両国との経済関係強化、中小企業の投資環境の改善、進出日系企業の投資・ビジネス環境の改善に向けた意見・要望活動を展開した。

ベトナムでは、当所と計画投資省との間で覚書を締結し、日本の中小企業のベトナム進出支援、ビジネス環境整備に資するための定期会合の開催等について合意（中央政府との締結は初めて）。ミャンマーでは、ニャン・トゥン副大統領ほか6人の大臣と懇談し、投資環境整備について意見交換を行ったほか、第9回日本ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議を開催した。

今回の経済ミッションには、中小企業向けの実務型ミッションを同時に派遣し、現地の工業団地や進出日系企業の視察、さらには、現地企業とのビジネスマッチング（商談会）等を行った。

##### ② 移動型 ASEAN 経済大臣会合（ASEAN 経済大臣ロードショー）に出席する ASEAN 地域の経済関係閣僚との関連行事の開催

ASEAN 経済大臣が、日本で ASEAN ロードショーを開催するために4月に来日した機会を利用し、同事業の各種支援を行った。

今回のロードショーは、仙台と東京で行われ、東京で開催された中小企業の視察先の調整、当日のアレンジ、さらには、日本経済団体連合会と共催で昼食会を行った。また、岡村会頭が会長を務める ASEAN・日本経済協議会日本委員会において懇談会を開催し、ASEAN 経済大臣に対して、「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の推進」「ASEAN 連結性の促進」「中小企業の育成に向けた日 ASEAN の仕組みづくり」「日本の経済界との対話促進」などを求める要望書を提出した。

##### ③ タミル・ナドゥ州（インド）への進出を支援＜23年度に経済ミッションを派遣＞

24年9月に締結したタミル・ナドゥ州（インド）との覚書を踏まえ、同州への日本企業の進出支援を行う観点から、25年2月にジェットロとの共催により、インド南部自動車産業投資ミッション（タミル・ナドゥ州、カルナタカ州）を派遣した。

また、5月に印日商工会議所と連携してタミル・ナドゥ州から中小企業ミッションを受け入れ、「イ



ンド・タミル・ナドゥ州セミナー」を開催し、セミナー終了後にセミナー参加者による名刺交換会を行うなど、同州と日本企業とのビジネス交流の促進に努めた。

#### ④ 天津市への進出意欲のある企業と天津市経済技術開発区管理委員会東京事務所とのマッチング

尖閣諸島を巡る問題等により、両国間の経済交流は厳しい状況におかれているが、当所は天津市商務委員会とのMOU（覚書）に基づき、天津市の経済技術開発区（TEDA）および西青経済技術開発区（XEDA）の両日本事務所と密接に連携し、XEDAが開催した投資セミナーに協力したほか、25年4月に発行の会議所ニュースで天津特集を行うなど、同市に関する情報発信に努めた。

### (2) 中小企業の国際ビジネスを支援

#### ① 二国間・多国間経済委員会活動を通じた国際ビジネス支援の拡充

貿易拡大や投資・技術移転等を促進するため、15の二国間・多国間経済委員会を設置。これらの活動を通じて、中小企業の国際展開を積極的に支援した。

日印経済委員会では、インドセミナー（6月）、日バングラデシュ経済委員会では、バングラデシュ輸出加工区（BEPZA）セミナー（7月）、バングラデシュ繊維産業セミナー（3月）を開催し、情報発信や交流促進に努めた。

また、日本マレーシア経済協議会では、マレーシア・クアラルンプールで10月に開催した第31回合同会議にあわせて実務型ミッションをボルネオ島に派遣。今後の市場拡大が期待されるハラル産業、パームオイル産業における中小企業のビジネス機会を探るため、両産業拠点の視察と、現地政府から当該産業振興策等に係る情報収集を行った。

日比経済委員会では、3月に「フィリピン投資セミナー」を開催。参加した300人を超える中小企業者等に対し、フィリピンの投資環境の最新情報と既進出日系企業からの事例報告を行った。

#### ② 貿易・投資・ビジネス環境整備に係る問題点の整理および提言

4月のASEAN経済大臣の来日の機会を利用して、岡村会頭が会長を務めるASEAN・日本経済協議会日本委員会において懇談会を開催し、ASEAN経済大臣に対して、「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の推進」「ASEAN連結性の促進」「中小企業の育成に向けた日ASEANの仕組みづくり」「日本の経済界との対話促進」などを求める要望書を提出した。

また、タイ・バンコクで行われたアセアン日本人商工会議所連合会（FJCCIA）とスリン・アセアン事務総長との定期対話に宮城常務理事が出席し、東アジアの包括的経済連携（RCEP）の進捗への期待と、既に交渉がスタートしている「物品貿易」の作業部会に加え、「サービス貿易」「投資」「原産地規則」の作業部会についても、可能な限り早期に立ち上げることを要望した。

さらに、4月にデリーで開催された閣僚級日印官民政策対話に参加し、金融規制緩和策につきシャルマ商工大臣に提言した。

#### ③ 二国間・多国間経済委員会への参加企業の裾野拡大など組織の強化

日本とスペインの「日本スペイン交流400周年」を控え、日西経済委員会の活動を再開し、新規会員募集を行った。

また、訪ミャンマー・ベトナム経済ミッションの成果を踏まえ、同ミッションのフォローアップ

を行う観点から、大メコン圏ビジネス研究会を発展的に改組し、新たに「日本メコン地域経済委員会」を創設し、新規会員の募集を行った。

#### ④ 全国商工会議所中国ビジネス研究会、大メコン圏ビジネス研究会や全国商工会議所台湾ビジネス連絡会における情報提供および企業間交流等の促進

メールマガジンや当所のホームページを通じて、中国、台湾やメコン地域の投資環境および当該国・地域向けのビジネスに関連するセミナー等についての情報提供を行った。メールマガジン配信数は、全国商工会議所中国ビジネス研究会は 18 回（これまでの累計 122 回）、全国商工会議所台湾ビジネス連絡会は 10 回（同 18 回）。

また、大メコン圏ビジネス研究会では、在京タイ、ベトナム、ラオスの各国大使との懇談会を行ったほか、9月の訪ミャンマー・ベトナム経済ミッションにあわせて、ミャンマー・ヤンゴンでミャンマー連邦共和国商工会議所連合会との第9回目の合同会議を開催した。さらに、このミッションを踏まえ、2月のカン・ゾー国家計画・経済開発大臣の来日時をとらえ、発表されたばかりのミャンマー外国投資法説明会を行った。

#### ⑤ 日韓商工会議所首脳会議、アジア商工会議所連合会（CACCI）会合等の開催・参加および交流促進

第6回日韓商工会議所首脳会議を韓国・釜山市で開催した。日韓の商工会議所首脳32名が参加し、両国の経済状況および今後の見通し、経済協力のあり方、両国の商工会議所事業と相互協力等について意見交換を行った。また、首脳会議の前後に、岡村会頭を含む日本側メンバーの一部が麗水万博を視察した。

10月、アジア商工会議所連合会（CACCI）第26回総会がネパール・カトマンズで開催され、日本 YEG から4名が若手企業家分科会に参加し、日本 YEG 会長のメッセージを披露したほか、日本 YEG 主催カクテル・レセプションを開催し、アジア太平洋地域の経済人との交流を図った。また、25年3月にフィリピン・セブで開催された第27回総会には、日本 YEG から2名が若手企業家分科会に参加し、日本 YEG の活動概要等についてプレゼンテーションを行うなど、参加国・地域の商工会議所と情報共有・交換に努めた。

#### ⑥ 在外日本人商工会議所や外国商工会議所、在日外国公館、現地政府等とのさらなる連携促進・協力体制の構築

在外日本人商工会議所79カ所宛に基本情報の調査を実施し、今年度の役員構成や会員数・業種構成の現況、活動内容等に係るデータの更新を行った。また、ASEAN 日本人商工会議所（FJCCIA）とスリン・アセアン事務総長との定期対話に合わせて開催された FJCCIA の総会および事務局長会議に出席し、意見要望活動や会員サービス事業に係る当所とアセアン各地日本人商工会議所との連携活動の進め方等について意見交換を行った。

在日外国公館や投資機関との連携を強める観点から、日本企業の事業展開先として関心の高いアジア地域を中心に、連絡担当窓口に関する情報収集を行い、データベースを作成し、CCI スクエアに情報を公開することで、各地商工会議所への情報提供を行った。

## ⑦ 在日外国公館や在日外国商工会議所との交流を促進

在日のカナダ、米国、英国、ドイツ、イタリア、フランス、オーストラリア、ニュージーランド等の外国商工会議所と共催で、交流レセプションを6月と12月に東京で開催した。また、4月に在日イタリア商工会議所、6月に在日スイス商工会議所、7月に在日英国商工会議所、10月に在日フランス商工会議所、3月に米国商工会議所との交流会を実施した。

## (3) 中小企業支援機関等との連携による中小企業の国際展開支援

### ① 国際協力機構（JICA）との連携による中小企業の国際展開（F/S）支援

中小企業の海外投資の失敗の第一の理由が、現地で取引先等を確保できなかったことであるという実態を踏まえ、政府に対して海外支援のための事前調査（F/S）のための支援策の充実を働きかけた。

その一方で、中小企業の国際展開の際のF/Sを支援するための仕組みづくりについて国際協力機構（JICA）に働きかけた結果、パイロット事業として、1社当たり1,000万円、10カ所の支援事業が実施された。本件については、25年度以降の予算にも反映されただけでなく、同パイロット事業を参考に、外務省のODA予算においても、中小企業の国際展開のためのF/S支援事業が新たに創設されることになった。

### ② JETRO、中小企業基盤整備機構等との連携による中小企業の国際ビジネス・マッチング支援

在日インドネシア大使館商務部と連携し、インドネシア・ジャカルタで開催されたトレードショー「インドネシアトレードエキスポ2012」（主催：インドネシア国商業省）に合わせ実務型ミッションを派遣。同トレードショー会場内において、出展企業との個別ビジネス交流会を実施した。

また、同ミッションにおいてJETROジャカルタセンターと連携し、「投資先としての魅力—インドネシア共和国」をテーマに投資セミナーを開催。インドネシアの経済・投資動向やインフラ整備状況を中心とした投資環境について情報提供を行った。

なお、JETROとは、9月19日に、「中小企業の海外展開の支援を目的とする業務協力に関する合意書」を締結。この合意書は、当所および各地商工会議所がJETROと連携・協力して国際展開事業を実施することにより、相互の組織の機能を補完し合い、より効果的に中小企業の海外展開ニーズに応えていくことを目的としている。

## (4) 経済連携協定（TPP、EPA、日中韓FTA等）の締結促進

### ① TPPをはじめとする経済連携協定の交渉の動き等に関する積極的な情報発信

ホームページにおいて、日本政府および交渉参加国の政府や商工会議所などから収集した情報等を整理し、TPPに関する情報提供を掲載。同ページにてEPAに関する情報提供も行った。

また、TPPに関する理解促進を図る観点から、全国の商工会議所等と連携し、12カ所（これまでの累計では66カ所）で説明会を行った。

## (5) 中小企業支援体制の強化および情報発信

### ① 中小企業国際化支援を担当する各地商工会議所職員向け研修の実施

商工会議所における中小企業向け国際化支援体制の強化につなげていく観点から、全国の商工会議所職員向けに、国際化支援担当者研修会を11月に東京で実施した。中小企業国際展開支援機関の

支援活動に関する情報提供をはじめ、進出日系企業、各地商工会議所の取り組みについての事例発表を行った。

また、在京 ASEAN 大使館の協力のもと、シンガポール、フィリピンの投資環境に関する説明、さらには、懇親会を通じて、ASEAN 各国が求めている日本企業の投資内容や各国の投資環境などを直接意見交換できる実践的な内容とした。

## ② 各地商工会議所における国際化事業（セミナー、海外視察等）に対する支援

各地商工会議所が取り組む中小企業向けの国際化支援事業を支援するため、セミナーや講演会への講師の斡旋や経済ミッションの際の便宜供与を 32 件行った。

## ③ ホームページ等を通じた情報発信

中小企業の海外展開支援に資するため、22 年に当所ホームページ内に開設した「中小企業国際化支援ナビゲーター」を通じて、各種セミナーや視察会、投資・ビジネス環境等に関する情報発信を行った。24 年度は、「全国商工会議所中国ビジネス研究会」「韓国ビジネスゲートウェイ」のコーナーを新設し、各地商工会議所との関係も深い、中国と韓国のビジネス情報を充実させたほか、「海外事情レポート」として毎月、海外日本人商工会議所から収集した各国の投資環境の現況や政治・経済情勢等に係る情報発信を行った。

また、シンガポール日本商工会議所、シンガポール経済開発庁、シンガポールビジネス連盟と連携し、「シンガポールをベースキャンプとしてアジア展開をどのように進めるのか」をテーマに投資セミナーを開催し、進出事例、法制度、税制など様々な観点からシンガポールのビジネス環境に係る情報発信を行った。

## (6) 特定原産地証明書の利用促進と非特惠貿易関係証明の円滑な発給体制の整備

### ① 普及・促進に向けた説明会の実施、およびホームページ等を活用した制度説明資料の充実

EPA に基づく特定原産地証明書の普及に関しては、初心者向けの説明会を、札幌、千葉、東京、横浜、名古屋、福井、福岡で開催したほか、11 月、12 月、2 月、3 月には、業界団体等と連携して発給手続きに関する説明を行った。併せて、発給事務所の新任担当職員を対象とした研修会を 5 回開催し、発給体制の整備を図った。

また、ホームページにおいては、特定原産地証明書の基本的な申請手続きに関する申請者の理解度向上を図るため、当該手続きを紹介する動画を作成し、11 月から配信した。さらに、関連情報を随時更新し、申請者の利便性を高めた。

こうした取り組みの結果、24 年度の特定原産地証明書の発給件数は、約 15.3 万件（前年度比 28.6% 増）に達した。

### ② EPA 特定原産地証明書の円滑な発給のための運用手続規則の制定・見直し

EPA に基づく特定原産地証明書の発給等について、法令上の明確な運用手続規則が定められていない場合や、現行制度に改善の余地がある場合には、適宜、関係当局や発給事務所等と協議を行い、当該規則の制定・見直しを通じて、発給事務の円滑化を図った。

### ③ 貿易関係証明の円滑な発給に向けた関係機関からの情報収集およびホームページ等を通じた情報

### 提供、担当職員研修の実施

各地商工会議所が実施する非特惠貿易関係証明発給事業について、円滑な発給を図るため、適宜関係機関から情報収集し、CCI スクエア等を通じて各地商工会議所に情報提供を行った。

また、貿易関係証明業務の全国統一的な運用と、各地商工会議所における円滑な発給に資することを目的としている「商工会議所貿易関係証明発給業務マニュアル」について、平成 25 年 4 月からの適用に向けて従来の内容を改訂し、初めて担当になった職員等にも、より分かりやすい記述に整理するなどの変更を行った。

さらに、貿易証明に関するアンケート調査等の実施を通じて、各地商工会議所の発給体制・発給実績の把握を図り、各地商工会議所の体制整備を支援した。このほか、非特惠貿易関係証明業務の担当職員向け研修会を 2 回開催し、資質向上を図った。

#### ④ 23 年度に構築した特定原産地証明情報の電子的閲覧システムによる通関手続の円滑化支援と利用者ニーズに合ったシステムの検討・改善

特定原産地証明書の利用企業が、スムーズな通関、およびトラブルによる追加費用の発生の回避、といったメリットを享受できるよう、相手国税関における電子的閲覧システムを運用した。

#### (7) 地域中小企業の IT 経営支援に資する各種事業を推進

地域中小企業が IT を戦略的に活用して経営革新を図る「IT 経営」への取り組みを支援する具体案等について、「IT 経営推進専門委員会」において研究・検討を行った。同専門委員会の議論を通じて示された方向性「商工会議所自らの IT 利活用推進し、地域における IT 推進モデルとなり、中小企業を啓発・先導・支援していく」にもとづき、これを具現化するために、民間 IT 企業や教育機関、公的機関等と連携した各種事業を推進した。

##### ① 商工会議所自らの IT 利活用推進

商工会議所自身が最新の IT 機器を利活用して、自らの業務や事業の拡充・強化を図ることを目的として、5 月に、全国の商工会議所（連合会）において、役職員業務用、研修事業用としてタブレット端末を導入し（415 会議所、9,000 台導入）。当所ではその円滑な導入・活用を支援するため、全国主要都市で利用方法等に関する説明会を開催するとともに、都道府県単位で基本操作を習得する研修会や実践的な活用方法を習得する研修会を継続して開催した（400 会議所、1,450 名参加）。また、CCI スクエア内に「タブレットスクエア」を設置し、各地商工会議所がタブレット端末を活用するために有用なアプリやコンテンツ等の情報提供を行った。

各地商工会議所においては、導入したタブレット端末を用いて、企業訪問時における各種情報の提供をはじめ、外出時の事務所との連絡・情報共有、写真・動画による現場情報の記録、地図・ナビゲーション機能による効率的な巡回などで活用が図られるとともに、各種会議のペーパーレス化も試みられることとなった。

また、昨今爆発的に利用者が拡大している SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の facebook について、各地商工会議所においてもこれを活用し、地域イベントや会議所事業に関する情報を随時発信したり、会員や市民との交流促進が図れるように、ページ開設を支援する研修会を開催した。（45 会議所、61 名参加）

さらに、IT 利活用による商工会議所事業の拡充、情報発信力の強化を目的として、中小都市規模

の商工会議所の情報担当者をメンバーとする「商工会議所 IT 活用研究会」を設置し、都市規模にかかわらず全国の商工会議所で取り組むことができる、IT 利活用の推進および IT 経営支援に資する具体案等について研究・検討を行った。参画メンバー商工会議所における事例を参考に、各地商工会議所が過度な負担なく自主的に取り組める、「IT 活用モデル」をとりまとめた。同モデルにおいては、①タブレット端末の活用、②facebook ページの開設、③イントラネットの構築、④ホームページの再構築、⑤メールマガジンの発行、⑥IT 関連セミナーの開催、⑦ザ・ビジネスモールの活用、⑧地域 IT 企業の組織化の 8 つの事業モデルを策定、提示。各地商工会議所の取り組みを促進するように、各モデルにおいて、実施までのプロセスを簡潔明瞭な作業手順とともに明示するとともに、先進事例の紹介や留意点、使用する IT ツール、予算、当所での支援など豊富な参考情報を掲載している。

## ② 地域中小企業の IT 導入・利活用支援

地域中小企業の IT 導入・利活用支援としては、各地商工会議所に導入されたタブレット端末により会員企業はじめ地元事業者等を対象に同端末の操作・活用研修を実施した。同研修においては、パソコンに比べて経費負担が少なく、持ち運びができ簡便に使用できるタブレット端末の利点を紹介するとともに、基本操作からビジネス活用事例まで説明し、中小企業における導入・活用を促進、支援した（51 会議所で 185 回実施、計 2,350 名参加）。当所では、各地商工会議所における同研修実施に資するよう、基本カリキュラムおよび研修テキストを作成・提供するとともに、講師紹介等に対応できるよう相談・支援窓口を設置した。

さらに、事業者向けの研修事業として、当所と各地商工会議所の共催により、タブレット端末活用や SNS の活用、ネットショップによる販路拡大、セキュリティ対策などをテーマとするセミナーを継続して実施した（34 会議所で実施、計 1,930 名参加）。

各地域において商工会議所を中心とした地元中小企業への支援体制を強化するため、各種の研修会等を通じて当所と特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会との連携強化を図るとともに、各地商工会議所には希望に応じて IT 経営支援の専門家である地元 IT コーディネータを紹介・派遣し、IT 関連の相談に対応できるよう支援した。

また、経済産業省主催の「中小企業 IT 経営力大賞 2013」に共催団体として参画するとともに、専門委員会および IT 活用研究会の協力も得て応募企業の発掘に取り組み、優れた IT 経営を実現している商工会議所会員企業等を表彰するとともに、その事例を各地商工会議所はじめ広く紹介し、地域における IT 推進モデルの普及を図った。

## 3. 中小企業の成長力強化と人材育成・確保支援

### ～「攻め」の中小企業政策への転換促進と経営支援体制の強化～

#### (1) 「成長」の観点に重点を置いた中小企業政策の必要性を主張

##### ① 今後の中小・小規模企業施策のあり方についての検討

中小企業庁は、24 年 3 月に、「日本の未来」応援会議～小さな企業が日本を変える～（略称：“ちいさな企業” 未来会議）（共同議長：岡村会頭、枝野経済産業大臣（当時））を設置。2 回の総会および全国各地での 31 回の地方会議に、中小・小規模企業経営者や、商工会議所を含む中小企業団体、

税理士等の士業、商店街関係者、地域金融機関等など、のべ 4,010 名が参加し、中小・小規模企業の経営力・活力の向上に向けた課題と今後の施策のあり方を討議した。

当所は、同会議への参画を通じ、中小企業政策を「日本再生戦略」の柱に据え、従来の枠に捉われない大胆な政策を早急に展開することを主張した。

24年6月の「取りまとめ」では、基本的な考え方として、「中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化を検討・実施すべき」などが記載されるとともに、資金調達や販路開拓に悩む経営者が相談できる「知識サポート」の仕組みの構築や、起業・創業、第二創業を後押しする補助金の創設などが提言された。その後、同「取りまとめ」の主要な部分が、7月に策定された「日本再生戦略」に柱の一つに位置付けられた「中小企業」部分に盛り込まれた。

## ② 「新たな中小企業政策の基本的方向について～中小企業の定義問題を含めて～」を提言

当所は、中小企業の置かれている現状を踏まえ、成長の原動力としての中小企業の競争力強化に資する中小企業政策の方向性について、中小企業基本法における中小企業の定義問題を含め、中小企業政策専門委員会および総合政策委員会において議論を重ね、25年1月に、「新たな中小企業政策の基本的方向について～中小企業の定義問題を含めて～」をとりまとめた。政府・与党などに対し、その実現を働きかけた結果、25年4月に閣議決定された「小規模企業活性化法案」（小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案）では、中小企業基本法に、「中小企業施策として今日的に重要な事項」として海外展開の推進や事業承継のための制度整備が盛り込まれるなど、当所の主張の多くが盛り込まれた。

## (2) 中小企業が抱える経営課題に対する商工会議所の支援力を向上

### ① 「全国フォーラム」の開催など経営指導員の支援力向上を図る取り組みを実施

経済・社会環境が大きく変化する中で、中小・小規模企業が抱える経営課題も多様化・高度化・複雑化しており、各地商工会議所における経営支援力の一層の強化が求められている。このため、経営支援における好事例やノウハウの水平展開などを図るとともに、経営指導員の全国規模のネットワークを強化し、「連携によるイノベーション」を通じて各地商工会議所における中小・小規模企業に対する支援力を向上することを目的に、「商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）」を、7月に京都市で初めて開催し、各地商工会議所の経営指導員ら 156 人が参加した。

また、当所では、都道府県ごと、もしくは各地商工会議所における研修を補完する位置付けで、経営指導員向け実践型研修を 10 回実施し、計 400 人が参加した。具体的には、創業支援や中小企業の国際化支援に必要な知識の取得、マル経を中心とした金融相談に必要な基礎知識の習得、経営安定対策（倒産防止）事業における実務対応スキルの習得や、実在の企業を題材とした経営改善提案実習等を実施した。

さらに、ブロック別中小企業相談所長会議に併せ、効果的な企業支援のあり方等をテーマにした中小企業支援先進事例普及研修会を実施した。

一方、各都道府県の厳しい財政事情等を受け、多くの地域で小規模企業対策予算が縮減傾向にあることを受け、当所は、12月、全国知事会長に対し、25年度の小規模企業対策予算の十分な確保、確実な執行を求めた。

## (2) 中小企業金融の円滑化

中小企業の資金繰り状況や資金調達の円滑化・多様化にかかるニーズを把握するため、7月と25年1月に、金融実態調査を実施した。金融機関の貸出姿勢や消極姿勢の理由、中小企業金融円滑化法終了を踏まえた各地商工会議所の経営支援に関する取組み状況や課題等について継続的に調査を行い、フィードバックを行った。また、中小企業金融円滑化法期限到来による中小企業の影響については、12月にLOBO調査でも調査を行い、結果を各地商工会議所に還元している。

多様な中小企業の事業再生を支援する中小企業再生支援協議会は、全国47カ所に設置されており、そのうち31カ所は商工会議所が設置主体となっている。24年度の活動状況は、企業からの相談体制を拡充したこと等により、窓口相談企業数は、3,712件（前年度比113.2%増）、再生計画策定支援完了件数は、1,511社（前年度比492.5%）と大幅に増加した。

経営指導を金融面から補完する小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）について、24年度から引き続き25年度も融資限度額の拡大ならびに貸付期間・据置期間の延長が継続することとなったが、制度拡充の内容や、政府の施策（設備資金貸付に対する貸付利率特例制度や災害マル経等）について資料提供等を通じて各地商工会議所に周知徹底を行うなど、同制度の積極的な推進に注力した。

24年度の商工会議所におけるマル経融資の推薦実績は、件数21,271件（前年度比107.1%）、金額1,105億5,491万円（同109.6%）であった。商工会を含む全体の融資実績は、1,722億2,821万円（同111.6%）で、予算上の当初貸付規模2,160億円に対する消化率は79.7%となった。

また、マル経融資推薦業務の経験が浅い各地商工会議所の経営指導員を対象に、同融資の推薦に必要な基礎知識の習得を目的に、実務研修（マル経基礎研修）を実施した。

## (3) 企業再生・事業継続・経営安定対策の強化

経営安定特別相談事業に関わる経営指導員のさらなる資質の向上を目的に「経営安定対策事業研修会」を開催し、担当者における一層の能力向上を図った。

BCP（事業継続計画）の普及促進に関しては、中小企業庁が作成した冊子「中小企業の事業継続計画（BCP）〈災害対応事例からみるポイント〉」について、各地商工会議所宛てに周知を行った。また、中小・小規模企業のBCP策定について、経営指導員が個別・具体的なアドバイスを行えるようレベルアップを図るために東京、大阪で研修会を開催した。

経営安定特別相談室を設置している198商工会議所の24年度の相談受付件数の合計は1,700件であり、そのうち1,346件が商工調停士等のアドバイスによって倒産を回避することができた。

自殺対策においては、「経済産業省」との情報交換を通じて、「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」等における政府の各種取り組みについての周知や、中小企業に対するきめ細かい相談対応、中小企業の経営上の悩みに対する各種相談窓口の周知、中小企業に対する震災対応の各種支援策の周知を行い、相談対応の強化を図った。

## (4) 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・啓発

### ① 各地商工会議所との連携による「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・啓発

24年2月に策定した「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という）」の普及・啓発に向け、各地商工会議所窓口において、中小企業が財務諸表・計算書類等を作成する際に中小



会計要領を利用するよう、積極的な啓発および相談に応じた適切な助言を行うとともに、広報活動、セミナー・研修の開催などを中心に様々な取り組みを実施した。

広報活動については、中小企業庁作成のパンフレット・リーフレットの各地商工会議所での設置・頒布、ポスターの掲示とともに、各地商工会議所常議員会や委員会でのPR、ホームページや会報への記事掲載を働きかけた。また、当所においては、ホームページ上での中小会計要領のポータルサイトの開設、会議所ニュースへの中小会計要領に関する記事の掲載など、多様な方法での周知・広報活動を実施するとともに、日商簿記検定の出題区分に中小会計要領を追加するなど、知名度向上に向けた取り組みを行った。

セミナー・研修については、中小企業基盤整備機構と各地商工会議所が共催する「中小企業会計啓発・普及セミナー」および各地商工会議所が主催する会計に関連するセミナー・研修などを、延べ約250回（約10,000名が参加）開催。中小企業の経営者が、自ら中小会計要領の内容を理解し活用できるよう、積極的に取り組んだ。

また、中小会計要領の普及・啓発を行っていくための中小会計要領について分かりやすく説明できる人材育成の観点から、全国商工会議所専務理事・事務局長会議、商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）、ブロック別中小企業相談所長会議、経営指導員等研修などにおいて中小会計要領に関する説明を行い、各地商工会議所職員・経営指導員の中小会計要領に関する理解の促進を図った。

25年度についても、各地商工会議所と連携し、中小企業関連機関・団体と一丸となって、さらに中小会計要領の普及・啓発に取り組んでいく予定。

## ② 「中小企業の会計に関する指針」の改訂に向けた検討

「中小企業の会計に関する指針（以下「中小会計指針」という）」の改定は、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会および企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会（以下「委員会」という）」において検討。

「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書（22年8月30日）」および「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書（22年9月30日）」の提言を踏まえ、記載を平易な表現に改めるなど、中小企業の経営者にとって、中小会計指針をより利用しやすいものとするを主眼に置いた見直しを行った。25年2月13日の委員会での承認を経て、25年2月22日に、「中小企業の会計に関する指針（24年版）」を公表した。

## (5) 中小企業における適正な取引の推進

下請取引適正化の推進や「下請かけこみ寺」および「下請適正取引の推進のためのガイドライン」や各下請ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべき事例の「ベストプラクティス集」、「下請取引コンプライアンス・プログラム」について当所ホームページ上に設置している特設ページや各地商工会議所を通じて事業者宛に周知を図るとともに、シンポジウム・セミナー等についての案内を行った。また、中小・小規模企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、震災による災害の影響を受けた下請事業者への配慮を含め、「下請取引の適正化」および「下請事業者への配慮等」について各地商工会議所を通じ、事業者に対し改めて周知を行い、適正な下請取引の推進を図った。

下請取引適正化推進講習会やシンポジウム・セミナー、下請ガイドライン説明会等の開催について、各地商工会議所を通じて中小企業への周知を行った。さらに、公正取引委員会と連携し、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用の推進のため、経営指導員を対象とする研修会で独占禁止法および下請法について公正取引委員会が説明する機会を設けていただけるよう、各地商工会議所への周知を行った。

#### (6) 中小企業の知的財産権取得・活用・保護の推進

産業構造審議会、知的財産戦略本部専門調査会等において、中小企業が知的財産権を円滑に取得・活用・保護できる環境の実現に向けて意見具申した。その結果、外国出願費用の補助(地域中小企業外国出願支援事業)に係る予算および実施自治体の拡充、中小企業の知的財産に関する課題の解決をワンストップサービスで提供する知財総合支援窓口の機能強化等が図られた。また、政府・知的財産戦略本部が策定する「知的財産政策ビジョン」および「知的財産推進計画 2013」に「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」が柱として位置付けられたほか、地域活性化に中心的に取り組む商工会議所が登録主体となれるように地域団体商標制度の拡充を図ることなどが盛り込まれた。

18年度より全国の商工会議所の協力を得て設置、運営している「知財駆け込み寺」においては、知的財産の創造・保護・活用等に関する様々な課題を抱える中小企業に対し、相談を通じた問題解決にあたった。24年度の相談受付件数は2,163件。

#### (7) 検定受験者の増加に向けた取り組みをスタート

20年度から実施している「検定拡充5%運動」については、各地商工会議所との連携のもと、会員企業・教育機関等における検定資格の活用や、検定資格取得者のジョブ・カードへの記載促進などを通じて受験者拡大に取り組んできた。その結果、22年度までは目標を大きく上回る実績を上げてきたが、23年度は、震災の影響等もあり、対前年度比10.8%の減少となった。

24年度は、6月簿記(1～4級)の受験者数が同9.2%の減少となり、減少に歯止めがかからないことから、「検定事業に関する緊急対策管理職会議」を開催し、主要検定である簿記・販売士・日商PCについて、受験者数減少の要因と今後の見通しを踏まえ、営業に重点を置いた普及促進活動やPR方策等、25年度以降の取り組みについて意見交換を行った。

また、「検定担当管理職会議(東京)」「近畿ブロック管内商工会議所検定推進会議(京都・大阪)」「九州ブロック管内商工会議所検定推進会議(福岡)」を開催し、管内の受験者数の動向や企業・教育機関等への効果的なPR方策等について意見交換を行った。

各検定については、受験者数全体の8割以上を占める上記主要3検定を中心に、受験者拡大に向け様々な活動に取り組んだ。

簿記については、引き続き3級、2級の合格率の安定化に努めるとともに、商業高校・専門学校・大学等の簿記指導者を集めた「地方意見交換会(広島、金沢)」および「専門学校・通信教育機関との懇談会」を開催し、試験問題の内容やレベル等について意見交換を行った。

販売士については、昨年度に続き、若手社会人や就職希望の学生を主なターゲットとした広報活動を展開し、大手資格情報誌等に事例を中心とするPR記事を掲載した。また、「販売士のノウハウを身につけ品質力を向上しよう」をテーマに、「品質月間テキスト(品質月間委員会刊)」の編集を行い、販売士検定・資格に対する企業側の興味・関心を引き出すツールとして活用した。

日商 PC 検定については、企業実務において、その重要性がますます高まっているプレゼン力の向上を目的として 23 年度に創設・3 級試験を開始した「日商 PC 検定試験（プレゼン資料作成）」の 2 級試験を 5 月に、1 級試験を 10 月に、それぞれ開始した。

また、ネット試験の一層の普及・促進を図ろうと、パソコン操作の基本となるキーボード操作を試験会場毎に競う「キータッチ 2000 グランプリ」の第 2 回大会を 10 月 5～6 日に開催し、全国から 62 チーム、186 人の参加を得た。

こうした取り組みにもかかわらず受験者の減少に歯止めがかからず、24 年度は、前年度の 85 万人を下回る 81 万人（対前年度比 4.4%減）となった。

このほか、厳正公正かつ円滑な試験施行に向けた取り組みを一層強化するべく、「検定担当職員研修会」等の場を通じて、各地商工会議所に対し注意を喚起した。

## (8) ジョブ・カード制度の改善が実現

当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国 112 カ所の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンター（47 カ所）および地域ジョブ・カードサポートセンター（65 カ所）をそれぞれ設置し、「ジョブ・カード制度推進事業（厚生労働省委託事業）」に取り組んだ。

中央ジョブ・カードセンターでは、担当者研修会（1 回）や業務連絡会議（2 回）、全国 8 ブロックごとの会議（各 1 回）を開催して情報提供や意見交換するとともに、ジョブ・カード専用サイトや「ジョブ・カード事業通信」（103 回送信）と名付けたメールを活用し、訓練実施計画の作成や助成金・奨励金の申請、委託費の取り扱いなどに関する問い合わせに対応するなど、地域ジョブ・カード（サポート）センターが本事業を円滑、かつ適正に実施できるよう、相談・指導に努めた。また、全国 23 カ所の地域ジョブ・カード（サポート）センターを訪問し、個別の業務指導や意見交換を行った。このうち 9 カ所では、本事業の進捗状況や委託費の執行状況を確認するための期中監査を実施した。

併せて、本制度のより一層の普及促進を図るため、地域ジョブ・カード（サポート）センターの担当者や学識経験者など 14 人で構成する「ジョブ・カード制度推進研究会」を設置し、3 回の会議での検討結果を報告書としてとりまとめ、地域ジョブ・カード（サポート）センターが本事業を推進するための参考資料として情報提供した。

また、本制度を活用する企業にとってのメリット、実際に活用した企業や訓練生の声、各種手続きや助成金、奨励金の概要を盛り込んだリーフレット（11.6 万部）やポスター（4,000 部）を作成し、提供するとともに、本制度の概要や活用した企業の事例などを掲載した企業向けホームページでの情報提供、当所の機関紙「会議所ニュース」をはじめ、全国紙に PR 広告を掲載するなど、本制度の周知徹底に努め、地域ジョブ・カード（サポート）センターの PR 活動を側面から支援した。

一方、地域ジョブ・カード（サポート）センターでは、企業への個別訪問や業界団体などへの説明をはじめ、企業への説明会や訓練指導・評価担当者講習などを積極的に実施した。こうした活動の結果、ジョブ・カードを採用ツールとして活用するジョブ・カード普及サポーター企業数は 16,151 社、職業訓練を実施するための計画が都道府県労働局の確認を受けた企業（＝確認済・認定企業）数は 5,620 社となった。さらに、職業訓練を終了した 1,837 社の訓練修了者 2,611 人のうち、2,047 人（78.4%）が正規雇用に結びついている。

また、本事業を推進するに当たって様々な課題を抱えていたことから、当所では、各地の地域ジョブ・カード（サポート）センターから寄せられた意見・要望のうち、特に多かった「労働局やハロー

ワークの対応改善」「制度の魅力向上」等の事項を盛り込んだ要望をとりまとめ、24年6月に厚生労働省に提出し、その実現方について要請した。その結果、24年度の補正予算によって、35歳未満の非正規労働者を対象とした「若者チャレンジ訓練」が25年度から創設され、訓練を実施した企業や訓練生を正社員として採用した企業が奨励金を受給できるようになるなど、本事業がより円滑に推進される環境となった。

25年度に関しては、厚生労働省による受託団体の公募の結果、商工会議所（連合会）が受託したことから、本制度を活用した中小企業での人材の育成・確保の取り組みを引き続き支援することになっている。

#### (9) 大学等との産学連携による人材育成支援事業の推進

大学等との連携により、産業界が求める実践的な人材育成を通じて、①雇用のミスマッチの解消、②地域の企業の人材確保、③就業能力の向上と強化—を図るために、特に地域活性化と人材育成の重要な役割を担う大学等と連携し、学生のキャリアアップ教育、自己評価とキャリアマネジメントの再確認、就業支援等に取り組んだ。

24年度は、前年度に引き続き、静岡県浜松市内の中小企業の経営者と会社経営の現状と課題をテーマとするトークセッションと現場視察、またそれらを踏まえた学生ワークショップからなる研修を企画し、城西国際大学と城西大学の2校が参加した。

明治大学商学部とは、地域企業でのインターンシップを希望する学生に対して、当該地域の商工会議所を通じて企業紹介を行った。

## 4. 活力あふれる地域社会創造への取り組み支援

### ～潜在的な力を発揮した地域活性化を推進～

#### (1) コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進

まちづくり特別委員会では、18年に改正されたまちづくり三法の効果の検証や、各地商工会議所へのヒアリング等を通じ、現状認識や問題点を整理し、取り組むべき具体的な方策等を纏めた意見書を策定した。加えて、都市計画やまちづくり分野における有識者等をメンバーとした研究会を組織し、三法の運用における課題・問題点等について意見交換するとともに、今後のまちづくりへの検討を行った。

研修会やホームページなどを通じ、各地の取り組みの参考となる情報や各省庁の支援施策等に関する情報を提供した。加えて、各地商工会議所へのヒアリングや現地視察などを通じて各地の取り組み事例等の情報を提供するとともに、個別案件への相談、専門家紹介など各地のニーズに応じた支援を行った。

また、22年に中小企業関係3団体とともに設立した「株式会社全国商店街支援センター」においては、各地域の商店街に対して、リーダー等の人材育成研修や個店経営研修など商店街を活性化させる取り組みを実施しており、当所はホームページやイントラネット等を通じて周知を図った。

## (2) 観光による地域振興の取り組みを強化

### ① 観光振興大会および観光振興大賞等を活用した観光による地域振興の取り組み強化

第9回となる「全国商工会議所観光振興大会 2012 in 高知」を10月に開催し、全国から840人の参加を得た。「スローライフ観光のすすめ」をテーマに、地域の特性を活かした感動体験の提供等を掲げた高知アピールを採択したほか、「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」の表彰式を行った。

#### 【「平成24年度全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」受賞商工会議所】

「大賞」	鹿児島商工会議所（鹿児島県）
「振興賞」	大垣商工会議所（岐阜県） 大阪商工会議所（大阪府）
「観光立“地域”特別賞」	弘前商工会議所（青森県） 氷見商工会議所（富山県）
「奨励賞」	帯広商工会議所（北海道） 富良野商工会議所（北海道） 八戸商工会議所（青森県） 天童商工会議所（山形県）

### ② 事例調査を通じた観光振興への取り組み提示、研修会の開催

観光専門委員会では、地方開催（足利市）での視察等を通して地域の観光分野の課題を検証したほか、観光振興関連の規制改革について議論した。また、東京・谷中地区での実地研修を含む観光振興担当者研修会を開催し、観光振興を通じて地域を活性化させるために、商工会議所が行うべきことについて考察した。このほか、観光振興大会の内容の見直しを行うとともに、各地における取り組みの参考に供するため、各地商工会議所が実施している観光振興への取り組みについて調査し情報提供した。また、当所のホームページおよび機関紙を通じ、産業観光、街道観光をはじめとするニューツーリズム等による各地商工会議所の観光振興の事例や祭り・花火大会などの情報をPRするとともに、イベントや政府等の支援施策に関する情報を提供した。

## (3) 地域ブランドの確立を支援

### ① 各地商工会議所の「小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業」実施に対するフォローアップと展示商談会、テストマーケティング等の実施による支援

地域資源を活かした新商品や観光プロジェクトなどを開発し、それを全国に展開することを目指した取り組みを支援するため、「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）」（中小企業庁補助事業）を18年度から継続的に実施している。24年度は、特産品や観光の開発などに取り組む「本体事業」1年目が37件、同2年目が17件、次年度の本体事業実施を視野に入れ事業計画の策定を行う「調査研究事業」37件に加え、地域資源を活用した複数の特産品、観光資源等を束ねて一定期間に集中的に行う新たな集客型の販路開拓または普及に関する事業について支援する「地域の魅力でおもてなし事業」3年目17件の計98件のプロジェクトを展開した。

各プロジェクトで開発された特産品や観光商品などを集めた共同展示商談会「feel NIPPON」を国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフトショー」および食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」と同時開催（25年2月）し、流通関係者等との商談支援を行った。日本最大級の国内旅行博覧会「旅フェア日本2012」にも出展（24年11月）し、マッチング商談会で旅行会社と情報交換を精力的に行った。さらに、東京・丸ビルにおいて、本事業で開発された商品を実際に消費者に販売し市場調査を行うテストマーケティング事業「feel NIPPON 新しい『食』と『技』」を開催（1月）した。

この他に、これまで開発した旅行商品のモニターツアー事業の実施、専門家による商品改良から販路開拓、事業化までの一貫支援を目的としたECサイトでのテストマーケティングの実施、18～23年度の同プロジェクトで開発された全商品（食・工芸品・観光商品等）について、取り引きに必要な商品データを盛り込んだバイヤー向け商談シートを作成した。

そして、本プロジェクトを紹介するサイト「feel NIPPON」をリニューアルし、動画コンテンツを盛り込んだバイヤー向けの専用ページを設け事業化・商品化の一助とした。

## ② アンケート調査やセミナーの実施等による地域資源の掘り起こし・活用、新規事業の展開支援

小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業の側面支援事業として、各種セミナーや事業評価事業等を実施した。

「平成24年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト担当者セミナー」を5月に開催し、本事業の事務的説明とともに、地域資源のブランド化による地域活性化の取り組みの参考となるような内容で実施した。「共同展示商談会 feel NIPPON 旅フェア2012 事前説明会・啓発セミナー」を8月に開催し、本事業の出展目的や事務的説明とともに、開発した観光商品を旅行業者が取り扱いたくなるものに作り上げ、商品を流通に乗せるための参考となるような内容で実施した。「平成24年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト啓発セミナー」を2月に開催し、フォローアップ事業の一環として、地域資源を活用した事業の一層の推進を図るとともに、次年度に本事業への取り組みを具体的に検討している商工会議所へ事業実施のポイントや当所側面支援事業について説明をした。

また、24年度条件付きで採択されたプロジェクトに対して、専門家等を派遣し、事業の円滑な推進を支援したほか、全採択プロジェクトに関して業務遂行上の課題について電話やメール等でアドバイスをした。専門家派遣等で課題解決を図りたいプロジェクトに対しては、ニーズ調査を実施し、今後は、調査結果に基づき、コンサルタントや専門家を派遣するなどの実践的な支援を行う。

さらに、18～24年度実施プロジェクトの取り組みについて事業評価事業として調査・分析等を実施し、成功要因や課題等の抽出、側面支援事業も含めた効果的な展開方法と、流通にのせるための販路開拓の方策等を示した。

## ④ 農商工連携に係る各種支援策の周知・広報

農商工連携に係る各種支援策等について、関係機関の施策等の情報収集を行い、当所ホームページや委員会、研修会を通じて周知を図った。

## ⑤ 社会資本整備に関する調査研究

社会資本整備のなかで、特に高速道路については、23年12月に政府提出した「高速道路の整備と

料金のあり方」に基づき、社会資本整備審議会国土幹線道路部会にて意見を述べ、同部会で取り纏めが行われる論点案に当所の主張を一定程度反映させた。

また、地域鉄道をはじめとする他の社会資本整備についても、調査・研究を行い、国で組織される会議等において意見を述べた。

#### (4) 地域活性化プロジェクトの取り組み支援

##### ① 地域課題や各地の地域活性化先進プロジェクト事例を収集・分析するとともに、専門家を活用して課題や成功に至ったノウハウを整理し報告書とりまとめ

24年度は、23年度に引き続き、各地の商工会議所が、自ら積極的に地域活性化事業に取り組むことができるよう支援するため、地域活性化専門委員会において、商工会議所の地域活性化に向けた取り組みの分野、手法等の傾向と課題を、地域や商工会議所の目線で整理するとともに、資料集「地域活性化に向けて～活性化のキーポイントと事例～」の作成を開始した。

資料集の作成にあたっては、有識者へのヒアリングやワーキングチームによる検討や、専門委員会委員地域への現地視察により、現場感覚・視点の取り込みを図った。

## 5. エネルギー問題・地球環境問題への対応

### ～実現可能なエネルギー政策の構築を国民生活・経済活動の観点から要望～

#### (1) 電力料金抑制や原子力発電所の再稼働等の最優先課題への対応について意見

国民生活、経済活動を支える基幹政策であるエネルギー政策について、エネルギー・原子力政策に関する研究会（7回開催）や総合政策委員会、環境専門委員会等での調査研究、LOB0(早期景気観測)付帯調査として実施した「『エネルギー・環境に関する選択肢』に関する緊急調査」（8月）などを踏まえ、電気料金上昇抑制と安定供給の早期確保、安全が確認された原子力発電の順次速やかな再稼働、「安全性」「安定供給・エネルギー安全保障」「コスト・経済性」「品質」「地球温暖化問題への対応」等の総合的な観点を踏まえた実現可能なエネルギー政策の構築等を求める意見要望活動を展開した。

また、全国各地の商工会議所・県連等において、役職員や研究会委員等による説明会等を45回（24年7月～25年3月間）実施するなど、エネルギー問題の本質や商工会議所の考え方に関する理解促進に努めた。

4月には、「エネルギー・原子力政策に関する意見」（4月19日）を公表し、当面する課題への対応策である原子力発電の安全性向上と再稼働とともに、中長期の政策課題についての考え方を示した。その後、政府は大飯原子力発電所3、4号機の再稼働を決め（6月16日）、深刻な状況が懸念されていた夏季の電力需給が改善した（ただし、中日本および西日本では数値目標を伴う節電要請が行われた）。

6月29日、政府はエネルギー・環境政策に関する「国民的議論」を行うとして「エネルギー・環境に関する選択肢」を公表した。同選択肢は不明点が多く実現可能性の検証も不十分なものだったため、「『エネルギー・環境に関する選択肢』に対する意見-東日本大震災・原発事故からの復興と成長のために実現性ある選択を-」（7月18日）をとりまとめ、同選択肢の問題点を指摘するとともに、あるべきエネルギー・環境政策の考え方を示した。これらの意見をもとに、野田総理への陳情（8月

22日)をはじめ、政府・政党に対する陳情活動を展開した。政府は、同選択肢を基に「2030年代に原発稼働ゼロを目指す」等とする「革新的エネルギー・環境戦略」を作成し、閣議決定する構えだったが、当所では、「革新的エネルギー・環境戦略」に対する岡村会頭コメントを公表(9月14日)するとともに、経団連会長、経済同友会代表幹事とともに緊急会見(9月18日)を開き、エネルギー政策に対する商工会議所の考えを改めて強く訴えた。その結果、政府は「革新的エネルギー・環境戦略」について、本文の閣議決定を見送ることとなった(9月19日)。政権交代後、安倍総理は、同戦略をゼロベースで見直し、エネルギーの安定供給、コスト低減の観点を含め、責任あるエネルギー政策を構築するよう経済産業大臣に指示している(1月25日)。

政府審議会等で多く発言の場をもった。原子力委員会新大綱策定会議、中央環境審議会地球環境部会、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会、総合資源エネルギー調査会総合部会需給検証小委員会等に委員として参加した。また、電気料金審査専門委員会での各地商工会議所役員の意見陳述(関西・九州電力値上げについて11月29日、東北・四国電力値上げについて3月5日)をはじめ、公聴会、政党ヒアリング等で電気料金抑制と安定供給確保の必要性を訴えた。

その他、パブリックコメントの募集にも積極的に対応した。再生可能エネルギー固定価格買取制度について、「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点に対する意見」(6月1日)、「再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成25年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見」(3月22日)を提出した。また、原子力規制委員会に対して、「原子力災害対策指針(改定原案)に対する意見」(2月12日)、「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準(設計基準、シビアクメント(SA)対策、地震・津波)骨子案」に対する意見(2月28日)を提出した。

また、エネルギー政策に関する調査研究を踏まえた記事、エネルギー問題、放射能リスク等に関する有識者論文等を会議所ニュース、ホームページに掲載し、積極的な情報発信を行った。

## (2) 中小企業の自主的・継続的な環境対策への取り組みを支援

20年6月に策定した「商工会議所環境行動計画～地域・中小企業における地球温暖化対策の推進～」に基づき、全国の商工会議所にもそれぞれの環境行動計画を策定し、推進することを呼びかけた。24年12月の調査では308商工会議所が、環境への取り組みを行っており、地域における地球温暖化対策を推進している。

「商工会議所環境行動計画」の推進にあたり、当所の環境サイト「日商環境ナビ」を通じて全国の商工会議所の情報などをウェブ、ツイッターを通じて発信している。24年4月から25年3月までの間で、環境関連のニュースを442本、ツイッターで7,235回の情報発信を行った。

その他に、会員中小企業等が自社の事業活動による二酸化炭素排出量を把握できる「CO<sub>2</sub>チェックシート」をエクセル版に改訂して引き続き提供し、その普及に努めた。25年3月現在で1,291社が登録している。また、会員企業が日商環境ナビのサイト上で温暖化対策について宣言を行い自社の環境への取り組みをPRすることが出来る「地球温暖化対策行動宣言」についても、25年3月現在で東京・京都・静岡・藤枝・岡山の5会議所の合計で266社の宣言を掲載している。

また、中小企業等の省エネや二酸化炭素排出削減を具体的に進める仕組みの一つとして、20年10月に開始された「国内クレジット制度」の普及・推進に努めた。その一環で、23年度に引き続き、経済産業省より「国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業」を受託した。24年4月から25年3月にかけて、専門機関とともに、同制度の対象となる中小企業に対して、



申請に必要な排出削減事業計画書作成支援を46件行った。

加えて、公益財団法人容器包装リサイクル協会からの委託業務である容器包装リサイクル事業、並びに、独立行政法人環境再生保全機構からの委託業務である公害健康被害補償業務（汚染負荷量賦課金）について、各地の実施商工会議所の協力により円滑に実施した。

## 6. 「商工会議所イノベーション」による組織・財政・運営基盤の強化

～機能を最大限に発揮し、新しい時代の要請に対応～

### (1) 各地商工会議所の組織・財政・運営基盤強化の取り組みを総合的に支援する「商工会議所イノベーション推進運動」を展開

#### ① 「これからの商工会議所の理念と活動」について検討

5月17日～18日に静岡県熱海市で第66回全国商工会議所専務理事・事務局長会議を開催し、「新しい時代の商工会議所の理念と活動について」を全体テーマとして議論した。これらの議論を踏まえ、運営専門委員会では、「これからの商工会議所の理念と活動」について検討し、「商工会議所運営の『強化書』」として、「報告書(中間報告)」および「先進事例124」を25年3月に取りまとめた。

本報告書は、商工会議所の運営強化の実行主体である役員・議員・事務局が、企業と地域の発展に向けた活動を展開するための参考資料として作成したもの。これからの商工会議所の「目指すべき姿」として、「地域の総合コーディネータとして、企業と地域を元気にする、さらに頼りになる商工会議所」を掲げたうえで、「中小企業を元気に！」「地域経済を元気に！」「商工会議所を元気に！」を3本柱に、地域唯一の総合経済団体である商工会議所が、先達から連綿と引き継いできた使命・役割を果たすために、中小企業や住民等の地域のステークホルダーのニーズや課題の解決に向けた確かな事業活動を、強力かつ迅速に展開することの重要性を具体的に示している。

「先進事例124」は、各地商工会議所が実施する組織基盤強化や中小企業の活力強化・地域経済の活性化に向けた先進的な事業・運営事例を収集したもの。25年度は、「商工会議所のおすすめ事例」コーナーをCCIスクエアへ開設し、随時、商工会議所の先進的な事例を掲載していく予定。

#### ② 各地商工会議所の会員増強に向けた取り組みを支援

会員増強をはじめとする組織運営基盤の強化に資するため、各地商工会議所の会員数や取組事例等に関する調査を実施するとともに、全国的に企業数が減少する中においても会員数が増加している商工会議所の会員増強事例、各地商工会議所の全会員事業所訪問活動や会員退会防止活動の事例等の情報提供を行った。

また、10月31日（水）～11月2日（金）には、「会員増強に係るスキル向上・ノウハウ取得」を目的とした「会員増強研修会」を開催し、各地商工会議所から45人が参加した。本研修会では、講義形式の座学だけでなく、参加者同士によるグループディスカッションやケーススタディを用いたロールプレイングの時間を多数設け、実践的な疑似体験を通じて、新規会員獲得と既存会員退会阻止に向けた「正しい会員増強・退会慰留スキル」の体得に取り組んだほか、参加者が実際に事業所を訪問する際に携帯するチラシやパンフレットを持ち寄り、効果的と思われるものに投票するコンテストなども実施した。

さらに、事業所訪問に活用いただくツールとして、商工会議所の取り組みを分かりやすくまとめた「商工会議所ニュースかわら版」を新たに創刊した。

**③ 各地商工会議所に設置した「商工会議所コンプライアンス責任者」を核としたコンプライアンスの徹底、取り組み支援**

各地商工会議所の役職員を対象とした当所主催の会議や研修会などのあらゆる機会を捉え、コンプライアンスの遵守について説明するとともに、CCI スクエアを通じてコンプライアンスのさらなる徹底を呼びかけた。

また、各地商工会議所でのコンプライアンスに係わる当所との連絡窓口、コンプライアンスの強化に向けた職員の意識改革、コンプライアンスの強化に向けた体制の整備などにおいて中心的な役割を担う「商工会議所コンプライアンス責任者」の設置を推進。25 年 5 月末現在、275 商工会議所が設置済み。

**④ 各地商工会議所が組織イノベーションの実現に取り組むためのビジョンや中期行動計画の策定支援**

当所ホームページの「商工会議所ビジョン等紹介コーナー」において、各地商工会議所のビジョン、アクションプラン（プログラム）、中期行動計画等を紹介。未策定の商工会議所における策定に向けた取り組みを側面から支援するとともに、広く一般に対して商工会議所の活動を PR した。25 年 5 月 16 日現在、過去の策定分を含め 100 件を掲載している。

**⑤ 「第 28 期行動計画」（事業期間：23 年度～25 年度）の中間レビューを通じた成果の振り返りと新たな課題の抽出、対応策の検討**

第 28 期の基本方針を「現場主義の徹底」「時代の潮流・構造変化に対峙する勇気あるイノベーション」「商工会議所自身のイノベーション」とし、テーマごとの 3 年間の主な取り組みを「第 28 期行動計画」として策定している。24 年度は、3 年間の 2 年目にあたり、9 月末には折り返し地点を迎えたことから、これまでの活動の振り返りと課題の抽出、今後の対応策を検討するため、中間レビューを実施した。

中間レビューの結果については、当所内の各部にフィードバックするとともに、会頭・副会頭会議等において報告した。抽出した課題や対応策については、25 年度事業計画（25 年 3 月策定）に反映するとともに、25 年度中に策定する「第 29 期行動計画」に反映させる。

**⑥ 各地商工会議所における TOAS の一層の普及促進と円滑な運用および効果的な活用を支援**

TOAS 導入商工会議所の担当者等による「TOAS ユーザー会」、「TOAS フォーラム」を開催し、個々の商工会議所業務に対応した効果的な TOAS 運用および商工会議所事業における TOAS データの戦略的な活用等について研究・検討した。ユーザーの声を踏まえ、タブレット端末による TOAS 閲覧の対応やインターネットバンキング「ネット EB（総合振込）」用のデータ出力機能の追加、商工会議所データバックアップサービスとの連携等各種プログラムを改善した。

## ⑦ 業務データの統合による「商工会議所情報データベース」の構築

23年度に構築した業務システム（政策要望データ管理システム・各種検定 Web 連絡システム・保険制度加入情報システム）により管理する各種データおよび調査等で収集している各地商工会議所の組織・財政データ、事業活動事例、さらには日商職員の訪問報告等を統合管理する「商工会議所情報データベース」を構築し、当該商工会議所に関する種々の情報を集約して PC およびタブレット端末で閲覧できる体制を整備した。

## (2) 商工会議所の役割や存在意義のさらなるアピール

### ① 「商工会議所を知ってもらうキャンペーン2」の展開

商工会議所の歴史や使命、制度の変遷等をはじめ、地域総合経済団体としての役割や実施する事業等を広く一般に周知し、商工会議所に対する理解を促進するため、22年度に作成した「商工会議所のヒミツ」の内容をベースに、分かりやすい内容として取りまとめたパンフレットを作成した。

### ② 会頭、専務理事等と報道機関との懇談を定期的に開催

会頭・副会頭等と経済団体記者会加盟社記者との懇談会、当所役職員と同加盟社記者との懇談会をそれぞれ年に2回実施したほか、会頭とメディア各社論説委員等との意見交換会を1回開催するなど、報道機関との意思疎通の円滑化を図った。

また、経済団体記者クラブのみならず、テーマに応じて様々な記者クラブにアプローチを行ったほか、活動内容の理解を深めるよう役職員による記者へのレクチャー機会を設けるなど、記事掲載の拡大を図った。

こうした活動の結果、テレビ露出が対前年度比約1.5倍となった。

### ③ 商工会議所を紹介するCMコンテンツの再作成

商工会議所の認知度を高めるため、当所が19年度に制作した全国共通で利用できる「商工会議所CMコンテンツ」が、24年10月からのTVCMの音声規格の変更に非対応等の理由により使用不可能となった。そのため、新たなCMコンテンツを再作成。地元テレビ局やCATVでの放映のほか、街頭テレビジョン、ホームページ、タブレット端末等、様々な媒体で活用できるようにした。ビデオテープの貸出やイントラネットからのダウンロード等を通じて各地商工会議所・都道府県商工会議所連合会に提供したところ、41商工会議所が活用した。

## (3) 共済等、収益力強化に向けた新たな会員サービス事業の研究開発の継続

### ① 「新規事業研究会」において、中小企業海外展開支援保険など新たな会員サービス事業や収益事業について検討、開発

本研究会は、各地商工会議所の会員サービスの向上につながる事業で、かつ、結果として各地商工会議所の財政基盤強化につながる事業の研究・開発を目的として、各地商工会議所からの自薦・他薦による委員（8名）で構成され、7月～3月にかけて5回開催した。

外部講師を招いて新規事業のアイデアを探ったほか、民間事業会社が実施している中小企業向けの事業説明や各地商工会議所が認定している地域ブランド品の有無および販売方法等をアンケート調査で確認するなど新規事業の可能性について検討した。

その結果として、まずは既存事業の「中小企業海外 PL 保険制度」の内容の一部見直しを行い、25 年度募集分からリニューアルした。

## ② 「集中 PR 月間」の設定や「日商保険情報メール」の配信を通じた、「中小企業 PL 保険」「業務災害補償プラン」をはじめとする各種共済制度の普及促進

各地商工会議所の協力のもと実施している「中小企業 PL 保険制度」等の各種保険制度の加入拡大・普及には、会員事業者向けの PR と取扱保険会社の協力が欠かせないことから、今年度においても PR 月間（2 月）はもちろん、各制度の募集開始時期に合わせて「会議所ニュース」に特集記事・広告を掲載したほか、機関誌「石垣」への広告掲載、日商ホームページ内の保険紹介ページへの記事掲載等を通じて、会員事業者に直接届ける PR に取り組んだ。

加えて、各地商工会議所を通じた PR にも取り組み、各地会報にそのまま掲載できる広告原稿および PR 記事の提供や研修会での加入推進好事例の紹介等に努めた。また、「保険情報メール」を月 2 回平均（年間で 30 回弱）発行・配信して、加入推進に必要な情報等を担当職員宛に提供した。

こうした活動の結果、労災および賠償リスクを軽減する「業務災害補償プラン」については、加入件数が累計 3 万件を突破（対前年度比 112.3%）するなど、好評を得ている。

## ③ 特定退職金共済の適正運用問題等のフォローアップ

10 月と 2 月に開催した「経理担当職員研修会」において、22 年 2 月に改訂した「商工会議所会計実務」を用いて、「特定退職金共済制度」の会計処理方法（各地商工会議所における特別会計の設置等の必要性）等を説明するとともに、2 月に開催した「共済・保険担当者研修会」では、同制度に係る給付金の不正受給の防止対策および同制度の積立不足の解消に向けた取り組み事例を紹介するなど、本制度に携わっている各地の経理担当者と共済・保険担当者の両者に対して、各々立場から本制度に係る正しい知識の周知に努めた。

## ④ 全国の商工会議所と連携した共同購入、共同契約の実施

当所および各地商工会議所の経費の削減に寄与するため、当所では、23 年度から全国のスケールメリットを活かした共同購入、共同契約を実施している。

第一弾は 23 年度から開始した事務用品の共同購入であり、25 年 2 月までの累計で 50 商工会議所が本サービスの利用登録を行っている。

24 年度は、第二弾として給茶機サービスの共同契約事業を 8 月から開始した。これは最新式の給茶機を定価の約 6 割引きでレンタルすることができるとともに、お茶粉末を定価の最大 3 割引きで購入できる。

また、第三弾として商工会議所マーク入り額の販売を 25 年 1 月から開始した。25 年 5 月までに 86 商工会議所に購入いただいた。

## (4) 日本商工会議所青年部（日本 YEG）、全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）の活動支援と会員加入促進

### <日本 YEG>

24 年度の日本 YEG は「時来たり YEG 一揆 明日の日本（ニッポン）の為に！～連合会からの飛躍 新

しい日本 YEG へ～」をスローガンに、「東日本大震災復興支援」「ビジネス支援」「YEG ブランドの向上」等を中心に活動を展開した。

具体的な活動としては、YEG メンバーの販路開拓支援として、インターネットショッピングモール「YEG モール」を開設し、同モールにおいて被災地 YEG メンバーの支援を行った。また、福島県の復興に向けた現状の把握と今後の支援に繋げることを目的に、福島県郡山市にて「今後の福島について考える懇話会」を開催し、全国の YEG メンバー120 人が集まり、福島県内の YEG メンバーとともに復興に必要な支援策についてディスカッションを実施した。さらに、若手国会議員と全国青年友好 4 団体の代表者で、今後の復興支援のあり方をテーマにパネルディスカッションを行った「一揆会議」や、全国の YEG メンバーを対象に同業種間の横の繋がりを提供する「業種別部会交流会」の開催、YEG 活動を外部に発信することで、YEG の外部評価向上を目的とした「YEG 一揆大作戦」（国家表彰への全国の YEG 事業の応募促進等）を実施した。

加えて、会員相互の「親睦・交流」「研修・研鑽」を促進し、各地の YEG 活動の活性化を図ることを目的として、全国 9 ブロックにおいてブロック大会を開催した。また、会員同士の研鑽・交流を目的として、11 月に三重県津市で「第 30 回全国会長研修会美し国・三重津会議」を開催、1,532 名の参加を得た。さらに、25 年 3 月には、沖縄県那覇市で 5,029 名の参加を得て「第 32 回全国大会おきなわ那覇大会」を開催。各地商工会議所青年部の意識高揚、連携強化等を図った。このほか、経営者としてのリーダー力向上を目的とした「翔生塾」、経営能力やプレゼンテーション能力の資質向上研修も盛り込んだ「ビジネスプランコンテスト」、若手国家公務員との交流・意見交換を行う「故郷の新しい風会議」、全国の青年部メンバー同士のビジネスマッチングを促進する「ご縁満開ビジネスサイト」の運営、メンバー企業の海外進出を支援する「海外交流事業」等、多岐にわたって商工会議所青年部およびメンバー企業の発展に資する活動を展開した。また、日本 YEG と各単会との連携強化を目指すべく、道府県理事や会長選任要件について日本 YEG 役員規程の改正を行った。

なお、25 年 3 月末現在の青年部設置数は 451 カ所（514 商工会議所中の設置率約 88%）、うち日本商工会議所青年部加入は 403 カ所（加入率約 89%）となっている。

#### <全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）>

震災からの復興支援として、電力使用抑制に対応するため、より一層の「徹底した節電のご協力」「LED 照明など省エネ型製品への買い替え」について、各地女性会を通じた呼びかけを実施したほか、10 月の第 44 回全国商工会議所女性会連合会北九州全国大会（参加者数約 2,750 人）において、復興支援として、東北の特産品を販売するブース（「みちのく夢プラザ（北東北三県（青森県・岩手県・秋田県）のアンテナショップ」が出店）を設けた。

また、3 月 4 日に開催した理事会は、全国の女性会による震災からの復興支援の気持ちをより強く打ち出すため、福島商工会議所女性会（和合アヤ子会長）のご協力を得て、参加対象を役員および役員が所属する女性会の副会長 1 名（オブザーバー出席）とする「拡大理事会」として開催した。拡大理事会の後に開催された「被災地商工会議所女性会との懇談会」において、震災の記憶を風化させることのないよう、今後とも被災地の早期復興と福島の再生に向け、商工会議所・青年部や関係団体と連携しながら、多岐にわたる支援を継続することを誓う「福島メッセージ」を採択した。

当所の政策提言・要望活動への参画について、第 28 期専門委員会に各地女性会の役員が委員として就任している（教育委員会、中小企業政策委員会、観光委員会）ほか、吉川稻会長が常議員会へオ

ブザー出席し、適宜、意見を述べた。また、吉川会長は、全商女性連の代表として「ちいさな企業 未来会議」（共同議長：枝野幸男経済産業大臣(当時)、岡村正会頭）にも参画した。

第11回女性起業家大賞では、第44回全国商工会議所女性会連合会北九州全国大会で表彰式を行い、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）は、辻友美子氏（株式会社ユミコーポレーション代表取締役）、優秀賞（全商女性連会長賞）は、スタートアップ部門で西村美也子氏（株式会社福祉ネットサービス代表取締役）、グロース部門で村田早耶香氏（特定非営利活動法人かものはしプロジェクト代表理事）に、それぞれ賞状と副賞を贈呈した。

「全商女性連表彰」では、特別功労者42人、会員増強など組織強化に取り組んだ11女性会を表彰した。また、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰では、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）に観音寺女性会（香川県）の「会員・市民に向けた講座の運営」が輝いた。優秀賞（全商女性連会長賞）に君津女性会（愛知県）（グリーン・カーテン・プロジェクト）と高知女性会（四国八十八ヵ所へんろ道案内のための「平成の道しるべ」建立事業）、会長特別賞に上野女性会（三重県）（地域資源を活かした地域PR事業）が選ばれた。

環境問題では、小さな一歩が大きくなうねりとなるように、まずは自分達が具体的に行動していくといった観点で22年の宮崎全国大会から始まった懇親会への「マイ箸」持参を、24年度も引き続き実施した。

対外的な広報では、「商工会議所女性会パンフレット」を作成し、頒布するとともに、女性会活動の活性化を図るため、当所が発行する「石垣（月刊誌）」「会議所ニュース（旬刊紙）」、全国商工会議所女性会連合会のホームページでの記事掲載等を通じて、各地女性会活動を紹介した。

25年3月末現在の女性会設置数は432カ所（設置率84%）、うち、全商女性連への加入数は410カ所（加入率94.9%）

## Ⅱ 事項別状況

### 1. 法人の概要

#### (1) 所在地

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号

TEL (03)3283-7823

FAX (03)3211-4859

URL <http://www.jcci.or.jp> E-mail : [info@jcci.or.jp](mailto:info@jcci.or.jp)

#### (2) 沿革

##### ①変遷

わが国商工会議所制度は、明治11年に当時の関税不平等条約改正等の問題について、商工業者の意見を代弁する機関として、東京商法会議所が設立されたことに始まる。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、明治25年には15の商工会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。

当所は、大正11年6月に「商業会議所連合会」を母体として誕生し、名称・組織の変更など様々な変遷を経て、昭和29年に現行「商工会議所法」に基づく特別認可法人として改編、現在は平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により民間法人化され、今日に至っている。

##### ②根拠法

###### ア. 設立根拠法

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

###### イ. 業務関連法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

##### ③主管省庁名

経済産業省 経済産業政策局経済産業政策課

##### ④設立年月日

大正11年6月29日

##### ⑤目的

当所は、全国の商工会議所を会員とする総合経済団体であり、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内および国外の経済団体と提携すること等によって商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興を図ることを目的としている。

##### ⑥主な事業内容（定款第6条）

- 1 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること
- 3 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと
- 4 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと
- 5 国内商事取引に関して商工会議所の行なう事業に関し、連絡又はあっ旋を行なうこと

- 6 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあっ旋を行なうこと
- 7 国際商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行なうこと
- 8 商工会議所の行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと
- 9 商工会議所の行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと
- 10 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと
- 11 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと
- 12 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること
- 13 国際親善に関する事業を行なうこと
- 14 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと
- 15 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行うこと。
- 16 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事項を行なうこと

⑦国庫補助金等（各年度とも実績額）

（単位：万円）

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
国庫補助金等	国 庫 補 助 金	339,896	1,094,800	190,581
	その他(委託費)	183,121	172,042	144,801
	計	523,017	1,266,842	335,382
	一 般 会 計	348,737	1,112,690	192,883
	特 別 会 計	174,279	154,152	142,499
	特別会計名	労働保険特別会計	労働保険特別会計	労働保険特別会計
政 府 出 資 金 額		—	—	—
財 政 投 融 資		—	—	—
借 入 金 等 (借 入 先)		0	0	0

## 2. 定款および規約等

### (1) 定 款

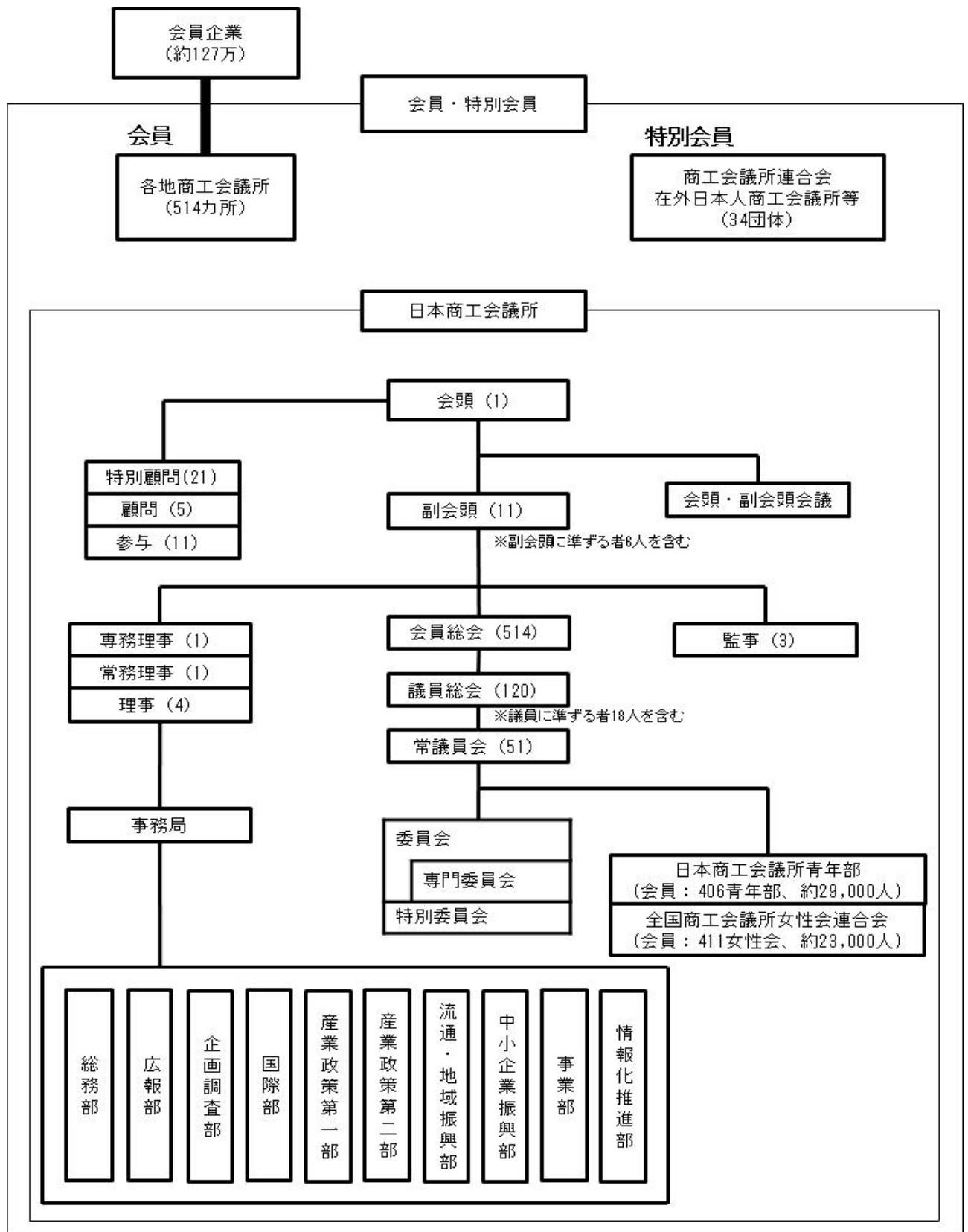
平成 24 年度においては、定款の変更は行われなかった。

### (2) 規 約（規則・規程）

平成 24 年度においては、規約の変更は行われなかった。



### 3. 組 織



(1) 会 員（平成25年3月31日現在）

平成24年度末における日本商工会議所の会員数は、514商工会議所で、地域別会員数は下表のとおり。

都道府県別	会員数	都道府県別	会員数	都道府県別	会員数
北海道地区	42	東 京	8	岡 山	12
東北地区	45	神 奈 川	14	広 島	13
青 森	7	山 梨	2	山 口	14
岩 手	9	静 岡	15	四 国 地 区	27
宮 城	6	東 海 地 区	49	徳 島	6
秋 田	6	岐 阜	15	香 川	6
山 形	7	愛 知	22	愛 媛	9
福 島	10	三 重	12	高 知	6
北陸・信越地区	49	近 畿 地 区	71	九 州 地 区	78
新 潟	16	福 井	7	福 岡	19
富 山	8	滋 賀	7	佐 賀	8
石 川	7	京 都	8	長 崎	8
長 野	18	大 阪	20	熊 本	9
関 東 地 区	102	兵 庫	18	大 分	10
茨 城	8	奈 良	4	宮 崎	9
栃 木	9	和 歌 山	7	鹿 児 島	11
群 馬	10	中 国 地 区	51	沖 縄	4
埼 玉	15	鳥 取	4		
千 葉	21	島 根	8	合 計	514

(2) 特別会員（平成25年3月31日現在）

平成24年度末における特別会員は次のとおり。

商工会議所（国外）（16）	商工会議所連合会（14）	その他団体・法人（4）
盤谷日本人商工会議所	北海道	協同組合連合会日本専門店会連盟
ソウル・ジャパン・クラブ	富山県	全国米穀販売事業共済協同組合
フィリピン日本人商工会議所	長野県	全国青色申告会総連合
在仏日本商工会議所	茨城県	株式会社商工組合中央金庫
デュッセルドルフ日本商工会議所	栃木県	
ニューヨーク日本商工会議所	群馬県	
ブラジル日本商工会議所	埼玉県	
シドニー日本商工会議所	千葉県	
リオ・デ・ジャネイロ日本商工会議所	神奈川県	
マレーシア日本人商工会議所	静岡県	
シンガポール日本商工会議所	三重県	
パラ一日系商工会議所	福井県	
在亜日本商工会議所	滋賀県	
メキシコ日本商工会議所	山口県	
南アフリカ日本人商工会議所		
中国日本商會		

(3) 第28期＜平成22年11月1日～平成25年10月31日＞役員（平成25年3月31日現在）

役員の内職、定数、氏名、経歴は次のとおりである。（敬称略）

役職	定数	氏名	経歴
会頭 (非常勤)	1人	岡村 正	(東京商工会議所会頭) ㈱東芝相談役
副会頭 (非常勤)	5人	佐藤 茂雄	(大阪商工会議所会頭) 京阪電気鉄道㈱取締役相談役取締役会議長
		高橋 治朗	(名古屋商工会議所会頭) 名港海運㈱代表取締役会長
		佐々木 謙二	(横浜商工会議所会頭) 日本発条㈱代表取締役会長
		立石 義雄	(京都商工会議所会頭) オムロン㈱名誉会長
		大橋 忠晴	(神戸商工会議所会頭) 川崎重工業㈱取締役会長
副会頭に 準ずる者 (非常勤)	6人	高向 巖	(札幌商工会議所会頭) ㈱北洋銀行相談役
		敦井 榮一	(新潟商工会議所会頭) 北陸ガス㈱代表取締役社長
		竹崎 克彦	(高松商工会議所会頭) ㈱百十四銀行取締役会長
		鎌田 宏	(仙台商工会議所会頭) ㈱七十七銀行取締役会長
		深山 英樹	(広島商工会議所会頭) 広島ガス㈱代表取締役会長
		末吉 紀雄	(福岡商工会議所会頭) コカ・コーラウエスト㈱代表取締役会長
専務理事 (常勤)	1人	中村 利雄	平成14年9月 財団法人2005年日本国際博覧会協会副事務総長 平成15年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務総長 平成19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
常務理事 (常勤)	1人	宮城 勉	平成15年7月 近畿経済産業局長 平成18年7月 内閣府大臣官房審議官 平成20年7月 日本商工会議所常務理事
常議員 (非常勤)	51人	松本 榮一	(函館商工会議所会頭) ホンダカーズ南北海道㈱代表取締役会長
		山本 秀明	(小樽商工会議所会頭) 協和総合管理㈱取締役社長
		高向 巖	(札幌商工会議所会頭) ㈱北洋銀行相談役
		新谷 龍一郎	(旭川商工会議所会頭) 新谷建設㈱代表取締役社長
		林 光男	(青森商工会議所会頭) 青森三菱電機機器販売㈱代表取締役会長
		元持 勝利	(盛岡商工会議所会頭) 岩手トヨペット㈱代表取締役社長
		鎌田 宏	(仙台商工会議所会頭) ㈱七十七銀行取締役会長
		清野 伸昭	(山形商工会議所会頭) 山形パナソニック㈱代表取締役社長
		瀬谷 俊雄	(福島商工会議所会頭) ㈱東邦銀行相談役
		敦井 榮一	(新潟商工会議所会頭) 北陸ガス㈱代表取締役社長
		犬島 伸一郎	(富山商工会議所会頭) ㈱北陸銀行特別参与
		深山 彬	(金沢商工会議所会頭) ㈱北國銀行代表取締役会長
		加藤 久雄	(長野商工会議所会頭) ㈱本久ホールディングス会長

井上保	(松本商工会議所会頭)	㈱井上代表取締役社長
和田祐之介	(水戸商工会議所会頭)	㈱祐月本店会長
北村光弘	(宇都宮商工会議所会頭)	㈱横倉本店代表取締役会長
曾我孝之	(前橋商工会議所会頭)	中屋商事㈱代表取締役社長
松永功	(さいたま商工会議所会頭)	㈱松永建設代表取締役会長
石井俊昭	(千葉商工会議所会頭)	㈱千葉銀行顧問
山田長満	(川崎商工会議所会頭)	東京 JAPAN 税理士法人理事長
上原勇七	(甲府商工会議所会頭)	㈱印傳屋上原勇七会長
後藤康雄	(静岡商工会議所会頭)	はごろもフーズ㈱代表取締役会長
御室健一郎	(浜松商工会議所会頭)	浜松信用金庫理事長
堀江博海	(岐阜商工会議所会頭)	㈱十六銀行頭取
吉川一弘	(豊橋商工会議所会頭)	豊橋信用金庫理事長
森克彦	(一宮商工会議所会頭)	モリリン㈱代表取締役会長
竹林武一	(津商工会議所会頭)	三重トヨタ自動車㈱代表取締役会長
川田達男	(福井商工会議所会頭)	セーレン㈱社長
大道良夫	(大津商工会議所会頭)	㈱滋賀銀行取締役頭取
柳曾健二	(岸和田商工会議所会頭)	㈱泉州カード特別顧問
三宅知行	(姫路商工会議所会頭)	姫路信用金庫理事長
西口廣宗	(奈良商工会議所会頭)	㈱南都銀行取締役会長
片山博臣	(和歌山商工会議所会頭)	㈱紀陽銀行取締役頭取
清水昭允	(鳥取商工会議所会頭)	㈱清水代表取締役
古瀬誠	(松江商工会議所会頭)	㈱山陰合同銀行取締役頭取
岡崎彬	(岡山商工会議所会頭)	岡山ガス㈱取締役社長
深山英樹	(広島商工会議所会頭)	広島ガス㈱代表取締役会長
林孝介	(下関商工会議所会頭)	サンデン交通㈱取締役社長
近藤宏章	(徳島商工会議所会頭)	総合ビル・メンテム㈱代表取締役
竹崎克彦	(高松商工会議所会頭)	㈱百十四銀行取締役会長
白石省三	(松山商工会議所会頭)	三浦工業㈱代表取締役会長
青木章泰	(高知商工会議所会頭)	㈱四国銀行取締役会長
末吉紀雄	(福岡商工会議所会頭)	コカ・コーラウエスト㈱代表取締役会長
利島康司	(北九州商工会議所会頭)	㈱安川電機取締役会長
井田出海	(佐賀商工会議所会頭)	㈱ミゾタ取締役会長
上田恵三	(長崎商工会議所会頭)	長崎自動車㈱代表取締役会長
田川憲生	(熊本商工会議所会頭)	くまもと新世紀㈱代表取締役社長
姫野清高	(大分商工会議所会頭)	㈱桃太郎海苔代表取締役
米良充典	(宮崎商工会議所会頭)	米良電機産業㈱代表取締役社長
諏訪秀治	(鹿児島商工会議所会頭)	鹿児島トヨタ自動車㈱代表取締役社長
國場幸一	(那覇商工会議所会頭)	㈱國場組代表取締役社長

監事	3人	渡邊靖彦	(秋田商工会議所会頭)	秋田中央交通(株)取締役社長
(非常勤)		木村忠昭	(横須賀商工会議所会頭)	(株)エイヴイ代表取締役
		千葉泰久	(宇部商工会議所会頭)	宇部興産(株)顧問
理事	4人	坪田秀治	平成12年4月	日本商工会議所産業政策部長
(常勤)	以内		平成14年6月	日本商工会議所理事・産業政策部長
			平成19年4月	日本商工会議所理事・事務局長
		青山伸悦	平成19年11月	日本商工会議所理事・産業政策部長
			平成21年4月	日本商工会議所理事・産業政策第一部長
		枋原克彦	平成23年7月	日本商工会議所企画調査部長
			平成24年4月	日本商工会議所理事・企画調査部長

(4) 第28期<平成22年11月1日～平成25年10月31日>議員 (平成25年3月31日現在)

議員商工会議所名 (※印は議員に準ずる者)、定数は次のとおりである。

選挙区名 ( )内は議員数	商工会議所名
北海道 (8)	函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、北見、稚内、※紋別
東北 (9)	青森、八戸、盛岡、釜石、仙台、秋田、山形、※酒田、福島、郡山
北陸信越 (9)	新潟、上越、長岡、※柏崎、富山、高岡、金沢、上田、長野、松本、※佐久
関東 (22)	水戸、下館、※石岡、※ひたちなか、宇都宮、※足利、鹿沼、高崎、前橋、桐生、川越、川口、さいたま、※本庄、銚子、千葉、柏、市原、八王子、立川、川崎、相模原、甲府、静岡、浜松、沼津
東海 (10)	岐阜、大垣、多治見、※恵那、岡崎、豊橋、半田、一宮、※豊田、四日市、津、伊勢
近畿 (14)	福井、※敦賀、大津、舞鶴、城陽、※堺、※東大阪、岸和田、茨木、松原、※高石、和泉、姫路、尼崎、西宮、三木、奈良、和歌山
中国 (10)	鳥取、松江、※出雲、岡山、倉敷、広島、呉、福山、※府中、下関、宇部、徳山
四国 (5)	徳島、高松、松山、今治、※四国中央、高知
九州 (13)	福岡、久留米、北九州、大牟田、佐賀、長崎、佐世保、熊本、別府、大分、宮崎、※日南、鹿児島、鹿屋
沖縄 (2)	那覇、沖縄
定数	102 (※議員に準ずる者は18)

(5) 第28期<平成22年11月1日～平成25年10月31日>委員会 (平成25年3月31日現在)

委員会名	委員長 (商工会議所)	副委員長
<委員会>		
総合政策	小林栄三 (東京)	横浜、名古屋、大阪
産業経済	立石義雄 (京都)	[共同委員長] 瀬谷俊雄 (福島) [共同委員長] 伊藤雅人 (東京)
国際経済	飯島彰己 (東京)	釧路、三条、上田、桐生、町田、川崎、大牟田 [共同委員長] 町田勝彦 (大阪) 千歳、花巻、酒田、小松、浜松、彦根、山口、沖縄

観 光	末 吉 紀 雄	(福 岡)	〔共同委員長〕須 田 寛 (名古屋)
中 小 企 業	西 村 貞 一	(大 阪)	小樽、青森、厚木、鳥羽、西宮、松江、松山、日南 〔共同委員長〕石 井 卓 爾 (東京)
地 域 活 性 化	高 向 巖	(札 幌)	燕、諏訪、川口、本庄、青梅、東大阪、四国中央、 人吉 〔共同委員長〕正 田 寛 (太田)
税 制	井 上 裕 之	(東 京)	富良野、能代、輪島、足利、津山、今治、久留米、 高鍋 〔共同委員長〕大 和 田 達 郎 (石岡)
労 働	宮 村 眞 平	(東 京)	〔共同委員長〕田 中 常 雅 (東京)
情 報 化	倉 持 治 夫	(大 阪)	十日町、八王子、豊橋、豊田、尼崎、倉敷、呉 〔共同委員長〕池 田 朝 彦 (東京)
環境・エネルギー	大 橋 忠 晴	(神 戸)	室蘭、いわき、古河、高崎、立川、大垣、樫原、大村 〔共同委員長〕江 部 努 (東京)
国 民 生 活	高 橋 治 朗	(名 古 屋)	米沢、加茂、土浦、北大阪、豊中、府中、日南 〔共同委員長〕鳥 原 光 憲 (東京)
教 育	深 山 英 樹	(広 島)	帯広、八戸、柏崎、小田原箱根、富士、田辺、北九州 〔共同委員長〕前 田 新 造 (東京)
運 営	佐々木 謙 二	(横 浜)	長野、船橋、静岡、春日井、松阪、亀岡、米子、延岡 〔共同委員長〕島 村 元 紹 (東京)
<特別委員会> 行財政改革特別	鎌 田 宏	(仙 台)	〔共同委員長〕近 藤 宏 章 (徳島)
広 報 特 別	竹 崎 克 彦	(高 松)	恵庭、郡山、ひたちなか、上尾、泉大津、安来、丸亀、 佐世保 旭川、新庄、長岡、日立、松戸、岡崎、伊勢、徳山
信用基金管理特別	敦 井 榮 一	(新 潟)	弘前、盛岡、高岡、柏、沼津、四日市、堺、福山、 鹿屋 旭川、盛岡、松本、川口、四日市、大田、福山
表 彰 特 別	中 村 利 雄	(日 本)	酒田、福島、上越、蒲郡、相生、出雲、中間、日本
まちづくり特別	高 橋 光 壽	(守口門真)	〔共同委員長〕有 馬 義 一 (敦賀)
中小企業国際化支援特別	朝 田 照 男	(東 京)	〔共同委員長〕田 辺 隆 一 郎 (八王子)
			会津若松 〔共同委員長〕檜 山 高 士 (佐久)
			〔共同委員長〕大 久 保 秀 夫 (東京)

(6) 第28期<平成22年11月1日～平成25年10月31日>特別顧問(平成25年3月31日現在)

上 條 清 文 (東京急行電鉄(株)取締役相談役)	池 田 彰 孝 (SMK(株)常勤監査役)
本 庄 八 郎 (株伊藤園会長)	渡 邊 佳 英 (大崎電気工業(株)会長)

宮村眞平	(三井金属鉱業㈱相談役)	石井卓爾	(三和電気工業㈱社長)
鳥原光憲	(東京ガス㈱会長)	福井威夫	(本田技研工業㈱相談役)
杉山清次	(㈱みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問)	小林健	(三菱商事㈱社長)
児玉幸治	(財機械システム振興協会会長)	井上裕之	(愛知産業㈱社長)
矢野龍	(住友林業㈱会長)	江部努	(東日本電信電話㈱相談役)
前田新造	(㈱資生堂会長)	田中常雅	(醍醐建設㈱社長)
大久保秀夫	(㈱フォーバル会長)	小林栄三	(伊藤忠商事㈱会長)
朝田照男	(丸紅㈱会長)	飯島彰己	(三井物産㈱社長)
佐々木幹夫	(三菱商事㈱相談役)		

(7) 第28期<平成22年11月1日～平成25年10月31日>顧問・参与(平成25年3月31日現在)

①顧問

米倉弘昌	((一社)日本経済団体連合会会長)	長谷川閑史	((公社)経済同友会代表幹事)
檜田松瑩	((一社)日本貿易会会長)	石毛博行	((独)日本貿易振興機構理事長)

②参与

高橋淑郎	井川博	谷村昭一	植松敏	守屋一彦
西川禎一	篠原徹	波田野雅弘	佐々木修	中島芳昭

## 4. 選挙および選任等

### (1) 議員

選任は行われなかった。

### (2) 常議員

大津商工会議所会頭就任に伴い、宮崎君武氏が退任し、平成24年4月1日付けで大道良夫氏が常議員に就任した。

高知商工会議所会頭交代に伴い、林孝介氏が退任し、平成24年11月3日付けで青木章泰氏が常議員に就任した。

### (3) 役員等

#### ①会頭・副会頭

選任は行われなかった。

#### ②監事

選任は行われなかった。

#### ③特別顧問

特別顧問の委嘱について、平成24年6月21日開催の第614回常議員会・第229回議員総会において諮り、平成24年6月22日付けで朝田照男氏が特別顧問に就任した。

特別顧問の委嘱について、平成25年1月17日開催の第620回常議員会・第232回議員総会において諮り、平成25年1月18日付けで飯島彰己氏が特別顧問に就任した。

④専務理事・常務理事・理事

平成 25 年 3 月 22 日開催の第 622 回常議員会・第 233 回議員総会において、荒井恒一産業政策第一部担当部長および小林恒行国際部長が理事に選任された。(平成 25 年 4 月 1 日就任)

(4) 顧問・参与

参与の委嘱について、平成 25 年 3 月 22 日開催の第 622 回常議員会・第 233 回議員総会において諮り、坪田理事・事務局長に委嘱した。(平成 25 年 4 月 1 日就任)



## 5. 事務局

事務局機構および主な横成員（平成 25 年 3 月 31 日現在）

### ①国内事務所

部	役職	氏名	部	役職	氏名	
総務部	理事・事務局長	坪田 秀治	産業政策第二部	部長	間部 彰成	
	部長	佐藤 健志		副部長	高山 祐志郎	
	副部長	丸山 範久		課長	平澤 哲哉	
	課長	加藤 正敏		課長	青山 直樹	
	広報部	課長	羽生 明央	流通・地域振興部	部長	栗原 博
		調査役	米田 千鶴子		主席調査役	中村 聡志
調査役		松本 憲治	課長		原 伸一	
部長		湊元 良明	課長		林 大吾	
企画調査部	副部長(兼)	丸山 範久	中小企業振興部	部長	立松 裕之	
	副部長	上田 裕子		副部長	塩野 裕	
	課長	松岡 鉄也		課長	渡邊 泰一	
国際部	理事・部長	枋原 克彦	事業部	課長	岡本 大輔	
	副部長	岩間 信弥		課長	宮澤 伸	
	副部長	大井川 智明		主任調査役	丸山 裕之	
	部長	小林 恒行		主任調査役	宮本 久義	
	担当部長	岡山 英弘	部長	五十嵐 克也		
	担当部長	赤木 剛	担当部長	菊地 敏義		
	担当部長	西谷 和雄	課長	瀬古 千秋		
	担当部長	小林 英文	課長	木内 洋一		
	課長	佐々木 和人	情報化推進部	部長	岩崎 浩平	
	課長	谷脇 茂樹		課長	高野 晶子	
産業政策第一部	課長	岡本 貴志	新規事業推進担当	部長(兼)	小松 靖直	
	課長	天谷 浩之		副部長(兼)	丸山 範久	
	理事・部長	青山 伸悦				
	担当部長	荒井 恒一				
	副部長	高橋 芳行				
	課長	山内 清行				

②駐在員事務所

・ソウル事務所 所長 大島昌彦

Seoul Office of The Japan Chamber of Commerce and Industry

C/o SJC (Seoul Japan Club)

8<sup>th</sup> fl, Press Center Bldg, 25 1-ku, Taepung-ro, Chung-ku, Seoul, THE REPUBLIC OF KOREA

T E L 82-2-3210-2411

F A X 82-2-3210-2413

E-mail : [jcciseo@kornet.net](mailto:jcciseo@kornet.net)

③事務局員数（平成25年3月31日現在）

平成23年度末	平成24年度末	増減
100	101	+1

【注】定数なし

④国際部特定原産地証明担当事務所所属職員数（平成25年3月31日現在）

平成24年度
117

（※うち、地方事務所所属職員は105）

【注】定数なし

## 6. 庶務

### (1) 文書

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの発信および受信数は次のとおり。

月別	発信数		計	月別	受信数		計
	国内	国外			国内	国外	
4月	11,335	2,107	13,442	4月	3,779	524	4,303
5月	16,092	1,144	17,236	5月	3,545	516	4,061
6月	9,653	602	10,255	6月	3,873	475	4,348
7月	18,040	1,151	19,191	7月	3,834	548	4,382
8月	18,314	69	18,383	8月	3,029	497	3,526
9月	12,423	94	12,517	9月	3,112	451	3,563
10月	10,501	876	11,377	10月	3,586	498	4,084
11月	8,693	102	8,795	11月	3,320	450	3,770
12月	12,546	553	13,099	12月	3,811	430	4,241
1月	9,349	403	9,752	1月	4,378	647	5,025
2月	17,437	624	18,061	2月	2,721	462	3,183
3月	15,991	1,160	17,151	3月	3,411	528	3,939
計	160,374	8,885	169,259	計	42,399	6,026	48,425

## (2) 叙勲・国家褒章・表彰

### ①叙 勲（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

#### ア. 春の叙勲（4月29日発令）

##### ○旭日小綬章

浦賀商工会議所会頭 小林 亮夫

北上商工会議所会頭 中村 好雄

宇都宮商工会議所（元）会頭 築 郁夫

前橋商工会議所会頭 曾我 孝之

尾鷲商工会議所（元）会頭 土井 八郎兵衛

生駒商工会議所（元）会頭 中野 陽泰

##### ○旭日双光章

恵那商工会議所（元）会頭 鎌田 満

桑名商工会議所副会頭 松平 龍太郎

堺商工会議所（元）会頭 篠塚 清

#### イ. 秋の叙勲（11月3日発令）

##### ○旭日中綬章

境港商工会議所（元）会頭 足立 統一郎

##### ○旭日小綬章

新津商工会議所会頭 馬場 欣一

石岡商工会議所会頭 大和田 達郎

八千代商工会議所（元）会頭 小久保 歡

西尾商工会議所（元）会頭 岩崎 豪詞

彦根商工会議所会頭 北村 昌造

福知山商工会議所会頭 谷村 紘一

安来商工会議所（元）会頭 並河 勉

萩商工会議所会頭 刀禰 勇

中津商工会議所（元）会頭 安藤 元博

##### ○旭日双光章

新庄商工会議所（元）会頭 涌井 弥瓶

諏訪商工会議所（元）会頭 有賀 昭彦

青梅商工会議所（元）副会頭 入江 實

奈良商工会議所副会頭 松岡 泰夫

海南商工会議所会頭 角谷 勝義

##### ○旭日単光章

富山商工会議所（元）女性会会長 高澤 規子

### ②国家褒章（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

#### ア. 春の褒章（4月29日発令）

##### ○藍綬褒章

伊東商工会議所副会頭 齊藤 大

碧南商工会議所（元）副会頭 木村 克美

#### イ. 秋の褒章（11月3日発令）

##### ○藍綬褒章

高崎商工会議所副会頭 松本 修平

泉大津商工会議所副会頭 中村 房雄

③表彰

ア. 第 116 回日本商工会議所表彰（平成 24 年 9 月 20 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数
規則第 1 条（商工会議所に特に功労のあった者）		7 商工会議所・ 8 名
規則第 2 条第 2 項 （永年勤続役員・議員）	50 年	8 商工会議所・ 9 名
	40 年	16 商工会議所・ 18 名
	30 年	53 商工会議所・ 104 名
	20 年	104 商工会議所・ 316 名
規則第 2 条第 1 項 （退任役員・議員）		123 商工会議所・ 223 名
規則第 3 条 （永年勤続職員）	50 年	1 商工会議所・ 1 名
	40 年	15 商工会議所・ 18 名
	30 年	95 商工会議所・ 136 名
	20 年	128 商工会議所・ 244 名
	10 年	89 商工会議所・ 126 名

○商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業、事業活動）

- ・マル経資金関係：16 商工会議所  
仙台、足利、上尾、松戸、岡崎、箕面、津山、総社、府中、廿日市、中村、八女、八代、別府、西都、霧島
- ・検定事業推進：16 商工会議所  
函館、古川、米沢、新庄、豊田、大津、八日市、伊丹、龍野、小野、吉野川、八幡浜、唐津、熊本、奄美大島、那覇
- ・受験者数拡大：16 商工会議所  
函館、古川、本庄、豊田、大津、八日市、池田、伊丹、山陽、唐津、熊本、山鹿、奄美大島、南さつま、那覇、宮古島
- ・事業活動：3 商工会議所  
小山、沼津、和泉

イ. 第 117 回日本商工会議所表彰（平成 25 年 3 月 22 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数
規則第 2 条第 2 項 （永年勤続役員・議員）	40 年	10 商工会議所・ 13 名
	30 年	47 商工会議所・ 82 名
	20 年	87 商工会議所・ 250 名
規則第 2 条第 1 項 （退任役員・議員）		76 商工会議所・ 132 名
規則第 3 条 （永年勤続職員）	40 年	9 商工会議所・ 9 名
	30 年	36 商工会議所・ 46 名
	20 年	57 商工会議所・ 73 名
	10 年	41 商工会議所・ 56 名

○商工会議所表彰（組織強化関係・財政基盤強化・事業活動）

・会員増強：16 商工会議所

北上、石巻、原町、三条、燕、新井、諏訪、結城、多摩、富士、四日市、伊丹、益田、江津、熊本、西都

・高組織率：16 商工会議所

札幌、旭川、須賀川、十日町、長野、ひたちなか、大田原、深谷、豊川、稲沢、龍野、津山、萩、今治、津久見、豊後高田

・事業活動：8 商工会議所

気仙沼、大館、浦安、宝塚、竹原、新居浜、久留米、宮崎

○会員事業所表彰

日本商工会議所青年部 ビジネス推進委員会

(3) 慶弔・その他

慶弔電報等

	慶 祝	弔 慰
電報・メッセージ等	45 件	32 件
出 席	38 件	0 件

## 7. 会 議

### (1) 会員総会

#### ①第 116 回通常会員総会・会員大会

- 日 時 24 年 9 月 20 日（木） 9 時 00 分～12 時
- 場 所 ザ・プリンスパークタワー東京 B2 階「コンベンションホール」

#### ○来 賓

##### <政府>

内閣総理大臣	野 田 佳 彦	殿
経済産業大臣	枝 野 幸 男	殿

##### <政党>

民主党幹事長代行	樽 床 伸 二	殿
自由民主党総裁	谷 垣 禎 一	殿
国民の生活が第一代表代行	山 岡 賢 次	殿
みんなの党代表	渡 辺 喜 美	殿
社会民主党党首	福 島 みずほ	殿
公明党代表	山 口 那津男	殿
国民新党代表	自 見 庄三郎	殿

- 出席者 399 商工会議所・1,249 名  
委任状による出席 110 商工会議所

- 議 長 岡村会頭

- 議事録署名人 津商工会議所・竹林会頭、直方商工会議所・内藤会頭

#### ○表 彰

日本商工会議所第 116 回表彰（表彰の項参照）

#### ○議 事

岡村会頭の開会宣言により開会。初めに岡村会頭から挨拶が述べられた後、定款第 30 条の規定に基づき、岡村会頭が本総会の議長に選任された。続いて、来賓（政府）として、野田佳彦内閣総理大臣および枝野幸男経済産業大臣からご挨拶を賜った。

次いで、議長から、議事録署名人に津商工会議所・竹林会頭ならびに直方商工会議所・内藤会頭を指名した。

議事に先立ち行われた「被災地報告」において、東北六県商工会議所連合会・鎌田会長（仙台・会頭）ならびに、福島県商工会議所連合会・瀬谷会長（福島・会頭）から、継続的な支援に対する謝意や被災地の現状が述べられるとともに、風評打破・風化払拭に向け、より一層の協力依頼がなされた。その後、議長から、全国の商工会議所に対し、息の長い継続的な支援が呼びかけられた。

（議案第 1 号）平成 23 年度事業報告（案）について

（議案第 2 号）平成 23 年度収支決算（案）について

議案第 1 号の「平成 23 年度事業報告（案）」は中村専務理事、議案第 2 号の「平成 23 年度収支決算（案）」は宮城常務理事からそれぞれ説明があり、渡邊監事（秋田・会頭）の監査結果の後に審議に入っ

たところ、両議案とも異議なく承認された。

(議案第3号) 日本商工会議所会員大会決議(案)について

議案第3号の「日本商工会議所会員大会決議(案)」について、佐藤副会頭(大阪・会頭)から説明があり、審議に入ったところ、万雷の拍手をもって満場一致で採択された。決議の採択後、議長から、商工会議所が集約した声の実現のため、各地域において国会議員や地方自治体等に対して、積極的な働きかけをお願いしたい旨が述べられた。

最後に、「全国商工会議所観光振興大会 2012in 高知」について、高知県商工会議所連合会・福田副会頭(中村・会頭)から説明があり、参加が呼びかけられた。

## ②第117回通常会員総会

○日 時 25年3月22日(金) 14時30分～17時00分

○場 所 ザ・プリンスパークタワー東京 B2階「コンベンションホールD～G」

○来 賓

<政府>

内閣官房副長官 世 耕 弘 成 殿

経済産業大臣 茂 木 敏 充 殿

○出席者 367 商工会議所・766 名

委任状による出席 144 商工会議所

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 真岡商工会議所・篠原会頭、松江商工会議所・古瀬会頭

○表 彰

日本商工会議所第117回表彰(表彰の項参照)

○議 事

冒頭、岡村会頭から挨拶があった。定款第30条の規定に基づき、岡村会頭が本総会の議長に選任された。続いて、安倍内閣総理大臣のメッセージが、安倍総理の代理としてご臨席いただいた世耕内閣官房副長官から披露された後、茂木経済産業大臣からご挨拶を賜った。次いで、議長から、議事録署名人に真岡商工会議所・篠原会頭ならびに松江商工会議所・古瀬会頭を指名した。

[被災地商工会議所報告について]

続く「被災地報告」において、東北六県商工会議所連合会・鎌田会長(仙台・会頭)から、各地商工会議所および日本商工会議所の協力への謝辞が述べられるとともに、被災地の現状報告の後、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトや販路回復・拡大支援、東北への訪問など、被災地の復興に向け、引き続きの支援が呼びかけられた。

(議案第1号) 平成25年度事業計画(案)について

(議案第2号) 平成25年度収支予算(案)について

議事に入り、まず「平成25年度事業計画(案)」について中村専務理事から、次に「平成25年度収支予算(案)」について宮城常務理事からそれぞれ説明がなされ、両議案とも異議なく承認された。

「事業計画(案)」では、「東日本大震災を乗り越えて 『連携』による『イノベーション』の確立で日本経済再生の実現を」を基本方針に、行動計画の最終年となる25年度においては、商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復旧・復興支援に加え、①現場に立脚した政策提言活動に

よる日本再生の実現、②グローバル化への対応と生産性向上への支援、③中小企業の成長の支援と経営力の強化支援、④活力あふれる地域社会創造への取り組み支援、⑤エネルギー・地球環境問題への対応、⑥「商工会議所イノベーション」による組織・財政・運営基盤の強化、に取り組むことにしている。

「収支予算（案）」では、平成 25 年度の予算規模は、「一般会計および広報特別会計の合計」は 62 億 8,789 万円となり、24 年度決算見込額と比べ 5 億 4,124 万円の増（9.4%）となった。

（議案第 3 号）総会決議（案）

続いて、「総会決議（案）」について、佐藤副会頭（大阪・会頭）から説明がなされ、異議なく承認された。

総会決議では、①震災復興と福島再生の加速化、②中小企業を柱に、内需を掘り起し、外需を取り込む成長戦略の策定、実行、③安価で安定的なエネルギー供給の実現、④徹底した消費税価格転嫁対策の実行と複数税率、インボイス導入には反対、⑤地域の産業インフラ整備とまちづくりの促進、の 5 点の実現を求めている。

岡村会頭から、決議の実現に向けて、各商工会議所において地元の国会議員や地方自治体に対して積極的な働きかけをお願いしたい旨の呼びかけがなされた。

[2020 年オリンピック・パラリンピック招致の現状について]

次に、中村専務理事から、「2020 年オリンピック・パラリンピック招致の現状」について、まず、これまでの日本招致に向けた特段のご支援・ご協力に謝意が述べられ、続いて、招致賛成の支持率が 70%に飛躍的に高まったこと、政界・経済界・スポーツ界など各界が一体となった「オールジャパン体制」で活動することが重要であること等の説明の後、9 月 7 日の開催地の決定まで引き続きのご支援・ご協力が呼び掛けられた。

[全国商工会議所観光振興大会 2013 in いわてについて]

最後に、「全国商工会議所観光振興大会 2013 in いわて」について、岩手県商工会議所連合会・元持会長（盛岡・会頭）から、本年 7 月 4～6 日に岩手県盛岡市を中心に東北ブロック各地で開催される分科会・エクスカーションを含む同大会について PR がなされ、多くの参加が呼び掛けられた。

○記念講演 「一科学者の産業界への想い」

独立行政法人 理化学研究所 理事長 野依 良治 氏

（2001 年ノーベル化学賞受賞者）



## (2) 議員総会

### ①第 229 回議員総会

- 日 時 24 年 6 月 21 日 (木) 10 時 00 分～10 時 50 分
- 場 所 阿蘇 C・D (ホテル日航熊本 5 階)
- 出席者数 108 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 一宮商工会議所・森会頭、松江商工会議所・古瀬会頭
- 議 事

#### 議 案 (1) 特別顧問の委嘱について

議長 (岡村会頭) から、このほど退任された辻特別顧問の後任として、東京商工会議所の朝田照男特別顧問に、日本商工会議所の特別顧問を委嘱する旨の説明があり、異議なく承認された。

なお、西澤特別顧問については、4 月に株式会社企業再生支援機構の社長を退任された関係で、日商特別顧問を退任されたことが報告された。

#### (2) 日本の再生に向けての提言 (案) について

中村専務理事から「日本の再生に向けての提言 (案)」について、説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①本意見は、今夏、政府において「日本再生戦略」の策定が予定されていることから、日本の再生に向けた課題や取り組みの方向性について、日商としての考え方を提言するもの。

②提言では、まず「日本再生に向けての基本的考え方」として、再生戦略を確実に実行するため「中小企業の活性化」を成長戦略の柱に据えるとともに、地域構造の根本的見直しを図り、中小企業と地域の成長を日本再生のエンジンとすべきであるとしている。

③次に、早急に決着すべき目の課題として、「(i) 超円高の是正」「(ii) 安全性確保と地元理解を得た上での原子力発電の再稼働」「(iii) 福島再生と東北地域をはじめとする被災地の震災復興のスピードアップ」「(iv) TPP 交渉への参加表明と地域対策の具体的提示」「(v) 社会保障と税の一体改革の断行」を掲げている。

④続いて、新たな再生戦略が効果を生むためには、「社会全体のイノベーションを支える基盤づくり」が必要であり、特に、税制、規制、法制等の大きな枠組みを国内外の構造変化に対応したものに転換する必要があるとしている。

⑤特に、再生戦略では、「(i) 中小企業の成長」と「(ii) 地域の成長」を柱に据えるべきであるとしている。(i) については、アジア・新興諸国市場の成長を取り込むための中小企業の輸出や海外進出の拡大の推進、さらには、企業の成長に応じた段階的かつ体系的な支援措置を求めている。また、(ii) については、コンパクトシティの実現に向けた制度の見直しと集中的な投資の実現や、地域経済活動の活性化に向けた産学官民連携の強化、真に必要な社会基盤の整備を求めている。

⑥最後に、具体的個別政策の目標値と行程表を明確にし、各界の様々な立場から評価することと、地域や中小企業の現場の生の声を十分に政策に反映させることを通じて、再生戦略の確実な達成を求めている。

⑦25日に本提言のプレス発表を行い、政府・関係省庁等に配布し、28日には、岡村会頭が、古川国家戦略担当大臣に直接手渡し、提言の実現を強く求めることとしている。

(3) 東日本大震災に係る会費減免（案）について

坪田理事・事務局長から、「東日本大震災に係る会費減免（案）」について説明があり、異議なく承認された。24年度の減免見込み額は、9商工会議所の合計で816万9千円。

(4) 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度に対する意見（追認）について

坪田理事・事務局長から、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度に対する意見」について説明があり、異議なく追認された。概要は以下のとおり。

①政府の地域主権戦略会議は、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に沿って、国の出先機関の事務・権限をブロック単位で地方に移譲する取り組みを進めており、本年4月に関西広域連合等を国の出先機関の事務・権限ブロック単位での移譲の受け皿とする特例制度の基本構成を決定した。これについて、パブリックコメントが実施されたので、行財政改革専門委員会の検討を経て、意見書を提出した。

②意見書では、当所は、かねてより道州制の導入を提言しており、地域主権改革が目指す方向性については、当所と政府の間に大きな相違はなく、同制度が、将来の道州制導入につながる一里塚となるように制度の詳細設計を行うべきであるとしている。また、特定広域連合を創設する場合は、「補完性の原則」に基づき、同連合が都府県の屋上屋の組織とならないよう、特定広域連合と都府県の役割分担をよく検討する必要があることに言及している。

③また、経済産業省から移譲される事務・権限の中には、商工会議所法に関するものがあり、これについては、「商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する」とした20年5月の「地方分権改革推進委員会」の「第1次勧告」を十分に尊重し、所要の規制緩和を行うべきであると主張している。

④検討にあたっては、基礎自治体や住民、商工会議所などステークホルダーに対する丁寧な情報提供やヒアリングを行い、理解促進に努め、それらの声を十分反映させる必要があるとしている。

⑤なお、政府は、平成26年度中の事務・権限の移管に向け、今通常国会への特例法案の提出を予定していたが、昨今の政治情勢により、現段階ではまだ提出されていない。

(5) 「平成23年度保証事業等事業報告書（案）」および「平成23年度信用基金特別会計収支計算書（案）」について

「平成23年度保証事業等事業報告書（案）」および「平成23年度信用基金特別会計収支計算書（案）」について、異議なく承認された。今後、経済産業大臣宛に申請される。

報告事項（1）新しい憲法を制定する推進大会の結果概要について

5月1日に開催された「新しい憲法を制定する推進大会」（参加者数：約1,300人）に参加し、挨拶を述べられた池田特別顧問から、同大会において、これからの課題は、新しい憲法を制定する意義について、国民的理解が広がり、かつ深まることである等の大

会決議が採択された旨の説明があった。

(2) 主要政策課題の動向について

中村専務理事から、「主要政策課題の動向」について、修正協議後の社会保障・税一体改革関連法案（見込み）、エネルギーミックスの選択肢等に関し、現状および今後のスケジュール、商工会議所の対応等の説明があった。

(3) 「戦略的中心市街地活性化支援事業費補助金」に関する行政事業レビューについて

坪田理事・事務局長から、『戦略的中心市街地活性化支援事業費補助金』に関する行政事業レビューについて説明があった。概要は以下のとおり。

①6月7日開催の経済産業省の行政事業レビューにおける「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金廃止」の判定に対し、本事業は、商業の活性化や中心市街地のにぎわい創出等に資する事業への支援と位置付けられており、22年から24年にかけて商工会議所が単独で補助対象となった事業はおよそ20件ある。そのため、当所は、早速、13日に「廃止の判定は極めて遺憾であり、地域のまちづくりへの重要な支援策である本事業の存続に向けた検討を強く望む」旨の意見書を提出した。

②意見書では、経済産業省に対し、(i) 施策の重要性に対する正しい認識を求め、事業実績や必要性を的確に把握し広く周知するとともに、事業の存続と法の趣旨に沿った事業のあり方の検討を望むこと、(ii) 当事者不在の中で個別の事業を取り上げて判断する審議の方法について改善が必要であること、を訴えた。

③経済産業省は、来年度の施策については、ゼロベースで検討するとの回答。今後、経済産業省が、来年度予算編成において、事業の存続を含めた検討を行うこととなるが、日商としては、引き続き事業の必要性を訴え、存続を強く働きかけていく。

(4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

坪田理事・事務局長から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」に関し、説明があった。

①「政府の被災地対策の動き」では、第2回目の復興交付金の交付状況について、各県・市町村からの要求額に対して交付率100%を超える交付可能額（合計3,166億円）が通知されたこと、災害廃棄物に関しては、受け入れ自治体が徐々に増加しており、本年3月時点と比較して処理が8.8%進行していること等について、説明があった。

②「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況（マッチング点数は累計741点に拡大）や、5月26日～27日に開催された「東北六魂祭」（2日間の来場者数は24万3千人）、被災した東北地方各地の産業や観光の復興を様々な面からバックアップする施設「東北ろっけんパーク」のオープン、「再生PC寄贈プロジェクト」の第一弾として6月1日に原町商工会議所の会員企業に91台が寄贈されたこと等について、説明があった。

(5) 平成24年春の叙勲・褒章について

議長から、「平成24年春の叙勲・褒章受章者」について報告がなされ、祝意が述べられた。今般、日商の推薦等により、18名の皆様にご受章された。

## ②第 230 回議員総会

- 日 時 24 年 7 月 19 日（木）13 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 109 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 青森商工会議所・林会頭、奈良商工会議所・西口会頭
- 議 事

### 議 案（1）第 116 回通常会員総会への提案事項について

議事に入り、中村専務理事から、「平成 23 年度事業報告（案）」、宮城常務理事から、「平成 23 年度収支決算（案）」についてそれぞれ説明があり、異議なく承認された。9 月の通常会員総会へ付議されることとなった。

### （2）エネルギー・環境に関する選択肢に対する意見（追認）について

中村専務理事から、「エネルギー・環境に関する選択肢に対する意見（追認）」について、説明があり、異議なく追認された。概要は以下のとおり。

①本意見は、6 月 29 日に政府から示された「エネルギー・環境に関する選択肢」（以下、「選択肢」）に対し、その問題点を指摘するとともに、今、わが国が選択すべきエネルギー政策について意見を述べるもの。

②意見では、まず、今回示された「選択肢」は政策の選択肢として国民に問うには不明な点が多く、実現可能性の検証も不十分であることを指摘。その内容として、(i)「政府の成長シナリオとの不整合」、(ii)「非現実的な省エネルギーの前提」、(iii)「再生可能エネルギーの実現可能性」、(iv)「国民負担に関する分かりやすい情報開示が必要」と 4 点を挙げ、再生可能エネルギーの促進のための技術・研究開発を強力に推進する一方で、選択肢検討のための前提は、期待値ではなく確かな根拠を元に慎重に分析すべきであるとして、選択肢の実現可能性に疑問を呈している。

③続いて、我が国が選択すべきエネルギー政策のあり方については、安全性の確保を大前提に、安定供給・エネルギー安全保障、コスト・経済性、品質、地球温暖化問題への対応等を総合的に踏まえて、実現可能な方策を検討しなければならない。2030 年のエネルギー政策を考えるにあたって、(i) 中長期の時間軸、(ii) 原子力発電の安全性確保、(iii) 実現可能性、といった視点を踏まえるべきであるとしている。

④以上を踏まえれば、政府の公表した 3 つのシナリオは、日商としていずれも受け入れ難く、3 つのシナリオのうち、20-25 シナリオは、新設や更新を含めて原子力発電を一定規模維持している点に限っては選択肢として取り得るが、その場合でも、省エネ、再エネについては実現可能な想定を行い、化石燃料で補うのが現実的な選択であるとしている。さらに、技術の進展、省エネ・再エネの進展、エネルギー需要、国際情勢など不確実性が高いため、5 年あるいは 10 年毎に、電源構成を含めエネルギー政策全体について、見直しを行うべきであり、それにより実現可能性をさらに高めた計画としていく必要があるとしている。

⑤18 日にプレス発表を行っており、その後、野田総理大臣、関係大臣をはじめ政府、国会など関係各方面に提出する。

(3) 平成 25 年度税制改正に関する意見（案）について

井上特別顧問・税制委員長（東京・特別顧問・税制委員長）から、税制専門委員会等で検討し、全国 514 商工会議所へ意見照会して取りまとめた「平成 25 年度税制改正に関する意見（案）」について説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①本意見では、日本経済の再生のためには、中小企業を戦略の柱とした成長の実現や、地域の成長を日本のエンジンにすることが不可欠といった基本的な考えのもと、(i)「消費税引上げに伴う弊害の是正」(ii)「事業承継と創業促進に資する税制」(iii)「中小企業の活力強化に資する税制」(iv)「内需拡大・地域活性化に資する税制」(v)「納税環境整備の充実」を 5 本柱として構成している。

②(i)では特に、(ア)円滑な価格転嫁の実現のため、徹底した広報をはじめ万全な対策の実施、(イ)景気の下振れをカバーし、経済成長を促進する景気・経済対策の早期実施、(ウ)中小企業のさらなる負担増となる複数税率・インボイス制度の導入への断固反対等を強く訴えている。

③(ii)では、(ア)価値ある企業を残すための事業承継税制の拡充、(イ)企業を増やすための新規創業促進、(iii)では中小企業の経営力を強化する税制の実現、(iv)では地域経済の活性化に向けた税制の拡充、(v)では柔軟な納税環境の整備を求めている。

④19日に本意見書のプレス発表を行い、その後、野田内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣をはじめ政府、国会など関係各方面に提出する。7月末に予定されている経済産業省の平成 25 年度税制改正要望ヒアリングにおいて、井上税制委員長が意見陳述する予定。

(4) 平成 25 年度中小企業関係施策に関する意見・要望（案）について

西村中小企業委員長（大阪・副会頭）から、中小企業政策専門委員会等で検討し、全国 514 商工会議所へ意見照会して取りまとめた「平成 25 年度中小企業関係施策に関する意見・要望（案）」について説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①本意見は、「中小企業を再生戦略の柱とした成長の実現」に向けて、中小企業の多様な実態に即した支援策の展開や、賑わいあるまちづくりの実現および地域経済の成長力強化等が必要であるとの基本的な考え方のもと、平成 25 年度中小企業関係施策において、国が「いま」取り組むべきことについて、取りまとめたもの。

②基本的な考え方は先に日商が取りまとめた「日本の再生に向けての提言」（6月21日 常議員会決議）に沿って、(i)「中小企業の成長を支援する戦略的な施策の展開を」、(ii)「東北地域をはじめとする被災地の震災復興のスピードアップと福島の再生」、(iii)「疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに」を軸として、要望項目は全体で約 40 項目におよぶ。

③特に重点項目として、(i)においては、(ア)中小企業の海外展開に係る相談・支援体制の強化、(イ)ODAを活用した中小企業の海外展開の支援、(ウ)起業の推進、(エ)消費税引上げに伴う弊害の是正等、(ii)については、復興予算執行の迅速化・継続的な財政支援、グループ補助金の拡充・継続、(iii)では、先般の行政事業レビューで廃止と判定された(ア)戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の存続、(イ)地域経済社会の基盤となる社会資本整備の促進等を要望している。

④19日に本意見・要望のプレス発表を行い、その後、野田内閣総理大臣、経済産業大臣をはじめ政府、国会など関係各方面に提出する。

(5) 第116回日本商工会議所表彰(案)について

宮城常務理事から、「第116回日本商工会議所表彰(案)」について説明があり、異議なく承認された。表彰式は、9月の通常会員総会で行われる予定。

報告事項(1) 日本再生戦略の動向について

中村専務理事から、「日本再生戦略の動向」について説明があった。概要は以下のとおり。

①日商は、政府の国家戦略会議による「日本再生戦略」の策定に先立ち、先月、「日本の再生に向けての提言」(6月21日常議員会決議)を政府・政党に提出した。

②7月11日に政府から提示された原案では、11本の成長戦略の柱の中に、日商が粘り強く提言してきた「中小企業戦略」と「国土・地域活力戦略」が盛り込まれたことは、一定の評価ができる。一方で、その内容については不十分な点がある。

③そこで、現在、「今後の中小企業戦略に必要な考え方」「中小企業戦略をより前面に打ち出した書きぶりへの修正」「エネルギー、TPP問題の早急な決着」について、関係先に追加の陳情を行っている。各地商工会議所においても、継続した働きかけをお願いしたい。

(2) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」における「商工会議所の対応と支援の動き」について、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況(マッチング点数は累計1,027点に拡大)に関する説明と協力への謝意が述べられた。

また、福島県商工会議所連合会による「ありがとう全国キャラバン隊」(7月23日～8月下旬)が全国7都市を訪問する旨の説明とともに、「福島県産品に対する正しい理解への普及・啓発へご協力ください」「是非、福島にお越しくください」「福島県をPRさせてください」という「キャラバン隊からの3つのお願い」への協力が呼びかけられた。

(3) 日西経済委員会の活動再開について

宮城常務理事から、「日西経済委員会の活動再開」について説明があった。

(4) その他

岡村会頭から、9月20日に開催する「通常会員総会・会員大会」と、9月23日～29日派遣の「訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション(実務型)」への参加が呼びかけられた。

③第231回議員総会

- 日 時 24年9月19日(水)11時30分～12時15分
- 場 所 国際会議場(東京商工会議所ビル7階)
- 出席者数 105名
- 議 長 岡村正
- 議事録署名人 小樽商工会議所・山本会頭、徳島商工会議所・近藤会頭

## ○議 事

議 案（１）日本商工会議所会員大会決議（案）ならびに重要政策課題に対する商工会議所の考え方・主張（案）について

議事に入り、中村専務理事から、「日本商工会議所会員大会決議（案）ならびに重要政策課題に対する商工会議所の考え方・主張（案）」について説明があり、異議なく承認され、9月20日の会員総会・会員大会へ付議された。概要は以下のとおり。

①本決議（案）は、地域経済の活性化と雇用の維持のため、全国129万会員企業の総意として、わが国の再生に向けて克服すべき喫緊の課題に対する基本的な考え方について取りまとめたものである。

②内容としては、（i）震災復興、福島再生のさらなる加速、（ii）成長戦略の断行と重要政策課題の決着、（iii）中小企業の成長に向けた戦略的な政策展開、（iv）多様な電源確保と実現可能なエネルギー戦略の構築、（v）コンパクトなまちづくりで地域活性化、の5点を挙げている。

③会員総会・会員大会で採択された後、本決議（案）の実現に向け、全国の商工会議所とともに、関係各方面に積極的に働きかけていく。

報告事項（１）政府の「革新的エネルギー・環境戦略」について

中村専務理事から、「政府の『革新的エネルギー・環境戦略』」について、説明があった。概要は以下のとおり。

①本戦略は、9月14日に政府のエネルギー・環境会議において決定されたもので、「原発に依存しない社会の一日も早い実現」「グリーンエネルギー革命の実現」「エネルギーの安定供給」の三本柱を掲げ、（i）原発に依存しない社会の一日も早い実現、（ii）グリーンエネルギー革命の実現、（iii）エネルギーの安定供給の確保、（iv）電力システム改革の断行、（v）地球温暖化対策の着実な実施で構成されている。特に、「2030年代に原発稼働がゼロとなるよう、あらゆる政策資源を投入する」と記載されている。

②商工会議所としては、本戦略は、「2030年代に原発稼働ゼロ」を目標としている一方、国民負担や高水準の省エネ・再エネの実現可能性などの課題に対する解決策や道筋は明らかにされておらず、到底納得できるものではない。この戦略では、電力の安定供給が確保できないばかりでなく、料金の上昇をもたらし、国際競争力の喪失、空洞化の加速により国力が低下することに強い危機感を覚える。エネルギー政策は国の命運を握る基幹政策である。国民生活を守り、日本の経済成長を支えるものでなければならない。そのためには、電源の一つとして安全性の確保を大前提に原子力発電を一定規模維持することが、世界に貢献する意味でも重要と考える。「原発ゼロ」が今後見直される可能性があるとしても、現時点で決めることは適切でない。商工会議所は、従前から、安全性、安定供給・エネルギー安全保障、コスト・経済性、品質、地球温暖化問題への対応等の総合的な観点から、実現可能なエネルギー戦略を構築することを強く要望している。

（２）主要政策課題の動向について

宮城常務理事から、「主要政策課題の動向」について、説明があった。概要は以下のとおり。

①25年度予算の概算要求について、一般会計の要求総額（98兆円規模）は過去最大とな

り、その内、予算上の特段の配慮がなされる「日本再生戦略」に掲げられた特別重点分野には、2兆円規模が盛り込まれている。

②中小企業対策費(2,157億円)は、24年度当初予算と比較して20%近い増額がなされ、(i)小さな企業に光を当てた施策の再構築と(ii)東日本大震災における被災中小企業等の復旧・復興支援に充てられる。

③税制改正に関し、日商が各地商工会議所の意見を取りまとめた税制改正要望の項目については、「経済産業省平成25年度税制改正の要望」に盛り込まれた。同要望では、(i)「根こそぎ空洞化」の防止と世界で勝ち抜く産業・企業群の再構築、(ii)新たなエネルギーミックスの実現と資源・燃料の戦略的確保、(iii)地域の経済・雇用を支える中小企業の活性化で構成されている。具体的には、創業を促進する税制、消費税引き上げへの対応に向けた商業・サービス業の投資減税の創設、事業承継税制の見直し、研究開発促進税制の拡充、償却資産課税の抜本的見直しなどが盛り込まれた。

④日商としては、年末に策定される「税制改正大綱」において、日商の税制改正要望の項目が盛り込まれるよう、全国の商工会議所と強力に連携しながら、政府・政党への要望活動を展開する。

(3) 独立行政法人日本貿易振興機構と日本商工会議所における中小企業の海外展開の支援を目的とする業務協力について

宮城常務理事から、「独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)と日本商工会議所における中小企業の海外展開の支援を目的とする業務協力」について、説明があった。概要は以下のとおり。

①日本商工会議所は、JETROと、9月19日付で「中小企業の海外展開の支援を目的とする業務協力に関する合意書」を取り交わした。

②各地の商工会議所とJETROが、相互が業務協力する内容となっており、(i)相互理解・情報提供の促進、(ii)海外セミナーの開催、ミッションの派遣、(iii)海外ビジネスに関する相談、情報提供等支援、④相互の事業の会員等への紹介・周知等を内容としている。

③今後、本合意に基づき、JETROが全面的にバックアップすることとなっており、各地商工会議所における国際化支援事業が、効果的に実施されやすくなると期待される。各地商工会議所においては、是非、JETROとの連携を、より一層強化していただきたい。

(4) 日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動について

日本商工会議所青年部(日本YEG)の尾山会長(富山YEG)および全国商工会議所女性会連合会(全商女性連)の吉川会長(東京女性会)から、それぞれ24年度上半期の活動について、報告があった。

(5) 日本再生戦略について

公務ご多忙の中、ご臨席いただいた古川国家戦略担当大臣から、同大臣が取りまとめた「日本再生戦略」について、政府を代表して、直接、説明をいただいた。概要は以下のとおり。

①本戦略は、2年前の6月に策定された「新成長戦略」を、東日本大震災や福島原発事故を踏まえて、再強化する形で取りまとめたものである。



②多様な主体が主役となる「共創の国」を、日本再生戦略の目指す姿として据え、(i)被災地の復興を最優先、(ii)3つの重点分野(グリーン、ライフ、農林漁業)に、担い手としての中小企業を加えた4つのプロジェクト、(iii)2020年度までの平均で、名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を目指す、(iv)予算編成の重点化、(v)進捗管理の徹底の5つを基本方針として定めている。

③特に、中小企業戦略については、岡村会頭から強くご要望をいただいております、今般、盛り込んだものである。小さな企業に光を当てた施策体系の再構築、金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業への支援、を柱としている。

④戦略の実効性の確保にも重点を置いており、行政刷新の取り組み等と連携しつつ、予算の重点化および継続的な実行の確保を目指す。

#### ④第232回議員総会

○日時 25年1月17日(木)13時00分～13時50分

○場所 国際会議場(東京商工会議所ビル7階)

○出席者数 108名

○議長 岡村会頭

○議事録署名人 盛岡商工会議所・元持会頭、川崎商工会議所・山田会頭

○議事

議案(1)特別顧問および国際経済委員長の委嘱について

議事に入り、議長から、このほど退任された大橋特別顧問・国際経済委員長の後任として、東京商工会議所の飯島彰己特別顧問・貿易部会長に、日商特別顧問および国際経済委員長を委嘱する旨の説明があり、異議なく承認された。

(2)安倍内閣に望む(追認)について

中村専務理事から、「安倍内閣に望む(追認)」について、説明があり、異議なく追認された。説明の概要は以下のとおり。

①当所は、昨年の衆議院議員総選挙直後に取りまとめた「新政権に望む」(12月19日)に引き続き、新内閣発足直後の12月28日に「安倍内閣に望む」を取りまとめ、安倍晋三内閣総理大臣をはじめ関係閣僚等に提出した。

②岡村会頭は28日、民間人としては初めて総理官邸で安倍総理と会談し、(i)遅れている震災復興・福島再生の加速、(ii)需給ギャップを踏まえた十分な規模の大型補正予算の編成、(iii)経済財政諮問会議と日本経済再生本部を両輪としたわが国の再生の実現を強く働きかけた。

③この他、岡村会頭は、麻生太郎副総理・財務大臣、甘利明経済再生担当大臣、太田昭宏国土交通大臣、菅義偉内閣官房長官等に直接、要望を手渡した(茂木敏充経済産業大臣には、1月17日の懇談会で提出・要望。後述の報告1をご参照)。

④これに対して、安倍総理は、「安倍政権の使命はデフレ脱却にある」「中小・小規模企業の競争力をつけ、地域を活性化していく」と回答。また、その他の大臣は、「(要望内容は)基本的に政府が検討する方向と一致している」「デフレ脱却のため成長戦略をしっかりやる」と答え、政策への要望反映へ前向きな姿勢を示した。

(3) 「新たな中小企業政策の基本的方向について（案）～中小企業の定義問題を含めて～」について

宮城常務理事から、「新たな中小企業政策の基本的方向について～中小企業の定義問題を含めて～（案）」について、説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①本提言は、昨年9月から、当所の総合政策・中小企業政策専門・税制専門合同委員会で議論を重ね、このほど策定された。

②本提言では、平成11年に中小企業基本法が改正された以降の中小企業をめぐる環境変化と、それによってもたらされた新たな課題に直面している中小企業の状況を踏まえ、中小企業の新たな「成長」に向け、中小企業基本法の見直すべき点について取りまとめた。

③具体的には、新たに盛り込むべき政策として、「海外展開」「成長分野への進出」「ものづくり中小企業強化」「事業承継・第二承継」「成長を阻害する負担増への対応」を盛り込んだ。

④次に、新たに盛り込むべき対象として、「中小企業と連携・協働する者（NPO法人、高等教育機関等）の位置づけの明確化」「中小企業の定義の見直し」を盛り込んだ。

⑤また、新たに法的手当てが必要な事項として、「税制の適用範囲（資本金1億円以下）の拡大」「中堅企業（資本金3億円超10億円以下）の成長を後押しする新たな法的環境整備」を盛り込んだ。

⑥さらに、拡充・強化すべき事項として、「創業の促進の強化」「小規模企業の位置づけの強化と定義の見直しの検討」「世界的経済危機や大規模災害への対応の明記」を盛り込んだ。

⑦当所では、本提言について、茂木経済産業大臣など関係省庁・政党に対し要望を行い、その実現を図っていく。また、今後、創業・起業や小規模企業等に対する経営支援のあり方、地域活性化に向けた考え方との方策など、中小企業がさらなる成長を遂げるために残された重要な分野について、引き続き検討を行っていく。

(4) 平成24年度収支補正予算（案）について

宮城常務理事から、日本商工会議所の「平成24年度収支補正予算（案）」について、委託事業・補助事業の金額の確定等により、24年度収支予算の補正を行う旨の説明があり、異議なく承認された。

報告事項（1）茂木経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について

中村専務理事から、1月17日に開催された「茂木経済産業大臣との懇談会の結果概要」について、報告があった。概要は以下のとおり。

①経済産業省から、茂木経済産業大臣、赤羽副大臣、菅原副大臣、平政務官、佐藤政務官をはじめ、20名が出席。日商からは、岡村会頭以下、商工会議所関係者14名が出席した。

②冒頭、岡村会頭が挨拶した後、茂木経済産業大臣から挨拶があった。

③続いて、佐藤副会頭（大阪・会頭）が「成長戦略と電力・エネルギー問題および地元経済の現状」、高橋副会頭（名古屋・会頭）が「TPP等の経済連携の推進と空洞化対策および地元経済の現状」、鎌田副会頭（仙台・会頭）が「震災復興・福島再生および地元経

済の現状」について、それぞれ発言した。

④日商からの発言に対し、茂木大臣から、「震災からの復旧・復興は、閣僚全員が復興担当大臣であるとの心構えで取り組む」、「中小企業のモノづくりを取り巻く問題として、為替、海外の関税障壁、国内制度・各種規制、資源・エネルギーコストの4つがある。為替については、対ドルだけでなく、対ウォンの動きなどについても考慮し、円高是正・デフレの脱却にパッケージで取り組んでいく」、「今後成長するアジア新興国の成長力を取り込むため、経済連携には大きなメリットがあると考えており、積極的に進めたい」、「国内制度・各種規制については、海外に対して高すぎる法人税の問題や、規制緩和・総合特区などの施策を総合的に考えていく」、「資源・エネルギーコストは、現在の日本が抱えているハンディを如何に乗り越えていくかが重要であり、LNG や再生エネルギーなどを活用し、多様かつ安定的なエネルギー調達構造を構築していく」、「グループ補助金・立地補助金については、地域の実態に合わせ、柔軟に対応したい。また、商店街対策については、予算を大幅に拡充しており、商店街のコンパクト化、高すぎるテナント料の問題等も含め、色々な施策を考えたい」と述べた。

⑤なお、翌日（18日）には、茂木経済産業大臣と日本商工会議所をはじめとする中小企業関係団体との懇談会も予定されている。

## （2）重要政策課題の動向について

宮城常務理事から、「重要政策課題の動向」について、説明があった。概要は以下のとおり。

①重要政策をめぐる今後の日程について、「補正予算」は1月15日に閣議決定され28日に召集される国会で審議される予定、「来年度予算」は今月中に閣議決定され国会で審議される予定、「成長戦略」は日本経済再生本部で検討が開始され6月を目途に策定される予定、中長期的な経済財政運営の基本方針となる「骨太の方針」も6月を目途に策定される予定である。

②また、自民党では、地域毎の活性化戦略を、4月を目途に策定する見通しである。よって、必要に応じて、地元選出の自民党国会議員に要望を行っていただきたい。

③中小企業・小規模事業者関連の政府予算（経済産業省分）について、24年度補正予算案は5,434億円となった。また、25年度予算概算要求は1,314億円であり、24年度当初予算と比較して234億円増（24%増）となった。

## （3）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」に関し、「政府の被災地対策の動き」では、道路、鉄道のインフラ、まちづくりの進捗状況等について、また、「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況（マッチング点数は累計1,861点に拡大）等について、それぞれ説明があった。

また、福島商工会議所とJA福島中央会が取り組んでいる「2013年ふくしまの米支援キャンペーン」について、ふくしまのお米の販売促進に向けて、会員企業への周知依頼が呼びかけられた。

⑤第 233 回議員総会

- 日 時 25 年 3 月 22 日（金） 11 時 00 分～11 時 50 分
- 場 所 コンベンションホール A～C（ザ・プリンスパークタワー東京 B2 階）
- 出席者数 106 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 静岡商工会議所・後藤会頭、鹿児島商工会議所・諏訪会頭
- 議 事

議 案（1）第 117 回通常会員総会への提案事項について

議事に入り、「第 117 回通常会員総会への提案事項」に関し、「①平成 25 年度事業計画（案）」（説明者：中村専務理事）、「②平成 25 年度収支予算（案）」（同：宮城常務理事）、「③総会決議（案）」（同：中村専務理事）についてそれぞれ説明があり、異議なく承認され、同日午後には開催される通常会員総会へ付議されることとなった。

（2）東日本大震災からの本格的な復興、福島の再生に向けて（追認）について

宮城常務理事から、「東日本大震災からの本格的な復興、福島の再生に向けて（追認）」について、説明があり、異議なく追認された。概要は以下のとおり。

①当所は、東日本大震災の発生から 2 年が経過し、「復旧」から「復興」へと更なる歩みを進める段階の変化を踏まえ、「東日本大震災からの本格的な復興、福島の再生に向けて」を取りまとめた。その上で、昨日（3 月 21 日）、岡村会頭は、被災地域の 4 商工会議所会頭（仙台、気仙沼、福島、原町）とともに、根本復興大臣を訪問し、同要望書を直接提出し、その実現を強く要望した。

②同要望では、被災地域の商工会議所や企業へのヒアリングを踏まえ、復興・再生に向けた具体的な要望項目を盛り込んでおり、（i）復旧から復興へという段階の変化を踏まえた対応、（ii）中小企業の早期再建、（iii）あらゆる対策による原発事故からの一日も早い脱却—福島の再生に向けて、の 3 本柱で構成されている。

③被災地商工会議所からは、（i）復興に向かうプロセスに応じた柔軟な対応が望まれることから、復興交付金についての対象事業の拡大、（ii）中小企業の早期再建に道筋をつけるよう、いわゆるグループ補助金の年度を繰り越した措置・拡充等、（iii）原発事故からの一日も早い脱却に向けた十分な除染と風評被害対策等、を要望した。これに対し、根本大臣からは、「復興のスピードアップが使命だと認識している」「復興庁は司令塔の機能を果たさなければならず、その機能を強化していく」「時間軸を持った対応を図っていく」等の発言があった。

（3）商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプランおよび平成 24 年度消費税転嫁対策窓口相談等事業特別会計収支予算（案）について

宮城常務理事から、「商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションおよび平成 24 年度消費税転嫁対策窓口相談等事業特別会計収支予算（案）」について、説明があった。概要は以下のとおり。

①今回（26 年 4 月および 27 年 10 月）の消費税引上げに関し、消費税引上げに伴う中小企業への影響を最小限に止めるため、当所は 24 年 9 月に「消費税引上げに伴う価格転嫁対策等 WG（ワーキング・グループ）」を設置し、商工会議所として行うべき価格転嫁対

策等について検討・ヒアリングを行い、このたび「商工会議所が取り組む価格転嫁対策に関するアクションプラン」を取りまとめた。

②本アクションプランは、今回の消費税引上げにおいて商工会議所に求められる役割を踏まえ、(i) 幅広い相談に対応する「ワンストップ相談・支援体制」の構築、(ii) 転嫁対策に関する広報活動の実施、を両輪として、中小・小規模事業者における円滑かつ適正な価格転嫁の実現を遂行するための指針となるもの。

③「(i) ワンストップ相談・支援体制」では、各地商工会議所において価格転嫁対策等に関する相談窓口を設置し経営指導を展開する一方、日本商工会議所は、そのワンストップ支援体制を支える経営指導員等の知識・能力向上支援を行う。「(ii) 広報活動の実施」では、国による国民、事業者に対する一般的な広報の実施と、各地商工会議所・日商による中小・小規模事業者に対する積極的な広報、適正な価格転嫁をアピールする広報ツール等の作成・配布を実施することとしている。

④「消費税転嫁対策窓口相談等事業」の実施にあたっては、国からの補助によって日商に12.9億円の基金を設置し、全国514商工会議所と連携を図りながら、同事業を遂行していく。25年度から2度目の税率引上げとなる27年度までの3年間で、170万者以上への支援を目指す。

⑤中小・小規模事業者への支援を積み重ねることにより、支援機関としての商工会議所の評価向上を実現することが重要となるため、各地商工会議所の特段のご協力をお願いしたい。

#### (4) 参与の委嘱について

議長から、「参与の委嘱」について、坪田秀治理事・事務局長から3月末の退任の申し出があったため、退任する坪田局長に4月1日付で参与を委嘱し、引き続き、日商の諸事業に協力をお願いしたい旨を図ったところ、異議なく承認された。

その後、坪田局長と、4月1日から事務局長に就任する青山伸悦理事・産業政策第一部長から、それぞれ挨拶があった。

#### (5) 理事の選任について

議長から、「理事の選任」について、国際部長の小林恒行氏および産業政策第一担当部長の荒井恒一氏を、4月1日付けで理事に選任したいとの提案があり、異議なく承認された。

### 報告事項 (1) 重要政策課題の動向について

宮城常務理事から、「重要政策課題の動向」について、政府が6月に取りまとめる予定の成長戦略やエネルギー政策等の今後のスケジュールや、商工会議所の対応等について説明があった。

#### (2) 大メコン圏ビジネス研究会の発展的改組について

宮城常務理事から、「大メコン圏ビジネス研究会の発展的改組」について、説明があった。概要は以下のとおり。

①日本商工会議所・東京商工会議所では、これまでメコン地域諸国との経済交流を促進するため、14年度に「大メコン圏ビジネス研究会」を設置し、同研究会の活動を通じて、ミャンマー・ベトナム・タイ・カンボジア・ラオスのメコン各国との経済交流を展開し

てきた。

②しかしながら、近年のメコン地域に対する日本企業の関心の高まりや日本政府とメコン地域各国政府との定期協議の活発化、昨年9月の日商訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション（団長・岡村会頭）の成果を踏まえて、メコン地域各国との経済関係をより一層深めていく必要が出てきたことから、これまでの研究会組織を「日本メコン地域経済委員会」に発展的に改組し、メンバー増強ならびに意見集約・提言機能の強化を図ることとする。

③具体的には、既存の事業に加えて、ベトナム計画投資省との定期協議の運営、メコン5カ国の商工会議所との連携促進を図ることで、各国との経済関係強化に向けた体制を整備していく。

(3) 小規模企業対策の実施状況等に関する調査結果について

宮城常務理事から、「小規模企業対策の実施状況等に関する調査結果」について、経営指導員数はほぼ一貫して3,500人前後で推移している、経営指導に従事する職員の数は漸減傾向にある、商工会議所検定は経営指導員に欠かせない資格として定着している、中小企業相談所の予算規模は縮小している、経営指導員による指導実績は減少傾向にある等の説明があった。

(4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」に関し、「政府の被災地対策の動き」では、常盤自動車道では環境省による除染モデル事業の結果を踏まえ、本格的な除染を昨年12月に開始し6月の完了を目指している等、インフラの復旧・復興状況の説明があった。

「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況（マッチング点数は累計1,890点に拡大）について説明されるとともに、被災地企業の本格復興に向けて、「更なる遊休機械のご寄贈」に加え、「被災地の販路拡大に向けた特段のご協力」が、強く呼びかけられた。

また、日本商工会議所青年部（日本 YEG）の「被災地支援等のあり方を考えるパネルディスカッション」の開催、全国商工会議所女性会連合会の「福島メッセージ」の採択について説明があった。

(5) 日本商工会議所青年部（日本 YEG）の活動について

今月末をもって任期満了（1年）により退任する日本 YEG の尾山会長（富山 YEG）から、「日本 YEG の活動」について、東日本大震災復興支援や YEG ブランドの向上、24年度の事業等について報告されるとともに、この1年間のご支援への謝意が述べられた。

(3) 常議員会

回数・日時	場所・出席者数 (議事録署名人)	議 事
第 613 回 4/19 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 58 人 (委任 状提出による代理出 席を含む) (豊橋・吉川会頭 宮崎・米良会頭)	議案 (1) 中小企業国際化支援特別委員長の委嘱について (2) エネルギー・原子力政策に関する意見 (案) について (3) TPP 交渉への参加表明についての意見 (追認) について (4) 東日本大震災義援金の配分 (案) について 報告事項 (1) 日本労働組合総連合会との懇談会の結果概要について (2) ASEAN 経済大臣との懇談等について (3) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (4) 日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動につ いて (5) 商工会議所における総合的な危機対応体制の整備について (6) 全国の商工会議所におけるタブレット端末の導入について (7) 「商工会議所ニュース かわら版」について (8) その他 ※昼食懇談会 演題：「日本経済の課題と中小企業の挑戦」 ゲストスピーカー：日本銀行 副総裁 山口 廣秀 氏
第 614 回 6/21 10 時～12 時	ホテル日航熊本「阿 蘇 C・D」 出席者数 57 人 (委任 状提出による代理出 席を含む) (一宮・森会頭 松江・古瀬会頭)	議案 (1) 特別顧問の委嘱について (2) 日本の再生に向けての提言 (案) について (3) 東日本大震災に係る会費減免 (案) について (4) 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度に対 する意見 (追認) について (5) 「平成 23 年度保証事業等事業報告書 (案)」および「平成 23 年度信用基 金特別会計収支計算書 (案)」について 報告事項 (1) 新しい憲法を制定する推進大会の結果概要について (2) 主要政策課題の動向について (3) 「戦略的中心市街地活性化支援事業費補助金」に関する行政事業レビュー について (4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (5) 平成 24 年春の叙勲・褒章について (6) その他 ※特別講演 演題：「衆議院解散と政界再編の行方」 ゲストスピーカー：ジャーナリスト 後藤 謙次 氏
第 615 回 7/19 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 58 人 (委任 状提出による代理出 席を含む) (青森・林会頭 奈良・西口会頭)	議案 (1) 第 116 回通常会員総会への提案事項について (2) エネルギー・環境に関する選択肢に対する意見 (追認) について (3) 平成 25 年度税制改正に関する意見 (案) について (4) 平成 25 年度中小企業関係施策に関する意見・要望 (案) について (5) 第 116 回日本商工会議所表彰 (案) について 報告事項 (1) 日本再生戦略の動向について (2) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (3) 日西経済委員会の活動再開について (4) その他 ※昼食懇談会 演題：「東京スカイツリーの建設 世界一の高さへの挑戦」

		<p>ゲストスピーカー：大林組 建築本部プロポーザル部課長 高木 浩志 氏</p>
<p>第 616 回 9/19 11 時 30 分～ 12 時 15 分</p>	<p>国際会議場 出席者数 58 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （小樽・山本会頭 徳島・近藤会頭）</p>	<p>議案 日本商工会議所会員大会決議（案）ならびに重要政策課題に対する商工会 議所の考え方・主張（案）について 報告事項 （1）政府の「革新的エネルギー・環境戦略」について （2）主要政策課題の動向について （3）独立行政法人日本貿易振興機構と日本商工会議所における中小企業の海 外展開の支援を目的とする業務協力について （4）日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動につ いて （5）日本再生戦略について （6）その他</p>
<p>第 617 回 10/18 12 時～ 13 時 50 分</p>	<p>国際会議場 出席者数 59 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （旭川・新谷会頭 富山・犬島会頭）</p>	<p>議事 （1）会員大会決議の要望活動状況について （2）訪ミャンマー・ベトナム経済ミッションの結果概要について （3）主要政策課題の動向について （4）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて （5）商工会議所 CM コンテンツについて （6）その他  ※特別講演 演題：「わが国におけるエネルギー政策・原子力政策のあり方について」 ゲストスピーカー：東京工業大学 特命教授 柏木 孝夫 氏</p>
<p>第 618 回 11/15 12 時～ 13 時 50 分</p>	<p>国際会議場 出席者数 59 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （函館・松本会頭 下関・林会頭）</p>	<p>議案 「小規模企業対策予算の確保に関する要望」（案）について 報告事項 （1）自由民主党役員と日本商工会議所幹部との朝食懇談会の概要について （2）主要政策課題の動向について （3）「全国商工会議所観光振興大会 2012in 高知」の開催結果について （4）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて （5）商工会議所運営における留意事項について （6）平成 24 年秋の叙勲・褒章受章者について （7）その他  ※昼食懇談会 演題：「今後の政治動向について」 ゲストスピーカー：朝日新聞東京本社オピニオン編集長 兼 論説主幹代理 星 浩 氏</p>
<p>第 619 回 12/20 12 時～ 13 時 50 分</p>	<p>国際会議場 出席者数 46 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （松本・井上会頭 鳥取・清水会頭）</p>	<p>議案 （1）新政権に望む（追認）について （2）民法（債権法）改正に対する商工会議所の意見（追認）について 報告事項 （1）日中関係について （2）主要政策課題の動向について （3）2020 年オリンピック・パラリンピック招致活動について （4）商工会議所検定試験の現状と今後の取り組みについて （5）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて （6）6 月移動常議員会・議員総会等（山形）（6 月 19 日～20 日）について （7）東京商工会議所ビル建て替えに伴う日本商工会議所事務所の移転につ いて （8）その他  ※昼食懇談会 演題：「2013 年 日本経済の行方」 ゲストスピーカー：株式会社大和総研 チーフ・エコノミスト 熊谷 亮丸 氏</p>



第 620 回 1/17 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 59 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （盛岡・元持会頭 川崎・山田会頭）	議案 (1) 特別顧問および国際経済委員長の委嘱について (2) 安倍内閣に望む（追認）について (3) 新たな中小企業政策の基本的方向について（案）～中小企業の定義問題 を含めて～ (4) 平成 24 年度収支補正予算（案）について 報告事項 (1) 茂木経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について (2) 重要政策課題の動向について (3) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (4) その他  ※昼食懇談会 演題：「健康に生きるために必要なこと」 ゲストスピーカー：新潟大学 医学部 教授 安保 徹 氏
第 621 回 2/21 12 時～ 13 時 55 分	国際会議場 出席者数 58 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （長野・加藤会頭 前橋・曾我会頭）	議案 第 117 回日本商工会議所表彰（案）について 報告事項 (1) 平成 25 年度税制改正について (2) デフレ脱却に向けた経済界との意見交換会の結果概要について (3) 重要政策課題の動向について (4) 商工会議所の組織・財政等の現状について (5) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (6) その他
第 622 回 3/22 11 時～ 13 時 50 分	ザ・プリンスパーク タワー東京「コンベン ションホール A～ C」 出席者数 58 人（委任 状提出による代理出 席を含む） （静岡・後藤会頭 鹿児島・諏訪会頭）	議案 (1) 第 117 回通常会員総会への提案事項について (2) 東日本大震災からの本格的な復興、福島の再生に向けて（追認）につい て (3) 商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプランおよび平成 24 年 度消費税転嫁対策窓口相談等事業特別会計収支予算（案）について (4) 参与の委嘱について (5) 理事の選任について 報告事項 (1) 重要政策課題の動向について (2) 大メコン圏ビジネス研究会の発展的改組について (3) 小規模企業対策の実施状況等に関する調査結果について (4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (5) 日本商工会議所青年部（日本 YEG）の活動について (6) その他

#### (4) 監事会

- 日 時 24 年 7 月 18 日（水）10 時 45 分～11 時 50 分
- 場 所 401 会議室
- 出席者 7 名
- 内 容 平成 23 年度事業報告・同収支決算について、事務局から事業報告書（案）および収支  
決算書（案）に基づいて説明があった後、出席監事 3 名により監査が行われた。

## (5) 委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
24/4/18	第 16 回地域活性化・第 10 回観光・第 13 回環境・エネルギー・第 12 回運営合同委員会	142 名	(1) 「東北観光博」について 観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課長 七條 牧生 氏 (2) 東日本大震災と東京電力(株)福島第一原子力発電所事故発生から 1 年の福島県の状況と今後の取り組みについて 福島商工会議所 専務理事 山田 義夫 氏 (3) 株式会社全国商店街支援センターの事業概要と支援メニューについて 株式会社 全国商店街支援センター 事業統括役 上田 弘 氏 (4) 東京商工会議所の省エネ支援事業について 東京商工会議所 (5) 商工会議所における総合的な危機対応体制の整備について (6) その他
4/18	第 10 回産業経済・第 15 回中小企業合同委員会	136 名	(1) 「“日本の未来” 応援会議」について 中小企業庁 長官官房参事官 鍛冶 克彦 氏 (2) 中小企業経営力強化支援について 中小企業庁 事業環境部長 加藤 洋一 氏 (3) 中小企業 BCP 策定運用指針の改定について 中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室長 横尾 浩一郎 氏 (4) 主要政策課題の動向について (5) その他
4/19	第 11 回国際経済・第 8 回情報化・第 1 回広報特別合同委員会	107 名	(1) 商工会議所広報活動に関する取り組み事例について 福井商工会議所 中小企業総合支援センター 会員サービス課長 寺川 直輝 氏 (2) SNS 活用による IT 経営の推進について 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 電子情報利活用推進部 客員研究員 御田村 瑞恵 氏 (3) 全国の商工会議所におけるタブレット端末の導入について (4) 東アジア経済統合に向けた取り組みについて 経済産業省 通商政策局アジア大洋州課長 篠田 邦彦 氏 (5) その他
6/20	第 11 回産業経済・第 16 回中小企業・第 14 回環境・エネルギー合同委員会	138 名	(1) 「今夏の電力需給対策」ならびに「エネルギーミックスの選択肢の原案」について 資源エネルギー庁 電力需給対策官 神門 正雄 氏 (2) 主要政策課題の動向について (3) その他
7/18	第 17 回地域活性化・第 11 回観光・第 13 回運営合同委員会	116 名	(1) 各地の地域資源を活かした取り組みについて 株式会社 日本経済研究所 ソリューション本部 環境・防災部 研究主幹 宮地 義之 氏 (2) 東北六魂祭、盛岡開催のキセキ 盛岡商工会議所 地域活性化支援チームリーダー 佐藤 誠司 氏 (3) 商工から笑幸へ～伊勢笑幸会議所の取組 伊勢商工会議所 会頭 上島 憲 氏 (4) 平成 23 年度事業報告 (案) および平成 23 年度収支決算 (案) について (5) 平成 25 年度各種検定試験の施行日および受験料について (6) その他

7/18	第 12 回国際経済・第 18 回地域活性化・第 8 回税制・第 9 回情報化合同委員会	93 名	<p>(1) ミャンマーおよびベトナムの投資環境について 経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 参事官 相本 浩志 氏</p> <p>(2) 地理的表示（地域ブランド）の保護制度について 農林水産省 食料産業局 新事業創出課 課長 遠藤 順也 氏</p> <p>(3) 中小企業 IT 経営力大賞による IT 経営実践事例について ①中小企業 IT 経営力大賞 2013 の概要および募集について 経済産業省 商務情報政策局 地域情報化人材育成推進室長 小林 信彦 氏</p> <p>②事例紹介 中小企業 IT 経営力大賞 2012 日商会頭賞受賞企業 株式会社印傳屋上原勇七 取締役総務部長 出澤 忠利 氏</p> <p>(4) 平成 25 年度税制改正に関する意見（案）について</p> <p>(5) その他</p>
7/19	第 12 回産業経済・第 17 回中小企業・第 15 回環境・エネルギー合同委員会	100 名	<p>(1) エネルギー・環境に関する選択肢に対する意見について</p> <p>(2) 民法（債権法）改正の動向と中小企業への影響について 法務省 参与 内田 貴 氏</p> <p>(3) 平成 25 年度中小企業関係施策に関する意見・要望（案）について</p> <p>(4) その他</p>
9/18	第 19 回地域活性化・第 6 回労働・第 10 回情報化合同委員会	113 名	<p>(1) 改正労働者派遣法について ①改正労働者派遣法の概要について 厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 需給調整事業課派遣・請負労働企画官 牧野 利香 氏</p> <p>②改正労働者派遣法に関する日本商工会議所の対応について</p> <p>(2) ザ・ビジネスモール活用による IT 経営支援について 大阪商工会議所 経営情報センター所長 衛藤 弘司 氏</p> <p>(3) 「被災地の現状と今後のまちづくり」について 東北学院大学 教養学部 教授 柳井 雅也 氏</p> <p>(4) その他</p>
9/18	第 13 回産業経済・第 13 回国際経済・第 16 回環境・エネルギー・第 14 回運営合同委員会	117 名	<p>(1) 販路拡大支援事業（毎日が商談会等）について 福岡商工会議所 専務理事 中村 仁彦 氏</p> <p>(2) エネルギー・環境政策について エネルギー・原子力政策に関する研究会委員 富士常葉大学教授 山本 隆三 氏</p> <p>(3) 平成 24 年度通商白書から見る中小企業の海外展開の動向について 経済産業省 通商政策局 企画調査室 室長補佐 石ヶ休 剛志 氏</p> <p>(4) 主要政策課題の動向について</p> <p>(5) その他</p>
9/19	第 14 回産業経済・第 18 回中小企業合同委員会	130 名	<p>(1) 会社法の改正について ①最近の会社法制を巡る動向について 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 課長 三浦 聡 氏</p> <p>②会社法の改正に関する日本商工会議所の対応について</p> <p>(2) 平成 25 年度 中小企業対策予算の概算要求について 中小企業庁 長官官房参事官 藤野 琢巳 氏</p> <p>(3) その他</p>

10/17	第12回観光・第20回地域活性化・第8回国民生活・第15回運営合同委員会	127名	<p>(1) 街道観光の推進について 全国街道交流会議 顧問 日本商工会議所 観光委員会共同委員長 須田 寛 氏</p> <p>(2) 社会保障制度改革の評価と課題について 株式会社日本総合研究所 調査部 主任研究員 西沢 和彦 氏</p> <p>(3) 安心・安全ネットワーク事業～刈谷商工会議所創立60周年記念事業～ 刈谷商工会議所 事務局長 加藤 善弘 氏</p> <p>(4) 「磨き屋シンジケート」および「TSO」について ～ものづくり中小企業の支援の取組～ 燕商工会議所 専務理事 笠原 庄司 氏</p> <p>(5) その他</p>
10/17	第15回産業経済・第7回労働・第17回環境・エネルギー合同委員会	113名	<p>(1) 高齢者雇用安定法改正のポイントについて 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 高齢者雇用対策課長 中山 明広 氏</p> <p>(2) 放射能ニュースの誤解について 毎日新聞 生活報道部 編集委員 小島 正美 氏</p> <p>(3) 主要政策課題の動向について</p> <p>(4) その他</p>
10/18	第16回産業経済・第19回中小企業合同委員会	121名	<p>(1) 経済産業省 知的基盤整備特別委員会・中間報告～知的基盤整備・利用促進プログラム～について 経済産業省 産業技術環境局 知的基盤課長 藪内 雅幸 氏</p> <p>(2) 佐世保商工会議所における創業支援について ～佐世保で創業！応援します！～ 佐世保商工会議所 専務理事 古賀 義幸 氏</p> <p>(3) 「佐久ものづくり研究会」について 佐久商工会議所 常議員 佐久ものづくり研究会 会長 株式会社シナノ 代表取締役会長 柳澤 光臣 氏</p> <p>(4) その他</p>
11/14	第17回産業経済・第16回運営合同委員会	115名	<p>(1) 地域の消費を喚起する「ワンコイン de スタンプラリー」について 宝塚商工会議所 事務局長 岡本 学 氏</p> <p>(2) 商工会議所における危機対応体制の整備とデータバックアップサービスについて 松本商工会議所 事務局長 伊藤 淑郎 氏</p> <p>(3) 主要政策課題の動向について</p> <p>(4) 民法（債権法）改正に対する商工会議所の意見（案）について</p> <p>(5) その他</p>
11/14	第21回地域活性化・第8回労働・第18回環境・エネルギー合同委員会	102名	<p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律について 国土交通省 都市局 都市計画課長 和田 信貴 氏</p> <p>(2) 原発立地県から見たエネルギー・原子力政策について 福井新聞社 編集局 政治部長兼論説委員 森瀬 明 氏</p> <p>(3) 今後の障害者雇用対策について ①今後の障害者雇用対策について 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課長 山田 雅彦 氏 ②今後の障害者雇用対策に関する日本商工会議所の対応について</p> <p>(4) その他</p>

11/15	第 20 回中小企業・第 11 回情報化・第 3 回教育合同委員会	103 名	(1) IT を活用した海外展開について (中小企業 IT 経営力大賞 2012 経済産業大臣賞 (大賞) 受賞企業事例発表) 株式会社メトロール 代表取締役 松橋 卓司 氏 (2) 高専と県教委との連携によるロボット大会 (ものづくり教育) ~きのくにロボットフェスティバルの開催~について 御坊商工会議所 専務理事 佐藤 公昭 氏 (3) 「小規模企業対策予算の確保に関する要望」(案) について (4) その他
12/19	第 13 回観光・第 21 回中小企業・第 22 回地域活性化・第 2 回広報特別合同委員会	140 名	(1) SNS を活用した広報活動について 宮崎商工会議所 専務理事 倉掛 正志 氏 広域振興部 杉田 剛 氏 (2) 地域と共に生きる商店街 (みやのかわ商店街について) ~人のつながりを商店街の強みに~ みやのかわ商店街振興組合 前理事長 秩父商工会議所 副会頭 島田 憲一 氏 (3) 宮古の被災地視察の現状について 宮古商工会議所 専務理事 廣田 司朗 氏 (4) 尼崎商工会議所における土業のネットワーク作り (サムライ研究会) について 尼崎商工会議所 専務理事 中村 昇 氏 経営支援グループリーダー 小路 正雄 氏 (5) その他
12/19	第 19 回環境・エネルギー・第 17 回運営合同委員会	130 名	(1) 世界/アジアのエネルギー展望と原子力の役割について 一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 計量分析ユニット 研究主幹 松尾 雄司 氏 (2) 蕨商工会議所のオープンデー事業について 蕨商工会議所 事務局次長兼中小企業相談所長 長谷川 浩司 氏 (3) ~市民に愛され親しまれるまちに~岩農フレッシュショップ事業について 須賀川商工会議所 専務理事 市川 守 氏 参事・地域振興課長 添田 幸信 氏 (4) 平成 25 年度日本商工会議所事業計画 (たたき台) について (5) 商工会議所検定試験の現状と今後の取り組みについて (6) 「中小企業海外 PL 保険制度」の補償の拡充 (案) について (7) その他
12/20	第 22 回中小企業・第 23 回地域活性化・第 9 回税制合同委員会	126 名	(1) 新たな中小企業政策の基本的方向について~中小企業の定義問題~ (たたき台) について (2) 商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン (中間報告) について (3) 中心市街地活性化とコンパクトシティについて 流通科学大学 商学部特別教授 石原 武政 氏 (4) その他
25/1/16	第 18 回産業経済・第 14 回国際経済・第 23 回中小企業・第 18 回運営合同委員会	122 名	(1) 南海トラフ地震による津波への対策について 総社商工会議所 会頭 清水 男 氏 (2) EPA・FTA 交渉等の現状について 経済産業省 通商政策局 経済連携課長 龍崎 孝嗣 氏 (3) 重要政策課題の動向について (4) 東京商工会議所の中小企業国際展開支援事業について 東京商工会議所 中小企業部 副部長 森 まり子 氏 (5) 平成 24 年度収支補正予算 (案) について (6) その他

1/16	第 24 回地域活性化・第 9 回労働・第 20 回環境・エネルギー合同委員会	134 名	<p>(1) 商店街のあり方と中間集団の役割について 学習院大学大学院 政治学研究科 非常勤講師 新 雅史 氏</p> <p>(2) 改正労働契約法（有期労働契約）への実務対応について 社会保険労務士法人 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下 順子 氏</p> <p>(3) エネルギー政策について 経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総合政策課長 保坂 伸 氏</p> <p>(4) その他</p>
1/17	第 24 回中小企業・第 9 回国民生活合同委員会	104 名	<p>(1) まちなかキャンパス・いきいきまちの駅「スマイル」について 前橋商工会議所 専務理事 高橋 健 氏 商業振興課長 村井 誠志 氏</p> <p>(2) とっとり企業支援ネットワークについて 鳥取商工会議所 専務理事 坂出 徹 氏</p> <p>(3) 新たな中小企業政策の基本的方向について（案）～中小企業の定義問題を含めて～</p> <p>(4) その他</p>
2/20	第 19 回産業経済・第 25 回地域活性化・第 19 回運営合同委員会	161 名	<p>(1) 商人塾による商店街活性化人材育成について 株式会社全国商店街支援センター チーフマネージャー 野田 良輔 氏</p> <p>(2) 環境ものづくり！商工会議所がソーシャルビジネスの核になる 安城商工会議所 総務課 主事 二村 康輝 氏</p> <p>(3) 重要政策課題の動向について</p> <p>(4) 相模原お店大賞について 相模原商工会議所 専務理事 座間 進 氏 中小企業振興部長 多田 千太郎 氏</p> <p>(5) その他</p>
2/20	第 20 回産業経済・第 10 回税制・第 21 回環境・エネルギー合同委員会	162 名	<p>(1) 平成 25 年度税制改正について 財務省 主税局 総務課長 井上 裕之 氏</p> <p>(2) 今後のわが国の財政の行方～平成 25 年度予算案および財政制度等審議会の報告～ 財務省 主計局 調査課長 小宮 義之 氏</p> <p>(3) 容器包装リサイクル制度と商工会議所等への業務委託について 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 代表理事常務・事務局長 土橋 和則 氏 業務執行理事・企画広報部長 木野 正則 氏</p> <p>(4) その他</p>
2/21	第 25 回中小企業・第 12 回情報化・第 20 回運営合同委員会	153 名	<p>(1) 平成 24 年度補正予算案・平成 25 年度予算案における中小企業関連予算の概要について 経済産業省 中小企業庁 長官官房 参事官 藤野 琢巳 氏</p> <p>(2) 「IT コンシェルジュ事業」について 豊中商工会議所 専務理事 小早川 謙一 氏</p> <p>(3) 検定試験受験者数の状況について</p> <p>(4) 商工会議所の検定を活用した（株）松本の人材育成の取組みについて 木更津商工会議所 副会頭 浅野 文夫 氏 （株式会社松本 代表取締役社長）</p> <p>(5) その他</p>

3/21	第 21 回産業経済・第 15 回国際経済・第 26 回中小企業・第 11 回税制・第 10 回国民生活・第 4 回教育合同委員会	174 名	<p>(1) ODA を活用した中小企業等の海外展開支援について 外務省 国際協力局 開発協力総括課長 本清 耕造 氏</p> <p>(2) 各地商工会議所における婚活事業の取組事例紹介について ① 田辺商工会議所の婚活事業「happy プロジェクト」について 田辺商工会議所 中小企業相談室 係長 笠松 貴美 氏 ② 「商工会議所婚活事業実施状況調査」の結果概要について</p> <p>(3) 商工会議所キャリア教育活動白書 ～「教育支援・協力活動に関するアンケート調査」集計結果～</p> <p>(4) 「商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン」および「消費税転嫁対策窓口相談等事業」について</p> <p>(5) 『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』に対する意見（素案）」について</p> <p>(6) その他</p>
3/21	第 22 回産業経済・第 21 回運営合同委員会	168 名	<p>(1) 重要政策課題の動向について</p> <p>(2) 被災地報告について 八戸商工会議所 専務理事 山内 隆 氏 岩手県商工会議所連合会 専務理事 廣田 淳 氏 福島県商工会議所連合会 常任幹事 山田 義夫 氏 茨城県商工会議所連合会 専務理事 中里 修三 氏 気仙沼商工会議所 専務理事 春日 敏春 氏</p> <p>(3) 運営専門委員会中間報告「これからの商工会議所の理念と活動について」</p> <p>(4) 平成 24 年度消費税転嫁対策窓口相談等事業特別会計収支予算（案）について</p> <p>(5) 平成 25 年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について</p> <p>(6) その他</p>

(6) 特別委員会

期 日	特別委員会名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
24/6/5	第 4 回まちづくり特別委員会	20 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大型店問題について</li> <li>○ 中心市街地活性化法制度に関する中間とりまとめ（案）について</li> <li>○ 欧米のまちづくり制度（英国を中心に） 東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授（工学博士） 中井 検裕 氏</li> <li>○ その他</li> </ul>
7/18	第 4 回表彰特別委員会	16 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 116 回日本商工会議所表彰（案）について</li> <li>－特別功労者表彰</li> <li>－役員・議員表彰、職員表彰</li> <li>－商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業活動、事業活動）</li> </ul>
7/27	第 5 回中小企業国際化支援特別委員会	15 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ものづくり・空洞化論を超えて 福井県立大学 地域経済研究所 特任教授 中沢 孝夫 氏</li> <li>○ JICA による中小企業海外展開支援（工業団地調査、F/S 策定支援を中心に） 国際協力機構（JICA）東南アジア・大洋州部審議役 兼 民間連携室審議役 村田 修 氏 民間連携室 室長 田中 寧 氏</li> <li>○ 平成 23 年度 商工会議所の国際関連事業に関するアンケート調査」結果および「駐日貿易投資誘致機関等の事業活動アンケート調査」集計結果について</li> <li>○ 平成 24 年度委員会活動等について</li> <li>○ 意見交換</li> <li>○ その他</li> </ul>
10/15.16	第 5 回まちづくり特別委員会	13 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ まちづくりに関する提言（仮称）の策定について</li> <li>①現状と課題に関する認識について</li> <li>②提言の骨子（案）について</li> <li>○ 「地域経済の活性化に関する意見」の検討について</li> <li>○ その他</li> </ul>
11/7	まちづくり特別委員会 （地域活性化専門委員会 と第 1 回合同会議）	32 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合同会議の開催趣旨について</li> <li>○ 「『地域経済の活性化に関する意見』の骨子（案）」について</li> <li>○ その他</li> </ul>
12/13	第 6 回中小企業国際化支援特別委員会	15 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 逆境に生き抜く経営者たち～眼鏡産地鯖江に学ぶ 東京大学 社会科学研究所 教授 中村 圭介 氏</li> <li>○ 日本貿易振興機構との「中小企業の海外展開の支援を目的とする事業協力に関する合意書」の締結について</li> <li>○ 訪ミャンマー・ベトナム経済ミッションの結果概要</li> <li>○ 「中小企業海外 PL 保険制度」の補償の拡充について</li> <li>○ 平成 24 年度委員会の活動状況と今後の取組みについて</li> <li>○ 意見交換</li> <li>○ その他</li> </ul>
25/1/30	第 6 回まちづくり特別委員会	19 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ まちづくりに関する提言（仮称）の策定について</li> <li>①現状と課題に関する認識について</li> <li>②提言の骨子（案）について</li> <li>○ 「地域経済の活性化に関する意見」の検討について</li> <li>○ その他</li> </ul>
2/20	第 5 回表彰特別委員会	16 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 117 回日本商工会議所表彰（案）について</li> <li>－役員・議員表彰、職員表彰</li> <li>－商工会議所表彰（組織強化（会員増強）、組織強化特別（高組織率）、事業活動関係表彰）</li> <li>－会員事業所表彰</li> </ul>
2/26	まちづくり特別委員会	26 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「まちづくりに関する提言」（案）について</li> </ul>



	(地域活性化専門委員会 と第2回合同会議)		<input type="radio"/> 「地域経済の活性化に関する意見」(案)について <input type="radio"/> その他
3/25	第7回中小企業国際化 支援特別委員会	15名	<input type="radio"/> 海外から見た日本企業のモノづくり再生に向けた国際経営戦略 <p style="text-align: right;">甲南大学経営学部 教授 杉田 俊明 氏 (本委員会学識委員)</p> <input type="radio"/> 平成24年度委員会の活動状況と今後の取組みについて <input type="radio"/> 日本メコン地域経済委員会の設置について <input type="radio"/> 意見交換 <input type="radio"/> その他

(7) 専門委員会等

期 日	専門委員会名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
24/4/19	第4回運営専門委員会	24名	(1) これまでの議論について (2) 事例発表について (3) 意見交換 (4) 新規事業研究会の設置について (5) その他
4/24	第7回税制専門委員会	17名	(1) 抜本改革の背景と企業への影響について 経済産業省 企業行動課長 保坂 伸 氏 (2) 平成25年度税制改正に関する意見（項目案）について (3) その他
4/25	第1回中小企業政策専門委員会	7名	(1) 講演「最近の中小企業政策の動向について」 中小企業庁 事業環境部 企画課長 間宮 淑夫 氏 (2) 第28期中小企業政策専門委員会について (3) 意見交換 (4) その他
5/10.11	第6回観光専門委員会	16名	(1) 観光立国の推進について (2) 足利市および足利商工会議所における観光振興策について (3) 意見交換 (4) 全国商工会議所観光振興大会について (5) その他
5/21	第7回社会保障専門委員会	8名	(1) 日本の医療制度の基本構造と政策課題 政策研究大学院大学 教授 島崎 謙治 氏 (2) 社会保障と税の一体改革の法案審議状況について (3) その他
5/25	第4回行財政改革専門委員会	10名	(1) 講演「地方から見た国の行財政改革」 北海道大学 公共政策大学院長 宮脇 淳 氏 (2) 行財政改革に関する論点整理に向けて (3) その他
6/8	第8回税制専門委員会	20名	(1) 中小企業をめぐる今後の税制改正の動向について 中小企業庁 財務課長 吾郷 進平 氏 (2) 平成25年度税制改正意見（素案）について (3) その他
6/22	第5回行財政改革専門委員会	4名	(1) 行財政改革の論点に関する意見交換 (2) その他
6/25	第5回 IT 経営推進専門委員会	14名	(1) 商工会議所（CCI）情報化実態調査結果について (2) 商工会議所における IT 経営支援について（平成24年度事業予定） (3) タブレット端末の導入、活用について（事例発表） ・松本商工会議所 ・豊中商工会議所 ・北大阪商工会議所 (4) その他

7/2	第3回環境専門委員会・ 東商環境委員会合同委員 会	74名	(1) 「エネルギー・環境戦略の選択肢について」 講師：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 課長 室石 泰弘 氏 講師：経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室長 飯田 健太 氏 (2) 「いま、何を議論すべきなのか？ーエネルギー政策と温暖化政 策の再検討ー」 講師：国際環境経済研究所 所長 日本商工会議所 環境専門委員会委員 澤 昭裕 氏 (3) 「産業・業務部門における節電の具体的方策」 講師：一般財団法人省エネルギーセンター 診断指導部長 久米 伸一 氏 (4) 日商・東商の事業報告について (5) その他 名古屋商工会議所 (生物多様性ガイドブックの報告)
7/4	第9回税制専門委員会	19名	(1) 今後の地方税改革の方向性について 慶應義塾大学経済学部 教授 土居 丈朗 氏 (2) 平成25年度税制改正に関する意見(案)について (3) その他
7/10	第6回行財政改革専門委員 会	7名	(1) 地方公会計への発生主義・複式簿記導入の必要性について 日本公認会計士協会 常務理事 遠藤 尚秀 氏 (2) 行財政改革に関するポジションペーパー(案)について (3) その他
7/17	第4回労働専門委員会 ～地方最低賃金審議会 商工会議所関係委員との 意見交換会～	21名	(1) 最低賃金アンケート調査結果について (2) 中央最低賃金審議会の動向について (3) 地方最低賃金審議会商工会議所関係委員との意見交換 (4) 平成24年度中央最低賃金審議会への対応方針について (5) その他
7/25	第3回教育専門委員会	6名	(1) 「社会の期待に応える教育改革の推進および大学改革実行プラン について」 文部科学省 高等教育局 高等教育企画課長 義本 博司 氏 (2) 教育活動をめぐる最近の動向・課題等について (3) その他
7/26	第8回社会保障専門委員 会	9名	(1) 価格統制による医療費抑制策 仕組みと今後の課題 慶應義塾大学 医学部 医療政策・管理学教室 教授 池上 直己 氏 (2) 社会保障・税一体改革関連法案の現状について (3) その他
7/31	第2回中小企業政策専門 委員会	11名	(1) 「中小企業政策に関する意見」(仮称)の取りまとめについて (2) 講演 ① 「地域と中小企業について」 茨城大学人文科学部 鎌田 彰仁 教授 ② 「中小企業政策の変遷」 東京理科大学大学院 松島 茂 教授 (3) 政府の動きと日商の意見・要望活動について ① 「日本の再生に向けた提言」および「日本再生戦略」について ② 「平成25年度中小企業関係施策に関する意見・要望」につ いて ③ 「“ちいさな企業”未来会議」および「中小企業政策審議会“ち いさな企業”未来部会」について (4) 「中小企業政策に関する意見」(仮称)の考え方について (5) 意見交換 (6) その他

9/4	第7回観光専門委員会	21名	(1) 平成24年度「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」本審査 (2) 全国商工会議所観光振興大会2012 in 高知の準備状況について (3) 観光専門委員会委員会議所およびきらり輝き観光振興大賞受賞会議所に見る観光振興へのアプローチと課題(案)について (4) その他
9/7	第15回総合政策・第3回中小企業専門・第10回税制専門委員会合同委員会	46名	(1) 「中小企業政策に関する意見」の検討について(案) (2) 講演:「中小企業政策の変遷～定義問題を中心に～」 講師:東京理科大学専門職大学院 教授 松島 茂 氏 (3) 意見交換 (4) その他
10/9	第5回労働専門委員会	40名	(1) 講演:「今後の障害者雇用対策について」 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課長 山田 雅彦 氏 (2) 報告:最近の雇用・労働政策の動向について (3) 意見交換:雇用・労働に関する課題について (4) その他
10/18	第5回運営専門委員会	23名	(1) 事例発表について (2) 「新しい時代における商工会議所の理念と活動(仮称)」の検討に向けて (3) 意見交換 (4) 特定退職金共済団体の退職金共済規定への反社会的勢力排除条項の導入に係る国税庁への照会文書について (5) その他
11/2	第6回IT経営推進専門委員会	13名	(1) 中小企業等のIT活用に関する実態調査結果について 独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 研究員 織田 靖幸 氏 (2) IT経営推進専門委員会提言事業進捗状況報告 (3) 商工会議所におけるIT経営推進体制について(事例発表) ひたちなか商工会議所 (ひたちなかIT企業協議会) 立川商工会議所 (たちかわIT交流会) (4) その他
11/7	第9回社会保障専門委員会	11名	(1) 重点化・効率化の観点から見た医療と介護の連携のあり方 国際医療福祉総合研究所長・国際医療福祉大学大学院 教授 武藤 正樹 氏 (2) 厚生年金基金制度の見直しについて 厚生労働省 年金局 企業年金国民年金基金課 基金数理室長 山内 孝一郎 氏 (3) その他
11/7	地域活性化専門委員会(まちづくり特別委員会と第1回合同会議)	32名	(1) 合同会議の開催趣旨について (2) 「『地域経済の活性化に関する意見』の骨子(案)」について (3) その他
11/8	第3回経済法規専門委員会	30名	(1) 平成24年度経済法規委員会の活動状況について(報告) (2) 会社法制の見直しと中小企業への影響について(報告) (3) 「民法(債権法)改正に対する商工会議所の意見(素案)」について(討議)
11/15	第6回運営専門委員会	16名	(1) 事例発表について (2) 「新しい時代における商工会議所の理念と活動(仮称)」の検討に向けて (3) 意見交換 (4) その他

11/29	第4回中小企業政策専門委員会	9名	(1) 「新たな中小企業政策の基本的方向性（たたき台）～中小企業の定義問題～」について (2) 政府の動きについて (3) その他
12/6	第5回地域活性化専門委員会	15名	(1) 「地域活性化に関する意見」について (2) 「地域活性化に向けて～活性化のキープポイントと事例～（仮題）」について (3) その他
12/7	第6回労働専門委員会	32名	(1) 障害者雇用対策について (2) 最近の雇用・労働政策の動向について (3) 各地における雇用・労働に関する課題について (4) その他
12/18	第8回観光専門委員会	18名	(1) 事例発表（テーマ：街道を活用した観光振興～萩往還の取り組みについて～） (2) 「全国商工会議所観光振興大会 2012 in 高知」の開催報告および「全国商工会議所観光振興大会 2013 in いわて」の準備状況について (3) 平成26年度以降の全国商工会議所観光振興大会のあり方について (4) 「観光振興表彰実施細則」の改定について (5) その他
12/18	第4回教育専門委員会	5名	(1) 「科学技術振興に資する教育・人材育成について」 文部科学省 科学技術・学術政策局 基盤政策課 人材政策企画官 佐藤 弘毅 氏 (2) 「商工会議所キャリア教育活動白書」（仮称）進捗報告 (3) 自公両党の政権公約（教育部分）について (4) その他
12/27	産業人材専門委員会 検討幹事会	2名	(1) 前回までの議論を振り返って (2) 企業の人材育成に対する商工会議所の支援のあり方について (3) 「日商人材マスター（仮称）」の認定について (4) その他
25/1/10	第16回総合政策・第5回中小企業専門・第11回税制専門委員会合同委員会	24名	(1) 新たな中小企業政策の基本的方向について～中小企業の定義問題～（たたき台） (2) 重要政策課題の動向について （新政権下の経済政策、社会保障、エネルギー、TPPの動向等） (3) その他
1/17	第7回運営専門委員会	17名	(1) 「これからの商工会議所の理念と活動（仮称）」（たたき台）について (2) 意見交換 (3) 商工会議所検定試験の現状と今後の取り組みについて (4) その他
2/21	第1回貿易関係証明専門委員会	19名	(1) 特定原産地証明書発給事業にかかる手数料配分の暫定見直し（案）について (2) その他
2/21	第8回運営専門委員会	21名	(1) 「これからの商工会議所の理念と活動」（中間報告）（素案）について (2) 意見交換 (3) 検定事業再生プロジェクト（案）について (4) 「共済・保険制度」の推進で商工会議所組織・財政基盤を強化しよう！キャンペーン（仮称）（案）について (5) その他

2/25	第9回観光専門委員会	21名	(1) 平成26年度全国商工会議所観光振興大会の開催地選考について (2) 平成26年度全国商工会議所観光振興大会の大会内容について (3) 観光振興関連の規制改革における課題について (4) その他
2/26	日本商工会議所環境専門委員会・東京商工会議所環境委員会・第12回エネルギー・原子力政策に関する研究会合同会議	62名	(1) 「COP18を踏まえての国際情勢と国内対策の状況と見通し」 講師：経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 課長 松尾 剛彦 氏 (2) 「東京商工会議所・省エネ支援事業報告および今後の省エネ推進への提言」 講師：環境経済株式会社 代表取締役 尾崎 寛太郎 氏 (3) 日商・東商の事業報告について
2/26	地域活性化専門委員会 (まちづくり特別委員会と第2回合同会議)	26名	(1) 「まちづくりに関する提言」(案)について (2) 「地域経済の活性化に関する意見」(案)について (3) その他
3/6	第12回税制専門委員会	18名	(1) 平成25年度税制改正について 中小企業庁 財務課長 吾郷 進平 氏 (2) 平成26年度税制改正について (3) その他
3/11	第10回社会保障専門委員会	12名	(1) 持続可能な医療制度のために必要な改革(重点化・効率化策)～医療は成長産業となるのか～ 東京医科歯科大学大学院 教授 川淵 孝一 氏 (2) 社会保障制度改革に関する政府の動きについて (3) その他
3/13	第7回 IT 経営推進専門委員会	14名	(1) 中小企業のIT化の現状と支援のあり方について 中小企業診断士、ITコーディネータ 勇気ある経営大賞・中小企業IT経営力大賞 選考委員 高島 利尚 氏 (2) 商工会議所IT関連事業の展開について (3) 地域におけるIT経営支援体制の構築について 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会 (4) IT経営支援事例について 東京商工会議所 (5) 意見交換 (6) その他
3/15	第4回経済法規専門委員会	27名	(1) 講演「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」 講師：公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課長 笠原 宏 氏 (2) 「民事司法を利用しやすくする懇談会」について(報告) (3) 『民法(債権関係)改正に関する中間試案』に対する商工会議所の意見(素案)について(討議)
3/28	第5回教育専門委員会	6名	(1) 昨今の大学教育・就活事情と学生の本音について 人事コンサルタント 櫻井 照士 氏 (2) 質疑応答・意見交換 (3) その他

(8) 総合政策委員会

期 日	委員会名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
4/9	第 12 回総合政策委員会	36 名	(1) TPP 協定に関する事前協議の動向と今後の対応について (2) エネルギー・原子力政策について (3) その他
6/4	第 13 回総合政策委員会	28 名	(1) 日本の再生に向けての提言（素案）について (2) 講演：エネルギーミックスの選択肢について 講師：資源エネルギー庁 長官官房 総合政策課長 後藤 収 氏 戦略企画室長 定光 裕樹 氏 (3) 社会保障・税一体改革の動向と今後の対応について (4) その他
7/4	第 14 回総合政策委員会	30 名	(1) エネルギー・環境に関する選択肢について 内閣官房 国家戦略室 内閣審議官 日下部 聡 氏 (2) 「エネルギー・環境に関する選択肢」に対する意見（仮称）骨 子・論点（案）について (3) その他
9/7	第 15 回総合政策委員会	29 名	(1) 「中小企業政策に関する意見」の検討について（案） (2) 講演：「中小企業政策の変遷～定義問題を中心に～」 講師：東京理科大学専門職大学院 教授 松島 茂 氏 (3) 意見交換 (4) その他
1/10	第 16 回総合政策委員会	48 名	(1) 新たな中小企業政策の基本的方向について（素案）～中小企業 の定義問題を中心に～ (2) 重要政策課題の動向について （新政権下の経済政策、社会保障、エネルギー、TPP の動向等） (3) その他

## (9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議

回数	期日	出席者数	議 題
427	4/19	15名	エネルギー・原子力政策に関する意見（案）について、ほか
428	6/21	14名	日本の再生に向けての提言（案）について、ほか
429	7/19	15名	エネルギー・環境に関する選択肢に対する意見（追認）について、ほか
430	9/19	13名	第116回通常会員総会における会頭挨拶について、ほか
431	10/18	14名	会員大会決議の要望活動状況について、ほか
432	11/15	15名	主要政策課題の動向について、ほか
433	12/20	11名	新政権に望む（追認）について、ほか
434	1/17	14名	安倍内閣に望む（追認）について、ほか
435	2/21	14名	デフレ脱却に向けた経済界との意見交換会の結果概要について、ほか
436	3/21	15名	第117回通常会員総会における会頭挨拶について、ほか



## (10) その他の会議

### ①日本商工会議所と日本労働組合総連合会との懇談会

○期 日 4月19日 ○場 所 東商スカイルーム（東京都千代田区） ○出席者 31名

- 内 容 (1) 連合からの意見表明：「働くことを軸とする安心社会について」、「中小企業の経営基盤の強化」、「若年雇用対策について」  
(2) 日商からの意見表明：「電力・エネルギー問題への対応について」、「中小企業の雇用と人材について」、「成長戦略と中小企業の活性化について」  
(3) 自由討議

### ②規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会

○期 日 5月17日 ○場 所 熱海後楽園ホテル（静岡県熱海市）

○内 容 「新しい時代の商工会議所の理念と活動について」

- ・⑧⑦⑥グループ <出席者> 92名
- ・⑤グループ <出席者> 74名
- ・④グループ <出席者> 74名
- ・③グループ <出席者> 79名
- ・②①グループ <出席者> 63名

### ③第66回全国商工会議所専務理事・事務局長会議

○期 日 5月17日～18日 ○場 所 熱海後楽園ホテル（静岡県熱海市） ○出席者 383名

○内 容 「新しい時代の商工会議所の理念と活動について」

・5月17日

- (1) 開会挨拶
- (2) 挨拶・基調講演
- (3) 会員増強活動からみた商工会議所の価値・課題および次世代人材育成の重要性について

・5月18日

- (1) 規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会の結果概要報告
- (2) 規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会 総括
- (3) 特別講話
- (4) 日本商工会議所からの報告
- (5) 全国商工会議所専務理事・事務局長会議 全体総括
- (6) 全国商工会議所観光振興大会2012in高知について
- (7) 2020年オリンピック・パラリンピックの日本招致について
- (8) 特別講演 「夢と勇気と感動を！ ～オリンピックで日本を元気に～」

セントラルスポーツ株式会社 社長 後藤 忠治 氏

### ④地域主権と道州制を推進する国民会議

○期 日 6月27日 ○場 所 ホテルルポール麹町（東京都千代田区） ○出席者 300名

○内 容 (1) 各政党の政策責任者からの道州制・地方分権改革に関する説明

(2) アピール採択

⑤日本商工会議所夏季政策懇談会

○期 日 7月18日 ○場 所 東京會館（東京都千代田区） ○出席者 56名

○内 容 (1) 日本経済の復興・再生に向けた主要政策課題について

①大震災からの復旧・復興について

②主要政策課題について

・エネルギー政策について

・円高・デフレからの脱却、成長戦略の実現に向けて

・社会保障・税一体改革における残された課題について

(2) 商工会議所はこれから何をすべきか

⑥岡村会頭と東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会構成商工会議所・県連との意見交換会

○期 日 7月24日 ○場 所 東京商工会議所特別会議室 ○出席者 27名

○内 容 (1) 意見発表

(2) 岡村会頭コメント

(3) 意見交換

⑦日本銀行幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

○期 日 10月18日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 22名

○内 容 (1) 国内経済の主要課題について

(2) 地域経済動向について

⑨自由民主党役員と日本商工会議所幹部との朝食懇談会

○期 日 11月15日 ○場 所 ザ・キャピトルホテル東急（東京都千代田区） ○出席者 22名

○内 容 (1) 成長戦略（TPP含む）と電力・エネルギー問題について

(2) 超円高・空洞化対策と中小企業の活力強化について

(3) 震災復興・福島再生について

⑩安倍自由民主党総裁への表敬訪問

○期 日 12月19日 ○場 所 自由民主党本部（東京都品川区）

○出席者 10名…岡村会頭欠席

○内 容 (1) 超円高・空洞化対策と中小企業の活力強化について

(2) 震災復興・福島再生について

(3) 2020年オリンピック・パラリンピック日本招致について

⑪茂木経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会

○期 日 25年1月17日 ○場 所 ザ・キャピトルホテル東急（東京都千代田区）

○出席者 34名

- 内 容 (1) 成長戦略と電力・エネルギー問題および地元経済の現状について
- (2) TPP等の経済連携の推進と空洞化対策および地元経済の現状について
- (3) 震災復興・福島再生および地元経済の現状について

**⑫茂木経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会**

- 期 日 25年1月18日 ○場 所 ホテルニューオータニ（東京都千代田区）
- 出席者 39名
- 内 容 (1) 被災地中小企業への復興支援、福島再生のさらなる加速
- (2) 成長の原動力である中小企業の活力強化
- (3) 地域の活性化を促進する支援の拡充

**⑬東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会**

- 期 日 平成25年2月24日 ○場 所 AP 東京八重洲通り ○出席者 17名
- 内 容 (1) 報告（東日本復興応援プロジェクト from 銀座について）
- (2) 議題（銀座における東日本大震災復興支援活動～東日本復興応援プロジェクト from 銀座 2013～について）
- (3) 意見交換

**⑭公開シンポジウム「産学官連携によるグローバル人材育成」**

- 期 日 25年3月14日 ○場 所 東商ホール（東京都千代田区） ○出席者 400名
- 内 容 (1) 基調講演「グローバル人材の育成と大学教育の成功体験」
- (2) 基調講演「グローバル人材育成に向けた産業界の取組み」
- (3) パネルディスカッション「産学官連携によるグローバル人材育成のあり方」
- (4) 共同宣言採択

**⑯代表専務理事会議**

第615回・4月18日、第616回・5月18日、第617回・6月20日、第618回・7月18日  
 第619回・8月23日、第620回・9月18日、第621回・10月17日、第622回・11月14日  
 第623回・12月19日、第624回・1月16日、第625回・2月20日、第626回・3月21日

**⑰各部別会議**

**国 際 部**

開催期日	会 議 名
5/24	第8回特定原産地証明に関する研究会（東京）
5/24	第1回特定原産地証明に関する研究会拡大ワーキンググループ（東京）
6/27	第1回「商工会議所貿易関係証明発給業務マニュアル」の改訂に関するタスクフォース会議（東京）
7/25	第2回「商工会議所貿易関係証明発給業務マニュアル」の改訂に関するタスクフォース会議（名古屋）
7/27	第2回特定原産地証明に関する研究会拡大ワーキンググループ（東京）
10/10	第3回「商工会議所貿易関係証明発給業務マニュアル」の改訂に関するタスクフォース会議（東京）

10/24	第6回非特惠原産地証明に関する研究会（東京）
11/22	第4回「商工会議所貿易関係証明発給業務マニュアル」の改訂に関するタスクフォース会議（東京）
11/30	第3回特定原産地証明に関する研究会拡大ワーキンググループ（東京）
1/23	第5回「商工会議所貿易関係証明発給業務マニュアル」の改訂に関するタスクフォース会議（横浜）
2/26	第7回非特惠原産地証明に関する研究会（東京）

### 産業政策第一部

開催期日	会 議 名
4/16	第10回会社法制の見直しに関する検討会
4/28	産業懇談会
5/10	第2回民法（債権法）見直しに関する懇談会
5/14	第11回会社法制の見直しに関する検討会
5/31	産業懇談会
6/8	第12回会社法制の見直しに関する検討会
6/29	産業懇談会
7/2	第13回会社法制の見直しに関する検討会
7/11	第14回会社法制の見直しに関する検討会
7/26	第3回民法（債権法）見直しに関する懇談会
7/30	第15回会社法制の見直しに関する検討会
7/31	産業懇談会
8/30	第4回民法（債権法）見直しに関する懇談会
8/31	産業懇談会
9/11	第1回消費税引上げに伴う価格転嫁対策等WG（中小企業振興部と合同で開催）
9/28	産業懇談会
10/4	第2回消費税引上げに伴う価格転嫁対策等WG（中小企業振興部と合同で開催）
10/30	産業懇談会
11/1	第3回消費税引上げに伴う価格転嫁対策等WG（中小企業振興部と合同で開催）
11/30	産業懇談会
12/11	第4回消費税引上げに伴う価格転嫁対策等WG（中小企業振興部と合同で開催）
12/28	産業懇談会
1/31	産業懇談会
2/28	産業懇談会
3/5	第5回消費税引上げに伴う価格転嫁対策等WG（中小企業振興部と合同で開催）
3/29	産業懇談会

### 産業政策第二部

開催期日	会 議 名
6/4	第7回エネルギー・原子力政策に関する研究会
6/15	第8回エネルギー・原子力政策に関する研究会
7/3	第9回エネルギー・原子力政策に関する研究会
11/21	第10回エネルギー・原子力政策に関する研究会
2/4	第11回エネルギー・原子力政策に関する研究会
3/6	第12回エネルギー・原子力政策に関する研究会

### 企画調査部

開催期日	会 議 名
10/12	第1回憲法問題に関する研究会
11/21	第2回憲法問題に関する研究会
12/12	第3回憲法問題に関する研究会
2/8	第4回憲法問題に関する研究会
3/14	第5回憲法問題に関する研究会

### 中小企業振興部

開催期日	会 議 名
4/13	中小企業関係4団体連絡会議
5/23	中小企業関係4団体連絡会議
6/19	中小企業関係4団体連絡会議
7/25	SBIR 推進協議会第18回幹事会
7/30	中小企業関係4団体連絡会議
9/26	中小企業関係4団体連絡会議
10/30	中小企業関係4団体連絡会議
11/26	中小企業関係4団体連絡会議
12/17	中小企業関係4団体連絡会議
1/23	中小企業関係4団体連絡会議
2/8	中小企業関係4団体連絡会議
2/19	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」実施に向けた事前検討会議
3/28	第1回消費税転嫁対策窓口相談等事業実施ワーキンググループ
3/29	中小企業関係4団体連絡会議

### 情報化推進部

開催期日	会 議 名
6/5	平成24年度第1回 TOAS ユーザー会
6/5	第1回商工会議所 IT 活用研究会
9/24	平成24年度第2回 TOAS ユーザー会
9/24	第2回商工会議所 IT 活用研究会
12/12	平成24年度第3回 TOAS ユーザー会
12/12	第3回商工会議所 IT 活用研究会
1/21	平成24年度第4回 TOAS ユーザー会
1/22	第4回商工会議所 IT 活用研究会
2/7	地域 IT 経営推進会議 (福島)

### 事業部

開催期日	会 議 名
6/29	検定事業に関する緊急対策管理職会議
7/19	商工会議所検定試験に係る専門学校・通信教育機関との懇談会

11/7	全国商工会議所業務・検定担当管理職会議
12/13	近畿ブロック管内商工会議所検定推進会議（大阪）
1/10	九州ブロック管内商工会議所検定推進会議（福岡）
1/24	近畿ブロック管内商工会議所検定推進会議（京都）
3/27	商工会議所検定試験に係る専門学校・通信教育機関との懇談会

各種検定関係会議等

検定名	会議名	開催期日
珠算	珠算能力検定試験作問委員会 1級満点合格審査会	4/15, 4/24, 5/23, 5/30, 6/13, 6/18, 7/6, 8/19, 8/29, 9/21, 11/4, 11/15, 11/28, 12/12, 12/26, 12/28, 1/8, 1/30, 2/13, 2/27, 3/21 7/19, 11/30, 3/8
簿記	簿記検定部会 第131回簿記検定試験1級審査会 「日商簿記推進アドバイザーボード」による地方意見交換会（広島、金沢） 第132回簿記検定試験1級審査会 簿記検定部会参与および部会委員打合会	8/24, 9/7, 9/14, 9/21, 9/28, 10/5, 2/22, 3/1, 3/8, 3/15, 3/22, 3/29 7/9 8/22（広島）, 8/27（金沢） 12/17 12/17
販売士	中央検定試験委員会（1級合否判定会議） 試験問題検討ワーキンググループ、リーダー会議、問題確定会議（1級） 2級ハンドブックの改訂に係る検討会 指定通信教育機関との懇談会	3/14 4/23, 5/9, 5/16, 5/28, 6/1, 6/4, 6/8, 6/11, 6/13, 6/27, 7/30, 8/9, 8/14, 9/13, 9/14, 10/1, 10/12, 10/16, 10/18, 10/19, 10/24, 10/26, 10/31, 11/5, 11/9, 11/14, 11/16, 11/19, 11/21, 11/22, 11/26, 12/5, 12/10, 12/19, 12/25, 1/18, 2/6 6/6, 9/6, 10/10 4/10
日商PC	日商PC検定部会 日商PC検定ワーキング	11/2, 3/5 5/9, 14, 6/18, 25, 7/24, 8/31, 10/16, 18, 1911/27, 12/3, 25, 1/17, 21, 2/20, 22, 26
ネス日商英語ビジ	日商ビジネス英語検定部会	8/10, 10/15, 12/17, 2/26
実電子会務計	ワーキング	10/22, 12/7, 3/1

総務部・新規事業推進担当

開催期日	会議名
7/30	第1回新規事業研究会
9/3	第2回新規事業研究会
10/31	第3回新規事業研究会
12/11	第4回新規事業研究会
3/1	第5階新規事業研究会

## 8. 事業

### (1) 各種事業活動

#### 【東日本大震災被災地の復興支援】

##### 1. 遊休機械無償マッチング支援プロジェクト

東日本大震災により、生産機械等を流失・損壊した被災地の事業者の復興を支援するため、各地の事業者から遊休機械等の無償提供を受け、被災事業者の要望とのマッチングを図る「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を平成23年9月から実施した。

同プロジェクトは、仙台の被災事業所に対し東京、名古屋、大分の3商工会議所の会員事業所から機械が提供された事例を踏まえて、商工会議所の全国ネットワークを活用して被災地中小企業の復興を支援するもの。当所では被災地支援機械情報データベースを構築して情報の集約と管理を行うとともに全国の商工会議所を通じて各会員事業所に遊休機械等の提供を呼びかけた。また、東北六県商工会議所連合会で震災対策相談員（機械の目利き人）を配置し、被災地の機械ニーズの吸い上げと、全国からの提供機械情報とのマッチングを行った。

これらの取り組みによるマッチング状況は、会員企業213社へ累計2,194点の機械等が提供された（平成25年9月4日現在：表1）。また、被災事業者から寄せられた要望機械は4,059点（11商工会議所）、各地商工会議所会員企業から寄せられた提供機械は4,745点（110商工会議所）の登録が寄せられた（平成25年9月4日現在：表2）。

なお、マッチングの成立した機械の輸送費用には、商工会議所に集まった義捐金の一部を充当した。また、提供された機械は、通常の税法上では市場価値に基づき、寄附金として扱いを受けるが、本プロジェクトに関しては、帳簿価額相当額を広告宣伝費として損金算入することができることで、財務省・国税庁と調整するとともに、平成23年11月にホームページ内にマッチングの成立した機械提供企業の紹介コーナーを設け、ホームページによるプロジェクトの周知とともに提供企業のPRを行なった。

表1

機械提供商工会議所	マッチング成立商工会議所
旭川、北上、仙台、山形、鶴岡、米沢、長井、天童、小千谷、高岡、金沢、長野、ひたちなか、宇都宮、小山、高崎、伊勢崎、太田、藤岡、川越、川口、深谷、銚子、船橋、松戸、館山、成田、東京、八王子、青梅、町田、横浜、横須賀、相模原、大和、甲府、静岡、三島、島田、焼津、掛川、藤枝、名古屋、豊橋、刈谷、西尾、春日井、桑名、京都、大阪、東大阪、豊中、神戸、姫路、相生、豊岡、高砂、笠岡、広島、下関、高松、福岡、北九州、直方、大分 (65商工会議所：会員企業約311社)	釜石、宮古、大船渡、久慈、仙台、塩釜、石巻、気仙沼、原町、相馬（10商工会議所：会員企業約213社） ○マッチング機械等約2,194点



表 2

## ① 要望機械点数

商工会議所	点数
釜石、宮古、大船渡、久慈、仙台、塩釜、石巻、気仙沼、いわき、原町、相馬 (11 商工会議所)	4,059

## ② 提供機械点数

商工会議所	点数
札幌、旭川、苫小牧、北上、仙台、横手、山形、鶴岡、米沢、長井、天童、新潟、上越、燕、小千谷、富山、高岡、金沢、白山、長野、諏訪、飯山、日立、ひたちなか、宇都宮、小山、高崎、桐生、伊勢崎、太田、富岡、藤岡、川越、川口、さいたま、秩父、深谷、銚子、千葉、船橋、松戸、館山、習志野、成田、東京、八王子、青梅、むさし府中、町田、横浜、横須賀、秦野、相模原、大和、甲府、静岡、浜松、沼津、三島、富士、島田、焼津、掛川、藤枝、大垣、名古屋、豊橋、一宮、刈谷、豊田、西尾、春日井、小牧、犬山、大府、四日市、桑名、福井、長浜、京都、大阪、東大阪、豊中、大東、神戸、姫路、尼崎、相生、豊岡、高砂、龍野、奈良、紀州有田、児島、笠岡、広島、三原、下関、徳山、小野田、徳島、高松、四国中央、福岡、北九州、直方、鹿島、熊本、大分、鹿児島 (110 商工会議所)	4,745

## 2. 東日本大震災 被災中小企業復興支援 再生 PC 寄贈プロジェクト

大学 ICT 推進協議会、日本マイクロソフト株式会社、東北六県商工会議所連合会と協力し、東日本大震災の被災地で事業再開に取り組む商工会議所会員中小企業に、大学で保有している PC を再生したうえで無償提供する「再生 PC 寄贈プロジェクト」を平成 24 年 1 月から平成 25 年 3 月まで実施した。

同プロジェクトは、大学が保有する本来の使用目的は終えているがまだ一般事務作業では利用可能な PC を、マイクロソフトからのソフトウェアと技術サポートの提供により再生し、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトと同様に、被災地の会員中小企業に提供するもので、全国の 37 の大学等から寄贈された 956 台を提供した。

大学等	商工会議所	台数
室蘭工業大学、山形大学、筑波大学、名古屋大学、三重大学、京都大学、大阪大学、大阪教育大学、神戸大学、奈良先端科学技術大学院大学、島根大学、広島大学、香川大学、徳島大学、九州大学、九州工業大学、熊本大学、鹿児島大学、北海道情報大学、放送大学、慶應義塾大学、清泉女学院大学、東海大学、早稲田大学、椛山女学園大学、大同大学、中部大学、大阪歯科大学、関西学院大学、天理大学、国立情報学研究所、埼玉県立いずみ高等学校、神戸学院大学附属高等学校、学校法人 新潟大原学園、学校法人太陽学園 サンコンピュータビジネス専門学校、有限会社イニシオ、IBJL 東芝リース株式会社、日本商工会議所	釜石	32
	宮古	37
	大船渡	188
	久慈	3
	仙台	42
	塩釜	63
	石巻	184
	気仙沼	256
	いわき	2
	原町	91
相馬	58	

### 3. 被災中小企業復興支援リース補助事業

東日本大震災に起因するリース設備の滅失等によるリース債務を抱えた中小企業に対して、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することで、被災中小企業の二重債務負担の軽減を図る本事業を実施した。

受付期間 平成 23 年 12 月 12 日～平成 26 年 3 月

補助金交付 2,169 件 (1,000,415,523 円) [平成 25 年 3 月 31 日現在]

本事業は、東日本大震災に起因する多重債務負担の軽減要望により、平成 23 年度第 3 次補正予算で決定したもので、経済産業省からの協力依頼で当所が事業の実施を受託した。

また、10 月に利用の促進を図るため、手続きの簡便化や制度の改定を行った。

### 4. 全国商工会議所からの職員の応援派遣

#### ① 全国商工会議所からの職員派遣

〈平成 24 年 4 月 16 日～5 月 11 日〉

派遣先	人数	派遣元
石巻	2 名	山形
	2 名	酒田
	2 名	鶴岡
	2 名	米沢
	2 名	新庄
	2 名	長井
	3 名	天童

〈平成 24 年 11 月 5 日～30 日〉

派遣先	人数	派遣元
釜石	1 名	札幌

#### ② その他、物資・業務支援等

支援先	支援内容
岩手県商工会議所連合会	盛岡→久慈・宮古、花巻・北上→釜石、一関・奥州→大船渡の横軸の商工会議所による支援により、被害状況の情報収集やパソコン、事務用品、携帯電話などの支援物資を送付。 ・盛岡→宮古…窓口相談業務支援 4.5～7、4.11～13 ・北上→釜石…データ整理、電算システム等立ち上げ支援 6.13～7.15

5. 東北地方太平洋沖地震に伴う支援に関する緊急要請（中期的な避難場所の確保のための社宅・研修所の提供）※経済産業省依頼

会議所名	施設名等
日本商工会議所	○カリアック（商工会議所福利研修センター・静岡県浜松市） ・部屋数：17 部屋、23 人分 ・経費負担：無料 ・期間：4 月 10 日～7 月 31 日
東京商工会議所	○SMK 株式会社など 31 社 （東京都、埼玉県、神奈川県、福島県、茨城県、新潟県、北海道、宮城県、岩手県、山形県、千葉県、静岡県、岩手県、愛知県、栃木県） ・部屋数：3,728 部屋、7,108 人分 ・経費負担：施設により異なる ・期間：即日可など施設により異なる
大阪商工会議所	○栗本鐵工所など 5 社（大阪府、兵庫県、神奈川県） ・部屋数：87 部屋、245 人分 ・経費負担：施設により異なる ・期間：施設により異なる
安来商工会議所	○平井建設株式会社（島根県安来市） ・部屋数：7 部屋、6～10 人分 ・経費負担：有り（水道光熱費など） ・期間：4 月 10 日～1 年間（延長可能）
松阪商工会議所	○松阪興産(株)など 3 社（三重県四日市市など） ・部屋数：26 部屋、75 人分 ・経費負担：有り（水道光熱費など） ・期間：6 カ月間など
豊橋商工会議所	○朝日開発株式会社など 11 社（愛知県豊橋市、豊川市など） ・部屋数：95 部屋、167～190 人分 ・経費負担：有り（水道光熱費など） ・期間：相談のうえ決定
大和商工会議所	○ウエダ技研(株)など 2 社（神奈川県大和市） ・部屋数：3 部屋、13 人分 ・経費負担：有り（家賃など） ・期間：相談のうえ決定
盛岡商工会議所	○国分岩手酒販(株)など 25 社 ・部屋数：76 部屋、246 人分 ・経費負担：有り（家賃など） ・期間：相談のうえ決定

（5 月 10 日現在）合計：79 社、4,039 部屋、7,910 人分

## 【現場に立脚した政策提言活動による経済成長と日本再生の実現】

### 1. CCI—LOBO 調査事業

平成元年4月より、地域の景気動向を迅速・的確に把握し、政策提言や企業経営に役立たせるために、全国の商工会議所間に構築された「商工会議所早期景気観測システム（CCI—LOBO（Chamber of Commerce and Industry—Quick Survey System of Local Business Outlook）」を活用して景気調査を行っている。

毎月、原則として17日～23日に調査参加商工会議所を通して企業・業種組合に対し経営状況等のマインドについてヒアリングを実施し、同月末までにその結果をとりまとめ、関係各方面に公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

24年度（25年3月現在）の参加状況は次の通り。

対象商工会議所：417カ所

対象企業等：

建設業	467	製造業	744	卸売業	338
小売業	744	サービス業	803	合計	3,096企業等

### 2. 地域経済四半期動向調査事業

平成20年7月より、四半期毎に、商工会議所の政策提言活動等に有効に活用するため、札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て、全国12大都市における地域経済の動向・実態や各地商工会議所の先進的な取り組みを把握する調査事業を行っている。

年4回（7月、10月、1月、4月）、当該月の月上旬に実施し、その結果を取りまとめ、日商の定例会見（原則第3木曜）などで結果を公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

### 3. 中小企業景況調査事業

本調査事業は、中小企業庁・中小企業基盤整備機構が、昭和55年から四半期毎に行っている全国の中小企業の景況調査の一環として協力・実施しているもので、調査には152商工会議所、約8,000企業が参加している。

平成24年度においても、調査実施商工会議所の経営指導員が景況感等の聞き取り調査を行い、その結果を報告書に取りまとめ中小企業基盤整備機構に報告するとともに、各地商工会議所、調査対象企業などに配布した。

## 【グローバル化への対応と生産性向上への支援】

### 1. 国際会議等

#### (1) アジア商工会議所連合会（CACCI）

##### 1) 第26回総会

10月3日～5日（462名）

- a. ネパールへの投資機会
- b. グローバル経済におけるアジア
- c. 包括的経済成長—女性と若年者のエンパワーメント

d. 気候変動による悪影響の緩和

開催地：カトマンズ（ネパール）

2) 第27回総会

3月14日～15日（約300名）

- a. ユーロ危機がアジアでのビジネスに与える影響
- b. 持続可能な水・エネルギー資源および食糧安全保障
- c. 二国間貿易投資協定の影響
- d. 経済発展における女性・若年者の役割
- e. フィリピンおよびセブにおける貿易投資・観光の機会

開催地：セブ（フィリピン）

(2) ASEAN・日本経済協議会日本委員会

1) 24年度総会

8月16日（紙上総会）

2) 表敬・懇談

4月11日（49名）（於：東京）在京ASEAN各国大使との懇談会

a. 開会挨拶

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 会長 岡村 正

駐日カンボジア王国大使 ホー・モニロット 氏

b. 「2015年ASEAN共同体構築に向けたERIAの活動」

東アジアASEAN経済研究センター（ERIA）事務総長 西村 英俊 氏

c. 「ASEAN経済大臣への要望書（案）について」

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 事務総長 中村 利雄

d. 質疑応答・意見交換

e. 閉会挨拶

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 会長 岡村 正

4月27日（41名）（於：東京）ASEAN経済大臣との懇談会

a. 開会挨拶

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 会長 岡村 正

カンボジア商業大臣 チャン・プラシッド 氏

b. 要望書提出

c. 要望書の概要説明

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 事務総長 中村 利雄

d. 要望書に対するASEAN側からの返答

マレーシア国際貿易産業副大臣 ムクリズ・マハティール 氏

3) 夕食懇談会

4月27日（41名） ASEAN経済大臣との夕食懇談会

### (3) 東アジアビジネスカウンシル (EABC)

#### 1) 第23回会合

8月29日 (21名)

- a. ビジネスマッチングウェブサイト (EABEX) の開設について
- b. 第22回会合の議事録の承認
- c. 第23回会合の議題について
- d. EABCと「SEOM+3との対話」
- e. ASEAN+3 経済大臣への要望事項
- f. 次回会合の日程と開催地開催地：シェムリアップ (カンボジア)

#### 2) ASEAN+3 経済大臣とEABCとの懇談

8月29日 (21名)

- a. 提言書の報告
- b. 提言書に関する意見交換

開催地：シェムリアップ (カンボジア)

#### 3) 第24回会合

3月11日 (19名)

- a. 議長引継ぎ
- b. 第5回東アジアビジネスフォーラムの開催案内 (6月18日～19日、中国・天津市)
- c. 副議長の選任
- d. 第23回会合議事録の承認
- e. 第24回会合の議題について
- f. 2013年EABCの活動テーマ・計画について
- g. ASEAN+3 経済大臣との懇談の概要について
- h. RCEPの進捗状況とEABCの対応方針について
- i. ビジネスマッチングウェブサイト (EABEX) の進捗状況について
- j. 次回会合の日程と開催地

開催地：ヤンゴン (ミャンマー)

### (4) 日印経済委員会

#### 1) 講演会・セミナー、国際会議等

4月30日

閣僚級日印官民政策対話 (於：ニューデリー)

※枝野経済産業大臣とシャルマ商工大臣の対話に参加。渡辺常設委員会委員長から、金融規制緩和策につき提言。

5月14日 (80名)

タミル・ナドゥ州投資促進セミナー

※タミル・ナドゥ州からの印日商工会議所 (IJCCI) ミッション (会長 N. クリシュナスワミ氏) メンバーからのプレゼンとビジネス交流会。

5月25日 (70名)

インド企業とのビジネス交流会 (日印企業のビジネスマッチング)

6月20日 (120名)

インド・セミナー「インド製造業・エンジニアリングおよび関連業界の現状と展望～日印協力の観点より～」

- a. 基調講演  
インド商工省次官 S.R. ラオ 氏
  - b. 「インド製造業への参入機会について」  
インド重工業局長官 S. スンデラシャン 氏
  - c. 「インド・エンジニアリング業界について」  
EEPC会長 アマン・チャドハ 氏
  - d. 「トヨタのインド戦略」  
トヨタ自動車(株) 常務役員 永田 理 氏
  - e. 「BHELのビジネスおよび戦略」  
バラタ・ヘヴィ・エレクトリカル社会長兼社長 B.P. ラオ 氏
- 7月23日 (300名) グジャラート州投資促進セミナー ((独)日本貿易振興機構と共催)
- a. 「グジャラート州の経済政策と外資誘致政策」  
グジャラート州首相 ナレンドラ・モディ 氏
  - b. 「グジャラート州の投資環境」  
グジャラート州次官 (鉱工業担当) マヘシュワル・サファー 氏
  - c. 「インドにおけるスズキの事業展開とグジャラート州進出の背景」  
スズキ(株) 常務役員 海外四輪営業本部長 鮎川 堅一 氏
  - d. 「グジャラート州日本工業団地のご紹介」  
(独)日本貿易振興機構 ニューデリー事務所長 野口 直良 氏
- 7月30日 (36名) インド化学肥料省アラギリ大臣との懇談会
- 10月19日 (65名) ディーパ・ゴパラン・ワドワ・駐日インド大使歓迎昼食会
- 12月1日 (100名) 日印国交樹立60周年記念クロージング行事・レセプション (於：デリー)  
※八木毅駐インド大使主催のレセプションに飯島会長他が出席。
- 12月6日 NASSCOM (インド・ITソフトウェアサービス協会) との会談
- 2月13日 (114名) インド電子産業投資セミナー ((独)日本貿易振興機構と共催)
- a. 基調講演  
インド・情報通信技術大臣 カピル・シバル 氏
  - b. 「最新インド経済概況および投資環境」  
(独)日本貿易振興機構 ニューデリー事務所長 野口 直良 氏
  - c. 「国家電子産業政策について」  
インド・情報通信技術省 電気情報技術局長 アジャイ・クマール 氏
  - d. 「電子産業におけるインド国内各州の政策と投資機会」  
パンジャブ州政府 首席次官 ラケッシュ・シン 氏
- 2月21日 (70名) 第4回インド・南アジア検討会 ((独)国際協力機構と共催)
- 2月26日 (250名) 八木毅駐インド特命全権大使講演会 (日印協会、経団連と共催)
- 3月18日 (55名) インド・国家製造業政策セミナー・昼食懇談会
- 3月25日 (15名) イザベル・ゲレロ世界銀行南アジア地域総局副総裁との意見交換会
- 2) ミッション派遣
- 1月8日～13日 (90名) インド北西部投資ミッション (於：デリー、ニムラナ、アーメダバー

ド) ((独)日本貿易振興機構との共催)

2月25日～3月1日(55名) インド南部自動車産業投資ミッション(於:チェンナイ、バンガロール) ((独)日本貿易振興機構との共催)

3) 常設委員会・アドバイザリーグループ会合

6月27日 常設委員会会合

9月25日 アドバイザリーグループ会合

3月7日 常設委員会・アドバイザリーグループ合同会合

4) 日インド国交樹立60周年記念クロージング行事(於:ニューデリー)・寄付金募集活動

総額:日本企業:6,030万円、インド企業:3,020万ルピー

日インド国交樹立60周年実行委員会において、以下の行事を実施

11月21日 日印ビジネスリーダーズシンポジウム

12月1日 日インド国交樹立60周年クロージング行事・レセプション

12月6日 日インド二国間の肖像:相互認識とイメージ形成シンポジウム

12月7日 日インド国交樹立60周年クロージング行事・花火と映像の投影によるクロージング事業

(注)剰余金462万ルピーはデリー日本人学校の増築費用の一部に充当。

5) 要人訪問

7月24日 ナarendra・モディ・グジャラート州首相の岡村会頭表敬

6) その他

5月16日 外務省アジア大洋州局梅田南部アジア部長と大橋会長との懇談

5月24日 日印ビジネス・サミット朝食会への大橋会長の参加

10月16日 第1回日印CEPAビジネス環境整備小委員会への小野常設委員会副委員長の参加

11月6日 飯島新会長による岡村会頭表敬

7) 後援

9月22日～23日 第20回ナマステ・インドゥア2012  
((特)日印交流を盛り上げる会主催)

7月25日～27日 第23回インド家庭用品展・第33回インド衣料品展  
(インド貿易振興局主催)

9月7日 国際情勢講演会「日本外交におけるインドの重要性」  
(岐阜女子大学南アジア研究センター主催)

(5) 日本・パキスタン経済委員会

1) 懇談

7月12日 カリム・ファルーキ・パキスタン・ジャパン・ビジネス・フォーラム事務総長との懇談

11月1日 ムハンマド・ヴォーラ・パキスタン商工会議所連合外国投資常任委員長との面談

3月5日 ファルーク・アミル・駐日パキスタン大使と朝田会長との懇談



- 2) 後援
- 8月28日 パキスタン・ビジネス・投資セミナー ((独)日本貿易振興機構主催)
- 10月6日～10日 パキスタン・ビジネス・投資ミッション ((独)日本貿易振興機構主催)

(6) 日本・バングラデシュ経済委員会

- 1) セミナー
- 7月10日 (61名) バングラデシュ輸出加工区 (BEPZA) セミナー
- 3月19日 (65名) バングラデシュ繊維産業セミナー
- 2) 懇談
- 6月8日 佐渡島志郎・駐バングラデシュ日本大使と赤松委員長の懇談
- 6月18日 チッタゴン商工会議所との懇談
- 2月27日 佐渡島志郎・駐バングラデシュ日本大使と高柳委員長の懇談
- 3月26日 シェイク・モハンマド・ベラル・バングラデシュ外務省東アジア大洋州局長との懇談
- 3) 要人表敬
- 9月14日 エナムル・ホック・国務大臣の高柳委員長表敬
- 10月12日 アブドゥル・ムヒト・財務大臣の高柳委員長表敬

(7) 日本・スリランカ経済委員会

- 1) 朝食会
- 3月15日 ラージャパクサ・スリランカ大統領との朝食懇談会
- 2) 交流会
- 3月14日 スリランカ経済界使節団との交流会
- 3) 第17回日本・スリランカ経済合同委員会会議結団式
- 11月28日 (17名)
- a. 開会挨拶
- 日本・スリランカ経済委員会 委員長 渡邊 康平 氏
- b. 高話
- ① 「最近のスリランカ情勢と我が国の対応」
- 外務省 アジア大洋州局 南西アジア課長 松田 誠 氏
- ② 「スリランカの経済概況」
- 経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 南西アジア室長 福永 哲郎 氏
- c. 第17回日本・スリランカ経済合同委員会会議について
- ①出席者
- ②日程・議題及び発言者
- ③日本側共通経費見積り
- d. 日本・スリランカ経済委員会委員の異動について
- 4) 第17回日本・スリランカ経済合同委員会会議
- 12月6日 (164名)

- a. 開会挨拶  
スリランカ・日本経済委員会 ダヤ・ウィッテシンハ 氏  
日本・スリランカ経済委員会 委員長 渡邊 康平 氏
- b. 祝辞  
駐スリランカ日本国特命全権大使 粗 信仁 氏
- c. 基調講演  
国際資金協力担当上級大臣 サラット・アムヌガマ 氏
- d. 全体会議  
「スリランカの将来展望と国際貿易の機会」  
政策研究機関 エグゼクティブディレクター サマン・ケラガマ 氏  
「日本の経済状況のレビュー」  
伊藤忠商事(株) 理事/社長補佐 中川 雅博 氏  
「スリランカでの投資の見通しについて」  
スリランカ投資庁 エグゼクティブディレクター シワーン・デ・シルワ 氏  
「日本企業によるコメント」  
三井物産(株) 経営企画部海外室次長 村上 周一郎 氏  
「スリランカへ投資した日本企業のスピーチ」  
コロomboドッグヤード 副会長 サラット・デ・コスタ 氏  
「スリランカと日本 – 協力の機会とその見通しについて」  
「農業分野」  
CICアグリ ディレクター ワルナ・マダワナラッチ 氏  
「資本市場発展の見通しについて」  
スリランカ証券取引審議会 会長 ナラカ・ゴダヘイワ 氏  
「IT・BPO分野」  
スリランカ ソフトウェア・サービス企業協会 管轄区域長 ディネッシュ・サパラマドゥ 氏  
「観光業」  
スリランカ観光庁 プロジェクトマネージャー ニマルカ・モラヘラ 氏  
「日本企業によるコメント」  
ビップシステムズ(株) 管理部部長兼経営企画室室長 石田 直也 氏 (IT分野)  
日本スリランカ協会 松井 千枝子 氏 (観光業)  
日本スリランカ協会 大西 立人 氏 (製造業全般)  
(株)トップ マネージャー ティラカ・ピヤシーリ 氏 (農業)
- e. 閉会挨拶  
日本・スリランカ経済委員会 委員長 渡邊 康平 氏  
スリランカ・日本経済委員会 委員長 ダヤ・ウィッテシンハ 氏

日本側：36名

スリランカ側：128名

開催地：コロombo（スリランカ）

(8) 日本マレーシア経済協議会

1) 平成24年度総会

8月22日（紙上総会）

2) 歓迎昼食会

10月2日（93名） アブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー第14代マレーシア国王陛下 歓迎昼食会

3) 日本マレーシア経済協議会第31回合同会議日本代表団結団式

10月1日（28名）

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫 氏

b. 講演

①最近のマレーシア情勢と日・マレーシア関係について

外務省 南部アジア部 南東アジア第二課 首席事務官 石飛 節 氏

②日・マレーシア経済概況について

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長 春日原 大樹 氏

c. 第31回合同会議について

①両国代表団

②日程・議題等

③開催経費等

4) CONFERENCE ON THE LOOK EAST POLICY-A NEW DIMENSION & 日本マレーシア経済協議会第31回合同会議

10月10日（約700名）

a. 歓迎挨拶

マレーシア国際通商産業大臣 ムスタパ・モハメド 氏

b. 祝辞

駐マレーシア日本国特命全権大使 中村 滋 氏

c. 基調講演

マレーシア首相 ナジブ・ラザク 氏

d. 講演

マレーシア国際通商産業大臣 ムスタパ・モハメド 氏

e. パネル・ディスカッション「東方政策プログラム（イノベーション、テクノロジー、技術開発）  
ー日本からの投資第2波に向けて」

<モデレーター> マレーシア日本経済協議会 事務総長 モハメド・イクバル 氏

<パネリスト> マレーシアの高度技術基盤の確立に向けた人材育成

(財)海外産業人材育成協会 専務理事 小林 哲郎 氏

イノベーション主導の経済に向けた人材開発

マレーシア国国家革新機構CEO マーク・ロザリオ 氏

エネルギー、創エネルギー技術の開発と国際展開～マレーシアへの展開と人材開発

カワサキ・ガス・タービン・アジア社 代表 北村 公久 氏

f. 役員選出/議題および議事手続きの採択

g. 冒頭挨拶

マレーシア日本経済協議会 会長 アズマン・ハシム 氏

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫 氏

h. 全体会議

テーマ1：東方政策プログラムの活性化を含む日マ経済協力の今後の可能性

テーマ2：マレーシアの経済変革プログラム（ETP）の進捗と両国企業間の協業が進む新経済重点分野

①マレーシア側によるスピーチ

1) 東方政策プログラムの活性化による日マ経済協力の今後の可能性

マレーシア日本経済協議会 事務総長 モハメド・イクバル 氏

2) マレーシアの経済変革プログラム（ETP）の進捗と両国企業間の協業が進む新経済重点分野

マレーシア国首相府業務管理・実施局（PEMANDU）

経済重点分野（NKEA）・ETP投資・オイルパーム担当理事 ク・コック・ペン 氏

3) 日マ自動車産業協力事業（MAJAICO）の功績と新たなビジネス機会の創出

マレーシアSMEコープ社 CEO ハフサ・ハシム 氏

②日本側によるスピーチ

1) 日本マレーシア経済関係拡大と東方政策の貢献

マレーシア日本人商工会議所 会頭 日比 隆 氏

2) グローバリゼーションとローカリゼーションの調和

～マレーシアにおけるローカルサプライヤーとの協業と新技術の受発信～

寺崎電機産業㈱ 代表取締役会長 藤田 正一 氏

3) マレーシアのコンシューマークレジット～我が社の事業展開と地場企業との協業～

イオン・クレジット・サービス・マレーシア社 取締役 齋藤 智顕 氏

i. 議長総括・閉会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫 氏

マレーシア日本経済協議会 会長 アズマン・ハシム 氏

日本側参加者：約150名

マレーシア側参加者：約550名

開催地：クアラルンプール（マレーシア）

5) マレーシアボルネオ島・ハラル産業、パームオイル産業両拠点視察ミッション

10月10日～14日（21名）

訪問地：サラワク州タンジュンマニス、サバ州ラハ・ダトゥ

内 容：a. タンジュンマニス・ハラルハブでのサラワク州政府からの概要説明・サイト内視察

b. ブロッサム・バイオ・エナジー社（POIC工業団地日系入居企業）視察

c. POIC工業団地でのサバ州政府からの概要説明・サイト内視察

※POIC：Palm Oil Industrial Cluster

(9) 日比経済委員会

1) 平成24年度総会

8月15日（紙上総会）

2) 表敬・懇談

6月28日 アルバート・デル・ロサリオ・フィリピン共和国外務大臣と岡村会頭との懇談

10月31日 ロレンソ・レイエス・タニャダ・フィリピン共和国下院副議長との懇談会

3) 第31回日比経済合同委員会日本代表団結団式

3月11日（29名）

a. 開会挨拶

日比経済委員会 代表世話人代理 福田 祐士 氏

b. 講演

①最近のフィリピン情勢と日本フィリピン関係

外務省 アジア大洋州局 参事官 金杉 憲治 氏

②日・フィリピン経済概況

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 参事官 相本 浩志 氏

c. 第31回合同委員会について

①両国参加者について

②日程・議題等

③開催経費等

4) 第31回日比経済合同委員会

3月14日（98名）

a. 開会挨拶

日比経済委員会 代表世話人 小林 栄三 氏

比日経済委員会 委員長 ユセビオ・タン 氏

b. 両国首脳メッセージ

c. 基調講演「中小企業誘致に向けた取り組みと産業振興施策について」

フィリピン共和国 貿易産業大臣 グレゴリー・ドミンゴ 氏

d. 全体会議

「フィリピンの持続的経済成長に向けたソフト・ハード両面のインフラ整備と日比企業間の協力について」

①物流分野におけるインフラ整備施策について

フィリピン共和国 運輸通信大臣 ジョゼフ・エミリオ・アバヤ 氏

②フィリピンの経済成長と金融政策について

フィリピン中央銀行 副総裁 ディワ・グニグンド 氏

③フィリピンにおけるJICAのインフラ整備支援等について

(独)国際協力機構 東南アジア・大洋州部 次長 武藤 めぐみ 氏

④日立のフィリピンにおけるビジネス

(株)日立製作所理事 国際事業戦略本部長 清水 章 氏

e. 閉会挨拶・議長総括

比日経済委員会 委員長 ユセビオ・タン 氏

日比経済委員会 代表世話人 小林 栄三 氏

日本側：53名

フィリピン側：45名

開催地：東京／東京會館

5) セミナー・講演会

3月14日（約300名） フィリピン投資セミナー

a. 開会挨拶

日比経済委員会 代表世話人 朝田 照男 氏

b. 歓迎挨拶

フィリピン共和国 貿易産業大臣 グレゴリー・ドミンゴ 氏

c. 講演

①2013年フィリピンの運輸分野における官民連携プログラム

フィリピン共和国 運輸通信大臣 ジョゼフ・エミリオ・アバヤ 氏

②フィリピンの経済成長～2012年のマクロ経済～

フィリピン中央銀行 副総裁 ディワ・グニグンド 氏

③フィリピンの投資環境、優遇措置と機会

フィリピン経済区庁 長官 リリア・デ・リマ 氏

d. 日本企業の対フィリピン投資事例

東芝コンピュータテクノロジー(株) 代表取締役社長 矢野 義行 氏

テルモ(株) 総務部 部長 梅田 明彦 氏

(10) 日豪経済委員会

1) 幹事会

7月20日（17名）

a. 「最新の日豪関係について」

外務省 アジア大洋州局 大洋州課 大洋州課長 飯田 慎一 氏

b. 「豪州との経済関係について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 菅 陽二 氏

c. 第31回日豪／豪日経済委員会運営委員会 次第（案）について

d. 第50回日豪経済合同委員会会議の準備状況について

e. 第3回官民政策対話について

f. 日豪経済委員会50周年記念懸賞論文の選考状況について

1月21日（27名）

a. 「アジアの世紀におけるオーストラリア白書について」

在日オーストラリア大使館 公使参事官 ケイト・フィップス 氏

在日オーストラリア大使館 一等書記官 ケビン・トムソン 氏

b. 第32回日豪／豪日経済委員会運営委員会について

c. 第51回日豪経済合同委員会会議の準備状況について

2) 日豪／豪日経済委員会運営委員会

10月7日（29名） 第31回会合

- a. 第50回記念日豪経済合同委員会会議の日程・議題
- b. 日豪／豪日経済委員会50周年記念行事
- c. 第51回日豪経済合同委員会会議の日程
- d. 第52回日豪経済合同委員会 - 北部準州からの招待について
- e. 豪日経済委員会訪日ヘルスケアミッションについて
- f. 日豪EPA／FTAとTPP交渉 - 現状報告・展望
- g. 最近の両国の政治経済情勢
- h. 日豪／豪日経済委員会と両国関係の将来

日本側：11名

豪州側：18名

開催地：シドニー（オーストラリア）

3月27日（18名） 第32回会合

- a. 第51回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
- b. 第52回日豪経済合同委員会会議 - 於：ダーウィンについて
- c. 日豪・豪日経済委員会合同インフラ関連活動の進展
- d. 豪日経済委員会訪日ヘルスケアミッションについて
- e. 第8回日豪会議について
- f. アジアの世紀におけるオーストラリア白書
- g. 両国の政治経済情勢

日本側：7名

豪州側：11名

開催地：東京～メルボルン、シドニー、パース（テレビ／電話会議）

3) 平成24年度総会兼第50回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式

9月25日（62名）

a. 挨拶

オーストラリア駐劬特命全権大使 秋元 義孝 氏

外務省 アジア大洋州局長 杉山 晋輔 氏

b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 審議官 秋葉 剛男 氏

経済産業省 通商政策局 大臣官房審議官 中山 泰則 氏

c. 「第50回日豪経済合同委員会会議について」

d. 「平成24年度日豪経済委員会総会について」

e. 「日豪経済委員会50周年記念行事について」

4) 第50回日豪経済合同委員会会議

10月7日～9日（409名）

a. 開会式

①開会挨拶

豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏

日豪経済委員会 会長 三村 明夫 氏

②歓迎挨拶

NSW州ビジネス・チェンバー 専務理事 テリー・ウェザロル 氏

NSW州首相 バリー・オファーレル 氏

b. 第1回全体会議「過去50年ー過去のハイライトを振り返って」

(基調講演) オーストラリア国立大学名誉教授 ピーター・ドライスデール 氏

(コメンテーター) 豪日経済委員会 前会長 ヒュー・モーガン 氏

(コメンテーター) 日豪経済委員会 前会長 今井 敬 氏

(パネルディスカッション)

(モデレーター) 元駐日豪州大使 ジョン・マッカーシー 氏

(モデレーター) 三菱商事(株)取締役会長 小島 順彦 氏

(パネリスト) 豪日経済委員会 元会長 ジョン・ラルフ 氏

(パネリスト) 豪日経済委員会 元副会長 クリス・レンウィック 氏

(パネリスト) 全国豪日協会連盟 Chair レイ・マクリントック 氏

(パネリスト) 日豪経済委員会 元運営委員・三井物産(株) 元会長 上島 重二 氏

(パネリスト) トヨタ自動車(株) 顧問 石坂 芳男 氏

(パネリスト) 日本電気(株) 名誉顧問 佐々木 元 氏

c. 日豪経済委員会50周年記念懸賞論文 表彰式

審査委員長 元文部大臣・武蔵学園長 有馬 朗人 氏

審査副委員長 慶應義塾大学法学部教授 関根 政美 氏

d. 第2回全体会議「直面するグローバルと国家的な課題ー繁栄と持続可能な将来の構築」

(基調講演) 前財務次官・「アジアの世紀における豪州白書」編集責任者 ケン・ヘンリー 氏

e. 基調講演「未来を築くー何がアジアの関係に影響を与えるのか」

(基調講演) マッキンゼー・ジャパン マネージング・パートナー ジョージズ・デボー 氏

f. 第3回全体会議「変化するアジアの人口構成 : 課題と機会」

(基調講演) 人口高齢化研究センター所長・ニューサウスウェールズ大学特任教授

ジョン・ピゴット 氏

(パネリスト) Leighton Holdings CEO ハミッシュ・ティルウィット 氏

(パネリスト) Global Business Leader-City Development GHD プル・サンダーソン 氏

(パネリスト) KPM Partner バーナード・ソルト 氏

(パネリスト) 伊藤忠商事(株) 代表取締役副社長執行役員 小林 洋一 氏

(パネリスト) ライオン・ピーティワイ・リミテッド 常勤取締役 三木 文夫 氏

(パネリスト) 日本航空(株) 常務執行役員 旅客営業統括本部 副本部長 藤田 直志 氏

g. 晩餐会 (豪日交流基金共催)

(ゲスト・スピーカー) ジュリア・ギラード豪州首相

h. 「グリーン・スマート」

(基調講演) クライメート・ワークス・オーストラリア会長 ジョン・スウェイツ 氏

(基調講演) 日本電気(株) 名誉顧問 佐々木 元 氏



(パネリスト) AMP Capital Investors Managing Director スティーブン・ダン 氏

(パネリスト) Stockyard Beef Chief Executive Officer

Meat & Livestock Australia' s Japan Taskforce Chair ラチャー・ハート 氏

(パネリスト) Lend Lease Sustainability Leadership Director

ジョー・ヴァン・ベルゲム 氏

(パネリスト) 電源開発(株) 取締役社長 北村 雅良 氏

(パネリスト) 双日(株) 代表取締役副社長 段谷 繁樹 氏

(パネリスト) (株)商船三井 取締役専務執行役員 安岡 正文 氏

i. 「スマートな競争力ーイノベーション組織」

(基調講演) モナシュ大学総長 アラン・フィンケル 氏

(基調講演) メルボルン大学ビジネス経済学部・大学院 経営マーケティング研究科

講師 (国際経営論) 山尾 佐智子 氏

(パネルディスカッション)

(モデレーター) Australian Financial Review' s BOSS Magazine Editor

ナレル・フーパー 氏

(モデレーター) 学校法人立命館副総長 モンテ・カセム 氏

(パネリスト) Rio Tinto Iron Ore and Australia CEO サム・ウォルシュ 氏

(パネリスト) Hunter Phillip Japan Chairman ボブ・サイドラー 氏

(パネリスト) Monash University President and Vice Chancellor エド・バーン 氏

(パネリスト) 東京貿易金属(株) 代表取締役社長 田中 政義 氏

(パネリスト) 丸紅経済研究所 所長 美甘 哲秀 氏

(パネリスト) 中沢フーズ(株) 代表取締役社長 中澤 栄八郎 氏

j. 最終全体会議「将来への旅立ち」

日本側：181名

豪州側：228名

開催地：シドニー（オーストラリア）

5) インフラ小委員会

6月28日（33名） 第9回会合

a. インド・インドネシアにおけるPPPの進展状況について

b. 第1回日豪合同インド・インフラ企画委員会の報告並びに今後の活動について

c. 日豪合同インドネシア・インフラ・ミッションのフォローアップ及びインドシナにおける今後の活動について（豪州側提案への対応）

d. 今後の日豪経済委員会インフラ小委員会の活動について

9月5日（29名） 第10回会合

a. インフラ小委員会・コアメンバーの選任について

b. アンケート結果及び官民政策対話における発言内容について

c. インフラ輸出における強み・弱み分析と今後のインフラ小委員会活動の方向性について

11月27日（33名） 第11回会合

a. 日豪／豪日経済委員会運営委員会

- b. 第50回日豪経済合同委員会会議
  - c. 第3回日豪官民政策対話
  - d. 今後のインフラ小委員会の活動について
    - 1月31日（29名） 第12回会合
    - a. 日豪経済委員会・豪州インフラミッションの内容について
    - b. 豪日経済委員会・インフラプロモーションチームの訪日について
    - c. 第三国（インド・インドネシア）における日豪協力の状況、今後の活動について
    - d. インフラ小委員会新規メンバー勧誘活動について
    - 12月3日～4日 豪日経済委員会「ヘルスケアミッション」への協力
    - 2月27日（139名） 「豪州のインフラ最新事情と市場参入機会」セミナー
- 主催：日豪経済委員会  
共催：日本貿易振興機構  
開催地：東京／東京商工会議所ビル
- 4月5日（36名） 第13回会合
- 6) インフラ小委員会コアメンバー会議
- 8月28日（15名） 第1回会合
    - a. アンケート結果及び官民政策対話における発言内容について
    - b. インフラ輸出における強み・弱み分析と今後のインフラ小委員会活動の方向性について
  - 11月21日（15名） 第2回会合
    - a. 第31回日豪／豪日経済委員会運営委員会
    - b. 第50回日豪経済合同委員会会議
    - c. 第3回日豪官民政策対話
  - 1月18日（15名） 第3回会合
    - a. 訪豪インフラミッションの内容について
    - b. 豪日経済委員会インフラプロモーションチームに対する要望について
    - c. 第三国（インド・インドネシア）における活動の方向性について
    - d. インフラ小委員会委員増強について
- 7) その他の会議・イベント
- 4月21日（115名） クレイグ・エマーソン オーストラリア貿易・競争大臣昼食講演会
- 開催地：東京／東京會館
- 8) 表敬・懇談
- 5月31日 デイモン・トーマス豪州タスマニア州ホバート市長の岡部事務総長表敬
  - 3月5日 豪州若手政治家の三村会長表敬
  - 3月11日 テリー・ミルズ北部準州首相の三村会長表敬
  - 3月13日 テリー・ミルズ北部準州首相の小島副会長表敬
- 9) 日豪官民政策対話
- 10月10日（24名）
    - a. 開会挨拶  
インフラ交通省次官 マイク・マーダック 氏

インフラ交通大臣 アンソニー・アルバニー氏  
経済産業審議官 佐々木 伸彦 氏  
豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏  
日豪経済委員会 会長 三村 明夫 氏

b. 日本のインフラ市場について

①日本の社会資本整備状況について

経済産業省 大臣官房審議官 中山 泰則 氏

②豪州企業が日本において参入可能性のある分野のプロジェクトに関する情報

新関西国際空港㈱ 執行役員コンセッション推進部 部長 岡田 信一郎 氏

新関西国際空港㈱ コンセッション推進部 調査役 マシュー・マッケイン 氏

③豪州企業が日本のPFI事業に参入する際に直面する課題について

KPMG 特別アドバイザー ジョン・フィッツジェラルド 氏

c. 豪州のインフラ市場について

①インフラ市場の解放と改革における豪州政府の考え

インフラ・輸送部門 局長 アンドリュー・ジャガーズ 氏

(独)日本貿易振興機構 副理事長 横尾 英博 氏

財務省 市場グループ 局長 ジム・マーフィー 氏

インフラストラクチャー・オーストラリア インフラ投資 局長 ローリー・ブレナン 氏

②インフラ投資金融

㈱三井住友銀行 副頭取 箕浦 裕 氏

㈱国際協力銀行 シドニー首席駐在員 岩瀬 健一 氏

③進行中及び潜在的プロジェクトに関する情報と意見交換

ヴィクトリア州財務金融省 パートナーシップ・ヴィクトリア ディレクター

ジェイソン・ルース 氏

ニューサウスウェールズ州財務省 商業金融局 シニア・ディレクター

ピーター・レーガン 氏

在オーストラリア大使館 一等書記官 大辻 統 氏

d. アジアのインフラ市場

豪日経済委員会 副会長 ロバート・サイドラー 氏

(独)日本貿易振興機構 副理事長 横尾 英博 氏

経済産業省 大臣官房審議官 中山 泰則 氏

e. 総括コメント

インフラ交通省 次官 マイク・マーダック 氏

経済産業審議官 佐々木 伸彦 氏

日本側：12名

豪州側：12名

開催地：キャンベラ（豪州）

10) 日豪経済委員会50周年記念行事

a. 第30回日豪／豪日運営委員会、日豪／豪日経済委員会50周年記念レセプションの開催

例年3月にTV会議として開催している運営委員会を東京で実施。併せて日豪経済委員会と共催で記念レセプションを開催した。運営委員会では、玄葉光一郎外務大臣に、また記念レセプションには岡田克也副総理や枝野幸男経済産業大臣にご臨席いただき、来賓のご挨拶をいただいた。

3月29日(木) 16:00~18:30(運営委員会)  
18:30~20:30(記念レセプション)

場 所：東京會館

出席者：23名(運営委員会) / 130名(記念レセプション)

b. 日豪経済委員会50周年記念懸賞論文

日豪両国関係の重要性について、広く学生や社会人に対して認識を深めてもらうため、日豪関係をテーマにした懸賞論文の募集を行った。平成24年度日豪経済委員会総会で審査結果を発表し、第50回日豪経済合同委員会会議において表彰式を実施した。

募集期間：平成24年2月21日～5月31日

テーマ：「これからの日豪関係を考える」

応募資格：日豪関係に関心のある学生・社会人(年齢・国籍不問)

応募件数：98件

審査結果：審査委員会(委員長：有馬朗人・元文部大臣、武蔵学園長)が、日豪経済委員会会長賞、審査委員長賞、次点作品(2点)、特別賞を選定

c. 第50回日豪経済合同委員会会議への歴代会長などの出席要請

第50回日豪経済合同委員会会議において、「過去50年ー過去のハイライトを振り返って」というテーマで、パネルディスカッション形式の全体会議を開催。日豪双方の歴代会長などの経験者のなかから、日本側は次の2名にコメンテーター、パネリストとしてご出席いただいた。

日本側ご出席者：今井 敬 (株)新日本製鐵名誉会長(日豪経済委員会前会長)

上島 重二 三井物産(株)元会長(日豪経済委員会元運営委員)

## (11) 日本ニュージーランド経済委員会

1) 平成24年度総会兼第39回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

11月11日(23名)

a. 開会挨拶

b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 参事官 山野内 勘二 氏

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 春日原 大樹 氏

c. 第39回日本ニュージーランド経済人会議について

d. 平成24年度日本ニュージーランド経済委員会総会

e. その他

2) 第39回日本ニュージーランド経済人会議

11月6日～8日(146名)

a. 開会式

日ニュージーランド経済委員会ニュージーランド側委員長 ブライン・マーティン 氏

日ニュージーランド経済委員会日本側委員長 矢野 龍 氏  
来賓祝辞 在日ニュージーランド特命全権大使 マーク・シンクレア 氏  
在ニュージーランド日本国大使館臨時代理大使 藤原 直 氏

b. 基調講演「Entrepreneurial Success in Japan」

バリュー・クック社、バリュー・コマース社創業者、アイスハウス社取締役

ティム・ウィリアムス 氏

c. 第1回全体会議「両国経済情勢」

ニュージーランド銀行 チーフエコノミスト トニー・アレクサンダー 氏  
(独)日本貿易振興機構 理事 平塚 大祐 氏

d. 第2回全体会議「両国関係の進展と成功事例」

NZ International Business Forum Executive Director スティーブ・ジャコビー 氏  
アサヒホールディングス・オーストラリア取締役社長 勝木 敦志 氏  
Buckley Systems Chief Executive Officer マイク・ライトフット 氏  
ダイケンニュージーランド社長 菊竹 信夫 氏

e. 第3回全体会議「食品・農業・林業」

Te Awanui Hukapak Chief Executive ヘミ・ローレンストン 氏  
efu Investment Ltd CEO 福武 英明 氏

Managing Director, Pan Pac Forest Products Ltd ダグ・ダッカー 氏

Iguchi Holdings 代表取締役 井口 優太 氏

Piako ショーン・ジャッカ 氏

f. 第4回全体会議「環境・観光・製造業」

PowerbyProxi Executive Chairman & Co-Founder グレグ・クロス 氏

Essentially Group Director of Japan ティム・ハーベイ 氏

Tourism New Zealand Regional Manager Japan & Korea ニック・マッジ 氏

JTBニュージーランド会社社長 石田 康昌 氏

g. 第5回全体会議「投資と機会」

フィルムコンストラクション フィルムプロデューサー 小澤 汀 氏

Corporate Services, Canterbury Earthquake Recovery Authority General Manager

ジェームズ・ヘイ 氏

(株)虎ノ門実業会館 代表取締役社長 河村 守康 氏

h. 特別講演 ジョン・キー・ニュージーランド首相

i. 最終全体会議

日ニュージーランド経済委員会ニュージーランド側委員長 ブライン・マーティン 氏

日ニュージーランド経済委員会日本側委員長 矢野 龍 氏

日本側：63名

ニュージーランド側：83名

開催地：オークランド（ニュージーランド）／スタンフォード・プラザ・オークランド

3) その他

5月8日～15日 「ニュージーランドからの若手社会人招聘プログラム」への協力

4) 表敬・懇談

7月25日 マーク・シンクレア駐日ニュージーランド大使の岡村会頭表敬  
11月1日 野川保晶駐ニュージーランド日本大使の岡村会頭表敬

(12) 日西経済委員会

1) 平成24年度日西経済委員会総会

6月15日 (33名)

a. 開会

b. 議事

①委員長の選任について

②平成24年度事業活動計画(案)ならびに平成24年度収支予算(案)について

③その他

c. 講演 「スペイン経済動向」

スペイン大使館 経済商務部所長 ラファエル・コロマ 氏

d. 挨拶

駐日スペイン大使 ミゲル・アンヘル・ナバロ・ポルテラ 氏

e. 閉会

2) ガルシア＝マルゲージョ・スペイン外務・協力大臣との朝食懇談会

2月14日 (スペイン側9名、日本側15名)

a. 開会挨拶

日西経済委員会 委員長 佐々木 幹夫 氏

b. 外務・協力大臣スピーチ

スペイン外務・協力大臣 ホセ・マヌエル・ガルシア＝マルゲージョ 氏

c. 意見交換

3) 懇談

2月27日 ピオ・ガルシア＝エスクデロ・マルケス・スペイン上院議長の佐々木委員長  
表敬

11月14日 アルトゥロ・フェルナンデス・西日経済委員会委員長と佐々木委員長の意見  
交換

3月8日 カスティーリャ・ラ・マンチャ州政府貿易振興会代表の来訪

4) 共催

6月19日 スペイン投資セミナー「欧州危機の現状とスペインから見たグローバル経営  
の在り方」(スペイン大使館経済商務部共催)

5) その他

11月2日 日本スペイン交流400周年実行委員会設立会合への佐々木委員長出席 (開会・閉会挨拶)

11月12日 第15回日本・スペイン・シンポジウムへの佐々木委員長出席 (開会挨拶)

### (13) 日智経済委員会

1) 平成24年度総会

11月28日（紙上総会）

2) 表敬・懇談

11月13日（40名） アルバレス元エネルギー大臣との懇談会

1月30日 ラゴス元上院議員との昼食会

3月26日（57名） パブロ・ガリレア漁業養殖副大臣との懇談会

3) セミナー・講演会

8月1日（268名） シンポジウム「アメージング・アタカマ」

a. 第1部：砂漠の町、サンペドロ・デ・アタカマの魅力

（司会：東京大学理学系研究科 准教授 横山 広美 氏）

①挨拶

在京チリ大使 パトリシオ・トーレス 氏

サンペドロ・デ・アタカマ市長 サンドラ・ベルナ 氏

外務省中南米局長 山田 彰 氏

文部科学省大臣官房審議官（研究振興局担当） 森本 浩一 氏

②講演：「東大アタカマ天文台TAO計画とサンペドロの交流」

東京大学理学系研究科 教授 吉井 譲 氏

b. 第2部：砂漠で生きる日本の再生可能エネルギー技術

（コーディネーター兼司会：東京大学工学系研究科 准教授 下山 淳一 氏）

①パネルディスカッション「今なぜアタカマか？」

パネリスト：サンペドロ・デ・アタカマ市長 サンドラ・ベルナ 氏

三菱重工(株) 特別顧問 福江 一郎 氏

住友電気工業(株) 超電導製品開発部 主幹 増田 孝人 氏

(株)三菱総合研究所 研究理事 神津 明 氏

コニカミノルタプラネタリウム(株) 社長 上田 裕昭 氏

3月7日（66名） 村上秀徳駐チリ日本大使による任地最新事情報告会

### (14) 日亜経済委員会

1) 平成24年度日亜経済委員会総会

11月28日（紙上総会）

2) 講演会

3月7日（66名） 水上正史駐アルゼンチン日本大使による任地最新事情報告会

3) その他

5月25日 ジャパンタイムス紙にナショナルデーの祝賀メッセージを掲載

### (15) 日本ペルー経済委員会

1) 平成24年度日本ペルー経済委員会

4月20日（25名）

- a. 委員の異動について
  - b. 日本ペルー経済委員会 活動報告
  - c. 平成23年度収支決算（案）および平成24年度収支予算（案）
- 2) 表敬・懇談
- 4月9日 エラルド・アルベルト・エスカラ・サンチェス・バレト・駐日ペルー大使岡村会頭表敬
  - 5月8日（32名） オジャンタ・ウマラ・ペルー共和国大統領との夕食懇談会  
日本側：18名  
ペルー側：14名  
開催地：東京／ホテル・ニューオータニ
  - 7月23日 カルロス・アキノ・ペルー国立サンマルコス大学教授講演会
  - 10月10日（21名） カスティーヤ経済財政大臣との夕食懇談会  
日本側：14名  
ペルー側：7名  
開催地：東京／ヒルトン東京
  - 3月25日（25名） ホルヘ・メリノ・エネルギー鉱山大臣との昼食懇談会  
日本側：20名  
ペルー側：5名  
開催地：東京／東京會館
- 3) 第10回日本ペルー経済協議会
- 5月9日（152名）  
日本側：79名  
ペルー側：73名  
開催地：東京／帝国ホテル
- a. 開会挨拶  
日本ペルー経済委員会委員長 宮村 眞平 氏  
ペルー日本経済委員会委員長 ルイス・ベガ 氏
  - b. 挨拶／祝辞  
内閣総理大臣祝辞（代読：外務省中南米局長 山田 彰 氏）  
経済産業大臣政務官 中根 康浩 氏  
日本商工会議所会頭 岡村 正
  - c. 基調講演「日本・ペルー 新たな関係構築に向けて」  
ペルー共和国大統領 オジャンタ・ウマラ 氏
  - d. 第1回全体会議「両国経済の現状と展望」  
㈱三菱東京UFJ銀行常務 畑尾 勝巳 氏  
全国経営者団体連合会会長 ウンベルト・スペシアーニ 氏
  - e. 第2回全体会議「EPA発効と両国ビジネスの新展開」  
JICA研究所所長 細野 昭雄 氏  
ペルー輸出協会会長 フアン・ヴァリアス・ヴェラスケス 氏



- f. 第3回全体会議「新分野におけるビジネスポテンシャル」  
「地上デジタル放送日伯方式（ISDB-T）のペルーにおける活用」  
総務省情報通信国際戦略局国際経済課課長 近藤 勝則 氏  
ブエナ・ベンツォーラ社社長 ロケ・ベナビデス 氏
- g. 最終全体会議
- h. 議長総括
- i. 閉会挨拶  
ペルー日本経済委員会委員長 ルイス・ベガ 氏  
日本ペルー経済委員会委員長 宮村 眞平 氏
- 4) 日本ペルー官民対話  
11月25日  
開催地：ペルー（リマ）
- 5) ペルー投資セミナー  
3月25日（133名）  
開催地：東京
  - a. 基調講演「ペルー：鉱業およびエネルギー分野への投資機会」  
エネルギー鉱山大臣 ホルヘ・ウンベルト・メリノ・タフル 氏
  - b. 講演「ペルー進出日系企業の経営実態について」  
（独）日本貿易振興機構 主査 吉田 憲 氏
  - c. 講演「ペルーの鉱業事情」  
（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構 特命調査役 山内 英生 氏
- 6) その他  
5月8日                      ジャパンタイムスに宮村委員長名でウマラ大統領歓迎文投稿

#### (16) 大メコン圏ビジネス研究会

- 1) 平成24年度総会  
5月23日（32名）
  - a. 平成23年度事業報告書（案）および収支決算書見込（案）について
  - b. 平成24年度事業計画書（案）および収支予算書（案）について
- 2) 臨時総会  
2月28日（39名）
  - a. 大メコン圏ビジネス研究会の発展的改組について
  - b. 平成24年度活動実績および収支決算見込の承認
  - c. 新委員会で想定している平成25年度事業活動試案および収支予算試算
  - d. その他
- 3) 勉強会  
5月23日（95名）              第1回勉強会「駐日タイ王国大使との懇談会」
  - a. 開会挨拶  
大メコン圏ビジネス研究会 会長 渡邊 康平 氏

b. 講演

① 「タイの治水対策と今後の経済政策」

駐日タイ王国特命全権大使 ウィーラサック・フートラクーン 氏

② 「日本企業にとってのタイの投資環境」

駐日タイ王国大使館経済・投資事務所 参事官 スターシニー・サミット 氏

③ 「洪水後の投資環境と進出企業の状況」

(独)日本貿易振興機構 海外調査部 アジア大洋州課 長谷場 純一郎 氏

c. 質疑応答・意見交換

8月6日(110名) 第2回勉強会「駐日ベトナム社会主義共和国大使との懇談会」

a. 開会挨拶

大メコン圏ビジネス研究会 会長 渡邊 康平 氏

b. 講演

① 「ベトナムの政治・経済情勢について」

駐日ベトナム社会主義共和国特命全権大使 ドアン・スアン・フン 氏

② 「ベトナムの投資政策と日本企業への期待」

駐日ベトナム社会主義共和国大使館 参事官 投資促進部 部長

レ・ヒュー・クアン・ファイ 氏

③ 「オリンピックアスリートを支えるスポーツアパレルで進出工場を拡大」

(株)エヌエスケーエコーマーク 代表取締役 西牧 寛次 氏

c. 質疑応答・意見交換

2月20日(200名) 第3回勉強会「『ミャンマー外国投資法』説明会」

a. 開会挨拶

日本商工会議所 会頭 岡村 正

b. 挨拶

ミャンマー国家計画・経済開発大臣 カン・ゾー 氏

c. 講演「ミャンマー外国投資法について」

ミャンマー国家計画・経済開発省 投資企業管理局 課長 ハン・ウイン・アウン 氏

d. 質疑応答

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 会頭 ウイン・アウン 氏

ミャンマー国家計画・経済開発省 対外経済局 局長 タン・タン・リン 氏

ミャンマー国家計画・経済開発省 投資企業管理局 課長 ハン・ウイン・アウン 氏

ミャンマー国家計画・経済開発省 投資企業管理局 課長 ナン・イー・イー・タン 氏

e. 閉会挨拶

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 会頭 ウイン・アウン 氏

大メコン圏ビジネス研究会 会長 渡邊 康平 氏

2月28日 (80名) 第4回勉強会「駐日ラオス人民民主共和国大使との懇談会」

a. 開会挨拶

大メコン圏ビジネス研究会 会長 渡邊 康平 氏

b. 講演

①「ラオスの政治・経済情勢について」

駐日ラオス人民民主共和国特命全権大使 ケントン・ヌアンタシン 氏

②「ラオスの投資政策と日本企業への期待」

駐日ラオス人民民主共和国大使館 商務官（投資担当） プーヴォン・タマヴォーン 氏

③「ミドリ安全のラオスでの事業展開について」

ミドリ安全(株) 代表取締役社長 松村 不二夫 氏

ミドリ安全(株) フットウェア生産部次長 原 宏昭 氏

④「ラオスの投資・ビジネス環境整備に向けた日本政府の取り組み」

外務省 南東アジア第一課 外務事務官 青木 敦史 氏

c. 質疑応答・意見交換

4) 第9回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議

9月28日（202名）

a. 開会挨拶

ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会 会長 ウイン・アウン 氏

日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会 会長 渡邊 康平 氏

b. ミャンマー連邦共和国大統領、日本国首相メッセージ

c. 基調講演「日本経済の現状と商工会議所の取り組み」

日本商工会議所 会頭 岡村 正

d. 協力協定締結

e. 全体会議

①第1回全体会議「農業分野における事業協力機会」

1) 農業工業化に向けた取り組み

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 役員 Thadoe Hein 氏

(株)富山 代表取締役 富山 道郎 氏

2) 食品加工

Myanmar Food Processor and Exporters Association Executive Member

Kyaw Nyein Aye 氏

三井物産(株) 代表取締役専務執行役員 雑賀 大介 氏

②第2回全体会議「日本とミャンマーとの事業協力機会」

1) 工業

Myanmar Industries Association General Secretary Aung Thein 氏

SMK(株) 常勤監査役 監査役会議長 池田 彰孝 氏

2) 観光

Union of Myanmar Travel Association Chairman Maung Maung Swe 氏

(株)ジェイティービー 代表取締役会長 佐々木 隆 氏

③第3回全体会議「ミャンマーのインフラ開発」

Yangon Electric Power Committee Yee Mon Mon 氏

(株)国際協力銀行 執行役員 産業ファイナンス部門長 柚原 一夫 氏

f. 共同声明採択

g. 閉会挨拶

日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会 会長 渡邊 康平 氏

ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会 副会長 ゾウ・ミン・ウィン 氏

日本側：93名

ミャンマー側：109名

開催地：ヤンゴン（ミャンマー）

5) 懇談会

5月15日 チイン・バン・チェン・ベトナム社会主義共和国タインホア省人民委員長一行との懇談

5月15日 トンチャイ・チャサワット・タイ王国外務省東アジア局次長との懇談

7月20日 ラオス官民合同対話（投資促進）関係者招へいプログラム一行の受け入れ

7月24日 グエン・ヴァン・ドック・ベトナム社会主義共和国・クワンニン省人民委員長との懇談

9月4日 シアオサワット・サヴェンスクサー・ラオス人民民主共和国工業・商業副大臣との懇談

12月3日 ダン・クアン・ホン・ベトナム社会主義共和国・ビンフック省人民委員会副委員長一行との懇談

2月13日 (独)国際協力機構「ミャンマー経済改革支援」プログラム一行の受け入れ

2月26日 カンボジア政府官僚一行の受け入れ

6) 表敬

4月13日 渡邊康平会長のドアン・スアン・フン駐日ベトナム社会主義共和国大使表敬訪問

8月23日 渡邊康平会長のキン・マウン・ティン駐日ミャンマー連邦共和国大使表敬訪問

10月16日 渡邊康平会長のキン・マウン・ティン駐日ミャンマー連邦共和国大使表敬訪問

7) その他

6月5日 “Changing Myanmar: Challenges and Opportunities”（アジア開発銀行研究所と日商の開催催セミナー）への協力

2月19日 メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム第3回日メコン全体会合における渡邊康平会長の民間代表挨拶

(17) 全国商工会議所中国ビジネス研究会

- 1) 会員企業の対中ビジネスを支援するため、中国各地の経済開発区や地方自治体の投資環境情報および中国関連セミナーなどについての情報提供を行った。また、尖閣諸島を巡る問題に関する最新情報や日本政府の対応策に関する情報、中国の大気汚染に対する注意喚起情報についても周知を行った。

日中国交正常化40周年記念事業「日中交流博覧会 Week2012」について、会員中小企業向けに見本市出展説明会を開催するとともに、特別出展料金を用意するなどして、会員中小企業の対中ビジネスを支援した。

研究会登録メンバー数：599（3月末現在）

随時、本研究会会員企業宛にメールマガジンを配信（本年度、18回配信。通算配信数122回）。

(18) 日韓・韓日商工会議所首脳会議

1) 第6回首脳会議

8月7日(32名)

a. 開会挨拶

大韓商工会議所 会長 孫 京植 氏

日本商工会議所 会頭 岡村 正

b. 議題1「両国の経済状況および今後の展望」

(韓国側)「韓国経済の現況と今後の見通し」

大韓・ソウル商工会議所 副会長 李 東根 氏

(日本側)「日本経済の現況および今後の展望」

日本商工会議所 副会頭

大阪商工会議所 会頭 佐藤 茂雄 氏

c. 議題2「両国間の経済協力のあり方」

(韓国側)「韓日間の新・再生エネルギー協力策」

ソウル商工会議所 副会長 申 博濟 氏

(日本側)「日韓経済連携とビジネスの可能性」

(社)日韓経済協会 会長 日本商工会議所 特別顧問 佐々木 幹夫 氏

d. 議題3「地域経済活性化のための商工会議所の活動」

(韓国側)「地域経済活性化に向けた釜山商工会議所の役割」

大韓商工会議所 副会長

釜山商工会議所 会長 趙 成濟 氏

(日本側)「地域経済の活性化策」

日本商工会議所 副会頭

福岡商工会議所 会頭 末吉 紀雄 氏

e. 議題4「会員サービス事業の内容と強化策」

(韓国側)「中小企業経営諮問団を中心とした会員サービスの紹介」

大韓商工会議所 副会長

大邱商工会議所 会長 金 東求 氏

(日本側)「日本の商工会議所の会員サービス事業 特徴・重点分野」

日本商工会議所 副会頭

横浜商工会議所 会頭 佐々木 謙二 氏

f. 閉会挨拶

日本商工会議所 会頭 岡村 正

大韓商工会議所 会長 孫 京植 氏

日本側：13名

韓国側：19名

開催地：釜山(韓国)

2) 実務協議会

7月4日(9名)

- a. 第6回日韓・韓日商工会議所首脳会議全体日程・参加者について
- b. 第6回日韓・韓日商工会議所首脳会議議題について
- c. その他（第7回首脳会議の日程・場所等について）

11月20日（7名）

- a. 第7回日韓・韓日商工会議所首脳会議日程について
- b. 第7回日韓・韓日商工会議所首脳会議議題について
- c. その他（両国ビジネスセミナーの開催等について）

3) 日韓・韓日未来経済協力セミナー

3月25日（137名）

a. 開会挨拶

大韓商工会議所 常務理事 金 世鎬 氏

日本商工会議所 常務理事 宮城 勉

b. 第1部「日韓経済展望およびビジネス環境」

（日本側）「アベノミクスと日本経済」

信州大学 経済学部 教授 真壁 昭夫 氏

（韓国側）「韓国経済の最新動向と経済政策の方向」

韓国開発研究院 研究委員 金 成泰 氏

c. 第2部「変化する時代と企業の事業機会」

（日本側）「超高齢未来に向けた産業界の動向と成長視点」

株式会社ニッセイ基礎研究所 生活研究部門

准主任研究員 前田 展弘 氏

（韓国側）「三星電子の人材育成戦略」

三星電子入力開発センター 次長 吳 榮 基 氏

（韓国側）「両国企業の成功的な協力のための提言」

韓国NIKKEN 代表理事 若井 修二 氏

開催地：ソウル（韓国）

(19) 全国商工会議所台湾ビジネス連絡会

全国の商工会議所と台湾関係機関とのネットワークを構築し、日台間の貿易・投資・観光等の経済活動を促進することを目的に、台湾とのビジネス交流に関心のある各地商工会議所の専務理事等で構成。

(20) その他国際関係会議

4月20日（152名） メコン5カ国首脳歓迎昼食会（日本経済団体連合会との共催）

4月23日（29名） テイン・セイン・ミャンマー連邦共和国大統領との昼食懇談会

5月21日（70名） 本邦中堅・中小企業進出のベトナム及びインドネシア工業団地に関するワークショップ（(独)国際協力機構との共催）

5月22日（78名） セルビア投資セミナー（UNIDO東京事務所、駐日セルビア大使館共催）

6月5日（81名） ポーランド東部地域投資セミナー（ポーランド共和国大使館、ポーランド情

	報・外国投資庁共催)
6月12日 (42名)	ベルギー・フランダース政府の貿易投資局との懇談会 (ベルギー・フランダース政府貿易投資局共催)
6月27日 (66名)	スロヴァキア投資セミナー (スロヴァキア共和国大使館共催)
6月28日	「天津市任学鋒副市長一行との交流会」への参加 (中国・天津市)
7月11日 (48名)	スイス・企業誘致セミナー (スイス外国企業誘致局、海外投融資情報財団共催)
7月19日	2012年台湾貿易・技術・投資商談訪日団・商談会 (東京)
9月3日 (135名)	タイ投資セミナー「タイ洪水から1年～現地最新事情と今後の日タイ産業連携」(東京商工会議所との共催)
9月6日	「中日交流博覧会」への参加 (中国・北京)
11月20日	(独)国際協力機構中小企業振興のための金融・技術支援研修
11月22日 (250名)	シンガポールを活用したアジア展開セミナー (東京商工会議所、シンガポール経済開発庁、シンガポールビジネス連盟、シンガポール日本商工会議所共催)
12月14日 (125名)	ブルガリア投資フォーラム (駐日ブルガリア共和国大使館、日本ブルガリア経済委員会共催)
1月16～18日	「ボアオ・アジア・フォーラム：中小企業会合2013」への参加 (中国・海南島)
2月20日	ミャンマー外国投資法説明会 (東京)
2月27日	セミナー「豪州のインフラ最新情報と事業参入機会」(豪日経済委員会、日本貿易振興機構共催)
2月28日 (63名)	アジア・大洋州地域大使との懇談会 (日本経済団体連合会共催)
3月14日 (25名)	イタリアビジネスセミナー3～イタリア総選挙の分析と欧州経済に与える影響～ (在日イタリア商工会議所共催)
3月19日	バングラデシュ繊維セミナー (東京商工会議所共催)
3月25日	ペルー投資セミナー (日本貿易振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、在日ペルー共和国大使館共催)

## (21) 使節団派遣

### 1) 訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション

#### a. 訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション 事前調査

5月27日～6月1日 ミャンマー (ネピドー、ヤンゴン)、ベトナム (ハノイ)

#### b. 訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション 連絡担当者事前打合せ

7月30日 (31名)

##### ①開会

##### ②講演

「ミャンマーの経済情勢と投資環境について」

(独)日本貿易振興機構 海外調査部 主査 荒木 義宏 氏

「ベトナムの投資環境と産業政策について」

(独)国際協力機構 東南アジア大洋州部 東南アジア第三課長 立松 信吾 氏

③ ミッションの準備状況について

- 1) 全体日程（案）について
- 2) 参加者について
- 3) 実務型ミッションについて
- 4) 団費

④ 渡航手続き（フライト、ホテル等）について

⑤ 今後のスケジュールについて

⑥ 閉会

c. 訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション 結団式

9月11日（70名）

① 開会

② 岡村会頭挨拶

③ 来賓ブリーフィング

「ミャンマー、ベトナムの政治情勢と、両国との日本の外交戦略について」

外務省 アジア大洋州局 参事官 山野内 勘二 氏

「ミャンマー、ベトナムの経済情勢について」

経済産業省 通商政策局長 アジア大洋州課長 佐々木 伸彦 氏

④ 訪ミャンマー・ベトナム経済ミッションについて

- 1) 団長、副団長、および、事務総長
- 2) 日程等
- 3) 団費

⑤ 閉会

d. 訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション

9月23～29日

メンバー 岡村正 日本・東京商工会議所会頭を団長に、東商副会頭・議員および各地商工会議所会頭等、総勢124名

訪問地：ベトナム（ハノイ）、ミャンマー（ネピドー、ヤンゴン）

① ベトナム

【本団】

- 1) チュオン・タン・サン国家主席への表敬訪問
- 2) ブイ・クアン・ビン計画投資大臣との懇談会
- 3) ブーフイ・ホアン商工大臣との懇談会
- 4) ベトナム商工会議所との懇談会・ネットワーキング
- 5) ベトナム計画投資省との昼食会・ベトナム投資セミナー  
\*ダオ・クアン・ツー副大臣が出席
- 6) ビンフック省、バクニン省、ハナム省の人民委員長との懇談会
- 7) 谷崎泰明日本大使との懇談会



- 8) 谷崎泰明日本大使・村上大憲ベトナム日本商工会会長との朝食ブリーフィング
- 9) ベトナム日本商工会との懇談会

※4)、5)、8)、9)は実務型ミッションも参加

**【実務型（視察）】**

- 1) タンロン工業団地視察
- 2) MHIエアロスペースベトナム視察
- 3) VSIPバクイン工業団地視察
- 4) ペンタックスリコーイメージングベトナム視察
- 5) 商業施設「ヴィンコム・シティ・タワーズ」視察

②ミャンマー

**【本団】**

- 1) ニャン・トゥン副大統領への表敬訪問
- 2) ティン・ナイン・テイン大統領府大臣への表敬訪問
- 3) ウィン・ミン商業大臣への表敬訪問
- 4) エー・ミン工業大臣への表敬訪問
- 5) 日本商工会議所とミャンマー連邦共和国商工会議所連合会合同セミナー  
\*タン・テー・エネルギー大臣、ウィン・ミン商業大臣、カン・ゾー国家計画・経済開発大臣、エー・ミン工業大臣、フィン・サン商業副大臣が出席
- 6) 国家計画・経済開発省との懇談会  
\*セツ・アウン副大臣が出席
- 7) 第9回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議  
\*フィン・サン商業副大臣、齊藤隆志日本大使が出席
- 8) ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会との商談会
- 9) ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会との夕食懇談会  
\*ミン・スエ・ヤンゴン管区主席大臣、フィン・サン商業副大臣が出席
- 10) 齊藤隆志日本国大使との懇談会
- 11) 齊藤隆志日本国大使との夕食ブリーフィング  
※上記5)、6)、8)、9)、11)は、実務型ミッションも参加

**【実務型（視察）】**

- 1) ミンガラドン工業団地視察
- 2) 日系縫製工場視察
- 3) 商業施設「シティーマート」視察
- 4) ミャンマーDCR視察
- 5) ヤンゴン日本人商工会議所との夕食懇談会

## 2. レセプション・懇談会等

開催日	内 容
4月 7日	アルセン・アラケリヤン・アルメニア臨時代理大使との懇談（事務局対応）
4月 9日	蔡武・中国文化部部長来日歓迎レセプションへの岡村会頭の出席
4月 9日	マダン・クマール・バッタライ・駐日ネパール大使との懇談（事務局対応）
4月 12日	イサム・アブドゥラ・ファハロ・バーレーン商工会議所会頭の岡村会頭表敬
4月 12日	ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーフア・バーレーン国王主催晩餐会への岡村会頭の出席
4月 13日	トルコ・イズミル開発公社投資支援部コクサル・アイコル氏、ハリット・デュラン氏との懇談（事務局対応）
4月 20日	岡村会頭のグエン・タン・ズン・ベトナム社会主義共和国首相表敬
4月 20日	メコン首脳歓迎昼食会への岡村会頭の出席
4月 20日	マムドゥーフ・モスタファ・M・アリ・エジプト公使（大使館商務局長官）との懇談（事務局対応）
4月 23日	岡村会頭のテイン・セイン・ミャンマー連邦共和国大統領表敬
4月 23日	ヴラジミール・ウラコヴィッチ・ベラルーシ商工会議所副会頭の岡部常任参与表敬
4月 24日	在日イタリア商工会議所会員企業との交流レセプション
4月 25日	唐家璇・中日友好協会新会長歓迎レセプションへの岡村会頭および中村専務理事の出席
5月 15日	シンポジウム「think GLOBAL think HONG KONG」における岡村会頭基調講演
5月 15日	ジョナサン・チョイ・香港中華総商会会長の岡村会頭表敬
5月 22日	小田野展丈・査察担当大使の岡村会頭表敬
5月 22日	馮寄台・台北駐日文化代表処代表退任レセプションへの宮城常務理事の出席
6月 4日	アトゥル・ウルバリスキ・ポーランド東部地域自治体代表者との懇談（事務局対応）
6月 4日	堂道秀明・（独）国際協力機構副理事長の岡村会頭表敬
6月 11日	ベルギー・フランダース地方商工会議所幹部との懇談（事務局対応）
6月 13日	エシムベコフ・サブル・カザフスタン商工会議所会頭の岡村会頭表敬
6月 13日	高章法・河南省商務庁副庁長一行との懇談（事務局対応）
6月 15日	在日外国商工会議所会員との交流レセプション
6月 27日	在日スイス商工会議所会員企業との交流レセプション
7月 4日	石毛博行・日本貿易振興機構理事長の岡村会頭表敬

7月 9日	ウィン・ミン・ミャンマー連邦共和国商業大臣と岡村会頭との懇談
7月 19日	在日英国商業会議所会員企業との交流レセプション
7月 20日	董焯熙・台日商務交流協進会副理事長の岡村会頭表敬
7月 20日	トーマス・ドナヒュー・米国商工会議所専務理事の岡村会頭表敬
7月 25日	マーク・シンクレア駐日ニュージーランド大使の岡村会頭表敬
7月 27日	ドアン・スアン・フン・駐日ベトナム社会主義共和国大使の岡村会頭表敬
7月 27日	沈斯淳・台北駐日経済文化代表処代表の岡村会頭表敬
8月 23日	岡田秀一・経済産業審議官の岡村会頭表敬
8月 27日	台湾經濟部・台日産業合作訪問団の岡村会頭表敬
8月 29日	中村専務理事と中国駐日大使館・呂公使との懇談
9月 21日	外務省新旧事務次官らの岡村会頭表敬
9月 21日	ジェシカ・ウェウスター・駐日米国大使館経済・科学担当公使の中村専務理事表敬
9月 27日	アーク・フラウトマン・アムステルダム商工会議所の岡部・東商常任参与表敬
10月 10日	クラウス・シュワブ・世界経済フォーラム会長の岡村会頭表敬
10月 10日	篠田研次・新駐フィンランド日本大使の岡村会頭表敬
10月 10日	長嶺安政・新駐オランダ日本大使の岡村会頭表敬
10月 10日	齋木昭隆・外務審議官の岡村会頭表敬
10月 11日	アレッサンドロ・バルベリス・トリノ商工会議所会頭（イタリア）の中村専務理事表敬
10月 26日	沼田幹夫・新駐ミャンマー連邦共和国日本大使の岡村会頭表敬
11月 1日	野川保晶・新駐ニュージーランド日本大使の岡村会頭表敬
11月 1日	ペリン・ビーティエー・カナダ商工会議所専務理事の岡村会頭表敬
11月 5日	武藤正敏・駐大韓民国特命全権大使の岡村会頭表敬
11月 12日	ピエール・アントワーヌ・ガイイ・パリ商工会議所会頭（フランス）の岡村会頭表敬
11月 13日	中村専務理事のドアン・スアン・フン・駐日ベトナム社会主義共和国大使表敬
11月 20日	在日フランス商工会議所会員企業との交流レセプション
11月 21日	ベトナム商工会議所との懇談（事務局対応）
11月 22日	張俊福・台湾經濟部国際貿易局長と宮城常務理事との懇談
12月 3日	トルコ・エーゲ海沿岸北部開発公社の中村専務理事表敬
12月 6日	木寺昌人・中華人民共和国駐箚特命全権大使の中村専務理事表敬
12月 10日	レー・ルオン・ミン・ASEAN 次期事務総長の中村専務理事表敬

12月 13日	在日外国商工会議所会員との交流レセプション
1月 21日	マンチェスター商工会議所との懇談（事務局対応）
2月 1日	タナティップ・ウパティシン・駐日タイ王国大使の岡村会頭表敬
2月 7日	ラーディング・ヤン・ファン・フォレンホーヴェン・駐日オランダ大使の中村専務理事表敬
2月 15日	ジョナサン・チョイ・香港中華総商会永遠名誉会長の岡村会頭表敬
2月 18日	葉惠青・台湾新北市政府経済発展局長と宮城常務理事の懇談
2月 20日	パトリック・メドサン・駐日モナコ公国大使の中村専務理事表敬
2月 20日	カン・ゾー・ミャンマー国家計画・経済開発大臣と岡村会頭との懇談
2月 22日	辻優・新駐クロアチア日本大使の中村専務理事表敬
2月 26日	中村専務理事と駐日中国大使館・呂商務公使との懇談
3月 4日	木寺昌人・駐中華人民共和国日本大使の岡村会頭表敬
3月 7日	在日米国商工会議所会員企業との交流レセプション
3月 13日	レザー・ナザルアーハリ・駐日イラン大使による岡村会頭表敬
3月 28日	香港利豊集団ビクター・フォン名誉会長の岡村会頭表敬

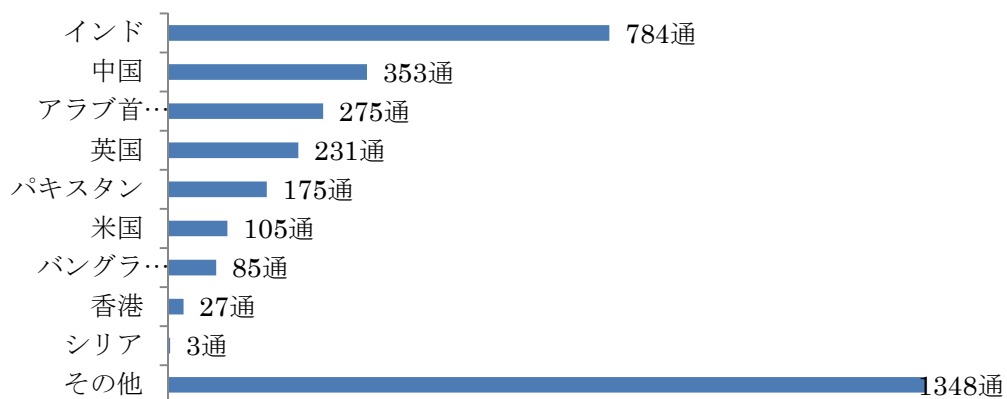
### 3. 貿易振興事業

海外との商取引の拡大に資するため、日本の関係企業・業界の紹介等を行うとともに、海外の企業の情報を提供した。また、経済連携協定の締結が進展する中、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給体制を構築し発給を行った。

#### (1) 海外取引照会

- ① 海外からの取引商談を促進するため、海外の企業向けにインターネットの日商ホームページ（英文）の中に日本の関係企業の情報を掲載した。
- ② 手紙・ファクス・電子メール・電話を通じて、あるいは直接来所して取引の斡旋を依頼する海外の企業に対し、日本の関係企業・業界等の紹介を行った。
- ③ 海外より受信した手紙・ファクス・電子メールの国別内訳は次のとおり。

・国別内訳



計 3,386 通

また、輸出入取引に係る商品別・地域別の内訳はそれぞれ次のとおり。

・海外商取引照会の商品別・地域別内訳（1,025 件）

—日本からの輸入希望—

商品別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器		1	0	0	0	1	1	0	0	3
輸送用機器・部品		5	1	0	1	0	6	0	2	15
光学・精密器・医療機器		6		0	1	1	0	0	0	8
一般機械		7		0	1	7	0	0	0	15
鉄鋼・金属製品		6		1	1	0	7	0	1	16
化学製品・医薬品		6	2	0	1	2	0	0	1	12
繊維製品		0		0	0	2	1	0	0	3
皮革・ゴム製品		0	1	0	0	0	0	1	0	2
木材・紙・パルプ		1		0	0	0	0	0	0	1
プラスチック・合成樹脂		0		0	0	0	2	0	0	2
セメント・土石・ガラス・窯業製品		1		0	2	0	0	0	3	6
食料品・香辛料		6	0	0	2	4	1	2	0	15
宝飾品・雑貨		2	0	0	1	3	1	0	0	7
運動用具		0		0	0	2	0	0	0	2
事務用品		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		3	2	1	5	5	6	0	2	23
合計		44	6	2	15	27	25	3	9	130

—日本への輸出希望—

商品別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器		26	1	0	7	5	3	0	2	44
輸送用機器・部品		15	10	0	8	0	4	0	0	37
光学・精密器・医療機器		21	2	0	15	4	0	0	0	42
一般機械		33	1	1	10	2	3	0	0	50
鉄鋼・金属製品		45	3	8	8	12	6	1	4	87
化学製品・医療品		24	4	0	5	2	10	0	0	45
繊維製品		78	0	0	4	3	3	0	3	91
皮革・ゴム製品		24	0	0	2	14	1	0	1	42
木材・紙・パルプ		9	2	4	5	3	1	0	1	25
プラスチック・合成樹脂		16	0	0	0	0	6	0	0	22
セメント・土石・ガラス・窯業製品		12	0	3	1	0	9	0	4	29
食料品・香辛料		45	1	8	22	22	8	4	4	114
宝飾品・雑貨		18	0	2	3	11	2	0	2	38
運動用具		4	0	0	1	0	0	0	2	7
事務用品		4	0	0	0	0	0	0	0	4
その他		34	3	0	18	5	13	1	4	78
合計		408	27	26	109	83	69	6	27	755

—その他の照会—

品目	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
合併		25	0	1	2	2	2	0	1	33
投資		30	3	5	18	12	24	1	4	97
会社照会		56	0	0	27	7	10	1	6	107
技術協力		7	1	0	5	2	1	0	0	16
フェア		61	5	7	48	11	26	2	3	163
クレーム		5	0	1	0	1	0	0	1	8
入札		467	0	2	4	10	5	0	1	489
会社PR		264	19	10	57	24	54	4	16	448
就職		11	4	0	6	5	14	0	3	43
観光		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		147	31	2	208	18	228	2	15	651
合計		1,073	63	28	375	92	364	10	50	2,055

※1通で複数の案件照会があるため、受信数と照会数の累計は必ずしも一致しない。

(2) 貿易証明業務

① 経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給

札幌、仙台、黒部、千葉、東京、横浜、浜松、静岡、富士、名古屋、蒲郡、豊川、四日市、福井、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡の各地商工会議所内（21ヵ所）に設置した日商の特定原産地証明書発給事務所において特定原産地証明書の発給を行った。

各経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給手続きに関する説明会を、各地商工会議所と協力して開催した。

特定原産地証明書の基本的な申請手続きに関する申請者の理解度向上を図るため、当該手続きを紹介する動画を作成し、11月から日商ホームページで配信した。

なお、説明会の開催状況、並びに証明の発給件数は以下のとおり。

○特定原産地証明書発給手続き説明会

期日	開催場所	参加者数	主 な 内 容
4/18	名古屋商工会議所	117 人	○「EPA の概要と原産地規則」 ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日商事務局)
4/23	東京商工会議所	375 人	○「EPA の概要と原産地規則」 (経済産業省 原産地証明室 課長補佐 中村 大紀 氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日商事務局)
5/21	横浜商工会議所	74 人	○「EPA の概要と原産地規則について」 (経済産業省 原産地証明室 課長補佐 中村 大紀 氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日商事務局)
6/14	東京商工会議所	76 人	○「EPA の概要と原産地規則について」 (日商事務局) ○「特定原産地証明書の申請手続きについて」 (日商事務局)
7/3	札幌商工会議所	20 人	○「EPA の概要および原産地規則について」 ○「特定原産地証明書の取得手続きについて」 (日商事務局)
9/21	東京商工会議所	72 人	○「EPA の概要と原産地規則について」 (経済産業省 原産地証明室 国際係長 鈴木 真人 氏) ○「特定原産地証明書の申請手続きについて」 (日商事務局)
10/4	福岡商工会議所	64 人	○「EPA の概要と原産地規則について」 ○「特定原産地証明書の申請手続きについて」 (日商事務局)
10/17	名古屋商工会議所	160 人	○「EPA の概要と原産地規則」 (日商事務局) ○「特定原産地証明書の申請手続きについて」 (日商事務局)
10/30	東京商工会議所	368 人	○「EPA の概要と原産地規則について」 (経済産業省 原産地証明室 課長補佐 平川 慎一 氏) ○「特定原産地証明書の申請手続きについて」 (日商事務局)
12/14	千葉商工会議所	32 人	○「EPA の概要と原産地規則」 (日商事務局) ○「特定原産地証明書の申請手続き」 (日商事務局)

2/27	福井商工会議所	19人	○「EPAの概要と原産地規則について」 ○「特定原産地証明書の取得手続きについて」 (日商事務局)
------	---------	-----	---

○特定原産地証明書発給件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
日メキシコ(17年4月発効)	5,928	5,761	5,735	5,368	6,035	5,241	5,058
日マレーシア(18年7月発効)	1,018	5,335	6,194	6,334	8,349	9,228	11,289
日チリ(19年9月発効)		1,503	4,460	3,613	4,788	4,356	4,695
日タイ(19年11月発効)		6,677	21,129	28,255	44,132	47,161	58,961
日インドネシア(20年7月発効)			6,579	16,013	23,672	30,096	33,914
日ブルネイ(20年7月発効)			0	3	13	30	21
日アセアン(20年12月発効)			239	2,832	4,490	4,653	5,288
日フィリピン(20年12月発効)			225	2,477	4,255	4,457	5,575
日スイス(21年9月1日発効)				1,277	3,065	3,507	3,557
日ベトナム(21年10月1日発効)				500	2,294	2,749	4,572
日インド(23年8月1日発効)						7,696	19,822
日ペルー(24年3月1日発効)						5	468
計	6,946	19,276	44,561	66,672	101,093	119,174	153,220

② 審議・検討体制

経済連携協定に基づく特定原産地証明書ならびに非特惠原産地証明書等貿易証明の発給等に係る事項については、国際経済委員会の下に設置された「貿易関係証明専門委員会」、同専門委員会の下に設置された「特定原産地証明に関する研究会」、「非特惠原産地証明に関する研究会」、「特定原産地証明に関する研究会拡大ワーキンググループ」および『「商工会議所貿易関係証明発給業務マニュアル」の改訂に関するタスクフォース』で審議・検討した。

③ 非放射能汚染証明に対する当所の取り組み

東京電力福島第一原発事故の発生直後から、海外の輸入者等が日本国内の輸出者に対し、「輸出貨物が放射能に汚染されていないことを証明する書類」を求めるケースが急増した。このため、当所では、政府が公表している環境放射能水準調査結果等を引用して非汚染であることを宣誓する「自己宣誓書のひな形」を公表するとともに、各地商工会議所における、輸出者が作成した自己宣誓書に対するサイン証明の発行を周知した。

このサイン証明は、輸出入の商取引上の要請に基づく対応策としては、極めて有効であると評価され、海外における風評被害対策の一助となった。

④ 『「商工会議所貿易関係証明発給業務マニュアル」の改訂

貿易関係証明業務の全国統一的な運用と、各地商工会議所における円滑な発給に資することを目的としている「商工会議所貿易関係証明発給業務マニュアル」について、平成25年4月からの適用に向けて従来の内容を改訂し、初めて担当になった職員等にも、より分かりやすい記述に整理するなどの変更を行った。



#### 4. 在外日本(人)商工会議所等との連携

海外で事業活動を行っている日本企業は、国や地域別に日本(人)商工会議所等を組織し、日系企業相互の連携を図るとともに、現地政府・経済界との交流を推進し、当該国との相互理解に努めている。

当所は、これらの在外日本(人)商工会議所等の事業活動を積極的に支援している。79カ所の在外日本(人)商工会議所等と資料の送付等を通じ常時情報交換を行うとともに、その内18カ所の商工会議所等については、当所の特別会員として相互の連携を深めている。

なお、ジャカルタ・ジャパン・クラブ、フィリピン日本人商工会議所、マレーシア日本人商工会議所、ベトナム日本商工会、中国日本商会、上海日本商工クラブ、シドニー日本商工会議所には、現地からの要請により当所職員を事務局長として出向させている。また、ソウル・ジャパン・クラブでは、当所ソウル事務所長が常務理事として支援している。

さらに、当所では、各地商工会議所が経済ミッションを派遣する際の側面支援として、在外日本(人)商工会議所等および現地商工会議所等に対し、次表のとおり便宜供与の依頼を行った。

24年度便宜供与リスト

依頼元	期日	依頼先	内容
名古屋商工会議所	6月16日	ジャカルタ・ジャパン・クラブ	現地事情説明会
刈谷商工会議所	6月27日	香港日本人商工会議所	現地事情説明会
船橋商工会議所	9月21日	盤谷日本人商工会議所	現地事情説明会
姫路商工会議所	11月9日	ヤンゴン日本人商工会議所	現地事情説明会
磐田商工会議所	11月16日	ベトナム日本商工会	現地事情説明会、企業視察
市原商工会議所	11月19日	ホーチミン日本商工会	現地事情説明会、企業視察
市原商工会議所	11月20日	ベトナム日本商工会	現地事情説明会、企業視察
大府商工会議所	12月4日	ヤンゴン日本人商工会議所	現地事情説明会
大府商工会議所	12月6日	盤谷日本人商工会議所	現地事情説明会
八千代商工会議所	2月8日	ジャカルタ・ジャパン・クラブ	現地事情説明会
国際鉱物資源開発協会	2月20日	フィリピン日本人商工会議所	現地事情説明会
刈谷商工会議所	2月27日	台北市日本工商会	現地事情説明会
大分商工会議所	3月4日	盤谷日本人商工会議所	現地事情説明会
大分商工会議所	3月5日	インド日本商工会	現地事情説明会
船橋商工会議所	3月19日	ヤンゴン日本人商工会議所	現地事情説明会

## 5. 情報化推進事業

### (1) 電子入札・電子申告等に取り組む中小企業等への支援

#### ① 民間認証局との連携による電子証明書の優待販売

電子政府・電子自治体による行政手続きの電子化、電子認証制度に対応し、電子入札・電子申告等に取り組む中小企業を支援するため、各地商工会議所と連携のもと、平成15年から日商自らが電子証明書の発行者となり「ビジネス認証サービス」を実施、その普及に努めてきたが、今日では、電子認証制度の普及に伴い、他の民間電子認証局においても電子証明書が安定的に発行される状況となった。こうしたことから、「ビジネス認証サービス」については、平成22年12月末で電子証明書の発行業務を終了し、平成24年度は、発行済み電子証明書の利用者に対するサポート業務に特化して事業を実施した。そして、発行済み電子証明書の有効期限の終了に伴い、平成24年3月末を持ってサポート業務を終了した。

これに加え、民間認証局と業務提携し、同局が発行する電子証明書の取次業務を行った。これにより、各地商工会議所会員企業に通常より低廉な料金で電子証明書を提供した。(取次枚数 2,535枚)

### (2) 商工会議所情報基盤の整備・商工会議所情報ネットワークの充実と活用推進

日商ホームページについて、適切なキーワードの埋め込みによる検索エンジンでのヒット率の向上ならびに地域最前線等のコンテンツの充実化を図り、当所および各地商工会議所に関する情報発信・提供に努めた。

また、各地商工会議所支援の充実を図るため、各地商工会議所の組織・財政データ、事業活動事例、さらには日商職員の訪問報告等を統合して管理・活用する商工会議所情報データベースを構築し、当該商工会議所に関する情報の抽出・閲覧を随時可能にした。

### (3) TOAS（商工会議所トータルOAシステム）の改善と活用支援

#### ① 導入商工会議所数

TOASは、平成24年3月末現在、328商工会議所（うち、TOAS/ASP版は120商工会議所）で導入されている。

#### ② TOASに関する運用管理について

TOASの開発、改善、マニュアルの作成等にかかる経費は、12年度から「TOAS運用管理費」としてユーザー商工会議所で分担することとし、23年度においては312商工会議所に負担いただいた（導入初年度の2商工会議所は免除。また、東日本大震災の影響を考慮し、被災地31商工会議所は日商会費免除に準じて30%から100%の減免を行った）。

#### ③ プログラムの改善

日々寄せられるユーザー商工会議所からの要望に対して、金融相談経理システムにおける過年度伝票の複写機能の拡充や日計表出力機能の改善、事業執行明細書の項目追加等各種プログラムを改善した。

#### ④ ユーザー商工会議所、TOASパートナーへの情報提供

TOASユーザー商工会議所、TOASパートナーに対して、Webサイト(<http://www.jcci.or.jp/toas/web/>)ならびにメーリングリスト([toas@cin.or.jp](mailto:toas@cin.or.jp))を通じて、適宜情報提供を行った。なお、「T

OAS パートナースhip制度」に登録している事業者は、全国で 52 社（24 年 5 月現在）となっている。

⑤ TOAS ユーザー会の開催

TOAS の一層の利用推進に向けて、システム改善の検討、研修体制の見直し、先進ユーザーの事例普及策等を検討するため、TOAS を有効に活用しているユーザー商工会議所をメンバーとした「TOAS ユーザー会」を開催した。

開催日：平成 23 年 7 月 25 日（於：日商アキバオフィス研修室）（参加者数：6 名）

平成 23 年 10 月 24 日（於：キャリアック（商工会議所福利研修センター））

（参加者数：5 名）

平成 24 年 3 月 1 日（於：日商芝大門オフィス研修室）（参加者数：6 名）

⑥ TOAS Q&A 専用受付メールの対応

TOAS ユーザー商工会議所や TOAS パートナーから寄せられるシステム設定や操作、エラー対処方法などに関する問い合わせに対し、TOAS Q&A 専用の受付メール（toasqa@cin.or.jp）で 805 件の質問を受付・回答し、充実したサポートに努めた。

⑦ TOAS 研修会の開催

1) TOAS/Web 版コード等の設定研修会の開催

各地商工会議所が TOAS を運用するにあたり必要となる初期設定や組織団体への加入登録方法、会費請求に関する設定、経理システムにおける年度繰越処理等に関する研修を実施した。

開催日：平成 23 年 6 月 21 日～22 日（於：日商芝大門オフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：18 名）

経理編（参加者数：12 名）

平成 23 年 6 月 23 日～24 日（於：日商芝大門オフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：18 名）

経理編（参加者数：15 名）

平成 23 年 7 月 26 日～27 日（於：日商芝大門オフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：18 名）

経理編（参加者数：14 名）

平成 24 年 2 月 2 日～3 日（於：日商芝大門オフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：18 名）

経理編（参加者数：6 名）

⑧ TOAS フォーラムの開催

TOAS の普及促進、データの戦略的活用方法や新機能の紹介による担当者のスキルアップ、TOAS 担当者相互の情報交換の場の提供、TOAS への改善・要望事項の収集等を目的に、TOAS 利用商工会議所およびサポートディーラーならびに導入を検討する商工会議所等を対象とした「TOAS フォーラム 2011」を開催した。

開催日：平成 24 年 10 月 24 日～25 日（於：キャリアック（商工会議所福利研修センター））

（参加者数：54 名）

## 【中小企業の成長力強化と人材育成・確保支援】

### 1. 経営安定特別相談事業

24年度の企業倒産件数（負債総額1千万円以上）は11,719件（前年度12,707件）、負債総額は3兆757億円（同3兆9,906億円）となった。中小企業金融円滑化法やセーフティネット保証等の資金繰り支援効果により、件数は前年度比7.7%減少。また、負債10億円以上の大型倒産が1990年度（332件）以来の400件割れとなったことから、負債総額は前年度比22.9%と大幅に減少した。（㈱東京商工リサーチ調べ）。

業種別では、10産業中、卸売業、運輸業、金融・保険業を除く7産業で全産業を下回った。地区別では、9地区のうち北陸を除く8地区で前年度を下回った。

このような中、全国商工会議所198カ所の相談室における受付件数は1,700件。業種別ではサービス業（414件）、製造業（404件）、小売業（366件）の順に多く、経営不振に陥った原因の内訳をみると、「受注・販売不振」が849件、構成比49.9%と最も高い割合となっている。次いで「既往のしわよせ（長期にわたる業績低迷）」が多く209件、同12.3%であった。これに対し、各種支援により80.6%の1,346件が倒産回避された。

さらに、広報用ポスター・パンフレットを作成、配布して当事業の普及を促し、また、各相談室が実施する講習会の資料用に「自己チェックリスト」「ミニガイド」を作成、配布した。加えて、経営安定特別相談窓口設置商工会議所を対象に、本事業の円滑な推進を図るために実務研修を開催した。

① 事業実績

	件 数	構 成 比
受 付 件 数 (内 訳)	1,700 件	—
受注・販売不振	849 件	49.9%
関連企業の倒産	66 件	3.9%
既往のしわよせ	209 件	12.3%
高利・融手の利用	10 件	0.6%
支払・回収条件の悪化	67 件	3.9%
経営計画の失敗	105 件	6.2%
放 漫 経 営	60 件	3.5%
そ の 他	334 件	19.6%
処理最終件数 (内 訳)	1,671 件	—
倒 産 回 避	1,346 件	80.6%
調 停 不 能	205 件	12.3%
整 理	120 件	7.2%

② 経営安定特別相談事業に係る広報・普及活動（全国商工会連合会と共同作成）

種 類	作成部数（日商分）
ポスター	445 枚
パンフレット	27,065 部
自己チェックリスト	23,655 枚

③ 平成 24 年度経営安定対策事業研修の開催

日 程：平成 24 年 6 月 4 日（月）～6 月 6 日（水）

場 所：浜松（商工会議所福利研修センター カリアック）

出席会議所、出席者数：45 商工会議所、46 人

④ 第 1 回 経営指導員向け BCP 指導者研修会

日 程：平成 24 年 7 月 12 日（木）～13 日（金）

場 所：東京（メルパルク 東京）

出席会議所、出席者数：11 商工会議所、11 人

⑤ 第 2 回 経営指導員向け BCP 指導者研修会

日 程：平成 24 年 9 月 6 日（木）～7 日（金）

場 所：大阪（大阪商工会議所）

出席会議所、出席者数：19 商工会議所、22 人

## 2. 全国統一演習研修事業（経営指導員 WEB 研修）

全国の経営指導員等が、地域中小企業・小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、平成 16 年度に、経営指導員向けに“Eラーニングによる WEB 研修システム”を開発し、運用を開始した。平成 24 年度は、この WEB 研修の一層の普及・活用を図るとともに、コンテンツの充実などにより、受講者の利便性向上を図った。

## 3. ジョブ・カード制度推進事業

当所では、平成 20 年度から、厚生労働省のジョブ・カード制度推進事業を受託している。事業の推進を図るため、平成 24 年度も、当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国 112 カ所の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンター（47 カ所）および地域ジョブ・カードサポートセンター（65 カ所）を設置し、本制度を活用して人材の育成・確保を図る採用意欲のある企業（ジョブ・カード普及サポーター企業）を開拓するとともに、職業訓練の実施を希望する企業に対しては、実施するための計画の作成支援を中心とした事業に積極的に取り組んだ。

全国各地の地域ジョブ・カード（サポート）センターでは、350 回の企業への説明会や約 1,300 回の訓練指導・評価担当者講習などを実施して企業を支援したほか、会報や地元新聞、リーフレット、チラシ、ポスターなどの各種広報媒体を活用した PR 活動を展開した。このような活動の結果、地域ジョブ・カード（サポート）センターの支援によって作成した職業訓練を実施するための計画が都道府県労働局に確認された企業（確認済・認定企業）数は、すべての都道府県にわたり、ジョブ・カード普及サポーター企業数は 16,151 社、職業訓練を実施するための計画の確認済・認定企業数は 5,620 社（いずれも、約 90%が中小企業）となった。年度当初に設定したジョブ・カード普及サポーター企業数の年間目標（13,000 社以上）と職業訓練を実施するための計画の確認済・認定企業数の年間目標（4,000 社以上）を大きく上回る結果となった。

また、職業訓練を実施するための計画の確認済・認定企業数 5,620 社のうち、1,837 社が職業訓練を終了し、訓練修了者は 2,611 人となった。この訓練修了者のうち、78.4%の 2,047 人が正規雇用に結びついており、商工会議所（連合会）による本事業への取り組みは、中小企業に対する雇用支援だけでなく、非正規労働者、特に若年層（訓練生の約 70%が 35 歳未満）の正規雇用の促進に貢献している。

なお、各地の地域ジョブ・カード（サポート）センターから寄せられた意見・要望のうち、特に多かった事項を盛り込んだ要望をとりまとめ、平成 24 年 6 月に厚生労働省に提出し、その実現方について要請した。その結果、平成 25 年度からは、この要望のほとんどが実施されることになったことに加え、平成 24 年度の補正予算では、35 歳未満の非正規労働者を対象とした「若者チャレンジ訓練」が創設されるなど、本事業がより円滑に推進される環境となった。

<地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）一覧>

都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター	都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター
北海道	札幌	釧路	福井県	敦賀	武生、大野、小浜
青森県	八戸	青森	滋賀県	滋賀県連	長浜
岩手県	盛岡	宮古、北上	京都府	京都	福知山
宮城県	仙台	気仙沼	大阪府	大阪	茨木、豊中、北大阪
秋田県	秋田	大館、横手	兵庫県	神戸	(設置せず)
山形県	山形	米沢	奈良県	奈良	(設置せず)
福島県	福島	会津若松、白河	和歌山県	和歌山	(設置せず)
新潟県	新潟県連	上越	鳥取県	鳥取	米子
富山県	富山	(設置せず)	島根県	松江	出雲
石川県	金沢	(設置せず)	岡山県	岡山	倉敷、津山
長野県	松本	上田、長野、飯田	広島県	広島	福山
茨城県	水戸	結城	山口県	山口県連	宇部、山口、徳山、岩国
栃木県	宇都宮	足利	徳島県	徳島	小松島
群馬県	前橋	館林、伊勢崎、太田、藤岡	香川県	高松	(設置せず)
埼玉県	埼玉県連	春日部	愛媛県	松山	新居浜
千葉県	千葉	船橋、柏	高知県	高知	須崎、土佐清水
東京都	東京	八王子、立川、町田	福岡県	福岡	久留米、北九州、飯塚
神奈川県	横須賀	横浜、川崎、藤沢、相模原	佐賀県	佐賀	鹿島
			長崎県	長崎	(設置せず)
山梨県	甲府	(設置せず)	熊本県	熊本	(設置せず)
静岡県	静岡	沼津	大分県	大分県連	(設置せず)
岐阜県	岐阜	大垣、美濃加茂	宮崎県	宮崎	(設置せず)
愛知県	名古屋	岡崎、豊川、春日井	鹿児島県	鹿児島	鹿屋
三重県	四日市	津	沖縄県	那覇	沖縄、宮古島

<ジョブ・カード普及サポーター企業数・訓練実施計画の確認済・認定企業数、訓練修了者数・就労状況>

ジョブ・カード普及サポーター企業数(社)	確認済・認定企業数(社)	訓練終了企業数(社)	訓練修了者数(人)					
			正社員数(人)		非正規雇用者数(人)	訓練実施企業で、採用検討中(人)	求職中(人)	
			訓練実施企業	他の企業				
16,151	5,620	1,837	2,611	2,043	4	422	49	93
				合計	2,047			

[参考]ジョブ・カード普及サポーター企業数・訓練実施計画の確認済・認定企業数、訓練修了者数・就労状況(平成20年度からの累計)

ジョブ・カード普及サポーター企業数(社)	確認済・認定企業数(社)	訓練終了企業数(社)	訓練修了者数(人)					
			正社員数(人)		非正規雇用者数(人)	訓練実施企業で、採用検討中(人)	求職中(人)	
			訓練実施企業	他の企業				
64,888	28,819	12,489	22,293	17,129	84	3,531	78	1,471
				合計	17,213			

#### 4. 1級販売士資格更新講習会

販売士検定試験は、5年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新講習会」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1級の「資格更新講習会」は、当所主催で開催している(2級・3級は各地商工会議所で開催)。

平成24年度の開催地、受講者数等は下表のとおり。

開催地	開催日	会場	受講者数
東京A	平成24年11月30日(金)	日精ホール	176名
大阪A	平成24年12月14日(金)	大阪商工会議所	94名
福岡	平成25年1月11日(金)	福岡商工会議所	56名
大阪B	平成25年1月25日(金)	大阪商工会議所	69名
東京B	平成25年1月31日(木)	日精ホール	144名
合計			539名

※平成24年度の1級資格更新対象者数は843名で、このうち、63.9%にあたる539名が講習会を受講した。



## 5. DCプランナー資格更新研修会・通信教育講座

DCプランナー認定試験（1級、2級）は、2年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新研修会（1級のみ）」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。

資格登録者のうち、資格の有効期間が平成25年3月31日で満了となる1級DCプランナー（1,169名）と2級DCプランナー（1,584名）を対象とした「資格更新通信教育講座」を、一般社団法人金融財政事情研究会の協力のもと開講するとともに、1級については、「資格更新研修会」も開催した。

平成24年度の受講者数等は下表のとおり。

	級	開催月	受講者数
資格更新通信教育講座	1級	平成24年10月	822名
	2級	平成24年10月(第1次募集)	531名
		平成25年1月(第2次募集)	574名
		平成25年4月(第3次募集)	77名
小計			2,004名
資格更新研修会	1級	平成24年10月27日	97名
		平成24年11月10日	89名
	小計		186名
合計			2,190名

\* 2級の資格更新通信教育講座の開催月（10月・1月・4月）、1級の資格更新研修会の日程（10月27日・11月10日）は、受講対象者の都合により選択できる。

## 6. 中小企業知的財産啓発普及事業

知的財産の活用に問題を抱える中小企業のため、18年度より全国の商工会議所には知財の活用ノウハウや問題解決の相談窓口「知財駆け込み寺」が設置されている。

24年度の「知財駆け込み寺」における相談実績は、累計で2,163件であった。

## 7. 大学等との産学連携による人材育成支援事業の推進

大学等との連携により、産業界が求める実践的な人材育成を通じて、（ア）雇用のミスマッチの解消、（イ）地域の企業の人材確保、（ウ）就業能力の向上と強化を図るために、特に地域活性化と人材育成の重要な役割を担う大学等と連携し、学生のキャリアアップ教育、自己評価とキャリアマネジメントの再確認、就業支援等に取り組んだ。

平成24年度は前年度に引き続き、城西国際大学ならびに城西大学とともに、浜松市内の中小企業等の経営者とのトークセッションと企業の現場視察、またそれらを踏まえた学生どおしによるワークショップで構成される合宿研修に取り組んだ。

### ①城西国際大学

期間 平成25年3月7日～8日

参加者 学生41名、引率2名

協力経営者 羽立工業代表取締役社長・中村哲也氏  
浜松総務部代表取締役・木村玲美氏

## ②城西大学

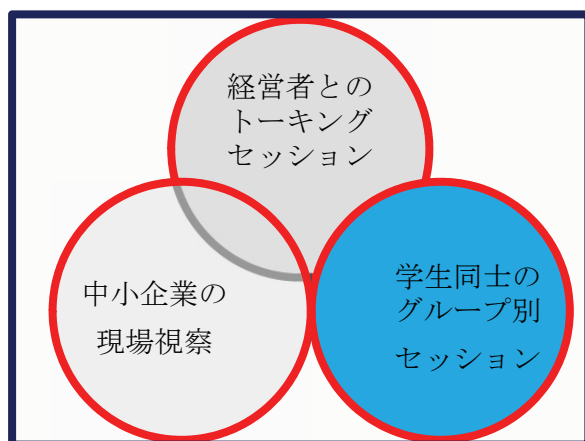
期 間 平成 25 年 3 月 12 日～14 日

参加者 学生 21 名、引率 1 名

協力経営者等 株式会社ヤマハフットボールクラブ企画統括部事業推進部長・柳原弘美氏、浜松総務部代表取締役・木村玲美氏、株式会社東海トラベル代表取締役社長・田代剛氏

また、明治大学商学部とは、地域企業でのインターンシップを希望する学生に対する企業紹介事業を行った。

《インターンシップ事業スキーム図》



## 【活力あふれる地域社会創造への取り組み支援】

### 1. 観光振興大会等

#### (1) 全国商工会議所観光振興大会 2012 in 高知

商工会議所会員の観光に対する意識改革と普及啓発を図り、地域のホスピタリティの向上と魅力ある地域情報の発信力の強化を図るとともに、観光立地域の推進を目的として、平成 24 年 10 月 24 日～27 日、高知県高知市等において、第 9 回目となる「全国商工会議所観光振興大会 2012 in 高知」を開催した。本大会では、「スローライフ観光のすすめ～本物の豊かさに出会える『土佐流・田舎リズム』が目指すもの」をテーマに、全国から商工会議所会員や観光関係者ら、約 840 人が参加。基調講演やパネルディスカッション、高知アピール採択などを行った。

10 月 24 日（1 日目）

① 前夜祭（18：00～20：00）

場所 三翠園

## 内容

- ・主催者挨拶 高知県商工会議所連合会 会頭 西山 昌男
- ・地元歓迎挨拶 高知県知事 尾崎 正直 様
- ・来賓挨拶 四国経済産業局長 (代理) 地域振興部長 橋本 智之 氏
- ・日商会頭等紹介 日本商工会議所 会頭 岡村 正  
日本商工会議所観光委員会共同委員長 須田 寛
- ・オリンピック・パラリンピック招致 PR
- ・アトラクション (大杯早飲み〈どろめ祭り〉、土佐のお座敷遊び、よさこい鳴子踊り)

10月25日(2日目)

### ① 本大会 (9:30~12:20)

- ・開会挨拶 日本商工会議所 会頭 岡村 正
- ・歓迎挨拶 高知商工会議所 会頭 西山 昌男
- ・来賓挨拶 観光庁 観光地域振興部長 瀧本 徹 氏  
高知市長 岡崎 誠也 氏
- ・各地商工会議所における観光振興への取り組みと課題  
日本商工会議所 観光専門委員会 共同委員長 島津 公保
- ・「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」表彰式・事例発表  
大賞 鹿児島商工会議所  
振興賞 大垣商工会議所 大阪商工会議所  
特別賞 弘前商工会議所 氷見商工会議所  
奨励賞 帯広商工会議所 富良野商工会議所 八戸商工会議所 天童商工会議所  
富士商工会議所 高石商工会議所 長崎商工会議所
- ・基調講演  
テーマ「土佐流スローライフ観光が目指す感動体験」  
講師 高知県知事 尾崎 正直 氏
- ・対談  
テーマ「観光のこれから～田舎とその産業をどう見せるか～」  
講師 高知県知事 尾崎 正直 氏  
高知県観光特使 丁野 朗 氏
- ・高知アピール採択 日本商工会議所観光専門委員会 副委員長 早川 慶治郎
- ・次回開催地挨拶 岩手県商工会議所連合会

### ② 分科会 全5コース (12:30~)

- ・Aコース幹事：中村商工会議所  
「日本最後の清流四万十川 人と自然にふれあう田舎暮らし」
- ・Bコース幹事：宿毛商工会議所  
「四国西南端の山川海(さんぜんかい)で、自然のままの暮らしにふれあう」
- ・Cコース幹事：安芸商工会議所  
「三菱始祖の地と、元気をつくる田舎産業」

- ・Dコース幹事：須崎商工会議所  
「黒潮の恵みにふれながら、環境都市づくりを学ぶ」
- ・Eコース幹事：高知商工会議所  
「高校生ガイドと行く土佐の城下町めぐり」

10月26日（3日目）

- ・上記分科会（全5コース）を実施

10月27日（4日目）

- ・上記分科会（Bコース）を実施

## 2. 地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト

平成18年度より実施している「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト（小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業・中小企業庁補助事業）」（旧「地域資源∞全国展開プロジェクト」（小規模事業者新事業全国展開支援事業））を引き続き実施した。

同事業は、地域資源を活かし、新製品や新たな観光の開発等、地域の魅力をPRし全国規模の市場展開を図るため、各地商工会議所が地域の事業者と一丸となつて行う市場調査、専門家招聘、試作品開発、商談会・展示会の開催等の取り組みを総合的に支援するもの。

平成24年度は、調査研究事業、本体事業1、2年目、地域の魅力でおもてなし事業の4つの事業を行い、98件のプロジェクトを決定した。

### 【調査研究事業】（37件）

小樽、旭川、滝川、稚内、長井、須賀川、燕、糸魚川、珠洲、上田、諏訪、伊那、佐久、佐野、桐生、館林、川口、横須賀、小田原箱根、静岡、浜松、下田、袋井、高山、蒲郡、大府、伊勢、松阪、亀山、尾鷲、熊野、田辺、橋本、山口、防府、西条、八女

### 【本体事業1、2年目】（54件）

小樽、札幌（2件）、網走、美唄、弘前、花巻、横手、酒田、上越、新井、加茂、黒部、小松、七尾、輪島、上田、松本、岡谷、下諏訪、茅野、飯山、千曲、鹿沼、大田原、秩父、草加、佐原、青梅、厚木、富士吉田、大垣、神岡、半田、蒲郡、安城（2件）、四日市、桑名、鳥羽、京都、大阪、岸和田、尼崎、大和高田、岡山、徳山、高松、多度津、松山、今治、北九州、竹田、宮崎

### 【地域の魅力でおもてなし事業】（7件）

帯広、小千谷、高岡、諏訪、大阪、府中、延岡

また、各プロジェクトの円滑な事業展開を図るため、下記事業を実施した。

#### ○各種セミナーの開催

##### ①平成24年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト担当者セミナー

本事業の運営に関する説明とともに、地域資源のブランド化による地域活性化の取り組みの参考となるような講演等を実施した。

- ・日 程 平成24年5月21日（月）～22日（火）
- ・場 所 全国町村議員会館 2階会議室

- ・参加者数 113名

### ②共同展示商談会 feel NIPPON 旅フェア 2012 事前説明会・啓発セミナー

事業の目的や出展に係る業務の説明を行うとともに、開発した観光商品を旅行業者が取り扱いたいくなるものに作り上げ、商品を流通に乗せるための参考となるような講義を実施した。

- ・日 程 平成 24 年 8 月 10 日（金）、23 日（木）、24 日（金）
- ・場 所 日本商工会議所 会議室 A
- ・参加者数 18 名

### ③平成 24 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト啓発セミナー

本年度のフォローアップ事業の一環として、地域資源を活用した事業の一層の推進を図ると共に、次年度に「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」の調査研究事業および本体事業を活用して、特産品開発、観光開発、コミュニティビジネスなどの取り組みを検討している商工会議所を対象にしたセミナーを東京で開催した。事業実施の際のポイント等について説明したほか、参加者によるワークショップを実施し、事業をより効果あるものにするためのブラッシュアップを行った。また、次年度の側面支援事業案について説明し有効な活用を促した。

- ・日 程 平成 25 年 1 月 29 日（火）
- ・場 所 日本商工会議所 会議室 A
- ・参加者数 27 名

## ○広報事業

平成 18 年度より実施している本事業について、その周知および認知度向上を目的とした広報事業を実施し、全国各地の地域資源を活かした新たな特産品開発や観光開発の取り組み支援を行った。

### ① 公式 Web サイトの作成および運営

各地実施プロジェクトのプロモーション支援、本事業の認知度向上を目的に、Web サイトを活用した広報事業を実施した。平成 24 年度採択プロジェクトの事業成果と合わせて、共同展示商談会等のイベント情報や開催報告を掲載することで、商工会議所や事業者のモチベーションを高めるとともに、商談機会の創出を図った。また、バイヤー向けの専用ページを設け、開発商品の詳細情報や動画を盛り込むことで、バイヤーが必要とする情報を提供し、事業化・商品化の一助とした。

### ② 雑誌掲載

流通・小売業界、旅行業界向け雑誌に本事業の取り組みを掲載し、本事業の認知度の向上とホームページへの誘導を図った。

#### 【掲載誌】

- ・週刊トラベルジャーナル
- ・商業界
- ・月刊食品商業
- ・チェーンストアエイジ
- ・Fuji Airways Guide

### ③ バナー（impact）の配信

流通・小売業・商社等の業態を中心に 4 回にわたり本事業の取り組みに関する周知のためのバナーの作成・配信を行い、共同展示商談会等の事前周知と、本事業の PR、さらにはホームページへの誘導

を図った。

#### ④ パネル展示

商工会議所福利研修センター（静岡県浜松市）において、平成 23 年度の各地プロジェクトを紹介するパネルを 8 月から 12 月まで展示した。企業の社員や学生をはじめ、研修などでの本施設を利用する者（8～12 月：約 3000 人）に対し、本事業で開発した各地の観光商品・特産品を PR した。

#### ⑤ 平成 24 年度プロジェクト成果報告書の作成

平成 24 年度に本事業で取り組まれた各地プロジェクトの事業概要、成果、今後の方向性、課題などをとりまとめた成果報告書を作成し、本事業の認知度向上、各地実施プロジェクトのプロモーション支援、未実施商工会議所への周知を行った。

#### ○事業基盤強化・専門家派遣事業の実施

条件付きで採択されたプロジェクト 18 件に対して、専門家等を派遣し、事業の円滑な推進を支援したほか、全採択プロジェクトに関して業務遂行上の課題について電話やメール等でアドバイスした。また、専門家派遣等で課題解決を図りたいプロジェクトに対して、ニーズ調査を実施した。今後、調査結果に基づき、コンサルタントや専門家を派遣し実践的な支援を行う。

#### ○feel NIPPON 旅フェア日本 2012 の開催

観光関係者および、一般来場者への PR と商談機会の創出を目的に、本事業で開発された特に観光商品を中心とする共同展示商談会「feel NIPPON」を池袋サンシャインシティにて開催した。21 商工会議所が出展し、ステージ演出等も活用しながら、地域の魅力を発信した。観光商品の造成段階からバイヤーが求める情報を盛り込むように見直したうえで、展示会にあわせて商談を実施し、事業化や商品化に結びつけられるよう努めた。

- ・日 程：平成 24 年 11 月 9 日（金）～11 日（日）
- ・出 展 数：21 商工会議所
- ・来場者数：約 9 万 3000 人（同時開催のイベント来場者含む）

#### ○テストマーケティングの実施

平成 18～24 年度に本事業を通じて開発された食料品や工芸品などについて、販路開拓と PR を目的とするテストマーケティング事業「feel NIPPON 新しい『食』と『技』」を東京・丸ビルにて開催した。18 商工会議所から 74 アイテムが出品され、消費者の生の声を収集するとともに、販売会に先立ち実施した商品評価会で抽出した各商品の特徴やポイントを POP の形で表示。販売促進効果の検証結果を、今後の商品改良や適切な販路開拓につなげるヒントのアドバイスなどが行われた。

- ・日 程：平成 25 年 1 月 19 日（土）～24 日（木）
- ・出品内容：18 商工会議所 74 アイテム
- ・場 所：東京・丸ビル（1F イベントスペース：マルキューブ）

#### ○feel NIPPON 春 2013 の開催

本事業で開発された商品などの PR と販路拡大を目的に、2 月 6～8 日の三日間、共同展示商談会「feel NIPPON」を開催した。東京・有明の東京ビッグサイトで行われた国内最大級の見本市「東京インターナ

ショナル・ギフト・ショー」および食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」との同時開催により、多様な業種のバイヤーや多くの来場者を集め、開発商品等をPRし、販路開拓に取り組んだ。また、開発食材を使ったヘルシーレシピの作成や開発商品を組み合わせてfeel NIPPONのある暮らしを提案するインテリアブース等のスペシャルアトラクションを実施し、開発商品の新たな魅力を引き出し、販路開拓の一助とした。

- ・日 程：平成25年2月6日（水）～8日（金）
- ・出 展 数：39 商工会議所
- ・来場者数：約19万6000人（同時開催のイベント来場者含む）

#### ○モニターツアー事業の実施

本事業を通して、これまでに開発した旅行商品のモニターツアーを実施した。観光の専門家による、商品化にあたっての問題点の明確化と商品の改良を行うとともに、観光業関係者や消費者等の声を集めることで、商品化につなげることを目指した。

実施商工会議所：上越・新井・深谷・宮津・津久見・延岡

#### ○商談シート製作およびバイヤーへの広報によるマッチング促進事業の実施

過年度（平成18～23年度）に本事業で開発された全商品（食・工芸品・観光商品等）について、マッチングの促進を図るため、バイヤー（約1,650社）に商品データを提供した。このため、取引に必要な商品データを盛り込んだバイヤー向け商談シートを作成したほか、事業化に成功している事例の共有や、販路開拓が進んでいない商品の問題点を明確にした。

#### ○専門家による商品改良から販路開拓一貫支援事業の実施

本プロジェクトにおいて開発された商品の改良・販売戦略の立案・販路開拓など事業化までの一貫した支援を目的とし、本事業で開発された商品（主に特産品）について、専門家が事業化の可能性の高い商品を洗い出し、商品の改良や宣材の見直しなど販売戦略の立案・アドバイスをを行った。あわせて、ECサイト等でのテストマーケティングを実施し、販路拡大を支援した。

- ・期 日：平成25年3月6日（水）～19日（火）
- ・掲載サイト：虎ノ門市場

#### ○事業評価事業の実施

平成18～24年度実施プロジェクトの取り組みについて調査・分析等を実施し、成功要因や課題等の抽出、側面支援事業も含めた効果的な展開方法と、流通にのせるための販路開拓の方策等を示した。

### 3. JAPAN ブランド戦略展開事業

平成16年度より実施されている「JAPAN ブランド育成支援事業（中小企業庁補助事業）」に取り組む各プロジェクトへの側面支援を行った。具体的には、各プロジェクトが事業を効果的かつ円滑に遂行することを目的に、各プロジェクトのニーズに応じた情報提供等を行った。

なお、平成24年度のJAPANブランド育成支援事業8件（商工会議所が実施主体のもの）は以下のとおり。

(順不同)

- ブランド確立支援事業 1年目 (3件) : 旭川、ひたちなか、福山  
ブランド確立支援事業 2年目 (2件) : 京都 (ファッション京都推進協議会)、有田  
ブランド確立支援事業 3年目 (3件) : 弘前、常陽、北九州

## 【エネルギー問題・地球環境への対応】

### 1. 国内排出量削減量認証制度基盤整備事業 (国内クレジット制度の利用促進のための中小企業等に対するソフト支援事業)

中小企業等が大企業等と連携して二酸化炭素の排出削減を行う「国内クレジット制度」の利用促進を図るため、経済産業省が23年度に続いて実施する「国内排出量削減量認証制度基盤整備事業 (国内クレジット制度の利用促進のための中小企業等に対するソフト支援事業)」を受託し、制度の対象となる中小企業に対して、排出削減事業計画書の作成等をサポートし、制度への参加を促した。国内クレジット制度を活用する際に必要となる排出削減事業計画について、46件の取り組みを支援した。

### 2. 公害健康被害補償業務の徴収業務に関する委託業務

平成20年度まで各地商工会議所 (平成21年度は157商工会議所) が独立行政法人環境再生保全機構から受託していた、汚染負荷量賦課金の徴収業務に関する業務について、平成21年度業務からは民間競争入札により実施団体が決定されることとなったため、当所で入札に参加し、落札した (平成21年3月1日から5年契約)。

平成24年度の対象事業所件数8,336件のうち、申告書提出数は8,207件となっており、申告書提出率は目標値の96%を上回る98.45%に達している。また、連絡がつかない未申告事業所に対する情報収集 (謄本等の取得や現地の写真撮影など) については、2件あった。

## 【「商工会議所イノベーション」による組織・財政・運営基盤の強化】

### 1. 保険事業

前年度に引き続き、下記保険制度について、全国紙への広告掲載や「会議所ニュース」「石垣」での特集記事の掲載などのPRを積極的に行った。

各地商工会議所には、各地会報掲載用の広告データおよびセミナーで配布するチラシ等に活用できるPR用データの提供を行ったほか、CCIスクエアや「日商保険情報メール」を活用して随時情報提供を実施し、各保険制度の普及に必要な情報の適時適切な提供に努めた。

その結果、各地商工会議所の協力もあり、減少傾向が続いていたPL保険制度および休業補償プランで下げ止まりの兆しがみられた。

### <各地商工会議所会員向け保険制度>

#### (1) 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度

平成23年11月1日から募集を開始した (保険始期は24年3月1日) 本保険制度は、商工会議所の会員事業者を対象にしたもので、個人情報の管理または管理の委託に伴って発生した個人情報漏えいによ



り、会員事業者が損害賠償請求され法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金が支払われる。

また、お詫び状作成費用、広告宣伝活動費用、コンサルティング費用、法律相談費用、見舞金・見舞品費用等の個人情報漏えい事故対応のために要した費用に対しても保険金が支払われる。

なお、本年度募集分から法人情報の漏えいにより、損害賠償が生じた際に保険金が支払われる「法人情報拡張補償特約」を付帯した。

23年度および24年度の本保険制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
日本商工会議所 個人情報漏えい賠償責任保険制度	1,829件	1,718件	273,113,330円	268,172,860円

## (2) PL 保険制度

「中小企業 PL 保険制度」「全国商工会議所 PL 団体保険制度」「中小企業海外 PL 保険制度」の3制度の一層の加入・普及の促進を図るため、ホームページや「会議所ニュース」「石垣」等への広告および記事掲載を通じて情報提供を行った。

24年度（24年7月～25年3月）の加入状況を見ると「中小企業 PL 保険制度」は、加入件数は前年度を下回ったものの、保険料は前年度を上回るなど下げ止まりの兆しがみられる。「全国商工会議所 PL 団体保険制度」は、加入件数・保険料ともに前年度を下回り、依然減少傾向が続いている。海外での PL 事故をカバーする「全国商工会議所中小企業海外 PL 保険制度」（24年8月～25年3月）は、企業の海外進出等の進展を背景に、保険料・加入件数とも前年度を大きく上回った。

このうち「中小企業 PL 保険制度」は、現行のリコール特約の充実を図るため、リコールの恐れがある場合にも保険金の支払いができる「充実補償リコール特約」を開発し、25年度（25年7月）加入始期分から付帯することになった。

また「中小企業海外 PL 保険制度」は、10年度の制度創設以来、初めて制度内容の見直し（①加入始期の変更（8月⇒7月）、②加入取扱い業種の拡大、③最低保険料の引き下げ、④取扱い損保会社の拡大（損保ジャパン（幹事）と三井住友海上に日本興亜損保、エース損害を加えた4社体制にした）など）を行い、25年度（25年7月）加入始期分から適用することになった。

23年度および24年度の本保険制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
中小企業 PL 保険制度	35,342件	35,075件	2,303,142,442円	2,328,596,137円
全国商工会議所 PL 団体保険制度（中堅・大企業向）	73件	66件	36,761,540円	35,086,220円

全国商工会議所 中小企業海外PL保険制度	102件	124件	38,402,520円	54,822,160円
-------------------------	------	------	-------------	-------------

### (3) 業務災害補償プラン

22年10月の制度創設から3年目となった本プランは、就業中（通勤途上含む）に「ケガ」をした場合に必要となる費用（死亡・後遺障害、入通院、遺族への補償、葬祭費用等）や「ケガ」「過労自殺・過労死」が原因で労災認定され、企業等が法律上の賠償責任を負う場合に発生する賠償金（慰謝料等）や争訟費用（弁護士費用等）も保険金も対象となることから、従業員の福利厚生の実充および企業経営の安定等に役立つ制度として浸透しつつある。また、商工会議所ならではのスケールメリットを活かして低廉な保険料で加入できることから、各地商工会議所における新規会員獲得のツールの一つとして、会員増加に貢献している。

本プランの取扱損保会社数は、23年度まで5社（東京海上日動、損保ジャパン、日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ同和）であったが、24年4月から富士火災が加わり6社体制となった。

23年度および24年度の本保険制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
19,619件	30,670件	2,988,923,113円	5,765,152,093円

### (4) 休業補償プラン

9年12月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の一つとして創設した「全国商工会議所の休業補償プラン」は、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特長を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着している。

加入件数・保険料は、長らく減少傾向が続いていたが、①富士火災の23年度から制度参入、②業務災害補償プランと合わせての紹介等により、ともに下げ止まりの兆しがみられる。

本プランの取扱損保会社数は、6社（東京海上日動、損保ジャパン、日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、富士火災）体制である。

23年度および24年度の本保険制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数（人）		保険料	
平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
17,807名	20,441名	673,158,619円	701,040,405円

### (5) 各地商工会議所への制度普及費について

上記(1)～(4)の各制度は「団体保険」であり、その保険料の集金事務を保険会社に代わって（代行して）当所が実施していることから、取扱保険会社との契約により保険料の5%（休業補償プランのみ3%）を「集金事務費」収入としている。

当所では、この「集金事務費」の一定割合を各地商工会議所における制度普及（PR等）に活用いただ

くため「制度普及費」として、毎年度加入実績のあった商工会議所に支払っている。

23年度と24年度の支払会議所数と支払額（総額）は、次のとおり。

年度 制度名等	支払会議所数		支払額（円）	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
個人情報漏えい賠償責任保険制度	318	318	11,407,599円	11,581,408円
PL保険制度 （中小PL、中堅・大PL、 海外PLの3制度合計）	514	514	99,802,668円	101,681,331円
業務災害補償プラン	385	424	102,664,013円	211,580,153円
休業補償プラン	410	418	24,459,401円	24,598,738円

### <各地商工会議所向け保険制度>

#### (1) 商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度

平成23年12月21日から募集を開始した（保険始期は24年3月31日）本共済制度は、商工会議所等を加入対象にしたもので、各地商工会議所において、万一、個人情報漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金・訴訟費用・弁護士への着手金・成功報酬、事故解決のため要した費用などについて保険金が支払われる。

23年度および24年度の本共済制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

制度名	加入件数		保険料	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
商工会議所向け 個人情報漏えい賠償共済制度	330件	332件	17,372,620円	17,742,740円

#### (2) 商工会議所向け業務災害補償プラン制度

「会員事業者へのサービスの充実」を目的として、22年度に「商工会議所会員向け業務災害補償プラン」を創設し、これまでに400を超える商工会議所に導入いただき、その加入件数は、制度創設から1年半余で2万件を超えるなど、導入商工会議所のご協力のもと順調に推移してきた。こうした状況もあり、複数の商工会議所から“商工会議所”向けの「業務災害補償プラン」の創設を求める声が寄せられたことから、「商工会議所会員向け業務災害補償プラン」の提案会社である東京海上日動火災保険(株)と協議のうえ、同社を引き受け保険会社とする「商工会議所向け業務災害補償プラン」を、24年10月1日を制度開始日として創設した。

24年度の本共済制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

制度名	加入件数	保険料
商工会議所向け 業務災害補償プラン	9件	1,932,760円

## 2. 広報事業

### (1) 広報紙（誌）等

#### ① 「会議所ニュース」（新聞型）

創 刊 昭和 28 年 4 月（平成 24 年 3 月現在通算 2407 号）

サ イ ズ ブランケット判（一般紙と同じ）

ペ ー ジ 平均 6 ページ

発行頻度 旬刊（1・11・21 日発行）、平成 24 年度発行回数 31 回（うちカラー版 30 回）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、関係団体、中央官庁、地方自治体など

#### ② 「石垣」（雑誌型）

創 刊 昭和 55 年 6 月（平成 25 年 3 月通算 394 号）

サ イ ズ 変型 A 4 判

ペ ー ジ 平均 64 ページ

発行頻度 月刊（毎月 10 日発行）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、中央官庁など

#### ③ 「所報サービス」（各地商工会議所が発行する会報の紙（誌）面づくりに協力するため、記事情報を提供）

提供記事本数：毎月 8 本（うち 1 本は隔月）

利用商工会議所数：367 商工会議所（平成 25 年 3 月現在）

#### ④ 「日商ニュース・ファイル」（日商の最近の動きを、希望する各地商工会議所正副会頭・常議員・監事へメールで紹介）

送信回数：71 回 利用人数：1085 人（平成 25 年 3 月現在）

#### ⑤ 「商工会議所 CM」（商工会議所の認知度を高めるため、日商が作成した全国共通で利用できる CM コンテンツをリニューアルし、各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会あてに提供した）

利用商工会議所数：41 商工会議所（TVCM の他、各種電子媒体で活用）

### (2) 記者会見

#### ① 定例会頭記者会見

開催日	内 容	出席者数
4/5	原子力発電所の再稼働・電力需給問題／電力料金値上げ／社会保障・税一体改革関連法案 ／株価・景気見通し	19 名
4/19	原子力損害賠償支援機構人事／エネルギー・原子力政策に関する意見書について／原子力 発電所の再稼働／貿易収支／石原都知事の尖閣諸島購入発言	19 名
5/10	野田総理との懇談概要／株・為替、景気動向／東京電力の経営問題／電力不足問題／為替 相場／2011 年度国際収支速報	14 名
6/7	為替相場／社会保障・税の一体改革／大飯原発再稼働／TPP 交渉参加／新経済連盟の設立	17 名
6/21	※日商移動常議員会（熊本）後の記者会見 九州ブロック商工会議所と日商との懇談会について／社会保障・税の一体改革／原子力発 電所の再稼働／TPP 交渉参加	11 名

7/18	※日商夏季政策懇談会後の記者会見 日商夏季政策懇談会／「エネルギー・環境に関する選択肢」に対する日商意見書について／政府のエネルギー・環境政策に関する意見聴取会／会社法改正要綱案	17名
9/4	エネルギー・環境政策／政治情勢／TPP 交渉参加／領土問題／2020年オリンピック・パラリンピック東京招致	18名
9/19	訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション／日銀による金融緩和の強化／景気認識／エネルギー・環境戦略／原子力規制委員会発足／日中関係／日本航空の再上場	16名
10/10	訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション結果概要／IMF・世銀東京総会開催／政治情勢／TPP 交渉参加／政党との政策対話／日中関係／ミャンマーへの期待／日本企業の海外進出における課題／スポーツと地域振興	17名
10/18	緊急経済対策／中国経済／欧州経済／復興予算／ソフトバンクの米スプリント・ネクステル買収／ルネサスエレクトロニクスの救済／TPP 交渉参加／一票の格差是正／安倍総裁の靖国参拝／原発輸出／日本維新の会の支持率急落	16名
11/1	景気認識／政治情勢／電力問題／中小企業金融／石原都知事の辞任	16名
11/15	衆院選／中国の新体制／日中韓 FTA 交渉／都知事選／議員定数是正／東京商工会議所ビル建替え着手決定	17名
12/27	第二次安倍内閣発足／原子力発電所の再稼働などエネルギー問題／為替水準／TPP 交渉参加／民主党の再建／政治体制のあり方／選挙制度／1年間を振り返って	17名
1/10	緊急経済対策／経済財政諮問会議等／新政権の対外政策／2020年オリンピック・パラリンピック東京招致	17名
1/17	海外展開におけるリスク／税制関連／中小企業金融円滑化法の終了／春季労使交渉／為替・株価 ※「新たな中小企業政策の基本的方向について」ブリーフィング	15名
2/14	景気認識／安倍総理による報酬引き上げ要請／65歳雇用延長／2020年オリンピック中核競技からのレスリング除外	13名
2/21	日米首脳会談／日銀総裁人事／ガソリン価格の高騰／電力料金値上げ／原発再稼働／65歳雇用延長／震災復興	15名
3/1	景気動向／日銀総裁人事／春闘／マイナンバー法案の閣議決定／韓国の日本製品不買運動／東日本大震災／2020年オリンピック・パラリンピック東京招致／TPP 交渉参加／65歳雇用延長	17名
3/21	根本復興大臣との懇談／日銀総裁人事／解雇規制／電力システム改革／春季労使交渉／公示地価の発表／対中関係（訪中ミッション派遣）／東京商工会議所次期会頭への期待	16名

② その他記者会見

開催日	内 容	出席者数
9/18	経済三団体共同緊急記者会見 政府のエネルギー政策について	

9/25	「訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション」記者会見（於：ホテル・ニッコー・ハノイ）	14名
9/28	「訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション」記者会見（於：セドナ・ホテル・ヤンゴン）	20名
1/7	経済三団体長記者会見（於：ホテルニューオータニ） 政府に最優先で望む政策・民間企業が取り組むべきこと／今年度の日本経済の見通しと株価・為替水準／TPP交渉参加／経済再生に向けた課題／エネルギー政策／政権への評価／財政再建	
3/14	岡村会頭臨時記者会見 次期会頭の内定について	20名

### (3) 会頭コメントの発表

開催日	内 容
5/18	政府による今夏の電力需給対策について
5/24	2020年オリンピック・パラリンピック競技大会立候補都市発表について
6/4	野田第2次改造内閣の発足について
6/15	社会保障と税の一体改革関連法案の修正協議合意について
6/16	大飯原子力発電所再稼働決定について
6/26	社会保障・税一体改革関連法案の衆議院可決について
7/30	日本再生戦略決定について
8/10	社会保障・税一体改革関連法の成立について
9/14	「革新的エネルギー・環境戦略」について
9/21	民主党代表選挙結果について
9/26	自民党総裁選挙結果について
10/1	野田第3次改造内閣の発足について
10/25	石原東京都知事による新党結成および辞意表明について
10/26	緊急経済対策の閣議決定について
10/30	日銀の金融緩和の強化について
11/7	米国大統領選挙結果について
11/14	野田総理の衆院解散の意向表明について
11/16	衆院解散について
12/4	衆議院議員選挙公示について
12/16	第46回衆議院議員選挙の結果について
12/26	第2次安倍内閣の発足について
1/1	平成25年年頭所感
1/11	「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の閣議決定について
1/22	日銀の金融緩和の強化について

1/24	平成 25 年度与党税制改正大綱について
1/29	2013 年度予算案の閣議決定について
2/14	2012 年 10－12 月期 GDP 速報について
2/23	日米首脳会談ならびに TPP 交渉参加について
3/6	国際オリンピック委員会（IOC）支持率調査結果について
3/15	日本銀行総裁・副総裁人事の国会同意について
3/15	TPP 交渉参加表明について
3/22	「転嫁対策法案」の閣議決定について
3/25	日・EU 経済連携（EPA）交渉入りについて

(4) 会頭インタビュー・取材・テレビ出演・講演等

月 日	媒 体 名
4/16	朝日新聞
4/16	日本経済新聞
5/11	日経ビジネス
5/14	雑誌「財界」
5/31	読売新聞
6/7	NHK
6/14	日刊工業新聞
6/18	毎日新聞
6/28	共同通信社
7/5	日本経済新聞
7/9	日本経済新聞
11/7	朝日新聞
11/20	雑誌「財界」
12/26	読売新聞
12/26	フジサンケイビジネスアイ
1/11	日本経済新聞「景気討論会」
1/20	NHK「日曜討論」
1/24	時事通信社
1/24	雑誌「経済界」
1/30	日刊工業新聞
2/22	BS フジ「プライムニュース」
2/25	雑誌「財界」

(5) 会頭共同インタビュー

4/19	連合との懇談会後
4/27	ASEAN 経済大臣歓迎昼食会後

5/18	熱海市内企業視察後
6/16	大飯原子力発電所再稼働決定後
6/26	社会保障・税一体改革関連法案衆議院可決後
9/18	経済三団体共同緊急記者会見後
9/26	自民党総裁選挙後
10/15	自民党役員との懇談後
11/14	野田首相の衆議院解散表明後
11/15	自民党役員との懇談後
12/28	安倍首相訪問後
1/9	麻生財務大臣との懇談後
1/17	茂木経済産業大臣との懇談後
2/12	安倍首相と「デフレ脱却に向けた経済界との意見交換会」後
3/15	TPP 交渉参加表明後
3/21	根本復興大臣との懇談後

(6) 報道機関との懇談

4/16	経済団体記者会加盟社記者と中村専務理事との懇談会	8名
5/22	メディア各社論説委員・編集委員・解説委員と会頭・専務等との意見交換会	19名
7/5	経済団体記者会加盟社記者と会頭・副会頭等との懇談会	24名
12/6	経済団体記者会加盟社記者と副会頭等との懇談会	25名
12/12	経済団体記者会加盟社記者と中村専務理事との懇談会	11名



## (7) 記者発表

発表日	形態	内容区分	内容・標題
4/11	資料配布	事業	第11回『女性起業家大賞』の募集を開始 ～「感動・変革への挑戦」をキーワードに、女性起業家を表彰～
4/13	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所と日本労働組合総連合会との懇談会について（取材のお願い）
4/19	資料配布	提言・要望	TPP 交渉への参加表明についての意見
4/19	資料配布	提言・要望	「エネルギー・原子力政策に関する意見」について
4/19	資料配布	周知／取材依頼	ASEAN ロードショー ASEAN 経済大臣等の中小企業視察について
4/19	資料配布	周知／取材依頼	ASEAN・日本経済協議会日本委員会主催 ASEAN 経済大臣との夕食懇談会の開催について
4/19	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12大都市）－2012年1～3月－
4/27	資料配布	事業	平成24年度「地域力活用新事業」全国展開プロジェクト」96件を採択
4/27	資料配布	提言・要望	ASEAN 経済大臣への要望書について 日本 - ASEAN の連携による東アジアの更なる発展を
4/27	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
4/27	資料配布	その他	平成24年5月の主な行事予定について
5/7	資料配布	周知／取材依頼	「第10回日本ペルー経済協議会」の開催について
5/25	資料配布	周知／取材依頼	平成23年度商工会議所各種検定試験最優秀者表彰式の開催について
5/28	資料配布	周知／取材依頼	クレイグ・エマーソン オーストラリア貿易・競争大臣の講演について（取材のご案内）
5/30	資料配布	周知／取材依頼	東日本大震災 被災中小企業復興支援 再生 PC 寄贈プロジェクト 原町商工会議所・被災会員企業への再生 PC 贈呈について
5/30	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所熊本常議員会等の開催について（お知らせ）
5/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
5/31	資料配布	その他	平成24年6月の主な行事予定について
6/13	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所熊本移動常議員会開催に係る関連（記者公開）事業のお知らせ
6/18	資料配布	周知／取材依頼	インド・セミナー「インド製造業・エンジニアリングおよび関連業界の現状と展望～日印協力の観点より～」の開催について（取材のご案内）

6/20	資料配布	事業	全国の商工会議所でタブレット端末の導入により中小企業の IT 導入・利活用を支援
6/25	記者レク	提言・要望	日本の再生に向けての提言－中小企業と地域の成長を日本再生のエンジンに－
6/27	資料配布	周知／取材依頼	平成 24 年度 日本商工会議所夏季政策懇談会の開催について（取材のお願い）
6/28	資料配布	周知／取材依頼	「訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション」派遣について<同行取材のご案内>
6/29	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
6/29	資料配布	その他	平成 24 年 7 月の主な行事予定について
7/17	資料配布	周知／取材依頼	「インド・グジャラート州投資セミナー」の開催について(取材のご案内)
7/17	資料配布	周知／取材依頼	福島県商工会議所連合会「ありがとうキャラバン隊」の当所への来訪について 7/23（取材のご案内）
7/17	資料配布	事業	「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」によるマッチング件数が 1,000 件を突破－被災地の復興および被災事業所の事業再開支援を継続－
7/18	資料配布	提言・要望	「『エネルギー・環境に関する選択肢』に対する意見－東日本大震災・原発事故からの復興と成長のために実現性ある選択を－」について
7/18	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12 大都市商工会議所）－2012 年 4～6 月－
7/19	資料配布	提言・要望	「平成 25 年度中小企業関係施策に関する意見・要望」について
7/19	資料配布	提言・要望	「平成 25 年度税制改正に関する意見」について
7/19	資料配布	周知／取材依頼	トーマス・ドナヒュー米国商工会議所専務理事との懇談について
7/20	資料配布	提言・要望	「『エネルギー・環境に関する選択肢』に対する意見－東日本大震災・原発事故からの復興と成長のために実現性ある選択を－」について
7/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
7/31	資料配布	その他	平成 24 年 8 月の主な行事予定について
8/24	資料配布	周知／取材依頼	台湾經濟部・台日産業合作訪問団との懇談について
8/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
8/31	資料配布	その他	平成 24 年 9 月の主な行事予定について
8/31	記者レク	調査結果	「エネルギー・環境に関する選択肢」に関する緊急調査結果について

9/3	資料配布	事業	第 11 回『女性起業家大賞』受賞者決定について～感動・変革への挑戦～
9/12	資料配布	周知／取材依頼	第 116 回通常会員総会・会員大会、懇親パーティーの開催について（取材のお願い）
9/14	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所と日本貿易振興機構（ジェトロ）との連携強化について＜取材のお願い＞
9/19	資料配布	周知／取材依頼	第 116 回通常会員総会・会員大会について
9/25	資料配布	周知／取材依頼	第 50 回日豪経済合同委員会会議の開催について（取材のご案内）
9/25	資料配布	事業	日豪経済委員会 50 周年記念懸賞論文の審査結果について
9/25	資料配布	その他	ベトナム計画投資省と日本商工会議所との覚書の調印について
9/28	資料配布	調査結果	商工会議所 LOB0（早期景気観測）調査結果
9/28	資料配布	その他	平成 24 年 10 月の主な行事予定について
10/1	資料配布	周知／取材依頼	アブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー第 1 4 代マレーシア国王陛下 歓迎昼食会 取材のご依頼
10/2	資料配布	事業	平成 24 年度「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」について～大賞に鹿児島商工会議所を決定～
10/2	資料配布	周知／取材依頼	「全国商工会議所観光振興大会 2012in 高知」の開催について（周知ならびに取材のお願い）
10/10	資料配布	その他	訪ミャンマー・ベトナム経済ミッション結果概要
10/18	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12 大都市商工会議所）2012 年 7～9 月
10/31	資料配布	周知／取材依頼	第 39 回日本ニュージーランド経済人会議の開催について（取材のご案内）
10/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOB0（早期景気観測）調査結果
10/31	資料配布	その他	平成 24 年 11 月の主な行事予定について
11/5	資料配布	事業	平成 24 年度地域力活用新事業∞全国プロジェクト共同展示商談会「feel NIPPON 旅フェア日本 2012」の開催について（周知ならびに取材のお願い）
11/7	資料配布	その他	「YEG の日」制定について
11/9	資料配布	周知／取材依頼	自由民主党役員と日本商工会議所幹部との懇談会について
11/28	資料配布	周知／取材依頼	第 17 回日本・スリランカ経済合同委員会会議の開催について（取材および共同記者会見のご案内）
11/30	資料配布	調査結果	商工会議所 LOB0（早期景気観測）調査結果
11/30	資料配布	その他	平成 24 年 12 月の主な行事予定について

12/5	記者レク	周知／取材依頼	インターネットショッピングモール「YEG モール」が本格オープン記者発表会のご案内
12/12	資料配布	事業	平成24年度(第53回)全国推奨観光土産品審査会入賞品の決定について
12/21	資料配布	その他	平成25年「岡村会頭年頭所感」について
12/28	記者レク	提言・要望	「安倍内閣に望む」について
12/28	資料配布	調査結果	商工会議所 LOB0 (早期景気観測) 調査結果
12/28	資料配布	その他	平成25年1月の主な行事予定について
1/15	資料配布	周知／取材依頼	地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト・テストマーケティング事業「feel NIPPON 新しい『食』と『技』」in 丸ビルの開催について(周知ならびに取材のお願い)
1/16	資料配布	周知／取材依頼	茂木経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について(取材のお願い)
1/17	資料配布	提言・要望	新たな中小企業政策の基本的方向について ～中小企業の定義問題を含めて～
1/17	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向(12大都市商工会議所)2012年10～12月
1/17	資料配布	周知／取材依頼	茂木経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会の開催について(取材のご案内)
1/30	資料配布	周知／取材依頼	全国から39商工会議所が出展 共同展示商談会「feel NIPPON 春2013」の開催について (周知ならびに取材のお願い)
1/31	資料配布	調査結果	商工会議所 LOB0 (早期景気観測) 調査結果
1/31	資料配布	その他	平成25年2月の主な行事予定について
2/8	資料配布	周知／取材依頼	公開シンポジウム「産学官連携によるグローバル人材育成」開催のこと
2/13	資料配布	周知／取材依頼	ガルシア・マルゲージョ スペイン外務・協力大臣との朝食懇談会の開催について(取材のご案内)
2/14	資料配布	調査結果	「商工会議所婚活事業(出会いの場提供事業、独身者交流会、街コン等)実施状況調査」集計結果
2/18	資料配布	周知／取材依頼	「ミャンマー外国投資法」説明会の開催について (取材のご案内)
2/28	資料配布	調査結果	商工会議所 LOB0 (早期景気観測) 調査結果
2/28	資料配布	その他	平成25年3月の主な行事予定について
3/1	資料配布	周知／取材依頼	公開シンポジウム「産学官連携によるグローバル人材育成」取材の申し込みについて

3/6	資料配布	周知／取材依頼	第12回『女性起業家大賞』の募集を開始 ～「感動・変革への挑戦」をキーワードに、女性起業家を表彰～
3/13	資料配布	周知／取材依頼	第117回通常会員総会の開催について (取材のお願い)
3/21	資料配布	提言・要望	第117回通常会員総会について(会頭挨拶等) ※しぼりつき
3/22	資料配布	その他	役員人事について(小林恒行理事、荒井恒一理事)
3/29	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について(4月1日付)
3/29	資料配布	調査結果	商工会議所 LOBO(早期景気観測) 調査結果
3/29	資料配布	その他	平成25年4月の主な行事予定について

### 3. 青年部関係事業

<日本商工会議所青年部の組織>

会 長 尾山 謙二郎(富山商工会議所青年部)

会 員 数 403 青年部(平成25年3月31日現在)

特別会員数 54 連合会 ※ブロック連合会 9 道府県連合会 45(同上)

#### (1) 会員総会

##### ① 第64回会員総会(WEB)

期 日 平成24年8月3日～9日

場 所 日本商工会議所青年部が使用しているIT絡ツール「エンジェルタッチ」を使用し  
WEB上で開催

出席者 313 青年部

議 事

審議事項

- (1) 平成23年度事業報告(案)について(議案第1号)
- (2) 平成23年度収支決算(案)について(議案第2号)
- (3) 平成24年度補正予算(案)について(議案第3号)
- (4) その他

報告事項

- (1) 第33回(平成25年度)全国大会の開催期日について
- (2) 第31回(平成25年度)全国会長研修会の開催期日について
- (3) 役員変更について
- (4) その他

② 第 65 回会員総会

期 日 平成 24 年 11 月 16 日  
場 所 三重県総合文化センター（三重県津市）  
出席者 343 青年部（うち委任状出席 108 青年部）  
議 事

審議事項

- (1) 平成 25 年度役員の選任（案）について
- (2) その他

報告事項

- (1) 第 31 回（平成 25 年度）全国会長研修会開催地・開催日について
- (2) 第 33 回（平成 25 年度）全国大会開催地・開催日について
- (3) 平成 25 年度ブロック大会開催地・開催日について
- (4) 第 32 回（平成 26 年度）全国会長研修会開催地について
- (5) 第 34 回（平成 26 年度）全国大会開催地について
- (6) 平成 23 年度事業報告・決算の日商会員総会承認について
- (7) 平成 24 年度ブロック代表理事会議報告
- (8) 平成 24 年度各委員会活動報告
- (9) その他

③ 第 66 回会員総会

期 日 平成 25 年 3 月 9 日  
場 所 沖縄県立武道館（沖縄県那覇市）  
出席者 355 青年部（うち委任状出席 123 青年部）  
議 事

審議事項

- (1) 平成 25 年度事業計画（案）に関する件について
- (2) 平成 25 年度収支予算（案）に関する件について
- (3) 全国商工会議所青年部連合会 役員候補者選出規程第 2 項・第 9 項改正（案）に関する件について
- (4) その他

報告事項

- (1) 全国商工会議所青年部連合会 役員候補者選出規程第 6 項改正について
- (2) 全国商工会議所青年部連合会 委員会規程改正について
- (3) YEG 宣言改正について
- (4) 平成 24 年度ブロック活動報告
- (5) 平成 24 年度委員会活動報告
- (6) 全国友好青年団体活動報告
- (7) 第 67 回臨時会員総会について
- (8) 商工会議所青年部の歌 伸びゆく大地伴奏変更について

(9) その他

④ 第67回会員総会 (WEB)

期 日 平成25年3月27日～28日

場 所 日本商工会議所青年部が使用しているIT連絡ツール「エンジェルタッチ」を使用し  
WEB上で開催

出席者 394 青年部

議 事

審議事項

(1) 平成25年度理事予定者の変更(案)、平成25年度副会長予定者の変更(案)  
および平成26年度会長候補者の選出(案)について

(2) その他

(2) 第32回全国大会

期 日 平成25年3月7日～10日

場 所 沖縄セルラースタジアム(沖縄県那覇市) 他

参加者 5,029名

主なプログラム 記念講演 (講師 吉本興業株式会社 代表取締役 大崎洋氏)  
分科会・物産展・業種別交流会 他

(3) ブロック大会

① 第25回北海道ブロック大会(北海道帯広市)

期 日 平成24年8月31日～9月2日

場 所 帯広市民文化ホール 他

参加者 722名

主なプログラム 記念講演(講師 経済ジャーナリスト 須田慎一郎氏)  
式典、分科会、物産展

② 第32回北陸信越ブロック大会(長野県茅野市)

期 日 平成24年9月7日～8日

場 所 茅野市民館マルチホール 他

参加者 762名

主なプログラム 記念講演(講師 全日本プロレス取締役会長 武藤敬司氏)  
式典、分科会、物産展

③ 第31回東北ブロック大会(秋田県横手市)

期 日 平成24年9月14日～16日

場 所 秋田ふるさと村 ドーム劇場 他

参加者 1,001名

主なプログラム 記念講演(講師 法政大学教授 坂本光司氏)  
式典、分科会、物産展

④ 第25回東海ブロック大会（愛知県春日井市）

期 日 平成24年9月21日～22日

場 所 春日井市民会館 他

参加者 1,345名

主なプログラム 記念講演（講師 中田英寿氏）  
式典、分科会、物産展

⑤ 第32回九州ブロック大会（長崎県大村市）

期 日 平成24年9月28日～29日

場 所 シーハットおおむらメインアリーナ 他

参加者 1,559名

主なプログラム 記念講演（講師 ハウステンボス株式会社 代表取締役社長 澤田秀雄氏）  
式典、分科会、物産展

⑥ 第29回四国ブロック大会（香川県高松市）

期 日 平成24年10月5日～6日

場 所 サンポートホール高松 他

参加者 583名

主なプログラム 記念講演（講師 有限会社志ネットワーク社 代表 上甲晃氏）  
式典、分科会、物産展

⑦ 第30回近畿ブロック大会（福井県小浜市）

期 日 平成24年10月12日～13日

場 所 小浜市文化会館 他

参加者 1,280名

主なプログラム 記念講演（講師 株式会社時事通信社 解説委員 田崎史郎氏）  
式典、分科会、物産展

⑧ 第30回中国ブロック大会（広島県竹原市）

期 日 平成24年10月19日～20日

場 所 竹原市民館 他

参加者 1,221名

主なプログラム 記念講演（講師 資金繰りコンサルタント 小塚桂悦郎氏）  
式典、分科会、物産展

⑨ 第32回関東ブロック大会（茨城県石岡市）

期 日 平成24年10月26日～27日

場 所 石岡市民会館 他

参加者 1,635名

主なプログラム 記念講演（講師 JAXA 宇宙科学研究所 久保田孝氏）  
式典、分科会、物産展



(4) 第30回全国会長研修会

期 日 平成24年11月15日～17日

場 所 三重県総合文化センター 他（三重県津市）

参加者 1,532名

主なプログラム 全体研修（講師 学校法人 JET 日本語学校理事長 金美齡氏）

対象者別研修会（第一分科会～第四分科会）

式典、物産展

(5) 役員会

回	開催日	場 所	出席者数	回	開催日	場 所	出席者数
216	4/20	富山県民会館 (富山県富山市)	71名	221	11/16	三重県総合文化センター (三重県津市)	73名
217	5/18	三重県総合文化センター (三重県津市)	72名	222	25/2/9	ベリーノホテルー関 (岩手県一関市)	73名
218	7/14	サザンプラザ海邦 (沖縄県那覇市)	71名	223	25/3/8	沖縄県青年会館 (沖縄県那覇市)	73名
219	8/24	石巻グランドホテル (宮城県石巻市)	70名	224	25/3/23	各務原市産業文化センター (岐阜県各務原市)	71名
220	10/25	茨城県産業会館 (茨城県水戸市)	73名				

(6) 平成24年度新規加入・退会青年部

加入会員（2青年部）：日南（平成24年4月20日付で加入）

流山（平成24年7月14日付で加入）

退会会員：なし

(7) 平成24年度ブロック代表理事会議・各委員会の活動状況

① ブロック代表理事会議

1. 第32回全国大会（那覇）、第30回全国会長研修会（津）支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力
3. 単会、県連、ブロックと日本 YEG の現状と今後について
4. 各地ブロック間における情報交換および連携と協力
5. 青年部未設置地域における設置促進、日本 YEG 未加入青年部の加入促進

② 各委員会

ア. 総務委員会

1. 日本 YEG 諸会議の運営
2. 会員拡大（青年部設置・日本 YEG 加入促進）活動
3. 各種対応窓口業務

4. 「災害対策マニュアル」の見直し
5. 「一揆会議 in 那覇」の企画・開催

#### イ. 企画委員会

1. 第32回全国大会（那覇）に関する事業
2. 第30回全国会長研修会（津）に関する事業
3. 第34回全国大会（京都）および第32回全国会長研修会（新発田）開催地決定に関する事業
4. 第33回全国大会（宇都宮）および第31回全国会長研修会（水俣）主管地の準備に関する事業
5. 各地9ブロック大会への協力・共催
6. ブロック大会開催地連絡会議の開催
7. 各大会の資料の検討と整備
8. 平成24年度全国サッカー大会（青森県青森市）の企画・運営補助

#### ウ. 研修委員会

1. 「翔生塾」の企画・運営
2. 全国会長研修会における研修事業に関する企画・運営
3. 「ビジネスプランコンテスト」の企画・運営
4. 「YEG マニュアル」の内容見直し

#### エ. 広報委員会

1. ホームページの管理
2. メールマガジン等の発行・更新
3. 外部へのYEG情報発信・YEGブランドのアピール
4. 「翔生」・「石垣」等を活用しての広報活動
5. 「YEG 一揆大作戦」の企画・運営
6. 「YEG 事業ナビ」の見直し

#### オ. ビジネス推進委員会

1. 各種ビジネス情報の収集と提供
2. 業種別部会の企画・運営
3. 各地開催のビジネス交流会の支援
4. 「YEG モール」の構築および活性化支援

#### カ. 日本未来創造委員会

1. 全国YEG情報の収集、分析
2. 全国YEGの情報に基づく各方面への政策提言、意見具申
3. 「のろし会議」の企画・開催
4. 「JC-AID」の普及促進

#### キ. 交流委員会

1. 日本YEG出向者向け交流事業の企画・運営
2. 「故郷の新しい風会議」の企画・運営補助
3. 「30周年復興チャリティーゴルフ大会 in 千葉」の企画・運営補助
4. 海外研修・視察事業（シンガポール、インドネシア）の企画・運営

- 5. 日本 YEG 表彰制度の企画・運営
- ク. 30 周年特別委員会
  - 1. 「企業データベース」の構築
  - 2. 「YEG の日」(11 月 11 日)の制定
  - 3. 日本 YEG 役員候補者選出規程・委員会規程の改正
  - 4. 30 周年記念誌作成・YEG 記念グッズの製作

#### 4. 女性会関係事業（全国商工会議所女性会連合会）

##### (1) 組織

- 会長 吉川稲（東京商工会議所女性会会長）
- 会員数 410 商工会議所女性会（平成 25 年 3 月末日現在）
- 新入会員 飯能女性会（埼玉県）、厚木女性会・大和女性会（神奈川県）、桑名女性部（三重県）、大牟田女性会（福岡県）

##### (2) 会議

全商女性連のより円滑な運営と会員交流を促進するため、全国大会、役員会などを開催するとともに、各委員会活動の強化を図った。

##### ① 全国大会

第 44 回全国商工会議所女性会連合会北九州全国大会

期 日：平成 24 年 10 月 5 日（金）

場 所：西日本総合展示会（福岡県北九州市）

参加者：約 2,750 名

○主な次第：(1) 第 11 回女性起業家大賞授賞式

(2) 全国商工会議所女性会連合会表彰授与式

(3) 次回開催地（仙台）女性会への全商女性連旗引渡し

○記念講演会 「北九州発！グローバル会社のロボット会長奮闘記」

株式会社 安川電機 代表取締役会長 利島 康司 氏

##### ② 常任理事会（3回）

7 月 2 日（於：キャリアック）、10 月 5 日（於：浜松）、25 年 3 月 4 日（於：福島市）

##### ③ 理事会（3回）

7 月 2 日（於：キャリアック）、10 月 5 日（於：浜松）、25 年 3 月 4 日（於：福島市）

※ 3 月 4 日の理事会は、全国の女性会による東日本大震災からの復興支援の気持ちをより強く打ち出すため、福島商工会議所女性会（和合アヤ子会長）の協力を得て、参加対象を役員および役員が所属する女性会の副会長 1 名（オブザーバー出席）とする「拡大理事会」として開催した。

##### ④ 会長・副会長会議

7 月 2 日（於：キャリアック） 出席者：12 名

##### ⑤ 監事会

7 月 2 日（於：キャリアック） 出席者：5 名

⑥ 委員会

ア. 総務委員会

第1回 7月2日（於：キャリアック） 出席者：25名

第2回 25年3月4日（於：福島市） 出席者：107名

イ. 政策委員会

第1回 7月2日（於：キャリアック） 出席者：20名

第2回 25年3月4日（於：福島市） 出席者：107名

ウ. 広報委員会

第1回 7月2日（於：キャリアック） 出席者：9名

第2回 25年3月4日（於：福島市） 出席者：107名

エ. 企画調査委員会

第1回 7月2日（於：キャリアック） 出席者：14名

第2回 25年3月4日（於：福島市） 出席者：107名

※第2回委員会は、「総務・政策・広報・企画調査合同委員会（被災地商工会議所女性会との懇談会）」として福島市で開催した。「復興の現状と課題」について復興庁の中石斉孝参事官から話を聴いた後、岩手県連の林晶子会長（盛岡）、宮城県連の平賀ノブ会長（仙台）、福島県連の和合アヤ子会長（福島）から、それぞれ発言があった。また、前橋・楯政江会長と大津・遠藤糸子会長から復興支援活動についての事例発表があった。

⑦ その他会議

「第11回女性起業家大賞」本審査会

8月21日（於：日本商工会議所） 出席者：15名

(3) 東日本大震災の復興支援

電力使用抑制に対応するため、より一層の「徹底した節電のご協力」「LED照明など省エネ型製品への買い替え」を、各女性会を通じて呼びかけた。

北九州全国大会において、復興支援として、東北の特産品を販売するブース（「みちのく夢プラザ（北東北三県（青森県・岩手県・秋田県）のアンテナショップ」が出店）を設けた。

また、3月4日に拡大理事会を、福島市で開催した。同日に開催した「被災地商工会議所女性会との懇談会」で岩手県連・林晶子会長（盛岡女性会会長）から「奇跡の一本松保存募金」の説明があったことから、急遽、同募金に対する協力の提案がされ、その後の懇親会において、賛同者から17万7千円の募金を集めた。後日、林会長をはじめとする岩手県連女性会役員4名が陸前高田市役所を訪問し、戸羽太市長に募金額の全額を贈呈した。さらに、吉川会長から、同懇談会の総括として、「東日本大震災の記憶を風化させることのないよう、今後とも被災地の早期復興と福島の再生に向け、商工会議所・青年部や関係団体と連携しながら、多岐にわたる支援を継続することを誓う「福島メッセージ」の採択が提案され、異議なく承認された。

(4) 「個として光る」女性会事業表彰の実施

平成20年度から新たに行動する女性会の積極的な展開を図るため、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰を行っており、24年度の最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）には、観音寺女性会（香川県）の「会員・市民に向けた講座の運営」が輝いた。幅広く教養を身につける機会を設けるため「TOMORROW委員会」を設置し、平成13年から年間4回の講座を10年にわたり継続

し、ヨガやストレッチ、歯科衛生指導などの健康管理から、料理、絵手紙などの趣味、経済・経営学、婚活イベントなど多様な講座を開講、のべ約 1,000 名が受講している。さらに、ワンコイン(500 円)の受講料で、会員に加え市民にも門戸を広げ、女性会の認知度向上や会員増強、市民との交流拡大に寄与していることが高く評価された。

優秀賞(全国商工会議所女性会連合会会長賞)には、君津(千葉県)女性会(グリーン・カーテン・プロジェクト)と高知女性会(四国八十八ヵ所へんろ道案内のための「平成の道しるべ」建立事業)が、会長特別賞には、上野(三重県)女性会(地域資源を活かした地域 PR 事業)が選ばれた。

#### (5) 女性起業家を支援

「第 11 回女性起業家大賞」を実施した。表彰式は、北九州全国大会(10 月 5 日)で行った。

「女性起業家大賞」受賞者(敬称略)

最優秀賞 辻 友美子 (株式会社ユミコーポレーション 代表取締役)

<スタートアップ部門(創業 5 年未満)>

優秀賞 西村 美也子 (株式会社福祉ネットサービス 代表取締役)

奨励賞 岡崎 美紀子 (株式会社カエルカンパニー 代表取締役)

石頭 悦 (株式会社幸呼来 Japan 代表取締役)

特別賞 堀江 由香里 (NPO 法人 ArrowArrow 代表理事)

<グロース部門(創業 5 年以上 10 年未満)>

優秀賞 村田 早耶香 (特定非営利活動法人かものはしプロジェクト 代表理事)

奨励賞 田中 知世子 (ピースクルーズ株式会社 代表取締役社長)

三澤 澄江 (株式会社袖りっ子 代表取締役)

特別賞 松原 律子 (有限会社スマイルサービス 代表取締役)

金森 福子 (金森韓国語・中国語教室 代表 / NPO 日中韓虹のかけはし AKITA 会長)

また、女性の創業・起業の促進、女性起業家支援のため、各地商工会議所女性会や都道府県・ブロック女性会連合会が女性起業家大賞受賞者を講師に招いて講演会等を実施する場合、「女性起業家支援金～女性の輪を広げよう～」から講師謝金(1 回の講演当たり 1 人 5 万円(手取り))に充当しており、平成 24 年度は、6 件の利用があった。

#### (6) 環境保全の推進

「環境・ゴミ問題」をテーマとして各地女性会で実施する小学生作文・絵画コンクールに対し、表彰状を贈呈した。(贈呈女性会数 14 ヵ所)

<作文部門>日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞 1 点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞 4 点

<絵画部門>日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞 12 点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞 30 点

#### (7) 対外広報活動の促進

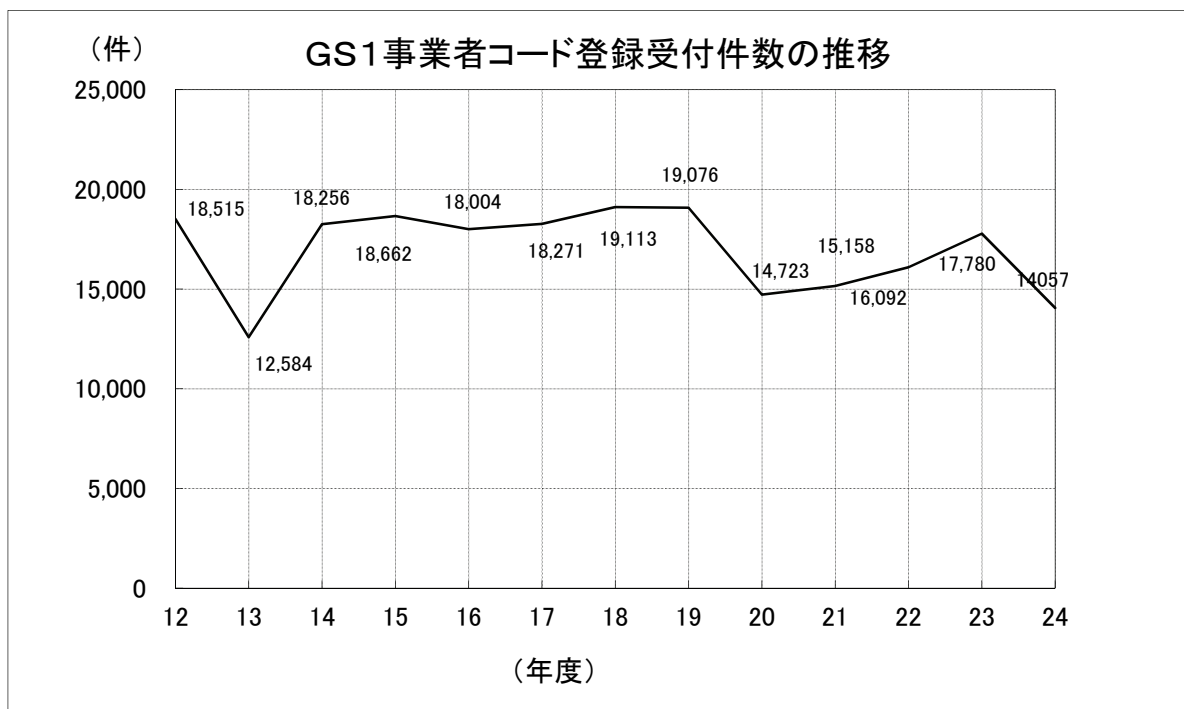
女性会に対する理解の促進、単会の組織強化に寄与するため、「商工会議所女性会パンフレット」を作成して頒布(実績:96 女性会、6,005 冊)するとともに、女性会活動の活性化を図るため、日本商工会議所が発行する「石垣(月刊誌)」「会議所ニュース(旬刊紙)」、全国商工会議所女性会連合会のホームページに活動記事を掲載することで、対外的な広報に取り組んだ。

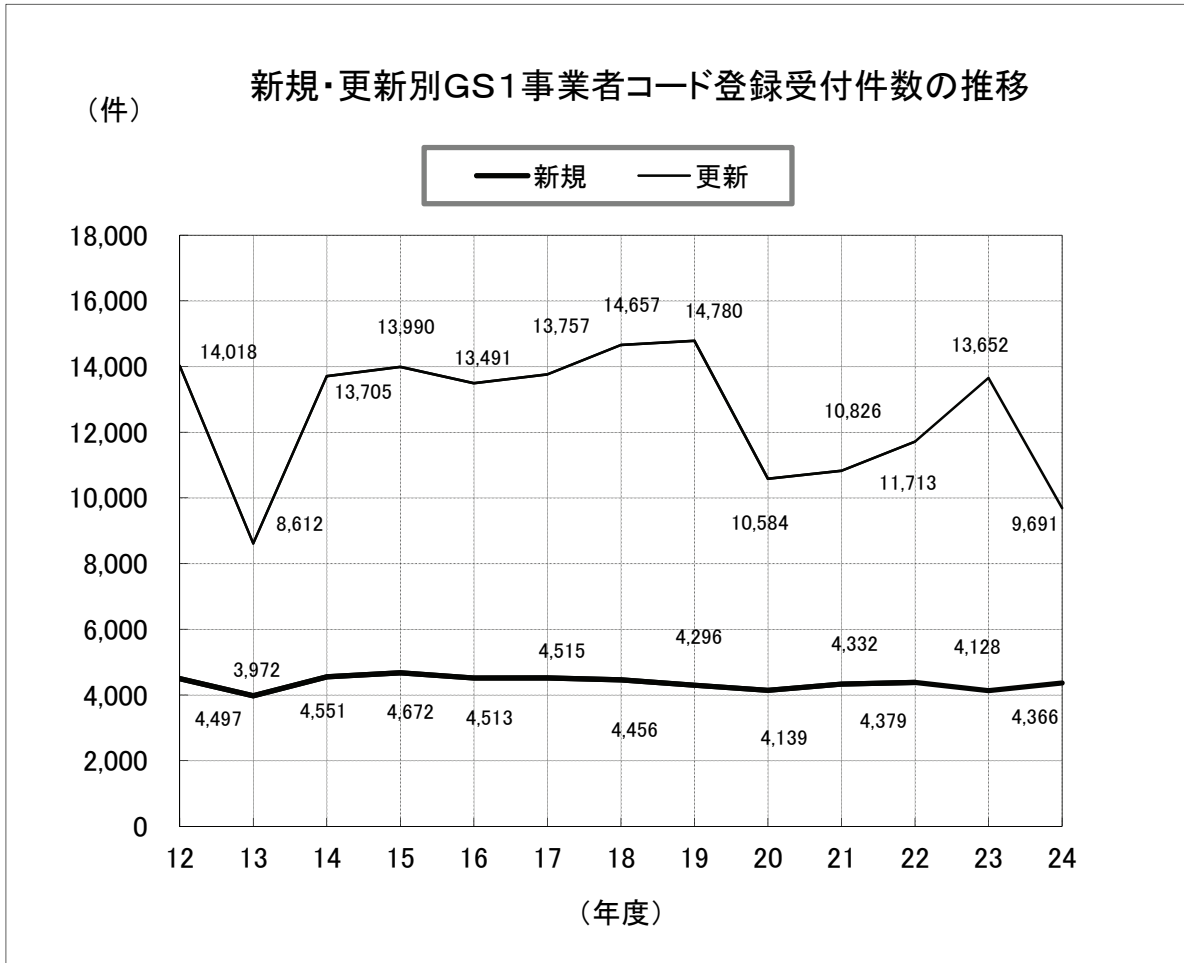
## 5. GS1事業者コード（旧 JAN コード）の登録受付業務

昭和60年8月から（財）流通システム開発センターの委託を受けて開始した JAN 企業コード登録受付業務については、POS（販売時点情報管理）機器を導入する小売店が増加してきたこと、ネット販売等においても JAN コードの利用が進んだことなどに伴い、実施商工会議所は当初の218商工会議所から24年度末にはほとんど全ての商工会議所が受付窓口となっている。各地商工会議所で受け付けた登録申請書は、当所を経由して（財）流通システム開発センターへ送付され、付番・管理される。

本年度の商工会議所の登録受付件数は合計14,057件で、受付開始以来の累計は、437,973件に達している。

新規登録	更新登録	合計
4,366	9,691	14,057





## 6. 消費税転嫁対策窓口相談等事業

二段階にわたる消費税率の引上げに備え、地域の中小・小規模事業者の円滑・適正な価格転嫁を支援することを目的に、中小企業庁からの補助を受け、当所に「消費税転嫁対策窓口相談等事業基金」を設置した。

## (2) 意見活動

- 第 1号 (4月13日) TPP 交渉への参加表明についての意見
- 第 2号 (4月19日) エネルギー・原子力政策に関する意見
- 第 3号 (4月27日) 日本 - ASEAN の連携による東アジアの更なる発展を
- 第 4号 (6月1日) 「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見
- 第 5号 (6月13日) 「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」について
- 第 6号 (6月21日) 日本の再生に向けての提言ー中小企業と地域の成長を日本再生のエンジンにー
- 第 7号 (7月2日) 「福島復興再生基本方針 (案)」に対する意見
- 第 8号 (7月18日) 「エネルギー・環境に関する選択肢」に対する意見  
ー東日本大震災・原発事故からの復興と成長のために実現性ある選択をー
- 第 9号 (7月19日) 平成 25 年度税制改正に関する意見
- 第 10号 (7月19日) 平成 25 年度中小企業関係施策に関する意見・要望  
ー中小企業と地域の成長のために、「いま」取り組むべきことー
- 第 11号 (8月9日) 復興庁のリーダーシップによる一刻も早い被災地の復旧・復興を
- 第 12号 (11月29日) 民法 (債権法) 改正に対する商工会議所の意見
- 第 13号 (12月19日) 新政権に望む
- 第 14号 (12月28日) 安倍内閣に望む
- 第 15号 (1月17日) 新たな中小企業政策の基本的方向について～中小企業の定義問題を含めて～
- 第 16号 (2月12日) 「原子力災害対策指針 (改定原案)」に対する意見
- 第 17号 (2月28日) 「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準 (設計基準、シビアアクcident (SA) 対策、地震・津波) 骨子案」に対する意見
- 第 18号 (3月21日) 「東日本大震災からの本格的な復興、福島の再生に向けて」
- 第 19号 (3月22日) 再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成 25 年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見
- 第 20号 (3月25日) 日本における集団訴訟制度に関する緊急提言



## TPP交渉への参加表明についての意見

平成 24 年 4 月 13 日  
日本商工会議所

TPP交渉への参加について、日本商工会議所は、昨年、交渉参加国の政府および民間の関係者から独自に情報収集を行い、交渉分野毎に、その内容とわが国にとってのメリット・デメリットについて、総合的に検討を行った。その結果、将来の国づくりのためにはTPP交渉への参加が不可欠との結論に達し、「TPP交渉早期参加についての見解」を取りまとめ、政府に対し、TPP交渉への早期参加についての速やかな決断を求めた。

日本商工会議所は、わが国が直面する構造問題を解決し、経済を再び持続的な成長軌道に乗せ、社会全体の活力を取り戻すためには、政府が震災復興と福島再生を最優先に取組みながら、同時並行して成長戦略を強力に推進していくことが必要であると考えている。特に、今後も着実な拡大が見込まれるアジアの需要を国内の成長・雇用につなげる好循環を実現し、日本経済の持続的成長を図る観点から、アジアを包含する包括的経済連携の推進が極めて重要である。

TPPは、アジアを包含する包括的経済連携協定の中で、唯一、具体的な交渉が進んでおり、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏構想）へのステップになり得ると考えている。また、TPPのみならず、日中韓FTA、日EU・EIA、ならびに東アジア包括的経済連携にも同時に取組み、中小企業を含め、企業の海外展開と競争力強化を促進することが重要である。

特に、TPP交渉に参加する場合には、並行して、TPPにより生じる影響を極小化するため、国内対策・地域対策を最大限講じていく必要がある、これが交渉参加の条件である。

わが国の交渉参加に向けた関係国との協議が一巡したことを受け、日本商工会議所は米国ワシントン市を訪問し、日本のTPP交渉参加に関する状況について、政府、議会、および経済界の関係者から、直接、情報収集を行った。その結果、わが国の早期の交渉参加を実現するためには、交渉参加についての正式な意思表示が急務であると判断し、政府に対し、あらためて、以下を要望する。

### 1. TPP交渉への正式な参加表明を

政治の強いリーダーシップで、早急にTPP交渉に参加するという決断を下すこと。

日本商工会議所は、TPP交渉への参加表明に際し、「包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）」で示された「センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」ことを改めて確認することにより、包括的で高い水準の貿易

自由化に対応する用意があることを現交渉参加9カ国に示すことが緊要であると考ええる。

米国の政府および議会は、わが国のTPP交渉参加について判断するためには、まず、わが国の正式な参加表明が必要であり、その上で、TPPの高い自由化水準に対応する用意ができているかどうかを評価し判断したい、としている。

現交渉参加9カ国は、昨年11月のハワイでの首脳の合意に基づき、2012年内の実質合意を目指し交渉を加速している。わが国の交渉への早期参加はアジア太平洋地域における21世紀型の貿易・投資ルール作りに主導的に参加する上で必要不可欠である。日本商工会議所は、参加が遅れることで9カ国が合意した内容をそのまま受け入れる状況を避けるべきであると考ええる。

## **2. 国内対策・地域対策の具体化・実行を**

TPP交渉への参加表明と同時に、地域経済や農林水産業への影響を克服するための対策を早期に具体化し実行すること。

TPPへの参加により、地域経済が大きな影響を受けることを懸念する声がある。このため、政府は、影響を極小化するとともに、地域社会・経済への影響を克服するための地域対策を前広にしっかり講じる必要があると考える。また、高いレベルの経済連携と両立し得る持続可能な農林漁業の実現をはじめとして、地域振興を含む具体的施策を早期に実行することが必要である。

また、国内対策・地域対策については、農林漁業関係者はもとより、地域経済を支える中小企業経営者の意見を十分に聞いたうえで、立案するべきと考える。

## **3. 国内における広報体制の拡充・強化を**

TPP交渉参加についての国民、中小企業者の理解を促進するため、利用可能な様々な媒体を活用し、TPPの正確な内容について、メリットとデメリットの双方を公平に分かり易く、具体的な事例を用い説明すること。

日本商工会議所は、昨年9月に「TPP交渉早期参加についての見解」を公表して以来、全国各地でこれまでに50回近い説明会を開催し、TPPの交渉内容、および必要性などについて会員企業や関係者に情報提供を行い、TPPに関する理解促進に努めている。各地での説明会において、会員などからは、政府に対し、TPP協定の内容の分かり易い説明や、参加のメリット・デメリットの公平な公表を求める声強い。

また、TPPが中小企業に焦点をあて、中小企業が利用し易い協定作りを目指していることも中小企業には知られていない。そういう点も含め、説明する必要があると考える。

一方、TPP交渉への参加に慎重な意見の中には、TPPについての不正確な情報や交渉参加国が既に締結したFTAの内容についての誤解に基づくものも少なくない。このような誤解を解き、正しい理解を促進するための情報提供を拡充する必要がある。

以上

#### TPP 交渉への参加表明についての意見

##### <提出先>

官房長官、外務省、経済産業省、内閣府 他

##### <実現状況>

###### 1. TPP 交渉への参加表明を

安倍総理は平成 25 年 3 月 15 日に TPP 交渉への参加を表明した。その後、わが国の交渉参加に係る関係国との協議が終了し、4 月 20 日に交渉参加 11 カ国がわが国の交渉参加を承認した。わが国は 7 月下旬に開催される第 19 回交渉会合に参加できる見通しとなった。

###### 2. 国内対策・地域対策の具体化・実行

政府は、平成 25 年 5 月、農林水産業・地域が持続的に発展するための方策を検討するため、総理を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置した。同本部は、25 年内をめどに「農林水産業・地域の活力創造プラン」（仮称）を取りまとめる予定。

#### エネルギー・原子力政策に関する意見

平成24年 4 月 19 日

日本商工会議所

エネルギー政策は、国民生活や経済活動にとって不可欠の基盤である。エネルギーの安定供給を確保できなければ、国民生活に深刻な影響を及ぼすだけでなく、経済活動においては、将来に向けての成長の基盤を失うことになる。我が国は当面の課題への具体策を急ぐとともに、中長期の政策のあるべき姿を見据え、優先順位を付けて体系的に取り組む必要がある。

当面の最優先課題は、電力の安定供給確保とコスト上昇の抑制である。電力供給不安やコスト上昇はその懸念だけでも、国内空洞化を加速させ、国力低下を招く。徹底した原子力の安全性強化と地元自治体との信頼関係構築とともに、政府の判断基準をクリアした原発の再稼働をはじめ、電力安定供給・電力料金抑制に向けた

実効性のある具体策を急ぐべきである。

中長期のエネルギー・原子力政策は、安全性、安定供給・エネルギー安全保障、コスト・経済性、品質、地球温暖化問題への対応等を総合的に踏まえた実現可能な方策を検討しなければならない。

### 【福島再生は、エネルギー・原子力政策構築の大前提】

エネルギー・原子力政策を担い、長く我が国の生活水準の向上、経済発展を支えてきた福島の再生を図ることによって、国民の信頼が回復され、新たなエネルギー・原子力政策が構築できるものとする。そのため、以下の政策を講じるべきである。

- 子どもの医療無料化、電力料金の低廉化や税制減免など雇用の受け皿である企業が地元に残り、頑張ろうと思える支援策など思い切った措置
- 避難した県民の早期帰還に向けた徹底した除染の早期実施。汚染土壌の仮置き場、中間貯蔵施設の問題の早急な解決
- 風評被害の解消に向けた食品検査の徹底
- 政府の放射線対策の根拠となっている科学的知見に関する「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」等を活用した積極的な周知による風評被害の克服
- 人口流出をこれ以上進ませないための若年層、とりわけ子どもの健康管理、被ばく検査の早急な実施
- インフラ全般の早期復旧。特に、早急な除染による常磐自動車道の全面開通など交通インフラの早期回復
- 原子力損害賠償の公正で着実な実施

当面する課題への対応と中長期を見据えたエネルギー・原子力政策については、次のとおり進めるべきである。

## 1. 当面するエネルギー政策の課題

### (1) 電力安定供給の確保とコスト上昇の抑制

当面の電力安定供給の確保とコスト上昇の抑制は、現下の企業経営上の最優先課題となっている。政府は電力需給対策によって、今夏の電力需給逼迫期において電力使用制限令の発動や電気料金の上昇を「極力回避する」としているが、その見通しは不透明であり、電気料金上昇については東京電力管内では既に現実のものとなっている。このままでは、企業の経営環境は厳しさを増すばかりであり、震災からの復旧・復興に向けて力強さを取り戻さなければならない我が国経済全体に深刻な悪影響を与えかねない。

原子力発電の再稼働の見通しが不透明な中、火力増強や緊急設置電源等により供給力の増強が図られているが、供給力減のリスクもあり、楽観視できる状況にはない。また、再生可能エネルギーについては短期で供給力を増加することが困難である。

さらに、火力発電への依存による燃料コストの増加は年間3兆円以上に及ぶと政府は試算している。燃料コスト増加は、貿易赤字の要因となっているほか、将来に向けて必要な設備投資の障害にもなっている。

国民や企業を挙げて節電に恒常的に取り組むことは重要である。しかしながら、昨年夏のような生産抑制や労働負荷の増大、コスト増を伴うような節電が必要となる状態が続けば、企業の生産性の低下、産業の空洞化を加速させ、地域経済や中小企業の経営に深刻な影響を及ぼすことになる。今夏の電力需要の見通しにあたって、電力使用制限令が発動され、鉦工業生産も低調であり、平年並みの暑さだった昨夏の実績を前提にする

ことは適当ではない。

これらのことを踏まえれば、電力の安定供給の確保とコスト上昇の抑制のためには、安全・安心を確保した上での原発の再稼働が、政府が取り組むべき電力需給対策の最優先課題であると考えられる。また、政府は、企業が将来にわたって投資や雇用を継続的に進めていくために、今夏のみならず3～5年先の確度の高い電力需給見通しを示すべきである。

## (2) 原子力の安全性強化と再稼働

国においては、原子力の安全性強化と再稼働について、体系的かつ迅速な取り組みを進めるべきである。

政府では、福島事故で明らかになった教訓、知見を反映した再稼働の判断基準を提示したところであり、再稼働にあたっては、その基準を満たしているか厳格に確認しなければならない。その上で、国民、とりわけ立地自治体の納得を得るため、丁寧な説明をすべきである。

もとより、今後新たに得られる技術的知見、地震・津波に関する知見等を踏まえて、さらなる安全対策を迅速に講じ、不断に安全性向上を追求すべきことは言うまでもない。

さらに、原発事故の教訓を踏まえて、万が一に備えた防災対策や危機管理対策に万全を期さなければならない。

## 2. 中長期を見据えたエネルギー・原子力政策の策定

### (1) 基本的な考え方ー望ましいエネルギーミックスー

- ①エネルギーミックスを検討するにあたっては、安全性、安定供給・エネルギー安全保障、コスト・経済性、品質、地球温暖化問題への対応等の総合的な観点から、技術的、経済的に実現可能な姿を考えるべきである。また、技術の進展等を見据えて、一定期間ごとに見直すべきである。
- ②政府が選択肢を提示するにあたって、実現に必要なコスト、技術的、経済的な実現可能性、経済への影響（GDP、所得、失業率、電気料金・光熱費、貿易収支等）、温暖化対策への影響（CO<sub>2</sub>排出の増減、CO<sub>2</sub>削減限界費用およびその国際公平性等）、エネルギー安全保障（化石燃料価格変動への適応力等）への影響などメリット、デメリットを客観的に提示すべきである。
- ③望ましいエネルギーミックスについては、現行のエネルギー基本計画と同様、2030年における姿を検討する方針となっているが、短期（2015年）や中期（2020年）におけるエネルギーミックスについても国民、企業に示す必要がある。
- ④実現可能なエネルギーミックスを検討するためには、安全性の強化を前提として、以下のとおり原子力発電の位置づけを明確化する必要がある。
  - ア) 再稼働の判断基準を満たす原発については、計画に織り込むべきである。
  - イ) 建設中、建設準備中の原発については、再稼働可能な原発と同様の検証と継続的な安全性の強化を行い、立地自治体の納得を得ることを前提として、計画に織り込むべきである。
  - ウ) 計画中の原発については、再生可能エネルギーの技術進歩やコスト低下、エネルギー需給の動向、既存の原発の廃炉見通し、原発の安全性強化に関する技術の進捗等を踏まえて、個別に判断するべきである。

### (2) 原子力政策

- ①安全性の確保を前提に、安定供給・エネルギー安全保障、コスト・経済性、品質、地球温暖化問題への対応

等の総合的な観点から、原子力の役割は引き続き重要である。しかしながら、現行のエネルギー基本計画における原子力の計画は見直さざるを得ない。

- ②継続的な安全性の強化、東京電力福島第一原発の廃止措置のための研究開発、我が国の原発技術を求めている国への対応等のため、原子力に関する人材の維持・育成、技術の維持・向上が必要である。
- ③原発事故後も我が国の原発技術への期待が大きいことに鑑み、事故の経験を踏まえた安全性向上のための技術、ノウハウ等の知見を活かして、世界の原子力平和利用の安全性向上に積極的に貢献していくべきである。
- ④放射性廃棄物の処分は、原発依存度に関わらず、解決が必要な課題である。そのため、最終処分場の選定をはじめ、国として責任を持って解決にあたるべきである。なお、解決に向けては、国、関係者は信頼回復の努力の上で、最終処分場の選定について、諸外国の事例を参考にしながら、実現に向けた工程表を作り、取り組んでいくべきである。
- ⑤核燃料サイクル政策については、放射性廃棄物の負担軽減、資源の利用効率の向上等の観点から維持すべきである。今後の推進体制、計画等は、総合的な検討を行う必要がある。

### **(3) 化石燃料**

今後、LNGを中心に化石燃料への依存が高まらざるを得ないと考えられるが、過度な依存は、エネルギー安全保障の面で脆弱性を増すことを踏まえる必要がある。昨今の国際情勢を見るまでもなく、新興国の一層の発展により中長期的にも資源獲得競争は激化すると考えられる。また、コスト・経済性においても、化石燃料の需要増に対して不安定な供給という状況を考えれば、コスト上昇の可能性を踏まえるべきである。そのため、我が国の資源調達力を強化する必要がある。メタンハイドレートやシェールガス等の非在来型天然ガス等の資源開発も重要である。

また、地球温暖化問題への対応の観点から、化石燃料の高効率利用、CCS（二酸化炭素の回収・貯留）技術の導入などを進めていくべきである。

震災後の経験を踏まえ、ガス供給のネットワークの強化、石油製品の緊急時の安定供給体制の構築が重要である。

### **(4) 省エネルギー・節電**

安定供給・エネルギー安全保障の強化、地球温暖化問題への対応の観点から、引き続き推進していくべきである。

そのため、省エネ機器やスマートメーター等の導入、設備投資や技術開発への政策支援などを強化する必要がある。とりわけ、中小企業の省エネ推進については、経営改善の効果も大きいことから支援策や国内クレジット制度の拡充が必要不可欠である。

省エネの促進は急務であるが、生産性や利便性、経済成長を維持しながら、社会、経済によい影響を与える無理のない省エネ、投資に見合う効果のある省エネを推進していくことが肝要である。

### **(5) 再生可能エネルギー**

地球温暖化問題への対応、エネルギー安全保障等の観点から、推進していくべきであり、現行のエネルギー基本計画において2030年に21%とされていた電源比率目標について、高めていくことが望ましい。

出力が不安定な再生可能エネルギー（太陽光、風力）については、高コストや立地制約、出力が不安定であるため、火力発電のバックアップが必要であり、一定量以上の導入のためには、蓄電池の大量導入や送配電網

の整備などが必要であること等を踏まえ、技術的、経済的に実現可能な導入目標を立てて、導入を進めるべきである。

中長期的に再生可能エネルギーを推進していくためには、高性能化、コスト低減、蓄電池等を含めた系統安定化等のため技術開発が最も重要であり、これらの技術開発を強力に推進していくべきである。

再生可能エネルギー固定価格買取制度については、諸外国の先行事例を踏まえ、国民、企業に過度な負担を生じさせないことを最重要視すべきである。

地熱発電は、出力が安定しており、発電量も見込めることから規制緩和等により積極的に推進していくべきであるが、開発にあたっては、開発候補地に存在する温泉資源への影響に十分留意する必要がある。

## (6) 電力システム

スマートメーターの導入促進、地域間、東西の電力網間の電力融通の強化、災害時にも活用できる分散型電源の導入促進など、安定供給が安価に維持され、災害にも強い電力体制を目指すべきである。

発送電分離、自由化促進については、安定供給の強化やコスト抑制など所期の目的を実現できない恐れも十分にあり、安定供給の強化とコスト抑制に重点を置いた検討がなされるべきである。

## (7) 国際的視点

エネルギー問題、地球環境問題は世界規模の課題である。我が国においては、原子力平和利用の安全性向上はもとより、省エネルギー、再生可能エネルギー、化石燃料の効率的利用などについても技術を生かした国際貢献を積極的に行うべきである。

## (8) 地球温暖化問題への対応

①地球温暖化対策の国内中長期目標は、新エネルギー基本計画と整合性をとって、見直さざるを得ない。新たな中長期目標は、排出削減目標の国際公平性が保たれ、技術的、経済的に実現可能なものとする必要がある。

②世界規模での温室効果ガス削減に貢献するため、二国間クレジット制度の推進など、日本の技術を活かした海外での排出削減に重点を置くべきである。

③地球温暖化対策税についてはエネルギーコストの上昇が進む中において、中小企業への影響が懸念される。そのため、中小企業の省エネ設備導入を重点的に支援するなど、中小企業の負担に配慮する必要がある。

以上

### エネルギー・原子力政策に関する意見

#### <提出先>

政府・省庁・政党等

#### <実現状況>

- 5月18日に夏季の電力需給対策をエネルギー・環境会議が決定（沖縄除く）
- ・需給検証委員会の検証の結果、以下を確認。

①関西電力管内で、昨年の東京電力管内で想定されたピーク電力不足よりも厳しい状況※になる恐れがあること。※昨年夏の東京電力管内の需給ギャップ想定は▲10.3%。対して今夏の関西電力管内の需給ギャップは定着した節電や随時調整契約を加味して▲14.9%。

②九州、北海道及び四国電力管内でも電力需給の逼迫が見込まれるとともに、全ての地域で、火力発電所の活用が増える結果、国富の流出が生じており、このまま放置すれば本年秋以降、電気料金上昇のリスクが高まること。

・需給対策（節電要請）

数値目標のない一般的な節電を7/2～9/28の平日に実施。数値目標付きの節電（東京・東北以外）は平日の午前9時～午後8時。北海道の9/10～14のみ午後5時～午後8時。いずれも8/13～15は除く。

関西電力管内で検討された使用制限令は回避された。

○5月28日、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会は、エネルギー・環境会議に報告する「エネルギーミックスの選択枝の原案」をとりまとめた。

商工会議所を含む経済界の主張により、国民負担の大きい選択枝のみになることが回避された。

「（2030年の）エネルギーミックスの選択枝の原案」とCO2排出量（エネルギー起源）、GDP、電力価格への影響

	電源構成				1990年比CO2排出量 (かつ内2020年時点)	実質GDPへの影響	電力価格の上昇
	原子力発電	再生可能エネルギー	火力発電	コジェネ			
選択枝(1)	意思を持って原子力発電比率ゼロをできるだけ早期に実現し、再生可能エネルギーを基軸とした電源構成とする。						
	0% 再生ゼロの時期により 変動の可能性あり	約35%	約50%	約15%	▲16%(▲2%原発0% では+5%)	▲31～▲6兆円 (▲5.0～▲1.0%)	+約41%～102%
選択枝(2)	意思を持って、再生可能エネルギーの利用拡大を最大限進め、原子力依存度を低減させる。併せて、原子力発電の安全強化等を全力で推進する。情勢の変化に柔軟に対応するため、2030年以降の電源構成は、その成果を見極めた上で、本格的な議論を経て決定する。						
	約15%	約30%	約40%	約15%	▲20%(▲5%)	▲25～▲5兆円 (▲4.1～▲0.8%)	+約33%～71%
選択枝(3)	安全基準や体制の再構築を行った上で、原子力発電への依存度は低減させるが、エネルギー安全保障や人材・技術基盤の確保、地球温暖化対策等の観点から、今後とも意思を持って一定の比率を中長期的に維持し、再生可能エネルギーも含めて多様で偏りの小さいエネルギー構成を実現する。						
	約20%～約25%	約25%～約30%	約35%	約15%	▲23%(▲6～7%)	▲22～▲5兆円 (▲3.6～▲0.7%)	+約32%～72%
参考	不確定な状況の下での幅広い選択枝を確保するため、意思を持って現状程度の原発の設備容量を維持する。(原子力発電比率は2010年度より拡大)						
	約35%	約25%	約25%	約15%	▲28%(▲10%)	▲15～▲4兆円 (▲2.5～▲0.7%)	+約29%～62%
現行計画 2010年度策定	45%	20%	27%	8%	▲31%(▲25%)		
選択枝(4)	社会的なコストを事業者(さらには需要家)が負担する仕組みの下で、市場における需要家の選択により社会的に最適な電源構成を実現 ※エネルギーミックスの定量的なイメージは提示さず						

○6月13日に中央環境審議会が「地球温暖化対策に関する選択枝原案」をとりまとめた。

商工会議所を含む経済界の主張により、国民負担の大きい選択枝のみになることが回避された。



	原案設定の考え方	原発	2030年 温室効果 ガス排出量	2020年 温室効果ガ ス排出量
	地球温暖化対策	対策・施策※		
原案 1-1	我が国が意志を持って原子力発電をできるだけ早くゼロとするという選択を行い、省エネ・再エネ等について東日本大震災以前に想定していた対策・施策に加え、現時点で想定される最大限の追加的な対策・施策の実施を図る。	0% ----- 高位(施策大胆促進)	▲25%	▲11%
原案 1-2	我が国が意志を持って原子力発電をできるだけ早くゼロとするという選択を行い、省エネ・再エネ等について東日本大震災以前に想定していた対策・施策に加え、現時点で想定される最大限の追加的な対策・施策の実施を図る。	0% (2020年0%) ----- 高位(施策大胆促進)	▲25%	▲5%
原案 2-1	我が国において原子炉等規制法改正案における新たな規制が運用され、また、新增設は困難な状況が続くという状況下で想定される水準(2030年約15%)にまで依存度を低減させるという選択を行い、省エネ・再エネ等について東日本大震災以前に想定していた対策・施策に加え、より一層の追加的な対策・施策の実施を図る。	15% ----- 中位(施策促進)	▲25%	▲11%
原案 2-2	我が国において原子炉等規制法改正案における新たな規制が運用され、また、新增設は困難な状況が続くという状況下で想定される水準(2030年約15%)にまで依存度を低減させるという選択を行い、省エネ・再エネ等について東日本大震災以前に想定していた対策・施策に加え、現時点で想定される最大限の追加的な対策・施策の実施を図る。	15% ----- 高位(施策大胆促進)	▲31%	▲15%
原案 3	我が国が原子力発電への依存度は低減させるが、意思を持って一定の比率(2030年約20%)を中長期的に維持するという選択を行い、省エネ・再エネ等について東日本大震災以前に想定していた対策・施策に加え、より一層の追加的な対策・施策の実施を図る。	20% ----- 中位(施策促進)	▲27%	▲12%
原案 4	我が国が原子力発電への依存度は低減させるが、意思を持って一定の比率(2030年約25%)を中長期的に維持するという選択を行い、省エネ・再エネ等について東日本大震災以前に想定していた対策・施策に加え、より一層の追加的な対策・施策の実施を図る。	25% ----- 中位(施策促進)	▲30%	▲13%

○6月29日にエネルギー・環境会議は、「エネルギー・環境に関する選択枝」を公表。2030年時点での原発の電源比率を基準に、①ゼロシナリオ、②15シナリオ、③20-25シナリオを提示。その後、8月に国民的議論が行われ、9月に「革新的エネルギー・環境戦略」が策定された。

「2030年における3つのシナリオ」と影響(CO2排出量、GDP、電力価格)

ゼロシナリオ	追加対策前	電源構成			1990年比CO2排出量		実質GDPへの影響※	電力価格の上昇2010→2030年※
		原子力発電	再生可能エネルギー	火力発電	2020年	2030年		
		0% (▲25%)	30% (+20%)	70% (+5%)	+0%(2020年原発0%) ▲5%(2020年原発14%)	▲16%	—	—
	追加対策後※	0% (▲25%)	35% (+25%)	65% (現状維持)	▲0%(2020年原発0%) ▲7%(2020年原発14%)	▲23%	▲45～▲8兆円	約1.4～2.1倍
	15シナリオ	15% (▲10%)	30% (+20%)	55% (▲10%)	▲9% (2020年原発21%)	▲23%	▲30～▲2兆円	約1.4～1.8倍
	20～25シナリオ	20～25% (▲5～▲1%)	30～25% (+20～+15%)	50% (▲15%)	▲10～11% (2020年原発23～26%)	▲25%	▲28～▲2兆円	約1.2～1.8倍
	2010年	約26%	約10%	約63%	—	—	511兆円	

○6月8日に野田総理が大飯原発の再稼働について記者会見(以下、要旨)

- ・「国民生活を守る」ために再稼働すべき。国民生活を守る第一の意味は福島のような事故は決して起こさないこと。第二の意味は、計画停電や電力価格の大幅な高騰など日常生活への悪影響を避けること。
- ・福島を襲ったような地震、津波が起こっても事故を防止できる対策と体制は整っている。安全基準に絶対はないことが事故の教訓であり常に見直す。
- ・関連法案の成立を国会に強く期待。実質的に安全は確保されているが、新たな体制が発足した時点で見直す。その間、専門職員を擁する福井県の協力も得て、特別な監視体制を構築する。
- ・原発停止のままでは、日本の社会は立ち行かない。関西での15%の需給ギャップは、昨年を超えて

水準。計画停電は実際に行われなくても日常生活や経済活動は混乱する。

- ・電力価格の高騰は空洞化、雇用喪失を招く。夏場限定の再稼働では国民生活は守れない。
- ・エネルギー安全保障の視点からも原発は重要な電源。

○6月16日に西川福井県知事が野田総理らと会見し、大飯3、4号機再稼働への同意を表明。四大臣会合で再稼働を決定。7月1日大飯3号機再起動、7月18日大飯4号機再起動。

○6月10日に「原子力被災自治体及び福島県と国との協議会」にて、グランドデザイン（取組方針）提示

- ・短期（2年後）：住民の方々の当面の生活環境や生活費の不安を取り除くとともに、解除区域の復旧を早期に進める。
- ・中期（5年後）：産業振興や営農支援などを全面的に進め、周辺地域との一体的な取組を通じ、地域全体の復興を加速化。
- ・長期（10年以降）：将来に向けて住民の方々が安心して定住する魅力ある地域を形成。→自治体との対話を通じて、更なる具体像を共有する。

・主要取組事項

公共サービス・インフラの復旧、生活環境の整備・再建、産業振興と雇用創出、農林水産業の再開、居住環境等の確保整備、生活再建に向けた就労支援と当面の賠償、放射線対策の強化（除染、モニタリング、健康管理・健康不安対策）等

※「エネルギー・環境に関する選択肢に対する意見」の実現状況参照

2012年4月27日  
ASEAN 日本経済協議会日本委員会

**ASEAN 経済大臣への要望書**  
**日本 - ASEAN の連携による東アジアの更なる発展を**

ASEAN は目覚ましい発展を遂げ、今や世界経済の牽引役として、その存在感を高めている。また、ASEAN と日本は、経済関係が緊密化の度を深めている。わが国が ASEAN との連携を強化することは、ASEAN と日本のみならず、東アジアの持続的な経済発展を図るために必要不可欠である。

2015 年の ASEAN 共同体の創設や東アジア包括的経済連携（RCEP）の実現に向けた ASEAN の具体的な取り組みが加速する中、「ASEAN ロードショー」がわが国で開催されるのは、まさに時宜を得たものであり、ASEAN 日本経済協議会日本委員会（AJBC）は、ロードショーを開催する ASEAN 各国の経済大臣ならびに ASEAN 事務総長に感謝申しあげるとともに、ロードショー開催を歓迎する。

AJBC は、この機会を捉え、「経済連携」「連結性強化」「成長の質の向上」の3つの観点から、日本と ASEAN

との連携を促進するため、ASEAN 経済大臣に以下の内容を要望する。

## 1. 東アジア包括的経済連携構想（RCEP）の推進

ASEAN は、これまでに日本、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランドとそれぞれ FTA を締結してきた。また、2015 年の ASEAN 経済共同体の実現に向けた取り組みが進展していることから、東アジア地域においては ASEAN を中心とした経済統合に向けた流れが加速している。

そのような中、昨年 11 月、ASEAN 首脳は、東アジア包括的経済連携（RCEP）の枠組みを採択、また、東アジアサミットにおいて、「物品貿易」「サービス貿易」「投資」の 3 つの作業部会の設置を決定した。

更に、今月初めに開催された ASEAN 首脳会議において、RCEP の年内交渉開始に向け努力することが合意された。AJBC は、RCEP 実現に大いに期待している。

### （1）日 ASEAN 包括的経済連携

日本と ASEAN 全体との間の経済連携協定である日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）は、2008 年 12 月 1 日に日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーとの間で発効して以来、ASEAN 各国で順次発効され、利用が可能になっている。

AJCEP による貿易自由化を促進する上でも、また、AJCEP の成果を土台として RCEP を推進する上でも、全ての ASEAN 加盟国における AJCEP の発効が必要不可欠である。については、AJCEP 未発効の国の可能な限り早期の発効をお願いしたい。

また、AJCEP のサービス貿易章、および投資章については、現在、交渉が進められている。既存の二国間経済連携協定に比べ、AJCEP を十分に付加価値のある協定とするため、サービス貿易章と投資章の交渉妥結を期待している。

### （2）RCEP

東アジア地域の生産・販売ネットワークを拡大・強化していくためには、ASEAN を軸に東アジア地域の経済連携を進めることが重要である。そのような観点から、AJBC は、本年 11 月に開催される東アジアサミットにおいて、ASEAN が提案した新たな枠組みである RCEP の交渉開始が決定されることを期待する。また、そのために、「物品貿易」「サービス貿易」「投資」の 3 つの作業部会を、可能な限り早期に立ち上げることを要望する。

## 2. ASEAN 連結性の促進

ASEAN は、貿易、投資、インフラ、観光、人的交流、及び文化交流の促進など、連結性強化を通じた域内の発展・格差の是正を図ると共に、2015 年の共同体実現を補完するため、物理的連結性、制度的連結性、および人的連結性を 3 本柱とする ASEAN 連結性マスタープランを策定、実行している。

ASEAN 連結性マスタープランに基づく ASEAN 連結性の推進は、ASEAN の競争力強化にとって重要であ

る。また、ASEAN 域内のみならず、周辺国との連結性を強化することで東アジアの持続的な成長が促進される。

他方、ASEAN 地域に進出している日系企業は、電力供給の不足や不安定さ、道路インフラの未整備、鉄道ネットワークの未整備などハード・インフラの問題、および貿易関連法制度の不透明性や頻繁な変更、税関手続きの遅延などのソフト・インフラの問題に直面している。

### **(1) 官民連携 (PPP) における政府と民間の責任分担の明確化**

AJBC は、ASEAN 連結性を推進する観点から、今月初旬に ASEAN 首脳が ASEAN インフラ基金 (AIF) の創設を決定したことを歓迎する。

ハード・インフラの整備を推進するためには膨大な資金が必要となるため AIF に加え、官民連携 (PPP) の活用が重要と考える。わが国企業は、パッケージ型インフラの輸出などによりインフラ整備に貢献したいと考えているが、過度なリスクを負担することへの懸念がある。

官民連携 (PPP) によるハード・インフラの円滑な整備を図るため、政府と民間の責任分担を明確化させ、民間企業の過度なリスク負担を軽減する仕組み作りをお願いしたい。

### **(2) WTO 政府調達協定への加盟**

物理的な連結性に必要なインフラ整備に関し、公正で透明性の高い政府調達手続を確保するため、WTO に加盟している ASEAN メンバー国で WTO の政府調達協定に未加盟の国は、可能な限り早期に政府調達協定に参加して頂きたい。

### **(3) ASEAN 域内における貿易円滑化の促進**

ASEAN 日本人商工会議所連合会 (FJCCIA: Federation of Japanese Chambers of Commerce and Industry in ASEAN) の要望にもあるように、ASEAN 地域に進出している日系企業は、ビジネス環境改善の観点から、税関手続や基準・認証制度の調和や適切な運用を通じた貿易円滑化を要望している。

特に、①関税分類に関する事前教示制度の導入、②ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) における自己証明制度の導入、③家電の省エネ基準の統一化、④自動車部品に関する基準の統一と相互承認、の早期実現をお願いしたい。

## **3. 中小企業の育成による成長の質の向上**

ASEAN 各国において、中小企業は企業数の 96%以上を占め、雇用の 50~95%を支えている。また、中小企業の GDP に対する寄与度は 30~53%にも達する。そのような意味において、ASEAN があまねくひろがる持続的な経済成長と発展による格差是正を通じた ASEAN 経済共同体を実現するためには、域内の雇用とイノベーションの源泉である、中小企業の育成・強化が重要だと考える。

ASEAN は、経済共同体の実現に向けたブループリントにおいて、公平な経済発展を図るため、中小企業の

発展に取り組むことを明確にしている。また、中小企業発展のための戦略的行動計画において、優先課題として（１）国際化、（２）中小企業金融、（３）人材育成、（４）インキュベーターと地方の中小企業の育成、（５）中小企業サービスセンターの設立、（６）ASEAN 中小企業基金の設置、の６つの柱を特定し、各国が中小企業振興策に取り組んでいる。

#### **（１）日本と ASEAN の中小企業間の連携強化**

わが国の中小企業の間では、海外展開への関心が高まっている。高い技術力を持った日本の中小企業の ASEAN 進出は、ASEAN の中小企業への技術移転を通じ、ASEAN の中小企業の発展を促し、ひいては ASEAN の経済成長に繋がると考える。

日本の中小企業の ASEAN における事業機会の拡大や、日本と ASEAN 双方の中小企業の連携を強化するためには、電力、道路、情報通信システムなど基本的なインフラが整備された日本の中小企業向けの工業団地の整備や、日本語の窓口も含めたワンストップ・サービスの実現など、事業環境整備をお願いしたい。

#### **（２）連携を通じた経済団体の能力向上**

中小企業の育成・強化のためには、政府はもとより、中小企業を会員に擁する経済団体の果たす役割も大きい。日本では、商工会議所が経営指導をはじめ、金融支援、人材育成、国際化支援などの事業を通じ、長年わたり中小企業の発展に貢献している。

日本商工会議所は、ASEAN 各国の商工会議所の職員を対象とした研修の実施により、今後とも、ASEAN 各国の商工会議所などの人材育成に貢献していきたいと考えている。

また、日本と ASEAN 各国の商工会議所などの経済団体間の協力・連携を強化することで、双方の会員企業間の事業機会の拡大、企業の成長に貢献していきたい。

### **４．日本の経済界との対話**

#### **（１）日 ASEAN 官民対話の促進**

AJBC は、今回の ASEAN 経済大臣によるロードショー、ならびに官民対話の開催を歓迎する。今後も、日・ASEAN の連携強化を通じた東アジアの発展を促進する観点から、このような官民対話を継続して頂きたいと考えている。

#### **（２）FJCCIA の活動支援**

FJCCIA は、ASEAN 各国に進出した日系企業によって設立された日本人商工会議所が 2008 年に結成した連合組織である。

ASEAN 経済大臣におかれては、対話の実施など、FJCCIA の活動に格別のご理解を頂いているところであるが、引き続き、FJCCIA の活動をご支援願いたい。また、ASEAN 各国の日本人商工会議所の活動についても、ご理解、ご支援を賜りたい。

<提出先>

ASEAN 各国経済大臣、ASEAN 事務総長

<実現状況>

本提言書については、9月17日に2012年のASEAN議長国であるカンボジアのチャン・プラシッド商業大臣より、岡村会頭宛に回答書が送られてきた。本回答書は、ASEAN 各国の経済大臣の了承を得て、送付されたもので、各要望項目について、ASEAN の検討委員会等で随時対応していく旨のコメントがあった。

なお、東アジア包括的経済連携 (RCEP) については、8月にカンボジアで開催された ASEAN 諸国とパートナー諸国の経済大臣会合において、同年11月の交渉立上げを首脳に提言するための文書「RCEP 交渉の基本指針及び目的」が採択された。その後、11月のASEAN 関連首脳会議 (於：カンボジア) において、ASEAN 諸国と FTA パートナー諸国の首脳が、RCEP 交渉立上げを宣言。

そして、平成25年5月9日から13日まで、ブルネイにおいて第1回交渉会合が開催された。第2回会合は、9月24日から27日にオーストラリアで開催される予定。

**「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見**

平成24年6月1日  
日本商工会議所

地球温暖化問題への対応、エネルギー安全保障等の観点から、再生可能エネルギーの導入は推進していくべきであり、再生可能エネルギー固定価格買取制度は、そのための一方法である。

しかしながら、本制度は電気料金に賦課することにより、経営の厳しい中小企業やそこで働く従業員、低所得者を含め、広く国民負担を伴うものであり、調達価格等を決めるにあたっては、国民負担の妥当性、制度の効果等について、十分に情報が開示され、慎重な検討が行われる必要がある。

そのため、再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点について、下記のとおり意見を提出する。

記

I. 調達価格・調達期間について

**1. 調達価格の水準について引き下げるべきである。**

(1) 調達価格算定根拠の費用は概ね発電事業者側が提出したものが認められており、かつ適正な利潤として7

～8%の内部収益率を標準としている。現下の我が国の経済状況を踏まえれば、3年間を利潤に特に配慮する期間とする特措法の規定を勘案しても、ほぼノーリスクで内部収益率を標準7～8%と設定することは「適正な利潤」として過大すぎる。

また、昨年末に出されたコスト等検証委員会の試算結果と比較しても、今回の調達価格の案では、かなりの事業者が過大な利潤を得ることが想定される。

(2)東京電力株式会社の電気料金値上げに対する中小企業の強い反発に見られるとおり、利益率の低い中小企業にとって、一律に負担増となり、販売価格にも転嫁できない電気料金の上昇は、企業の存続に直結するコストとなっている。

本制度は、電気料金に賦課することにより、経営の厳しい中小企業やそこで働く従業員、低所得者を含め広く国民負担を伴うものであり、そうした負担によって、一部の事業者が過大な利潤を得ることは国民、企業の理解を得られるものではない。

(3)政府は5月18日に決定した夏季の電力需給対策において、今秋以降、電気料金上昇のリスクが高まるとして、政府として対応を進めるとしている。そのような中で、今回の調達価格等の案は、国民負担について十分配慮したものとは言えない。

(4)先行して本制度を実施しているドイツでは、国民負担が過重なものになりすぎたため、太陽光発電についての調達価格を引き下げ、調達量も調整を行っている。今回の調達価格の案は同じような弊害が起こる可能性について検討されていない。

(5)過度に高い調達価格を設定することで、本来必要な事業者の技術革新等の努力を阻害する恐れがある。

## **2. 導入量や電気料金の上昇の見通し等を示すべきである。**

今回の調達価格等の案では、導入量の見通しや電力ユーザーの負担がどの程度になるか等のデータが全く示されていない。国民負担を伴う制度である以上、調達価格を検討するにあたって、導入量の見通しと電力ユーザーの負担、エネルギー安全保障や地球温暖化問題への貢献、国内経済の活性化等の効果について、総合的に示し、国民負担の妥当性について説明することが必要である。

## **3. 調達価格等の見直し、今後の検討にあたっては、調達価格等算定委員会の委員に、産業界の電力ユーザーの立場の委員を加えるべきである。**

## **4. 調達期間内であっても、国民負担が過大なものになる場合には、調達価格を引き下げるべきである。**

### II. 既存設備について

#### **1. 買取対象に既存設備を含めるべきではない。**

買取対象に既存設備を含めることについて検討するとしているが、国民負担が増大するのみで効果が見込めないため、買取対象に既存設備を含めるべきではない。

新設設備について事業採算性が確保されるよう調達価格が設定される以上、既存設備を持つ事業者がノウハウを活かして、新規設備に投資することに障害はない。既設の設備は、設備導入時に、(本制度が導入されなくても)事業採算性が合うことを前提に設置されている。また、既設を対象としても、導入量は拡大せず、効果は見込めない。

既存設備への対応については、既存設備を対象とした場合の国民負担の増加の見直しをはじめ、対応の必要性や効果に関するデータを示した上で改めて検討すべきである。

なお、平成22年5月の「再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプション」に関する意見募集に際して示されたシミュレーションデータでは、既設を対象に含めた場合の国民負担総額（年間買取費用）は1兆6083億円とされており、「既設の発電設備も買取対象とすると買取総額が8,000億円程度増加する一方で、新規の導入量は増えず、CO2削減量は変化しない」とされている。

以上

#### 「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見

本意見は、24年5月16日～6月1日に実施された「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見公募に対応し、資源エネルギー庁に提出しました。

※実現状況については、「再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成25年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見」参照。

### 平成24年行政事業レビュー

#### 「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」について

平成24年6月13日

日本商工会議所

○6月7日に開催された貴省の平成24年行政事業レビューにおいて、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」が「廃止」の判定となったことは、極めて遺憾であり、施策の重要性等から以下の点が危惧され、存続に向けた検討を強く望む。

#### 1. 施策の重要性に対する正しい認識とそれを踏まえた判断を

本事業は、地方都市が疲弊する中、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」を実現すべく、内閣総理大臣から認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業について、「選択と集中」により重点的に支援を行うものである。したがって、個別の事業者等を支援するものではない。

また、本事業はそもそも、まちづくりの取り組みの基礎となる「地域の利害関係者との合意形成」に基づき



「採算性が困難な事業の効率的な実施」を補うものであり、「地域のまちづくりや中心市街地の活性化に寄与している」と評価されている。

本事業は地域のまちづくりを支援する重要な施策であり、事業実績や必要性を的確に把握し広く周知するとともに、事業の存続と法の趣旨に沿った事業のあり方の検討を望む。

## **2. 個別事業でなく施策としての判断を**

実施事業は、平成 23 年度 27 件、平成 22 年度 40 件（※中小企業庁ホームページ公表ベース）であるが、今回の行政事業レビューにおいては、特定地域の特定事例だけをもって事業全体を「廃止」と判定しており、施策そのものの適正かつ総合的な評価がなされているとは言い難い。施策として総体的に事業を検証し判断すべきである。

そもそも本事業は、補助率 2 分の 1（あるいは 3 分の 2）、上限 5 億円の補助事業であり、事業主体が少なくとも 3 分の 1 以上の事業費を民間からの借入金などで捻出している。こうした借入においても、国の支援事業である点は信用面でのバックアップとなっている。

## **3. 事業当事者からのヒアリングを踏まえた検討を**

本件の審議にあたっては、大半の時間が青森市の事例に基づいて議論されたが、当事者である青森市や事業関係者が不在のまま討議がなされ、結論が導き出された。限られた時間の中で事業を評価するのであれば、少なくとも当事者の参加は必須である。公正な判断が行われるよう、審議の方法について改善の必要がある。

以上

## **戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金に関する 行政事業レビューについて**

平成 24 年 6 月 21 日

日本商工会議所

### **経緯**

○6月7日、経済産業省で行われた「行政事業レビュー」において、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金が「廃止」の判定を受けた。

（判定＝評価者 6 名中 「廃止」 5 名／「抜本的改善」 1 名）

○評価者からは、「事業の投資に見合う効果が出ているか、検証する必要がある」「中心市街地支援のあり方を考え直すべき」「国が関与すべき事業とは思えない」などの指摘があった。

### **日商の対応**

○6月13日、経済産業省等に対し、「廃止の判定となったことは極めて遺憾であり、施策の重要性等から存続に向けた検討を求める」意見書（1-2 ページに本文）を提出。

<提出先>①経済産業省 商務流通グループ 中心市街地活性化室

②中小企業庁 商業課

③内閣府 地域活性化統合事務局

→提出先（経済産業省）の反応

- ・「仕分けの結果を厳粛に受け止め、反省すべき事項を反省し、中心市街地活性化の支援策をゼロベースで検討する」とコメント。

### 今後の動き

○今後、平成 25 年度の予算要求の際に、経済産業省は、中心市街地活性化法に基づく支援策につき検討することとしており、日商としては、引き続き、事業の存続を働きかけていく。

### ■戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金とは

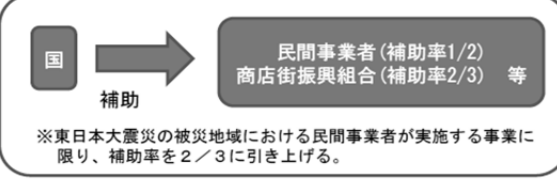
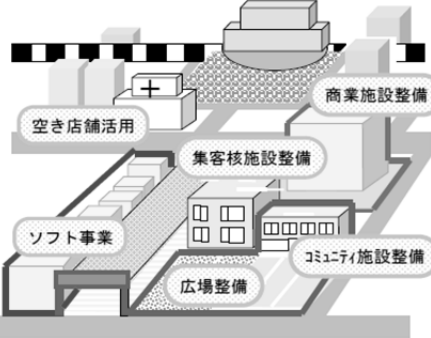
中心市街地活性化法の基本計画に記載された事業について、国が2/3または1/2を助成する事業（詳細は4ページ）。

→採択件数（中小企業庁ホームページ公表ベース）

平成 24 年度：22 件（うち商工会議所は 4 件）

平成 23 年度：27 件（       "       9 件）

平成 22 年度：40 件（       "       5 件）

<b>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 24.1 億円（28.8 億円）</b>		商務流通グループ中心市街地活性化室 03-3501-3754 中小企業庁 商業課 03-3501-1929
<b>事業の内容</b> <b>事業の概要・目的</b> ○中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村の基本計画に記載された事業に対して支援を実施します。 ○具体的には、商業の活性化や中心市街地のにぎわい創出等に資する事業に対して支援することにより、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進します。 <b>条件（対象者、対象行為、補助率等）</b>  <p>※東日本大震災の被災地域における民間事業者が実施する事業に限り、補助率を2/3に引き上げる。</p> <b>補助対象：</b> ハード事業：集客の核となる商業関連の施設整備事業、地域の実情に併せたテナント戦略に基づいたテナントミックス事業 等 ソフト事業：共同ポイントカード事業、駐車場管理システム整備事業、商業活性化イベント 等	<b>事業イメージ</b> <b>支援措置活用例</b>  <p>民間事業者や商店街振興組合等が関係者を巻き込んで取り組む中心市街地活性化の取組に対して支援します。</p>	

**日本の再生に向けての提言**  
— 中小企業と地域の成長を日本再生のエンジンに —

平成 24 年 6 月 21 日  
日本商工会議所

**I. 日本再生に向けての基本的考え方**

- ・ 目前の諸課題に断固たる決意で決着を . . . . . P 1
- ・ イノベーションの促進とそれを支える基礎的基盤の再生を . . . . . P 1
- ・ 中小企業と地域の成長を柱とした再生戦略を . . . . . P 1

**II. 早急に決着すべき目前の5つの課題**

1. 超円高の是正 . . . . . P 2
2. 安全性確保と地元理解を得た上での原子力発電の再稼働 . . . . . P 2
3. 福島の再生と東北地域をはじめとする被災地の震災復興のスピードアップ . . . P 2
4. TPP交渉への参加表明と地域対策の具体的提示 . . . . . P 2
5. 社会保障と税の一体改革の断行 . . . . . P 2

**III. 社会全体のイノベーションを支える基盤づくりを**

- ・ 産業競争力強化、産業構造転換・新産業創出を促進する戦略と基盤の強化を . . P 2

**IV. 中小企業の成長を支援する戦略的な政策の展開を**

1. 中小企業の輸出および海外進出の拡大戦略の推進を . . . . . P 3
2. 企業の成長に応じた段階的な支援措置を
  - (1) 起業の推進 . . . . . P 4
  - (2) 企業の成長を支える人材確保・IT経営支援 . . . . . P 4
  - (3) 成長分野へのさらなる参入促進・重点的支援 . . . . . P 4
  - (4) 中小企業の定義の見直しと中堅企業の支援 . . . . . P 4
  - (5) 企業の事業承継の円滑化等 . . . . . P 4

**V. 疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに**

1. コンパクトシティの実現に向けた制度の見直しと集中的な投資の実現を
  - (1) まちづくり関連法制度の見直し . . . . . P 5
  - (2) 都市機能の向上に向けた集中的な投資の促進等 . . . . . P 5
2. 地域経済活動の活性化に向けた産学官民連携の強化を
  - (1) 産学官民の連携による地域産業の活性化に向けた取り組みの促進 . . . . P 5
  - (2) 地域の知的資源を活かしたプロジェクトへの支援 . . . . . P 5
  - (3) 強い農林漁業実現に向けた取り組み . . . . . P 6
3. 真に必要な社会基盤の整備を
  - (1) 地域経済社会の基盤となる社会資本整備の促進 . . . . . P 6
  - (2) 基礎自治体の強化と道州制への移行推進 . . . . . P 6

**VI. 再生戦略の確実な達成のために . . . . . P 6**

**日本の再生に向けての提言**  
— 中小企業と地域の成長を日本再生のエンジンに —

平成 24 年 6 月 21 日  
日本商工会議所

**I. 日本再生に向けての基本的考え方**

**(目前の諸課題に断固たる決意で決着を)**

日本は今、未曾有の国難の渦中にある。超円高、欧州金融不安と世界経済への波及、資源価格の高騰といった海外要因に加え、国内にあつては長期に亘るデフレ、進まぬ震災復興、電力不足問題、企業数の減少、地域の疲弊、巨額の財政赤字と社会保障制度への不安等、企業や国民は将来の見通しを描けず、日本経済への自信と期待が揺らいでいる。現在はさらに、足元の経済基盤、発展基盤が失われつつある危機的段階へと事態が悪化しており、先行きへの不安から設備投資や消費が冷え込み、経済の縮小や国際的なブレゼンスの低下を招いている。

こうした危機的な事態を克服し、企業や国民の日本経済への自信を回復し、明るい将来展望を持てるようにするためには、政府はまずもって、超円高をはじめ電力不足問題、社会保障改革など、障害となっている目前の諸課題について断固たる決意をもって早急に決着をつけ、解決に向けたメッセージを国民に示すべきである。

**(イノベーションの促進とそれを支える基礎的基盤の再生を)**

同時に、人口減少の下で成長を図り、雇用を創り出していくためには、企業の生産性を向上させる供給サイドのイノベーションと新たな需要やマーケットを創出する需要創造型のイノベーションが必要である(\*1)。

そのためには、失われつつある科学技術、教育、人材、インフラなど、わが国のイノベーションを支える基礎的な基盤の再生に明確な道筋をつけ、これまでの既成概念や仕組みにとらわれることなく、国際競争力の向上や事業環境の整備を図る政策を思い切って強化することが強く求められる。

(\*1) ここで言う「イノベーション」とは、技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

**(中小企業と地域の成長を柱とした再生戦略を)**

再び日本を成長軌道に戻すための中長期的な再生戦略と具体性のある工程表を作り、確実に実行していくことが不可欠である。そのためには、わが国の雇用と経済活動の屋台骨を支え、イノベーションの担い手である「中小企業の活性化」を成長戦略の柱に据えるとともに、地域構造の根本的見直しを図り、中小企業と地域の成長を日本再生のエンジンとすべきと考える。

**II. 早急に決着すべき目前の5つの課題**

崩壊しつつある経済基盤の再構築に道筋をつけ、企業や国民の日本経済への自信と期待を回復するためには、まずもって、障害となっている以下の5つの課題について、早急に決着をつけるべきである。これなくしては、今後の成長に不可欠な海外からの対日投資の拡大や観光客の増加も望めない。

政府は、これらの課題を直視して逃げずに結論を出し、解決への強いメッセージを国民にきちんと示すことが何よりも重要である。

**1. 超円高の是正**

超円高は、実態経済から大きく乖離した株価の大幅な下落を招いており、二重の足枷となっている。これを是正するため、政府・日銀は共同してあらゆる政策を総動員し、円相場(対ドルレート)を少なくとも85~90円水準に戻すこと。

## 2. 安全性確保と地元理解を得た上での原子力発電の再稼働

電力の安定供給の確保とコスト上昇の抑制のため、安全性を確保し、地元の理解を得た上で原子力発電の再稼働を順次行うこと。国は原子力発電の位置づけを明確化し、安全性強化について体系的かつ迅速な取り組みを進めること。

## 3. 福島の再生と東北地域をはじめとする被災地の震災復興のスピードアップ

福島の再生はもとより、東北地域をはじめとする進まぬ被災地の震災復興に対してこれまでの対策を検証し、抜本的な対策とスピードアップを図ること。

## 4. TPP交渉への参加表明と地域対策の具体的提示

TPPを含む経済連携協定により、グローバル化に対応したビジネス環境を整備すること。特にTPPは、交渉参加表明と同時に、地域経済や農林水産業への影響を克服するための対策を早期かつ具体的に示すこと。

## 5. 社会保障と税の一体改革の断行

断固たる決意で社会保障と税の一体改革に取り組み、年金、医療、介護等の分野において徹底した給付の重点化・効率化を図り、消費税率10%までの範囲内で、一定期間は持続可能な改革を早期に断行すること。

## Ⅲ. 社会全体のイノベーションを支える基盤づくりを

人口減少下において、再び日本を成長軌道に戻し、雇用を創り出していくためには、企業（供給サイド）の生産性向上を実現する供給型イノベーションだけでなく、積極的に新たな価値を生み出し、需要とマーケットを創出する「需要創造型イノベーション」の促進に向けた戦略の強化が必要である。

そのためには、脆弱化した科学技術、教育、人材、インフラなど、イノベーションを支える基礎的な基盤の再構築と強化に取り組み、「日本の強み」の再生に明確な道筋をつけるべきである。

また、人口は国力そのものであることから、人口減少そのものに歯止めをかけるための根本的な手段を検討すべき時期であることも認識すべきである。

### （産業競争力強化、産業構造転換・新産業創出を促進する戦略と基盤の強化を）

新たな再生戦略が効果を生むためには、従来の政策の効果を検証し、これまでの既成概念や仕組みにとらわれることなく、企業活力を高め成長を促進することが必要である。

特に、以下にあるような税制、規制、法制等の大きな枠組みを国内外の構造変化に対応したものに思い切って転換していく必要がある。

これらを通じて中小企業の起業・成長を促進し、元気な中小企業を1社でも多く作ることが地域経済の活性化と賑わいのあるまちづくりにつながり、ひいてはわが国全体のイノベーションと成長につながるものとする。

- ①大胆な規制緩和を中心とする成長分野の育成
  - ②新技術やサービスの開発支援に止まらず開発とマーケットの間の「谷」を埋めるための支援策（\*1）
  - ③企業活動を減退させ国際競争力を失わせる公的負担の軽減（中小法人の軽減税率を含む法人実効税率の引き下げ、社会保険料負担の軽減等）
  - ④成長分野に円滑な労働移動を促すための労働規制の緩和（\*2）
  - ⑤貯蓄率の高い高齢世代から消費支出の多い現役世代への所得移転を促す税制上の抜本改革
  - ⑥政府研究開発投資（対GDP比1%目標）の前倒し執行
  - ⑦海外展開加速化に向けた模倣品対策の強化や新たなタイプの商標、意匠の保護拡大の推進
  - ⑧マイクロファイナンス等の新しい資金調達方式の導入
  - ⑨地域経済社会再生の鍵となるコンパクトシティ実現のための都市計画制度の早急かつ根本的な改善
- （\*1）新技術やサービスの公共調達への積極導入、実証経費に対する資金投入の重点化等  
（\*2）民間の有料職業紹介事業の規制緩和、労働条件変更や解雇の要件緩和等

#### **IV. 中小企業の成長を支援する戦略的な政策の展開を**

貿易・投資立国であるわが国は、さらなるグローバル化の中で、TPPを含む経済連携協定などによって環境整備を図り、急速に拡大するアジアや新興諸国の市場を日本の成長に取り込むことが不可欠である。特に、ものづくり産業のみならず、成長余力が大きく、迅速な海外展開が可能なサービス産業を含めたアジア・新興諸国市場への海外進出に対し、重点的な政策と支援体制が必要である。

また、中小企業の支援ニーズは成長段階に応じて異なる。起業から安定期、成長期、事業承継時等、それぞれに応じた段階的かつ体系的な支援措置や環境整備が必要である。

##### **1. 中小企業の輸出および海外進出の拡大戦略の推進を**

わが国には、きらりと光る技術力やサービスを持った中小企業や潜在的な成長力を秘めた強い中小企業が数多く存在し、これらは日本経済の成長の源泉である。今般アセアン・ロードショーで来日した各国経済大臣からも、「技術に優れた中小企業はアセアン諸国にはなく、日本の中小企業のアセアン進出を熱望する」と高く評価され、中国や韓国からも同様の声が挙げられている。

中小企業の海外生産や事業展開が、国内での一時的な空洞化や雇用の喪失をもたらす可能性があるとしても、中長期的には中間財の輸出や生産の拡大、それに伴う雇用の回復といったリターン効果を生み出すため、アジア・新興諸国市場の成長を取り込むための、中小企業の輸出や海外進出を拡大する支援を強力に推進することが必要である（\*1）。

（\*1）企業間パートナーシップ等の推進を通じた海外展開のリスク低減対策、海外市場アクセスを強化する政府機関の機能革新（個別企業支援）等

##### **2. 企業の成長に応じた段階的な支援措置を**

###### **（1）起業の推進**

わが国は、長年にわたり廃業率が開業率を上回る状況が続き、事業所数、企業数ともに減少している。廃業率と開業率の逆転に向けて、起業準備段階のみならず、「死の谷」を乗り越えて事業が安定するまでの3～5年間、起業にかかるさまざまな課題解決を全国各地でサポートする施策が必要である（\*1）。

また、起業潜在力のある女性や青年層へスポットを当てた起業促進策も望まれる。

（\*1）起業家に対する支援ネットワークの構築、税・社会保険料の減免（起業後5年間）、親族間の資金融通を促進するための贈与税非課税枠の創設、金融措置（創業段階における資本性の長期融資制度の創設等）等

###### **（2）企業の成長を支える人材確保・IT経営支援**

中小企業の人材確保のため、大学等教育機関と中小企業を直接的につなぐ仕組みの構築が必要である。その仕組みの中で、キャリア教育やインターンシップの拡充などにより個々の企業の魅力を学生が体感できる機会を数多く設定し、学生や学校の個々の企業に対する意識・イメージを刷新することが重要である。

また、潜在的な労働力の活用のため、女性や高齢者の能力開発や職域拡大を促す仕組みの強化、さらにはグローバル人材確保の一環として、優秀な実績を残した技能実習生の在留期間延長や外国人留学生の就職支援も必要である。

小規模企業に重点を置いたIT経営支援など、生産性を飛躍的に向上させる積極的な取り組みを支援することも求められる。

###### **（3）成長分野へのさらなる参入促進・重点的支援**

中小企業技術革新制度（SBIR）における公募テーマの拡充等、成長分野への中小企業の参入を促進する措置を拡充することが必要である。

また、今後、成長の見込まれる分野（環境・エネルギー・新素材等）を重点に、高い技術力を有する中小企業の新製品・サービス開発力強化のため、一層効果的な支援が求められる。

###### **（4）中小企業の定義の見直しと中堅企業の支援**

日本経済の牽引役ともいえる中堅企業は、中小企業と同程度の規模であるにもかかわらず、中小企業支

援施策の対象となっていない。中小企業基本法の定義を見直し、中堅企業や中小企業について、業種、経営実態に応じた柔軟かつ体系的な施策や税制・金融措置を実施すべきである（\*1）。

（\*1）中小法人向け租税特別措置に準じた措置や税法の資本金基準の引き上げ、経済危機発生時におけるセーフティネット資金の安定供給等

#### （5）企業の事業承継の円滑化等

経営者の高齢化に伴い、事業を円滑に後継者に承継することが、中小企業の経営課題になっている。また、廃業を円滑化することにより新陳代謝を促すことも重要である。事業承継税制の大幅な拡充や、円滑な親族外承継、廃業の障害になっている個人保証の見直しが必要である。

### V. 疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに

疲弊した地域を再び活性化させ、日本再生へのエンジンとするためには、地域構造の抜本的な見直しが必要である。そのためにも、人口減少下でも持続可能な都市経営と環境負荷軽減に寄与するコンパクトシティの形成を促進するとともに、産学官民の連携を強化し、地域産業の創造と育成を図らなければならない。

また、国民生活や企業活動にとって真に必要なインフラ整備への投資を前倒しで積極的に実施し、基礎自治体の強化や道州制移行に向けた取り組みも加速する必要がある。

#### 1. コンパクトシティの実現に向けた制度の見直しと集中的な投資の実現を

##### （1）まちづくり関連法制度の見直し

現行のまちづくり関連制度には、都市部および周辺農村部を一体としてとらえ整備する都市計画制度がないことや、運用面の課題があり（中心市街地の指定が一市町村一区域のみである等）、未だ多くの地域でスプロール化が進行し、コンパクトシティが実現できていない。国は、まちづくり3法等現行制度の検証を早急に行い、コンパクトシティの実現に向けた制度の見直しを図る必要がある。

##### （2）都市機能の向上に向けた集中的な投資の促進等

コンパクトシティ実現の鍵として、まちづくり会社の存在や活用、さらには地域公共交通機関の整備の重要性が近年指摘されている。地方自治体等によるまちづくりへの投資（\*1）が求められるとともに、それらを支えるまちづくり会社や地域公共交通機関の整備、事業への財政支援等を強化することが必要である。

また、シャッター通りを再生するために、空き家、空き地の活用を促進する土地所有者等へのインセンティブ制度の導入等が求められる（\*2）。

（\*1）まちなかにおける公共・医療施設の集約化、高齢者向け住宅の整備、それらと一体となった商店街のリノベーション、都市景観の整備等

（\*2）コンパクトシティ形成に資する空き地等の貸与を行った者に対する、固定資産税などの優遇措置等

#### 2. 地域経済活動の活性化に向けた産学官民連携の強化を

##### （1）産学官民の連携による地域産業の活性化に向けた取り組みの促進

農林漁業、伝統産業、商業、観光等、地域に根差した産業の競争力を高め、雇用創出・拡大を通じて、地域経済の成長力を強化することが必要である。

このため、農林漁業の再生・6次産業化の推進、伝統産業と文化・芸術の融合、まちづくりと一体となった観光や商業の振興、コミュニティビジネスを通じた地域課題の解決等、幅広い分野で産学官民連携を強化し、具体的な共同プロジェクト等を数多く実施することが重要である。そのためにも、こうした連携を推進するコーディネーターを自治体、団体、企業等の中に数多く育成することが必要である。

##### （2）地域の知的資源を活かしたプロジェクトへの支援

地域にある大学や研究機関などの知的資源を企業等との共同プロジェクトの推進に結び付けるためには、大学等に対する財政面や人材面での国の支援が求められる。また、市民の小口資金をコミュニティビジネス等へ供給する仕組み（マイクロファイナンス等）を構築することも必要である。

### **（３）強い農林漁業実現に向けた取り組み**

地域の再生や活性化のためには、地域経済の基盤となっている農林漁業等の活性化も大きな鍵を握っている。規制緩和等を通じた農地の集約化・大規模化や特区の活用等、従来の着眼や発想にとらわれずに構造改革を進め、生産性向上と競争力強化により生産者の収入と雇用の拡大につなげていくことが必要である。

## **3. 真に必要な社会基盤の整備を**

### **（１）地域経済社会の基盤となる社会資本整備の促進**

地域経済の活性化に加え、防災・医療など生活の安全、安心を実現し、国内外の環境変化に対応した地域社会を作るには、その基盤となる社会資本の整備を急がなくてはならない。高規格幹線道路、新幹線、港湾、情報インフラといった社会資本やネットワークの拡充強化（\*1）、企業の国内立地を促すための方策、経済波及効果が高く、成長分野のマーケット拡大に直結するエコ住宅やシニア向け住宅などの住環境整備の促進が必要である。

（\*1）高規格幹線道路のミッシングリンク（未整備区間）の解消や、一定の受益・負担関係に基づく、低価格でシンプルかつ安定した料金制度の構築等

### **（２）基礎自治体の強化と道州制への移行推進**

各地域は権限と財源を持ち、歴史や伝統文化といった地域資源を十分に活かしながら、自らの創意工夫によって地域経済社会を再生していかななくてはならない。そのためには、住民に一番身近な行政サービスを担う市町村の足腰を強くする必要があり、市町村の行財政改革の推進、また、国と地方との財源配分のあり方の見直しなどにより、基礎自治体を強化していく必要がある。

一方、生活圈や経済圏が広域化する中で、治山・治水、交通体系の整備はもとより、都道府県の枠を超えて連携した観光振興など、広域的な地域づくりの課題に効率的・効果的に対応していくためには、道州制の導入が有効であり、その移行を推進すべきである。

## **VI. 再生戦略の確実な達成のために**

2010年新成長戦略の成果検証においては、未だ9割が「成果なし」とされた。再生戦略では同じ轍を踏んではならない。具体的個別政策における目標値と工程表を明確にし、実現状況と成果について、各界の様々な立場から評価することが不可欠である。

再生戦略をはじめ、国家の重要な経済財政政策においては、地域や中小企業の現場の生の声を聞き、その意見を十分に反映させるための体制を整える必要がある。

以上

日本の再生に向けての提言 ―中小企業と地域の成長を日本再生のエンジンに―

### **<提出先>**

政府、国会議員等

### **<実現状況>**

・24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」において、「グリーン」、「ライフ」、「農林漁業」の重点分野と、その担い手としての「中小企業」が日本再生の4大プロジェクトとして位置づけられ、予算・



政策資源等を重点配分することとされた。

- ・「中小企業戦略」、コンパクトシティの推進を重点施策とする「国土・地域活力戦略」他、11分野の成長戦略として実現。

## 「福島復興再生基本方針（案）」に対する意見

平成24年7月2日

日本商工会議所

福島復興再生基本方針（案）について、下記のとおり意見を提出する。

### 記

#### 1. 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢（7ページ13行目～）

○福島県内の放射線量は確実に減少しているが、科学的な根拠のない風評による被害はいまだ続いている。国は、除染の推進や食品の検査だけではなく、科学的な根拠のない風評を払拭するための説明周知に全力を尽くす必要がある。また、風評払拭に足るだけの放射線量等に関する信頼性の高い客観的基準の整備にまで国が責任をもってあたるべきである。

#### 2. 除染等の措置等の迅速かつ確実な実施等（45ページ15行目～）

○除染実施区域の除染は生活の空間だけでなく、企業や工業団地等の産業集積の高い地域の除染も迅速かつ確実に措置を講ずる必要があることを記載するべきである。

併せて、速やかな除染の実施に向け、民間事業者による除染業務の実施など、より柔軟な対応を図るべきである。

#### 3. 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項（56ページ1行目～）

○継続的な雇用の場の確保や、地域産業の活性化を図るため以下の措置を明記すべきである。

- ・電力の安定供給のための施策と安価な電気料金の設定
- ・福島県全体の新たな税制優遇措置
- ・再生可能エネルギーの推進のみならず、既存の発電所の復旧や、高効率火力発電の新增設の検討など幅広い支援

○県内全体で放射性物質による健康リスクによって人口減少が進んでおり、地域のコミュニティが弱体化するとともに、流通・サービス業にダメージを与えている。このため、中心市街地関連の支援策について、要件の緩和や予算の拡充を施策として明記すべきである。

#### 4. 企業の立地の促進等のための施策（77ページ8行目～）

○県内の工場等の新增設を推進するための有効な制度であり、直接的な地域経済の復興や安定雇用の創出を実現できる期待の大きい事業である「ふくしま産業復興企業立地補助金」を明記すべきである。

以上

## 「福島復興再生基本方針（案）」に対する意見

### <提出先>

復興庁

### <実現状況>

○7月13日、福島復興再生基本方針（福島復興再生特措法に基づく方針）を閣議決定。

- ・原子力災害からの復興再生：再エネ、医療関連産業の創出・集積等。
- ・避難解除区域等の復興再生：除染、金融支援、事業者の県外流出防止、事業再開支援、基金を活用した雇用創出、職業指導・紹介等
- ・福島全域への施策：福島ブランド再生、施設の復旧・整備、資金繰り・経営相談・販路開拓・業務拡大支援、観光振興、風評被害対策、工場用地の無償譲渡等

○7月20日、経済産業省は、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を公表。

不動産、財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等の幅広い損害項目について賠償金の一括払いを可能とすること等（包括請求方式を導入）により、住民の生活再建のための十分な金額を確保するもの。請求書類を7月31日より発送し同日受付開始。

○8月19日、環境省は、汚染土の中間貯蔵施設の設置で、福島県と同県双葉郡8町村に対し、双葉町2カ所、大熊町9カ所（後に6カ所に集約）、楡葉町1カ所の計12カ所（後に9カ所）を立地に向けた調査候補地として提示した。2013年3月末までに設置場所を決め、15年1月から運用を始める方針とした。

○9月4日、復興庁は、「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）」を公表し、福島県や関係市町村の復興施策の展開を加速していく個別具体的な取組をまとめた。

○1月1日、東京電力は、双葉郡Jヴィレッジ内に「福島復興本社」を設置。福島市、いわき市、郡山市、会津若松市、南相馬市に事務所を設置。平成25年末を目途に500人規模で要員を増強し、復興本社全体で4,000人以上の体制。

○2月1日、福島市内に「福島復興再生総局」が発足。現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断するため、復興庁福島復興局、環境省福島環境再生事務所、原子力災害現地対策本部の3組織を一元化。

○1月8日、消費者庁は、「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」を設置。風評被害の実態把握のため、2月から消費者の意識調査や小売・外食業者へのヒアリングを実施。

4月26日「食品と放射能に関する消費者理解増進のための施策の方針」を策定。

- ・地域で活動できる専門家（コミュニケーター）養成、全国で2,000人目標。
- ・子育て世代向けミニ集会、中核都市等でのセミナー、主要都市での大規模シンポジウムの開催、被災地産品フェア、学校・地域での消費者教育等。
- ・被災地の産業支援等：農業研究支援、外国への輸入働きかけ、国内外からの誘客促進等。

○25年度予算案

- ・除染関係費用として復興特別会計に6,095億円を計上。このうち、中間貯蔵施設の用地取得や実施設計などに146億円を充てる。

- ・福島県は平成 25 年度の風評被害対策の関連予算を 24 年度の 3 倍以上に拡大。テレビCMなど県産農産物の安全性をアピールする活動に関西や名古屋など他の大消費地でも展開する。

除染関係予算の推移 (億円)

	23年度 予備費	23年度 3次補正	24年度 当初予算	25年度 当初予算案	合計
除染の実施	2,179	1,997	3,721	4,978	12,875
放射性物質汚染廃棄物の処理	—	451	772	971	2,194
中間貯蔵施設整備費	—	11	20	146	177
合計	2,179	2,459	4,513	6,095	15,246

- ・福島復興に向けた平成 25 年度政府予算案

(1) インフラ整備

- ・東日本大震災復興交付金 5,918億円
- ・災害復旧事業 6,611億円
- ・復興関係公共事業 2,868 億円

(2) 産業振興・雇用

- ・グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 280億円
- ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 1,100億円
- ・農林水産業への支援 319億円
- ・避難解除等区域生活環境整備事業 24億円
- ・再生可能エネルギー導入支援等（浮体式洋上風力発電の実証研究等） 103億円
- ・福島産農産物等風評被害対策 3 億円
- ・福島県における観光関連復興支援 4 億円

(3) 除染・健康管理等

- ・放射性物質により汚染された土壌の除染 4,978億円
- ・中間貯蔵施設の設置に向けた取組 146 億円

(4) 新たな課題への対応[福島ふるさと復活プロジェクト]

- ・帰還加速・区域の荒廃抑制 48億円
- ・長期避難者支援 503億円
- ・定住にむけた環境整備 100 億円

○3月19日、避難解除等区域復興再生計画（復興庁策定・安倍総理決定）

生活環境の回復、帰還者・避難者支援、経済再生のために、2年、5年、10年と時間軸を区切った計画を策定。対象は南相馬市を含む10市町村。

- ・産業再生：補助金、課税特例、再エネ等の新産業創出、研究開発拠点整備、風評被害対策、ふくしまブランド再生等。
- ・公共インフラ整備：常磐自動車道、東北中央自動車道、小名浜港（いわき市）と常磐自動車道連結、JR常磐線等。

※27年度に南相馬市と田村郡三春町に「福島県環境創造センター」（放射能モニタリング、除染技術開発等）を開所する計画。

○4月2日、復興庁は、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」を策定。製品の検査、環境放射線量の把握、情報提供等コミュニケーション強化、製品の販路拡大、新商品開発、誘客促進等の対策を通じて、健康リスクの回避や農林水産業・商工業や観光業への風評的影響を克服し復興再生を図る。

○4月26日、復興庁は、福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画を認定。

再エネ、医薬に関する研究開発を行う拠点の整備を通じて、新たな産業の創出や産業の国際競争力の強化のために重点的に推進すべき内容を定めた。期間は平成25年～27年度。

○4月26日、改正福島復興再生特別措置法が国会成立。

- ・長期避難者の生活拠点の形成：生活拠点形成交付金の創設。
- ・公共インフラの復興・再生：従来の避難解除区域、避難指示解除準備区域に加え、居住制限区域、帰還困難区域における道路、河川、公共施設等の機能回復。
- ・課税の特例等による企業立地の更なる促進：従来の避難解除区域に加え、避難指示解除準備区域、居住制限区域でも事業再開における税制特例措置適用（特別償却、税額控除）。また、立地促進計画制度として新規事業者にも適用。

## 「エネルギー・環境に関する選択肢」に対する意見 -東日本大震災・原発事故からの復興と成長のために実現性ある選択を-

平成24年7月18日

日本商工会議所

東日本大震災と巨大な津波は多くの尊い人命を奪っただけではなく、我々が長く当たり前のものと感じていたエネルギーの安定供給を途絶させた。広範な停電や燃料不足は被災地の苦境を倍加させた。エネルギーなしには人間らしい暮らしも国民の生命、財産も守ることができないことを我々は痛感させられた。

我が国は震災後1年以上を経てもなお電力についてはその安定供給を確保できず、料金上昇のリスクにも直面したままである。安定的に低廉な価格でエネルギーが供給されることなくして、国民生活、経済活動は維持できない。企業は雇用も投資も行うことができず、国際競争力を失い、空洞化が加速し、生活水準も国力も低下していく。もとより東日本大震災・原発事故からの復興も成長もあり得ない。資源小国・日本がエネルギー安全保障の確保に失敗すれば、国家の自律性さえ失いかねない。国際社会に貢献する国家であることも難しい。

エネルギー政策は、快適な生活や産業活動の維持にとどまらない、国の命運を握る、極めて重要な基幹政策である。

政府は6月29日、「エネルギー・環境に関する選択肢」（以下、「選択肢」）を公表し、2030年における原子力発電の電源比率を基準に3つのシナリオ（ゼロシナリオ、15シナリオ、20-25シナリオ）を示した。これによって「国民的議論」を行い、エネルギー基本計画をはじめとする国策を定める方針としている。

しかし、今回示された「選択肢」は政策の選択肢として国民に問うには不明な点が多く、実現可能性の検証も不十分である。また、最終エネルギー消費に占める電力の割合は4分の1に過ぎず、4分の3を占める石油やガスを含めた一次エネルギー全体の姿も示されていない。

以下において「選択肢」の問題点を指摘するとともに、今、我が国が選択すべきエネルギー政策について意見を述べる。

### I. 「選択肢」の問題点

#### 1. 政府の成長シナリオとの不整合ーエネルギー不足が成長の制約に

「3つのシナリオ」は経済成長率（実質）について「慎重シナリオ」（2010年代1.1%/年、2

020年代0.8%/年)を前提としている。しかし、これは政府の日本再生戦略の基本方針(2010年代2%/年)と矛盾している。今回の選択肢に基づいたエネルギー供給計画の下で、成長戦略を進めた場合、エネルギー供給量の不足が成長の制約となる。

## 2. 非現実的な省エネルギーの前提－25%の節電、33%の省エネ

2030年の実質GDP規模は、「慎重シナリオ」であっても、2010年の約1.2倍になっている。一方、3つのシナリオとも、発電電力量については2010年実績から1割減、最終エネルギー消費量については、約2割減を「前提」としている。

	2010年	ゼロシナリオ	15シナリオ	20-25シナリオ
発電電力量	約1.1兆kWh	約1兆kWh (▲1割)	約1兆kWh (▲1割)	約1兆kWh (▲1割)
最終エネルギー消費量	約3.9億k1	約3.0億k1 (▲22%)	約3.1億k1 (▲19%)	約3.1億k1 (▲19%)

日本は省エネルギーの先進国だが、それでも、実質GDPの拡大により電力消費も、最終エネルギー消費も伸びているのがこれまでの傾向である。実質GDPが2割増加すると見込む以上、発電電力量、最終エネルギー消費とも2割増加することを想定しなければならない。2010年実績を起点にした1割の節電、2割の省エネは、実質的には25%の節電、33%の省エネを意味する。

このため、15シナリオ、20-25シナリオでは、住宅、自動車、設備、機器を新築・更新する際にその全てを最高効率のものにするとしており、実現のハードルは非常に高い。ゼロシナリオに至っては、既存の設備、機器に対する制限、禁止措置(重油ボイラーの禁止、省エネ性能の劣る住宅・ビルの賃貸制限等)など、厳しい規制を講じることとしており、実現可能性は極めて低いと言わざるを得ない。

前提としている省エネが進まなければ、電力不足となるおそれもある。

## 3. 再生可能エネルギーの実現可能性

2030年までに再エネ比率を30%とするには、太陽光と風力で毎年約476万kW、35%とするには毎年約570万kWの設備拡大が必要である(注1)。太陽光と風力だけでも高度成長期の大規模電源開発に匹敵する設備拡大を20年間続けることになり、実現可能性に大きな疑問がある。

(注1)「選択肢」15頁の表3「クリーンエネルギーの政策イメージ」に示された数値から必要な設備容量を以下のとおり積算。

2030年30%では、太陽光：666億(kWh)÷365(日)÷24(h)÷0.12(平均稼働率)＝6336万kW、風力：663億(kWh)÷365(日)÷24(h)÷0.20(平均稼働率)＝3784万kW、合計：6336万kW＋3784万kW＝1億120万kW、(1億120万kW－606万kW※)÷20(年)＝476万kW。

2030年35%では、太陽光：721億(kWh)÷365(日)÷24(h)÷0.12(平均稼働率)＝6859万kW、風力：903億(kWh)÷365(日)÷24(h)÷0.20(平均稼働率)＝5154万kW、合計：6859万kW＋5154万kW＝1億2013万kW、(1億2013万kW－606万kW※)÷20(年)＝570万kW。

(※2010年の設備容量は基本問題員会(平成24年2月22日)資料準拠)

急速な再エネ導入を可能とする事例に挙げられるドイツは、国土の地形の違いから網状の電力網を持っていること、平野が国土の7割を占めること(日本では3割。ドイツでは風力が多く、日本では水力が多

い)、周辺国とも電力網がつながっていること等の違いがあり、一概に比較対象にはならない。また、再エネ買取制度の大幅拡大により国民負担が増加(標準家庭で月1000円超)したため、太陽光の買取価格の引き下げ、全量買取を停止したことに加え、送電網の拡充やバックアップ用の火力発電所への投資負担が課題になっている。

我が国においても、国民負担の許容範囲や適切な導入量などを慎重に検討する必要がある。期待値でエネルギーの計画を立てるべきではない。もとより、再生可能エネルギーの促進は重要であり、高性能化、蓄電池等の技術・研究開発を強力に推進すべきである。

#### (1) 太陽光発電

再エネ30%の場合、太陽光を1000万戸の「現在設置可能なほぼ全ての住戸の屋根に導入」しているとされている。設置可能な住戸とは、耐震基準を満たし北向きではない等の1200万戸であり、うち90万戸は導入済みのため、1110万戸の9割に導入するという想定である。現実に1110万戸が「設置可能」なのか、稼働率はどうなのか等、疑問がある。仮に1000万戸導入を達成しても、約4000万kWの設備容量にしかない。30%達成には2336万kWの設備容量が足りないため、住戸以外の設備がメガソーラー(1000kW)換算で、23360カ所必要(≒東京23区の面積分)であり、ハードルは極めて高い。

また、35%の場合は、さらに200万戸の住戸に設置することになるため、一段の経済的負担を課し、堅牢度に劣る住宅を建て替えて導入を促進することとしており、実現可能性に乏しい。

#### (2) 風力発電

再エネ30%の場合、東京都の面積の1.6倍、35%の場合は東京都の面積の2.2倍のウインドファームが必要と想定されている。2010年の設備容量244万kWを30%の場合、3784万kW、35%の場合5154万kWまで増やす必要がある。風況が良い場所は系統から遠く離れている場合が多いことを考慮すると、1000万kW程度が導入可能量という推計もある(コスト等検証委員会報告書参考資料(平成23年12月19日))。シナリオに示されたような急速、大規模な導入は実現可能性に疑問がある。

立地制約も重要な問題であり、景観や自然環境など環境保全とバランスをとる必要がある。バードストライクや騒音、低周波音被害の問題もある。洋上風力開発では漁業権への補償も大きな課題である。また、導入が進むにつれて、立地条件が悪く、建設コストが高い場所に立地せざるを得ないため、コスト低減が進まない、あるいは高コスト化することが考えられる。

### 4. 国民負担に関する分かりやすい情報開示が必要

今回の各シナリオにおいて、国民負担がどの程度になるか不明な点が多く、十分な情報も開示されていない。原発依存度低減と省エネ投資、とりわけ急激な再生可能エネルギーの大規模拡大のため、相当の国民負担が必要となることが想定されるところであり、以下の点について分かりやすく情報を開示することが必要である。

#### (1) 電気料金の産業、社会全体への影響

社会全体に対する影響を考えるためには、家庭だけではなく産業用電気料金の情報が示されるべきである。

産業用電気料金の価格上昇効果は家庭よりも大きくなる可能性があるが、仮に家庭と同じ上昇効果として、全体の電気料金を試算すると、ゼロシナリオ(家庭の電気料金は概ね2倍強)の場合、約14.5兆円(2010年の9電力会社電気料金合計額)の負担増となる。

産業にとっては、相当の省エネ投資を行って消費電力を減らすか、生産の抑制や人員整理、給与の抑制

等で他のコストを絞るか、さもなければ廃業するかの判断を迫られることになる。

東京電力管内では4月から順次、自由化部門の値上げが実施されているが、平均17%の値上げでさえ、影響は極めて大きい。特に電力依存度の高い中小企業からは悲鳴に近い声が寄せられた。

産業用電気料金の大幅な上昇が現実になれば、著しい国際競争力の低下、雇用の喪失だけではなく、日本からものづくりが消滅することにもなる。「産業構造の転換」では済まない壊滅的なダメージが生じかねない。

### (2) 再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取費用、賦課金（電気料金に賦課される国民負担額）

再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取費用、賦課金は全く示されていない。買取費用・賦課金は、再生可能エネルギーの導入が電気料金にどのように反映するかを示す重要な情報であり、直ちに開示すべきである。

なお、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会（平成24年5月9日）では、今回のシナリオと条件が違うが、再エネ比率37%の場合、買取費用は7兆円程度、賦課金は8円/kWh超、31%の場合、それぞれ6兆円程度、6円超とする試算が示されている。賦課金6～8円/kWhの場合、これによる電気料金の上昇は2010年の産業用電気料金（13.65円）の44～59%に相当する。

### (3) 家庭の電気代

家庭の電気代について、価格弾力性（価格上昇による節電効果）を勘案した電気代（価格上昇効果から節電効果を引いた額を「電気代」として記載している）が示されているが、各シナリオ間の違いを比較するためには、価格上昇効果を前面に示すべきであり、節電効果を含んだ「電気代」だけでは、負担が過小評価されるおそれがある。（下表では、「エネルギー・環境に関する選択肢〔概要〕」をもとに、「価格上昇効果」「節電効果」を明記）。

	2010年	ゼロシナリオ	15シナリオ	20-25シナリオ
価格上昇効果 (A)	2010年1万円 /月	1. 9万 ～ 2. 2万	1. 7万 ～ 2. 0万	1. 3万 ～ 1. 9万
節電効果 (B)		▲0. 1万 ～ ▲0. 7万	▲0. 1万 ～ ▲0. 3万	▲0. 1万 ～ ▲0. 4万
家庭の電気代 (C) (A-B)		1. 4万 ～ 2. 1万	1. 4万 ～ 1. 8万	1. 2万 ～ 1. 8万

### (4) 系統対策コスト

今回の「選択肢」では、系統対策コストを35%の場合、5.2兆円、30%の場合、3.4兆円としている。他方、「エネルギーミックスの選択肢の原案」（総合資源エネルギー調査会基本問題委員会／平成24年6月19日）では、35%の場合の系統対策コストを2.1兆円、30%の場合の系統対策コストを1.2兆円としている。この格差について説明するとともに、根拠を明らかにすべきである。

### (5) 発電コスト

「発電コスト」については、電気料金との関係をはじめ定義が不明確である。また、示された数値の根拠も公表されていない。早急に公表すべきである。電源比率が変われば全体の発電コストも変わるはずだが、各シナリオ間の発電コストの差異が1円しかないことは不自然である。特に15シナリオ・20-25シナリオで発電コストが同額となっていることは理解できない。

(下表は「エネルギー・環境に関する選択肢」14頁の表2「シナリオごとの2030年の姿(総括)」の「発電コスト」に関する抜粋)

	2010年	ゼロシナリオ	15シナリオ	20-25シナリオ
発電コスト	8.6円/kWh	15.1円/kWh	14.1円/kWh	14.1円/kWh

## II. 我が国が選択すべきエネルギー政策のあり方

エネルギー政策は、安全性の確保を大前提に、安定供給・エネルギー安全保障、コスト・経済性、品質、地球温暖化問題への対応等を総合的に踏まえて、実現可能な方策を検討しなければならない。

今回示された「選択肢」はいずれも実現可能性に乏しい。また、地球温暖化問題への対応を重視するあまり、安定供給・エネルギー安全保障、コスト・経済性という国民生活を守る上で最も大切な要素が軽視されている。地球温暖化問題への対応は引き続き重要であるが、経済との両立を図りながら進めていくべきものである。

2030年の姿を考えるにあたっては、以下の視点を踏まえるべきである。

### 1. 時間軸を示したエネルギー政策を

2030年のエネルギー政策は、3～5年先の電力供給の見通しを明らかにし、10年先、さらにはそれ以降の時間軸の中で、シナリオをどのように展開していくかを示さなければ具体的な姿が見えてこない。このため、まずは当面する課題を解決し、2030年に至るプロセスを示す必要がある。

### 2. 原子力発電の安全性確保を

当面する課題の解決とともに、2030年に向けたプロセスにおいても、原子力発電を順次、再稼働していくことが必要である。安全性確保のために、不断の取り組みを進めるとともに、原子力発電に関わる技術と人材を維持・確保することが不可欠である。

### 3. 実現可能性のあるエネルギー政策を

多様な電源構成を維持することが、資源小国である我が国が国際競争力を維持し、暮らしや雇用を安定させるために重要である。地球温暖化問題への対応の観点からは、電源構成だけではなく、一次エネルギー全体の構成も踏まえ検討していく必要がある。また、再生可能エネルギーと省エネルギーは強力に推進していくべきだが、いずれも国民負担の許容範囲を含め現実的な目標を立てて導入を進めるべきである。こうしたことを踏まえれば、3つのシナリオのうち20-25シナリオは、新設や更新を含めて原子力発電を一定規模維持している点に限っては選択肢として取り得るが、その場合でも、省エネ、再エネについては実現可能な想定を行い、化石燃料で補うのが現実的な選択である。

さらに、技術の進展、省エネ・再エネの進展、エネルギー需要、国際情勢など不確実性が高いため、5年あるいは10年毎に、電源構成を含めエネルギー政策全体について、見直しを行うべきである。それにより実現可能性をさらに高めた計画としていく必要がある。

以上

エネルギー・環境に関する選択肢に対する意見

#### <提出先>

政府・省庁・政党等



## ＜実現状況＞

○9月14日、エネルギー・環境会議は「2030年代に原発稼働ゼロ」を目指すとする「革新的エネルギー・環境戦略」を決定。しかし、閣議決定は行わず、「戦略を踏まえて、関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行する」との文章を9月19日閣議決定した。

商工会議所を含む経済界の本戦略を問題視する主張により、閣議決定が回避された。

○1月25日、第3回日本経済再生本部で安倍総理からの指示

・(エネルギー政策)「経産大臣は、前政権のエネルギー・環境戦略をゼロベースで見直し、エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築すること。」

・(地球温暖化対策)「環境大臣と関係大臣が協力して、11月の地球温暖化対策の会議(COP19)までに、25%削減目標をゼロベースで見直すとともに、技術で世界に貢献していく、攻めの地球温暖化外交戦略を組み立てること。」

○2月28日、安倍総理施政方針演説「東京電力福島第一原発事故の反省に立ち、原子力規制委員会の下で、妥協することなく安全性を高める新たな安全文化を創り上げます。その上で、安全が確認された原発は再稼働します。」

○3月15日、総合資源エネルギー調査会総合部会(部会長:三村明夫新日鐵住金㈱相談役)がエネルギー政策の議論を開始。日商エネルギー・原子力政策研究会委員の秋元圭吾氏(産業環境産業技術研究機構)が委員参加となった。

○3月22日、需給検証小委員会が夏季の電力需給検証を開始。日商から中小企業政策専門委員会の清水委員(清水印刷紙工㈱)、日商エネルギー・原子力政策研究会委員の秋元委員(地球環境産業技術研究機構)が、それぞれ委員参加となった。

○3月29日、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会(経産省)と中央環境審議会地球環境部会(環境省)の合同会議が地球温暖化対策の議論を開始。産構審地球環境小委には大橋副会頭(神戸会頭、川崎重工業会長)、中環審地球環境部会には富田日商環境専門委員会委員(東京ガス)が、それぞれ委員参加となった。

## 平成 25 年度税制改正に関する意見

平成 24 年 7 月 19 日  
日 本 商 工 会 議 所

### 基本的な考え方

(経済の縮小に歯止めをかけ、将来への明るい展望を描ける政策の実行を)

超円高、欧州金融不安や資源価格の高止まり等の海外要因に加え、国内においては、長期に亘るデフレ、進まぬ震災復興、高い法人税、電力不足、地域の疲弊等に直面し、日本経済は縮小の一途を辿っている。企業や国民は将来の見通しが立たず、日本経済への自信と期待が揺らぎ、設備投資や消費を冷え込ませている。デフレからの脱却を図り、経済の縮小に歯止めをかけるとともに、少子高齢・人口減少社会を克服し、企業と国民が将来への明るい展望を描けるよう、経済の活力強化に軸足を置いた政策が強く求められ

ている。

#### (日本再生に向け、まずは経済・社会基盤の再構築を)

危機的段階にある日本経済の再生のためには、まずは、超円高の是正や、電力不足問題の解決、社会保障制度改革の断行等の経済・社会基盤の再構築が不可欠である。特に、社会保障制度は、社会を安定化させ、経済の活力を強化する土台である。持続可能な社会保障制度の構築に向けて、徹底した給付の重点化・効率化を行うとともに、税と保険料と自己負担、給付と負担のバランスのとれた改革を進める必要がある。また、消費税引上げ等痛みを伴う改革には、国民と企業の理解が不可欠であり、身を切る徹底的な行財政改革を断行する必要がある。

#### (中小企業を柱とした成長の実現を)

経済成長と国民生活の向上の担い手は企業である。特に、企業数の99.7%(420万社)、雇用の7割(2,800万人)、法人税の4割、消費税の5割強を担う中小企業は、雇用の最大の受け皿であるとともに、投資や消費を通じて経済の下支えに多大な貢献をしている。日本の再生には、中小企業がその重要な役割を担い続けていかなければならない。そのために、中小企業を戦略の柱とした成長を実現していくことが不可欠である。

この10年間で企業は65万社が減少し、300万人もの雇用の場が消滅している。雇用のみならず、技術やノウハウの伝承が途絶えることは、日本経済社会の大きな損失である。このため、新たな需要やマーケットを創出して、中小企業の仕事を増やすとともに、「価値ある企業を残す」ための円滑な事業承継の強力な後押しや、「企業を増やす」ための新規創業を促進する必要がある。税制においても、中小企業の成長を促す大胆で分かりやすい措置を講じていくことが不可欠である。また、日本における企業の公的負担(税・社会保険料)は国際的に高い水準にあり、労働分配率が8割にも及ぶ中小企業の負担は限界に達している。

#### (疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに)

疲弊した地域を活性化させ、日本再生のエンジンとするためには、地域経済を支える中小企業の活力強化を図り、賑わいのあるまちづくりを実現するとともに、地域産業の競争力を高め、雇用創出・拡大を通じた地域経済の成長力を強化することが重要である。

また、あわせて地域経済社会の基盤となる社会資本整備を促進するとともに、基礎自治体の強化や将来的な道州制移行を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる、安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

## 【目次】

<b>基本的な考え方</b>	…	1
<b>I. 消費税引上げに伴う弊害の是正</b>		
1. 円滑な価格転嫁の実現のため、徹底した広報をはじめ万全の対策の実施を	…	3
2. 景気の下振れをカバーし、経済成長を促進する景気・経済対策の実施を	…	3
3. 中小企業経営への影響を最小限に止める措置を講じるべき	…	4
4. 中小企業のさらなる負担増となる複数税率・インボイス制度の導入には断固反対	…	4
5. 消費税引上げに伴い、二重課税の解消を	…	5
<b>II. 事業承継と創業促進に資する税制を</b>		
1. 「価値ある企業を残す」ための事業承継税制の拡充・見直しを	…	6
2. 「企業を増やす」ための新規創業促進を	…	9
<b>III. 中小企業の活力強化に資する税制を</b>		
1. 企業の活力強化に資する税制措置を	…	10
2. 経営力の強化に資する税制措置を	…	12
3. 事業再生・継続を後押しする税制措置の拡充を	…	14
<b>IV. 内需拡大・地域活性化に資する税制を</b>		
1. 内需拡大に資する税制の拡充を	…	16
2. 地域の「自主・自立」を確保し、地域の成長を促す地方税制の確立を	…	18
3. 地域経済の活性化に向けた税制措置を拡充すべき	…	18
<b>V. 納税環境整備の充実を</b>		
1. 社会保障と税の共通番号(マイナンバー)は社会的インフラとして早期導入を	…	21
2. 歳入庁は、納税側・徴収側双方の負担軽減につながる観点からの検討を	…	21
3. 寄附金控除の年末調整の対象化には反対	…	21
4. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対	…	21
5. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化を図るべき	…	21
6. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担の軽減を	…	22
7. 延滞税等の引下げ、適正化を	…	22
8. 不納付加算税の軽減を	…	23
9. 租税教育の充実を	…	23
10. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を	…	23
<b>VI. 経済活動・国民生活に資する税制</b>		
1. 所得税関係	…	24
2. 法人税関係	…	24
3. 所得税・法人税共通関係	…	24
4. 地方税関係	…	24

## I. 消費税引上げに伴う弊害の是正

社会保障制度は、社会を安定化させ、経済の活力を強化する土台として、持続可能なものでなくてはならない。社会保障制度改革は、「自助と共助」をベースとして、給付と負担の関係が明確である現行の社会保険方式を基本に、不足部分を公費で補う考え方を堅持して進める必要がある。

政府は、断固たる決意で社会保障と税の一体改革に取り組み、徹底した社会保障給付の重点化・効率化を図り、消費税率10%の範囲内で一定期間は持続可能となる全体をパッケージとした改革を早期に断行すべきである。

消費税引上げは、景気や経済成長、中小企業経営に大きな影響を及ぼすため、デフレ脱却を実現するとともに、円滑な価格転嫁の実現等、以下に掲げる十分な対策の実施が不可欠である。

### 1. 円滑な価格転嫁の実現のため、徹底した広報をはじめ万全の対策の実施を

今回の消費税引上げは、「デフレ経済下における引上げの決定」、「1年半という短期間で段階的な引上げ」という点でこれまでと異なる。過去に比べて、中小企業の価格転嫁がより一層深刻な問題となるため、政府は、これまでにない徹底した広報をはじめ万全の価格転嫁対策を講じる必要がある。

#### (1) これまでの取り組みを圧倒的に超える徹底した広報の実施を

政府は、まず「消費税は価格に転嫁されるものである」ことを国民や事業者、特に、取引上強い立場にある者に対して、明確なメッセージとして発信すべきである。各種マスメディアはもとより、あらゆる機会を通じて、これまでの取り組みを圧倒的に超える広報を効果的かつ継続的に実施することが極めて重要である。

#### (2) 過去の全ての価格転嫁対策の実施をはじめ、あらゆる手立ての継続的な実施を

政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部において、「消費税は価格に転嫁されるものである」ことを明確に位置付け、そのうえで、過去の価格転嫁対策を全て行うとともに、あらゆる効果的な対策を実施する必要がある。価格転嫁対策は、引上げ時の一過性に終わることなく、継続的に取り組むことが重要である。

#### (3) 価格表示は、混乱を招かぬよう慎重な対応を

価格表示については、事業者間取引と対消費者取引を区別して考える必要がある。

事業者間取引における価格表示については、価格表示と価格転嫁は別の問題であり、特定の表示方式の義務化等の規制を行うべきではないとの意見が会員企業の中には多い。対消費者取引については、扱う商品や取引の形態により様々な意見があり、また現行の総額表示制度は、消費者・事業者の双方に定着していることから、混乱を招かぬようにすることが必要である。

### 2. 景気の下振れをカバーし、経済成長を促進する景気・経済対策の実施を

過去の消費税導入・引上げに際しては、これまで景気の下振れが生じてきた。今回は税率の引上げ幅が大きく、これまで以上の景気の下振れが想定され、駆け込み需要や引上げ後の反動減なども予想される。景気の下振れをカバーするとともに、経済成長を促進する景気・経済対策を早期に策定・実施する必要がある。特に、以下に掲げる措置が強く求められる。

- ① 購入価格が高額で、経済への波及効果が大きい住宅等の取得に対する実効性の高い措置が不可欠
- ② 消費税引上げに伴い、落ち込みが想定される地域経済の需要喚起のため、交際費の全額損金算入を認めるべき
- ③ 消費税引上げに伴う中小企業の投資減退を防ぐため、事業意欲を高める観点から臨時的に中小企業投

資促進税制を大胆に拡充すべき

### 3. 中小企業経営への影響を最小限に止める措置を講じるべき

中小企業は、取引上弱い立場に置かれ、消費税の価格転嫁が困難な場合が多いため、消費税引上げに伴う利益率の減少やキャッシュフローの悪化による廃業・倒産、消費税の滞納の増加が懸念される。中小企業経営への影響を最小限に止める財政上、税制上の措置を講じる必要がある。

- ① 納付回数を任意に選択できる制度の創設
- ② 消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等
- ③ 消費税引上げで業績が悪化する企業への公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
- ④ 延滞税の特例基準割合の期間（4.3%、2か月）の延長、金利（2か月経過後、14.6%）の引下げ
- ⑤ 消費税引上げに伴うソフトウェアや設備、店舗改装等への補助金や税制措置の拡充（少額減価償却資産特例の上限300万円の引上げ、商業・サービス業の設備導入、店舗改装等に対する投資減税等）
- ⑥ 納税事務および徴税負担軽減の観点から、仕入税額控除の記載要件の緩和（請求書等の証憑書類に必要とされる記載が行われている場合は、帳簿への記載事項を一部省略できるようにする等）

### 4. 中小企業のさらなる負担増となる複数税率・インボイス制度の導入には断固反対

#### （1）単一税率は堅持すべき

逆進性対策として、給付付き税額控除に加え、複数税率が検討されているが、複数税率を導入しているEU諸国では大きな混乱が生じており、レポート等でも多くの問題点が指摘されている。わが国の消費税制度は、徴税効率が高く、事業者の事務負担に配慮された、国際的に高く評価されている制度であり、問題点の多い複数税率をあえて導入する必要はない。

複数税率を導入すべきでない理由は、以下に掲げるとおりである。

- ① 軽減税率の対象品目の選定や税額計算等で大きな混乱を招く。事業者に追加的な煩雑な事務負担増を強いる。
- ② 高額所得者も軽減税率の恩恵を受けるため、逆進性対策としての効果が薄い。
- ③ 必要な税収確保のためには、標準税率をさらに高い水準に設定しなければならない。

なお、逆進性対策については、社会保障と税の共通番号を早期に導入して、真に措置すべき者を特定し、きめ細かな給付支援や給付付き税額控除で対応すべきである。

#### （2）インボイス制度を導入すべきではない

インボイス制度の導入は、中小・零細事業者に多大な事務負担を新たに課すことになるため、行うべきではない。

インボイス制度は、「1枚毎の帳票」を消費税額の算出根拠とするため、中小・零細事業者に1枚1枚の煩雑な帳票処理（発行、管理、税額計算）を新たに課すことになる。インボイス制度が導入されると、従来のように、法人税や所得税とともに帳簿に基づき消費税額を算出することができなくなるため、二重の煩雑な事務負担が生じることになる。消費税引上げの影響を大きく受ける中小・零細事業者に、消費税負担増に加えて、さらなる多大な事務負担を強いる制度は導入すべきではない。

また、100万の農家を含む500万を超える免税事業者が取引から排除され、廃業・倒産に追い込まれる可能性もある。

現行でも帳簿に加え、請求書等の保存が義務付けられており、課税の透明性は十分に確保されている。

#### （3）簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しは直近の複数年度の実績で判断すべき

税制抜本改革において、簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しが示されているが、企業の経営実態に

より実際の仕入れ率は毎年大きく変化することから、単年度だけでなく、東日本大震災後の中小企業の経営状況等も踏まえ、直近の複数年度における実際の仕入れ率とみなし仕入れ率の差異を精査して、慎重に判断すべきである。

#### 5. 消費税引上げに伴い、二重課税の解消を

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、自動車取得税、酒税等をはじめとする二重課税の問題があり、今回の消費税の引上げの機会に、以下に掲げる二重課税の解消を図るべきである。

##### ① 印紙税

##### ② 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税等）

##### ③ 自動車に課せられる税（自動車取得税、自動車重量税<sup>※</sup>）

※自動車重量税は、自動車税との二重課税

##### ④ 嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）

##### ⑤ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

## II. 事業承継と創業促進に資する税制を

中小企業は、企業数の99.7%（420万社）、雇用の7割（2,800万人）を占め、わが国の経済基盤を支える成長の源泉である。中小企業は、厳しい経営環境に晒されながらも、今なお、地域経済の中核を担い、雇用の受け皿として重要な役割を担っている。

わが国は、長年にわたり開業率が廃業率を下回る状況が続き、企業数が減少し、雇用の場が失われている。また、技術やノウハウの伝承が途絶えることは、日本経済社会の大きな損失である。経済活動を担う主体である企業の存続を図り、また、増やしていくことに注力することが強く求められており、「価値ある企業を残す」ための円滑な事業承継の強力な後押しと、「企業を増やす」ための新規創業の促進が必要である。

### 1. 「価値ある企業を残す」ための事業承継税制の拡充・見直しを

戦後創業した中小企業においては、経営者の世代交代期を迎えている。中小企業の事業が円滑に承継されなければ、雇用の場が失われ、消費にも影響を及ぼすとともに、技術や経営ノウハウの伝承が途絶え、わが国の産業競争力は大きく損なわれることになる。また、円滑な事業承継が進まず、高度な技術等、競争力を有しながらも廃業や海外企業への株式売却を検討する中小企業も少なくない。

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業が、世代を超えて雇用を確保し、高度な技術等を次世代につないでいくことは、経済成長の実現のために必要不可欠であり、事業承継に係る相続については、企業の清算を前提とするのではなく、事業継続を前提として考えていく必要がある。

今や、国際的に見ても、相続税自体が存在しない国やシンガポールや香港のように国際競争力強化の観点から相続税を廃止した国・地域が存在する。税制抜本改革において、相続税の基礎控除の引下げや最高税率の引上げおよび税率構造の見直しが示されているが、円滑な事業承継を阻害するだけでなく、海外への資産流出を招くことから、反対である。

平成25年度税制改正においては、わが国経済の活力強化をもたらすような事業承継税制の拡充を、確実かつ大胆に実現すべきである。

#### （1）非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件の改善を

平成20年に経営承継円滑化法が施行され、非上場株式等に係る相続税および贈与税の納税猶予制度は導入から4年が経過したが、わずか500件程度の利用にとどまっている。「利用要件が厳しく、使い勝手

が悪い」と多くの問題点等が指摘されており、「使い勝手の良い制度、使える制度」へと改善すべきである。

① 納税猶予打ち切り基準（５年間雇用８割の維持等）の緩和を

東日本大震災やリーマンショックのような外的要因による経営悪化により、雇用維持要件（５年間雇用８割）を下回った場合に、直ちに納税猶予打ち切りとならない措置を講じるべきである。

② 贈与税の納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税制度を選択可能とする措置の創設を

納税猶予の認定が取り消された場合に、暦年課税制度による贈与税の負担に加え、制度の利用開始時点まで遡って利子税が付加されるため、事業承継が極めて困難になることから、相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じる必要がある。

③ 贈与税の納税猶予における被相続人の事前の役員退任要件の撤廃を

事業承継後においても、先代経営者の経営ノウハウを活用することは企業の成長にとって重要である。そのため、被相続人の事前の役員退任要件を撤廃し、代表権のない有給の取締役でも認めるべきである。

④ 相続税の納税猶予の認定が取り消された場合に延納や物納を認める措置の創設を

非上場株式は換金性に乏しいため、相続税の納税猶予が取り消された場合の延納・物納の選択を認める措置を創設すべきである。

⑤ 納税猶予制度の対象会社の拡大を

本税制の対象会社を中小企業基本法の中小企業から、グループ法人税制基準の資本金５億円以下に拡大すべきである。

⑥ 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化を

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

⑦ 一般的な相続時精算課税制度を活用した株式の納税猶予制度の適用化を

納税猶予制度が導入される以前に、一般的な相続時精算課税制度により生前贈与された株式について、相続税の納税猶予制度の適用対象に含めることを選択できる措置を講じるべきである。

（２）非上場株式を相続税・贈与税の対象外とする経営承継円滑化法の趣旨に沿った改善を

非上場株式を相続税・贈与税の対象外とし、それ以外の財産に相続税・贈与税を課す経営承継円滑化法の趣旨にのっとり、納税猶予制度の以下に掲げる項目を改善すべきである。

① 農地の納税猶予制度との制度上の差異の是正を

(ア) 納税猶予制度の計算方式の見直しを

農地の納税猶予額の算定にあたっては、相続税の累進税率のうち、高い税率から適用されるが、非上場株式の場合には低い税率から適用されている。株式の納税猶予についても、農地と同様に税率の高い部分から猶予されるように見直すべきである。

(イ) 債務控除される財産の順番の変更を

負債を相続した際に、農地の場合には、農地以外の相続財産から相殺されるため、債務控除される順番を変更し、農地と同様に非上場株式以外の相続財産から相殺できるように見直すべきである。

② 発行済議決権株式の総数上限（3分の2）の撤廃を

納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した議決権株式等と、相続開始前から保有していた議決権株式等を合わせて、発行済議決権株式の総数の3分の2までの上限があるが、この上限を撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。

③ 相続税の納税猶予割合の100%への引上げを

経営承継円滑化法成立時の付帯決議において検討課題とされた、相続税の納税猶予割合の100%への引上げについて、円滑な事業承継のために実現すべきである。

(3) 親族外承継の円滑化を

親族外承継が4割にも上る現状において、親族外承継に対する税制措置を拡充することにより、中小企業の事業の継続を図り、雇用の維持・創出につなげることが重要である。

① 納税猶予制度における後継者の「先代経営者の親族であること」の要件撤廃

② 法人が中心的な同族株主と株式を売買する場合の株式評価の小会社強制適用の廃止

③ 同族株主判定の際の特例的評価方式の適用範囲の拡大

④ 親族外役員等純然たる第三者とは言えない者が同族株主から株式を取得する場合の財産評価基本通達の原則的評価の不適用

(4) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直しを

取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（平成21年2月）において、実務上広く活用されている収益還元方式やDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式など多様な評価方法が提示されている。こうした点を踏まえ、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すべきである。

(5) 事業用資産を円滑に承継する観点から相続時精算課税制度の見直しを

事業の後継者以外に事業用資産が相続されることで、円滑な事業継続に大きな支障が出ている。事業用資産の分散を防止し、後継者に事業用資産を集中させることが重要である。そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合に、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等について、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

(6) 分散した株式の集中化を図る税制措置の創設を

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を創業者一族が取得する場合、当該非上場株式が高く評価されるため、後継者による他の発起人からの買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面で譲渡している場合、株主の相続等で株式が分散しているケースにも同様の問題が生じている。

安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、特例的評価方法（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

(7) 担保提供した個人資産は、事業用資産に準じ評価方法を見直すべき

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業



は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

#### （８）個人事業主等の事業承継を阻害する相続税の課税強化には反対

税制抜本改革に示されている、新たな相続税の課税強化（基礎控除の引下げ、最高税率引上げおよび税率構造の見直し）は、雇用維持に大きな役割を担っている中小企業や地域社会を支える駅前商店街等の個人事業主の円滑な事業承継に悪影響を及ぼすだけでなく、わが国資産のさらなる海外流出を招くため、行うべきではない。競争相手国であるアジア諸国等が相続税を廃止する中、相続税の課税強化は国際的な流れに逆行するものである。

## ２．「企業を増やす」ための新規創業促進を

開業率が廃業率を下回る状況が続いており、企業数の減少傾向に歯止めがかかっていない。このままでは、わが国経済の縮小を招き、失業者の増大等が懸念される。創業は、経済社会に新陳代謝をもたらし、経済活力を増大させるのみならず、雇用の増加にも大きく貢献するものである。新成長戦略において目標に掲げられている「起業 100 万社」の達成に向け、創業マインドの醸成や、創業準備段階から強力なサポートを実施するとともに、税制面からも後押ししていくことが必要である。

創業時においては、会社設立の資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓等に多額の資金がかかる一方、十分な資金を調達することが困難なケースが多く、果敢にチャレンジする企業が苦難を乗り越えて成長していけるよう、以下に掲げる税制措置が必要である。

#### （１）創業後 5 年間の法人税免税、社会保険料の減免、欠損金繰越控除期間の無期限化を

創業する中小企業の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、創業後 5 年間の法人税免税や社会保険料の減免、およびその間に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を図るべきである。

#### （２）会社設立に係る印紙税および登録免許税の廃止を

企業設立に係る費用を最小化し、創業する中小企業の負担軽減を図るため、会社設立に係る印紙税および登録免許税を廃止すべきである。

#### （３）創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠(1,000 万円)の創設を

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000 万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

#### （４）エンジェル税制の拡充を

適用企業要件である売上高成長率（25%超）の引下げや、創業 3 年以内を 5 年以内に延長する等の要件緩和を図るとともに、ベンチャー企業への投資促進の観点から、投資額の所得控除の上限額（総所得金額の 40%または 1,000 万円のいずれか低い方）を上げる必要がある。

#### （５）ベンチャー企業への投資促進の拡充を（法人版エンジェル税制の導入等）

ベンチャー企業の株式購入時に投資額の一定割合を税額控除できる制度を創設するとともに、個人投資家においては、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算の実現を図るべきである。

### Ⅲ. 中小企業の活力強化に資する税制を

#### 1. 企業の活力強化に資する税制措置を

(1) 中小法人の軽減税率を含む法人税のアジア諸国並みへの引下げを

わが国は、長期に亘るデフレをはじめ多くの課題をかかえ、企業や国民は将来の見通しを描けず、日本経済への自信と期待が揺らいでいる。現在はさらに、超円高や電力不足問題等によって、足元の経済基盤、発展基盤が失われつつある危機的段階へと事態が悪化している。こうした状況を放置すれば、空洞化が急激に加速し、雇用がさらに失われ、国民生活に大きな影響を与えることは明らかである。現在の危機的状況から一刻も早く脱却するためには、わが国の立地競争力の強化が急務である。

そのため、中小法人の軽減税率を含む法人税率は、復興増税期間の終了を待たずに、直ちに競争相手国であるアジア諸国並みに引下げる必要がある。特に、中小法人の軽減税率は、国際競争に打ち勝つ水準(11%以下)に早急に引下げるべきである。

法人税引下げは、企業活動を活性化させ、新たな雇用や設備投資をもたらし、結果的に国民生活の向上に資するものである。

- ① 法人実効税率(国税・地方税)のアジア諸国並みの20%台への引下げ
- ② 中小軽減税率の11%以下への引下げ、適用所得金額の拡大(800万円⇒1,600万円)

(2) 日本経済の牽引役であり、地域社会の安定を支える中堅企業を後押しする税制措置を

厳しい経済環境下で、日本経済を牽引するとともに、地域社会の安定のため、地域において雇用の場を提供する中核的な役割を果たしてきた中小・中堅企業が疲弊し、倒産・廃業の危機に陥っている。

現在の中小企業向けの租税特別措置は、地域を支える資本金1億円超の中小・中堅企業が対象となっていない。地域の中核を担う中小・中堅企業の成長を後押しするため、留保金課税の廃止や中小企業向け租税特別措置に準じた措置が必要である。また、税法の資本金基準の引上げも検討すべきである。

#### ① 留保金課税の廃止

激しい経済変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。自己資本の充実を抑制し、企業の成長を阻害する留保金課税は廃止すべきである。

#### ② 欠損金繰戻還付制度の適用対象の拡大

地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を資本金10億円以下の中堅企業にまで拡大すべきである。

(3) 中小企業の租税特別措置の拡充・本則化を

経済成長や雇用を支える中小企業の技術開発・研究開発・設備投資等の成長に向けた取り組みを税制面で後押しすることは、極めて重要である。多様な中小企業の成長力をより一層高める観点から、中小企業がその成長に伴い発生する様々なニーズに対応する、使い勝手が良い租税特別措置のメニューを揃えておくことは重要である。

#### ① 中小企業投資促進税制の拡充・本則化を

中小企業の生産性の向上や成長力の強化に向けた設備投資を後押しする中小企業投資促進税制は本則化する必要がある。また、十分な資金を確保できず、中古設備での生産性向上を図らざるを得ない中小企業が多いことから、対象資産に中古設備を加えるべきである。

## ② 少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・本則化を

少額減価償却資産の特例は、利用頻度が高く、恒常的に利用されているが、経営環境の変化に伴い随時更新が必要なサーバやセキュリティ機器、製造業等で減耗の激しい器具等が対象価額を超えるケースがある。中小企業の生産性の向上および納税事務負担の軽減の観点から、現行の対象価額（30万円未満）と取得合計額の上限（300万円）を上げたいうえで、本則化すべきである。

## ③ 研究開発促進税制の拡充を

わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しする観点から、総額型については、税額控除限度額を30%に戻し、かつ、中小企業に対する一律12%の控除率を上げるべきである。

## （4）企業活力の強化を図る政策減税は、予算全体かつ複数年度で効果を考えるべき

今後の財政運営においては、経済の拡大により歳入増を図り、中長期的な財政健全化を進めていくことを基本とすべきである。このため、「ペイアズユーゴー原則」（新規政策のためには安定財源の確保が必要）のもと、同じ税目の中で増減税を調整するのではなく、本来の趣旨に則り、予算全体の中で財源確保を図るべきである。特に、企業活力の強化を図る政策減税は、企業の発展により将来的な税収増をもたらすものであり、財政に及ぼす効果を複数年度で考える必要がある。

## （5）中小企業等の租税特別措置の利用制限は容認できない

平成23年に会計検査院から意見表示がなされた「大企業並みの所得のある中小企業の軽減税率と租税特別措置の適用範囲の見直し」について、平成23年度および平成24年度税制改正大綱において検討事項とされている。

中小企業に対する軽減税率や租税特別措置は、企業活力を増大させ、成長を促進させるものである。会計検査院の指摘は、中小企業の将来に向けた発展を否定するものであり、到底容認できるものではない。税制改正大綱の検討項目から外すべきである。

## （6）役員給与に係る税制措置の拡充を

役員給与については、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、少なくとも年度途中で改定を事業年度開始から半年後まで認める等、柔軟で機動的な仕組みとすべきである。

## （7）印紙税は速やかに廃止を

印紙税は、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制であり、消費税との二重課税でもある。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いことや、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。

税制抜本改革において、「建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書および金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する」ことが示されているが、その方針にかかわらず、印紙税そのものを速やかに廃止すべきである。

## (8) 企業年金制度の環境整備のための税制措置の拡充を

わが国の雇用の7割を支える中小企業が最適な企業年金・退職金制度を充実させることは、従業員の将来への不安の払しょくや福利厚生の上昇に資するものであり、以下に掲げる税制措置を講じるべきである。

### ① 最適な企業年金制度・退職金制度を構築するための環境整備を

特別法人税については、「拠出時・運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反しており、完全撤廃すべきである。

確定拠出年金については、脱退一時金の支給要件の一層の緩和など、制度のさらなる改善を図るべきである。

### ② 特定退職金共済制度の拡充を

特定退職金共済制度における加入対象者について、中小企業退職金共済制度と同様に、同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できるようにするなど、その範囲を拡大すべきである。

## (9) 企業会計上費用とみなされる貸倒引当金等の損金算入を

中小企業においては、税制と会計の調和は極めて重要であることから、中小会計要領をはじめ、企業会計上費用とみなされている貸倒引当金や賞与引当金、退職給付引当金等について、損金算入を認めるべきである。

## 2. 経営力の強化に資する税制措置を

### (1) 中小企業の経営力強化に資する税制措置を

#### ① 償却資産に係る固定資産税の廃止を

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、早急に廃止する必要がある。少なくとも免税点(150万円)の引上げを図るべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税(30万円)と地方税(固定資産税(20万円))において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

#### ② 個人事業主の所得税負担の軽減等を

個人事業主は、地域社会に根付き、雇用を支える存在として、重要な役割を果たしている。個人事業者の経営基盤の強化を図るため、中小法人の軽減税率の引下げにあわせて、青色申告控除(65万円)、個人事業税の事業主控除(290万円)の拡充等、個人事業者の所得税負担の軽減等を図るべきである。

#### ③ 減価償却制度のさらなる見直しを

現行の減価償却制度は、償却期間が長過ぎる等、企業の設備投資サイクルに適合しておらず、企業の前向きな事業活動を阻害している。技術革新のスピード等に対応した減価償却資産の法定耐用年数の短縮化等、減価償却制度のさらなる見直しを図るべきである。

#### ④ 人材確保・能力開発税制(仮称)の創設を

中小企業は雇用の7割を占め、地域経済社会を支える基盤である。経営資源が限られている中小企業において、人材の確保や能力開発は極めて重要である。中小企業の採用活動に伴う費用や教育訓練

費など人件費の増加額の一定割合を税額控除する制度を創設すべきである。

⑤ 継続的に従業員を雇用する中小企業等の社会保険料負担の減免措置の創設を

中小企業の雇用の安定化を後押しするため、新規創業・ベンチャー企業や継続的に従業員を雇用している中小企業に対し、社会保険料の事業主負担分の一定割合を減免する措置を創設すべきである。

⑥ 中小企業の経営力向上に資する税制措置の創設を

中小企業の収益性を向上させ、雇用の増大や地域の活性化が図られる好循環を創り出すため、経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

⑦ 中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設を

中小企業が事業を拡大し、収益を上げていくためには、技術開発・研究開発・設備投資等により開発した製品の市場開拓や販売促進が不可欠であり、中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設が必要である。

(2) 中小企業の国際化に対する税制面からの後押しを

① 中小企業の海外展開・販路拡大への取り組みに係る費用の税額控除の創設を

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展に対応するために、中小企業においても輸出や事業の国際化等の海外展開を積極的に推進し、アジア等の活力を取り込んで成長していくことが重要となっている。

ヒト・モノ・資金・情報等経営資源が限られている中小企業においては、海外展開への取り組みは、困難かつ相当な費用やリスクを伴う。そのため、海外の見本市や商談イベント等に要する費用、F/S（フィージビリティ・スタディ）調査等の海外進出の事前調査に係る費用、海外展開支援専門家のコンサルティング費用、販売促進に係る費用、海外特許調査や取得に係る費用等の一定割合を税額控除する制度等、中小企業の海外展開・販路拡大を強力に後押しするための、使い勝手が良く実効性の高い措置を創設することが必要である。

② 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充を

海外市場の開拓により、輸出による外需の取り込み、現地生産による新たな需要の創出等の動きが今後も加速する中、わが国企業が国内に研究開発拠点等の機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環を創り上げていくことが極めて重要であり、以下に掲げる税制措置が必要である。

(ア) 中小企業における受取配当金の全額益金不算入を

平成 21 年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進させるため、外国子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として 5%分が相殺され 95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

(イ) 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直しを

成長著しい中国等を中心とした各国との租税条約の改定を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。

(ウ) 外国税額控除の繰越期間の延長を

企業の国際競争力維持・強化のため、外国税額控除を米国並みに拡充する必要がある。外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から10年に延長すべきである。

(3) 欠損金制度の拡充を

① 中小企業の欠損金の繰戻還付期間を2年に拡充を

欠損法人のキャッシュフローの改善を図るため、欠損金の繰戻還付期間を2年に拡充すべきである。

② 欠損金の繰越控除期間のさらなる延長を

わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整備するため、国際水準に合わせて、欠損金の繰越控除期間を延長すべきである。

3. 事業再生・継続を後押しする税制措置の拡充を

中小企業をめぐる経営環境は依然厳しく、今年度末には中小企業金融円滑化法の期限が到来すれば、さらなる倒産の増加が見込まれる。地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業の事業再生・継続への取り組みを力強く後押ししていくべきである。

(1) 過年度処理における損金算入の要件緩和を

早期の事業再生を図るため、中小企業再生支援協議会が外部専門家に依頼した財務調査で指摘された過年度の会計処理において、損金算入要件を緩和すべきである。

(2) 私財提供等があった場合の損金算入の要件緩和を

「私財提供等があった場合の損金算入制度」の適用を受けるには、民事再生計画の開始決定等の法的手続きが必要であるが、役員または株主単独による債務免除について、中小企業再生支援協議会が関与する事業再生計画における私財提供の場合においては、その適用を認めるべきである。

(3) 事業再生における減損会計適用要件の緩和を

現在、会計上では資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に減損会計が適用されるが、法人税法では法的整理によるなど、一定の要件を満たさない限り、損金算入が認められていない。事業再生の局面においては、私的整理を含め、損金算入を認めるべきである。

(4) 産活法に基づく「第二会社方式」による認定企業の固定資産税の負担軽減を

産業活力再生特別措置法に基づく「第二会社方式」により認定を受けた計画に基づき再生に取り組む企業に対して、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

(5) 事業再生税制における一定の私的整理要件の緩和を

法的整理および「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」により事業再生が図られた場合、資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる事業再生税制において、「2以上の金融機関が債務免除すること」が「一定の私的整理」の要件の一つとなっているが、事業再生の迅速化を図るため、「1以上の金融機関」とすべきである。

#### IV. 内需拡大・地域活性化に資する税制を

デフレから脱却し、日本経済を持続的な成長軌道に再び乗せるためには、潜在需要を掘り起こし、投資や消費の好循環につなげていくことが重要であり、以下に掲げる措置を講じる必要がある。また、内需喚

起に向け、わが国全体で3兆円の経済波及効果、15万人の雇用が期待される2020年のオリンピック・パラリンピックの招致は、確実に実現しなければならない。

## 1. 内需拡大に資する税制の拡充を

### (1) 個人所得課税の見直しを

#### ① 所得税の課税強化は人材や資産の海外流出を招く懸念が大きい

日本経済の成長のためには、消費を支え、内需拡大に寄与する中間層の復活とともに、海外からの投資や優秀な人材の確保が不可欠である。所得税の課税強化は、長年、所得が減少している中間層の消費マインドを低下させ、グローバル化が進展する中で、わが国人材や資産の海外流出をさらに加速させる。また、対日投資や海外の人材の確保の障害となるため、わが国経済の国際競争力低下に直結する。そのため、所得税の課税強化は避けるべきである。

#### ② 子育て世帯の税負担軽減に向けた控除や課税方式の見直しを検討すべき

人口減少に歯止めをかける観点から、所得税の諸控除のあり方を見直すとともに、N分N乗方式等の世帯単位の所得課税方式の導入について検討を行うべきである。

#### ③ 金融所得課税の一元化を図るべき

課税の簡素化・中立化の観点から、区分毎に税率が分かれている金融所得について、多様な金融商品を幅広く捉えて課税方式の均衡化を図るとともに、損益通算の対象範囲を非上場株式等に拡大すべきである。

### (2) 資産の世代間移転を促進させる資産課税の見直しを

わが国は、65歳以上の高齢者が資産保有の6割を占めているなど、高齢者層に資産が偏っている。高齢化によって、相続人・被相続人共に相続年齢が引きあがる中、貯蓄率が高い高齢世代から消費支出の多い現役世代への円滑な所得移転を促進することにより、内需を喚起し、経済を活性化させることが必要である。

税制抜本改革に示されている、孫への贈与等、贈与税の生前贈与の拡充については、確実に実施するとともに、暦年課税における非課税枠の大幅な拡大など、円滑な資産移転に資するさらなる措置を講じるべきである。

① 贈与税の暦年課税の非課税枠を1,000万円に引き上げるべき。

② 相続時精算課税制度において、相続時の評価額が贈与時の評価額を下回った場合に、相続時の評価額を相続税評価とすべき。

③ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の期日要件を、「贈与を受けた翌年3月15日」から「贈与を受けた翌年末」までに延長すべき。

### (3) 交際費課税の全額損金算入化を

交際費の損金不算入制度は、資本蓄積のための冗費節約を目的として導入されたが、現在の経営環境が厳しい中で、企業は冗費を支出する状況にない。そもそも、企業経営上、交際費は既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に必要な費用であり、企業会計上も経費計上可能となっている。

取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、営業活動を行う上で、特定の取引先に対する販売促進活動が不可欠である。また、企業の交際費支出の増加によって、国内消費が喚起され、法人税、所得税、消費税等の税収の増加も見込まれる。

そのため、交際費は全額損金算入とすべきである。また、当面の措置として、税務上の交際費の範囲から除かれる会議費（1人当たり5,000円以下）について、上限を1万円程度まで引き上げるべきである。

#### (4) 住宅に係る租税特別措置の延長を

景気回復や経済成長のためには、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起する必要がある。そのため、住宅取得を後押しする租税特別措置等は延長が必要である。

- ① 印紙税はそもそも廃止すべきだが、それまでの間において、平成 24 年度末に適用期限となる、不動産取得に係る印紙税および登録免許税の軽減措置の延長
- ② 土地の所有権移転登記に係る登録免許税率の特例措置の延長
- ③ 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ④ J リート等の不動産取得税および登録免許税の課税標準の特例の延長
- ⑤ 既存住宅のバリアフリー改修および省エネ改修の投資減税の延長
- ⑥ サービス付き高齢者住宅の特例、バリアフリー法に基づく認定特定建築物の特例の延長

#### (5) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置の時限的な復活を

平成 16 年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしている。不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を時限的に復活させるべきである。

#### (6) 環境・省エネへの取り組み促進に資する税制措置の拡充を

##### ① グリーン投資減税における即時償却の適用を

エネルギーの安定供給確保が急がれる中、企業のグリーン投資のさらなる活発化を図るために、適用を終了したエネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）において認められていた即時償却（初年度 100%償却）を選択可能とするなど、グリーン投資減税の拡充を図るべきである。

##### ② 省エネ・新エネ等の研究開発を促進する税制の創設を

電力不足問題が顕在化する中、わが国の世界をリードする環境分野の技術革新を加速させ、国際競争力で他国の追随を許さない優位性を確保する観点から、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発促進税制に上乗せして税額控除を可能とする措置を創設すべきである。

##### ③ 地球温暖化対策税は中小企業への負担に配慮を

平成 24 年 10 月から石油石炭税率を上乗せする地球温暖化対策税が導入されるが、エネルギーコストの上昇が進む中において、中小企業への影響が懸念される。そのため、中小企業の省エネ設備導入を重点的に支援することや、エネルギー多消費産業への減税措置など、中小企業の負担に配慮する必要がある。

また、地球温暖化対策税の用途を森林吸収源対策などに拡大することは石油石炭税の課税趣旨に反しており、認められない。

## 2. 地域の「自主・自立」を確保し、地域の成長を促す地方税制の確立を

日本再生には、地域の成長が不可欠である。そのためには、将来的な道州制を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる、安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

国と地方の明確な役割分担の下、徹底した業務の見直しや歳出削減を実施する中で、「国から地方へ、官から民へ」の流れを加速させ、思い切った権限および税財源を移譲することが必要である。その際、地域が創意工夫により経済社会の活性化を図ることができるよう、大胆な規制緩和を進めるとともに、税制面からも地域の成長を後押しすべきである。企業における投資や雇用を抑制している事業所税や償却資産



の固定資産税等は即時廃止する必要がある。また、地域における行革努力が反映される地方交付税制度の実現も不可欠である。

(1) 地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保を

地方税は、税収が安定的であり、地域の遍在性が小さいものであることが望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい地方法人二税（事業税・住民税）に過度に依存しない安定した地方財源の確保を検討していくべきである。

地方財源が地方法人二税に過度に依存している状況下では、地域住民の受益と負担に関する意識が希薄化しやすく、地域住民の地方行政に対するチェック機能が働かないことから、地方の行財政改革や地方分権は進みにくい。

(2) 地方の行革努力が反映される地方交付税制度への見直しを

地方自治体の行財政改革を後押しするため、地方交付税について、現行の行革インセンティブ算定制度を大幅に拡充するなど、地方の行革努力が適切に評価され、交付割合に反映される仕組みに見直す必要がある。

なお、地方法人特別税は、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入されたものであり、今回の税制抜本改革にあわせて撤廃すべきである。

(3) 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、行政において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

### 3. 地域経済の活性化に向けた税制措置を拡充すべき

(1) 企業の活動拡大を阻害する事業所税の廃止を

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業活動の拡大に抑制的な仕組みとなっている。

企業活動・拡大を阻害する事業所税は、速やかに廃止すべきであるが、自治体の税収に大きな影響を与えるため、まずは、特に負担感が強い中堅・中小企業について廃止すべきである。

(2) コンパクトシティの実現や中心市街地等の活性化を図るための税制措置の拡充を

コンパクトシティの実現に向けた都市機能の向上や中心市街地等の活性化を図るため、以下に掲げる税制措置を実現する必要がある。

- ① 商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限（70%）を60%への引下げ
- ② コンパクトシティ形成に資する空き地等の貸与を行った者への固定資産税等の減免
- ③ 遊休地等の有効利用の促進のため、事業用の借地期間に比べて建物の償却期間が長い場合は、建物の償却期間を借地期間に合わせる措置の創設
- ④ 地域活性化のための行事や活動への協賛金等の全額損金算入措置の創設

(3) 都市再生・再開発に資する税制措置の延長を

地域資源を最大限活用して、都市再生や地域力の向上を図り、魅力ある地域経済を形成していく取り組みを税制面から後押ししていく必要がある。そのため、以下に掲げる都市再生・再開発、地域活性化に資する税制措置が必要である。

- ① 認定を受けた都市再生事業を行う民間事業者に対し、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税等を減免する都市再生促進税制の延長
- ② 市街地再開発事業に係る割増償却特例や固定資産税減免の特例の延長
- ③ 事業用地適正化計画区域内の土地交換等に係る譲渡所得特例の延長
- ④ 特定の事業用資産の買換え特例における事業所等の敷地の面積要件「300㎡以上」の撤廃

#### (4) 大規模地震対策の促進を

東日本大震災の発生により、日頃の地震対策の重要性を再認識するとともに、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。

地震対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、地震対策のために改修や建替えを行った場合の即時償却、改修等によって資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税の減免、津波等の防災対策を目的とした事業所の移転や防災対策資産の取得の場合の買換え特例の適用等、思い切った措置を講じる必要がある。

#### (5) 東日本大震災の被災地における税制措置の拡充を

東日本大震災の復旧・復興に資するため、数次に亘る震災税制が実施され、復興特区では新規立地企業に法人税減免等の税制措置が実施されている。

他方、従前から、被災地内に工場や事業所を保有し、雇用を維持しながら事業を継続している企業に対する税制措置が不足している。復興特区に指定されていない地域においても、被災地域の経済を支える地元企業に対し、投資減税の拡充等、復興特区に準じた税制措置を講じるべきである。

また、福島県は、既存企業の流出や人口減少などによって、地域経済の疲弊が深刻さを増しており、福島再生を実現するために、特例的な思い切った税制措置が必要である。

#### (6) ホテル・旅館の建物等に係る固定資産税評価額の低減を

ホテル・旅館は、長期間にわたり建物等の固定資産税の評価額が下がらず、経営の実態を適切に反映しているとは言えない。平成24年度税制改正大綱において、平成27年度の固定資産の評価替えの際に使用実態に合わせた見直しを行うことが検討されているが、東日本大震災の風評被害等で厳しい経営を余儀なくされている者も多い中、観光振興、地域活性化のため、ホテル・旅館の建物等の固定資産税評価額算定にあたり、早期に耐用年数の大幅な短縮等を措置すべきである。

### V. 納税環境整備の充実を

#### 1. 社会保障と税の共通番号（マイナンバー）は社会的インフラとして早期導入を

わが国では、マイナンバーが存在しないため、複数機関で管理されている個人情報の名寄せや共有化が難しく、行政効率化の足枷となっている。適正な社会保障政策の実施や行政効率化に資する社会的なインフラとして、マイナンバーは早期に導入する必要がある。

マイナンバーが導入されると、事業者には源泉徴収等の各種申告事務で新たな負担が発生することとなるので、国税・地方税の一括納付や地方自治体の帳票の一元化、地方税の電子データ受け渡し等の具体的な導入メリットや、事業者における納税協力負担の軽減策について明示すべきである。

また、社会保障給付の重点化や、消費税引上げに伴う低所得者対策を行うためには、事務負担・コスト

等を考慮しつつ、株式や債券、投資信託等の配当所得および譲渡所得等や、不動産所得を把握できる仕組みとすることが必要である。

## 2. 歳入庁は、納税側・徴収側双方の負担軽減につながる観点からの検討を

国税・地方税・社会保険料等は、国税庁、地方自治体、日本年金機構等と徴収機関が分散している。歳入庁は、国民の便益の最大化に資するものとして、マイナンバーと一体的に、納税側・徴収側双方の負担軽減に繋がる観点から検討を進める必要がある。

納税側および徴収側のコスト削減・効率化の観点から、まずは、国と地方で課税ベースが重複する税目（法人税・地方法人二税、個人所得税・個人住民税）等の徴収機関窓口の統一を図り、最終的に国税、地方税、社会保険料等の全てについて、徴収体制の効率化を進めるべきである。

## 3. 寄附金控除の年末調整の対象化には反対

平成 24 年度税制改正大綱において、寄附金控除の年末調整の対象化が検討事項とされているが、納税事務負担の軽減に向け、年末調整や確定申告手続きの簡素化が図られてきている中で、納税事務負担増につながるような改正は行うべきでない。

## 4. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年化については、税制抜本改革において「納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ検討する」と示されており、現年課税化の導入のため、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが検討されている。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

## 5. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化を図るべき

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき納税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。

中小企業の納税事務負担の軽減を図るため、以下に掲げる措置が必要である。

- (1) 中小企業が本業に専念できるよう、提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである。
- (2) 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図るべきである。
- (3) 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日も税務署の窓口において受け付けるべきである。
- (4) 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下に掲げる取り組みを行うべきである。
  - ① e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。

上記①が実現するまでの間、以下に掲げる措置を講じること。

    - (ア) e-Tax（国税）について、税額控除額（3,000 円）を拡充し、一度限りでない恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること。
    - (イ) eLTAX（地方税）について、導入自治体の一層の拡大や税額控除制度を創設すること。
  - ② 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
  - ③ 本社や本店所在地の自治体における一括納付手続き等を可能とすること。
  - ④ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること。

- ⑤ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
  - ⑥ 国・地方の法人税の申告手続きを一元化できるようにすること。
  - ⑦ 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること。
  - ⑧ 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること。
  - ⑨ 連結納税における連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出を省略すること。
  - ⑩ 個人事業者における確定申告の時期を選択できるようにすること。
  - ⑪ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。
  - ⑫ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- (5) 消費税の基準期間の見直しを検討すべきである。

#### 6. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担の軽減を

平成 25 年より 2.1%の復興特別所得税が 25 年間にわたって課されることになるが、源泉徴収にあたって 1 円単位の源泉徴収額が発生することは、長期間にわたって事業者の事務負担の増大につながることから避けるべきである。

事業者の源泉徴収事務負担軽減のため、例えば、50 円、100 円といった事業者が間違えにくい単位での切り捨てを認める方式などを検討すべきである。

#### 7. 延滞税等の引下げ、適正化を

利子税の税率は、特例基準割合で 4.3%であり、また、延滞税の税率は、2 カ月を経過する日まで特例基準割合の 4.3%が適用され、2 カ月経過後は 14.6%となっている。

14.6%という税率は、昭和 37 年に制定された国税通則法に規定されたものであるが、当時の公定歩合は 6.57%、平均貸出金利は 8～9%程度であり、14.6%は相応の罰則負担であったといえる。しかし、昨今の金利情勢に照らして余りにも高利率であり、資金繰りに余裕のない中小企業に対して過酷な負担を強いることになるため、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 利子税は延納期間の約定利息、延滞税は遅延利息に相当するものであるため、市中金利との格差を踏まえ、利子税・延滞税の利率を軽減すべきである。
- ② 延滞税の軽減割合の適用期間（2 カ月）を拡大すべきである。
- ③ 予定納税に関して、予定納税時期の納税が遅れた場合にも延滞税が課せられているが、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税を廃止すべきである。

#### 8. 不納付加算税の軽減を

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき納税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の 10 日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整については、本業において多忙を極める中であっても、必死になって納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起きると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の 10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、次の対策を講じるべきである。

- ① 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月 10 日）を、「翌月 20 日」とする。
- ② 不納付加算税（源泉所得税の 10%）を軽減する。

## 9. 租税教育の充実を

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。特に、次代を担う児童・生徒が税制について関心を持つために、若年層にも平易で興味を示すような教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

## 10. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を

東日本大震災における、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金について、指定寄附金とされ、復旧・復興に大いに活用されたところである。しかし、被災地はいまだ復興の途上であり、事業再開や産業復興を加速させるため、再度、同様の指定寄附金が不可欠である。

また、今後の災害時においても、早期の地域経済社会の復旧・復興を担う商工会議所等への寄附金については、指定寄附金とすべきである。

平時においても、中小企業・小規模事業者の振興や地域の再生・活性化に取り組む商工会議所など、特別法に基づき設立された特に公益性の高い非営利法人については、地域における公益的な活動をさらに促進するため、特定公益増進法人以上の寄附金の制度とすべきである。

## VI. 経済活動・国民生活に資する税制

### 1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業承継や事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置の実現を図ること。
- (3) 二世帯・三世帯同居促進に向けた住宅減税を図ること。

### 2. 法人税関係

- (1) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (2) 高校生・大学生等を対象にしたインターンシップにおいて、インターンおよび雇用期間に応じて、費用の一定割合の税額控除を認める措置を講じること。
- (3) 以下に掲げる平成 24 年度末で期限が切れる租税特別措置を延長すること。
  - ① 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置
  - ② 商工中金の事業税の課税標準の特例
  - ③ 保険会社等の異常危険準備金

### 3. 所得税・法人税共通関係

平成 10 年 4 月以降に取得した建物については、償却方法が定額法に限定されており、定率法も選択できるようにすること。

### 4. 地方税関係

- (1) 法人住民税均等割額の損金算入を認めること。
- (2) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。
- (3) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。
- (4) 地方税について、欠損金の繰戻還付制度の創設を検討すること。
- (5) 法人住民税の均等割課税標準となる資本金等の額について、欠損填補による無償減資を行った法人に対し、資本金等の金額から無償減資額を控除する措置を講じること。
- (6) 土壌汚染された土地に関する固定資産税等を減免する措置を講じること。

以上

## 平成 25 年度税制改正に関する意見

### <提出先>

政府・省庁・政党等

### <実現状況>

◆ 『平成 25 年度税制改正大綱』(25 年 1 月 29 日閣議決定) に盛り込まれた主な実現項目は以下のとおり (『所得

税法等の一部を改正する法律案』として、第 183 回通常国会に提出され、25 年 3 月 29 日成立、30 日公布、4 月 1 日施行)。

#### 資産課税

1. 事業承継税制（非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度）の大幅な改善  
\*27 年 1 月 1 日施行
  - 雇用確保要件の緩和（5 年間で毎年 8 割維持を 5 年間で平均 8 割維持に変更）
  - 贈与時の先代経営者役員退任要件の廃止
  - 債務控除方式の変更（債務の相続があっても株式の納税猶予に影響が出ない計算方式に変更）
  - 手続きの簡素化（経済産業大臣への事前確認の廃止、提出書類の簡素化、株券不発行会社への適用拡大、延納・物納の適用等）
  - 負担の軽減（利子税率の大幅な引き下げ、5 年間経過後の 5 年間分の利子税の免除、制度利用中の事業再生において猶予額を再計算のうえ一部免除等）
2. 相続税・贈与税の見直し  
\*27 年 1 月 1 日施行
  - 小規模宅地特例の拡充（居住用宅地の適用対象面積の上限を 330 m<sup>2</sup>（現行 240 m<sup>2</sup>）に拡大。居住用宅地と事業用宅地（貸付事業除く）の完全併用を可能とする（最大 730 m<sup>2</sup>））
  - 子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和
  - 相続時精算課税制度の拡充（贈与者の年齢要件を 65 歳以上から 60 歳以上に引き下げ、受贈者に孫を加える形で拡充）
3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに 1,500 万円までを非課税とする措置の創設）  
\*25 年 4 月 1 日施行（3 年間）

#### 法人課税

1. 中小法人の交際費課税の特例の拡充（中小法人の支出交際費 800 万円まで全額損金算入）  
\*25 年 4 月 1 日施行（1 年間）
2. 商業・サービス業および農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合、30%の特別償却又は 7%の税額控除ができる制度の創設  
\*25 年 4 月 1 日施行（3 年間）
3. 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合、生産等設備を構成する機械装置の取得価額の 30%の特別償却又は 3%の税額控除ができる制度の創設  
\*25 年 4 月 1 日施行（3 年間）
4. 研究開発税制の総額型の控除上限額の引き上げ（法人税額 20%⇒30%）。特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等を追加（特別試験研究費×12%） \*25 年 4 月 1 日施行（2 年間）
5. グリーン投資税制の拡充（即時償却の対象資産にコージェネレーション設備を追加、30%特別償却の対象資産に高効率照明（LED）・定置用蓄電設備等を追加）  
\*25 年 4 月 1 日施行（即時償却 2 年間、30%特別償却 3 年間（中小企業のみ 7%の税額控除が可能））
6. 所得拡大促進税制の創設（給与等支給額を一定以上増加させた場合、増加額の 10%の税額控除）  
\*25 年 4 月 1 日施行（3 年間）
7. 雇用促進税制の拡充（税額控除額を増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円に引き上げ）  
\*25 年 4 月 1 日施行（1 年間）

## 個人所得課税

### 1. 住宅税制

- 一般住宅の場合、借入限度額4,000万円に倍増。10年間、所得限度額40万円／年（最大控除額400万円）。  
認定住宅は、借入れ限度額5,000万円に増額。10年間、所得控除限度額50万円／年（最大控除額500万円）  
（居住開始年：26年4月～29年12月）
- 自己資金で認定住宅を取得した場合の最大所得控除額65万円（現行50万円）／年
- 住宅の耐震改修等のリフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税の拡充
- 個人住民税における住宅ローン控除について、控除限度額を拡充（減収額は全額国費で補てん）

### 2. 金融税制

\*28年1月1日施行

- 金融所得課税の一体化の拡充（公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等）

## 地方税

- 自動車取得税は2段階で引き下げ、消費税10%時点で廃止（消費税の二重課税の解消）
- 自動車重量税は、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る
- 住宅の耐震改修等のリフォームを行った場合の固定資産税減免の拡充

## 納税環境整備

- 延滞税・利子税等の低金利の状況に合わせた引き下げ（地方税の延滞金等も同様に引き下げ）
- \*26年1月1日施行

## 消費課税

\*26年4月1日施行

- 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置について、その適用期限を5年延長し、消費税率の引上げを踏まえ、契約金額1億円以下の税額を半減する等の大幅な負担の軽減
- 受取金額が5万円未満（現行3万円未満）のものに対する印紙税の免除

## 復興関連税制

- 高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対する5,000万円の特別控除の創設 \*25年4月1日施行
- 東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、600万円に引上げ（現行360万円）  
（居住年：26年4月～29年12月）

◆消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（6月5日成立）に盛り込まれた事項は以下のとおり。

- 消費税の転嫁拒否等の行為に関する措置として、禁止行為（①減額・買い叩き、②購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強要、③税抜き価格での交渉の拒否、④報復行為）を制定。政府は、特定事業者等に検査・指導を実施し、違反行為には、勧告・公表を行う。違反行為に対する措置請求にも応じる。
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する措置として、①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示、②取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示、③消費税に関連して取引の相手方に経済



上の利益を提供する旨の表示、を禁止する。

- 価格表示に関する措置として、①総額表示義務の弾力的な運用、②税抜き価格の表示を認める。
- 消費税の転嫁及び表示の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法から除外する。
- 国等の責務として、①国民に対する広報、②通報した者の保護等に関する万全な措置、③調査、監視を行うための万全な体制の整備、を行う。

## **平成25年度中小企業関係施策に関する意見・要望** **—中小企業と地域の成長のために、「いま」取り組むべきこと—**

平成24年 7月19日

日本商工会議所

### (経済の縮小に歯止めをかけ、将来の展望を描ける政策の実行を)

超円高、欧州金融不安や資源価格の高止まり等の海外要因に加え、国内においては、長期にわたるデフレ、進まぬ震災復興、高い法人税、電力不足、地域の疲弊等により、日本経済は縮小の一途を辿っている。企業や国民は将来の見通しが立たず、日本経済への自信と期待が揺らぎ、設備投資や消費を冷え込ませている。デフレからの脱却を図り、経済の縮小に歯止めをかけるとともに、少子高齢・人口減少社会を克服し、企業と国民が将来への明るい展望を描けるよう、経済の活力強化に軸足を置いた政策が強く求められている。

### (中小企業を柱とした成長の実現を)

経済成長と国民生活の向上の担い手は企業である。特に、企業数の99.7%（420万社）、雇用の7割（2,800万人）を担う中小企業は、雇用の最大の受け皿であるとともに、投資や消費を通じて経済の下支えに多大な貢献をしている。日本の再生には、中小企業がその重要な役割を担い続けていかなければならない。そのために、中小企業を再生戦略の柱とした成長を実現していくことが不可欠である。

この10年間で企業は65万社が減少し、300万人もの雇用の場が消滅しており、加えて、技術やノウハウの伝承が途絶えることは、日本経済社会の大きな損失である。このため、新たな需要やマーケットを創出して、中小企業の仕事を増やすとともに、「価値ある企業を残す」ための円滑な事業承継の強力な後押しや、「企業を増やす」ための新規創業を促進する必要がある。

### (中小企業の実態に即した施策の展開を)

中小企業の実態は、その事業規模や従業員数、経営指向、事業環境など様々であり、直面する経営課題も、複雑化・専門化が進んでいる。そのため、中小企業関連施策の策定にあたっては、こうした中小企業の実態を踏まえ、段階や指向に応じた支援策を講じる必要がある。

### (疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに)

疲弊した地域を活性化させ、日本再生のエンジンとするためには、地域経済を支える中小企業の活力強化を図り、賑わいのあるまちづくりを実現するとともに、地域産業の競争力を高め、雇用創出・拡大を通じた地域経済の成長力を強化することが重要である。あわせて、地域経済社会の基盤となる社会資本整備を促進していくべきである。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、平成25年度中小企業関係施策に関して、下記事項の実現を強く要望

する。東日本大震災からの復興・福島の再生を強力に推し進め、中小企業の活力強化を再生戦略の柱に位置付けた施策の実現のため、中小企業関係予算の大幅な拡充とニーズの高い分野への重点的な配分を行われたい。また、その実施段階においては、国と地方がそれぞれ実施する諸施策が無駄なく相乗効果を上げるよう望む。

## 記

### **I. 中小企業の成長を支援する戦略的な施策の展開を**

わが国が貿易・投資立国として成長していくためには、TPPを含む経済連携協定などによって、投資・ビジネスの環境整備を図り、急速に市場を拡大させているアジアや新興諸国とともに成長していくことが不可欠である。特に、ものづくり産業のみならず、成長余力が大きく、迅速な海外展開が可能なサービス産業を含め、アジア・新興諸国市場への海外展開に対し、重点的な施策と支援体制が必要である。

また、中小企業の支援ニーズは成長段階に応じて異なる。起業から成長期、安定期、事業承継時等、それぞれの段階における指向や経営課題等を踏まえた支援策や環境整備が必要である。

#### **1. 外需を取り込み成長するための海外展開支援の抜本的強化を**

わが国には、きらりと光る技術力やサービスを持った中小企業や潜在的な成長力を秘めた強い中小企業が数多く存在する。これらは日本経済の成長の源泉であり、先般ASEANロードショーで来日した各国経済大臣からも、「技術に優れた中小企業はASEAN諸国にはなく、日本の中小企業のASEAN進出を熱望する」と高く評価され、中国や韓国からも同様の声が挙がっている。

成長するアジア・新興諸国市場への中小企業の輸出や海外展開を、知識、資金、人材、ノウハウなどの実務面から、強力に支援する必要がある。

##### **(1) 中小企業の海外展開に係る相談・支援体制の強化を**

中小企業の海外展開においては、個々の企業のニーズに応じた具体的かつ迅速な支援が求められるケースが増えている。そのため、専門的知見を有する個人に限られてきた公的機関のアドバイザーを法人にも広げ、あらゆるニーズに対応した相談・支援体制の強化を図るべきである。

##### **(2) ODAを活用した中小企業の海外展開支援の推進を**

環境、ヘルスケア（医療・福祉）、新エネルギー、コンテンツ（デジタル、出版、キャラクター）、小売、飲食等のサービス業などの産業は中小企業も多く、今後、国際的なビジネスとしての発展が期待される。こうした産業を新たな日本のエンジンとして成長させていくため、環境、医療、福祉等のODA分野で中小企業の優れた製品・技術を活用するなど、ODAを活用した中小企業の海外展開支援を推進されたい。

##### **(3) 中小企業向け海外進出のためのF/S（事業の実行可能性調査）支援の拡充を**

中小企業が海外進出のために十分なF/Sを実施することは、知識、資金、人材などの面から困難である。中小企業向け海外進出に係る予算を拡充する等、制度の改善を図られたい。

##### **(4) 海外の見本市・展示会への出展に係る支援の拡充を**

海外の見本市・展示会への出展は、商品・製品の輸送はもとより、海外への渡航費など多額の費用が必要となり、中小企業が海外の展示会等へ出展する際の負担となっている。そのため、助成対象となる展示会等の拡大お

よび助成対象経費を拡大（輸送費、設営・撤去費、保険料、渡航費等）し、中小企業による海外の展示会等への出展促進を図りたい。

#### （５）進出先での資金調達・金融支援の充実を

中小企業が現地の金融機関から資金調達する場合、現地の金融制度による規制、金融機関の複雑な手続き、さまざまな保証料・保険料・手数料などにより、大企業に比べて資金調達コストが高くなるなどの問題がある。中小企業の海外子会社による現地での資金調達を多様化させるため、現在制度化されている国際協力銀行（J B I C）のツーステップローン等、政府系金融機関を活用した支援メニューの充実、さらに、日本貿易保険（N E X I）による中小企業支援策の充実が必要である。

（６）知的財産権等の保護・強化に向け「偽造品の取引防止に関する協定」（A C T A）の早期発効・参加促進を  
海外における日本製品の模倣品や著作権を侵害した海賊版による被害が多発しており、中小企業の海外展開を躊躇させる一因となっている。そのため、偽造品の取引防止に関する協定（A C T A）の早期発効・参加促進等による知的財産権の保護強化が急務である。また、水際や市中における模倣品・海賊版対策の着実な実施を各国で行えるよう、知的財産権当局間の個別協議の推進が重要である。

## 2. 企業の成長に応じた段階的な支援措置を

### （１）起業の推進を

わが国は、長年にわたり廃業率が開業率を上回る状況が続き、事業所数、企業数ともに減少している。廃業率と開業率の逆転に向けて、起業準備段階のみならず、「死の谷」を乗り越えて事業が安定するまでの3～5年間、起業にかかるさまざまな課題解決を全国各地でサポートする施策が必要である。また、起業潜在力のある女性や青年層へスポットを当てた起業促進策や学校教育段階から起業マインドを醸成する取り組みも望まれる。

#### ①起業支援体制の拡充

○起業家に対する支援体制の拡充（ワンストップ支援、起業家同士・起業経験者との交流促進、専門家・OB人材等による事業計画作成から事業展開サポートまで行うハンズオン支援制度の創設等）

#### ②起業時の資金繰り改善に資する金融・税制等による支援の拡充

○起業段階における資本性の長期融資制度の創設

○経営支援機関の経営指導と一体となった長期かつ低利の融資・保証制度の創設

○起業後5年間の法人税免除・社会保険料の減免、欠損金繰越控除期間の無期限化等

### （２）企業の成長の「種」となる新製品・新サービス開発力の強化への支援を

新興国の台頭や取引構造の変化など、国内外の事業環境が目まぐるしく変化する中、中小企業は、成長するための「種」となる付加価値の高い製品やサービスを生み出すべく、日々、新たな事業分野の開拓や研究開発を続けている。

国は、こうした中小企業の挑戦を強力に後押しするべく、成長分野への中小企業の参入促進、研究開発・試作品開発等に係る助成措置拡充、企業間連携・農商工連携等への支援の拡充を図る必要がある。

#### ①成長分野での中小企業技術革新制度（S B I R）の拡充

中小企業の採択比率が約1／4に止まっているS B I R制度の現状を踏まえ、多段階選抜方式の導入促進を含む公募テーマの拡充等、成長分野への中小企業の参入を促進する措置を拡充する必要がある。また、今後成長が見込まれる分野（環境・エネルギー・新素材等）については、各省庁の特定補助金等の引き上げを行う等予算配分の重点化を図りたい。

#### ②研究開発・試作品開発から製品化まで一貫した支援の拡充

ものづくり中小企業の競争力の維持・向上を図るためには、絶え間ない技術革新が不可欠である。研究開発から試作品開発に係る助成措置の拡充を図るとともに、製品化に向けた公設試験研究機関等で行う製品実証・評価に係る支援措置を創設されたい。また、研究開発から製品化・量産化を図る段階で直面する設備投資に係る金融支援策の抜本強化（公的金融機関の設備資金特例の拡充・延長）も必要である。

### ③企業間連携・農商工連携等の事業化への支援の充実・強化

中小企業は、企業単独では多種多様な市場ニーズを捉え、迅速に対応することが困難であることから、業種や地域を越えて、社外資源を活用した事業を展開することが重要である。企業間連携、農商工連携、産学官連携等の取り組みを促進し、そうした連携のもとで創出される製品・サービスに係る試作、実験、市場調査等への支援の充実・強化を図られたい。

#### （３）優れた製品・サービスを売り込む販売力の強化で成長の後押しを

中小企業は、優れた製品やサービスを有しながらも、専門人材の不足等から市場調査や販売戦略の立案、新規取引先の開拓等に課題を抱えている。こうした課題を抱える中小企業の新市場開拓・販路開拓活動を支援するため、テストマーケティングの企画立案や効果的な販売促進活動等に係る支援策の拡充が必要である。また、販売促進に係る専門家と中小企業とのマッチング支援の拡充や各種専門展示会等への出展に係る助成措置の創設等により、中小企業の販売力を強化されたい。

#### （４）企業の成長を支える人材確保・育成への支援を

##### ①若年者と中小企業のマッチングに資するキャリア教育・インターンシップ等の拡充

若年者の雇用促進のため、大学等教育機関と中小企業を直接的につなぐ仕組みの構築が必要である。その仕組みの中で、キャリア教育やインターンシップの拡充などにより個々の企業の魅力を学生が体感できる機会を数多く設定し、学生や学校の個々の企業に対する意識・イメージを刷新することが重要である。

##### ②中小企業への円滑な人材移動に資する雇用・労働分野の規制緩和の推進

採用意欲の高い中小企業への円滑な労働移動を促し、限られた人的資源の機動的な配置を図るため、有料職業紹介事業の規制緩和、労働条件変更や解雇の要件緩和などの雇用・労働分野の規制緩和を推進するべきである。

##### ③専門知識・技能を有するOB人材や優秀なグローバル人材の確保への支援の拡充

豊富な経験やノウハウを持つOB人材は、経営戦略の見直しや新事業展開に即戦力人材を必要とする中小企業においてニーズが高いことから、新現役マッチング支援事業等中小企業とOB人材のマッチング支援の充実強化を図られたい。また、グローバル人材確保の一環として、優秀な実績を残した技能実習生の在留期間延長や外国人留学生の就職支援が必要である。

##### ④女性・高齢者の能力開発・職域拡大、地域での産業人材育成の取り組み強化

潜在的な労働力の活用のため、女性や高齢者の能力開発や職域拡大を促す仕組みの強化を図られたい。また、人材育成については、地域において専門カリキュラム（経営能力・技術力・サービス力向上等）を設けたり、各種資格・検定制度の受験を後押しするなど、中小企業が継続的に中核人材を育成できるようにすることが求められる。

##### ⑤中小企業大学校等の経営支援人材の育成機能の強化

中小企業が直面する多様な経営課題を乗り越えていくためには、高度な経営支援力を有する経営支援人材の支援が不可欠である。そのため、中小企業大学校等における経営支援人材の育成機能の拡充強化を図り、中小企業の成長を後押ししていく必要がある。

#### (4) 中堅企業への支援、中小企業の定義の見直しを検討すべき

中堅企業は、地域経済の牽引役やサプライチェーンの要であるにもかかわらず、国の支援対象になっていないことから、中堅企業への支援策を検討すべきである。また、中小企業の定義については、その多様な実態を踏まえ、見直しを検討する必要がある。

### 3. 中小企業の経営体力強化への支援を

#### (1) 消費税引上げに伴う弊害の是正を

消費税引上げは、中小企業経営に大きな影響を及ぼすため、十分な対策の実施が不可欠である。

##### ①円滑な価格転嫁の実現に向けた万全な対策の実施

国は、「消費税は転嫁されるものである」ことを国民や事業者、特に取引上強い立場にある者に明確なメッセージとして発信することが不可欠である。円滑な価格転嫁を実現するための徹底的な広報（マスメディアでの消費者向け広報、ガイドライン策定と周知徹底）・相談・指導等、過去の全ての価格転嫁対策の実施をはじめ、あらゆる対策について、一過性ではなく、継続的に取り組むべきである。

##### ②中小企業経営への影響を最小限に止める対策の実施

消費税引上げに伴う廃業・倒産、消費税の滞納の増加が懸念される中、消費税引上げで業績が悪化する中小企業への公的融資の拡充、税率引き上げに伴うソフトウェアや設備等の更新、店舗改装等へ助成措置、納付回数任意選択や申告期間延長等の納税環境の整備、延滞税の金利引下げ等の措置が必要である。

##### ③複数税率およびインボイスの導入には断固反対

複数税率は、対象品目の仕訳や税額計算で事業者には煩雑な事務負担増を強いるため、導入すべきではない。高額所得者も恩恵を受けるために逆進性対策の効果が薄いなど、多くの問題が指摘されている。逆進性対策としては、社会保障と税の共通番号を早期に導入し、真に措置すべき者を特定し、きめ細かな給付支援で対応すべきである。また、中小・零細事業者には多大な事務負担を新たに課すインボイス制度は導入すべきでない。現状でも帳簿に加え請求書等の保存が義務付けられているため、課税の透明性は確保されている。

#### (2) 安全性確保と地元理解を得た上での原子力発電所の再稼働を

電力の安定供給の確保とコスト上昇の抑制のため、国においては、安全性が確認され、地元理解が得られた原子力発電所の再稼働を順次行うべきである。そのため、原子力発電の位置づけを明確化し、安全性強化について体系的かつ迅速な取り組みを進める必要がある。

また、電力不足問題が顕在化する中で、省エネ・節電は中小企業の経営改善の効果も大きく、CO<sub>2</sub>排出削減にもつながることから、中小企業の省エネ・節電設備機器の導入や、中小企業が利用できる省エネ・節電診断への支援措置を拡充されたい。また、市民の一層の節電を促す観点から、市民が一定の節電を達成した場合に地域の商店等で利用できる商品券（節電地域振興商品券等）が付与される取り組みを後押しする必要がある。

#### (3) 資金調達の円滑化を

##### ①事業者ニーズに沿ったマル経融資制度の見直し・拡充を（業種分類の見直し、金利引下げ等）

小規模事業者の経営改善を資金面で支えるマル経融資制度については、中小企業金融円滑化法の期限到来やリーマンショック以降に手当てされた緊急特例措置の段階的縮小が行われている中で、今後重要性を増すと考えられることから、事業者のニーズに一層対応した制度改善を図るべきである。業種分類の見直し（ソフトウェア業等）、金利引下げ、融資限度額・融資期間・据置期間にかかる特例措置の恒久化、設備資金に対する金利低減措置の延長を行われたい。

##### ②セーフティネット保証の業種拡充措置の延長、セーフティネット貸付・危機対応貸付の拡充

中小企業金融円滑化法の最終期限を迎える中で、民間金融機関から中小企業者等への円滑な資金供給や条件変

更期限到来時の継続が滞る懸念がある。このため、セーフティネット保証の業種拡充措置の延長および公的金融機関のセーフティネット貸付の拡充（金融環境変化資金に係る金利引下げ）、危機対応貸付の適用範囲の拡大（中小企業金融円滑化法終了に伴い影響を受ける企業が対象）を図られたい。なお、セーフティネット保証の業種拡充措置の終了時期は、中小企業金融円滑化法終了後の状況を精査したうえで判断すべきである。

### ③「中小会計要領」の活用促進

約260万の中小法人が「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」を通じて、経営力や資金調達力の向上を図ることができるよう、官民一体となって中小会計要領の普及・活用促進に向けた取り組みを行っていく必要がある。各種インセンティブの創設に対する予算措置も含め、十分な方策を講じられたい。

### （４）企業再生に万全な対策を

30万～40万社が適用を受けているといわれている中小企業金融円滑化法の最終期限到来後、中小企業の資金繰りが悪化し、倒産・廃業の増加が懸念される。関係省庁は、支援機関と情報を共有しつつ、同一歩調で、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ策定した「政策パッケージ」を効果的に実行し、以下の中小企業の経営改善・事業再生の促進策を講じられたい。

- ①再生支援の中核を担う中小企業再生支援協議会の体制強化（専門家およびデューデリジェンス関連予算の拡充）
- ②地方公共団体と連携した経営安定特別相談室の窓口相談体制の強化
- ③経営改善を図っている条件変更先に対して、弾力的な追加融資が適切に実行されるよう金融機関を強力に指導

### （５）企業の事業承継の円滑化を

#### ①M&A等事業引継ぎ支援に関する支援体制の強化

経営者の高齢化に伴い、事業を円滑に後継者に承継することが、中小企業の経営課題になっていることから、専門家の増員等、「事業引継ぎ支援センター」の相談体制の強化が必要である。

#### ②個人保証の履行を一定の契約違反の場合に限定

個人保証が障害となり親族外承継が進まないとの声があることから、個人保証の履行を一定の契約違反の場合に限定する手法（注）について、金融検査マニュアル等で、単なる手法の例示ではなく、活用すべきケースを明示し、積極的な推進を図るべき旨規定する等、強力に推進していくことが重要である。

（注）非財務コバナンツ（誓約事項）の違反があった場合のみ個人保証の効力を発生させることを内容とする保証契約

#### ③廃業円滑化のための個人保証に関するガイドラインの整備

個人保証については、廃業時、厳しい保証履行の追及を受けることから、経営者は既存事業の幕引きや新事業への再起ができないとの指摘がある。廃業の円滑化により、新陳代謝を促すことも必要であり、個人保証については、資産、収入等を配慮した保証履行の範囲や弁護士等の第三者が表明した保証人財産を保証免除の際の基準にするなどの内容を含むガイドラインの整備が求められる。

#### ④「価値ある企業を残す」ための事業承継税制の拡充

円滑な事業承継が進まず、廃業等を検討する中小企業は少なくない。継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業が、世代を超えて雇用を確保し、高度な技術等を次世代につないでいくことは、経済成長の実現のために必要不可欠である。「価値ある企業を残す」円滑な事業承継の実現のため、以下の措置を講じるべきである。

#### ○納税猶予制度の要件緩和

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を使い勝手の良い制度とするため、納税猶予打ち切り基準（5年間の雇用8割維持）の緩和や、農地の納税猶予制度との制度上の差異の是正等に取り組むとともに、親族外承継も対象として認めるべきである。

## ○相続税の課税強化は慎重な検討が必要

新たな相続税の課税強化（基礎控除の引下げ、最高税率引上げ等）は、雇用維持に大きな役割を担っている中小企業の円滑な事業承継に悪影響を及ぼす。競争相手国であるアジア諸国等が相続税を廃止する中、相続税の課税強化は国際的な流れに逆行するものであり、慎重に検討すべきである。

### （６）企業活動を減退させる公的負担の軽減を

超高齢化の進展と厳しい内外の経済環境下にあつて、事業主の負担に大きく依存した社会保険料体系の維持は限界に来ている。「税と保険料、自己負担」、「給付と負担」のバランスを見直し、より踏み込んだ給付の重点化・効率化を図ることで、保険料負担の増大を抑制すべきである。また、中小企業を主な加入者とする協会けんぽへの国庫補助率を 16.4%から法律本則上限の 20%まで引き上げ、高齢者医療への支援金・納付金の負担増に伴う更なる保険料率の上昇を抑制すべきである。

### （７）総合型厚生年金基金の解散、事業所の基金脱退時に係る救済措置の拡大を

中小企業が母体の総合型厚生年金基金の代行割れ問題について、財政健全化の見込みが立たない場合は解散することになるが、代行部分の積立不足や倒産事業所から引き継いだ連帯債務の負担が過大であることなどから、解散に踏み切れないままさらに財政状況が悪化し、事態が深刻化している基金もある。

このため、代行割れ部分の分割納付ができる特例解散制度において、分割納付期間の延長や無利息化のほか、連帯債務のあり方を見直し、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討すべきである。

また、企業が単独で基金を脱退する際においても、代行部分の不足金の拠出について可能な限り長期の分割納付かつ無利息化が可能となるよう、国庫による貸付等の救済手段を検討すべきである。

### （８）IT診断、導入・活用等への専門家派遣など地域支援体制の強化を

ITの利活用による生産性向上、競争力強化に向けて、企業ごとの個別ニーズに対応したきめ細かな支援が求められる。とりわけ、資金や人材面で制約が大きい小規模企業のIT導入・活用を促進するためには、IT診断、導入・活用等の相談にワンストップで応じる窓口の設置や専門家の派遣など、地域における支援体制の整備・強化が必要である。

### （９）都道府県の経営改善普及事業予算の確保・増額を

国内経済の縮小等により小規模企業を巡る経済環境は厳しさが増す中で、小規模企業の経営課題は複雑化・専門化が進み、より一層きめ細かな支援が求められている。しかし、多くの地方自治体では、経営改善普及事業に係る予算は縮減傾向にあり、いくつかの府県では大幅な削減が行われている。

小規模企業の事業継続や経営力の向上を図るとともに、地域経済のセーフティネット的機能をも果たしている経営改善普及事業の意義、経営指導員が果たすべき役割、そして事業者からの期待は、一段と大きくなっている。

については、国は、商工会議所の取り組む経営改善普及事業の予算が安定的に確保されるよう、都道府県への指導をお願いしたい。

### （10）中小企業の仕事確保と公正な取引の実現を

#### ①中小企業の官公需受注機会の確保

中小企業にとって最大の経営課題は仕事量の確保である。国は「中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定など、中小企業の官公需受注に努めておられるところであるが、引き続き、十分な事業枠の確保とその確実な達成を期されたい。

また、「競り下げ方式」（リバースオークション）の試行が行われているが、中小企業に与える影響等を慎重に精査するとともに、公共調達が多様化を行う場合には、中小企業者の事業環境に悪影響が生じることのないよう配慮すべきである。

## ②下請法の厳格な運用と周知徹底

産業活動が円滑に行われるためには、適正な取引が確保される仕組みが必要である。特に、下請取引適正化の実効性を上げるため、立入検査を含む「下請法」の一層厳格な運用が必要である。

また、下請ガイドラインについて一層の周知徹底を図るとともに、実効ある活用と定期的な効果の検証を行うべきである。

## II. 東北地域をはじめとする被災地の震災復興のスピードアップと福島の再生を

東日本大震災から1年以上が経過し、被災地では懸命な復旧・復興の取り組みが続けられているものの、依然として被災地の復興は大幅な遅れが指摘されている。福島の再生はもとより、東北地域をはじめとする進まぬ被災地の震災復興に対してこれまでの対策を検証し、抜本的な対策とスピードアップを図り、被災地の一日も早い復旧・復興に万全の対策を講じるべきである。また、日本各地で大規模震災の発生が懸念されていることから、東日本大震災等におけるサプライチェーン断絶等の経験を踏まえ、緊急時におけるBCP（事業継続計画）の策定を促進することが重要である。

### 1. 震災からの復興を加速させる力強い支援を

#### （1）復興予算執行の迅速化および継続的な財政支援措置を

国は、地方自治体の復興事業が計画通り進捗するように、地方自治体の人員体制の拡充、「復興交付金制度」の柔軟な運用、各種手続きの簡素化を図り、震災関連予算の執行を迅速化するとともに、今後の復興事業が滞ることがないように平成25年以降も十分な財政措置を継続されたい。

#### （2）土地のかさ上げの促進および災害廃棄物の広域処理推進を

遅れている土地のかさ上げを促進するため、国は、地方自治体への土地利用計画の策定に携わる専門家等の派遣を増員するとともに、地方自治体の土地利用計画の策定状況に応じた弾力的な制度運用や継続的な財政確保を図るべきである。

また、災害廃棄物の早期処理を推進するため、国は、受け入れを検討している地方自治体および当該地域の住民に対し、安全性の科学的根拠や処理プロセスの適切性等について直接かつ丁寧に説明し、理解を求めらるべきである。

#### （3）次代を担う成長産業の立地促進策の拡充を

被災地の産業の早期復興に向け、復興特区法や福島再生特別法により、企業立地促進策が緒に就いたところであるが、単なる国内でのパイの付け替えにとどまることのないよう、再生可能エネルギー、環境、医療等、日本の次代を担う新たな産業の集積を促進することが重要である。復興特区における企業立地促進を推進するため、一層の規制緩和、税制優遇措置等を図る必要がある。

#### （4）雇用関連施策の充実を図り、被災地からの人口流出に歯止めを

被災地からの人口流出に歯止めをかけ、地域がこれ以上疲弊することがないように、雇用関連施策のさらなる充実を図る必要がある。一日も早い企業の再建や企業立地促進策を進めるとともに、地域の復興計画による新たな産業集積を視野に入れた職業訓練や一時的な地域外での就業による職業能力開発支援などの思い切った措置を講じるべきである。



### **(5) 地域経済復興を支えるインフラの早期復旧および整備促進を**

国は、事業者や関係自治体と連携して道路・鉄道等の未復旧区間の供用再開を急ぐとともに、被災地の今後の産業および観光の復興ならびに防災の観点から、被災地の南北と東西を結ぶ高規格幹線道路等インフラの整備、LCC（格安航空会社）導入等による空港路線拡大等について、短期的、集中的に進められたい。各地港湾も、物流や水産業の拠点であり、防災設備の整備を進めるとともに、早期の本格復旧が望まれる。

また、土曜日・日曜日・祝日の東北地域内の高速道路料金に上限を設ける等、観光振興のための高速道路料金の低廉化を実施されたい。

## **2. 被災地中小企業の早期再建に向けた支援の拡充を**

### **(1) 事業再開が遅れている中小企業のために「グループ補助金」の拡充と継続を**

被災地の経済再生や雇用確保などに大きな役割を果たしている「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」については、これまで5次にわたる募集が行われているものの、今なお補助を受けられない事業者や、採択事業者であっても土地のかさ上げ等に関する地方自治体の方針が未定であるために未着工のケースもある。予算の大幅な拡充と継続的な支援を講じるとともに、グループ要件の緩和など運用の改善を図られたい。

### **(2) 被災した中小企業の販路拡大支援の拡充を**

被災した中小企業が震災の影響で失った販路の拡大を図るべく、首都圏や大都市等で行われる見本市や展示会および被災地にバイヤーを招いて開催する商談会など、マッチングの機会拡大を図るとともに、中小企業の海外における販路拡大支援の一層の拡充を図られたい。

### **(3) 復興に取り組む中小企業の資金需要へ万全の対策を**

今後、復興に向けた取り組みが進むにつれて、資金需要の増加が見込まれることから、東日本大震災復興特別貸付やマル経融資震災対応特枠等、復興関連資金繰り支援策について、来年度も継続されたい。

また、二重債務問題への支援策として、産業復興相談センターによる相談受けや、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取りが行われている。復興の進捗に伴い寄せられる幅広い相談に対し、迅速かつきめ細かい対応を図ることが重要である。

### **(4) 地域支援機能の充実強化を**

被災地の中小企業が再建を図る上で必要な商工会議所等が行う経営相談・指導体制の強化を図られたい。一刻も早い地域経済の復興に向けて、中核的な役割を果たす商工会議所等の機能強化につながる国および地方自治体による特段の支援を求めらる。

## **3. 福島再生に向けて、あらゆる対策を**

### **(1) 国および東京電力による原子力損害賠償の公正で着実な実施を**

損害賠償については、周知体制の不備や手続きの煩雑さ、審査・支払いの遅れ等様々な不満が依然として多い。加えて、基準自体が不明確で公平な扱いがされていないのではないかと疑念が生じている。国および東京電力は確実、迅速な損害賠償の実施に責任を持って取り組むべきである。

### **(2) 徹底した放射線被害対策の実施を**

国は除染や食品の検査、住民の健康管理、国民の信頼回復などの放射線被害対策について、科学的な根拠に基づき、かつ地域の実情を踏まえて、体系的、迅速な取り組みを進めるべきである。

- ① 避難した住民の早期帰還、コミュニティ再生に向けた除染の早期実施
- ② 汚染土壌の仮置き場、中間貯蔵施設問題の早急な解決
- ③ 若年層を中心とする住民の健康管理の早急な実施
- ④ 科学的根拠に基づいた食品検査の実施
- ⑤ 科学的根拠に基づいた信頼性の高い客観的基準の整備と住民目線の分かりやすい説明
- ⑥ 風評被害を払拭するための国による積極的な説明
- ⑦ 放射線医療や放射線測定および土壌汚染等に関する国際機関の誘致
- ⑧ 除染について、民間事業者が容易に参入しやすい環境の整備

### (3) 既存の電力インフラを活用したエネルギー産業の集積を

継続的な雇用の場の確保や、地域産業の活性化を図るため、送配電網など既存の電力インフラを活用できるエネルギー産業を振興すべきである。そのため、再生可能エネルギー集積・研究拠点の整備、IGCC（石炭ガス化複合発電）、LNG発電所など環境負荷の少ない高効率火力発電の検討など幅広く支援すべきである。

### (4) 雇用の担い手である企業へ思い切った立地支援策を

福島の再生を図るためには、雇用の受け皿である企業が地元に残り、がんばろうと思えるように、思い切った支援措置の拡充強化が必要である。

- ① 「ふくしま産業復興企業立地補助金」など助成措置の拡充強化
- ② 安価な電気料金の設定や新たな税制減免措置など思い切った支援策の創設

## Ⅲ. 疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに

疲弊した地域を再び活性化させ、日本再生へのエンジンとするためには、地域構造の抜本的な見直しが必要である。そのためにも、人口減少下でも持続可能な都市経営と環境負荷軽減に寄与するコンパクトシティの形成を促進するとともに、産学官民の連携を強化し、地域産業の創造と育成を図らなければならない。

また、国民生活や企業活動にとって真に必要なインフラ整備への投資を前倒して積極的に実施する必要がある。

### 1. 賑わいのあるまちづくりの実現に向けた制度の見直しを

#### (1) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は存続を

本支援事業は、地方都市が疲弊する中で、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」を実現すべく、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業について、重点的に支援する重要な施策である。まちづくり三法の趣旨に沿った事業のあり方を検討したうえで、本支援事業の存続を強く望む。

#### (2) 改正まちづくり三法の早急な見直しと都市と農村を一体的にとらえた都市計画制度の構築を

平成18年の改正まちづくり三法の施行から5年が経過したが、依然として、郊外の幹線道路型の出店は大幅に増加し、商店街の空き店舗も増加傾向にあることから、大型店の郊外立地規制と中心市街地活性化は十分に機能していない状況にある。このため、改正まちづくり三法の見直しを早急に行い、都市と農村を一体的にとらえた都市計画制度の構築を図るべきである。

#### (3) エリアマネジメントを担う「まちづくり会社」等の組織の設立と運営に対する財政

##### 面および人材確保・育成面での支援の拡充を

中心市街地活性化に取り組み、まちづくりを推進する実施主体であるまちづくり会社等が担う事業は、公共的

要素が強いことから必ずしも収益性高くない事業も多い。組織基盤の確立や事業の拡充に向けた取り組みに対し、財政面および人材の確保・育成面での支援を拡充すべきである。

#### (4) 個店の競争力強化に加え集合体としての商店街の取り組み（空き店舗管理、共同配送、高齢者送迎等）への支援の拡充を

商店街の空き店舗率は年々増加傾向であり、今後も増加する懸念が生じている。中心市街地商店街の活性化に向け、テナントミックスをはじめとした空き店舗対策への支援策を拡充されたい。また、高齢化や中心商店街の衰退に伴い、生活用品の購入が困難な買い物弱者が増加している。特に地方においては顕著であり、共同配送や高齢者送迎をはじめとした対応策への支援を講じられたい。

商店街が、こうした公共的な役割を継続的に担っていくためには、商店街の法人化が不可欠であることから、商店街法人化を促進するための支援措置（事務局の経費助成等）が必要である。

## 2. 地域資源の活用で地域経済の成長を

### (1) 地域資源の発掘から、試作品開発、商品化、販売まで一貫支援、プロジェクトを担う大学や研究機関等への財政・人材面の支援を

#### ①地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトの拡充

より効果的に地域資源のブランド化を促進する観点から、これまでの試作品段階までの支援にとどまらず、一般の消費者に向けた商品化・広報・販売までを支援対象に拡充する必要がある。その際、共同ネット販売システムの構築など全国プロジェクトを束ね包括的に支援する仕組みを検討すべきである。

#### ②JAPANブランド育成支援事業の拡充

各地のプロジェクトのブランド確立への取り組みを支援するため、海外の有力展示会等に各地のプロジェクトが出展できる「JAPANブランド」ブースを設置する等の支援策を拡充されたい。

#### ③産学官民の連携による地域産業の活性化に向けた取り組みの促進

農林漁業の再生・6次産業化や、まちづくりと一体となった観光や商業の振興等には、産学官民連携を推進するコーディネーターの育成・確保が不可欠であり、産学官民連携を担う団体や企業等に対するコーディネーターの育成・確保に係る財政的な支援を講じられたい。

#### ④地域の大学や研究機関等の知的資源を活かしたプロジェクトへの支援

地域の大学、研究機関等の知的資源と企業等との共同プロジェクトを推進し、地域の新事業・新産業の創出と地域経済の活性化を図るため、大学と民間企業との共同研究への財政面、人材面での支援の拡大や、市民の小口資金をコミュニティビジネス等へ供給する仕組み（少人数少額私募制度等）の構築を検討する必要がある。

### (2) 国によるインバウンド拡充に向けた取り組み強化を

#### ①MICE誘致等プロモーションの促進、的確な情報発信の強化等によるインバウンドの拡充

東日本大震災による風評被害により、東北地方を中心に訪日外国人数は震災前の水準まで回復しておらず、依然厳しい状況が続いている。地域産業の柱である観光産業の再生およびインバウンドの拡充に向けて、以下の取り組みを早急に講じる必要がある。

○MICE推進のための海外メディアや旅行エージェント等の誘致。またMICEの開催に合わせた美術館等における優遇入場料の設定、未公開施設等の公開といった取り組みの促進

○官民あげての中国、韓国からの誘客を想定したゴールデンルート（東京－大阪間）に代わる新たなルートの開拓

○諸外国との姉妹都市を活用した外客誘致事業の強化

○CIQ手続き（税関、出入国管理、検疫）、特に大型クルーズ船に係る手続きの簡素・迅速化

○国による的確かつ信頼性の高い安全情報等の発信強化による早急な風評被害の払拭

## ②地域資源を活用し、まちづくりと一体となった観光振興の促進

「観光立国」の実現に向け、産学官民が連携し、地域資源を有効に活用しつつ、まちづくりと一体となった観光振興事業を推進することが重要である。地域に根付く伝統や文化をはじめ、有形無形の資源を活用した観光振興によって地域を元気にし、観光立“地域“ひいては観光立国につなげる。

○地域同士が連携した観光振興事業の大都市圏等でのPR活動への支援。特に「東北観光博」の継続実施や他の地域ブロックでの同様の取り組みの推進

○「東北六魂祭」に代表される伝統文化・祭りなどの地域固有の資源を活用したイベントによる交流人口創出事業に対する支援

○文化財に対する「保護」から「活用」への発想の転換による規制の見直し

○コンサルタント等専門家の派遣制度の創設・拡充

○初等中等教育における観光教育の導入・拡充

## (3) 地域経済社会の基盤となる社会資本整備の促進を

地域経済の活性化に加え、防災・医療など生活の安全、安心を実現し、国内外の環境変化に対応した地域社会を作るには、その基盤となる社会資本の整備を急がなくてはならない。

①高速道路等のミッシングリンクの解消と低廉、簡素、安定的な料金制度の確立

②新幹線、港湾、情報インフラといった社会資本やネットワークの拡充強化

③老朽化している道路、橋、港湾施設等の更新

以上

## 平成 25 年度中小企業関係施策に関する意見・要望

### <提出先>

政府、各党、各都道府県

### <実現状況>

#### I. 中小企業の成長を支援する戦略的な施策の展開を

##### 1. 外需を取り込み成長するための海外展開支援の抜本的強化を

###### (1) 中小企業の海外展開に係る相談・支援体制の強化を

・25 年度予算において、「クールジャパンの芽の発掘・連帯促進事業」として新たに 10 億円が計上された(経済産業省)。クールジャパンの芽となる中小企業等が有する魅力(地域産品、食、アニメ、ものづくり、観光等)をプロデューサー人材等が発掘し、海外事業展開・日本における消費の増大につなげるため、数十箇所程度の事業を行う支援ネットワーク整備を委託。

・25 年度予算において、中小企業・小規模事業者海外展開事業化・研修支援事業として新たに 20 億円が計上された(経済産業省)。海外展開計画の実現可能性調査(F/S 調査)、官民の現地支援機関が連携した現地支援プラットフォームの構築等により、中小企業・小規模事業者の海外事業展開実現までの一貫した支援を行う。

###### (2) ODA を活用した中小企業の海外展開支援の推進を

- ・25年度予算において、ODAを活用した中小企業等の海外展開支援（①中小企業等の製品・技術等の開発援助案件化を念頭に置いたニーズ調査、②中小企業等からの提案に基づくODA事業への展開のための案件化調査）として20億円（平成24年度と同額）が計上された（外務省）。
  - ・25年度予算において、中小企業等からの提案に基づく製品・技術等の途上国政府関係機関における普及・展開事業（民間提案型普及・実証事業）として、新たに20億円計上された（JICA運営費交付金事業）。
- (3) 中小企業向け海外進出のためのF/S(事業の実行可能性調査)支援の拡充を
- ・24年度補正予算において、海外展開を目指す中小企業・小規模事業者向けのF/S支援に関する補助事業として2.5億円、25年度予算においても3億円が計上された（中小機構）。本支援制度は、小規模事業者・中小企業が海外展開する際の実現可能性調査(F/S調査)に対して、補助率2/3、最大120万円の補助を行い、専門家が海外展開計画策定の支援を実施する。
  - ・JICAにおいて、中小企業・小規模事業者向けのF/S支援に関する補助事業を拡充(上記)。
- (4) 海外の見本市・展示会への出展に係る支援の拡充を
- ・中小機構において、多数の外国人バイヤーが訪れる国内見本市における支援を実施。
  - ・JETROでは、広範なネットワークを活用し、中小企業・小規模事業者に対する海外見本市への出展支援や海外バイヤーを招へいした商談会の開催、ビジネスマッチングの機会提供、海外市場等に関する各種情報の提供や現地における各種支援等を実施する。
- (5) 進出先での資金調達・金融支援の充実を
- ・日本政策金融公庫(略称：日本公庫)がスタンバイ・クレジット制度を開始するための中小企業経営力強化支援法が、24年6/21に国会で成立、8/30に施行。日本公庫は9月にタイの商業銀行大手であるバンコック銀行と業務提携したのに続き、25年3月末にはフィリピンのメトロポリタン銀行、韓国の国民銀行とも同様の契約を締結。これに続き、4月末から5月上旬にかけてシンガポールとインドネシアの大手商業銀行とも契約を結ぶ。25年上半年中にはベトナム、マレーシア、中国にも提携先を拡大する予定で最終調整を進めている。
- (6) 知的財産権等の保護・強化に向け「偽造品の取引防止に関する協定」(ACTA)の早期発効・参加促進を
- ・24年10月、閣議決定を経て受諾書を寄託し、「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA)の最初の締約国となった。6番目の批准書等が寄託された日の後30日で発効するが、見通しは立っていない。

## 2. 企業の成長に応じた段階的な支援措置を

### (1) 起業の推進を

#### ① 起業支援体制の拡充

- ・24年度補正予算において、高度な経営分析を行う専門家の派遣する中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業(委託)として14.8億円、平成25年度予算においても48億円が計上された。
- #### ② 起業時の資金繰り改善に資する金融・税制等による支援の拡充
- ・24年度補正予算において、創業に要する経費の一部を負担する地域需要創造型等起業・創業促進補助金として200億円が計上された。
  - ・25年度予算において、創業又は経営多角化・事業転換等による事業活動を行う中小企業・小規模事業者に対し、日本政策金融公庫の低利資金として4.4億円が計上された。

### (2) 企業の成長の「種」となる新製品・新サービス開発力の強化への支援を

#### ① 成長分野での中小企業技術革新制度(SBIR)の拡充

- ・24年度補正予算において、成長する新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業(委託)として7.3億円が計上された。

#### ② 研究開発・試作品開発から製品化まで一貫した支援の拡充

- ・24年度補正予算において、ベンチャー企業等や先端技術の事業化のためのリスクマネー供給として1,040億円

が計上された。産業革新機構の財務基盤の強化を図る。

- ・ベンチャー企業への実用化助成事業(補助)として 100 億円、中小企業が実施する試作品の開発や設備投資等の支援として、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金 1,007 億円が、それぞれ計上された。
- ・25 年度予算において、ものづくりをする中小企業や地域の研究機関が連携して行う研究開発を支援する、ものづくり中小企業連携支援事業として新たに 118.7 億円が計上された。

### ③企業間連携・農商工連携等の事業化への支援の充実・強化

- ・25 年度予算において、中小企業新事業活動促進法、農商工連携等促進法等に基づき、中小企業・小規模事業者による新商品・新サービスの開発・販路開拓補助として、18.6 億円が計上された

### (3)優れた製品・サービスを売り込む販売力の強化で成長の後押しを

- ・25 年度予算において、意欲ある経営者や従業員が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓の取組を支援する小規模事業者活性化補助金として 30 億円が計上された。

### (4)企業の成長を支える人材確保・育成への支援を

#### ①若年者と中小企業をマッチングに資するキャリア教育・インターンシップ等の拡充

- ・25 年度予算において、若者の安定雇用の確保として全体で 356 億円が計上された。そのうち、雇用のミスマッチ対策・大学への新卒者・既卒者に対する就職支援推進として 105 億円が、若者と中小企業とのマッチング強化(具体的には「若者応援企業」の周知)として新たに 2.7 億円が計上された。また、キャリアアップ支援(正社員転換などの就職支援、ジョブカードの推進等)として 234 億円が計上された。

#### ②中小企業への円滑な人材移動に資する雇用・労働分野の規制緩和の推進

- ・産業競争力会議、規制改革会議の場で解雇ルールの明確化及び有料職業紹介事業における要件緩和等が検討されている。

#### ③専門知識・技能を有する OB 人材や優秀なグローバル人材の確保への支援の拡充

- ・25 年度予算において、成長分野での積極的な雇用創出・人材育成・就職支援として新たに 3.1 億円が計上された。日本の「雇用をつくる」人材(グローバルな視点をもって仕事をして成果を出せる人材、創業・起業や新事業展開を支える人材など)を確保・育成していくため、人材像の明確化や、確保・育成の手法について開発を行うというものである。

#### ④女性・高齢者の能力開発・職域拡大、地域での産業人材育成の取り組み強化

#### ⑤中小企業大学校等の経営支援人材の育成機能の強化

- ・24 年度補正予算において、中小企業・小規模事業者の事業再生・経営改善を促進するため、認定支援機関に対して大手会計法人等による研修を実施するため「認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業」として 5 億円が計上された。
- ・25 年度予算において、「認定支援機関等研修事業」として 1.2 億円が計上された。

### 3. 中小企業の経営体力強化への支援を

#### (1)消費税引上げに伴う弊害の是正を

##### ①円滑な価格転嫁の実現に向けた万全な対策の実施

- ・24 年度補正予算において、消費税率の引き上げに伴う価格転嫁を中小企業が円滑に行うための消費税転嫁対策窓口相談等事業として 42.1 億円が計上された。
- ・25 年度予算において、消費税転嫁対策普及事業として 2 億円が計上された。

##### ②中小企業経営への影響を最小限に止める対策の実施

- ・25 年度予算において、中小企業が消費税分を円滑に価格転嫁する監視・検査体制の強化として、消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業 19.8 億円が計上された。

##### ③複数税率およびインボイスの導入には断固反対

- ・複数税率
- ・25年度与党税制改正大綱において、「消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」、「本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までには、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする」とされた。

- ・インボイスの導入

- ・複数税率の導入と合わせ、議論されているところである。

(2) 安全性確保と地元理解を得た上での原子力発電所の再稼働を

① 関西電力大飯発電所

- ・24年6/16 関西電力大飯3、4号機再稼働を四大臣会合で決定。
- ・大飯3号機：7/1 再起動、7/5 調整運転開始、8/3 定期検査終了・営業運転開始
- ・大飯4号機：7/18 再起動、7/21 調整運転開始、8/16 定期検査終了・営業運転開始
- ・25年7月の新規規制基準の施行段階で、大飯3、4号機については、定期点検時に確認する(4月からの事前の確認作業等で問題があった場合は停止と判断される可能性はあるが、大飯3号機(前回定検24年8/3終了)については9/2まで、4号機(同8/16終了)9/15まで稼働することがほぼ確実)。

② 他の現在停止中の原子力発電所

- ・7月の新規規制基準の施行段階で、必要な機能を全て備えていることを求め、規制委員会の認可を得れば再稼働となる。「信頼性向上のためのバックアップ対策」(第2制御室、PWR原子炉へのフィルタベント等)については5年間の猶予期間が設定された。

(3) 資金調達の円滑化を

① 事業者ニーズに沿ったマル経融資制度の見直し・拡充を(業種分類の見直し、金利引下げ等)

- ・拡充措置は継続(15百万円、貸出・据置期間)。業種は宿泊業、娯楽業等を中心に拡充される予定(「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案」4月16日閣議決定・国会提出済み)。

② セーフティネット保証の業種拡充措置の延長・セーフティネット貸付の拡充

- ・セーフティネット保証の業種は全業種の約6割で継続された。
- ・24年度補正予算において、セーフティネット貸付の創設等として1,407億円が計上された。

③ 「中小会計要領」の活用促進

- ・25年4月から、全国の信用保証協会において、「中小会計要領」を会計ルールとして採用する中小企業の信用保証料率を0.1%割引く制度が開始となった。

(4) 企業再生に万全な対策を

- ・24年度補正予算において、中小企業支援専門家の増員等、「中小企業再生支援協議会の機能強化」として40.5億円、資本金劣後ローンの拡充として986億円、借換保証の推進として500億円が計上された。

(5) 企業の事業承継の円滑化を

① M&A等事業引継ぎ支援に関する支援体制の強化

- ・25年度予算において、「中小企業再生支援協議会事業(43.4億円)」のうちの事業引継ぎ支援事業として、「事業引継ぎセンター」を継続設置。

② 個人保証の履行を一定の契約違反の場合に限定

- ・非財務コバナンツをもとにした停止条件付信用保証の浸透について、「中小企業における個人保証等の在り方研究会」で報告書が取りまとめられた。今後、国で具体策について検討される予定。

③ 廃業円滑化のための個人保証に関するガイドラインの整備

- ・保証請求を一定の財産を越えて行わないガイドラインについて、「中小企業における個人補償等の在り方研究会」で報告書が取りまとめられた。今後、国で具体策について検討される予定。

#### ④「価値ある企業を残す」ための事業承継税制の拡充

- ・25年度税制改正において、事業承継税制の大幅な拡充が実現

##### <要件の緩和>

- ・雇用維持要件の緩和(毎年8割以上⇒5年間で平均8割以上)
- ・後継者の親族間承継要件の廃止
- ・先代経営者の役員退任要件の緩和(贈与税)

##### <負担の軽減>

- ・利子税の負担軽減
- ・債務控除方法の是正(個人債務等で猶予額が減額されない方式へ)等

##### <手続きの簡素化>

- ・事前確認制度の廃止
- ・提出書類の簡略化
- ・その他の使い勝手を向上させるための措置

#### 株券不発行会社への適用拡大

#### 猶予税額に対する延納・物納の適用

##### (6) 企業活動を減退させる公的負担の軽減を

- ・後期高齢者支援金の3分の1報酬割、協会けんぽへの国庫補助割合を13%から16.4%とする特例措置の2年延長が閣議決定

##### (7) 総合型厚生年金基金の解散、事業所の基金脱退時に係る救済措置の拡充を

- ・厚生年金基金の特例解散制度の見直し(5年の時限措置)へ法案提出の見込み  
分割納付の特例

##### ① 事業所間の連帯債務を免責

##### ② 利息の固定金利化

##### ③ 最長納付期間の延長(15年→30年)

##### (8) IT診断、導入・活用等への専門家派遣など地域支援体制の強化を

- ・25年度予算において、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業として新たに48億円が計上された。ITクラウドを活用した相談対応や高度な経営課題等の相談に対応する専門家派遣を実施。

##### (9) 都道府県の経営改善普及事業予算の確保・増額を

- ・中小企業相談所会計の予算のうち、都道府県単独での平成23年度実績額は267.93億円(前年度比+0.6%)。中小企業相談所長会計の総額は309.62億円(対前年度比△1.67%)。

##### (10) 中小企業の仕事確保と公正な取引の実現を

##### ① 中小企業の官公需受注機会の確保

- ・経済産業省から各府省等及び地方公共団体(各都道府県、人口10万人以上の市及び特別区)に対して、24年度補正予算の執行にあたり、中小企業者の受注機会の増大に努めるよう要請。

##### ② 下請法の厳格な運用と周知徹底

- ・25年度予算において、取引関係の多様化による経営の安定を図るために、「下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業」として7.0億円が計上された。

## II. 東北地域をはじめとする被災地の震災復興のスピードアップと福島再生を

### 1. 震災からの復興を加速させる力強い支援を

#### (1) 復興予算執行の迅速化及び継続的な財政支援措置を



- ・第7回復興推進会議において復興交付金の採択範囲を拡大し、「津波復興拠点における施設整備(公益施設、防災拠点施設等)」、「防集跡地の利用方策(公園整備、漁業集落の高上げ等)」、「将来を見据えた農業・水産業関連機械・施設整備(トラクター等)」、「観光・交流施設整備(自治会館等)」が新たに対象事業となった。
- ・25年度予算において5,918億円が計上された(24年度予算は2,868億円)。

(2) 土地のかさ上げの促進および災害廃棄物の広域処理推進を

《かさ上げ》

- ・復興整備計画の策定が被災3県で徐々に進み、同計画に基づく「土地区画整理事業」「防災集団移転促進事業」等が動き出している。

岩手県：10市町村で策定済(103地区で復興整備事業を実施)

宮城県：13市町村で策定済(233地区で復興整備事業を実施)

福島県：5市町村で策定済(133地区で復興整備事業を実施)

《人材支援》

- ・25年度の被災地からの地方公共団体からの職員派遣要望人数は1,490人。総務省では、企業の従業員を当該企業に在籍したまま地方公共団体が受け入れられる仕組みを整備、685人の人材を派遣している(2月現在)。
- ・復興庁では、被災地市町村に駐在し市町村の復興業務を直接支援する「市町村支援業務職員」を直接雇用するなど人材支援を実施している。

《災害廃棄物処理》

- ・25年1月に「東日本大震災に係る災害廃棄物処理進捗状況・加速化の取組」が策定。

がれき広域処理に係る受入自治体15自治体(青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、大阪府、福岡県)

(3) 次代を担う成長産業の立地促進策の拡充を

(4) 雇用関連施策の充実を図り、被災地からの人口流出に歯止めを

- ・復旧・復興に必要な人材の育成・確保、および被災により失業を余儀なくされた方への就職支援を目的とし、被災地における求職者支援訓練の訓練実施校の認定基準において、下記特例措置を実施(26年3月31日開講コースまで)。
- ・重機等を使用した整地作業等に必要人材を育成するための震災対策特別訓練コース(車両系建設機械運転技能講習等)を設定(訓練期間は10日～1か月、訓練実施校への奨励金は12万円/人)
- ・認定基準のうち、就職率要件を緩和(3年間で2コース以上の就職率が、基準値未満でないこと。→被災地では、1コースを0.5コースと取り扱い算出する。)

(5) 地域経済復興を支えるインフラの早期復旧および整備促進を

《道路》

- ・三陸沿岸道路と内陸を結ぶ復興道路(宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線、東北中央自動車道)の総延長584kmに対して、事業中区間は343km(進捗率56%)。
- ・東北地方の無料措置(被災地支援・観光振興及び避難者支援)は終了。25年4月26日から、原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置を実施。原発事故の警戒区域等の居住者を対象とした無料措置、常磐自動車道南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジ間の無料措置とともに26年3月31日まで実施。

《鉄道》

- ・被災3県(岩手、宮城、福島)の鉄道の運休(不通)区間は12%(271km)。
- ・JR大船渡線:気仙沼～盛(43.7km)
- ・JR気仙沼線:柳津～気仙沼(55.3km)は、BRT(バス高速輸送システム)において仮復旧で運行を開始。

《港湾》(25年1月15日時点)

- ・相馬港:公共岸壁13バース(水深4.5m以深)のうち、4バースが暫定利用可能。基幹的輸送を担う内航コンテナ

施設から順次本復旧。沖防波堤以外の施設については、25年度末までの復旧完了を目指す。

- ・小名浜港:公共岸壁 72 バース(水深 4.5m 以深)のうち、49 バースが暫定利用可能(一部本格供用済み)。火力発電所への燃料の安定供給に必要な施設、化学工業・非鉄金属工業等の産業復興に必要な施設から順次本復旧。25年度末までの復旧完了を目指す。

## 2. 被災地中小企業の早期再建に向けた支援の拡充を

### (1) 事業再開が遅れている中小企業のために「グループ補助金」の拡充と継続を

- ・23年度補正予算、平成24年度予算において、第1次～7次採択まで実施。申請件数 1620 件に対して補助(採択)件数は 506 件(31.2%)。
- ・25年度については、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域または警戒区域等であって、特に復興が遅れている地域が対象と限定されている。

### (2) 復興に取り組む中小企業の資金需要へ万全の対策を

- ・25年度予算において、被災地の中小企業・小規模事業者に焦点をあてた資金繰り支援<復興>として 530 億円、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)<復興>として 250.1 億円が計上された。

### (3) 被災した中小企業の販路拡大支援の拡充を

- ・24年度補正予算において、新商品新サービス開発支援や販路開拓支援等を含む「地域力活用市場獲得等支援事業」として総額 200 億円が計上された。

### (4) 地域支援機能の充実強化を

## 3. 福島の再生に向けて、あらゆる対策を

### (1) 国および東京電力による原子力損害賠償の公正で着実な実施を

- ・東京電力の賠償支払い額は、24年度初めの 5,663 億円から、年度末には 2 兆 589 億円と 3.6 倍に増加。請求書類確認所要日数は、個人 19.3 日、事業者 13.5 日から、それぞれ 15.0 日(▲4.3 日)、12.0 日(▲1.5 日)に短縮(年度末時点の本賠償件数は 1,685,000 件)(東京電力HP)。
- ・原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介は、24年3月末時点の和解成立の累計 48 件(一部和解、仮払含む)から、25年3月末時点では累計 2,611 件に増加。(原子力損害対応室ヒアリング)

### (2) 徹底した放射線被害対策の実施を

【H25 予算案：億円 (H24 予算：億円)】※：被災地全体の金額

#### ①除染・放射性廃棄物処理等【H25 予算案 6,220 億円 (H24 予算 4,547 億円)】

- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染【4,978 (3,721)】
- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業【971 (772)】※
- ・中間貯蔵施設の設置に向けた取組【146 (20)】

#### ②放射線モニタリング・リスクコミュニケーション等【62 (28)】

- ・モニタリング対策関連交付金【13 (-)】(住民のニーズに応じたモニタリング)
- ・地方消費者行政活性化事業【7 (4)】※(食品等の放射性物質検査、消費生活相談等)

#### ③産業振興・雇用・風評被害対策【13 (6)】

- ・福島発農産物等戦略的情報発信事業【3 (補正 13)】
- ・福島県における観光関連復興支援事業【4 (-)】等

### (3) 既存の電力インフラを活用したエネルギー産業の集積を

#### ①再生可能エネルギー等の研究開発支援等【135 億円 (32 億円)】

- ・浮体式洋上風力発電の実証研究【95 (-)】
- ・再生可能エネルギー次世代技術開発事業【3 (-)】(福島県内企業等の技術開発への支援)
- ・市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業【5 (-)】(福島県内体験型再エネ施設等への補助)

- ・革新的エネルギー研究開発拠点の形成【13（12）】
- ・福島再生可能エネルギー研究開発拠点機能強化事業【9（-）】
- ・福島県環境創造センター（仮称）整備への支援【H24 補正 113】

○避難解除等区域復興再生計画（3月19日復興庁策定・安倍総理決定）：生活環境の回復、帰還者・避難者支援、経済再生のために、2年、5年、10年と時間軸を区切った計画を策定。対象は南相馬市を含む10市町村。

- ・産業再生：補助金、課税特例、再エネ等の新産業創出、研究開発拠点整備、風評被害対策、ふくしまブランド再生等
- ・公共インフラ整備：常磐自動車道、東北中央自動車道、小名浜港（いわき市）と常磐自動車道連結、JR常磐線等

※27年度に南相馬市と田村郡三春町に「福島県環境創造センター」（放射能モニタリング、除染技術開発等）を開所する計画。

(4)雇用の担い手である企業へ思い切った立地支援策を

【その他】福島復興・再生関連

○福島復興・再生の加速（福島ふるさと復活プロジェクト）

①地域の希望復活応援事業【48億円】（H24 補正 208 億円）

（原災避難区域等帰還・再生加速事業）

- ・帰還支援（生活基盤施設の立ち上げ支援等）、区域の荒廃抑制・保全（除草、廃家屋の撤去等）など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への新たな支援

②コミュニティ復活交付金【503（-）】

（長期避難者生活拠点形成交付金（仮称））

- ・災害公営住宅、関連する道路・学校施設等の生活拠点の形成のための県・市町村への新たな支援

③子ども元気復活交付金【100（-）】

（福島定住緊急支援交付金（仮称））

- ・子育て環境の整備（屋内運動施設の整備、遊具設置等）や子育て世代が定住できる環境整備のための市町村への新たな支援

○復興庁の司令塔機能の強化

①復興加速化・福島再生予備費【6,000億円（4,000億円）】※

（事業費の追加や新たなニーズに機動的に対応）

②東日本大震災復興推進調整費【100（50）】※

（諸制度の隙間を埋め、復興に関する調査企画の委託を弾力的に実施）

○地域社会の再生（まちの復旧・復興）

- ・東日本大震災復興交付金【5,918億円（2,868億円）】※
- ・災害復旧事業【6,611（2,605）】※
- ・災害廃棄物の処理【1,266（3,442）】※

### Ⅲ. 疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに

1. 賑わいのあるまちづくりの実現に向けた制度の見直しを

(1)戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は存続を

- ・戦略的中心市街地商業活性化支援事業費補助金は平成24年度で廃止。
- ・24年度補正予算において、中活認定地域への支援策「中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金」として15億円が計上された（経済産業省）。

・25年度予算において、商店街等による地域コミュニティ機能再生に向けた取り組みと、空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等の商店街活性化に向けた取り組みを補助する「地域中小商業支援事業」として新たに38.7億円が計上された。

(2)改正まちづくり三法の早急な見直しと都市と農村を一体的にとらえた都市計画制度の構築を

・自由民主党(地域活性化に関する小委員会)、内閣府(中活評価調査委員会)、経済産業省(中心市街地活性化部会)、国土交通省(都市再構築戦略検討委員会)において中心市街地の活性化をはじめとした3法の検証を実施。

(3)エリアマネジメントを担う「まちづくり会社」等の組織の設立と運営に対する財政面および人材確保・育成面での支援の拡充を

・25年度予算において、まちづくり会社に対する支援事業として中心市街地魅力・創造支援事業が新たに10億円計上された。

(4)個店の競争力強化に加え集合体としての商店街の取り組み(空き店舗管理、共同配送、高齢者送迎等)への支援の拡充を

・「(1)戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は存続を」と同様。

・買い物弱者については、24年度補正予算において、共同配達や移動販売事業に対する補助「地域自立型買い物弱者対策支援事業費」として10億円が計上された。

2. 地域資源の活用で地域経済の成長を

(1)地域資源の発掘から、試作品開発、商品化、販売まで一貫支援、プロジェクトを担う大学や研究機関等への財政・人材面の支援を

①地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトの拡充

②JAPANブランド育成支援事業の拡充

③産学官民の連携による地域産業の活性化に向けた取り組みの促進

④地域の大学や研究機関等の知的資源を活かしたプロジェクトへの支援

<地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト>

・25年度予算において、5.7億円が計上された(昨年度6.8億円)。事業が一つ(地域の魅力でおもてなし事業)終了したが、同プロジェクトは継続。

・24年度補正予算において、新商品新サービス開発支援や販路開拓支援等を含む「地域力活用市場獲得等支援事業」として総額200億円が計上された。

<JAPANブランド育成支援事業>

・25年度から中小企業海外展開総合支援事業(予算額31.5億円)に包括計上された。同事業におけるJAPANブランド育成支援の予算額は約5億円。24年度JAPANブランド育成支援事業(予算額3.9億円)比で約28.2%増。

(2)国によるインバウンド拡充に向けた取り組み強化を

①MICE誘致等プロモーションの促進、的確な情報発信の強化等によるインバウンドの拡充

・25年度予算において、訪日旅行促進事業について54.91億円、訪日外国人旅行者の受入環境整備事業について2.8億円が計上されたほか、新たに東南アジア・訪日100万人プランとして5.99億円が計上された。

上記事業を通じて、特にMICEの効果が高いとされる都市を対象に、マーケティング戦略の高度化等を図る。

・情報発信については、放射能不安の残る市場において、訪日観光場面に応じた情報発信を行うとともに、訪日外国人旅行者の安全を確保することを目的とした情報提供のあり方について調査検討を行うこととしている。

②地域資源を活用し、まちづくりと一体となった観光振興の促進

・25年度予算において、観光地域ブランド確立支援事業として3.43億円が新たに計上された(24年度まで実施されていた観光地域づくりプラットフォーム支援事業は廃止)。

・24年度補正予算において、官民協働した魅了ある観光地の再建・強化事業として15.7億円が計上された。同事

業を通じて観光地の魅力となりうる資源を見直し、旅行商品化に向けた支援を行うこととしている。

### (3) 地域経済社会の基盤となる社会資本整備の促進を

- ・25年度道路関係予算において、改築その他に係る費用として8,400億円(前年度比ほぼ横ばい)、維持管理として2,500億円(前年度比2割増)が計上された。
- ・国土交通省では、「社会資本整備委員会 国土幹線道路部会」を組織し、高速道路の整備、料金体系について検討を行っている。当所をはじめとした経済団体や関連業界からヒアリングを行い、25年6月頃に取りまとめを行う予定。

## 復興庁のリーダーシップによる一刻も早い被災地の復旧・復興を

平成24年8月9日

日本商工会議所

東日本大震災から500日が経過し、懸命な復旧・復興への取り組みが続けられているものの、遅々として進まない復興への足取りに、被災地では、焦燥感に満ちた声が多く聞かれる。また、被災地には、被災地以外の地域において東日本大震災の記憶が薄れ始めていると感じているところも少なくない。福島の再生はもとより、東北地域をはじめとする被災地の震災復興に対するこれまでの進捗状況を検証したうえで、被災地の事業者や住民の復興への意欲が失われてしまう前に、適時適切な対策をスピーディーに実施していただきたい。

そのためには、被災地の復興に対し省庁の枠を越え調整・推進機能を担う復興庁が、強力なリーダーシップを発揮し、被災地の実情に即した一日も早い復旧・復興への策を講じることが、強く期待されている。是非とも、被災地の実情を踏まえ、下記事項の早期実現とそれによる日本の再生に向け一層のご尽力をいただきたい。

記

### **I. 大震災からの復興を加速させる力強い支援を**

#### **1. 復興庁の体制の拡充等を**

復興庁は、被災地の復旧・復興に関しこれまでも大きな役割を果たされているが、今後、一層強力なリーダーシップを発揮し、被災地からの要望の一元的な受理と関係省庁の対応促進をはじめ被災地の一日も早い復旧・復興のためにその機能を十分に果たされたい。そのための裏付けとなる予算については、十分な確保を図られたうえで、迅速かつ効率的に執行されたい。

また、被災地と一体的に復興を推進するため、大船渡や相馬などへの支所等の増設や、出先機関と地元関係者との一層の連携強化など、ハンズオンでのきめ細かな支援が提供できるよう、体制を拡充いただきたい。

さらに、復興庁に設置されている「復興推進委員会」を沿岸部の被災地域において開催し、自治体や事業者等との意見交換や視察を通じて現場の生の声に基づき、各種復興施策の弾力的な運用・改善を図られたい。

#### **2. 「復興交付金制度」の拡充を**

復興交付金の利用実態を十分に検証し、被災した自治体が自主的かつ主体的に復興事業が実施できるよう、平成25年度予算編成に際しては、被災地自治体の要望を踏まえ、5省40事業に限定されている「基幹事業」の範

困を、液化化対策事業や観光復興に資する事業などへ拡大されたい。また、復興事業が滞ることのないよう、継続的な財政措置を講じられたい。

### **3. 土地利用促進に向けた支援拡充・制度運用改善を**

遅れている区画整理事業や市街地再開発事業等を促進するため、国は、地方自治体への土地利用計画の策定に携わる専門家等の派遣の増員を行うとともに、地方自治体の土地利用計画の策定状況に応じて、交付決定事業の遂行期限の延長を図られたい。

また、埋蔵文化財調査による集団移転の遅滞を解消するため、国は、行政職員や大学等の調査人員の派遣による支援を行っていただきたい。

### **4. 災害廃棄物の広域処理推進を**

災害廃棄物の早期処理を推進するため、国は、受け入れを検討している地方自治体および当該地域の住民に対し、安全性の科学的根拠や処理プロセスの適切性等についてより明確に丁寧な説明を行われたい。

### **5. インフラの早期復旧整備促進等を**

国は、事業者や関係自治体と連携して、三陸縦貫自動車道やJR常磐線など道路・鉄道等の未復旧区間の供用再開を急ぐとともに、被災地の今後の産業復興、観光振興ならびに防災の観点から、東北横断自動車道整備の7年以内の前倒し執行等インフラの整備について、短期的、集中的に進められたい。また、常磐自動車道においては現在、除染モデル事業を実施されているところであるが、検証結果を早急にまとめ、早期に復旧作業に取り組んでいただきたい。

各地港湾も物流や水産業の拠点であり、防災設備の整備を進めるとともに早期の本格復旧が望まれる。

また、土日・祝日の東北地域内の高速道路料金に上限を設ける等、観光振興のため高速道路料金の低廉化を実施されたい。

### **6. 次代を担う成長産業の立地促進策の拡充を**

被災地の産業の早期復興に向け、復興特区法や福島再生特別法により、企業立地促進策が緒に就いたところであるが、単なる国内でのパイの付け替えにとどまることのないよう、再生可能エネルギー、環境、医療等、日本の次代を担う新たな産業の集積を促進することが重要である。このため、産業団地の造成に係る道路、調整池などの共通インフラについて、国からの助成措置を講じられるとともに、税制優遇措置等の一層の拡充を図られたい。

### **7. 雇用関連施策の充実を図り、被災地からの人口流出に歯止めを**

被災地からの人口流出に歯止めをかけ、地域がこれ以上疲弊することがないように、雇用関連施策のさらなる充実を図る必要がある。一日も早い企業の再建や企業立地促進策を進めるとともに、地域の復興計画による新たな産業集積を視野に入れた職業訓練や一時的な地域外での就業による職業能力開発支援などの思い切った措置を講じていただきたい。

また、事業復興型雇用創出助成金の対象について、（現在、平成23年11月21日以降の雇用を対象としているところ、）震災以降の雇用まで対象にされたい。

## **II. 被災地中小企業の早期再建に向けた支援の拡充を**

### **1. グループ補助金の大幅な拡充と継続を**

今なお補助を受けられない事業者やそもそもグループさえ組めない事業者があり、事業者が公平、円滑に制度を

利用できるよう、予算の大幅な拡充と平成25年度以降の継続的な支援を講じるとともに、グループ要件の明確化や緩和など改善を図られたい。

また、採択事業者であっても土地のかさ上げ等に関する地方自治体の方針が未定であるために未着工の事業者があるため、事業の複数年度化や翌年度への繰り越し容認など、弾力的運用を図られたい。

## **2. 復興に取り組む企業の資金需要へ万全の対策を**

(1) 二重債務問題への支援策である、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取りが進んでいない。二重債務問題の解決が、被災企業の復興には不可欠であり、両機構は、買取価格の弾力的な運用による迅速な債権買取を一層進めていただきたい。

(2) 被災地域における事業再生に当たっては、被災地の実情に格段の配慮をした中長期的・継続的な金融支援が欠かせない。金融庁と連携し、中小企業の資金繰りに支障をきたすことのないよう、新規融資・リスク等個別企業の実情を見極めたきめ細かい対応をとるよう、金融機関を強力に指導されたい。

## **3. 被災地における税制措置の拡充等を**

復旧・復興に資するため、数次に亘る震災税制が実施され、復興特区では新規立地企業に法人税減免等の税制措置が実施されているが、被災地内に工場や事業所を保有し、雇用を維持しながら事業を継続している既存企業に対する税制措置が不足している。

復興特区に指定されていない地域も含めて、被災地域の経済を支える地元企業に対して、投資減税の拡充等の復興特区に準じた税制措置を講じられたい。

特に、福島県は、既存企業の流出や人口減少などによって、地域経済の疲弊が深刻さを増しており、福島再生を実現するためにも、特例的な思い切った税制措置（国税、地方税の免税等）や、社会保険料等（厚生年金、医療、介護、児童手当拠出金）および労働保険料の免除措置（雇用を維持する事業者への適用拡大など）が必要である。

## **4. 販路拡大支援の拡充を**

被災した中小企業が震災の影響で失った販路の拡大を図るべく、首都圏や大都市等で行われる見本市や展示会および被災地にバイヤーを招いて開催する商談会、常設販売所の設置など、マッチングの機会拡大や、中小企業の海外における販路拡大への支援の一層の拡充を図られたい。

## **5. 沿岸部被災地区の基幹産業に対する支援を**

沿岸部被災地区における基幹産業である造船業等において、堤防の設置や地盤沈下、液状化等により移転を余儀なくされる企業に対し、事業用地の確保や、企業の用地取得に対する財政面の支援を講じられたい。

## **Ⅲ. 福島の再生に向けて、あらゆる対策を**

福島のみならずその他の被災地において、今なお、原発事故による風評被害が地域経済に甚大な影響を与えている。原子力賠償の公正で着実な実施や、徹底した放射能対策を着実に実行されたい。

### **1. 国および東京電力による原子力損害賠償の公正で着実な実施を**

損害賠償については、周知体制の不備や手続きの煩雑さ、審査・支払いの遅れ等様々な不満が依然として多い。加えて、基準自体が不明確で公平な扱いがなされていないのではないかと疑念が生じている。国および東京電力は確実、迅速な損害賠償の実施に責任を持って取り組まれたい。

### **2. 徹底した放射線被害対策の実施を**

国は除染や食品の検査、住民の健康管理、国民の信頼回復などの放射線被害対策について、科学的な根拠に基づき、かつ地域の実情を踏まえて、下記事項につき体系的、迅速な取り組みを進める必要がある。

- (1) 避難した住民の早期帰還、コミュニティ再生に向けた除染の早期実施
- (2) 汚染土壌の仮置き場、中間貯蔵施設問題の早急な解決
- (3) 若年層を中心とする住民の健康管理の早急な実施
- (4) 科学的根拠に基づいた食品検査の実施
- (5) 科学的根拠に基づいた信頼性の高く妥当な客観的基準の整備と消費者への分かりやすい説明
- (6) 放射性物質の検出数値などによる、民間事業者の過度な商品、地域差別化の抑制
- (7) 風評被害を払拭するための国による積極的な国内外への説明
- (8) 放射線医療や放射線測定および土壌汚染等に関する国際機関の誘致
- (9) 除染について、民間事業者が容易に参入しやすい環境の整備

### **3. 雇用の担い手である企業へ思い切った立地支援策を**

福島再生を図るためには、雇用の受け皿である企業が地元に残り、がんばろうと思えるように、思い切った支援措置の拡充強化が必要である。

- (1) 「ふくしま産業復興企業立地補助金」など助成措置の拡充強化
- (2) 安価な電気料金の設定や新たな税制減免措置など思い切った支援策の創設

以上

## 復興庁のリーダーシップによる一刻も早い被災地の復旧・復興を

### <提出先>

政府・省庁・政党等

### <実現状況>

#### I. 大震災からの復興を加速させる力強い支援を

##### 1. 復興庁の体制の拡充等を

○25年度復興特別会計予算における主な歳出内訳

- ・東日本大震災復興経費 37,178 億円
- ・復興加速化・福島再生予備費 6,000 億円

○25年5月22日現在の支所設置地域一覧

岩手県：宮古、釜石 ・宮城県：石巻、気仙沼 ・福島県：南相馬、いわき

○第8回～第10回「復興推進委員会」が、25年3月～5月に官邸にて開催。

##### 2. 「復興交付金制度」の拡充を

○25年度復興特会予算 復興交付金 5,918 億円

※24年度当初予算 5,490 億円

24年度補正予算 1,214 億円



[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000213591.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000213591.pdf)

○復興庁は25年3月に「復興交付金の運用の柔軟化について」を公表。基幹事業の拡充等が含まれる。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku/dai29/siryoku6.pdf>

### 3. 土地利用促進に向けた支援拡充・制度運用改善を

○復興交付金の対象事業として、「漁業集落のかさ上げ」「一定の利用の見込みがある商業・産業用地のかさ上げ」が新たに追加となった。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku/dai29/siryoku6.pdf>

○復興庁が25年4月に公表した「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第二弾）」において、復興まちづくりを加速化するための「所有者不明土地の処理の迅速化」や「広域的な人材確保」「埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化」等のための具体的な対応が示された。

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130409\\_kasokukasochi\\_2r.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130409_kasokukasochi_2r.pdf)

○文化庁は、25年3月付で「震災復興の埋蔵文化財調査の迅速化に向けた直近の取組及び当面の対応」を公表。

### 4. 災害廃棄物の広域処理推進を

○25年度予算 災害廃棄物処理事業費 1,266億円

○岩手県、宮城県は、広域処理を含むすべての処理先を確保。工程表どおり、26年3月末までに処理可能な見込み。

※ <http://kouikishori.env.go.jp/news/pdf/20130507a.pdf?ver2>

### 5. インフラの早期復旧整備促進等を

#### ○道路

- ・三陸沿岸道路と内陸を結ぶ復興道路(宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線、東北中央自動車道)の総延長584kmに対して、事業中区間は343km(進捗率56%)。
- ・東北地方の無料措置(被災地支援・観光振興及び避難者支援)は終了。25年4月26日から、原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置を実施。原発事故の警戒区域等の居住者を対象とした無料措置、常磐自動車道南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジ間の無料措置とともに26年3月31日まで実施。

#### ○鉄道

- ・被災3県(岩手、宮城、福島)の鉄道の運休(不通)区間は12%(271km)。
- ・JR大船渡線:気仙沼～盛(43.7km)
  - ・JR気仙沼線:柳津～気仙沼(55.3km)は、BRT(バス高速輸送システム)において仮復旧で運行を開始。

#### ○港湾(25年1月15日時点)

- ・相馬港:公共岸壁13バース(水深4.5m以深)のうち、4バースが暫定利用可能。基幹的輸送を担う内航コンテナ施設から順次本復旧。沖防波堤以外の施設については、25年度末までの復旧完了を目指す。
- ・小名浜港:公共岸壁72バース(水深4.5m以深)のうち、49バースが暫定利用可能(一部本格供用済み)。火力発電所への燃料の安定供給に必要な施設、化学工業・非鉄金属工業等の産業復興に必要な施設から順次本復旧。25年度末までの復旧完了を目指す。

## II. 被災地中小企業の早期再建に向けた支援の拡充を

### 1. グループ補助金の大幅な拡充と継続を

○25年度予算 グループ補助金 250.1億

※24年度：499.7億

○25年度の公募期間（予定）

- ・8次公募：6月3日～28日
- ・9次公募：9月上旬（1ヵ月程度）
- ・10次公募：12月上旬（1ヵ月程度）

## 2. 復興に取り組む企業の資金需要へ万全の対策を

○二重債務問題対策については、被災地各県の産業復興センターと東日本大震災事業者再生支援機構が連携して案件引継ぎを行ったこと、買取価格を弾力的に運用したこと等により、支援決定案件が着実に増加しつつあり、25年4月末現在両機構合計で累計479件の支援が完了した（うち買取支援238件）。今後土地かさ上げの本格化による案件増加も想定され、産業復興相談センター事業に対し、31.3億円の予算が計上された。

○25年4月に、金融庁の監督指針が改正され、金融機関の役割として、円滑な資金供給や貸付条件の変更が明記される等中小企業金融円滑化法終了後も中小企業の資金繰り安定に向けた対策がうたれた。また、「東日本大震災復興特別貸付」等被災地企業への資金繰り支援策が、25年度も継続的にとられている。

## 4. 販路拡大支援の拡充を

○地域力活用新事業の全国展開プロジェクト

25年度予算として、5.7億円計上（昨年度6.8億円）。事業が一つ（地域の魅力でおもてなし事業）終了したが、同プロジェクトは継続。また、平成24年度補正予算では、新商品新サービス開発支援や販路開拓支援等を含む「地域力活用市場獲得等支援事業」に総額200億円が計上された。

○JAPANブランド育成支援事業

JAPANブランド育成支援事業は、25年度から中小企業海外展開総合支援事業内（予算額31.5億円）に包括。同事業におけるJAPANブランド育成支援の予算額は約5億円。平成24年度JAPANブランド育成支援事業（予算額3.9億円）比で約28.2%増。

## III. 福島の再生に向けて、あらゆる対策を

### 1. 国および東京電力による原子力損害賠償の公正で着実な実施を

○6月25日より避難区域外の事業者について、賠償対象期間を限定しない（12ヶ月まで）請求の受付を開始。

○7月2日より避難区域等の事業者の事業再開・移転・転業による24年3月1日以降の利益分を「特別の努力」として逸失利益から控除しない受付を開始。

○7月31日より「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方※」（7月20日経産省発表）に基づき、営業損害について賠償金を一括請求できる包括請求方式を導入、受付開始。

※不動産、財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等の幅広い損害項目について賠償金の一括払いを可能とすること等により、住民の生活再建のための十分な金額を確保する。

○10月18日より観光業の風評被害について、損害賠償の対象地域を東北全域に拡大。従来の福島、茨城、栃木、群馬の4県（千葉、山形、宮城県の一部含む）に、青森、岩手、秋田、宮城、山形の5県を追加。（8月24日に決定・原子力損害賠償紛争解決センター総括基準に基づく）

○11月8日より原子力損害賠償紛争解決センター総括基準：製造業者の風評被害による減収分（逸失利益）について、中小企業実態基本調査に基づく平均利益率32%を用いる。

○12月26日より避難区域内事業者の償却資産および棚卸資産の賠償を開始

○1月1日より東京電力は、双葉郡Jヴィレッジ内に「福島復興本社」を設置。福島市、いわき市、郡山市、会津若松市、南相馬市に事務所を設置。25年末を目途に500人規模で要員を増強し、復興本社全体で4,000人

以上の体制。

○1月10日、東京電力は3年間で請求権が失われる民法の「消滅時効」を主張せず、期間を過ぎても賠償に応じる考えを示した。

○1月18日に下村文科大臣は、原子力損害賠償紛争解決センター迅速な処理に向けた対応のため、職員体制や業務の運用改善等の取組が不可欠で、現在112名の調査官を200名規模の体制まで早急に強化するとした。

○1月30日より原子力損害賠償紛争審査会は、風評被害として認められる類型の追加を決定。

- ・ 農産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る）：岩手、宮城
- ・ 茶：宮城、東京
- ・ 林産物（食用に限る）：青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけに限る）
- ・ 牛乳・乳製品：岩手、宮城、群馬
- ・ 水産物（食用及び餌料用に限る）：北海道、青森、岩手、宮城
- ・ 家畜の飼料及び薪・木炭：岩手、宮城、栃木
- ・ 家畜排せつ物を原料とする堆肥：岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

## 2. 徹底した放射線被害対策の実施を

○8月19日に環境省は、汚染土の中間貯蔵施設の設置で、福島県と同県双葉郡8町村に対し、双葉町2カ所、大熊町9カ所（後に6カ所に集約）、楡葉町1カ所の計12カ所（後に9カ所）を立地に向けた調査候補地として提示した。2013年3月末までに設置場所を決め、15年1月から運用を始める方針とした。

○9月4日に復興庁は、「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）」を公表し、福島県や関係市町村の復興施策の展開を加速していく個別具体的な取組をまとめた。

○18歳以下の子供の医療費無料化を10月から開始。

○震災当時18歳までの子供36万人を対象に甲状腺検査を実施し、対象者が20歳までは2年ごと、20歳以降は5年ごとに検査を継続する。

（青森県弘前市、山梨県甲府市、長崎県長崎市の4,365人の検査と比較したところ、ほぼ同様の結果であった）

○住民の内部被曝状況を調査。（4/10 東大・早野教授による結果公表）

2012年5月以降、15歳以下の1万人からは放射性セシウムが検出されなかった。成人を含めた約3万3千人では、検出された人の割合は同年3月以降で1%程度。チェルノブイリの土壌汚染量に基づいた試算では、食品由来の内部被曝は年間5mSv程度になると予想されていたが、今回は高くても1mSv程度で大幅に下回った。

○1月8日より消費者庁は、「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」を設置。風評被害の実態把握のため、2月から消費者の意識調査や小売・外食業者へのヒアリングを実施。

○2月1日福島市内に「福島復興再生総局」が発足。現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断するため、復興庁福島復興局、環境省福島環境再生事務所、原子力災害現地対策本部の3組織を一元化。

○3月19日より避難解除等区域復興再生計画（復興庁策定・安倍総理決定）生活環境の回復、帰還者・避難者支援、経済再生のために、2年、5年、10年と時間軸を区切った計画を策定。対象は南相馬市を含む10市町村。

・ 産業再生：補助金、課税特例、再エネ等の新産業創出、研究開発拠点整備、風評被害対策、ふくしまブランド再生等。

・ 公共インフラ整備：常磐自動車道、東北中央自動車道、小名浜港（いわき市）と常磐自動車道連結、JR常磐線等。

※27年度に南相馬市と田村郡三春町に「福島県環境創造センター」（放射能モニタリング、除染技術開発等）を開所する計画。

○25年度予算案

- ・除染関係費用として復興特別会計に6,095億円を計上。このうち、中間貯蔵施設の用地取得や実施設計などに146億円を充てる。
- ・福島県は25年度の風評被害対策の関連予算を24年度の3倍以上に拡大。テレビCMなど県産農産物の安全性をアピールする活動を関西や名古屋など他の大消費地でも展開する。
- ・福島復興に向けた平成25年度政府予算案

除染関係予算の推移 (億円)

	23年度 予備費	23年度 3次補正	24年度 当初予算	25年度 当初予算案	合計
除染の実施	2,179	1,997	3,721	4,978	12,875
放射性物質汚染廃棄物の処理	—	451	772	971	2,194
中間貯蔵施設整備費	—	11	20	146	177
合計	2,179	2,459	4,513	6,095	15,246

○インフラ整備

- ・東日本大震災復興交付金 5,918億円
- ・災害復旧事業 6,611億円
- ・復興関係公共事業 2,868億円

○産業振興・雇用

- ・グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 280億円
- ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 1,100億円
- ・農林水産業への支援 319億円
- ・避難解除等区域生活環境整備事業 24億円
- ・再生可能エネルギー導入支援等（浮体式洋上風力発電の実証研究等） 103億円
- ・福島発農産物等風評被害対策 3億円
- ・福島県における観光関連復興支援 4億円

○除染・健康管理等

- ・放射性物質により汚染された土壌の除染 4,978億円
- ・中間貯蔵施設の設置に向けた取組 146億円

○新たな課題への対応[福島ふるさと復活プロジェクト]

- ・帰還加速・区域の荒廃抑制 48億円
- ・長期避難者支援 503億円
- ・定住にむけた環境整備 100億円

3. 雇用の担い手である企業へ思い切った立地支援策を

- 前出「避難解除等区域復興再生計画」「25年度政府予算案」等参照。

## 民法（債権法）改正に対する商工会議所の意見

明治29年の制定以来、大きな改正がなされてこなかった民法（債権関係）を「国民一般に分かりやすいものとする」、「社会・経済の変化への対応」という視点で改正することは評価するものである。

民法は現在に至るまでの判例や実務の蓄積により、法文にない様々なルールが形成されており、大変難解なものになっている。わが国の企業数の99.7%を占める中小企業は専任の法務担当者がいないため、法務対応に苦慮している。これらのルールを明文化し、条文を読めば取引ルールがわかるように民法の規定を見直すことは、中小企業の法務対応能力の向上が期待できることから望ましいことであるとする。

一方、企業を取り巻く取引構造も大きく変化している。例えば製造業においては「系列」といわれるピラミッド構造が崩れ、下請け比率が低下しているなど、事業構造が変化している。これらに伴い、中小企業は、販路を海外に求めるなど海外展開の動きも加速している。従来は信頼関係をベースにした取引を行っており、契約書の作成に重点を置いてこなかった中小企業も、今後はしっかりとした契約を締結することが必要となる。

また、中小・小規模事業者もインターネット等を利用して、多くの生産者や消費者との取引を行うなど、新しいビジネスモデルが登場してきている。このような新しいビジネスへの動きを後押しする環境整備も必要であり、民法が社会・経済の変化に対応する必要は大きい。

しかし、個別の論点については、慎重に検討すべき項目も少なくない。

以下において、特に中小企業の事業活動に影響を与えると想定される論点について、商工会議所の意見を申し述べる。その他の項目については中間試案が提示された後、あらためて商工会議所としての考え方を示したい。

### 1. 債権譲渡について

#### （1）債権譲渡禁止特約の効力の見直しについて

- 中小企業にとって、債権の譲渡は新たな資金調達的手法として潜在的ニーズはあると考える。
- 中小企業の資金調達を多様化する観点から、原則として、譲渡禁止特約の効力を見直すことは賛成である。
- しかし、債権譲渡禁止特約の効力見直しの具体的方策については、一層の検討が必要と考える。

#### （2）債権譲渡の第三者対抗要件の見直しについて

- 債権譲渡登記が現在の内容証明郵便と同程度の費用・手続きで行えるようにすることが必要である。
- 登記を優先するという部会提案には上述の条件が成就すれば賛成する。

#### （3）債権譲渡禁止特約の効力を見直した場合の債務者保護について

- 債権譲渡禁止特約の効力を見直す際には、現在債権譲渡禁止特約を付することで図られている債務者保護が極力後退しないような配慮が必要である。

#### 【理由】

##### （1）債権譲渡禁止特約の効力の見直しについて

○中小企業の資金調達手段の多様化を図る観点から、債権譲渡による資金調達を推進するべきであるとする。

そこで、債権譲渡による資金調達を行う際の障害の一つと指摘されている「債権譲渡禁止特約」の効力を見直すという部会提案の方向性に原則として賛成する。

・中小企業が運転資金を調達する際の手段として、手形を割引く（ないし譲渡する）方法があったが、手形はそ

の発行数が激減している。企業間取引における決済手段は銀行振り込みになっているため、以前にも増して売掛債権を譲渡することによる運転資金の調達の高まるものと思われる。

○債権譲渡禁止特約の見直しを行う際には、中小企業が債権譲渡により資金調達を行うニーズと、譲渡禁止特約を付する債務者の利益にしっかりと配慮して規定を設けるべきである。

・例えば、譲渡禁止特約付債権を被担保債権として売掛債権担保融資制度を使う際に、以下のような障害がある。

①このような債権を担保にする場合には、債務者から譲渡禁止特約を解除する旨の意思表示を書面でもらう必要がある。

②債権者は債権譲渡による資金調達を行った事実を知られると自社の信用不安に繋がるのではないかという強い懸念がある。

③債権譲渡禁止特約がついている債権を担保に入れた場合、債務者に契約違反を追及される懸念がある。

・一方、現在、債務者が債権譲渡禁止特約を付することの意味は以下の3つが考えられる。

i) 債権者を固定することにより、事務手続きの煩雑等を抑える

ii) 債権者との間で相殺により簡便な債権回収を図る

iii) 債権者が倒産などの事態に至った場合、債権が二重・三重に譲渡される可能性があるが、このような場合、二重払いの危険性を免れること

注：iii) のような場合、債権が反社会的勢力と思しき者に譲渡されることも多く、対応に苦慮しているとの声が、商工会議所にも数多く寄せられている。

・現在、部会の中で提案されている相対的効力案は債権譲渡による資金調達のニーズと債務者保護の調和を図る案であるが、債権者に上記③の懸念（債務者との関係で契約違反を追及される懸念）を抱かせる恐れがある。結果的に中小企業は資金調達に債権譲渡の手法を用いることに消極的になるのではないか。また、債権の譲渡がしやすくなるというメッセージのみが先行すると、反社会的勢力等に債権が譲渡されやすくなるとの懸念もある（上記iii) 参照）。

○そこで、債権譲渡禁止特約の効力は原則として有効としつつも、中小企業が特約違反を問われないような制度設計を引き続き検討するべきである。

・現在、部会の中では債権譲渡禁止特約の効力を原則として有効としつつも、例外的に債務者が債権譲渡禁止特約を主張できない場面を設けるべき、との発言※があった。商工会議所としても、発言の趣旨は理解できる。仮に民法の規定として実現することが困難なのであれば特別法としてでも、その趣旨を実現するべきと考える。

※法制審議会民法（債権関係）部会第45回会議における中井委員発言（議事録3頁）後段部分、並びに同部会における中原関係官発言（議事録4頁）参照。

## （2）債権譲渡の第三者対抗要件の見直しについて

○登記を優先するという部会提案に条件付きで賛成する。

・中小企業が債権譲渡により資金調達を行う際に、先述したとおり「債権者が債権譲渡による資金調達を行った事実を債務者に知られると自社の信用不安に繋がる」という強い懸念がある。

債権譲渡登記は、債務者の関与なく、譲受人が第三者対抗要件を具備することができることから、この懸念に対応できるものであると考える。

そこで、債権譲渡の第三者対抗要件について、債権譲渡登記が民法上の対抗要件に優先するというルールを採用することに違和感はない。

○しかし、現在の債権譲渡登記は費用・登記手続きの両面において、中小企業にとって利用しやすいとはいえない。部会提案に賛成する条件として、費用・登記手続きの両面において、現在の内容証明郵便による通知と同程度の簡便さを求める。

・事業会社である中小企業が債権譲渡を受けるケースは、それほど多くないと思われるが、債権を代物弁済とし

て受領する場合などは債権譲渡の対抗要件を備える必要があるものとする。

- ・現在の債権譲渡登記は、現行の民法上の対抗要件と比較して登録免許税が著しく高額である（内容証明郵便が1,300円程度でできるのに対し、債権譲渡登記は最低7,500円）。また、登記手続き面でも、取扱い可能な登記所が東京法務局（中野区）に限られること、オンライン申請は専用ソフトによる電子証明書の取得が必要であることなどを考慮すると、頻繁に債権譲渡登記を利用する訳ではない中小企業にとって極めて使いにくい制度である。
- ・そこで、債権譲渡登記が現行民法上の対抗要件に優先するルールを定めるにあたっては、費用・登記手続きの両面において、現在の内容証明郵便による通知と同程度の簡便さが必要であり、その実現を求める。
  - ・債権譲渡登記が優先するルールを設けた際には、反社会的勢力が新たな登記制度を悪用することのないよう、万全の対策を講じるべきである。

### （3）債権譲渡禁止特約の効力を見直した場合の債務者保護について

○債権譲渡禁止特約の効力を見直す際には、債権譲渡禁止特約を付することで図られている債務者保護が極力後退しないような配慮が必要である。

- ・債権譲渡は債務者の与かり知らぬ事情でなされる以上、債権譲渡禁止特約の効力を見直す際には、特約を活用している債務者の利益に対し十分な配慮が必要である。
- ・現在、債務者が債権譲渡禁止特約を付することの意味は（1）で述べた通りであるが、特に、
  - ii) 債権者との間で相殺により簡便な債権回収を図れるようにすること
  - iii) 債権者が倒産するなどの事態に至った場合、債権が二重・三重に譲渡される可能性があるが、このような場合、二重払いの危険性を免れることについては相殺の規定、供託の制度拡充により、債務者のニーズに応えようとする。

○債務者が有する相殺の期待を保護するため、債権譲渡の譲受人に対して債務者が相殺の抗弁を主張するための要件については幅広く認めるべきである。

- ・具体的には、相殺の抗弁切断の基準時に、債務者が譲渡人に対して有していた既発生債権だけでなく、抗弁切断の基準時後に発生又は取得する債権であっても、債務者の相殺の期待を保護すべき場合については、債務者は、当該債権をもって相殺の抗弁を主張できる旨の規定を設けるものとする現在の部会提案に賛成する。

○原債権者が倒産の危機に瀕した際には、債権が二重・三重に譲渡されるなどして、二重払いのリスクが高まる。そこで、債権譲渡禁止特約の効力を見直した場合でもスムーズに供託ができるよう、供託原因を拡張するべきである。

- ・例えば、債権者が倒産局面にあるような有事の際、債権が二重、三重に譲渡された場合には、多数の債権者から債務者に同時に通知が到達し、債務者は誰に支払えばよいかの判断ができないケースが存在する。この場合の譲受人には反社会的勢力に近いものもあり、債務者に対し圧力をかけてくるため、債務者は誰が真正な債権者かを判断することが困難であるのが実情である。
- ・債務者を早期に弁済の悩みから解放する必要性は高い。債権譲渡禁止特約が付されている債権譲渡については、債権者不確知を理由として供託する実務が存在している。そこで、債権譲渡禁止特約の効果を見直した場合であっても、スムーズに供託ができるように供託原因を拡張することを検討すべきである。
- ・現在の提案では対抗要件の先後を決することができない場合のうちの同時到達の場合についてのみ供託を認めることになっているが、同時到達の場合に限らず、到達の前後関係が不明な場合についても供託原因を拡張するべきである。

## 2. 保証について

### (1) 個人保証の原則禁止について

○商工会議所としては、個人保証によらない融資制度の確立が望ましいと考えている。また、保証人保護の観点からも、対策については前向きに検討するべきである。

○しかし、個人保証の原則禁止を民法で規定することは、中小企業に多大な影響を及ぼすことは明らかであり、慎重に検討するべきである。

### (2) その他の保証人保護の方策について

○保証人保護の方策について検討することについて異論はないが、主債務者の利益にも十分配慮し、金融全体が萎縮することのないよう、留意すべきである。

### 【理由】

#### (1) 個人保証の原則禁止について

○個人保証を巡っては、様々な保証被害があることは承知しており、提案の重要性は認識している。商工会議所としても、個人保証によらない融資制度の確立が望ましいと考えている。保証人保護の対策については前向きに検討するべきである。

○しかし、個人保証の原則禁止を民法で実現することは、中小企業に多大な影響を及ぼすことは明らかであり、慎重に検討するべきである。

・個人保証を民法で原則として禁止することは、以下の点から慎重な検討が必要である。

- i) 個人保証を禁止すると中小企業が融資を受けられないケースがある。例えば、既に引退した資力が豊かな創業者がおり、資力のない後継者が会社の代表者に就任している場合においては、創業者の第三者保証をとることで、会社への融資が可能となっている事例がある。このような中小企業は個人の第三者保証を禁止することで十分な融資を受けられなくなることが懸念される。
- ii) 創業予定者に対する融資が難しくなる可能性がある。創業予定者が十分な資力を有しない場合、金融機関は創業予定者の親族等を保証人とするを条件に融資を行うケースがある。仮に民法で第三者保証を禁止すると、資力が十分ではない創業予定者は事業を始めることが困難になることが想定され、創業環境の悪化に繋がるのではないかと。
- iii) 個人保証が廃止されると、これによる信用リスクは中小企業金融全体で負担することになると想定され、中小企業に対する融資の金利が上昇することが強く懸念される。

・以上から、民法で個人の第三者保証を原則として禁止することは、中小企業の経済活動にとっては必ずしも好ましいこととはいえない。

・現在、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立を求めている。そのため、金融機関も経営に対し影響力のない者を第三者保証人につけることについては慎重になっている（同監督指針では第三者保証人をつけることができる場合として信用保証協会の例外規定を援用している）。

・また、信用保証協会についても第三者保証人をつけることは原則として禁止しているが、一定の場合に例外を認めている（積極的な保証の申し出があった場合、経営者本人に健康上の理由があり、事業承継予定者を連帯保証にする場合など）

○個人保証の保証被害については、監督指針・事務ガイドライン等の金融行政で対処すべきである。

#### (2) その他の保証人保護の方策について

○保証人保護には十分な配慮が必要であり、保証契約締結段階、並びに保証契約締結後における保証人保護の方策について検討することについて異論はない。



○しかし、保証人の保護の規定をおいた際には、融資を受ける側である債務者の利益にも十分配慮する必要がある。

- ・保証契約を締結する際に主債務者の信用状況に関する情報を提供するとの規定が提案されているが、このような規定がおかれた場合は、融資自体が取りやめることになる恐れがある。こうした結果を招くことが妥当かどうかについても検討するべきではないか。

○保証人保護の規定を置くと同時に、中小企業に対する融資が萎縮することのないような措置が必要であると考ええる。

○また、根保証の場合の元本確定請求権についての規定を設ける必要は極めて高い。是非規定を設けるべきである。

- ・商工会議所には、経営から退き、株式も手放したにもかかわらず、引き続き根保証人として不安定な地位に置かれている元経営者からの声も多く寄せられている。根保証の元本確定請求権についてはニーズが高いため、規定を設けるべきである。

### 3. 契約交渉段階の規律について

#### (1) 契約交渉の不当破棄について

○中小企業の保護につながることも考えられるため、見直しに賛成である。

○しかし、不合理な主張を誘発する懸念もあるため、どのような場合が「不当破棄」にあたるかについて、明確な定義をおくべきである。

#### (2) 契約締結過程における説明義務・情報提供義務

○説明義務・情報提供義務の明文化は、濫用的な主張により中小企業が被害を受ける等の懸念が強い。

○提案の趣旨は理解できるため、今後の提案を待って改めて意見を申し述べたい。

#### 【理由】

##### (1) 契約交渉の不当破棄について

○中小企業の保護につながることも考えられるため、見直しに賛成である。

- ・契約交渉の不当破棄について明文化に賛成する。中小企業が仕事を受注する際、納期等の関係で、早めに仕事に着手し、契約書の締結等は後回しになるケースが多い。一方、発注側が納期遵守の指示を与え、受注側に契約締結について期待を抱かせながらも、一方的に契約交渉を中止する事案も頻繁に見受けられる。そのため、中小企業を不当な契約交渉の破棄から守る必要性は高い。

○しかし、判例の明文化によって不合理な主張を誘発する可能性にも配慮すべきである。

- ・事業者間の取引においては、契約締結にあたってぎりぎりの交渉を行うことも多く、その結果、契約が破談になるケースもある。このような場合まで、契約交渉の不当破棄にあたることは、濫訴の危険が増し、紛争解決コストが増大化することが懸念される。したがって、どのような場合が「不当破棄」にあたるかを明確に定義することが必要である。

##### (2) 契約締結過程における説明義務・情報提供義務

○説明義務・情報提供義務の明文化は、濫用的な主張により中小企業が被害を受ける等の懸念が強い。

- ・事業者同士の契約においては契約締結に必要な情報は自己責任で収集することが原則である。しかし、本部会で提案されている明文化は「買主調査せよ」という行為規範から「売主説明せよ」という行為規範に転換することを意味するものという誤解を招く。
  - ・このような情報提供義務・説明義務の明文化により、これらの義務違反を濫用的に主張する可能性が懸念さ

れる。例えば、契約後に発覚した些細な不具合について説明義務違反を追及し、値引き交渉の材料として使われるケースなどが考えられる。このような場合に、現在の判例等の理解からすると、一方当事者についてのみ説明義務があることは稀であるが、説明義務が明文化された場合は、交渉力において劣位にある中小企業等が説明義務違反を根拠に値引きを要求されると応じざるを得ないケースがあるのではないかと懸念する。

○提案の趣旨は理解できるため、今後の提案を待って改めて意見を申し述べたい。

- ・判例上、情報提供義務・説明義務を認めたものがあることは理解しているが、金融商品に関する契約など特殊なケースが多いのではないかと懸念する。事業者間取引で一般にこのような義務を認める必要はない。しかし、判例が示すような特殊なケースにおいては説明義務が認められる場面もあると考えられる。そこで、今後の部会提案を待って改めて商工会議所としての意見を申し述べたい。

#### 4. 不実表示について

○不実表示による取り消しは必要とされる場面も想定される。

○しかし、事業者間の取引を含めた一般規定とすることは、商取引の安定性を損ねるため、提案の内容には反対する。

##### 【理由】

○不実表示による取り消しは必要とされる場面も想定される。

- ・不実表示が規定されることにより、動機に錯誤がある場合の一部の事案が保護されることは理解できる。
- ・企業間取引において、特に不実表示が問題となるのは、保険や金融商品に関するものなど、契約の一方当事者に極端に情報が偏っている場合がほとんどである。

○しかし、事業者間の取引を含めた一般規定とすることは、商取引の安定性を損ねるため、提案の内容には反対する。

- ・事業者間の取引では、事実と異なる表示を信頼して取引をした場合、表示をした側のみに責任がある訳ではなく、表示を信頼した側にも責任があることが多い。
- ・このような場合、契約の取消事由を拡充するよりも、過失相殺によって損害賠償で解決する方が当事者の意思に従った柔軟な解決が図れるのではないかと懸念される。
- ・また、不実表示を意思表示の取消事由とする規定の導入により、有効に成立したはずの取引について、事後的に無効とされる場面が拡大することが懸念される。しかし、取引の安定性が強く要請される事業者間取引でこのような取消事由の拡大を図ることは、取引の混乱を招く懸念がある。
- ・前述のように、不実表示を信頼した表意者の保護を、意思表示の取消という形で実現すべき場面は限られている。そのため、不実表示を意思表示の取消事由として追加することには反対である。

#### 5. 約款・不当条項規制について

○約款は現代の取引において重要な役割を果たしていることから、約款について規定を設けることに賛成である。

○しかし、約款の定義を「多数の契約に用いるためにあらかじめ定式化された契約条項の総体」と定義することは、契約書のひな形等も約款とみなすことになり適切ではない。

○約款の定義は「多数の契約に用いるためにあらかじめ定式化された契約条項の総体であって、その取引においては他の条件による契約締結が予定されておらず、相手方がその条件にさえ同意すれば契約が成立するもの」等、契約書のひな形が含まれない定義にするべきである。

##### 【理由】

○契約の中で約款は重要な役割を果たしている。事前に提示されるわけでもない約款が当事者を拘束する根拠は不明確であり、このような約款のもつ役割に着目して約款に関する規律を民法上置くことは、国民に分かりや

すい民法を目指すという観点から、賛成できる。

○しかし、約款の定義を「多数の契約に用いるためにあらかじめ定式化された契約条項の総体」と定義することは、現在約款であると認識されていない契約書のひな形等も約款とみなすことになるため、反対である。

・約款は元々、多数の者を相手として、画一的な条件で取引する必要性から用いられるものであり、契約のひな形のように個別の交渉を経て変更される可能性があるものを約款と呼ぶことは実務感覚とかけ離れる。

・約款の定義に契約書のひな形が入ると、当事者が認識していない契約条項であっても、一旦契約の拘束力を認めることになる。不当な条項については、不当条項規制で排除することになると考えられるが、多種多様な事業者間の契約において、詳細な不当条項の規制を設けることは難しいうえに、弊害も大きい（実際、部会資料において「約款使用者の相手方が事業者である場合には、現に個別交渉が行われなくても不当条項規制の対象としない」旨の規定を設けることが検討されている）。しかし、これは不当な契約内容であっても拘束力を認めることを是認するものであり、結果として情報力・交渉力において優位に立つ事業者が不当な契約を押し付けることを正当化することになるのではないかと考える。

・また、ひな形の作成者（買い手である大企業等）とひな形にサインする側（売り手である中小企業）は、交渉力の格差があるため、一般的には契約書の内容について交渉を行うことが少ないのが実情である。しかし、交渉力が弱い者であっても自社に極めて不利な内容については、しっかり契約交渉を行うことは当然であり、契約書のひな形が約款と同じとは言えない。仮に契約書のひな形が約款にあたるのであれば、ひな形の作成者は交渉力がある程度強いサプライヤー以外との契約交渉をしなくなってしまうのではないか。契約書のひな形が約款に含まれると定義することは、契約書のひな形は交渉の必要がないということになってしまうことを懸念する。

○そこで、約款の定義は「多数の契約に用いるためにあらかじめ定式化された契約条項の総体であって、その取引においては他の条件による契約締結が予定されておらず、相手方がその条件にさえ同意すれば契約が成立するもの」等、契約書のひな形が含まれない定義を検討するべきである。

○なお、約款の組入条件の詳細、約款の変更については、約款を活用した経済活動に過度な負担をかけないように設計するべきとの考えから、現在の部会提案の方向性に賛成である。

○不当条項規制については約款の定義に契約書のひな形が入らないという前提で検討するべきである。

## 6. 継続的契約について

○現状、こうした規定を置くことについては、賛否両論の意見がある。

○継続的契約について、その定義や適用される範囲が現在の提案では分からないため、まずはこれを明確にすべきである。

○商工会議所としては、定義や適用範囲が明確になった段階であらためて意見を申し述べたい。

### 【理由】

○どの範囲までが継続的契約にあたるのかを明確に定義することが必要である。

・継続的契約については、どの範囲までが継続的契約にあたるのかがはっきりしないため、その受け取り方、解釈の仕方が様々である。そのため、どの範囲までが継続的契約にあたるのかをはっきり定義することが、継続的契約の規定が必要か、不要かの判断をするために不可欠ではないか。

○現状では、このような規定をおくことに賛成する意見と反対する意見がある。

・賛成する立場からは、中小企業の中には下請企業も多いため、継続的契約の終了に関する規定を置くことは、不合理な契約解除から中小企業を守ることに繋がるという意見がある。

・反対する立場からは、中小企業も新分野進出や海外進出等により従来の取引を見直さなければいけない場面もある。継続的契約の終了に関する規定は、望ましくない契約に当事者を縛りつけておくことに繋がる可能性があるため、このような規定を置くことが、我が国経済を左右する産業政策上妥当かという意見も出され

ている。

○規定の採否を検討するにあたっては、まず、継続的契約の定義を明確にするべきである。  
定義や適用範囲が明確になった段階で改めて意見を申し述べたい。

## 7. 事業者・消費者概念の導入について

- 民法に消費者・事業者概念を導入することは、必ずしも情報力・交渉力の格差是正につながらな  
いと考えており、見直しに反対である。
- 消費者保護のためであれば、民法ではなく消費者契約法等で実現するべきである。
- 情報力・交渉力の格差解消を目的とした規定を民法に設けるのであれば、格差に配慮しなければ  
ならない旨の一般的な規定を検討してはどうか。

### 【理由】

- 民法に消費者・事業者概念を導入することは、必ずしも情報力・交渉力の格差是正につながらな  
いと考えており、見直しに反対である。
  - ・事業者といっても、大企業から個人事業主まで多種多様であり、情報力・交渉力が実質的に消費者と同レ  
ベルである事業者も数多く存在する。
  - ・このような実態を踏まえ、一律に「消費者・事業者概念」を民法に盛り込んでしまうと、実態に即した柔  
軟な解決が行えなくなってしまうため、現在の「消費者・事業者概念」を導入する旨の提案には反対である。
- 消費者保護のためであれば、民法ではなく消費者契約法に規定を設けるべきである。
- 情報力・交渉力の格差解消を目的とした規定を民法に設けるのであれば、格差に配慮し  
なければならない旨の一般的な規定を置くべきと考える。
  - ・中小企業には専任の法務担当者や顧問弁護士がいないことも多く、契約の際には情報力、交渉力において劣  
位に立たされることも少なくない。このような契約当事者の情報力、交渉力の格差に着目したルールを設け  
る必要性は否定しない。
  - ・仮に、情報力、交渉力の格差を民法で是正するのであれば、このような格差に配慮しなければならない旨の  
一般規定を検討するべきである。

以上

## 民法（債権法）改正に対する商工会議所の意見

### <提出先>

法務大臣、法制審議会民法（債権関係）部会 部会長 他

### <実現状況>

25年3月に公表された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に反映された主な項目

#### ○約款の定義

当初、「多数の契約に用いるためにあらかじめ定式化された契約条項の総体」という定義が提案されていたところ、商工会議所の意見を反映し、中間試案では「契約の内容を画一的に定めることを目的として使用するもの」という文言が追加された。

#### ○事業者・消費者概念の導入

商工会議所の意見を反映し、中間試案では民法の解釈は契約当事者間の情報力・交渉力の格差に配慮しなければならない旨の一般的な規定に改められた。

## 新政権に望む

2012年12月19日  
日本商工会議所

米国や中国など、世界の政治・経済に影響力のある国々が新たな指導体制に移行し、世界は、次の時代に向けて、大きな転換期を迎えている。政権交代があったわが国においては、長期にわたるデフレ、減速する経済、電力問題、財政赤字、震災復興の遅れ等の重要課題が山積する非常時にあり、国の再生に全身全霊をもって取り組まなければならない。

まず、蔓延している閉塞感を払拭し、国民に活力を与えるため、「科学技術立国」、「世界に貢献する日本」など未来を志向する国家ビジョンを提示するとともに、震災の復興と福島の再生を成し遂げなければならない。復興と再生なくして、わが国に未来はない。同時に、足元の景気減速を食い止め、経済を早期に回復させていくことが喫緊の課題である。超円高の是正と、成長戦略に直接結びつく経済対策を中心とした大型の補正予算の早期編成が不可欠である。

さらには、デフレからの脱却を図り、中期的な持続力のある経済成長を実現するため、成長産業への戦略的投資や政府の研究開発投資の前倒しなど力強い成長戦略の実行と、大胆な金融政策の継続を両輪とした経済運営が極めて重要である。

国内のみならず、国際社会においても、引き続き存在感のある国家であることを目指して、いまこそ政治は、強力なリーダーシップを発揮し、日本が直面する内外の危機を突破することが求められている。新政権におかれは、国会における論議を踏まえつつ、「決める政治」、「前進する政治」に邁進されたい。

日本商工会議所では、新政権の発足にあたり、特に下記の諸点について、重点課題として取り組まれるよう強く要望する。

### 記

#### I. 震災復興・福島再生のスピードアップを

震災復興と福島の再生は遅れている。復興庁は、復興まちづくりにおける都市計画決定がまだ4割にとどまっていることなど、遅れの要因を検証したうえで、地域ごとに復興の進捗度合が異なる被災地の実態とその声を受け止め、強力なリーダーシップを発揮して、復興を加速されたい。

福島の再生は、16万人に及ぶ避難者が一刻も早く故郷に戻ることができるよう、除染と風評被害対策および雇用対策に徹底して取り組むべきである。

#### II. 景気減速を食い止める経済対策の実行が急務

##### 1. 大型補正予算の早急な編成を

- (1) 景気の後退は明らかであり、大型の補正予算を直ちに編成し、速やかに執行すべきである。事業規模は、需給ギャップの解消に資する10兆円超が必要である。成長戦略に直接結びつく競争力強化政策を基本に、苦境に喘ぐ中小企業の活力強化、産業活動や国民生活に直結するインフラ整備、疲弊している地方都市の再生、大規模・長期の設備投資支援、TPP参加を見据えた強い農業の実現等の施策を中心に厳選した具体策

を講じるべきである。

- (2) 特に、景気動向によっては、中小企業金融円滑化法の期限切れに伴い、倒産が増加することが懸念されることから、同法を活用している中小企業の資金繰りを安定化し、再生を後押しすることが不可欠である。信用保証制度の基盤強化や政府系金融機関による再生支援の徹底強化などの金融措置のみならず、あらゆる選択肢を念頭に、万全を期すことが必要である。

## 2. 成長の足枷となっている円高の早急な是正を

中小企業の事業継続が可能な為替水準は、1ドル85～90円である。政府・日銀は、ともに協力して、あらゆる政策を総動員し、来年夏までにはその実現を図りたい。

### Ⅲ. 大胆な政策と戦略の構築により日本再生を

新たな政策展開の司令塔とされる日本経済再生本部を前倒しで発足させ、短期かつ集中的に、切れ目のない経済対策を講じることが必要である。潜在成長率を高め、成長による富の創出に向け、具体的な工程表を早急に示し、実行すべきである。特に、次の事項については、早期に取り組み、その実現を図りたい。

#### 1. 成長戦略の実施によって国富と雇用の創出を

- (1) デフレを克服して、国富の拡大と新たな雇用創出を実現するため、「内需を掘り起し、外需を取り込む」成長戦略の具体化を図り、速やかに着手すべきである。特に、成長の原動力である中小企業の活力強化に向け、海外展開や創業・起業の促進、事業承継の円滑化を図るとともに、試作品開発支援などにより成長分野（環境・エネルギーや医療・介護など）に進出する中小企業を強力に後押しすることが必要である。
- (2) FTA、EPA、TPP等の経済連携の推進は、貿易立国であるわが国にとって必要不可欠である。まずは、TPPについて、交渉にわが国の意見を反映させるため、すみやかに交渉への参加表明を行うとともに、農業の産業力・競争力の強化に向けた工程表を早急に策定し、実行すべきである。
- (3) 海外と比べて高い法人税の引き下げ等、国際競争力のある事業環境を一刻も早く整備すべきである。

#### 2. 重点化・効率化の徹底により、持続可能な社会保障制度の実現を

危機的な財政状況の一方で、現役世代や企業が負担可能な社会保障制度を確立するためには、社会保障給付を抑制せざるを得ない。社会保障制度改革国民会議において、重点化・効率化の断行を図ることが不可欠である。また、中小企業の社会保険料負担は限界に達しており、協会けんぽへの国庫補助率の法定上限（20%）への引き上げなど、負担軽減を図るべきである。

#### 3. 原子力発電を含む多様な電源確保と実現可能なエネルギー戦略の構築を

- (1) エネルギー政策は、国の命運を握る重要な基幹政策であり、原子力発電を含めた多様な電源を確保すべきである。
- (2) 原子力規制委員会の下、原子力発電の安全性強化を着実・迅速に進め、安全性が確保された原子力発電は速やかに再稼働すべきである。また、今後、3～5年間の電力の安定供給と、限界にきている中小企業の負担軽減に向け、料金上昇抑制の道筋を明確にされたい。

#### 4. 魅力ある国づくりは地域の再生から

人口減少、高齢化の中で、地域の再生を図るため、都市部と農村部を一体的に捉えた土地利用の枠組みを構築するとともに、地方都市のリノベーションの推進などにより、コンパクトなまちづくりを進めることが必要である。また、防災・減災のみならず、高規格幹線道路や整備新幹線など、競争力の強化に資する真に必要な社会資本整備は、強力に取り組むべきである。

以上

<提出先>

政党等

<実現状況>

1. 震災復興・福島再生のスピードアップを

- ・原子力災害からの福島の復興に関連する施策について、現地での実施機能を強化し、被災地の現場で施策を迅速に判断するため、25年2月1日、福島市に「福島復興再生総局」を設置した。
- ・25年1月29日、2011年度から5年間の「集中復興期間」における復興予算枠を6兆円程度拡大し、25兆円程度とする方針を決定した。
- ・24年度補正予算および平成25年度予算において、「住宅再建・まちづくり、なりわいの確保」、「福島の復興・再生の加速化」等に向けた具体的対応策を盛り込んだ。

2. 景気減速を食い止める経済対策の実行が急務

- ・「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野を主とする緊急経済対策（10.3兆円、事業規模は20.2兆円）を含む、13.1兆円規模の補正予算を編成した。
- ・25年3月末時点で、1ドル=93円台まで円高の是正が進んだ。

3. 大胆な政策と戦略の構築により日本再生を

- ・24年12月26日に、日本経済再生本部の設置を閣議決定。25年3月末時点で会合を5回開催した。
- ・24年度補正予算における中小企業関連予算では、試作開発等支援（1,007億円）や、女性や若者等の起業・創業支援（200億円）、人材対策（282億円）などが盛り込まれたほか、セーフティネット貸付の拡充等（1,407億円）や資本性劣後ローンの拡充（986億円）など、事業再生関連で2,893億円が計上された。
- ・25年度予算における中小企業関連予算では、平成24年度当初予算と比較し、9億円増加の1,811億円を計上。経済産業省分のみで見ると、11億円増の1,071億円が計上された。  
具体的には、小規模事業者に対する新商品・サービス開発および販路開拓の支援（30億円）、下請け小規模事業者等の自立支援や新分野への需要開拓の支援（7億円）、ITを活用した支援ポータル運営や専門家派遣（48億円）、産学連携による研究開発支援（118.7億円）などが盛り込まれた。
- ・25年3月15日に、安倍総理がTPPへの交渉参加を表明した。

安倍内閣に望む

2012年12月28日

日本商工会議所

わが国経済が後退局面にある中で、新政権が発足早々、財政発動による大型補正予算の編成を打ち出されたことは、誠に時宜を得たものである。補正予算の早急な成立・執行により、円高とデフレの是正、成長戦略に直接結びつく経済対策が強力に実行されることを大いに期待する。

わが国は、円高と長期のデフレ、エネルギー問題、財政赤字、震災復興の遅れ等の重要課題が山積する危機的状況にある。最優先課題である震災復興と福島の再生については、遅れの要因を検証したうえで復興・再生を加

速する必要がある。

同時に、中期的な観点から、成長産業への戦略的投資や政府研究開発投資の前倒しなど、中小企業の活力強化にも有効な力強い成長戦略の実行と、大胆な金融政策の継続を両輪とした経済運営が極めて重要である。さらには、グローバルに活躍できる人材の育成や、魅力ある投資対象国に相応しい事業環境整備も進めていく必要がある。

新内閣におかれては、国会における活発な論議を踏まえ、強力なリーダーシップを発揮してわが国が直面する内外の危機を突破し、「日本経済の再生」、「世界に貢献する日本」の実現に向けて、力強く邁進されることを期待する。

日本商工会議所は、新内閣の発足にあたり、特に下記の諸点について、重点課題として取り組まれるよう強く要望する。

## 記

### I. 遅れている震災復興・福島再生の加速化を

震災復興と福島の再生は遅れている。復興庁の機能をさらに強化し、強力なリーダーシップによって復興を加速させるとともに、福島の16万人に及ぶ避難者が一刻も早く故郷に戻ることができるよう、除染と風評被害対策および雇用対策に徹底して取り組む必要がある。

### II. 大型補正予算は需給ギャップを踏まえた十分な規模で

#### 1. 景気減速を食い止め、成長戦略に結びつく骨太な施策を

- (1) 大型補正予算は、需給ギャップの解消に資する十分な規模が必要である。成長戦略に直接結びつく競争力強化政策を基本に、苦境に喘ぐ中小企業の活力強化、疲弊している地方都市の再生、大規模・長期の設備投資支援、TPP参加を見据えた強い農業の実現等の施策を中心として、骨太な具体策を講じるべきである。
- (2) 公共事業は、ミッシングリンクの解消による防災や安全・安心の確保、事業活動や国民生活に直結する厳選された産業インフラ整備等に集中投資すべきである。また、事業の円滑化と経済効果が速やかに現れるよう、地方負担のあり方には十分配慮する必要がある。
- (3) 中小企業金融円滑化法の期限切れに伴い、倒産が増加することが懸念されることから、同法を活用している中小企業の資金繰りを安定化し、再生を後押しすることが不可欠である。信用保証制度の基盤強化や政府系金融機関による再生支援の徹底強化（債務の株式化、民間債権の買取り等）などの金融措置のみならず、あらゆる選択肢を念頭に、万全を期すべきである。
- (4) 地域の再生に向け、地方都市のリノベーションの推進やプレミアム商品券の発行に対する支援等により、地域の需要や消費を喚起することが必要である。

#### 2. あらゆる政策を総動員し円高の早急な是正を

中小企業の事業継続が可能な為替水準は、1ドル85円を超え、90円を切望している。政府・日銀は一層の緊密な連携により、その実現を図らねばならない。

### III. 経済財政諮問会議と日本経済再生本部を両輪としてわが国の再生を

新たな政策展開の司令塔とされる経済財政諮問会議と日本経済再生本部において、短期かつ集中的に切れ目のない経済対策を講じることが必要である。潜在成長率を高め、成長による富の創出に向け、特に次の事項については、早急に取り組み、その実現を図らねばならない。なお、これら両機関には、中小企業や地域経済の意見が反映されることを要請する。

#### 1. 中小企業戦略を含む成長戦略の具体化と実行が急務

- (1) デフレを克服して、国富の拡大と新たな雇用創出を実現するため、「内需を掘り起し、外需を取り込む」



成長戦略の具体化を図り、速やかに着手すべきである。特に、成長の原動力である中小企業の活力強化に向け、海外展開や創業促進、事業承継の円滑化を図るとともに、試作品開発支援などにより成長分野（環境・エネルギーや医療・介護など）に進出する中小企業を強力に後押しすることが必要である。

- (2) FTA、EPA、TPP等の経済連携の推進は、貿易立国であるわが国にとって必要不可欠である。まずは、TPPについて、交渉にわが国の意見を反映させ、国益の最大化を図るため、速やかに交渉への参加表明を行うとともに、農業の産業力・競争力の強化に向けた工程表を早急に策定し、実行すべきである。
- (3) 海外と比べて高い法人税の引き下げ等、国際競争力のある事業環境を一刻も早く整備すべきである。

## **2. 持続可能な社会保障制度は重点化・効率化の徹底が不可欠**

危機的な財政状況の一方で、現役世代や企業が負担可能な社会保障制度を確立するためには、社会保障給付を抑制せざるを得ない。社会保障制度改革国民会議において、重点化・効率化の断行を図ることが不可欠である。また、中小企業の社会保険料負担は限界に達しており、協会けんぽへの国庫補助率の法定上限（20%）への引き上げなど、負担軽減を図るべきである。

## **3. 原子力発電を含む多様な電源確保と安定供給・料金上昇抑制に道筋を**

- (1) エネルギー政策は、国の命運を握る重要な基幹政策であり、原子力発電を含めた多様な電源を確保すべきである。
- (2) 原子力規制委員会の下、原子力発電の安全性強化を着実・迅速に進め、安全性が確保された原子力発電は速やかに再稼働すべきである。また、今後、3～5年間の電力の安定供給と、限界にきている中小企業の負担軽減に向け、料金上昇抑制の道筋を明確にされたい。

## **4. 持続的な経済成長には地方の再生が不可欠**

- (1) 地域ごとに成長戦略を策定・実行することは、地方の再生に極めて有効であり、高く評価する。これまでにない大胆な取り組みにより、迅速に推進されることを強く期待する。また、人口減少、高齢化の中で、都市部と農村部を一体的に捉えた土地利用の枠組みを構築するとともに、コンパクトなまちづくりや観光振興などを進めることが重要である。
- (2) 防災・減災のみならず、高規格幹線道路や整備新幹線など、競争力の強化に資する真に必要な社会資本整備は、強力に取り組むべきである。

以 上

安倍内閣に望む

### <提出先>

政府・省庁・政党等

### <実現状況>

・24年12月19日付「新政権に望む」の実現状況を参照。

新たな中小企業政策の基本的方向について  
～中小企業の定義問題を含めて～

2013年1月17日  
日本商工会議所

<目次>

第Ⅰ章 中小企業に何が起きているのか	…1
1. 拡大する海外展開とリスクの高まり	…1
2. 市場縮小の中で新たな活路を模索している中小企業	…2
3. 依然として低迷する創業	…3
4. 崩れつつある「大企業－中堅企業－中小・小規模企業」の系列 ネットワーク	…4
5. 急速に進む企業の高齢化と小規模企業を中心とした廃業の加速化	…5
6. 消えゆく商店街・地域商業	…6
第Ⅱ章 中小企業政策に求められるものは何か	
～新たな3つの視点とその具体的な考え方～	…7
視点1 「成長」をより重視した「攻め」の中小企業政策への転換	…8
1. 国内の成長につながる望ましい海外展開の支援	…9
2. 創業の増加による成長の加速化	…10
3. 高度なサプライチェーンを支えるものづくり中小企業の強化	…12
4. 事業用資産を損なうことのない十分な事業承継の実現	…13
視点2 疲弊する地域社会の活性化に向けた小規模企業、中堅企業の 支援およびまちづくりと地域商業の融合化	…14
1. 地域社会における小規模企業と中堅企業の役割に着目 した政策への見直し	…14
2. まちづくりと地域商業の融合に向けた取り組みの推進	…15
視点3 世界的経済危機や大規模災害等の非常事態への万全な備え	…16

### 第Ⅲ章 中小企業の新たな「成長」に向け、中小企業基本法の

見直すべき点はどこか	..17
【基本法において、政策に盛り込むべき事項】	..17
1. 基本理念等に「海外展開」、「成長分野への進出」、「ものづくり 中小企業強化」、「事業承継・第二創業」を新たに追加	..17
2. 成長を阻害する「負担増」への対応を新たに明記	..18
【基本法において、中小企業施策の対象とすべき事項】	..18
3. 中小企業と連携・協働する者（NPO法人、高等教育機関等）の 位置づけの明確化	..18
4. 中小企業の定義見直しの検討	..19
【新たに法的手当が必要な事項】	..19
5. 中小企業の成長を促進するための税制の適用範囲の拡大	..19
6. 「中堅企業」（資本金3億円超10億円以下）の成長を後押しする 新たな法的環境整備	..19
【基本法の内容について、拡充・強化すべき事項】	..20
7. 「創業の促進」の強化	..20
8. 多様性を有する「小規模企業」の位置づけの強化と定義見直し の検討	..21
9. 世界的経済危機や大規模災害への対応の明記	..21
おわりに	..22

## 第 I 章 中小企業に何が起きているのか

1999 年、中小企業基本法が改正され、それまで「弱者」とされてきた中小企業は、「わが国経済の活力の源泉」として新たな位置づけがなされた。中小企業政策は、中小企業の自助努力を前提としつつ、「多様で活力ある成長発展を図ること」を基本理念として、具体的な施策が講じられることとされた。

### <大きな変動や想定外の課題に直面している中小企業>

その後、中小企業は、中小企業基本法改正時から大きく変動したり、想定していない課題に直面している。具体的には、この 10 年で大きく進展したグローバル化と新興国の台頭、継続するデフレと国内需要の減少、系列取引からの移行など、大きな環境の変動が生じている。これらによってもたらされた中小企業の新たな課題を示すと、次のとおりである。

#### 1. 拡大する海外展開とリスクの高まり

- ・ 中小企業においても、新たな需要の獲得を求め、海外市場に目を向けざるを得なくなっている。海外展開の目的は、従来の、親会社への追随から、現地市場の自主的な開拓へと変化している。海外展開を行っている企業数は、一年の間に 2 倍を超え、製造業では 4 割を超えるとともに、非製造業でも急増している【図-1 参照】。
- ・ 海外展開を行う企業は、国内事業のみを行う企業と比べ、国内での売上や雇用の拡大を実現し、成長に貢献している（注 1）。

（注 1）海外直接投資を実施する企業は、国内拠点において、39.9%が売上を増加（減少は 11.7%）、29.4%が従業員数を増加（減少は 15.7%）している。<出典：日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の海外進出に関する調査」（2012 年 5 月）>

- ・ しかしながら、海外展開には、格段に大きな困難が伴う。海外進出時の初期投資などに多大なコストを要するとともに、市場開拓や、専門知識を有する人材の確保などの大きな課題に直面する。また、進出後にも、品質管理や労務問題など、進出時とは異なるリスクが存在しており、こうした困難に対応できず、撤退する中小企業が増加している（注 2）。今後、中小企業の海外展開が拡大する中で、さらなる撤退の増加が危惧されるとともに、海外での失敗が国内の事業継続に悪影響を及ぼすことが懸念される。

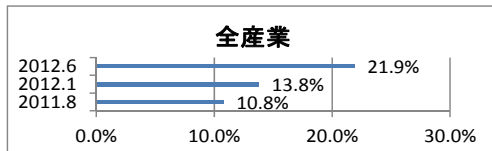
（注 2）2001～2003 年度：203 社、2004～2006 年度：271 社、2007～2009 年度：323 社

<出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」>

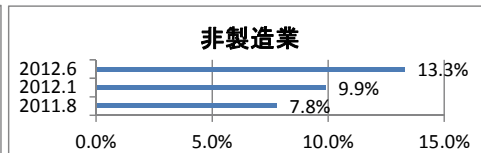
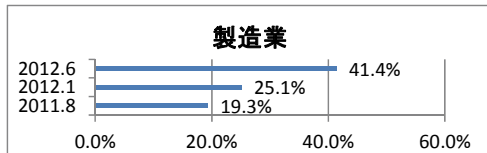
- ・ また、コスト削減などにより、やむを得ず、本来は国内で維持すべき生産や雇用まで海外に移転しようとする動きも出てきている。こうした動きが増加すると、空洞化が加速して、わが国経済の成長に大

きなマイナスとなる。

【図－１】 海外展開実施の有無



海外展開実施企業は、一年の間に2倍を超え、製造業のみならず、非製造業でも増加している



出典：日本商工会議所「商工会議所ＬＯＢＯ調査」（2011年8月、2012年1、6月）

## 2. 市場縮小の中で新たな活路を模索している中小企業

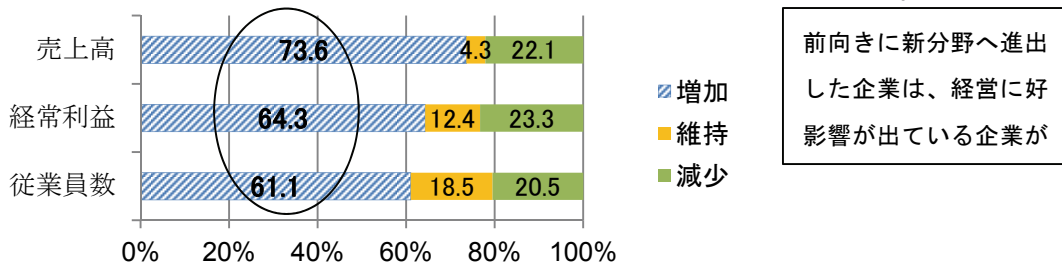
- 為替相場やデフレ等による市場縮小のもと、中小企業は、新規需要の創出や新事業展開などを今後の大きな経営課題と認識している。しかし、資金調達や、質の高い人材の確保および教育・育成、新規事業が黒字転換するまでの期間の長さなどがハードルとなり、前向きな挑戦にまで踏み出せていない企業が多い（注3）。

（注3）新事業展開時の課題は、資金調達（36.1%）に加え、質の高い人材の確保（31.0%）、専門知識・技能の習得（19.8%）、人材の再教育（16.2%）など人材関連が上位を占める。＜出典：帝国データバンク『『経済成長の源泉たる中小企業に関する調査に係る委託事業』報告書』（2011年3月）を事務局加工＞

- 他方、新分野へ進出し、事業転換を実現した企業の多くは、売上高や経常利益を伸長させており、中小企業の中でも業績の二極化が進んでいる【図－2参照】。

大企業にまで成長した企業の割合は、情報通信や医療・福祉などの分野で高くなっており、こうした成長分野において、多くの中小企業が活躍している。

【図－2】 前向きに新分野進出を行った中小企業の経営への影響

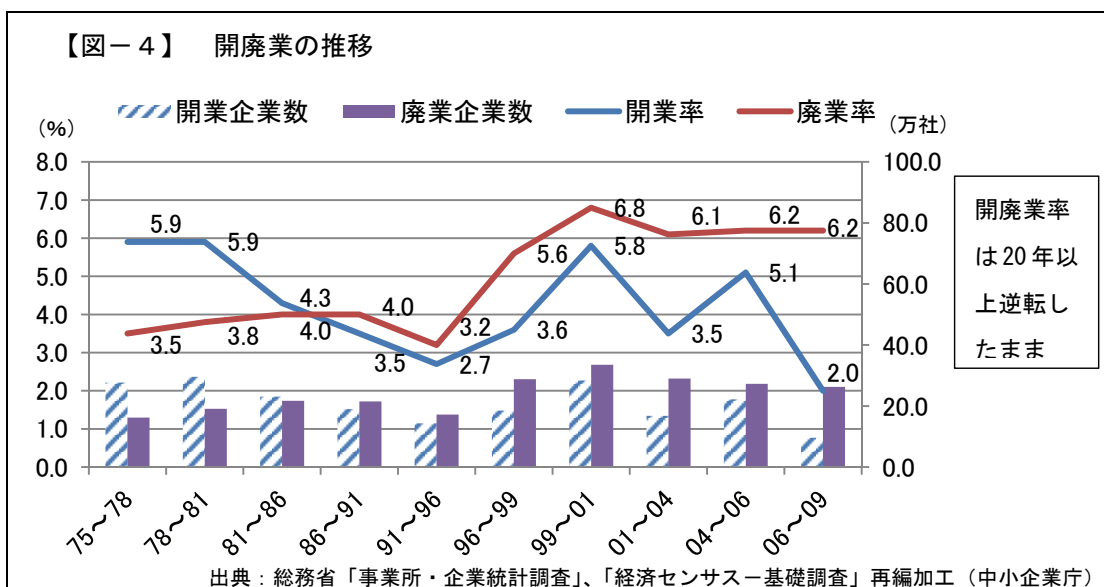
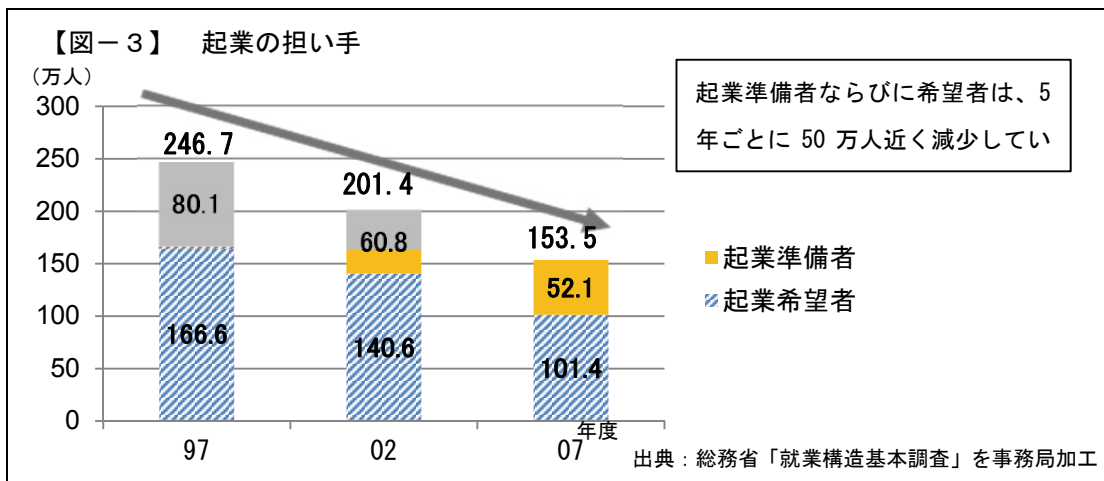


前向きに新分野へ進出した企業は、経営に好影響が出ている企業が

出典：帝国データバンク『『経済成長の源泉たる中小企業に関する調査に係る委託事業』報告書』（2011年3月）を事務局加工

### 3. 依然として低迷する創業

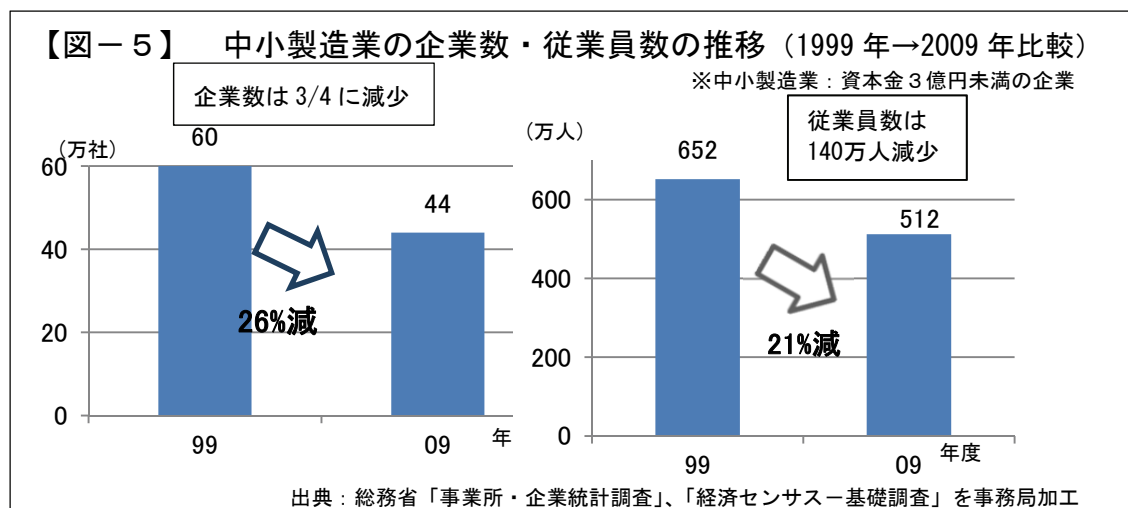
- 創業しようとする者は、依然として増えておらず、近時では、むしろ5年ごとに50万人近く減少している【図-3参照】。資金調達、人材確保、販売先の開拓、経営知識の習得など、課題は多岐にわたり、加えて、人口減少によるマーケットの縮小など、経済環境の悪化が創業を困難にしている。また、創業後5年間に約2割の企業が撤退する、いわゆる「死の谷」を乗り越えるまでの間のリスクの低減が大きな課題である。
- 創業は、全事業所の8.5%にあたる創業企業が新規雇用の約4割を創出するなど雇用創出効果が大きく、付加価値を増大させ、経済成長を促進するものであり、わが国において、20年以上もの長きにわたり開廃業率の逆転が続いている状況を改善しなければならない【図-4参照】。



### 4. 崩れつつある「大企業-中堅企業-中小・小規模企業」の系列ネットワーク

- ・ 従来、日本のものづくりは、大企業から中堅企業、そして中小・小規模企業へと段階的に発注する系列取引をベースに、強固なネットワークを形成してきた。しかしながら、新興国企業の台頭により、国内価格の国際価格への収斂が加速化するとともに、大企業が取引の都度、最適な調達先を選別する傾向を強めており、系列取引の解消が進んでいる。
- ・ ものづくり中小企業は、下請企業から独立企業への移行を模索する中で、新たな国内販路開拓の困難化、製品のライフサイクルの短縮化、ニーズの激しい変化に対応しきれず、厳しい経営環境におかれている。また、小規模企業を中心に、ものづくり現場におけるタブレット端末の利用などITの活用による生産性向上の取り組みも遅れている。こうした中、直近10年間で、ものづくり中小企業数は、60万社から44万社へと4分の3に減少し、約140万人の雇用が失われている【図－5参照】。
- ・ 多くのものづくり中小企業と取引関係を持つ中堅企業においても、コストダウン要請の中、海外展開や製品の高品質化・差別化など、成長戦略に大胆に取り組むことが求められている。しかしながら、ものづくり中堅企業数は、10年間で約7%（2,664社→2,475社（▲189社））減少しており、特にリーマン・ショックが発生した2008年以降の3年間で約5%（2,620社→2,475社（▲145社））減と加速するとともに、経常利益や設備投資が著しく減少しており、リーマン・ショック後の経営状況の悪化から回復しきれず、前向きな成長が停滞している状況がうかがえる（注4）。

（注4）製造業における中堅企業1社当たりの財務指標を見ると、2006年を100とした場合の2011年の水準は、売上高：91.6、総資産：90.3、経常利益：77.4、設備投資：66.8と、いずれもリーマン・ショック前の水準に戻っておらず、特に成長に向けた設備投資が低調である。

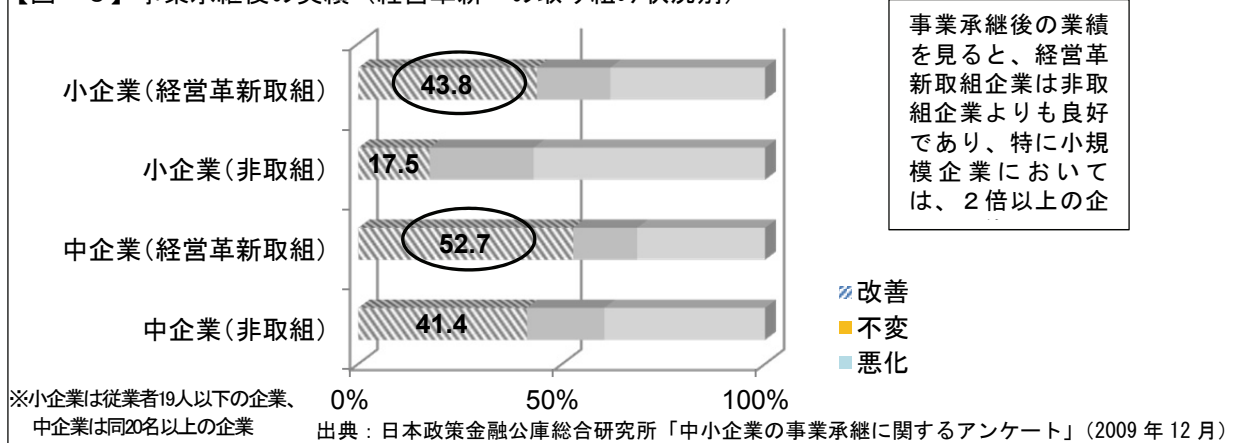


## 5. 急速に進む企業の高齢化と小規模企業を中心とした廃業の加速化

- ・ 厳しい経営環境のもとで、この10年間に、中小企業の企業数、従業員数はともに減少している。特に小規模企業は、企業数で13.5%減、雇用者数で17.1%減と、著しく減少している。

- ・ 経営者の高齢化が着実に進んでおり（平均 59 歳 9 か月）、中小企業の半数以上が後継者難に直面し、社長交代率は 2.46%（2011 年）と過去最低を更新している。また、小規模企業においては、約 2 割の企業が自分の代での廃業を考えている。事業の譲渡先を見つけることが難しく、今後、小規模企業を中心に、廃業の増加に一層の拍車がかかることが懸念される。
- ・ 従業員の高齢化（2010 年までの 10 年間で 1.5 歳上昇）が進む一方、全労働者に占める非正規労働の割合は上昇を続けており、正規労働者の比率が下がることで、知識・技能・ノウハウ・企業文化といった企業内部の重要な資産が、承継されずに消失してしまうことが憂慮される。
- ・ このように、廃業の増加や急速な高齢化が進む中で、事業用資産の承継に加え、中小・小規模企業が有する高度な技術やノウハウ等の承継が確実に行われなければ、ものづくりネットワークの弱体化、雇用機会の消失や地域コミュニティの維持に大きな影響が及ぶことが強く懸念される。
- ・ 他方、事業承継を契機に第二創業をはじめ新たな事業活動に取り組んだ企業では、承継前に比べて経営の改善比率が高く、特に小規模な企業において、その傾向が顕著であるとの指摘もなされており、この点からも、事業承継への着実な取り組みは極めて重要であると言える【図－6 参照】。

【図－6】事業承継後の実績（経営革新への取り組み状況別）



## 6. 消えゆく商店街・地域商業

- ・ 地域商業を支えてきた商店と商店街は減少が続いている。小売業の個人事業所数は 10 年間で 31% 減少し、1 事業所あたり年間販売額も 15% 減となっている。商店街も衰退が激しく、一商店街あたりの店舗数は、25 年間で約 4 割減少している（1985 年 85.7 店舗→2009 年 51.7 店舗）

【図－7 参照】。

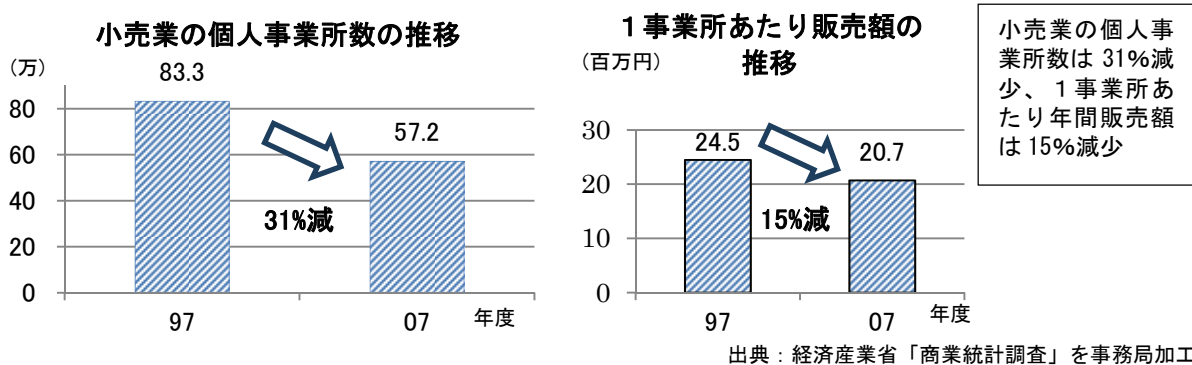
- ・ 大手小売業においては、IT を活用して消費者の年齢など属性に応じたニーズを把握し、きめ細かい



需要に応じた商品やサービスの開発、提供を可能とするシステムを構築している。他方、中小小売業では、こうしたニーズをとらえることができず、魅力ある品揃えが困難となっている。

- 各地の中心商店街の賑わいの消失は、地域コミュニティの崩壊、安全・安心の減退、買い物弱者の増大を招いており、個々の店舗の努力に加え、商店街をはじめ地域商業全体の魅力向上が求められている。

【図－7】 小売業の個人事業所数、1事業所あたり年間販売額の推移



#### <限界を超える中小企業の事業環境と負担増>

以上に加えて、中小企業は、為替相場や高い法人税率、低迷する地域経済など、個々の企業努力では解決できない問題に直面している。

また、中小企業の負担を増す要因も増大している。協会けんぽの保険料（全国平均 10%・2012 年度）をはじめ、事業主に過度に依存している社会保険料の一層の引き上げや、高年齢者雇用等の労働規制の強化、さらには電力料金の上昇など、中小企業の競争力を削ぐ「負担増の時代」に入っており、このままでは、将来にわたり、中小企業の経営の大きな足枷となって、海外企業との競争に劣後することが強く懸念される。

## 第Ⅱ章 中小企業政策に求められるものは何か

### ～新たな3つの視点とその具体的な考え方～

中小企業は、中小企業基本法改正時と比べ、経営環境が大きく変動し、また、想定していない問題や個々の企業努力では解決できない課題、さらには、増大する負担に直面している。これらを克服している中小企業は一部にとどまっており、その他の多くの中小企業は、適切な対応策を講じることができずにいる。このままでは、大企業にはないすばやい意思決定や、ニッチ分野への進出をはじめとする柔軟な事業展開など、中小企業が有するダイナミズムを喪失し、活力が失われることが強く懸念される。

いま、中小企業政策に求められているのは、第 I 章で述べた課題を踏まえ、3つの視点（1. 「成長」をより重視した「攻め」の中小企業政策への転換、2. 疲弊する地域社会の活性化に向けた小規模企業、中堅企業の支援およびまちづくりと地域商業の融合化、3. 世界的経済危機や大規模災害等の非常事態への万全な備え）に立脚して、新たな展開を図ることであると考える。

#### **視点 1** 「成長」をより重視した「攻め」の中小企業政策への転換

- ・ 多くの困難の克服に向けた中小企業の挑戦を後押しするために、「成長」をより一層重視した「攻め」の中小企業政策への転換が求められる。
- ・ その基本的な考え方として、まず、海外展開や、成長分野への進出・業態転換（第二創業を含む）など、成長に向けた「中小企業の挑戦」に対して、重点的な施策展開を図ることが必要である。
- ・ 同時に、市場が縮小している中で、中小企業の競争力強化をさまざまな面で推進することも、成長に直接結びつく重要な政策と言える。例えば、小規模企業の生産ラインへのデジタル機器の導入や、即戦力人材の採用をはじめとする人材投資、研究開発投資、特許の取得や技術の囲い込み等知的財産の戦略的活用などを促すことにより、生産性を向上させることが重要である。

特に人材については、大学の就職担当者の中小企業に対する理解を深める機会の設定や、インターシップの拡充、中小企業の求人状況のリアルタイムでの大学等への提供など、教育機関と中小企業を直接結ぶ仕組みの構築により、質の高い人材の安定的な確保を後押しする必要がある。また、海外展開や新分野進出などの局面においては、即戦力の人材が必要であり、専門知識・技能を有する人材の中小企業へのマッチングや、人材の流動化を促進するための労働規制の緩和などが重要である。

- ・ また、独自技術の確立や、市場ニーズをとらえた製品開発など、中小企業が自らの強みや特性を最大限に活かして、オンリーワン企業を目指すイノベーションの取り組みを大胆に支援することが必要である。

さらに、企業の段階的な成長は、雇用吸収力や付加価値を増大させ、地域経済に大きな波及効果が期待できることから、創業段階から小規模、中小、中堅と、企業の成長段階に応じた支援を行うことが、極めて重要である。

- ・ 経済のグローバル化が進展する中で、中小企業が、カントリーリスクに対応しつつ、海外企業とのし烈な競争を勝ち抜くためには、競争条件のイコールフットイングを実現することが大前提である。また、経営環境を激変させる国内外の市場の急速な変動や安定性に欠ける電力供給など、中小企業の経営の不確実性が増大しており、内部留保の蓄積をはじめ、リスクに対する備えが一層重要となっている。

こうした中で、税制、社会保障、労働、エネルギーなど中小企業を直撃する負担の増大が、経営の足枷となっており、このような負担をもたらす制度的枠組みの見直しについて、各省庁の壁を越えた対応が不可欠である。

- ・ 上記の観点を踏まえ、中小企業のさらなる「成長」の促進のために、重点的に取り組むべき具体的な政策分野は、以下のとおりである。

#### **1. 国内の成長につながる望ましい海外展開の支援**

- ・ 中小企業による、アジアを中心とした海外市場への事業展開の支援を、中小企業政策の大きな柱のひとつとして位置づける必要がある。国内に拠点を残した形での海外展開は、結果的に国内の付加価値や雇用の拡大につながると考えられており、そうした望ましい海外展開を積極的に支援していく一方で、国内の拠点を閉じた海外進出による空洞化の加速を避ける方途を見出すべきである。

##### **【海外進出後も国内のものづくりや雇用を守る】**

自動車部品製造A社は、生き残りをかけてタイへ進出。製品の心臓部は日本で製造するとともに、本業ではない金型のメンテナンスや受注代行も新たに手掛け、タイでの注文が増えれば日本でも仕事が増える仕組みを構築して、自社の技術や国内の雇用を守っている。

- ・ 中小企業にとって、中国をはじめとするアジア市場開拓のコストとリスクは極めて高い。海外展開の支援にあたっては、まずは、海外進出時のリスクの軽減を図るため、単なる海外の情報提供にとどまらず、販路開拓や資金供給など、個々の企業にまで踏み込んでサポートする仕組みの構築が必要である。また、リスク軽減のために取引先等と共同で行う海外展開に対する後押しも重要である。
- ・ さらに、進出後の事業展開を確実とする支援の仕組みの構築も重要である。品質管理や労務問題までも支援対象とするとともに、中国などで懸念が高まっている模倣品・海賊版対策や技術流出の防止を含む知的財産の保護について、強力な支援策を講じる必要がある。

これらの観点から、韓国の例に見られるとおり、JETRO等の公的支援機関による個々の企業に対する、進出時のみならず進出後も含めた支援強化（F/S（事業実行可能性調査）支援の拡充、現地市場調査、販売先の発掘等）や、民間企業ベースの海外展開支援ネットワークによるサポート体制の強化が必要である。また、進出先での資金調達の円滑化に向けた、金融機関の業務に関する規制の見直しや、進出企業の知財保護のため、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）加盟国の増加に向けた各国への働きかけを行うべきである。

### **【韓国政府系機関が個別企業を大胆に支援】**

韓国のKOTRA（日本のJETROに相当）は、海外事務所が韓国中小企業の海外支店の役割を担う「支社化事業」を展開している。例えば企業が「輸出成約」を希望する場合、輸出品目の現地市場調査、取引先の発掘、現地出張時のアポイント取得など、手厚い支援メニューを提供している。個別企業の海外展開の現場にまで深く関与する大胆な支援策と言える。

## **2. 創業の増加による成長の加速化**

- ・ 創業後の「死の谷」を乗り越えた企業は、業歴の長い企業よりも高い売上をあげ、雇用の創出に貢献している。創業をわが国経済の成長の牽引役とするため、中小企業政策の大きな柱のひとつとして、改めて位置づけることが必要である。前回の中小企業基本法改正の際には、創業の促進が重視され、同法の基本理念等に位置づけられるとともに、融資制度やファンドによる資金調達環境の整備をはじめ各種支援策が講じられた。しかしながら、今日まで、開廃業率の逆転現象は解消しておらず、これまでの施策の有効性の検証をもとに、以下の措置を講じることが必要である。
- ・ 創業を促進するためには、創業準備段階から創業後数年間にわたり、事業計画の立案から資金調達、商品・サービス開発、販路の拡大に至るまで多岐にわたる支援を行うワンストップ窓口の整備や、それを支える大学、専門家等による支援ネットワークの構築、さらには経験豊富な高齢者人材の創業者へのマッチングなど、徹底した支援体制を構築することが必要である。具体的には、販売に結びつくことまでを含め、創業後もビジネスを継続的にサポートするハンズオン・ネットワークに対する支援の強化のほか、創業後の負担軽減の観点から、経営が安定するまでの5年間程度における税・社会保険料負担の減免などを検討すべきである。

### **【創業塾卒業後のきめ細かいフォローアップを実施】**

神戸商工会議所では、'99年度から継続的に創業塾を開催。卒業生に対して、半年ごとの個別相談、毎年を追跡調査等を実施し、創業準備から事業が軌道に乗るまでの各段階に応じて、専門家派遣や商談会・ビジネスフェアへの案内など、きめ細かい徹底したフォローアップ支援を行っている。創業塾の卒業生631名に対し、173名が開業している（'12年12月現在）。

- ・ また、技術開発を伴うベンチャー企業においては、多額の開発コスト等に対する資金調達が大きな課題となっている。技術開発補助金等における「多段階選抜方式」（注5）の多年度にわたる実施の拡充や、ベンチャーファンドの充実強化、活用が進んでいないエンジェル税制（2010年度：51件）の抜本

的な見直しによる投資の推進、政府系金融機関による低金利資本性融資制度の拡充などにより、円滑な資金調達環境を整備することが必要である。

(注5) 多段階選抜方式：技術開発補助金等において、実現可能性についての調査・検討（F/S）、技術開発、実用化と、複数の段階を設けて審査を行う方式。調査段階からの募集を行うことにより多くの企業に応募の機会を提供できるとともに、段階を踏んで絞り込むことで効果的な資金投下が可能となる。

- ・ あわせて、創業を後押しするため、医療・介護、農業などの成長分野への参入障壁を引き下げる規制緩和や、融資制度の拡充なども必要である。

さらに、中長期的な視点に立ち、初等教育から高等教育にわたるあらゆる段階における起業の教育を通じた創業予備軍の育成も忘れてはならない。

#### **【商売体験を通じた、小学生への起業家教育を実施】**

会津若松商工会議所青年部では、2000年度から、商売体験を通じた起業教育プログラム「ジュニアエコノミーカレッジ」を実施。小学校5、6年生が1チーム5名で模擬会社を設立し、計画、仕入れ、製造、販売、決算、納税までの一連のサイクルを体験するもの。参加する小学生や父兄から好評を得ており、現在は全国18の商工会議所等で実施されている。

### **3. 高度なサプライチェーンを支えるものづくり中小企業の強化**

- ・ わが国のものづくりは、国際的な価格競争に直面し、得意分野であった組立・製造工程の生み出す付加価値が急速に低下するなど、サプライチェーン全体の国際競争力が失われつつある。付加価値の高いサプライチェーンを再構築するには、海外に比べ技術力や品質の高い、高度なサプライチェーンを国内に再構築しなければならない。

- ・ そのためには、まず第一に、個々のものづくり中小企業の強化が重要となる。市場のニーズの徹底した吸い上げのための試作品開発をはじめ、マーケット重視の製品開発や、ITの活用によるものづくり現場の生産性向上への支援強化が必要である。また、自社製品のブランド力を高め、差別化を図るために、特許を戦略的に活用することも求められる。

具体的には、設計や、営業と製造現場のリアルタイムでの情報共有化、生産・在庫管理などにおけるタブレット端末を活用した小規模企業のデジタル化等、「IT+ものづくり」による中小製造業に対する支援や、成長分野における中小企業技術革新制度（SBIR）の拡充、研究開発から試作品製造までの助成措置の拡大などが考えられる。また、中小企業の知的財産戦略の策定・実行にかかる支援（ワンストップ相談体制の構築、特許審査の迅速化、特許料等の減免の拡充等）を強力に行うことが重要である。

- ・ 第二に、サプライチェーンを支えるものづくり中小企業が連携・結集してグループを形成し、共同で研究開発から受注、複数の工程を束ねた一貫生産などを行うことが重要である。一企業で対応できない困難な課題に対し、企業間連携によって解決を図る取り組みについて、強力な政策支援を行うべきであり、連携コーディネーターの育成や連携体に対する助成措置の拡充が必要である。

**【複数の企業の高度なものづくり技術を活かし、より付加価値の高い新市場へ参入】**

高度な品質や技術に加え、一貫生産が出来るサプライヤーを求める航空宇宙産業のニーズに対応するため、特筆すべき高度な技術を保有する中小企業10社が、発注から納品まで一つのサプライチェーンを構築し、8つの加工工程を纏めて一貫生産を実現した。防衛需要の減少から民間航空機産業への転換を目指していたB社（製造業、従業員50名）は、このサプライチェーンに参加することで、新規市場への参入に加え、コスト削減やプロジェクト管理などのノウハウの取得を実現した。

- ・ また、サプライチェーンの中には、規模が小さくとも独自の技術を持ち、将来の成長を志向する企業が存在しており、こうした小規模企業の技術開発に対する助成・融資の拡充や、連携の促進を図ることが必要である。

**【東日本大震災後の受注減少に苦しむ小規模企業が連携し、高度な製品開発に挑戦】**

リーマン・ショックや東日本大震災の影響で、企業数が激減している工業集積地に立地する小規模企業C社（製造業・従業員5名）は、中小・小規模企業3社と連携し、それぞれの保有する技術を組み合わせ、低コストで深海8,000mを潜る海底探査機の開発に挑戦している。減少した売上を挽回し、起死回生を図るため、果敢に新規分野へ乗り出し、連携企業とともに技術を磨くことで、売上の回復を目指している。

- ・ さらに、ものづくり中堅企業は、サプライチェーンの核として中小・小規模企業群を牽引していくことが求められており、中堅企業の成長に向けた研究開発や設備投資などを重点的に後押しすることが必要である。
- ・ 中小企業の成長を後押しする具体的な施策としては、税制が有効である。研究開発や設備投資など、中小企業の成長に向けた取り組みを支援する租税特別措置については、法人税法上の対象が、資本金1億円以下の中小法人に限定されているが、中小企業の成長を促進するため、税法上の中小法人の基準について、見直すことが必要である。

#### 4. 事業用資産を損なうことのない十分な事業承継の実現

- ・ 中小企業が、高度な技術や経営ノウハウなどを次世代につないでいくことは、わが国の経済社会の成長・発展のために不可欠である。
- ・ これまで、事業承継に対する税制措置や支援策は講じられてきているものの、いまだ十分とは言えない。

まず第一に、国際的には、近年、シンガポールや香港のように国際競争力強化の観点から相続税を廃止した国・地域や、そもそも相続税自体が存在しない国がある。わが国の中小企業が、事業の承継にあたり、国際的に劣後している状況は、早急に是正することが必要である。

第二に、主として親族内承継を対象とする現行の税制措置をはじめとする支援策は、十分とは言えない。非上場株式等の納税猶予制度は利用要件が厳しく、制度導入以来4年間で500件と利用が進んでいない。ましてや、今や4割にも上る親族外承継に対する支援は不足している。

第三に、事業承継税制は、法人の株式に係る措置にとどまっており、個人事業者の建物などについては措置がなく、手当てが不十分である。

- ・ 中小・小規模企業、個人事業者が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、税制の拡充はもとより、親族外への承継を促進させるための従業員等への金融支援の拡充やM&Aマッチングの強化などが必要である。また、事業承継を機に第二創業などに取り組む企業に対する後継者教育や、新商品開発、新たなマーケットの分析などの支援を行うことが重要である。

#### **【後継者問題をM&Aで解決し、事業承継後も企業が発展】**

自動車部品製造業D社（資本金1,000万円、従業員35名）の社長（70歳）は後継者問題解決のため、M&Aを検討。商工会議所の仲介支援を受け、D社の技術力を高く評価した自動車部品製造業E社（資本金9億円、従業員210名）に株式を譲渡した。M&A成約後にD社は売上高が倍増するなど、E社の経営に欠かせない企業として成長を続けている。

#### **視点2** 疲弊する地域社会の活性化に向けた小規模企業、中堅企業の支援およびまちづくりと地域商業の融合化

##### 1. 地域社会における小規模企業と中堅企業の役割に着目した政策への見直し

- ・ 中小企業の中には、地域住民の身近な暮らしや地域コミュニティを支える小規模な企業がある一方で、高度な技術を有するなど、成長を志向する小規模企業が存在している。これら小規模企業に対しては、経営支援ネットワークを強化し、個々の企業の実状に応じて、事業の継続はもとより、さらなる成長を

後押しするきめ細かい政策や経営支援を強力に展開することが必要である。

- ・ 他方、地域には、高い雇用吸収力を有し、多くの小規模企業や中小企業とその従業員や家族を支えることが期待されている地域の中核的な企業がある。こうした中核的な企業は、特に地方において、より減少し（注6）、地域をけん引する原動力になり得ていないことから、租税特別措置による研究開発や投資の促進など、成長に向けた取り組みを後押しする政策の展開が極めて重要である。

（注6）2001年→2009年の企業数（資本金1億円～3億円未満）

地方：7,894社→7,411社（▲6%）、大都市部：7,561社→7,385社（▲2%）

（大都市部：東京都、大阪府、愛知県）

＜出典：総務省「経済センサス基礎調査」、「事業所・企業統計調査」＞

## 2. まちづくりと地域商業の融合に向けた取り組みの推進

- ・ 地域経済は疲弊し、地域の商業は縮小の一途を辿っており、その立て直しが急務となっている。
- ・ まず第一に、地域の「経済循環」を強化することが必要である。地域における消費が域内の新たな投資に結び付くとともに、地域内における生産や投資が域内の消費につながる自律的な循環の確立が重要である。地域の自律的な成長・発展に向けて、中小企業が、農商工連携をはじめ、地域資源を活用して、地産地消の推進や、地域外需要の取り込みなどにより、地域の経済循環の起点としての役割を果たすことが、強く求められており、地域資源の発掘から、試作品開発、商品化、販売までの一貫した支援の具体化を図ることが重要である。
- ・ 第二に、個々の商店の魅力アップとともに、まちづくりと一体となった地域商業の再生により、まちの賑わいを再び取り戻すことが必要である。  
そのため、共同仕入れや売れ筋商品の確保、効率的な物流を可能とする連携・チェーン化などにより、個々の商店の魅力アップを図る取り組みを支援することが必要である。同時に、まちづくり三法の早急な見直しと都市と農村を一体的にとらえた都市計画制度の構築とともに、商店街の空き店舗管理、共同配送、高齢者送迎等の取り組みへの支援など、まちづくりと地域商業の再生を一体的に整備することにより、賑わいを創出する取り組みが極めて重要である。
- ・ 第三に、中小企業が、NPO法人や学校など地域社会を構成する多様な者と連携・協働する取り組みを促進することが不可欠である。NPO法人と連携したまちづくりの取り組みや、大学をはじめとする高等教育機関との連携による新商品の開発などを積極的に支援していくことが重要である。



### **【官・民・NPO法人の連携によるコミュニティバス運行】**

F町では、路線バスの廃止後、地元タクシー会社、NPO法人、行政が連携し、交通弱者を対象としたコミュニティバスを運行（年間3万人が利用）。今後、さらなる高齢化が進むため、高齢者の買い物支援等のニーズが見込まれるが、協働する企業やNPO法人は、資金調達や人材確保の面に対応できない状況（町の委託費は縮減の方向）。

### **【NPO法人と連携し、ワンコイン検診事業を展開】**

G社は、健康診断を受けられない者向けに、駅前やショッピングセンターなどでワンコイン検診（500円）を提供。今後の課題は、人材の採用、育成や運転資金の調達。協働するNPO法人側への支援が拡充されれば、事業拡大の可能性が高まる見込み。

## **視点3 世界的経済危機や大規模災害等の非常事態への万全な備え**

- ・ リーマン・ショックや東日本大震災の発生時には、企業の一時的な資金繰りの悪化に対し、信用保証協会保証付融資制度の大幅な増枠、危機対応融資の発動などの支援策が実行された。また、東日本大震災で被災した中小企業等のグループなどの施設の復旧・整備等に対し、補助金による支援策が講じられた。  
こうした措置は、破たんの危機に瀕していた多くの企業を救い、復興に向けた歩みを着実に踏み出そうとする企業を後押しする原動力となっている。
- ・ 一方、教訓としては、危機対応融資における危機認定や、危機の甚大さを踏まえた制度拡充に数か月を要するなど、機動性の欠如があげられる。また、支援対象が中小企業に限定されている施策も多く見られる。非常事態においては、中小企業に限らず中堅企業まで含めた幅広い企業を支援対象とする施策を迅速に実施する仕組みを、あらかじめ構築する必要がある。
- ・ さらに、グループ補助金は、グループ施設の復旧などに限定した制度であるが、大規模な被災からの復旧については、グループのみならず、個別の企業にまで踏み込んだ大胆な支援策が不可欠である。

### **【被災地の声：グループ補助金の利用の限界】**

- ・ 中心市街地から離れた小売店においては、グループでの共同事業を行うことが困難。
  - ・ 士業においては、相互に競業関係にあることから、そもそもグループ化にはなじまない。
  - ・ 採択されたグループに新たに事業者を追加できるようにしてもらいたい。
- ・ なお、東日本大震災は、直接被害を受けた企業のみならず、取引先の被災による間接被害など、広い範囲に甚大な影響を及ぼした。これに対して、融資制度をはじめ、間接被害を受けた企業も含めて、政策的な手当てがなされ、広範なセーフティネットが機能した。このような間接被害者を含めた対策が、

あらかじめ、仕組みとして設定される必要がある。

### 第Ⅲ章 中小企業の新たな「成長」に向け、中小企業基本法の見直すべき点はどこか

第Ⅰ章および第Ⅱ章で示したとおり、従来想定していない課題や新たな負担等を克服しようとする中小企業を支援する、強力な政策展開が必要である。まずは、わが国の中小企業政策の基本方針等を定めている中小企業基本法（以下、第Ⅲ章において「基本法」と言う。）について、経済社会の変化やそのスピードに適応したものへと見直し、挑戦する中小企業を大胆に後押しすることが強く求められる。

現行の基本法には、中小企業に対する認識や期待する役割、政策の基本的方針を規定している「基本理念」と、それを実現するために国等が行うべき施策の方針（「基本方針」）が規定されている。また、「基本理念」および「基本方針」に従い、具体的な施策の方向性および内容について、「基本的施策」として列挙されている。

それら基本法に記載されている内容を検証した結果、中小企業政策について、新たに措置すべき内容（「基本法において、政策に盛り込むべき事項」、「基本法において、中小企業施策の対象とすべき事項」、「新たに法的手当てが必要な事項」）および追加すべき内容（「基本法の内容について、拡充・強化すべき事項」）は、以下のとおりと考える。

#### 【基本法において、政策に盛り込むべき事項】

#### 1. 基本理念等に「海外展開」、「成長分野への進出」、「ものづくり中小企業強化」、「事業承継・第二創業」を新たに追加

- ・ 現行の基本法では、「基本理念」（第3条）、「基本方針」（第5条）等において、中小企業の「多様で活力ある成長発展」を達成するために、①経営の革新及び創業の促進、②中小企業の経営基盤の強化、③経済的社会的環境の変化への適応の円滑化、④資金の供給の円滑化及び自己資本の充実、の4点が規定されている。
- ・ 第Ⅱ章で示したとおり、中小企業のさらなる成長を促進するためには、国内における付加価値や雇用の拡大につながる望ましい海外展開や、成長分野に進出する中小企業の支援、ものづくりの国際競争力を取り戻す高度なサプライチェーンの再構築、事業承継や第二創業への強力な支援が強く求められる。
- ・ しかしながら、現行の基本法の「基本理念」、「基本方針」、「基本的施策」には、上記の政策について何ら言及がなされていない。「海外展開」、「成長分野への進出」、「ものづくり中小企業強化」、「事業承

継・第二創業」を中小企業政策の大きな柱として明確に位置づけ、強力な施策展開を図ることが必要であり、基本法の「基本理念」などに盛り込むことが適当と考える。

## **2. 成長を阻害する「負担増」への対応を新たに明記**

- ・ 中小企業の内部留保を厚くし、自己資本の充実を図るため、基本法第 24 条で、「租税負担の適正化等」が規定されている。
- ・ わが国は、社会保険料の引き上げや労働法制の見直し、電力料金の上昇など、中小企業の成長を阻害する「負担増の時代」に入っている。多岐にわたる負担が、中小企業の競争力の維持・強化に及ぼす影響を常に確認し、経営を阻害する過大な負担の軽減はもとより、負担をもたらす制度の見直しが必要であり、基本法に、現行の「租税負担の適正化等」に加え、社会保険料をはじめとする「公的負担の適正化」について、新たに盛り込むことが適当である。

### **【基本法において、中小企業施策の対象とすべき事項】**

## **3. 中小企業と連携・協働する者（NPO法人、高等教育機関等）の位置づけの明確化**

- ・ 中小企業が、不足する経営資源を補完するために行う他の中小企業者との連携や共同化等に対しては、基本法第 16 条において、国の政策支援が規定されており、他方、中小企業が行う中小企業者以外の者との連携等については、何ら規定されていない。
- ・ 中小企業と連携・協働して事業に取り組むNPO法人や高等教育機関などについて、中小企業施策の対象とすることを含めて、中小企業施策の体系の中に位置づけることが適当である。

## **4. 中小企業の定義見直しの検討**

- ・ 東日本大震災においては、地域の商業インフラの核となる中堅小売業に対し、中小企業の範囲から外れているために支援が行き届かない事例が見られた。このため、改めて、中小企業者の範囲について、各業種ごとに検証を行った。

その結果、資本金 5 千万円～1 億円の規模の小売業およびサービス業は、他の業種の同規模の企業と比べて、経営指標が必ずしも優位な水準にあるとはいえ、特に、自己資本比率が劣後していることが判明した（注 7）。この点を踏まえ、業種間の差異を是正する観点から、小売業およびサービス業における中小企業の範囲の基準の引き上げについて、検討を開始することが必要ではないか。

（注 7）資本金 5 千万円～1 億円規模の業種別の自己資本比率は、小売業：25.2%、サービス業：22.1%、製造業：44.5%、卸売業：29.9%となっている。

< 出典：財務省「法人企業統計調査」 >

## 【新たに法的手当が必要な事項】

### 5. 中小企業の成長を促進するための税制の適用範囲の拡大

- 第Ⅱ章で述べたとおり、中小企業のさらなる成長を後押しするための施策として、研究開発や設備投資等に対する租税特別措置が重要である。税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされているため、基本法上の中小企業の中には、対象とならない者が存在する。税法上の中小法人の範囲拡大は、財源の確保と密接に関係するものであるが、中小企業の成長を促進するため、税法上の中小法人の基準について、基本法における中小企業の範囲を念頭に拡大することを重要な課題として、見直すことが必要ではないか。

### 6. 「中堅企業」（資本金3億円超10億円以下）の成長を後押しする新たな法的環境整備

- 中堅企業の成長は、地域経済や中小企業への波及効果が大きいですが、支援策が乏しいのが現状である。したがって、基本法とは別に、新たに「中堅企業」を施策の対象として、その成長を後押しする法的環境整備を行うことが必要である。

新たな法的環境整備により措置する施策は、もとより中小企業施策と同等の内容を求めるものではないが、中小企業に適用される支援施策の中から、特に成長を後押しするものに限って、措置することが適当である。
- 税制面においては、5. で述べた税法上の中小法人の範囲拡大に加え、成長を後押しする政策減税である租税特別措置に限って、中堅企業にも拡充することが必要である。具体的には、研究開発税制の深掘り部分や中小企業投資促進税制への適用化、留保金課税の適用の除外などを検討対象とすることが適当と考える。
- 他方、中堅企業であっても、世界的な経済変動や大規模災害などの非常事態における支援策は必要不可欠である。非常事態においては、平時における中小企業の範囲に拘らず、中堅企業に対しても、危機対応融資をはじめとする支援策が適時適切に講じられるよう、あらかじめ制度的に手当が必要である。
- なお、韓国に見られるように、中小企業が、規模の拡大により中小企業の範囲を超えた場合でも、3～5年間は、引き続き中小企業施策の対象とするなど、中小企業の段階的な成長を促す措置の導入の是非について、検討することも必要ではないか。

## 【基本法の内容について、拡充・強化すべき事項】

### 7. 「創業の促進」の強化

- 創業は、基本法上の基本理念、基本方針で、重点的に支援すべき政策として位置づけられ、具体的な施策（第13条）として、主に創業間もない中小企業者に対する支援策が明記されている。

- ・ 創業を促進するためには、創業間もない時期のみならず、創業の前段階から創業後数年間にわたる広い範囲の継続した支援が不可欠である。創業の促進に係る第 13 条について、支援の範囲を、創業前から創業後数年間にまで拡大し、その範囲に適合した支援策を展開することが適当と考える。

## **8. 多様性を有する「小規模企業」の位置づけの強化と定義見直しの検討**

- ・ 小規模企業については、基本法第 8 条に、経営資源の確保が困難な者として配慮規定が置かれている。小規模企業は、地域の生活基盤やコミュニティを支える者や、サプライチェーンの起点を担い成長を志向する者など、多様な企業が存在しているにもかかわらず、基本法において画一的に位置づけられている。金融面でのセーフティネットの拡充はもとより、小規模企業が多様な機能を有していることを基本法に明記することによって、それらの機能を具体的に発揮させる政策の促進を図るべきである。
- ・ また、小規模企業の中には、例えば、介護、情報通信等の小売・サービス業における成長分野において労働集約的な業種が見られるなど、多様な実態があることから、将来的な課題として、小規模企業の定義（製造業その他：従業員 20 人以下、商業・サービス業：従業員 5 人以下）について、業種の細分化を検討していくことが必要ではないか。

## **9. 世界的経済危機や大規模災害への対応の明記**

- ・ 中小企業に対し、国が、経営の安定を図るための施策などのセーフティネットを発動する場合として、基本法第 22 条において、「貿易構造、原材料の供給事情その他の経済的社会的環境の著しい変化」が示されている。

リーマン・ショックや東日本大震災などの大規模な非常事態に対し、迅速かつ大胆な施策が可能となるよう、「世界的経済危機」および「大規模災害」発生時についても、経営の安定化をはじめとする中小企業に対する施策を発動すべき「経済的社会的環境の著しい変化」として明確に規定すべきである。
- ・ 特に大規模災害時における施設・設備の復旧については、「グループ」に限ることなく「個別企業」にまで踏み込んだ補助金の支援や、住宅の全壊など生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する支援に準じた措置まで可能となるよう、あらかじめ基本法に規定することが適当である。
- ・ なお、6. に記載のとおり、非常事態下においては、平時とは異なる対応が必要であり、中堅企業についても支援の対象とすべきと考える。

## おわりに

- ここまで、新たな中小企業政策の基本的な方向について、日本商工会議所の考え方を述べてきた。1999年に中小企業基本法が改正されて以降の中小企業をめぐる環境変化と、それによってもたらされた新たな課題に直面している中小企業の状況を踏まえ、今後の中小企業政策に必要な視点と具体的考え方について、「成長」の観点に重点をおいて整理を行った。その上で、今後の中小企業政策と現行の中小企業基本法が合致しているのかどうか検証を行い、中小企業施策の対象を示す定義問題も含めて、見直すべき点を提示した。
- 中小企業基本法は、中小企業に関する施策について、基本理念や基本方針をはじめ基本となる事項を定めている法律であり、中小企業に対する具体的な施策については、中小企業基本法で定める理念等を踏まえて、個別の法律や税制、予算措置等により講じられている。日本商工会議所では、創業・起業や小規模企業等に対する経営支援のあり方、地域活性化に向けた考え方とその方策など、中小企業がさらなる成長を遂げるための残された重要な分野について、引き続き検討を行っていく。

以 上

## 新たな中小企業政策の基本的方向について～中小企業の定義問題を含めて～

### <提出先>

政府、政党

### <実現状況>

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（「小規模企業活性化法案」）が、4月16日に閣議決定、6月に成立した。主な改正事項は以下のとおり。

#### ○中小企業基本法の改正

##### 【基本理念（第3条）】

小規模企業の意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」と規定

##### 【施策の方針（第8条）】

「小規模企業への配慮」から「小規模企業に対する中小企業施策の方針」に改め、以下の方針に従い施策を講ずる。

- ①地域における持続的な事業活動、多様な需要に応じた事業活動の活性化を図る
- ②成長発展の状況に応じ適切な支援を受けられる環境整備を図る
- ③金融、税制、情報の提供等について、経営状況に応じ必要な考慮を払う（現行同様）

## 【中小企業施策として今日的に重要な事項の規定】

以下の事項を新たに追加

- ①女性や青年による創業の促進（第 13 条）
- ②事業基盤を国内に維持しつつ行う海外における事業展開の促進（第 16 条）
- ③情報通信技術の活用の推進（第 17 条）
- ④事業の承継のための制度等の整備（第 24 条）「小規模企業への配慮」から「小規模企業に対する中小企業施策の方針」に改める(第 8 条)

## ○その他関係する個別法律の改正

以下の法律について、特定の業種における小規模企業者の範囲を弾力化し、政令で変更できるよう改正する。

- ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律〔マル経（小規模事業者経営改善資金融資）制度〕
- ・中小企業信用保険法〔特別小口保険〕
- ・小規模企業共済法〔小規模企業共済制度〕

## 「原子力災害対策指針（改定原案）」に対する意見

### 【解説付き】

平成 25 年 2 月 12 日

日本商工会議所

○日本商工会議所では、原発立地・周辺の商工会議所を含め全国の商工会議所の意見を踏まえ、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故）後の状況を受けて、原子力発電の安全性強化と万が一に備えた防災対策や危機管理対策を着実、迅速に進めるよう主張してきた。そのため、今般、「原子力災害対策指針（改定原案）」が意見募集に付されたことを歓迎する。

○今後、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障」という原子力規制委員会の目的が着実、迅速に具現化することを強く期待する。

○国、自治体、事業者等の信頼関係の構築が対策の実効性を高めるために必要不可欠である。原子力規制委員会の公開情報や各地商工会議所への意見照会結果等を踏まえると、自治体、特に市町村への説明、意見聴取、協議が不十分である※。原子力規制委員会は自治体への説明、意見聴取等をより積極的に行うとともに、信頼関係の下で地域での協議が建設的に進むよう特段の配慮をすべきである。

※各地商工会議所への意見照会の結果、個別事項として以下の指摘があった。

- ・「表 2 緊急事態区分と EAL の設定について」の中で「警戒事態」④⑤の判断者が「審議官又は原子力防災課事故対策処室長」「原子力規制委員長」となっているが責任が不明確ではないか。
- ・「表 3 OIL と防護措置について」の中で、初期設定値について、OIL1 が「500 マイクロ Sv

／h)、O I L 2が「20マイクロSv／h」となっているが、それぞれIAEAによる数値「1000マイクロSv／h」「100マイクロSv／h」との違いの科学的根拠を示すべきである。

・避難、一時移転、屋内退避の区分が具体的でないため、地域防災計画の中に、具体的な防災（行動）対策を示すことが困難である。

○距離によるUPZの設定や空間放射線量率等によるO I Lの設定など様々な数値が示されているが、これら数値は科学的、技術的なエビデンスが十分ではない中で原発事故後の状況と対策を参照して設定されたもので、継続的な検討見直しが必要とされている。また、実際の対策は数値のみに基づいて機械的に行われるものではないと理解される。しかし、実際には、これら数値等に対する誤解が生じているように思われる。今後、対策の実効性を高めるための検討や地域での協議を建設的に進めていくために、原子力規制委員会は、改定原案7ページに示された「放射線被ばくの防護措置の基本的考え方」や、各種の設定数値の意味について、分かりやすい説明を行うべきである。

○また、復旧段階において対策を緩和、解除するプロセスも検討課題の一つであるが、その際、原発事故後に取られた対策を参照するだけでなく、問題点の抽出を含めて科学的な知見に基づき検討を行うべきである。例えば、原発事故後、同心円状の距離によって対策が実施された地域には空間放射線量率が低い地域も含まれていたが、対策が実施されたことによる風評被害、地域インフラの荒廃が生じ、現在も復興の障害となっている。こうした福島の状態を踏まえた検討によって、今後の対策の実効性を高めるだけでなく、福島の復興・再生を加速するために有益な知見が得られることを期待するものである。

○対策の実効性を高めるためには、複線的、広域的な避難道路網の整備、多様な避難手段の確保など地域特性に応じたインフラ整備が必要であることに留意すべきである。

○より積極的な説明、意見聴取等を行うにあたって、原子力規制委員会・原子力規制庁の人員、体制が不十分であれば、人員、体制の強化を行うべきである。

以上

---

本意見は、平成25年1月30日～2月12日に原子力規制委員会が実施した「原子力災害対策指針（改定原案）」に対する意見募集に対応し、同委員会に提出しました。



### 【解説】「原子力災害対策指針（改定原案）」に関する経緯と概要

原子力規制委員会発足に伴い原子力災害対策特別措置法も改正された。改正法に基づき、原発立地・周辺の自治体は原子力災害に関する地域防災計画を作成することになっている（3月18日まで。ただし作業は遅れ気味）。計画の基となる「原子力災害対策指針」は原子力規制委員会が策定することになっており、規制委員会は昨年10月31日、同指針を策定公表した。その後、積み残しの課題について検討を続け、1月30日に今般、意見募集に付した「原子力災害対策指針（改定原案）」をとりまとめた。意見募集後、2月20日に改定案を決定する予定。

「原子力災害対策指針（改定原案）」の概要は以下のとおり。

○予防的防護措置を準備する区域（PAZという）を概ね5km圏、緊急時防護措置を準備する区域（UPZという）を概ね5～30km圏とする。

○上記において防護措置を準備や実施する緊急事態を、①警戒事態⇒②施設敷地緊急事態⇒③全面緊急事態に区分。各区分を判断する際の原子力施設の状況（EALという。大地震の発生、原子炉の状態、放射性物質の漏えい等）を定義。さらに各区分に応じた防護措置を記載。

○原子炉の停止失敗や冷却不能など最も緊急度の高い全面緊急事態では、原発から5キロ圏内の住民は即時に避難する。

○UPZ（概ね5～30km）の住民は全面緊急事態の発生で避難準備を進め、空間放射線量が毎時500マイクロシーベルトに達したら避難か屋内退避。毎時20マイクロシーベルト以上になったら、地域生産物の摂取を制限、1週間をめどに一時移転する。

IAEAの基準では、それぞれ1000マイクロシーベルト、100マイクロシーベルトとされているため「科学的根拠がない」と指摘される一方で、高すぎる（甘すぎる）という指摘もあった。検討の結果、東京電力福島第一原発事故の実績では、毎時1000マイクロシーベルトを超えたのは原発敷地内のみだったこと等を踏まえて数値が設定された。これらの数値については、原子力規制委員会会合でも科学的、技術的エビデンスがない中で設定したもので、今後の検討継続が必要と説明されている。

○その他、被ばく医療の体制、安定ヨウ素剤の予防服用体制等について記載している。

（以下、原子力規制委員会ホームページ内）

※「原子力災害対策指針（改定原案）」新旧対照表

[http://www.nsr.go.jp/public\\_comment/bosyu130130/130130-01.pdf](http://www.nsr.go.jp/public_comment/bosyu130130/130130-01.pdf)

※「原子力災害対策指針（改定原案）」の概要について

[http://www.nsr.go.jp/public\\_comment/bosyu130130/130130-02.pdf](http://www.nsr.go.jp/public_comment/bosyu130130/130130-02.pdf)

### 「原子力災害対策指針（改定原案）」に対する意見

#### <提出先>

原子力規制委員会

#### <実現状況>

・2月27日に第31回原子力規制委員会開催

要望項目のうち、防災対策の基準数値の設定方法の見直し、意味・内容を分かりやすい説明、地域特性に応じたインフラ整備について、原子力災害対策指針本文には反映されなかったが、パブコメ結果取りまとめ資料に、原子力委員会の考え方として考慮していく旨が記載された。

**「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準（設計基準、シビアアクシデント（SA）対策、地震・津波）骨子案」に対する意見**  
**【注釈、参考付き】**

日本商工会議所  
平成 25 年 2 月 28 日

「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準（設計基準、シビアアクシデント（SA）対策、地震・津波）骨子案」に対して、以下のとおり意見する。

**1. 基本的な考え方**

原発事故を踏まえた新たな原子力安全規制は、田中委員長が記者会見等で述べているようにゼロリスクを求めるものではない。リスクの存在を前提として、リスクの許容範囲や合理的なリスク低減策を議論していく必要がある。新たな安全規制に対する国民の理解を深めるためには、原子力規制委員会は、このリスクに対する基本的な考え方を明確に述べるべきである。※1、※2

**2. 科学的・技術的判断の透明性、中立性、信頼性の確保**

原子力規制委員会は「独立して意思決定を行う」こととともに「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」ことを活動原則に掲げている。

しかし、「設計基準・SA対策」検討チーム会議に2度、「地震・津波」の検討チーム会議に1度、事業者が出席しているが、その議論は、田中委員長が記者会見において述べているように「まだ不十分」である。規制者が事業者と一線を画すことは当然だが、他方、事業者は形式的に規制に従うだけでなく、自主的に安全性を向上させていくべきである。そのためには、原子力規制委員会は現場を担う事業者に対して、自らの考えを理解させ、認識を共有することが重要である。※3

また、意見を聞く専門家が少数で偏りがあるとの指摘もある。破碎帯調査においては、過去の調査者は外されたが、科学的・技術的判断の信頼性を向上させるためには、異なる意見の専門家が議論することが望ましい。

意思決定の透明性・中立性や信頼性を確保するためには、過去の規制に関わった関係者、関係企業、自治体等の専門家から判断に必要な情報や意見を偏りなく幅広く集めた上で、科学的・技術的根拠に基づき判断を下し、判断の理由を明記した文書を示す必要がある。また、その内容は分かりやすく国民に伝えるべきである。※4

なお、意見募集に付された資料3-2「4. 検討のステップ」によれば、「地震・津波」については、骨子案意見募集後の専門家ヒアリングを行わないことが明記されている。また、行わない理由は説明されていない。※5

より幅広く知見を集める具体策を講じられたい。

### 3. 審査プロセスの早急な具体化

新安全基準による審査プロセス（審査方法、審査期間、手続き等）を早急に具体化すべきである。また、具体的な審査においては規制の法的根拠を明確化し、判断や指示を文書化していくべきである。これらは規制の信頼性の確保に必要なものである。また、審査プロセスが不明確なままでは、安全性向上に不必要な支障が生じる。

### 4. 猶予期間、経過措置の明確化

骨子案に示された対策には完成までに時間がかかるものも含まれている。一方、田中委員長、更田委員は長期間の原子炉停止は再起動時の危険性が増加することも踏まえ、一部の対策には猶予期間や経過措置を設定する方針を示している。合理的なリスク低減策の検討を深め、猶予期間や経過措置を明確化すべきである。※5

### 5. 原子力規制委員会・原子力規制庁の人員体制の強化

基準案策定においても、審査においても、原子力規制委員会・原子力規制庁には今後困難で膨大な仕事に求められる。そのため予算措置、研修、現場を知る即戦力人材の採用など人員体制の強化を図るべきである。

以上

本意見書は、原子力規制委員会が平成25年2月6日～28日に実施した「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準（設計基準、シビアアクシデント（SA）対策、地震・津波）骨子案」に対する意見募集に応じて、提出した。

「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準（設計基準、シビアアクシデント（SA）対策、地震・津波）骨子案」に対する意見

※1：原子力規制委員会は骨子案意見募集後の第30回会議（平成25年2月20日）において、安全目標についての議論を始めることを決定し、旧規制組織の検討結果等を整理するよう規制庁に指示した。

※2：(参考)「人々は「ゼロリスク」を本当に求めているのか」

(<http://eco.jcci.or.jp/wp-content/uploads/2012/11/cci-news1111a.pdf>)

※3：特に、地震・津波の検討チーム会議ではコミュニケーション不足が顕著である。

例えば、被規制者側が出席した会議（平成25年1月15日）においては、担当委員が「(被規制者側が)

ここで議論していること（を）まだ十分ご理解いただいていない」と総括しながら、そこで議論を打ち切っている（発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム第6回会合議事録 23頁）。

また、科学的・技術的根拠以外の理由で判断を下すかのような議論が行われている点も懸念される。

例えば、津波対策の議論において、ある有識者が被規制者の対策の説明について「・・・だから大丈夫というのはエンジニア同士なら通じるかもしれませんが、・・・社会が納得するわけがないということ考えたほうがいい」と発言している（同上 29頁）。

※4：原子力規制委員会の姿勢については、マスコミのほか、各方面から懸念が示されている。

・エネルギー・原子力政策懇談会（会長：有馬朗人元東大総長）は2月25日、緊急提言「責任ある原子力政策の再構築～原子力から逃げず、正面から向き合う～」を取りまとめ、安倍晋三内閣総理大臣へ提出した。

[http://nuclearpower-rennaissance.net/j.or.jp/outline/t/t2013022501/pdf\\_t2013022501-1.pdf](http://nuclearpower-rennaissance.net/j.or.jp/outline/t/t2013022501/pdf_t2013022501-1.pdf)

・日本保全学会は活断層調査について「4学会からの推薦者を有識者としているが、他学会からの委員も必要ではないか。また4学会における選定基準が不明」「調査のプロセスをあらかじめ公表すべき」「判断基準が不明確」等の疑問を表明している。

[http://www.jsm.or.jp/jsm/images/at/report/JSM\\_kiseikanren\\_2\\_0130.pdf](http://www.jsm.or.jp/jsm/images/at/report/JSM_kiseikanren_2_0130.pdf)

・2月27日の記者会見では、記者から次のような指摘があった。「恐らく学会推薦を受けるということで、信頼性や公平性を担保されたと思っていらっしゃると思うのですが、その規制委員会から専門家の選定を依頼された学会の関係者の方がこのように申しておりました。その方が規制委員会から依頼を受けて、専門家を選定して規制委員会に提出したら却下された。多分それがもともとの基準に照らし合わせた、過去に断層評価に携わった人は除外するという規定から漏れたということで、規制委員会が却下したのかもしれませんが、そういう方の意見としては、より一線級の専門家を規制委員会に挙げたら、どんどん却下されていって、結果として非常に言い方は悪いですが、二線級、三線級の専門家を推すしかなかった」

※5：[http://www.nsr.go.jp/committee/kisei/data/0027\\_05.pdf#page=5](http://www.nsr.go.jp/committee/kisei/data/0027_05.pdf#page=5) 参照。

なお、「検討ステップ」は「原子力規制委員会での有識者ヒアリング」から始まっているが、このヒアリングの概要は以下のとおり。

11月21日（水）9:30～11:30

有識者の方々： 浅岡 美恵 NPO 法人気候ネットワーク代表

飯田 哲也 認定NPO 法人環境エネルギー政策研究所所長

津田 知子 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

東日本大震災復興支援事業部プログラムマネージャー

船橋 洋一 一般財団法人日本再建イニシアティブ理事長

柳田 邦男 作家・評論家

※5：米国の原子力規制委員会(NRC)においては規制活動の5原則の1つに「効率性」を挙げている(他に、独立性、開放性、明瞭性、信頼性(注))。「納税者、電気料金を支払う消費者、認可取得事業者は皆、規制活動の管理運営は可能な限り最良の状態であることを求める権利があり、「規制活動は、それによっ

て達成されるリスク低減の度合いに見合ったものであるべき」であり、「有効な選択肢が複数ある場合には、リソースの消費が最少になる選択肢を採るべき」だとしている。また、「規制の判断は不必要な遅れが生じないようにすべき」とする。

この原則に従い、米国のバックフィット制度においては、「公衆の適切な防護を確保するための措置」に該当する場合のみ、コストを考慮せずに迅速なバックフィットを要求するが、そうでない場合には、NRCが改造・追加投資によるコストと安全性向上によるメリットを比較したうえで、実施の可否を判断することになっている。

### （参考）米国NRC（米国原子力規制委員会）「良い規制の原則」

NRC ウェブサイト (<http://www.nrc.gov/about-nrc/values.html#principles>) より

非常に重要な安全およびセキュリティの使命を負う責任ある規制当局として、自らの価値観に基づき、規制活動の実施方法に関するゆるぎない原則を設定する。これらの原則は、公衆および認可取得者などNRCの利害関係者の利益を適切に調和させつつ、安全およびセキュリティを確保することに重点を置く。NRCの良い規制の原則を以下に示す。

#### 独立性：

- ・ 最高レベルの倫理観と専門性以外の何もかも規制に影響を及ぼすべきではない。
- ・ ただし、独立性は孤立を意味するものではない。
- ・ 認可取得者および利害関係のある市民から広く事実や意見を求める必要がある。
- ・ 公共の利益は多岐にわたり、互いに矛盾することもあるが、これを考慮しなければならない。
- ・ 全ての情報を客観的かつ公平に評価した上で最終決定を下し、理由を明記した上で文書化しなければならない。

#### 開放性：

- ・ 原子力規制は市民の課題であり、公的かつ率直に取り扱われなければならない。
- ・ 法に定められているように、規制プロセスを市民に伝え、市民が規制プロセスに参加できる機会を設けなければならない。
- ・ 議会、他の政府機関、認可取得者、市民、さらには海外の原子力界と開かれたコミュニケーション・チャンネルを維持しなければならない。

#### 効率性：

- ・ 米国の納税者、電気料金を支払っている消費者、認可取得者は皆、規制活動の管理・運営が可能な限り最良の状態であることを求める権利がある。
- ・ 最高の技術力・管理能力が求められ、NRCは常にこれを目指すものとする。
- ・ 規制能力を評価する手法を確立し、継続的に改善していかななければならない。
- ・ 規制活動は、それにより達成されるリスク低減の度合いに見合ったものであるべきである。
- ・ 有効な選択肢が複数ある場合は、リソースの消費が最少となる選択肢を採るべきである。
- ・ 規制の判断は不必要な遅れが生じないようにすべきである。

明瞭性：

- ・規制は、一貫性があり、論理的で、実用的であるべきである。
- ・規制と NRC の目標・目的の間には、明示的か黙示的かを問わず明瞭な関連性があるべきである。
- ・NRC の見解は、理解しやすく適用しやすいものであるべきである。

信頼性：

- ・規制は、研究および運転経験から得られるあらゆる知識に基づいて制定されるべきである。
- ・リスクを許容可能な低いレベルに抑えるため、系統間相互作用、技術的な不確かさならびに認可取得者および規制活動の多様性を考慮しなければならない。
- ・制定後は信頼性の高い規制として受け止められるべきであり、不当に移行状態にすべきではない。
- ・規制活動は常に、文書化されている規制と完全に一致すべきであり、迅速、公正、かつ決然と実施され、原子力の運営及び計画立案プロセスの安定化を促すべきものである。

## 東日本大震災からの本格的な復興、福島再生に向けて

平成25年3月21日  
日本商工会議所

東日本大震災から2年が経過した。復興は依然として遅れているが、国内外からの多くの支援やグループ補助金をはじめとする様々な支援制度により、ようやく被災企業が少しずつ事業再開を果たし、復興に向けた歩みに希望の光が見えはじめてきた。

しかしながら、人口減少や労働力の流出など、大震災前からの地域が直面していた問題が一層深刻化するとともに、復興への歩みの中で、これまでと異なる新たな課題も様々に生じており、思うように復興が進んでいないのが実情である。また、震災の風化を懸念する声も聞かれる。

さらに、原発事故に伴う放射能問題により、福島県においては約15万人もの住民が今なお故郷に帰ることができず、風評被害による農水産品への影響など、出口の見えない状況が続いている。自治体や被災者の懸命な努力が行われている中、地域の人々が長年築いてきた営みを取り戻すには相当の時間を要し、真の復興に向けてさらに加速化した力強い国の支援が必要である。被災企業の早期再建を図るとともに、止まっている地域の経済循環を再び始動させる仕組みづくりが不可欠である。

については、国においては、震災からの復興、福島の再生を引き続き最優先課題とし、十分な予算措置を継続して講じられたい。被災地域が「復旧」から「復興」へと更なる歩みを進めるといふ段階の変化を踏まえて、様々な制度についても、「復興」という段階に即した整備や改善を図られ、万全の体制で臨まれることを強く要望する。

記

## I. 復旧から復興へという段階の変化を踏まえた対応を

### 【1. 財政支援の継続・拡充と柔軟な対応を】

#### (1) 財政支援の継続、復興交付金の対象事業拡大、自治体の体制拡充を

新政権の下、復興予算枠が25兆円に拡大されたことを評価する。今後の復興事業が滞ることなく一層促進されるよう平成25年度以降も十分な財政支援措置を継続されたい。

「復興交付金制度」については、被災地の要望に応じ企業誘致など対象事業の拡大を図られたい。また、民間からの出向を含め不足している地方自治体の人員体制の拡充を図られたい。

#### (2) 各種手続きの半減・迅速化を

復興に伴い、住民や事業者にも不動産関連をはじめ膨大な申請等の手続きが生じることが予想される。これに対応するためには、行政の諸手続きを見直し、平時の半分以下の内容、手順等に簡素化し迅速化するなどの特別な対応が必要である。

### 【2. 早期の基盤整備を】

#### (1) エリア一体の土地のかさ上げ支援を

土地のかさ上げに対する補助制度について、住宅地区、農業地区、水産地区など関係する省庁の制度別の事業を廃し、エリア一体としてのかさ上げを支援する制度へと改善されたい。

#### (2) インフラの早期復旧・整備促進を

住民の暮らしや経済活動の基盤としてのみならず、災害発生時のバックアップ機能として道路、鉄道の早期復旧を図られたい。特に、被害の大きいJR5路線（大船渡線、気仙沼線、石巻線、仙石線、常磐線）、常磐自動車道や復興道路（三陸縦貫自動車道等）など災害時の命をつなぐ幹線道路のミッシングリンクの早期解消、太平洋側と日本海側とを結ぶ物流体制の確立、拠点空港・港湾等の周辺機能整備も促進されたい。

#### (3) 建設業における労働力不足の解消と入札価格の引き上げを

建設業における労働力不足が、多くの被災地で見られ、派遣労働の許容などを図られたい。また、公共事業の入札不調率が約4割（宮城県）であるなどの実態を踏まえ、公共工事の設計単価の引上げ等の対策を講じられたい。

(注)設計単価：発注する公共工事等の、予定価格の積算に用いるための単価。

### 【3. 復興を加速する産業支援を】

#### (1) 復興特別区域における大胆な優遇措置を

東日本大震災復興特別区域法に基づく被災地での工場立地等が、減災・防災産業、再生可能エネルギー産業、先端医療・福祉産業など国際競争力を持ち、日本全体の再生に資する分野の立地である場合には、所得税等無税化の適用条件（現行新設のみ）・期間（現行5年間）の大幅拡充とするなど大胆な優遇措置を求める。

#### (2) 国際競争力を備えた水産業・農業の再生を

東北の基幹産業のひとつである沿岸部の水産業や農業の再生は急務である。再生にあたっては、国際競争力を備えた水産業・農業を育てるべくブランド化、6次産業化の取り組み、海外先進地での研修などに対する支援や民間資本の導入などあらゆる対策を講じられたい。

また、水産業に関しては、水産業共同利用施設復興整備事業補助金（7/8補助）が非常に高く評価されており、その継続と基準（水産加工品の場合、原料は2分の1以上国産が条件など）の緩和を図られたい。

#### (3) 商業機能の再生支援を

被災地の事業者には、店舗再築の金銭的負担が極めて大きいことため事業継続を危ぶむ声強い。商店街の機能整備が遅れることになれば、事業者の事業継続をさらに難しくするばかりか、まちづくり計画にも影響が及ぶ恐れがある。商店街等の商業機能の整備に必要な支援施策（市街地再開発事業に関する補助事業の拡充等）を早急に構築願いたい。

#### **(4) 国際会議の誘致等による観光人口の拡大を**

東北および北関東の観光地の入込客数は減少したままの状況が続いている。

大規模な国際会議や学術会議、文化イベントなどの誘致促進およびそれらの基盤となるコンベンション機能の充実・強化が必要である。さらには「東北六魂祭」や「各地デスティネーションキャンペーン」をはじめとした誘客のための継続的な取り組みに対する支援を求める。

また、東北六県内の路線区間に限り、土曜日・日曜日・祝日の高速道路料金上限（1,000円）制度の実施を求める。

## **Ⅱ. 中小企業の早期再建に向けて**

### **1. グループ補助金の拡充および複数年度にわたる繰越措置を**

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）については、これまで数次にわたって予算が措置されているものの、補助を受けられない、または必要な補助額を十分に受けられないグループが多数存在する。沿岸部における土地のかさ上げが進展し、土地区画整理や施設整備が本格化すれば、さらなるニーズの高まりが予想される。

予算の拡充とともに、申請事務の簡素化を強く求める。また、補助金の複数年度にわたる繰り越しや認定済みグループの構成員の追加を認めるなど弾力的運用を図りたい。

さらに、平成25年度より、対象地域を津波浸水地域および警戒区域等に限定する方針が示されているが、津波浸水地域内においては「特に復興が遅れている地域」に限定することのないようにするとともに、福島県においては放射能汚染の特殊性に鑑み、県内全域を対象地区とされたい。

### **2. 産業復興機構等の体制整備と産業復興相談センターの設置継続を**

「産業復興機構」と「東日本大震災事業者再生支援機構」が取り組む二重ローン対策については、一社でも多くの事業者の事業再建が実現されるよう一層の両機構の連携など体制の充実を求める。

また、東日本大震災復興特別貸付などの被災した中小企業の資金調達手段の継続的な確保と、産業復興相談センターの設置期間（平成26年3月末まで）の延長など中小企業金融円滑化法終了後の被災企業に対する万全な相談・支援体制の整備を求める。

### **3. 雇用関連施策の拡充を**

被災地では、地元で仕事に就けずに他地域へ移住する住民が増加し、社会問題化している。国や県は、他地域への人口流出がこれ以上進まないようにミスマッチ解消のための施策など雇用関連施策のさらなる拡充を図りたい。

被災地では失業者を直ちに吸収することは難しいため、他地域での一時的な就業や、復旧・復興に止まらず将来の発展まで視野に入れた形で、地域の特性を踏まえた分野や最先端・次世代の技術等を取り入れた職業訓練の実施など、思い切った雇用措置を講じることを求める。

### **4. 首都圏等における見本市開催など被災企業の販路拡大支援を**

被災した企業が震災の影響で失った販路の回復・拡大を図るべく、首都圏や大都市等での見本市や展示会、被災地での商談会などの開催や、海外における販路拡大事業に対する支援を求める。

### **5. 被災地域における商工会議所等の経済団体への支援拡充を**

被災地域の中小企業が再建を図る上では、経営相談・指導などが求められその体制の強化を図る必要がある。これら経営相談事業をはじめ地域復興の中核的な役割を果たす経済団体に対しては、中長期的な財政支援（運営・事業費の拡充及び補助対象職員以外への人件費支給等）が必要である。また、震災により甚大な被害を受けた商工会議所会館等の新設、建て替え、大規模改修などへの財政支援の拡充を求める。当所としても会費の減免などを行い各地の商工会議所を支援しているところであり、基本的に地方自治体が行うこれらの支援について、財政的に地方自治体が負担できない部分につき国としての支援を求める。



## Ⅲ. あらゆる対策による原発事故からの一日も早い脱却を — 福島再生に向けて —

### 1. 原子力損害賠償の公正で着実な実施を

まずは、福島第1原発事故の一日も早い収束と廃炉の実現を目指すとともに、営業損害に対する賠償については、東京電力が、公平かつ迅速な賠償金の支払いをするよう指導の強化を求める。また、除染費用に関する賠償の明確化、避難指示区域外における事業所の財物損害や企業ブランドなどの損失損害に対する賠償の実施、避難指示区域内における「特別の努力」の遡及適用など、被害の実態に合った賠償の確実な実施をするよう更なる働きかけを求める。また、東京電力の賠償金については非課税とするよう強く要望する。

(注) 特別の努力：東京電力は、福島第1原子力発電所事故で被害を受けた個人への損害賠償で、減収分に対する補償を増額する新基準として、事故後に仕事に就いて得た収入を「特別な努力」とみなし、同額を賠償金に反映させる。上限は月額50万円。収入に応じて賠償金が増えるようにして被害者の就労意欲を後押しする。

### 2. 風評被害対策の強化を

取引の低迷や消費者の買い控えによる売上縮小、観光客の減少が、被災企業の再生を阻む要因にもなっていることから、全国に農水産品等に関する安全性を周知するなど、風評被害への対策強化・継続を求める。

また世界基準を大幅に上回る食品における放射能濃度国内規制値を見直す必要がある。

### 3. 除染の早期実施と住民の健康管理の徹底を

放射性物資の除染は、県民が安心して生活するための最重要課題である。国に早期除染および中間貯蔵施設や最終処分場の設置について早急な実施を求める。

住宅や公園などの除染はもとより、企業や工業団地等の産業集積の高い地域の除染も迅速かつ確実に行うとともに、事業所が除染を行った場合に要した費用の支払いを円滑かつ早急に行われたい。

さらに、18歳以下の子供たちへの医療費が無料化されたが、若年層を中心に、長期間にわたる医療支援体制の整備拡充を図られたい。

### 4. 企業立地促進のための税制優遇など施策の拡充実施を

東日本大震災復興特別区域法や福島復興再生特別措置法により、各種優遇策が緒に就いたところであるが、産業集積や既存企業の生産拡大のために、企業にとって魅力のある施策を講じ、企業立地・誘致を促進すべきである。

特に福島県においては、事業所に対する抜本的な税制優遇措置の適用や企業に対する特別な助成策など一層の配慮を求める。

25年度予算において、津波と原発事故の被災地へ企業進出を後押しする津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金1,100億円が計上されたが、青森、岩手、宮城、茨城4県の津波浸水地域と福島県全域を対象とすることから、その額では不十分であり、さらなる予算規模の拡大を求める。

再生可能エネルギー関連産業および環境、医療・福祉など次世代を見据えた産業の集積を促進するため、復興特区を導入し、税制措置や再生可能エネルギーの固定買取価格の引き上げなど規制緩和を図られたい。

## Ⅳ. 主要プロジェクトへの対応

### 1. 放射能に関する国際的な研究機関の設置を

放射線医療、放射能測定および土壌汚染等に関する先進技術を有した国際的な研究機関の福島県内設置を強く要望する。

### 2. 新たな核融合研究開発の拠点づくりの推進を

核融合研究開発に携わる研究機関および大学等の関連学部を青森県内へ誘致するとともに、むつ小川原開発地区における核融合研究開発機能の更なる充実強化を図られたい。

### 3. 環日本海シー&レール構想の実現を

環日本海シー&レール構想の実現に向け、航路の開設をはじめ、鉄道貨物の高速・効率化・料金低廉化を図るインフラ整備や、港湾の整備促進など、荷主が利用しやすい輸送システム作りのための支援策を講じられたい。

(注)環日本海シー&レール構想：船と鉄道を組み合わせて貨物を運ぶ輸送形態を活用し、ロシアおよび北東アジアとの貿易促進を図るべく、仙台港から秋田港を経由して貨物をロシアへ輸出する実証実験が行われている。

### 4. 重粒子線がん治療施設の整備に向けた支援を

北海道、東北における初の施設となる山形大学が取り組む重粒子線がん治療施設の整備に向けた支援を図られたい。

### 5. 世界最先端の石炭火力発電所の誘致を

いわき市において、石炭ガス化複合発電(IGCC)技術の実用化を目指す実証実験が行われており、世界最先端の石炭火力発電所の設置を図られたい。

以上

東日本大震災からの本格的な復興、福島再生に向けて

#### <提出先>

政府・省庁・政党等

#### <実現状況>

I. 復旧から復興へという段階の変化を踏まえた対応を

##### 【1. 財政支援の継続・拡充と柔軟な対応を】

(1) 財政支援の継続、復興交付金の対象事業拡大、自治体の体制拡充を

○25年度における交付金予算額は、8月要望の実現状況と同様。

○復興庁は25年3月に「復興交付金の運用の柔軟化について」を公表。基幹事業の拡充等が含まれる。ただし、企業誘致に関する事業は追加となっていない。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku/dai29/siryoku6.pdf>

(2) 各種手続きの半減・迅速化を

○復興庁は、25年4月に「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第二弾)」を公表。防災集団移転促進事業における計画変更手続きの簡素化や土地収用手続きの簡素化等が盛り込まれた。

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130409\\_kasokukasochi\\_2r.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130409_kasokukasochi_2r.pdf)

## 【2. 早期の基盤整備を】

### (1) エリア全体の土地のかさ上げ支援を

- 復興交付金の対象事業として、「漁業集落のかさ上げ」「一定の利用の見込みがある商業・産業用地のかさ上げ」が新たに追加となった。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku/dai29/siryoku6.pdf>

- 復興庁が25年4月に公表した「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第二弾）」において、復興まちづくりを加速化するための「所有者不明土地の処理の迅速化」や「広域的な人材確保」等のための具体的な対応が示された。

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130409\\_kasokukasochi\\_2r.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130409_kasokukasochi_2r.pdf)

### (2) インフラの早期復旧・整備促進を

8月提出の要望書「復興庁のリーダーシップによる一刻も早い被災地の復旧・復興を」参照

## 【3. 復興を加速する産業支援を】

### (2) 国際競争力を備えた水産業・農業の再生を

- 水産業共同利用施設復興整備事業補助金

25年度予算として81億6500万を復興庁が計上（昨年度100億900万）。

補助率は岩手県・宮城県・福島県：2/3、左記以外の道県：1/2。

### (3) 商業機能の再生支援を

- 25年度におけるグループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧事業）の対象事業に、「地域の商業機能回復のための共同店舗の新設や街区の再配置」等が追加された。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/130516Gfuku.pdf>

### (4) 国際会議の誘致等による観光人口の拡大を

観光庁では、平成25年度予算に継続事業として「訪日旅行促進事業」を5,491百万円計上。特にMICEの効果が高いとされる都市を対象にマーケティング戦略の高度化を図るほか、MICE専門見本市への出展等を通じて、誘致案件の掘り起こしに取り組む。また、新規事業としては、「東北地域観光復興対策事業」を199百万円計上し、復興の基盤が整いつつある太平洋沿岸エリアの旅行需要回復と、24年度に初めて実施した東北観光博の仕組みを踏まえた滞在交流型観光の実施に対する支援を行う。このほか、同じく新規事業として、福島県が実施する風評被害対策および震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行う「福島県における観光関連復興支援事業」も378百万円計上した。

## II. 中小企業の早期再建に向けて

### 1. グループ補助金の拡充および複数年度にわたる繰越措置を

- 25年度における予算額は、8月要望の実現状況と同様。

- 対象地域については、従前と変わらず「津波浸水地域または警戒区域等で、特に復興が遅れている被災3県」のまま。公募要領は、5月22日時点で未公開。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/130516Gfuku.pdf>

### 2. 産業復興機構等の体制整備と産業復興相談センターの設置継続を

産業復興相談センター業務に対し、25年度予算として31.3億円が措置され、引き続き東日本大震災事業者再生支援機構と連携した支援体制が継続されている。

### 3. 雇用関連施策の拡充を

○復旧・復興に必要な人材の育成・確保、および被災により失業を余儀なくされた方への就職支援を目的とし、被災地における求職者支援訓練の訓練実施校の認定基準において、下記特例措置を実施（26年3月31日開講コースまで）。

- ・重機等を使用した整地作業等に必要な人材を育成するための震災対策特別訓練コース（車両系建設機械運転技能講習等）を設定（訓練期間は10日～1か月、訓練実施校への奨励金は12万円/人）
- ・認定基準のうち、就職率要件を緩和（3年間で2コース以上の就職率が、基準値未満でないこと。→被災地では、1コースを0.5コースと取り扱い算出する。）

### 4. 首都圏等における見本市開催など被災企業の販路拡大支援を

○地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト

25年度予算として、5.7億円計上（昨年度6.8億円）。事業が一つ（地域の魅力でおもてなし事業）終了したが、同プロジェクトは継続。また、24年度補正予算では、新商品新サービス開発支援や販路開拓支援等を含む「地域力活用市場獲得等支援事業」に総額200億円が計上された。

○JAPANブランド育成支援事業

JAPANブランド育成支援事業は、25年度から中小企業海外展開総合支援事業内（予算額31.5億円）に包括。同事業におけるJAPANブランド育成支援の予算額は約5億円。24年度JAPANブランド育成支援事業（予算額3.9億円）比で約28.2%増。

## Ⅲ. あらゆる対策による原発事故からの一日も早い脱却を — 福島再生に向けて —

### 1. 原子力損害賠償の公正で着実な実施を

○3月29日より避難区域内の不動産、家財の賠償請求手続き開始

○東京電力による賠償状況

- ・24年9月～25年3月の支払い額：8594億円（24年8月まで累計1兆1833億円から73%増）
- ・24年8月～25年5月10日の合意件数975千件（24年7月まで累計802千件から122%増）

○4月19日に原子力損害賠償紛争解決センターが取組方針発表。

- ① 大量の申立てを迅速に取り扱わなければならないことを踏まえ、適正さを確保しつつ、これまでの7か月間の和解仲介の経験から得られた手続の効用を活かすことにより、審理の一層の簡素化をはかり、和解案提示のさらなる早期化を目指す。
- ② 案件受理段階での成熟度・難易度・事件類型等に応じた振分けを適切に実施する。
- ③ 当センターで形成された和解の基準（公表される総括基準を含む）及び和解実例を広く周知し、当センターの和解仲介のみならず当事者間の直接交渉にも使えるような措置を講ずる。
- ④ 申立人代理人及び東京電力の迅速審理へのご協力を継続して求める。

○原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介手続の実施状況（25年5月10日現在）

(1) 申立件数：6,361件

(2) 既済件数：3,563件

（うち全部和解成立：2,604件、取下げ：526件、打切り：432件、却下：1件）

(3) 現在進行中の件数 [(1) - (2)]：2,798件

（うち現在提示中の全部和解案：381件）

(4) 和解成立件数：3,154 件

(うち全部和解成立：2,604 件、一部和解成立：449 件、仮払和解成立：101 件)

## 2. 風評被害対策の強化を

○4月2日復興庁は、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」を策定。製品の検査、環境放射線量の把握、情報提供等コミュニケーション強化、製品の販路拡大、新商品開発、誘客促進等の対策を通じて、健康リスクの回避や農林水産業・商工業や観光業への風評的影響を克服し復興再生を図る。

○4月26日に消費者庁は、「食品と放射能に関する消費者理解増進のための施策の方針」を策定。

- ・地域で活動できる専門家（コミュニケーター）養成、全国で2,000人目標。
- ・子育て世代向けミニ集会、中核都市等でのセミナー、主要都市での大規模シンポジウムの開催、被災地産品フェア、学校・地域での消費者教育等。
- ・被災地の産業支援等：農業研究支援、外国への輸入働きかけ、国内外からの誘客促進等。

## 3. 除染の早期実施と住民の健康管理の徹底を

○4月26日に改正福島復興再生特別措置法が国会成立。

- ・長期避難者の生活拠点の形成：生活拠点形成交付金の創設。
- ・公共インフラの復興・再生：従来の避難解除区域、避難指示解除準備区域に加え、居住制限区域、帰還困難区域における道路、河川、公共施設等の機能回復。
- ・課税の特例等による企業立地の更なる促進：従来の避難解除区域に加え、避難指示解除準備区域、居住制限区域でも事業再開における税制特例措置適用（特別償却、税額控除）。また、立地促進計画制度として新規事業者にも適用。

## 4. 企業立地促進のための税制優遇など施策の拡充実施を

○4月26日に復興庁は、福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画を認定。

再エネ、医薬に関する研究開発を行う拠点の整備を通じて、新たな産業の創出や産業の国際競争力の強化のために重点的に推進すべき内容を定めた。期間は25～27年度。

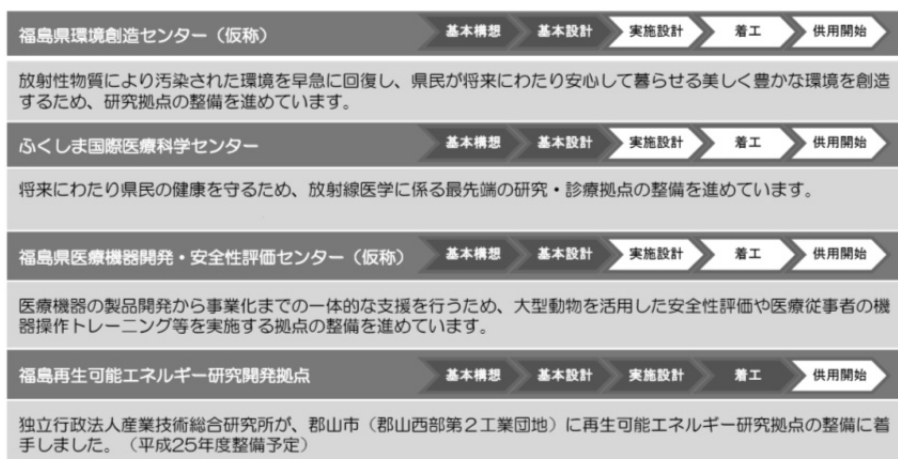
- ・福島再エネ研究開発拠点支援（26年郡山市に開設）、浮体式洋上風力発電研究、スマートコミュニティ構築、がん治療機器・治療薬・診断薬等の開発支援、福島県環境創造センター整備、福島県浜地域農業再生研究センター整備、情報通信技術研究推進等。
- ・中小企業基盤整備機構の工場用地の無償譲渡：計画認定後、次の工業団地の未分譲工場用地を無償で譲渡。いわき四倉中核工業団地（譲渡対象：約42ha 譲渡先：福島県）・相馬中核工業団地（譲渡対象：約31ha 譲渡先：相馬市）。
- ・企業の立地の促進等：ふくしま産業復興投資促進特区及び企業立地補助金の活用による企業誘致の推進。工業団地造成に係る借入金等に対する利子補給等。

## IV. 主要プロジェクトへの対応

### 1. 放射能に関する国際的な研究機関の設置を

○福島県とIAEA（国際原子力機関）が除染・放射線モニタリング・健康管理の分野で協力プロジェクトを進める覚書を締結（24年12月15日）。

- 放射性物質の分析・測定に関する世界初の訓練拠点を福島市に開設予定（IAEA 緊急時対応能力研修センター、25 年度）
- 放射性物質を対象とする研究・啓蒙施設が南相馬市と三春町に開設予定。（仮称）福島県環境創造センター（27 年）
- 独立行政法人放射線医学総合研究所（放医研）の研究拠点が福島医科大学の「ふくしま国際医療科学センター」内に開設予定（27 年度）。



※ バーチャートは拠点整備のスケジュールを示し、現在取組中の箇所は着色しています。

（4 月 22 日「ふくしま復興のあゆみ第 3 版」より）

## 2. 新たな核融合研究開発の拠点づくりの推進を

24 年 6 月「国際核融合エネルギーセンター」による核融合炉での燃料生産に必要な材料の製造に成功。  
25 年 3 月国際核融合材料照射施設の工学実証・工学設計のための加速器の一部搬入。

## 3. 環日本海シー&レール構想の実現を

国交省から日本海側拠点港に選定された秋田港は、ロシア沿海地方と 2012 年に釜山経由でウラジオストクとのコンテナ航路が開設されているものの、直行航路開設を目指し、秋田県はロシア沿海地方との包括協定に基づき船社との協議や貿易貨物の発掘に当たっている。

## 4. 重粒子線がん治療施設の整備に向けた支援を

○24 年 8 月 20 日に「山形大学重粒子線がん治療施設設置推進協議会」が設立。学外委員として東北経済産業局長、東北厚生局長、山形県副知事、山形市副市長、山形県商工会議所連合会会長などが参画、施設整備推進の協力体制が構築された。

○25 年 1 月 15 日に閣議決定された 24 年度補正予算に重粒子線がん治療装置の研究開発関連費用 10 億円が盛り込まれた。

## 5. 世界最先端の石炭火力発電所の誘致を

25 年 3 月末をもって実証実験終了。25 年 4 月以降、常磐共同火力(株)が IGCC 発電設備を商用機として運転管理。

## 再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成25年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見

平成25年 3月22日

日本商工会議所

地球温暖化対策の観点から、再生可能エネルギーの導入は推進していくべきであり、再生可能エネルギー固定価格買取制度は、そのための一方法である。

しかしながら、本制度は電気料金に賦課することにより、経営の厳しい中小企業やそこで働く従業員、低所得者を含め、広く国民負担を伴うものであり、調達価格等を決めるにあたっては、国民負担の妥当性、制度の効果等について、十分に情報が開示され、慎重な検討が行われる必要がある。

そのため、平成25年度新規参入者向け調達価格等の改正に関する意見募集に対して、下記のとおり意見を提出する。

### 記

#### 1. 調達価格等の見直し

以下の観点を踏まえ、調達価格等の見直しを検討すべきである。

##### (1) コストデータの更なる検証

実際に電気の供給を開始した事業者から提出されたコストデータを確認し、太陽光発電について調達価格を改定したことは妥当だが、電気の供給を開始した事業者は少なく、調達価格算定根拠の妥当性が十分に確認されたとはいえない。その他の費用は概ね事業者の申告通りとなっており、更なる検証が必要である。

##### (2) 内部収益率の引き下げ

調達価格は概ね事業者の申告が認められた費用に、「適正な利潤」として標準で7～8%の内部収益率を上乗せしている。現下の我が国の経済状況を踏まえれば、3年間を利潤に特に配慮する期間とする特措法の規定を勘案しても、ほぼノーリスクで内部収益率を標準7～8%と設定することは「適正な利潤」として過大すぎるため、引き下げを検討すべきである。

##### (3) 国民負担の増大

平成25年度の賦課金は0.4円/kWhとなる見込みである。平成26年度には平成24年度に認定を受けた全設備が運転を開始するだけで、賦課金額は0.5円を上回ることが予想される。法案成立前の審議会や国会等では、政府より制度施行後10年後に最大限賦課金が上昇した際も0.5円を上回らないようにするとされていたところであり、電気料金が上昇傾向にある中、賦課金額上昇を抑制するための見直しが必要である。

##### (4) 国民負担の妥当性

今後、急激に増大する可能性のある賦課金の見通し等について、情報開示が不足している。また、賦課金以外にも送電網整備など多額の国民負担が生じる可能性が指摘されている。

国民負担を伴う制度である以上、国民負担の程度や導入の見通し、制度の効果等について、十分な情報開示を行い、国民負担の妥当性を説明することが必要である。

## **(5) 技術革新の阻害**

過度に高い調達価格を続けることは、コストダウンや供給の安定化に向けた事業者の技術革新の努力を阻害する恐れがある。

### **2. 再生可能エネルギー特別措置法の見直し**

政府は新たなエネルギー基本計画の策定に着手したところであり、特措法自体の見直しを検討すべきである。

特措法は調達価格の決定を、事業者の費用と利潤を勘案して行うことを基本としているが、国民負担を伴う制度である以上、導入の見通し、費用や国民負担の総額について、我が国のエネルギーや地球温暖化対策の計画と整合性のとれた目標値や歯止めがあるべきである。

なお、制度を急激に変更することは難しいが、国民負担の増大も急激に進むことが予想されることから、見直しの検討は早めに着手する必要がある。

**3. 調達価格等の見直し、今後の検討にあたっては、調達価格等算定委員会の委員に、産業界の電力ユーザーの立場の委員を加えるべきである。**

**4. 調達期間内であっても、国民負担が過大なものになる場合には、調達価格を引き下げるべきである。**

以上

再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成 25 年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見

### **<提出先>**

経済産業省

### **<実現状況>**

○3月11日、調達価格等算定委員会が平成25年度の買取価格案を策定。パブリックコメントを経て3月29日に買取価格が決定された。買取価格の改定については、太陽光発電の単価が減額となった(1kWh当たり42円→10kW未満38円・10kW以上37.8円)。他の区分は新規運転開始実績が少なく、見直す根拠が乏しい等のため据え置きとなった。



2013年3月25日

## 日本における集団訴訟制度に関する緊急提言

経団連、日本商工会議所、経済同友会、在日米国商工会議所、アメリカ商工会議所法改革機関、欧州ビジネス協会及びBUSINESSEUROPEは、日本の消費者に対して良質な製品及びサービスを提供することに尽力する企業・経営者等によって構成されている。我々は、消費者相談センターや消費者団体による適正な活動、ADR、そして正当な権利として提起される民事訴訟など、消費者被害を救済するための制度を支持している。

現在、消費者庁は、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」（以下「本提案」という）を今通常国会で成立させるべく準備を進めている。しかしながら、本提案は、ひとたび導入されれば、安倍総理の主導により加速の気配を見せ始めた日本経済の再生プロセスに、少なからぬマイナスの影響を及ぼす恐れがある。また、「本提案」では、訴えを提起する団体の背後に少額被害を被った相当多数の対象消費者の授権がないまま訴訟が提起される可能性があるなど、問題点が残されている。さらに、仮に本提案が施行前に締結された契約から生じた損害をも対象とすることになれば、より一層その影響が大きくなり得るため、遡及適用をすべきではない。したがって、内容の精査及び経済的影響の分析のための十分な機会がないまま本提案に基づく立法を拙速に進めることは不合理であると考えている。

消費者に対する実効的な救済を実現するとともに、雇用創出、賃金上昇、イノベーション及び経済成長といった政府の経済再生プログラムと整合的な制度とするために、十分に慎重な検討が必要である。

政府においては、今通常国会において法案を提出する方針を再考し、拙速な立法による悪影響を回避するとともに、ビジネスと消費者がWIN-WINの関係を構築できるよう支援いただきたい。

一般社団法人日本経済団体連合会

日本商工会議所

公益社団法人経済同友会

在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)

アメリカ商工会議所法改革機関 (U.S. Chamber of Commerce Institute for Legal Reform)

欧州ビジネス協会 (European Business Council in Japan)

BUSINESSEUROPE

以上

## 日本における集団訴訟制度に関する緊急提言

### <提出先>

消費者庁等

### <実現状況>

- ・平成 25 年 4 月 19 日に閣議決定された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」において、①逐条解説等で、本制度の目的は少額多数の被害者の泣き寝入りの救済である旨を記載すること、②一段階目の手続（共通義務確認訴訟）にも抗告規定を設けること、③本制度施行前の事案に遡及適用しないこと、④濫訴に備え制度の見直し規定を設けることが実現。

### (3) 刊行物等

- ビジネス認証サービスタイプ1-A 総合パンフレット (3月)
- 販売士メールマガジン 第69号～第80号
- 日商 ニュース・ファイル第878号～第948号
- Eメール通信 第635号～第685号
- メールマガジン「まちづくりニュース」 第95号～第98号
- メールマガジン「全国展開ナカマガ」 第61号～第84号
- メールマガジン「Quali」 第140号～第151号
- 商工会議所各種検定試験関連資料集 (11月)
- DCプランナー (企業年金総合プランナー) メールマガジン 第225号～第248号
- 会報 企業年金総合プランナー 第20号～第21号
- そこが知りたい! わかりやすい企業年金、退職金メルマガ 第1号～第2号
- ネット試験インフォメーション 第56号～第65号
- 会議所ニュース (旬刊) 第2408号～第2438号
- 石垣 (月刊) 第383号～第394号
- 所報サービス (月刊) 2012/4～2013/3
- 日商保険情報メール 第41号～第68号

### (4) 技術・技能の普及

#### ①検 定

##### ア. 珠 算

##### (i) 珠算能力検定試験 (文部科学省後援)

珠算能力検定試験は、6月24日(第195回1級～3級)、10月28日(第196回1級～3級)、25年2月10日(第197回1級～3級)の3回施行した。その結果、受験者数は、1級31,067名、2級45,476名、3級59,074名の合計135,617名で、前年度(132,671名)と比較して2,946名の増加(前年度比2.2%増)となった。合格者数は、1級8,837名、2級16,382名、3級30,239名の合計55,458名であった。

##### ○第195回珠算能力検定試験

(6月24日(日)、409商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	10,125	9,874	2,847	28.8
2級	14,988	14,491	5,073	35.0
3級	19,997	19,420	10,376	53.4
合計	45,110	43,785	18,296	—

○第 196 回珠算能力検定試験

(10 月 28 日 (日)、408 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	9,535	9,263	2,580	27.9
2 級	14,475	14,036	5,838	41.6
3 級	19,137	18,537	9,978	53.8
合計	43,147	41,836	18,396	—

○第 197 回珠算能力検定試験

(25 年 2 月 10 日 (日)、408 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	11,407	11,144	3,410	30.6
2 級	16,013	15,517	5,471	35.3
3 級	19,940	19,198	9,885	51.5
合計	47,360	45,859	18,766	—

○珠算能力検定試験 1 級満点合格者

各回の満点合格者数は、以下のとおり。

- 1) 第 195 回 30 名
- 2) 第 196 回 28 名
- 3) 第 197 回 31 名

○珠算技能国際認定証の交付

珠算能力検定試験の 1 級～3 級の合格者のうち、希望者に対し、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による英文の「珠算技能国際認定証」を交付している。24 年度は、1 級～3 級の合計で 998 名に交付した。

(ii) 視覚障害者珠算検定試験

当所ならびに全国盲学校長会主催による第 48 回視覚障害者珠算検定試験は、11 月 9 日～25 年 1 月 31 日までの間に、全国 43 盲学校等で施行した。受験者数は 181 名で、合格者数は 88 名であった。

○第 48 回視覚障害者珠算検定試験

(11 月 9 日 (金)～25 年 1 月 31 日 (木)、43 盲学校等で施行)

クラス	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
A クラス	4	3	3	100.0
B クラス	18	16	4	25.0
C クラス	39	38	16	42.1
D クラス	32	29	14	48.3
E クラス	44	41	23	56.1
F クラス	44	44	28	63.6
合 計	181	171	88	—

## イ. 簿記検定試験

簿記検定試験は、6月10日（第131回1級～4級）、11月18日（第132回1級～4級）、25年2月24日（第133回2級～4級）の3回施行した。その結果、受験者数は、1級31,619名、2級220,259名、3級339,301名、4級2,334名の合計593,513名で、前年度と比較して32,004名の減少（前年度比5.1%減）となった。合格者数は、1級3,145名、2級56,521名、3級98,429名、4級720名の合計158,815名であった。

### ○第131回簿記検定試験

（6月10日（日）、493商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	14,837	11,960	1,455	12.2
2級	64,353	48,341	14,834	30.7
3級	107,370	83,409	34,294	41.1
4級	911	793	357	45.0
合計	187,471	144,503	50,940	—

### ○第132回簿記検定試験

（11月18日（日）、494商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	16,782	13,146	1,690	12.9
2級	79,837	61,796	14,149	22.9
3級	122,458	95,847	30,622	31.9
4級	740	595	120	20.2
合計	219,817	171,384	46,581	—

### ○第133回簿記検定試験

（25年2月24日（日）、490商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
2級	76,069	57,898	27,538	47.6
3級	109,473	84,846	33,513	39.5
4級	683	568	243	42.8
合計	186,225	143,312	61,294	—

## ウ. 販売士検定試験(全国商工会連合会との共催、経済産業省・中小企業庁後援)

販売士検定試験は、1級を25年2月20日（第40回）、2級を10月3日（第40回）、3級を7月14日（第70回）と25年2月20日（第71回）に施行した。その結果、受験者数は、1級1,435名、2級12,671名、3級29,419名の合計43,525名で、前年度（44,761名）と比較して1,236名の減少（前年度比2.8%減）となった。合格者数は、1級221名、2級7,368名、3級18,255名の合計25,844名であった。

昭和48年度に第1回試験（3級のみ）を施行して以来、これまでに、のべ1,769,307名が受験し、875,269名が合格している。25年3月末日現在の販売士資格登録者数は、1級4,726名、2級76,337名、3級154,190名の合計235,253名となった。

○24年度結果

級	施行会議所数	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	164 (第40回)	1,435 (5)	1,149 (5)	221 (0)	19.2 (0.0)
2級	289 (第40回)	12,671 (91)	11,438 (88)	7,368 (39)	64.4 (44.3)
3級	303 (第70回)	14,976 (123)	13,724 (116)	9,143 (71)	66.6 (61.2)
3級	312 (第71回)	14,443 (159)	13,240 (152)	9,112 (66)	68.8 (43.4)
合計	—	43,525 (378)	39,551 (361)	25,844 (176)	—

※ ( ) は、各地商工会連合会の受験者数等 (内数で表示)。

エ. キーボード操作技能認定試験

(i) キータッチ 2000 テスト

キータッチ 2000 テストは、合格・不合格を判定するものではなく、試験時間の 10 分間に入力できた文字数でタッチタイピング技能を証明するもの。試験時間内に 2,000 字全ての入力を終えた受験者には、「ゴールドホルダー」の称号を付与している。

24 年度の受験者数は 1,411 名 (ゴールドホルダー 157 名) であった。

また、本検定試験の普及を図るため、10 月 5 日から 6 日にかけて、キータッチ 2000 テストのテスト結果を競い合う「キータッチ 2000 グランプリ」を開催。全国から 62 チーム、186 名が参加した。

(ii) ビジネスキーボード認定試験

ビジネスキーボード認定試験は、基本的なタイピング技能を認定する「キータッチ 2000 テスト」の中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を証明する試験。試験は、日本語、英語、数値の 3 科目で構成されており、3 科目すべてにおいて最上位の S 評価を取得した者は、ビジネスキーボードマスターとして認定する。

24 年度の受験者数は 180 名であった。

オ. DC プランナー (企業年金総合プランナー) 認定試験 (一般社団法人 金融財政事情研究会との共催)

DC プランナー (企業年金総合プランナー) 認定試験は、9 月 9 日 (第 18 回 2 級)、25 年 1 月 27 日 (第 17 回 1 級) の 2 回施行した。

受験者数は、1 級 891 名、2 級 2,348 名の合計 3,239 名で、前年度と比較して 1 級は、121 名の減少 (前年度比 12.0% 減)、2 級は 223 名の減少 (前年度比 8.7% 減) となった。合格者数は、1 級が 130 名、2 級は 1,010 名の合計 1,140 名であった。

○24年度結果

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級(第17回)	891	680	130	19.1
2級(第18回)	2,348	1,959	1,010	51.6
合計	3,239	2,639	1,140	—

合格者のうち、希望者はDCプランナー（企業年金総合プランナー）としての資格を登録できる。資格の有効期間は2年間。1級の登録者には「1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」、2級の登録者には「2級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」の称号を付与しており、25年3月末日現在の「1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は2,178名、「2級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は3,550名となっている。

**カ. 電子メール活用能力検定試験**

電子メール活用能力検定試験は、電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進するため、15年7月に創設したもの。試験の実施から採点までの全てを、インターネットを介してダウンロードした自動実行プログラムで行うネット試験で施行している。

24年度の受験者数は115名で、合格者数は56名であった。

**キ. 日商ビジネス英語検定試験**

日商ビジネス英語検定試験は、企業実務で日常的に使用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成および海外取引に関する知識を有し、ITを活用しながら国際的にビジネスコミュニケーションを展開できる人材を育成するために、15年9月に創設。現在は1級～3級の試験を施行している。

24年度の受験者数は1級45名、2級175名、3級442名の合計662名で、合格者数は1級9名、2級68名、3級322名の合計399名であった。

**ク. EC（電子商取引）実践能力検定試験**

EC実践能力検定試験は、社会のあらゆる分野で情報ネットワークの利用が基盤となる本格的なネット社会を迎える中、企業においてネット社会への対応を推進する、幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成に資することを目的に、平成16年よりネット試験により施行している。

24年度の受験者数は、1級1名、2級2名、3級139名の合計142名。合格者数は、1級1名、2級2名、3級67名の合計70名であった。

**ケ. 電子会計実務検定試験**

電子会計実務検定試験は、本格的なネット社会を迎え、会計実務においても、パソコンソフト等の活用による電子会計が、業種・業態、企業規模を問わず普及していることから、企業、特に中小企業における電子会計の実践およびこれに対応できる人材の育成に資することを目的に、17年6月に創設された。現在、初級・中級・上級を施行しており、試験対応会計ソフトは「勘定奉行」「弥生会計」「会

計王「PCA 会計」の4種類となっている。

24年度の受験者数は上級6名、中級534名、初級2,611名の合計3,151名。合格者数は上級2名、中級459名、初級2,087名の合計2,548名であった。

## コ. 日商 PC 検定試験

日商 PC 検定試験は、IT を活用した昨今の企業実務の実態を踏まえ、単にパソコンの操作スキルを問うだけではなく、どのように活用すれば効率的・効果的に業務を遂行できるかを問う検定で、文書作成、データ活用分野については18年度より1～3級、Basic（基礎級）を施行、プレゼン資料作成分野については23年10月より3級、24年5月より2級、10月より1級を施行している。

受験者数は文書作成分野が合計19,715名、合格者数は合計12,777名であった。データ活用分野の受験者数は合計12,971名、合格者数は合計9,640名であった。プレゼン資料作成分野の受験者数は合計1,693名、合格者数は合計1,374名であった。

また、本検定試験の普及を図るため、公式テキストを出版しているほか、商工会議所ネット試験会場に対して、大阪で指導法研修会を開催した。

### ○24年度試験結果

#### <文書作成>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	22	6	27.3
2級	3,901	1,853	47.5
3級	14,405	9,633	66.9
Basic	1,387	1,285	92.6
合計	19,715	12,777	—

#### <データ活用>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	26	3	11.5
2級	2,519	1,835	72.8
3級	9,304	6,953	74.7
Basic	1,122	849	75.7
合計	12,971	9,640	—

#### <プレゼン資料作成>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	16	10	62.5
2級	429	339	79.0
3級	1,248	1,025	82.1
合計	1,693	1,374	—

また、指導者説明会の実績は、次のとおり。

### ○日商ネット検定試験セミナー

ネット試験を施行している試験機関を対象に、指導、運営方法を中心としたセミナーを開催した。



具体的には、学習サービス業界を取り巻く昨今の現状や同業界の質の向上のあり方などについて説明した。

日付	開催地	開催場所	試験機関数
8/23	大阪会場	関西経理専門学校	44
8/27	福岡会場	福岡商工会議所	15
9/7	東京会場	日本自動車会館	33

上記のア～コの各種検定試験等の認知度の向上及び普及を図るために、主に以下の媒体を通じ、受験者をはじめ関係機関（学校や企業）等に対してPRを行った。

種 別	部 数 等
検定ホームページ http://www.kentei.ne.jp/ (携帯サイト) http://www.kentei.ne.jp/mobile/	2,990万ビュー ※のべ3,660万人が利用
商工会議所検定試験ガイド(24年度版)	220,000部
PRポスター(6種)	133,500枚
パンフレット ・販売士検定	20,000部
検定情報ダイヤル(NTTハローダイヤル) TEL:03-5777-8600	8,453件

さらに、新聞、ビジネス専門誌や資格関連情報誌などの媒体を活用し、以下のとおりPR活動を実施したほか、(株)学情が実施したキャリア・デザインイベント「OB・OGフェスタ」(6月)におけるPR、明治大学経営学部の学生に対する簿記検定および販売士検定のPR(7月と11月)、国際ビジネスコミュニケーション学会関東支部会合(9月)におけるPR等の活動を展開した。

媒体名など	事業者等	PRした検定、内容
5/2(水)朝刊(広告)	日本経済新聞社	簿記、販売士、日商PC、珠算、日商ビジネス英語ほか
マイナビニュースマガジン(6月号)	マイナビ	販売士、日商ビジネス英語、日商PC
マイナビニュース(6~7月)	マイナビ	同上(マイナビニュースマガジン掲載記事をネットで配信)
8/7(火)、8/17(金)、8/22(水)、8/31(金)朝刊(広告)	日本経済新聞社	簿記、販売士、日商PC
8/6(火)夕刊(広告)	朝日新聞社	簿記、販売士、日商PC
8/11(土)夕刊(広告)	読売新聞社	簿記、販売士、日商PC
steady(9月号)	宝島社	簿記、販売士
稼げる資格(2012年下半期版)	リクルート	販売士
10/2(火)朝刊	日本経済新聞社	販売士
品質月間テキスト第388号(10月)	日本科学技術連盟	販売士

商業界（11月号）	商業界	販売士
12/26（水）朝刊（広告）	日本経済新聞社	簿記、販売士、日商PC
12/26（水）、12/27（木）朝刊（広告） 12/25（火）、12/26（水）夕刊（広告）	読売新聞社	簿記、販売士、日商PC
日経キャリアマガジン（1月号）	日経HR	簿記、販売士ほか
商業界（4月号）	商業界	簿記、販売士
Number Do Spring 2013（春号）	文藝春秋	キータッチ 2000

## ②各種検定試験最優秀者の表彰

23年度に施行した各種検定試験の1級合格者のうち、各回の最優秀者を表彰した。

なお、表彰式は24年5月31日（木）に行った。

※敬称略。（ ）内は受験した商工会議所名。

第128回簿記	神里 拓也（那覇）
第129回簿記	圓尾 紀憲（池田）
第39回販売士	寄主 雄二（東京）
日商PC<文書作成>	石川 礼子（和歌山）
日商PC<データ活用>	野村 慎一（那覇）
日商ビジネス英語	高田 佳花（大阪）
電子会計実務	—

## ③日商マスター認定制度

日商マスター認定制度は、企業や教育現場において求められるニーズに対応した、質の高い指導ができる人材を育成・認定する制度である。

全国各地の教育機関、企業等でIT指導にあたっている日商マスターを対象とした、第15回日商マスター研究学会を9月22日（土）～23日（日）に東京都港区（芝大門オフィス）において開催した。同研究学会では、「（職業）教育とは何か」を考えながら、企業が求める人材育成のための具体的な指導法を学んだ。

また、新たに日商マスターを目指している指導者を対象とした「日商マスター認定制度集合研修」を9月21日（金）～23日（日）に開催した。同研修会では、日商マスターとして求められるハード、ソフトの取り扱いや教育技法の基本を修得するとともに、職業訓練指導、キャリア形成支援等についても学んだ。

### 【登録者数、研修会の実施状況等】

- 日商マスター数（25年3月末日現在）：164名
- 日商アソシエイトマスター（25年3月末日現在）：19名
- 指定教育機関（25年3月末日現在）：89機関
- 日商マスター認定制度集合研修（第1段階）  
9月21日（金）～22日（土）（於：芝大門オフィス）

- 日商マスター認定制度集合研修（第2段階）  
9月22日（土）～23日（日）（於：芝大門オフィス）
- 日商マスター認定試験  
25年2月16日（土）5名受験（合格者3名）
- その他
  - ・第15回日商マスター研究学会  
9月22日（土）～23日（日）（於：芝大門オフィス）
  - ・eラーニング受講申込者数 のべ314名

#### ④商工会議所eラーニング事業

日商マスターに認定されるためには、当所指定のeラーニングを受講することが要件の一つとなっている。そこで、当所では、「指導者のための教育技法」「eラーニング指導法」などの4種類のeラーニング・コンテンツを提供し、日商マスター認定のための講座として指定している。

#### (5) 経営改善普及事業

##### ①小規模事業者経営改善資金制度（マル経融資）

21年度4月から実施されているマル経融資制度の拡充措置（貸付限度額：1,500万円、融資期間：運転資金7年以内・設備資金10年以内、据置期間：運転資金1年以内・設備資金2年以内）は、当初は21年度限りの予定から、関係方面への働きかけの結果、数次の延長が実現し、25年度末までの適用となった。

24年度の商工会議所における推薦実績は21,271件（前年度比107.1%）、1,105億5,491万円（同109.6%）となった（表1）。

これによって、商工会を含めた融資実績は40,047件（同113.9%）、1,722億2,821万円（同111.6%）となり、貸付規模2,160億円に対する消化率は79.7%となった（表2）。

一方、事故率（金額ベース）については、13年2月の中小企業庁通達「小企業等経営改善資金融資制度の貸付事故の防止等について」に基づき事故防止対策に取り組んだことなどにより、17年度に入り減少傾向に転じたが、20年度より再び上昇し、24年度末においては5.68%となり、ピークの16年度5.47%を超えている。

23年5月23日からは、東日本大震災により直接または間接的に被害を受け、かつ、商工会議所・商工会等が策定する「小規模事業者債権支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる事業者を対象とした特例措置（「災害マル経」：1,000万円を別枠とし、当初3年間軽減利率を適用）が新設され、取り扱いを開始した。24年度の融資実績は734件、金額26億7,586万円となった（表3）。

また、設備資金について当初2年間（東日本大震災に係る特定被災区域において雇用の維持又は拡大を伴う設備投資を行う場合は完済までの期間）の貸付利率を0.5%低減する、設備資金貸付利率特例制度（災害マル経を含む）が23年12月に新設され、マル経融資にも適用された（当初24年3月末が取扱期限とされていたが、特定被災区域に限定して26年度末まで延長された）。

表1 推薦実績

件数 (件)	金額 (百万円)
21,271(107.1)	110,555(109.6)

( )内は前年度比 (%)

表2 融資実績 (含商工会)

融資規模 (億円) ①	融 資		消化率 (%) ③/①	平均融資額 (万円) ③/②
	件数②	金額 (百万円) ③		
2,160	40,047	172,228	79.7	430

図1 金額ベースの構成比 (単位: %)

(1) 用途別構成比 (含商工会)

運 転 資 金	設 備 資 金
74.4	25.6

(2) 新再別構成比 (含商工会)

新 規 貸 付	再 貸 付
37.5	62.5

(3) 業種別構成比 (含商工会)

小 売 業	建 設 業	製 造 業	サービスマ業	卸 売 業	その他
25.2	25.5	15.4	16.1	9.4	8.5

(4) 商工会議所・商工会別構成比

商 工 会 議 所	商 工 会
59.7	40.3

表3 「災害マル経」融資実績

件数 (件)	金額 (百万円)
734	2,675,860

## ②小規模事業対策関連会議関係

当所では、各ブロック商工会議所連合会と共催でブロック別の中小企業相談所長会議を開催した。併せて、効果的な企業支援のあり方等をテーマとして、中小企業支援先進事例普及研修会を実施した。

また、当所主催により、特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議、政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議等を開催した。このほか、要請に応じて、各地商工会議所連合会等の主催による諸会議、研修会等に参加し、最新情報の提供等による支援を行った。

<小規模事業対策関連会議>

開催期日	会 議 名	場 所
9/24.25	特定商工会議所中小企業相談所長直面問題会議	浜松
10/10.11	東北六県ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	石巻
10/25	中国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	岡山
11/7	北海道ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	苫小牧
11/15	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	諏訪
11/22	近畿ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大阪
12/3	関東ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	東京
12/4	九州ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	熊本
12/5	東海ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	岐阜
12/6	四国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	徳島
2/1	政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	東京

<中小企業支援先進事例普及研修会>

開催期日	会 議 名	場 所
10/10	東北六県ブロック先進事例普及研修会	石巻
10/26	中国ブロック先進事例普及研修会	岡山
11/7	北海道ブロック先進事例普及研修会	苫小牧
11/16	北陸信越ブロック先進事例普及研修会	諏訪
11/22	近畿ブロック先進事例普及研修会	大阪
12/3	関東ブロック先進事例普及研修会	東京
12/5	九州ブロック先進事例普及研修会	熊本
12/5	東海ブロック先進事例普及研修会	岐阜
12/7	四国ブロック先進事例普及研修会	徳島

<各地商工会議所連合会等主催研修会・諸会議での説明>

開催期日	会 議 名	場 所
5/18	糸魚川商工会議所「第1回情報化推進特別委員会」	糸魚川
7/5	広島県商工会議所連合会「小規模事業研究会」	三次
7/11	埼玉県商工会議所連合会「3委員会全体会議」	さいたま
7/23	神奈川県商工会議所連合会「7月定例専務理事会」	横浜
9/26	山口県内商工会議所「経営指導員等研修会」	宇部
10/2	山口県内商工会議所「経営指導員等研修会」	防府
11/1	19大都市商工会議所中小企業相談所長会議	さいたま
11/1	東北六県商工会議所連合会「事務局長会議」	八戸
12/5	広島県内商工会議所「基礎研修会」	府中
12/6	19大都市商工会議所中小企業相談所運営相談課長会議	浜松

12/26	茨城県内商工会議所「中小企業相談所長・課長会議」	水戸
1/22	三重県商工会議所連合会「第9回専務理事会議」	津
2/8	埼玉県商工会議所連合会「第4回専務理事会議」	さいたま
3/6	福島県商工会議所連合会「第4回幹事会」	郡山
3/12	東京都商工会議所連合会「中小企業相談所長会議」	多摩
3/25	北海道商工会議所連合会「中小企業支援担当者会議」	札幌
3/27	山口県内商工会議所「中小企業相談所長会議」	山口

(6) 研修会等

期 日	件名	参加者数	開 催 場 所	主 な 内 容
4/12. 13	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	10 名	大阪商工会議所 (大阪府大阪市)	○EPA 制度および特定原産地証明書の基礎知識 ○判定および発給事務について ○EPA に対する業界の反応と実務
4/23	タブレット端末導入説明会	131 名	大阪商工会議所 (大阪府大阪市)	○タブレット端末の利用事例について ○タブレット端末の起動、操作説明について ○タブレット端末を使用するうえでの注意事項、セキュリティ対策 ○インターネット接続について ○研修事業について
4/24	タブレット端末導入説明会	73 名	TKP ガーデンシティ 博多 アネックス (福岡県福岡市)	○タブレット端末の利用事例について ○タブレット端末の起動、操作説明について ○タブレット端末を使用するうえでの注意事項、セキュリティ対策 ○インターネット接続について ○研修事業について
4/24. 25	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	11 名	特別会議室 B (東京都千代田区) 芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	○特定原産地証明書に係る指定発給機関の業務について ○経済連携協定の概要等の一般知識および原産地規則について ○特定原産地証明の発給事務における審査ポイントについて ○習熟度チェック ○発給システム操作説明等について ○経理事務処理について
4/26	タブレット端末導入説明会	135 名	NTT ドコモ本社 (東京都千代田区)	○タブレット端末の利用事例について ○タブレット端末の起動、操作説明について ○タブレット端末を使用するうえでの注意事項、セキュリティ対策 ○インターネット接続について ○研修事業について
5/8~10	平成 24 年度商工会議所会報編集担当者研修会	57 名	キャリアック (静岡県浜松市)	○会報編集の基礎 ・編集の基礎知識、編集用語解説、読者を引きつける見出しの付け方 ○会報編集の実践 ・取材、写真撮影、原稿執筆、レイアウト、校正までを演習、各地会報を講評 ○取材の心得・インタビューの仕方
5/11	タブレット端末導入説明会	36 名	札幌商工会議所 (北海道札幌市)	○インターネット接続について ○研修事業について ○タブレット端末を使用するうえでの注意事項、セキュリティ対策 ○タブレット端末の利用事例について ○タブレット端末の起動、操作説明について

5/17. 18	平成 24 年度検定試験担当職員研修会	53 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>○受験者増に向けた検定試験の普及推進について</p> <p>○検定試験の厳正公正な施行について</p> <p>○検定試験の普及・受験者数拡大に効果があった事例発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検定試験業務についての私の取り組み 木更津商工会議所 企画・業務推進班 主事 川崎 みどり 氏</li> <li>・検定試験受験者増加に向けて 川崎商工会議所 地域産業部 事業課 斉藤 佑祐 氏</li> </ul> <p>○商工会議所検定試験に対する教育機関側のニーズ・期待・評価について 和光大学 経済経営学部 准教授 小林 猛久 氏</p> <p>○商工会議所検定試験 企業側のニーズと今後への期待 コカ・コーラ カスタマーマーケティング株式会社 人事・総務部マネージャー 山岡 彰彦 氏</p> <p>○グループ討議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の検定受験者数減少の要因について（東日本大震災の影響以外の観点から）</li> <li>・検定試験制度・規則、試験施行に係る運用で改善した方がよいと思われる点について</li> <li>・厳正公正かつ円滑な試験の施行に向けた取り組みについて（試験施行時・合格発表時）</li> <li>・その他、日々の業務で工夫している点について</li> </ul> <p>○グループ討議報告</p> <p>○全検定共通に係る重要事項</p> <p>○簿記検定に係る重要事項</p> <p>○販売士検定・資格更新に係る重要事項</p> <p>○ネット試験に係る重要事項</p>
5/21. 22	平成 24 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト担当者セミナー	113 名	東京都千代田区 (全国町村議員会館)	<p>○平成 24 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトについて・事務手続き説明（事業遂行、今年度のスケジュール等について）</p> <p>○事務手続き説明（予算執行に係る留意事項等について）</p> <p>○グループワーク</p> <p>「平成 23 年度評価事業結果を踏まえた事業の進め方～成果を出すための事業計画書・円滑な事業遂行について～」</p> <p>株式会社日本経済研究所 調査本部 パブリック調査グループ調査第一部長 宮地 義之 氏</p> <p>○「プロジェクト成功に向けて『地域ブランドを引き出す力』」</p>



				<p>有限会社万来社 食総合プロデューサー 金丸 弘美 氏</p> <p>○コンプライアンスの遵守について</p>
5/29～31	平成 24 年度商工会議所管理職研修会	45 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>○「商工会議所の課題・現状と管理職に求めること」</p> <p>○「商工会議所の歴史と使命について」</p> <p>○「商工会議所の政策提言活動と政策決定プロセスについて」</p> <p>○「商工会議所のネットワークと経営指導員の連携について～東日本大震災の経験をふまえて～」</p> <p>○「キャプテンシップについて」</p> <p>フォーコンパスコミュニケイツ所属 椿 景子 氏</p>
5/31.6/1	ジョブ・カード制度推進事業に係る担当者研修会（新任者向け）	37 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>○ジョブ・カード制度の概要について</p> <p>厚生労働省 職業能力開発局 実習併用職業訓練推進室 室長補佐 安蒜 孝至 氏</p> <p>○各種事業の進め方について</p> <p>○キャリア形成促進助成金の概要と手続きについて</p> <p>厚生労働省 職業能力開発局 育成支援課 課長補佐 吉岡 勝利 氏</p> <p>○業務日誌および各種書類の作成方法について</p> <p>○委託費の取り扱いについて</p> <p>厚生労働省 職業能力開発局 実習併用職業訓練推進室 ジョブ・カード係長 秦 道子 氏</p> <p>○訓練実施企業に対する支援について</p> <p>札幌商工会議所 制度普及推進員 佐藤 明秀 氏</p> <p>前橋商工会議所 総括担当 田嶋 敏弘 氏</p> <p>宮崎商工会議所 総括責任者 金丸 章 氏</p> <p>○委託費の経理処理に関する留意事項について</p> <p>○事業の推進方法について</p> <p>(株) オリエント総合研究所 常務取締役 梅北 浩二 氏</p>
6/4～6	平成 24 年度経営安定対策事業研修会（経営再建計画策定支援）	46 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>○主催者挨拶</p> <p>○経営安定対策(倒産防止) 事業の現状と今後の課題</p> <p>中小企業庁 事業環境部 企画課 経営安定対策室 課長補佐 成瀬 輝男 氏</p> <p>○実現可能性が高い抜本的な(対策を含む) 経営再建計画の考え方と作成方法</p>

				<p>有限会社ビジネスサポートファーム 代表取締役 松雪 文彦 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○グループ討議（ケーススタディ） 経営再建支援を実施した事例にかかる、グループ討議（実際に経営再建計画書を作成）</li> <li>○コンプライアンスの徹底について</li> <li>○グループ討議発表、講評</li> </ul>
6/6	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	3名	日商会議室B (東京都千代田区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定原産地証明書に係る指定発給機関の業務について</li> <li>○経済連携協定の概要等の一般知識および原産地規則について</li> <li>○特定原産地証明の発給事務における審査ポイントについて</li> <li>○習熟度チェック</li> <li>○発給システム操作説明等について</li> <li>○経理事務処理について</li> </ul>
6/7.8	経営支援に係る問題発見・課題抽出スキル向上研修会	43名	キャリアック (静岡県浜松市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オリエンテーション</li> <li>○モデル化と図解技術</li> <li>○問題発見・課題抽出から支援シナリオ策定</li> <li>○プレゼンテーション技術</li> <li>○ヒアリング技術</li> <li>○地域中小企業支援の方法論研究 講師・コーディネーター：時山 正 氏（中小企業診断士・コンサルタンツノヴァーレ代表）</li> </ul>
6/12～15	商工会議所BCPセミナー（第一弾・前半）	76名	キャリアック (静岡県浜松市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「全国の商工会議所ネットワークによる連携支援体制の構築（アクションプログラム）」</li> <li>○災害時対応マニュアルや事業継続計画（BCP）に関するセミナー 株式会社インターリスク総研 コンサルティング第二部 BCM 第二グループ 上席コンサルタント 山口 修 氏 飯田 剛史 氏 飛嶋 順子 氏</li> </ul>
6/18～20	平成24年度第1回商工会議所貿易関係証明業務担当者研修会	79名	キャリアック (静岡県浜松市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貿易関係証明業務をめぐる状況と今後の課題について</li> <li>○「貿易取引の仕組み」「貿易書類の基礎」 中矢一虎法律事務所 代表 中矢 一虎 氏</li> <li>○「商工会議所の貿易関係証明」「原産地証明」「インボイス証明」「サイン証明」 東京商工会議所 証明センター所長 加藤 和夫 氏</li> </ul>

6/25～ 7/10	商工会議所タブレット端末操作研修会	626名	都道府県庁所在地商工会議所（岩手・宮城・福島除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○タブレット（スマートフォン）と従来型携帯電話の違い</li> <li>○タブレット端末の特徴と便利な利用例</li> <li>○Wi-Fi（無線LAN）、テザリング</li> <li>○初回起動時の設定（注意事項、初期設定、通信回線の選択、アクセスポイントの確認）</li> <li>○システムアップデート</li> <li>○基本的な使い方</li> <li>○仕事に役立つアプリの紹介 等</li> </ul>
6/26～29	商工会議所BCPセミナー（第一弾・後半）	68名	キャリアック（静岡県浜松市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「全国の商工会議所ネットワークによる連携支援体制の構築（アクションプログラム）」</li> <li>○災害時対応マニュアルや事業継続計画（BCP）に関するセミナー</li> </ul> <p style="text-align: right;">株式会社インターリスク総研 コンサルティング第二部 BCM 第二グループ 上席コンサルタント 山口 修 氏 飯田 剛史 氏 飛嶋 順子 氏</p>
6/26.27	TOAS 研修会（組織団体・会費/データ活用編）	18名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Admin システムの各種設定に関する解説と実習</li> <li>○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習</li> <li>○データ活用に関する各種設定と実習</li> <li>○質疑応答</li> </ul> <p style="text-align: right;">松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>
6/27	TOAS 研修会（経理編）	17名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経理システムに関する解説と実習</li> <li>○質疑応答</li> </ul> <p style="text-align: right;">松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>
6/28.29	TOAS 研修会（組織団体・会費/データ活用編）	18名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Admin システムの各種設定に関する解説と実習</li> <li>○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習</li> <li>○データ活用に関する各種設定と実習</li> <li>○質疑応答</li> </ul> <p style="text-align: right;">松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>

6/28.29	平成 24 年度実践まちづくりセミナー	41 名	全国町村議員会館 (東京都千代田区)	<p>○関係機関による各種支援策の紹介 (1)  (株)全国商店街支援センター 事業統括役  上田 弘 氏</p> <p>○関係機関による各種支援策の紹介 (2)  (独)中小企業基盤整備機構 地域経済振興部  まちづくり推進課 主任 千坂 武史 氏  中心市街地活性化協議会支援センター  事務局長 平林 謙一 氏</p> <p>○グループディスカッション  ○グループディスカッション結果の発表  ○グループディスカッションを踏まえた総括  ～商工会議所として何をすべきか、何が求められているか～  青森での商工会議所等との連携によるまちづくりの紹介  有限会社 PMO 代表取締役社長 加藤 博 氏</p>
6/29	TOAS 研修会 (経理編)	17 名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	<p>○経理システムに関する解説と実習  ○質疑応答</p> <p>松本商工会議所  上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>
7/4	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	3 名	札幌商工会議所 (北海道札幌市)	<p>○特定原産地証明書に係る指定発給機関の業務について  ○経済連携協定の概要等の一般知識および原産地規則について  ○特定原産地証明の発給事務における審査ポイントについて  ○経理事務処理について  ○習熟度チェック</p>

7/4.5	24 年度 商工会議所 IT 活用研修会	121 名	大阪商工会議所 (大阪府大阪市)	<p>○主催者挨拶</p> <p>○タブレット端末の利用方法について 特定非営利活動法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏</p> <p>○タブレット端末に関するセキュリティ対策、ガイドラインの策定について 株式会社日立システムズ インフラサービス 融合事業統括プロジェクト部長 日本スマートフォンセキュリティ協会理事 郷間 佳市郎 氏</p> <p>○タブレット端末活用による経営支援 NARTS 代表、IT コーディネータ 野中 栄一 氏</p> <p>○IT コーディネータとの連携について 特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会 事務局 部長(事業戦略) 中塚 一雄 氏</p> <p>○タブレット端末による TOAS 利用について 松本商工会議所 事務局長 伊藤 淑郎 氏</p> <p>○分科会 (分科会 1) タブレット端末に関する研修事業の進め方 特定非営利活動法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏 (分科会 2) タブレット端末の経営指導業務における活用 NARTS 代表、IT コーディネータ 野中 栄一 氏</p> <p>○IT 経営支援ツールとしてのザ・ビジネスモールの活用について 大阪商工会議所 経営情報センター 古川 佳和 氏</p> <p>○ザ・ビジネスモールの活用事例 豊中商工会議所 中小企業相談所 課長代理 吉田 哲平 氏</p>
7/5.6	中小企業情報セキュリティセミナー	161 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	<p>○マネジメントコース</p> <p>○技術コースⅠ・Ⅱ</p>

7/5.6	商工会議所経営指導員 全国研修会 -支援力向上全国フォーラム-	156名	グランドプリンスホテル京都 (京都府京都市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営指導を巡る現状および問題提起</li> <li>○経営指導員からの事例発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>①秩父商工会議所における経営革新支援と経営指導員のスキルアップについて</li> <li>②四日市志創業応援隊について</li> <li>③経営支援の現場および中小企業におけるタブレット端末の活用事例について</li> <li>④知恵ビジネスプランコンテストを通じたハンズオン支援</li> </ul> </li> <li>○グループディスカッション</li> <li>○中小企業におけるタブレット端末の活用事例について</li> <li>○被災地における経営支援について</li> <li>○京都府・京都市における中小企業支援について</li> <li>○特別講演 「外部から見た商工会議所の中小企業支援について～京都商工会議所経営支援事業に関する事業評価会議委員長を務めて感じたこと～」</li> <li>○パネルディスカッション 「地域において商工会議所のプレゼンスを今以上に高める方策とは」</li> <li>○「京都宣言」採択</li> </ul>
7/6	平成24年GS1事業者コードJAN企業コード登録受付業務担当者説明会	47名	ホテルフロラシオン (東京都港区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「JANコードの基礎知識（ビデオ上映含む）」 (一財)流通システム開発センター 流通コードサービス部 研究員 大島 伸啓 氏</li> <li>○「流通情報のシステム化の最近の動向について」 (一財)流通システム開発センター データベースセンター 部長 西山 智章 氏</li> <li>○「登録受付業務の手順等の説明とコンプライアンス徹底のお願い」</li> <li>○「登録受付事務処理のチェックポイント」 (一財)流通システム開発センター 流通コードサービス部 研究員 田村 祐一 氏</li> </ul>

7/12. 13	経営指導員向け BCP 研修会（東京）	12 名	メルパルク東京 （東京都港区）	<p>○中小企業 BCP 策定運用指針の全体像の説明</p> <p>- 入門、基本、中級、上級の 4 つのコースの位置付け</p> <p>中小企業庁 事業環境部 企画課 経営安定対策室</p> <p>○中小企業の災害対応に関する奏功事例の紹介 （以下、NKSJ リスクマネジメントが講師進行）</p> <p>- BCP 策定に取り組んでいる企業事例および過去の災害から復興・復旧を果たした企業事例の紹介</p> <p>○ 中小企業 BCP 策定運用指針（入門、基本、中級、上級コース）の解説に向けた導入</p> <p>○ 中小企業 BCP 策定運用指針（入門コース）の解説 1</p> <p>- 入門コースに沿った BCP 策定方法の解説およびワークショップ（※1）</p> <p>○ 中小企業 BCP 策定運用指針（入門コース）の解説 2</p> <p>- 入門コースに沿った BCP 策定方法の解説およびワークショップ</p> <p>○ 中小企業 BCP 策定運用指針（基本・中級・上級コース）の解説</p> <p>- 入門コースに含まれているが、基本・中級・上級コースでよりバージョンアップが必要な事項（安否確認ルールの整備等）の解説およびワークショップ</p> <p>- 入門コースに含まれておらず、基本・中級・上級コースに含まれている事項（目標復旧時間等）の解説およびワークショップ</p> <p>○ 中小企業への BCP 策定指導の実践</p> <p>- 中小企業 BCP 策定運用指針（入門コース）を活用した BCP 策定指導のロールプレイング（※2）</p> <p>○ 想定質問に関する回答の紹介</p> <p>○ BCP 研修会全体の取りまとめ</p>
7/23～25	創業支援担当者研修会	34 名	カリアック （静岡県浜松市）	<p>○ I. 地域における創業支援の必要性について</p> <p>1. 地域商工会議所と地域創業支援の意味と価値</p> <p>①会員増強「会員は創業支援を通じて、生み育てる時代」</p> <p>②空き店舗対策としての創業支援を考える</p> <p>③創業を実現させる具体的なテーマ設定</p> <p>2. 収益事業を見据えた創業講座の可能性と実現</p> <p>①地域行政（県・市）との連携</p> <p>②受講料の適正化による収益性改善の事例紹介</p> <p>③受講者募集数に対する講師報酬連動モデル</p> <p>④民間機関との事業提携によるリスク・コスト低減策</p> <p>○ II. 創業希望者に対する講座企画と集客・運営ノ</p>

				<p>ウハウ</p> <p>1. 定員を満たす受講者募集の方法と仕組み</p> <p>①募集チラシ、募集広告の集客ポイント</p> <p>②IT（ソーシャルメディア）を用いた募集戦略</p> <p>③副次効果を高めるプレスリリースのポイント</p> <p>④既受講者のネットワークを活かした募集方法</p> <p>2. 創業促進と創業継続支援実務の要点</p> <p>①講座内個別相談・懇親会增加による実現度向上</p> <p>②フォローアップセミナーと専門家派遣活用</p> <p>③講座講師を活用した経営指導の仕組み</p> <p>④IT（SNS）を活用した情報追跡とネットワーク化</p> <p>○Ⅲ. 創業の基礎知識</p> <p>1. 創業支援における会社設立手続きのポイント</p> <p>2. 事業計画立案のポイント</p> <p>3. 資金繰り・PL・BSの基本知識</p> <p>4. 販路開拓の基本知識</p> <p>○Ⅳ. 創業相談時の初期対応実務①</p> <p>1. 創業相談受付のための、IB、IS、GDのロールプレイ解説</p> <p>2. 質疑応答</p> <p>3. IB演習</p> <p>4. IB自己採点</p> <p>5. IB解説</p> <p>6. 創業者IS演習</p> <p>7. IS演習解説</p> <p>○Ⅳ. 創業相談時の初期対応実務②</p> <p>1. 創業支援の取り組みに関するGD演習</p> <p>2. GD演習の振り返りと解説</p> <p>○Ⅴ. 全体の振り返りとまとめ</p>
7/26.27	TOAS 研修会 (組織団体・会費/ データ活用編)	13名	芝大門オフィス研修 室(東京都港区)	<p>○Adminシステムの各種設定に関する解説と実習</p> <p>○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習</p> <p>○データ活用に関する各種設定と実習</p> <p>○質疑応答</p> <p style="text-align: right;">松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>
7/27	TOAS 研修会 (経理編)	5名	芝大門オフィス研修 室(東京都港区)	<p>○経理システムに関する解説と実習</p> <p>○質疑応答</p> <p style="text-align: right;">松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>



7/30	商工会議所向けタブレット端末実践活用研修会	20名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パソコンとタブレット端末のデータ連携・共有</li> <li>○タブレット端末におけるファイル・フォルダの管理</li> <li>○電子書類の作成方法</li> <li>○ビジネスアプリの紹介</li> <li>○カメラ・ビデオの活用</li> <li>○MDM（モバイルデバイス管理）の導入活用</li> </ul> <p style="text-align: right;">NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏</p>
7/31	Facebook 活用研修会	20名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Facebook ページの作成方法について</li> <li>○実習</li> <li>○Facebook を活用するうえでの注意事項（セキュリティ等）や人気ページづくりのノウハウ説明</li> <li>○質疑応答</li> </ul> <p style="text-align: right;">クレイポルド株式会社 代表取締役 傳 直文 氏</p>
8/10.23. 24	地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト共同展示商談会 feel NIPPON 旅フェア 2012 事前説明会・啓発セミナー	18名	日商会議室 A（東京都千代田区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「feel NIPPON 旅フェア日本 2012」の概要について</li> </ul> <p style="text-align: right;">株式会社 JTB コミュニケーションズ （旅フェア日本 2012 事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○出展目的について</li> <li>○「出展効果を高めるために～取り扱いたくなる観光商品とは～」</li> </ul> <p style="text-align: right;">株式会社観光販売システムズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○今後のスケジュールと注意事項について</li> </ul> <p style="text-align: right;">株式会社 NKB （「feel NIPPON 旅フェア日本 2012」事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○その他・質疑応答</li> </ul> <p style="text-align: right;">株式会社 NKB</p>
8/22	Facebook 活用研修会	20名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Facebook ページの作成方法について</li> <li>○実習</li> <li>○Facebook を活用するうえでの注意事項（セキュリティ等）や人気ページづくりのノウハウ説明</li> <li>○質疑応答</li> </ul> <p style="text-align: right;">クレイポルド株式会社 代表取締役 傳 直文 氏</p>
8/23	日商ネット試験セミナー	44名	関西経理専門学校（大阪府大阪市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ネット検定試験の現状と課題～プレゼン資料作成検定 1・2 級の実施等について～</li> <li>○質の向上が問われる学習サービス業界を取り巻く昨今の現状</li> </ul> <p style="text-align: right;">早稲田大学 IT 教育研究所統括研究員 ISO/TC232 国内審議委員会 委員長 宮澤 賀津雄 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間教育訓練サービス機関の生き残りをかけた質の向上のあり方について</li> </ul> <p style="text-align: right;">一般財団法人キャリア教育振興協会</p>

				<p>理事長 石井 典子 氏</p> <p>○「Windows 8」への対応等について 日商検定推進アドバイザー (PC) 傳 直文 氏</p> <p>○日商 PC 検定のすすめ 一般財団法人キャリア教育振興協会 理事長 日商検定推進アドバイザー (PC) 石井 典子 氏</p>
8/23	商工会議所向けタブレット端末実践活用研修会	14 名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	<p>○パソコンとタブレット端末のデータ連携・共有</p> <p>○タブレット端末におけるファイル・フォルダの管理</p> <p>○電子書類の作成方法</p> <p>○ビジネスアプリの紹介</p> <p>○カメラ・ビデオの活用</p> <p>○MDM (モバイルデバイス管理) の導入活用 NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏</p>
8/24	日商 PC 検定上位級試験指導法研修会	9 名	関西経理専門学校 (大阪府大阪市)	<p>○キャリア形成支援</p> <p>○実習プログラム I (日商 PC 検定模擬試験)</p> <p>○実習プログラム II (日商 PC 検定試験)</p>
8/27	日商ネット試験セミナー	15 名	福岡商工会議所 (福岡県福岡市)	<p>○ネット検定試験の現状と課題～プレゼン資料作成検定 1・2 級の実施等について～</p> <p>○民間教育訓練サービス機関の生き残りをかけた質の向上のあり方について 一般財団法人キャリア教育振興協会 理事長 石井 典子 氏</p> <p>○「Windows 8」への対応等について 日商検定推進アドバイザー (PC) 傳 直文 氏</p> <p>○日商 PC 検定のすすめ 一般財団法人キャリア教育振興協会 理事長 日商検定推進アドバイザー (PC) 石井 典子 氏</p>
9/6	Facebook 活用研修会	21 名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	<p>○Facebook ページの作成方法について</p> <p>○実習</p> <p>○Facebook を活用するうえでの注意事項 (セキュリティ等) や人気ページづくりのノウハウ説明</p> <p>○質疑応答 クレイボルド株式会社 代表取締役 傳 直文 氏</p>

9/6.7	経営指導員向け BCP 研修会（大阪）	22 名	大阪商工会議所 （大阪府大阪市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業 BCP 策定運用指針の全体像の説明</li> <li>- 入門、基本、中級、上級の 4 つのコースの位置付け</li> <li>中小企業庁 事業環境部 企画課 経営安定対策室</li> <li>○ 中小企業の災害対応に関する奏功事例の紹介 （以下、NKSJ リスクマネジメントが講師進行）</li> <li>- BCP 策定に取り組んでいる企業事例および過去の災害から復興・復旧を果たした企業事例の紹介</li> <li>○ 中小企業 BCP 策定運用指針（入門、基本、中級、上級コース）の解説に向けた導入</li> <li>○ 中小企業 BCP 策定運用指針（入門コース）の解説 1</li> <li>- 入門コースに沿った BCP 策定方法の解説およびワークショップ（※1）</li> <li>○ 中小企業 BCP 策定運用指針（入門コース）の解説 2</li> <li>- 入門コースに沿った BCP 策定方法の解説およびワークショップ</li> <li>○ 中小企業 BCP 策定運用指針（基本・中級・上級コース）の解説</li> <li>- 入門コースに含まれているが、基本・中級・上級コースでよりバージョンアップが必要な事項（安否確認ルールの整備等）の解説およびワークショップ</li> <li>- 入門コースに含まれておらず、基本・中級・上級コースに含まれている事項（目標復旧時間等）の解説およびワークショップ</li> <li>○ 中小企業への BCP 策定指導の実践</li> <li>- 中小企業 BCP 策定運用指針（入門コース）を活用した BCP 策定指導のロールプレイング（※2）</li> </ul>
9/7	日商ネット試験セミナー	33 名	日本自動車会館 く るまプラザ （東京都港区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ネット検定試験の現状と課題～プレゼン資料作成検定 1・2 級の実施等について～</li> <li>○ 質の向上が問われる学習サービス業界を取り巻く昨今の現状 早稲田大学 IT 教育研究所統括研究員 ISO/TC232 国内審議委員会 委員長 宮澤 賀津雄 氏</li> <li>○ 民間教育訓練サービス機関の生き残りをかけた質の向上のあり方について 一般財団法人キャリア教育振興協会 理事長 石井 典子 氏</li> <li>○ 「Windows 8」への対応等について 日商検定推進アドバイザー（PC） 傳 直文 氏</li> <li>○ 日商 PC 検定のすすめ 一般財団法人キャリア教育振興協会 理事長</li> </ul>

				日商検定推進アドバイザー (PC) 石井 典子 氏
9/7	商工会議所向けタブレット端末実践活用研修会	13名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	○パソコンとタブレット端末のデータ連携・共有 ○タブレット端末におけるファイル・フォルダの管理 ○電子書類の作成方法 ○ビジネスアプリの紹介 ○カメラ・ビデオの活用 ○MDM (モバイルデバイス管理) の導入活用 NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏
9/21~23	日商マスター認定制度 集合研修	11名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	○指導者のための教育技法 I ・実務に即した実学の徹底指導方法 (講義・実習) ○指導者のための教育技法 II ・指導者としての表現技法 ○教育実習のための技法 ○対面講義における受講者のニーズに対応した指導の実践 ○教育実習 (グループワーク) ○キャリア形成支援 ○体験実習プログラム (日商 PC 検定模擬試験) ○体験実習プログラム (日商 PC 検定本試験) ○教育実習 (個人発表)
9/22.23	日商マスター研究会	19名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	○キャリア形成支援 ○体験実習プログラム (日商 PC 検定模擬試験) ○体験実習プログラム (日商 PC 検定本試験)
9/26~28	容器包装リサイクル担当者研修会	174名	カリアック (静岡県浜松市)	○容器包装リサイクル制度について ・委託業務について (25年度に向けた業務委託契約の見直し、申込受付業務) ・オンラインシステム (REINS) の入力方法と注意点等について ・普及啓発業務について (管内特定事業者フォロー、協会広報ツール活用、各種説明会開催) ・市町村における分別収集業務の現状について ・問合せ事例から学ぶ事業者への対応について (事業者向け Q&A の解説)
10/3~5	商工会議所 BCP セミナー (第二弾)	22名	カリアック (静岡県浜松市)	○「全国の商工会議所ネットワークによる連携支援体制の構築 (アクションプログラム)」 ○災害時対応マニュアルや事業継続計画 (BCP) に関するセミナー 株式会社インターリスク総研 コンサルティング第二部 BCM 第二グループ 上席コンサルタント 山口 修 氏 飯田 剛史 氏 飛嶋 順子 氏

10/10～ 12	平成 24 年度「商工会議所経理担当職員研修会」(経験 3 年未満の方が対象)	55 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>○商工会議所運営におけるコンプライアンスについて</p> <p>○商工会議所における会計実務について①～③ 永和監査法人 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 公認会計士 鈴木 美佐子 氏</p> <p>—総論解説、特定退職金共済制度を含む収支決算書作成における留意点、各地商工会議所の事例研究等</p> <p>○消費税と法人税の実務と決算申告手続のポイント 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏</p> <p>○TOAS の活用について 松本商工会議所 上原 勇 氏</p> <p>○情報交換会</p> <p>○商工会議所の財務分析 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏</p>
10/13	東日本大震災復興ビジネス支援フォーラム-ネットショップの活用による販路拡大-	91 名	仙台商工会議所 (宮城県仙台市)	<p>○ネットショップによる販路拡大 ヤフー株式会社 事業戦略統括本部 パートナーソリューション本部 小澤 富士男 氏</p> <p>○ネットショップの成功事例 「なぜ、数あるネットショップの中でまくら株式会社は、繁盛することができたのか？」 まくら株式会社 代表取締役 河元 智行 氏</p> <p>○個別相談会</p>
10/18	商工会議所専務理事向けタブレット端末活用研修会	10 名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	<p>○タブレット端末の動向</p> <p>○タブレット端末の設定</p> <p>○インターネット検索</p> <p>○各種アプリのインストール</p>
10/31～ 11/2	平成 24 年度商工会議所会員増強研修会	45 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>○最近の商工会議所をめぐる組織強化の現状と課題および会員増強におけるコンプライアンスの重要性</p> <p>○科学的会員増強の仕組みづくりと会員増強 4 ステップのマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アプローチスキルの習得 (会員増強 4 ステップ その 1) ～自所の説明スキルの標準化、成約率の 8 割が決まるアプローチトーク～</li> <li>・ヒアリングスキルの習得 (会員増強 4 ステップ その 2) ～事業者ニーズを把握するための質問スキルの習得と事業の価値と特性の構造理解～</li> <li>・プレゼンテーションスキルの習得 (会員増強 4 ステップ その 3) ～課題解決型提案スキルの習得、自所の「事業の価値と特性」の整理～</li> <li>・入会への導引と結論への対応 (会員増強 4 ステップ その 4) ～自信をもって入会への結論を導</li> </ul>

				<p>くトーク～</p> <p>○退会慰留の対応</p> <p>○会員増強計画の作り方とポイント～目標達成のための方程式の作り方～</p> <p>ブラフマン・アンド・エス株式会社による講演とグループディスカッション</p> <p>○会員訪問時携帯ツールコンテスト</p> <p>参加者が自所のツールを持ち寄り投票</p>
11/5～7	平成 24 年度商工会議所中堅職員研修会	28 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>○「商工会議所の課題・現状と職員に求めること」</p> <p>○「次世代の商工会議所を担うリーダーシップ力の強化」</p> <p>ICF 認定プロフェッショナルコーチ 小野 仁美 氏</p> <p>○「マネジメント・コーディネート能力向上と、組織・事業を活性化する力を育てる」</p> <p>ICF 認定プロフェッショナルコーチ 小野 仁美 氏</p> <p>○「商工会議所の歴史とコンプライアンスについて」</p>
11/8.9	平成 24 年度中小・小規模企業の国際化支援担当者研修会	32 名	アセアンセンター (東京都港区)	<p>○【講義①中小企業の海外展開支援のポイント】</p> <p>「アセアン地域を中心とした海外進出支援のポイント」</p> <p>信金中央金庫 海外業務支援部 審議役 丹羽 弘之 氏</p> <p>○【特別講演】</p> <p>「中小・小規模企業の海外展開の意義・必要性と商工会議所の取り組み」</p> <p>日本商工会議所 中小企業国際化支援特別委員会共同委員長 東京商工会議所 中小企業国際展開推進委員会委員長 株式会社フォーバル 代表取締役会長 大久保 秀夫 氏</p> <p>○【事例研究①中小企業の海外展開のポイントと課題】</p> <p>(1)「大田区製造業のタイへのグローバル展開支援」</p> <p>公益財団法人 大田区産業振興協会 専務理事 山田 伸顯 氏</p> <p>(2)「ニッポンのアスリートを支えるスポーツウエアビジネスでベトナムに進出」</p> <p>株式会社エヌエスケーエコーマーク 代表取締役 西牧 寛次 氏</p> <p>(3)「カンボジアへの投資～中小企業のカンボジア進出の事例～」</p> <p>株式会社 春うららかな書房 取締役管理本部長 竹原 稔郎 氏</p>

				<p>○【講義②外国政府投資機関の活用】</p> <p>(1)「アジアのビジネスハブとしてのシンガポール」 シンガポール共和国大使館 参事官(産業) 蔡 鎰和 (チュア・イアクファ) 氏</p> <p>(2)「フィリピンの投資環境と外国投資誘致策について」 フィリピン共和国大使館 商務部 シニアトレードアシスタント 山家 俊夫 氏 &lt;ASEAN 各国大使館・貿易促進機関との懇親交流会&gt; 開会挨拶 国際機関日本アセアンセンター 観光交流部 部長代理 淵上 奘慶 氏</p> <p>○【講義③貿易実務の基礎】 「貿易取引のしくみおよび貿易書類の基礎」 一般社団法人 貿易アドバイザー協会 高橋 靖治 氏</p> <p>○【講義④中小企業海外展開支援機関の活用】</p> <p>(1)「中小企業の海外展開支援とジェトロの取り組み」 日本貿易振興機構 企画部 事業推進主幹 佐藤 拓 氏</p> <p>(2)「JICAによる中小企業の海外展開支援」 独立行政法人国際協力機構 民間連携室 連携推進課 課長 兼 海外投融资課 企画役 若林 仁 氏</p> <p>(3)「日本公庫国民生活事業の海外展開支援」 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 海外支援グループ 上席グループリーダー 代理 相良 和孝 氏</p> <p>○【事例研究②商工会議所の国際展開支援の取り組み】</p> <p>(1)「金沢商工会議所における国際化支援に対する主な取り組み」 金沢商工会議所 専門指導課 課長補佐 竹田 和光 氏</p> <p>(2)「燕商工会議所における海外展開～ものづくり中小企業の支援の取組～」 燕商工会議所 産業観光課 課長補佐 大口 一英 氏</p> <p>(3)「北九州商工会議所の国際化支援事業について」 北九州商工会議所 産業振興部産業振興課 大中 康史 氏</p>
--	--	--	--	---

11/12～ 14	平成 24 年度第 2 回 商工会議所貿易関係 証明業務担当者研修 会	35 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貿易関係証明業務をめぐる状況と今後の課題について</li> <li>○「貿易取引のしくみ、および貿易書類の基礎」 一般社団法人 貿易アドバイザー協会会員・ JETRO 認定貿易アドバイザー 高橋 靖治 氏</li> <li>○「貿易関係証明の概要と発給実務のポイントについて」 横浜商工会議所 国際部課長補佐 中田 邦彦 氏</li> </ul>
11/19-21	販売支援力強化研修 会	17 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>講師：ジャイロ総合コンサルティング(株) 渋谷 雄大 氏 綿貫 有 二 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マーケティング・販売促進の考え方・支援企業 の強み分析方法</li> <li>○スマホ&amp;タブレットで会員企業の業務効率化手 法</li> <li>○販促ツール（紙媒体）開発の考え方と具体策</li> <li>○Web 戦略</li> <li>○ソーシャルメディア戦略</li> <li>○営業マーケティング戦略</li> <li>○営業戦術 I</li> <li>○営業戦略 II</li> <li>○コンサルティング支援技術</li> </ul>
11/20.21	中小企業情報セキュ リティセミナー	39 名	札幌商工会議所 (北海道札幌市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マネジメントコース入門編</li> <li>○マネジメントコース実践編</li> <li>○技術コース標準編</li> </ul>
11/26.27	平成 24 年度第 2 回 経営支援に係る問題 発見・課題抽出スキ ル向上研修会 in 福 島	19 名	コラッセふくしま (福島県福島市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開会挨拶 福島商工会議所 専務理事 山田 義夫 氏</li> <li>講師：コンサルタンツノヴァーレ 時山 正 氏</li> <li>○問題提起</li> <li>○経営支援に必要な思考様式</li> <li>○問題発見法・解決法</li> <li>○演習 1：現状分析演習</li> <li>○演習 2：問題定義演習</li> <li>○演習 3：課題抽出演習～損益分岐分析/CF 分岐 分析および売上分析～</li> <li>○演習 4：課題解決プラン策定演習～プランに従 った売上予測を行う～</li> <li>○演習 5：事業計画および返済計画策定演習</li> <li>○経営支援の方法論研究</li> </ul>



11/28～ 30	平成 24 年度マル経 等基礎研修会	80 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>○主催者挨拶</p> <p>○商工会議所におけるマル経融資の重要性・意義 および推進方法について 東京商工会議所 中小企業部 金融対策担当 課長 九川 謙一 氏</p> <p>○マル経推薦にあたっての指導員の基礎知識Ⅰ 東京商工会議所 中小企業部 金融対策担当 課長 九川 謙一 氏</p> <p>○コンプライアンスの徹底について</p> <p>○マル経の動向について</p> <p>○マル経推薦にあたっての指導員の基礎知識Ⅱ 東京商工会議所 中小企業部 金融対策担当 課長 九川 謙一 氏</p> <p>○成熟経済下の中小企業支援のあり方（東京の事例紹介） 東京商工会議所 中小企業部 金融対策担当 課長 九川 謙一 氏</p> <p>○つよく生きる!中小企業になるための戦略思考 と組織づくり 東京商工会議所 中小企業部 金融対策担当 課長 九川 謙一 氏</p> <p>○マル経融資推薦書・推薦付属書等の記入および 検討のポイントについて ㈱日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資企画部 グループリーダー代理 福地 信 氏</p> <p>○グループ別討議（ケーススタディ）</p> <p>○グループ討議報告（各班代表）</p> <p>○ケーススタディ解説、質疑応答 他 ㈱日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資企画部 グループリーダー代理 福地 信 氏</p>
12/10	スマートフォン・タ ブレット端末活用セ ミナー（秋田商工会 議所との共催）	55 名	秋田	<p>○タブレット端末の活用事例紹介 株式会社 NTT ドコモ東北支社秋田支店 法人営業 主査 二瓶 智晴 氏</p> <p>○スマートフォンの業務活用におけるセキュリテ ィ対策 中小企業支援 SaaS 利用促進 コンソーシアム メンバー 株式会社日立システムズ ネット SaaS 推進本部 主管技師長 山野 浩 氏</p> <p>○タブレット端末のビジネス活用 説明・デモ NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏</p>

12/12	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	2名	国際部 (東京都千代田区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定原産地証明書に係る指定発給機関の業務について</li> <li>○経済連携協定の概要等の一般知識および原産地規則について</li> <li>○特定原産地証明の発給事務における審査ポイントについて</li> <li>○習熟度チェック</li> <li>○発給システム操作説明等について</li> <li>○経理事務処理について</li> </ul>
12/18	改正高年齢者雇用安定法・改正労働契約法に関する対応セミナー	43名	講堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改正高年齢者雇用安定法について 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課長 中山 明広 氏</li> <li>○改正労働契約法について 厚生労働省労働基準局労働条件政策課課長補佐 澁谷 秀行 氏</li> <li>○改正高年齢者雇用安定法と改正労働契約法において企業に求められる対応等について 社会保険労務士法人 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下 順子 氏</li> </ul>
12/19	地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト共同展示商談会「feel NIPPON 春2013」in 第75回東京インターナショナル・ギフトショー春2013 出展者説明会	27名	東京都江東区 (東京ビッグサイト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開催目的および招待状・パンフレットについて (株) ビジネスガイド社 事業部 次長 藤波 信義 氏</li> <li>○feel NIPPON 出展を活用した販路開拓について 小山商工会議所 事務局長 大関 幸秀 氏</li> <li>○セミナー「ちょっとの工夫が成否を分ける！～バイヤーを惹きつける仕掛けづくりのポイント」 Kマーケティングアンドコンサルティング株式会社 代表取締役 山崎 功治 氏</li> <li>○現場スケジュールと小間位置について 説明会から出展および会期中のスケジュールについて (株) ビジネスガイド社 事業部 次長 藤波 信義 氏</li> <li>○質疑応答</li> <li>○各種お申込みに関する注意事項 (株) JTB 法人東京営小推進本部 ('feel NIPPON 春2013'事務局) 甲部 政司 氏、秋庭 再治 氏</li> </ul>

1/21.22	TOAS フォーラム 2012	46名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>○基調講演 企業及び取引先仕入が共通で使えるシステム構築 小島プレス工業(株) 総務統括部 菅野 修一氏</p> <p>○TOASの最新動向 松本商工会議所 情報事業部 部長 米窪 英人氏</p> <p>○商工会議所向けバックアップサービスについて 北大阪商工会議所 情報センター 鍵村 隆氏</p> <p>○事例発表 ・商工会議所でのTOASの活用事例 (1) 共通検索からグーグルマップへの地点表示 (マッピング)と活用について 小山商工会議所 常川 朋之氏 (2) TOASデータの各種業務への活用と所内教育 用マニュアル作成 諏訪商工会議所 長田 俊雄氏</p> <p>○TOAS パートナープレゼンテーション ○グループ別分科会 ○TOAS 何でも相談室 ○グループ別分科会発表</p>
---------	--------------------	-----	--------------------	---

1/22. 23	平成 24 年度 第 2 回商工会議所 IT 活用研修会	58 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>○開会挨拶</p> <p>○基調講演</p> <p>1. 中小企業の IT 化の現状と支援のあり方 中小企業診断士・IT コーディネータ 高島 利尚 氏 (商工会議所 IT 活用研究会 アドバイザー)</p> <p>2. スマートデバイスの普及による IT 新時代の到来 特定非営利活動法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏 (日商主催商工会議所向けタブレット端末実践活用研修会 講師)</p> <p>3. SNS が企業、地域、社会を変える クレイポルド株式会社 代表取締役 傳 直文 氏 (日商主催 Facebook 活用研修会 講師)</p> <p>○商工会議所 IT モデル事業について</p> <p>○グループディスカッション</p> <p>(分科会 1) 商工会議所における IT 経営支援への取り組み</p> <p>(分科会 2) タブレット端末の活用による商工会議所事業の拡充</p> <p>(分科会 3) Facebook の活用等による商工会議所情報発信力の強化</p> <p>○商工会議所業務に役に立つソリューション紹介</p> <p>○商工会議所と IT コーディネータの連携事例について</p> <p>1. 新しい情報テクノロジーが地域ビジネス可能性を拡げる 特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会 事務局 部長 (事業戦略) 中塚 一雄 氏</p> <p>2. IT コーディネータとの連携による商店街の情報化支援について 竹原商工会議所 中小企業振興課 係長 経営指導員 田中 雅一 氏</p> <p>○全体セッション</p>
1/23. 24	中小企業情報セキュリティセミナー	70 名	浜松商工会議所 (静岡県浜松市)	<p>○マネジメントコース入門編</p> <p>○マネジメントコース実践編</p> <p>○技術コース標準編</p>
1/29	平成 24 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト啓発セミナー	27 名	日商会議室 A (東京都千代田区)	<p>○平成 25 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトについて</p> <p>○「地域活性化事業のポイントおよびワークショップの進め方について」 株式会社日本経済研究所 地域本部 地域振興部 副部長 佐藤 友美 氏</p> <p>○ワークショップ</p>

1/30～ 2/1	平成 24 年度政策・調査担当職員研修会	22 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「重要政策課題の動向」について</li> <li>○笑いで地域を活性化「あなたの街に住みますプロジェクト」～47 都道府県住みます芸人～ 静岡県住みます芸人 カズ&amp;アイ 氏 (株)よしもとクリエイティブ・エージェンシー 47 エリアセンター 東日本センター長 水本 章 氏</li> <li>○「心に響く PR 戦略～地域活性化策のプランニングと情報発信～」 (株)TM オフィス 代表取締役 殿村 美樹 氏</li> <li>○事例発表 (各地商工会議所における政策・調査業務の取組について) 横浜商工会議所 経済政策部 竹内 悠子 氏 名古屋商工会議所 企画振興部 横井 利恵 氏</li> <li>○「政策・調査担当職員に求められる能力ー経済調査のポイント」 日本銀行 調査統計局 地域経済調査課 企画役 高山 浩之 氏</li> <li>○「データの分析ならびにレポート作成」 アドバイザー：日本銀行 調査統計局 地域経済調査課 企画役 高山 浩之 氏</li> </ul>
2/4	Facebook ページ作成セミナー (下関商工会議所と共催)	66 名	下関商工会館 3 階 (山口県下関市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「Facebook」の導入方法について</li> <li>○「Facebook」ページの作成方法 (実演) について</li> <li>○「Facebook」ページの事例紹介、運営上の注意点について クレイポルド株式会社 代表取締役 傳 直文 氏</li> </ul>
2/5	Facebook ページ作成セミナー (高砂商工会議所と共催)	30 名	ふれあいの郷生石 研修センター 1 階 会議室 1 (兵庫県高砂市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「Facebook」の導入方法について</li> <li>○「Facebook」ページの作成方法 (実演) について</li> <li>○「Facebook」ページの事例紹介、運営上の注意点について クレイポルド株式会社 代表取締役 傳 直文 氏</li> </ul>
2/5	スマートフォン・タブレット端末活用セミナー (小松商工会議所と共催)	40 名	小松商工会議所 (石川県小松市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○タブレット端末の活用事例紹介 株式会社 N T T ドコモ北陸支社法人営業部 法人システム営業課長 榑 壮一 氏 法人システム営業担当 前田 陽子 氏 S E 担当 北元 芳明 氏</li> <li>○スマートフォンの業務活用におけるセキュリティ対策 中小企業支援 SaaS 利用促進 コンソーシアム メンバー 株式会社日立システムズ ネット SaaS 推進本部 主管技師長 山野 浩 氏</li> </ul>

				<p>○タブレット端末のビジネス活用 説明・デモ NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏</p>
2/5.6	平成 24 年度マル経 総合研修会（事故対 策義務研修会）	95 名	キャリアック （静岡県浜松市）	<p>○主催者挨拶 ○小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経） について 中小企業庁 経営支援課小規模企業政策室 専門官 北山 宗平 氏 ○マル経融資制度の一層の推進について （株）日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資企画部 制度企画グループ 上席グループリーダー代理 山崎 孝志 氏 ○金融円滑化法期限到来の影響と小規模事業者支 援のあり方 東京都中小企業再生支援協議会 マネージャー 目野 雅彦 氏 サブマネージャー 奥津 裕介 氏 ○マル経の推進にかかる日商からの連絡事項 金融円滑化法を踏まえた政策パッケージの動き 等 ○グループ別討議 ・商工会議所の今後の経営支援のあり方 ・金融円滑化法終了におけるマル経推薦の対策等 ○グループ別討議（続き） ・商工会議所の今後の経営支援のあり方 ・金融円滑化法終了におけるマル経推薦の対策等 ○グループ別討議報告および全体意見交換 ○コンプライアンスの徹底について</p>
2/6～8	平成 24 年度「商工会 議所経理担当職員研 修会」（経理担当管理 職および経験 3 年以 上の方が対象）	18 名	キャリアック （静岡県浜松市）	<p>○商工会議所運営におけるコンプライアンスにつ いて ○商工会議所における会計実務について①～③ 永和監査法人 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 公認会計士 鈴木 美佐子 氏 総論解説、特定退職金共済制度を含む 収支決 算書作成における留意点 各地商工会議所の事 例研究、商工会議所の財政分析等 ○消費税と法人税の実務と決算申告手続のポイント 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 ○資産運用について SMBC 日興証券株式会社 公益法人業務部営業支援課 次長 谷内 敏美 氏 ○情報交換会 ○会議所運営の諸問題について</p>

2/6～8	平成 24 年度「全国商 工会議所共済・保険 担当者研修会」	24 名	キャリアック (静岡県浜松市)	<p>○商工会議所運営におけるコンプライアンスにつ いて</p> <p>○会員向けセミナー (ダイジェスト版) デモン ストレーション</p> <p>(1) 職場における情報リスクと対策 ～個人情 報保護から SNS まで～ 株式会社インターリスク総研 コンサルティング第二部 BCM 第二グループ 上席コンサルタント 飯田 剛史 氏</p> <p>(2) 製品輸出時における企業の PL 対策について 株式会社損保ジャパン 営業開発第一部 第三課リーダー 丸尾 重雄 氏</p> <p>(3) 企業の PL 対策について 東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部 担当次長 横山 昌彦 氏</p> <p>(4) 企業の労務対策について 東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部 担当次長 横山 昌彦 氏</p> <p>○商工会議所保険制度の減少について</p> <p>○講演「共済制度とは」 アクサ生命保険株式会社 CCI 営業推進部 CCI 推進グループ グループマネージャー 阿部 晋吾 氏</p> <p>○事例発表 八王子商工会議所 業務部長 湊上 安 氏</p> <p>○情報交換会</p> <p>○会議所運営の諸問題について</p>
2/7	スマートフォン・タ ブレット端末活用セ ミナー (福島商工会 議所と共催)	85 名	福島	<p>○タブレット端末の活用事例紹介 株式会社 NTT ドコモ東北支社法人営業部 システム企画担当 主査 安倍 弘樹 氏</p> <p>○タブレット端末のビジネス活用 説明・デモ NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏</p> <p>○クラウドサービスの活用 中小企業支援 SaaS 利用促進コンソーシアム メンバー・株式会社日立システムズ ネット SaaS 推進本部 主管技師長 山野 浩 氏 NPO 法人 ITC ふくしま 理事長 齋藤 瞳 氏</p>
2/7.8	TOAS 研修会 (組織団 体・会費/データ活用 編)	14 名	芝大門オフィス研修 室 (東京都港区)	<p>○Admin システムの各種設定に関する解説と実習</p> <p>○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習</p> <p>○データ活用に関する各種設定と実習</p> <p>○質疑応答</p> <p>松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>

2/7.8	観光振興担当者研修会	28名	新国際ビル・台東区谷中	<p>○基調講演 「観光振興で地域を元気にする秘訣～各地の事例から」 跡見学園女子大学 マネジメント学部 准教授 篠原 靖 氏</p> <p>○地域における観光振興への取り組み事例の紹介 澤の屋 館主 澤 功 氏 (下町におけるインバウンド促進事例) 株式会社ちば南房総 取締役 加藤 文男 氏 (地域資源を活かした商品開発や、道の駅開設をはじめとする観光振興等への取り組み)</p> <p>○グループディスカッション</p> <p>○グループディスカッション結果の発表・意見交換</p> <p>○グループディスカッションを踏まえた総括 跡見学園女子大学 マネジメント学部 准教授 篠原 靖 氏</p> <p>○現地視察 (東京都台東区・谷中地区でまち歩き後、澤の屋旅館を見学)</p>
2/8	TOAS 研修会 (経理編)	10名	芝大門オフィス研修室 (東京都港区)	<p>○経理システムに関する解説と実習</p> <p>○質疑応答</p> <p>松本商工会議所 上原 勇 氏、松澤 剛 氏</p>
2/12.13	地域発ヒット商品 (食品・飲料品) 探究合宿	19名	カリアック (静岡県浜松市)	<p>○講演 「ヒット商品の傾向と特徴」 『日経トレンドィ』 編集長 渡辺 敦美 氏</p> <p>○事例発表</p> <p>○グループワーク 事例発表で取り上げた商品を「ヒット商品」にするためには</p> <p>○グループワーク 参加者の開発した・する商品を「ヒット商品」にするためには 『日経トレンドィ』 編集長 渡辺 敦美 氏 『日経トレンドィ』 副編集長 渡辺 和博 氏 株式会社テクノアソシエーツ ヴァイス・プレジデント 加藤 芳男 氏</p> <p>○講演「ヒット商品の開発秘話」 日本コカ・コーラ株式会社 マーケティング本部ティーカテゴリー紅茶・機能性茶グループ グループマネジャー 高木 直樹 氏</p>
2/13	中小企業情報セキュリティセミナー	78名	福山商工会議所	<p>○マネジメントコース入門編</p> <p>○マネジメントコース実践編</p>



2/14	Facebook ページ作成セミナー（小千谷商工会議所と共催）	30名	小千谷商工会議所 3階ホール （新潟県小千谷市）	○「Facebook」の導入方法について ○「Facebook」ページの作成方法（実演）について ○「Facebook」ページの事例紹介、運営上の注意点について クレイポルド株式会社 代表取締役 傳 直文 氏
2/14	中小企業情報セキュリティセミナー	67名	広島商工会議所 （広島県広島市）	○技術コース標準編
2/21	Facebook ページ作成セミナー（伊勢商工会議所と共催）	60名	伊勢市産業支援センター 研修室 （三重県伊勢市）	○「Facebook」の導入方法について ○「Facebook」ページの作成方法（実演）について ○「Facebook」ページの事例紹介、運営上の注意点について クレイポルド株式会社 代表取締役 傳 直文 氏
2/26	スマートフォン・タブレット端末活用セミナー（松江商工会議所と共催）	45名	松江商工会議所 （島根県松江市）	○タブレット端末の活用事例紹介 株式会社NTTドコモ中国支社 島根支店 法人営業担当 中田 光俊 氏 ○スマートフォンの業務活用におけるセキュリティ対策 中小企業支援 SaaS 利用促進コンソーシアムメンバー・株式会社日立システムズ ネットSaaS推進本部 主管技師長 山野 浩 氏 ○タブレット端末のビジネス活用 説明・デモ NPO 法人 OCP 総合研究所 理事長 桑山 義明 氏
3/7	公害健康被害補償担当者向け研修会	133名	国際会議場 （東京都千代田区）	○平成25年度賦課料率について ○平成25年度徴収業務の実施について ○平成25年度の申告・納付指導について ○オンライン申告・FD申告の手続きについて ○その他

## (7) 後援・協賛事業

開催期日	名 称	主催者名	部
2012/4/1～ 3/31	eco.japancup2012	環境ビジネスウィメン	産 二
4/5	第 62 回神宮式年遷宮法祝演奏会の開催に際しての後援名義の使用について	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
4/5～5/16	第 24 回日経ニューオフィス賞	日本経済新聞社 (社)ニューオフィス推進協議会	総
4/11	ICC 国際仲裁セミナー	国際商業会議所日本委員会	国
4/17	ラオス投資ビジネスセミナー	川崎商工会議所	国
4/20	MCPC award 2012	モバイルコンピューティング推進 コンソーシアム	情
5/1～10/26	第 32 回「緑の都市賞」	財団法人都市緑化機構	産 二
5/3～5	第 54 回全日本こけしコンクール	宮城県、白石市、白石商工会議所	流
5/9～15	第 15 回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
5/23～25	自治体総合フェア 2012	一般社団法人日本経営協会	流
5/23～25	企業立地フェア 2012	一般社団法人日本経営協会	流
5/29～31	スマートコミュニティ JAPAN 2013	日刊工業新聞社	産 二
5/22～25	2012NEW 環境展	日報ビジネス株式会社	産 二
5/19～21	第 1 回環境放射能除染学会	環境放射能除染学会	産 二
5/21	本邦中堅・中小企業進出のベトナム及びインドネシア工業団地に関するワークショップ	独立行政法人国際協力機構 民間連携室	国
5/30～6/1	スマートグリッド展 2012	日刊工業新聞社	産 二
5/31	クレイグ・エマーソン オーストラリア貿易・競争大臣昼食講演会	日豪経済委員会	国
6/1～3	“BOELEX JAPAN 2011 in SAPPORO” 「第 46 回 BPAJ 全国ボウリング競技大会」開催に伴う 当所後援名義使用および表彰状への会頭印下附について	(社)日本ボウリング場協会	総
6/1～ 2013/5/31	第 20 回社会に開かれた大学・大学院展 Web 大学・大学院展 2012	社会に開かれた大学・大学院展実行 委員会	事
6/5	蘇州高新区日本企業進出 500 社突破記念式典	蘇州市人民政府高新区管理委員会	国
6/7～13	第 36 回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
6/8	日越貿易振興セミナー	ベトナム社会主義共和国大使館	国
6/12. 13	第 1 回 JACI/GSC シンポジウム	社団法人新化学技術推進協会 (JACI)	総
6/13	カンボジア、ラオス、ミャンマーにおける産業人材と本邦中堅・ 中小企業進出支援に関するワークショップ	独立行政法人国際協力機構 民間連携室	国
6/24	第 10 回 NPO 法人おやじ日本全国大会	特定非営利活動法人おやじ日本	企
6/25, 27	ミャンマー投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター、駐 日ミャンマー連邦共和国大使館	国
6/27	ITMS セミナー	IT マネジメント・サポート共同組合	情
6/27. 28	もうかりメッセ東大阪 2012in 東京	第 8 回もうかりメッセ東大阪 in 東 京実行委員会	流

7/1~31	蓄熱月刊	一般財団法人ヒートポンプ地奥熱センター	産二
7/1~ 2013/3/12	第38回(平成24年度)発明大賞表彰事業	公益財団法人 日本発明振興協会 日刊工業新聞社	事
7/2	第65回広告電通賞	広告電通賞審議会	広
2012/7/6 ~8	第62回湘南ひらつか七夕まつり七夕飾りコンクール	湘南ひらつか七夕まつり	流
7/8	第41回全国氷彫刻展夏季大会	特定非営利活動法人日本氷彫刻会	中
7/9	中小企業の海外展開支援セミナー~アジアマーケットの可能性を探る~	大和商工会議所	国
7/10.12	ミャンマー経済セミナー	株式会社共同通信社	国
7/10~12	東京丸の内 福島 輪島物産展	輪島商工会議所	流
7/10~19	第14回欧州最新流通・物流システム視察会	日本小売業協会	流
7/11	台湾投資説明会	台湾經濟部	国
7/16~21	2012年台湾貿易・技術・投資商談訪日団	經濟部国際貿易局、台日経済貿易発展基金会、台日商務交流協進会、交流協会日台ビジネス交流推進委員会	国
7/17	「秋入学と人材育成を考える」シンポジウム	産経新聞社	企
7/17~19	第9回アジアファッション連合会 日本・東京大会	一般財団法人日本ファッション協会 アジアファッション連合会 日本委員会	流
7/19.20	平成24年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県	流
7/20	国際商事仲裁セミナー	一般財団法人日本商事仲裁協会	国
7/24	中国・天津・国家級西青経済技術開発区誘致セミナー	中華人民共和国天津市西青区人民政府、国家級西青経済技術開発区管理委員会	国
7/25	第57回全国和裁技術コンクール	一般社団法人 日本和裁士会	事
7/25.26	平成24年度販売士養成講習会等講師登録研修会	一般社団法人日本販売士協会	事
7/25.26	第32回全国高等学校IT・簿記選手権大会	学校法人立志舎	事
7/25~27	第23回インド家庭用品展・第33回インド衣料品展	インド貿易振興局(インド・デリー本局)	国
7/25.27	カンボジア投資セミナー	カンボジア開発評議会 国際機関日本アセアンセンター 独立行政法人国際協力機構 独立行政法人日本貿易振興機構	国
7/26	ふるさとテレビ設立7周年記念七夕シンポジウム	特定非営利活動法人ふるさとテレビ	流
7/29	第28回わんぱく相撲全国大会に対する大会役員への就任、当所後援名義の使用ならびに挨拶文のプログラムへの寄稿について	財)日本相撲協会 公社)東京青年会議所	総
8/1~7	「機械の日・機械週間」記念行事	一般社団法人 日本機械学会	中
8/7	海外進出セミナー&個別相談会	浜松海外ビジネス支援協議会	国
8/11	全国花火名人選抜競技大会 ふくろい遠州の花火2012	ふくろい遠州の花火実行委員会	流
8/11~9/28	第4回日本語大賞	特定非営利活動法人 日本語検定委員会	事
8/18	ひろしま平和発信コンサート プレ・イベント『Peace For World in HIROSHIMA2012』	広島県・ひろしま平和発信コンサート実行委員会	流
8/24	創立60周年記念 第8回教育旅行シンポジウム	財団法人 日本修学旅行協会	流

8/24.25	ITC Conference 2012	特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会	情
8/24.11/13	2012 年度「全国巡回がんセミナー」	公益財団法人 日本対がん協会	新規
8/25～9/1	学生のためのビジネスコンテスト KING2012	学生シンクタンク WAAV 学生のためのビジネスコンテスト KING2012 実行委員会	総
8/25～9/1	Business Camp KING	学生シンクタンク WAAV Business Camp KING 実行委員会	総
8/25～ 12/20	日中国交正常化 40 周年記念不惑プロジェクト	特定非営利活動法人アジア環境技術推進機構	国
8/28	広東省佛山市三水區投資環境説明会	広東省佛山市三水區	国
8/28～30	ジャパン・ジュエリー・フェスティバル 2012	UBM ジャパン株式会社 一般社団法人日本ジュエリー協会	流
8/28～30	パキスタン・ビジネス・投資セミナー	独立行政法人日本貿易振興機構	国
8/28～ 2013/1/22	中小企業向け指導者育成セミナー	特定非営利活動法人 日本ネットワークセキュリティ協会	情
8/31	モンゴル投資・ビジネス環境セミナー	独立行政法人国際協力機構	国
9/1～ 2013/3/22	「第 3 回日本でいちばん大切にしたい会社」大賞	日本でいちばん大切にしたい会社 大賞実行委員会	中
9/1～10/31	第 39 回「屋外広告の日」	一般社団法人日本屋外広告業団体 連合会 公益社団法人全日本ネオン協会 一般社団法人日本ディスプレイ業 団体連合会	産 一
9/5	セミナー「広東・香港 さらなる融合へ向けて」～中国の次の 30 年改革開放に向けて着手された新たな「実験」とは～	香港貿易發展局	国
9/5～7	第 12 回グルメ&ダイニングスタイルショー秋 2012	株式会社ビジネスガイド社	流
9/5～7	第 74 回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2012	株式会社ビジネスガイド社	流
9/6～ 2013/6/6	第 10 期チャイニーズ・マネジメント&マーケティング・スクール (CMMS)	日本香港協会全国連合会	国
9/8.9	2012 発明くふう展覧会後援名義使用許可及び賞下付	一宮商工会議所、一宮市教育委員会、江南市、稲沢市、稲沢商工会議所、江南商工会議所、一般社団法人愛知県発明協会	事
9/10	第 10 回「勇気ある経営大賞」	東京商工会議所	広
9/11	「香港が導く、中国及び世界マーケットへの進出～香港における展示会の魅力について～」	香港貿易發展局	国
9/11～14	国際物流総合展 2012 LOGIS-TECH TOKYO 2012	社団法人日本産業機械工業会、社団法人日本産業車両協会、社団法人日本パレット協会、一般社団法人日本運搬車両機器協会、一般社団法人日本物流システム機器協会、公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会、社団法人日本能率協会	流
9/12～14	第 18 回チャイナファッションフェア	一般社団法人日中経済貿易センター	国
9/12～14	「超高齢社会と情報社会の融合」国際会議	APEC、OECD、早稲田大学	企
9/14	中小企業に関する全国一斉無料法律相談及びシンポジウム	日本弁護士連合会	中

9/14～12/6	第7回 モノづくり連携大賞	(株)日刊工業新聞社	広
9/19	第3回グローバル30産学連携フォーラム	国際化拠点整備事業採択大学	企
9/22.23	第20回 ナマステ・インディア2012	NPO 法人日印交流を盛り上げる会	国
9/23	平成24年「勤労青少年の日」記念事業 「若ものを考えるつどい2012」	社団法人 日本勤労青少年団体協議会 財団法人 勤労青少年躍進会	産二
9/26	第62回神宮式年遷宮奉祝鎮守の里コンサート開催に際しての後援名義の使用について	第62回神宮式年遷宮奉賛コンサート実行委員会	総
9/28	平成24年度産学官連携推進会議	内閣府、総務省、他	中
9/30～11/9	2012 全日本洋装技能コンクール	社団法人 全日本洋装技能協会 社団法人 日本洋装協会	事
10/2	JISA コンベンション2012	一般社団法人 情報サービス産業協会	情
10/2～5	2012 東京国際包装展 (TOKYO PACK 2012)	公益社団法人 日本包装技術協会 (JPI)	事
10/2～6	CEATEC JAPAN 2012	CEATEC JAPAN 実施協議会、 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、 一般社団法人電子情報技術産業協会、 社団法人コンピュータソフトウェア協会	産一
10/4	2012 日本パッケージングコンテスト	公益社団法人 日本包装技術協会 (JPI)	事
10/4～8	工芸都市高岡2012クラフトコンペティション	工芸都市高岡クラフトコンペ実行委員会	流
10/5～12/7	平成24年度 電子署名・認証業務普及セミナー「広がる電子署名の活用分野」	経済産業省、一般財団法人日本情報経済社会推進協会	情
10/10～12	INTERMEASURE 2012 (第25回国際計量計測展)	一般社団法人 日本計量機器工業連合会	中
10/10～12	中小企業総合展 JISMEE2012	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中
10/11.12	第12回全国産業観光フォーラム in おかや	全国産業観光フォーラム in おかや実行委員会	流
10/11～20	平成24年度全国地域安全運動	公益財団法人全国防犯協会連合会、 都道府県防犯協会、都道府県暴力追放運動推進センター、警察庁、都道府県警察	流
10/12	事業承継フォーラム2012～地域でつなぐ事業承継～	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中
10/13	全国高等学校簿記競技大会	城西国際大学 経営情報学部	事
10/13	東日本大震災フォーラム～ネットショップによる販路拡大支援～	日本商工会議所 東北六県商工会議所連合会	情
10/13.14	祝神嘗祭 伊勢神宮 外宮奉納市	伊勢商工会議所	流
10/13～20	Mercedes-Benz Fashion Week Tokyo	一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構	流
10/14	平成24年度珠算指導者講習会	日本珠算連盟名古屋支部	事
10/15.16	標準化と品質管理全国大会2012	一般財団法人日本規格協会	事
10/17～19	危機管理産業展2012	(株)東京ビックサイト	総

10/17～19	IFFT/インテリア ライフスタイル リビング	社団法人日本家具産業振興会	国
10/18	クリエイティブ・オフィス・セミナー2012 秋	(社)ニューオフィス推進協議会	総
10/19	全国ポータルサイトサミット 2012 in 宮城	宮城仮想工業団地運営委員会	情
10/21	小学生「美しい自然」「環境問題」に関する作文・絵画コンクール	米沢商工会議所女性会	総
10/22	京都商工会議所創立 130 周年事業「京都・知恵産業ウィーク」	京都商工会議所	総
10/24	ふるさと大使全国大会 2012	全国ふるさと大使連絡会議	流
10/26	平成 24 年度社労士会シンポジウム	全国社会保険労務士会連合会	産 二
10/26	第 11 回産業廃棄物と環境を考える全国大会	公益財団法人全国産業廃棄物連合 会（幹事団体）、財団法人産業廃棄 物処理事業振興財団、財団法人日本 産業廃棄物処理振興センター	産 二
10/27	第 16 回全国きものデザインコンクール	全国染織連合会	流
10/29～ 11/4	第 4 回ベトナム最新流通視察ツアー	日本小売業協会	流
10/30～ 11/1	第 53 回海外日系人大会	公益財団法人海外日系人協会	国
11/1	第 31 回工場緑化推進全国大会	財団法人 日本緑化センター	産 一
11/1.2	第 7 回 容器包装 3R フォーラム in 仙台	3R 推進団体連絡会	産 二
11/1～25	第 54 回日本民芸公募展	一般財団法人日本工芸館	流
11/1～30	第 53 回 品質月間	一般財団法人 日本科学技術連盟 一般財団法人 日本規格協会	事
11/2～4	日本産業カウンセリング学会第 17 回大会	日本産業カウンセリング学会	産 二
11/3.4	第 11 回ドリーム夜さ来い祭り	ドリーム夜さ来い祭り実行委員会	流
11/5～7	第 1 回世界 5S サミット	足利商工会議所、足利 5S 学校、世 界 5S サミット実行委員会	流
11/5.6.8	金融セミナー「人民元の国際化と香港の役割」	香港貿易発展局	国
11/7	平成 24 年度「中小企業経営診断シンポジウム」	社団法人 中小企業診断協会	中
11/7～9	2012 特許・情報フェア&コンファレンス	一般社団法人発明推進協会 一般財団法人日本特許情報機構 フジサンケイ ビジネスアイ（日本 工業新聞社） 産経新聞社	中
11/9.10	上田地域産業展 2012	上田地域産業展運営委員会	流
11/10	講師力向上のためのスキルアップセミナー	浦添商工会議所・沖縄 IT マスター ズクラブ	事
11/10～11	日本ベンチャー学会 第 15 回全国大会	日本ベンチャー学会	中
11/10.11	食と農林漁業の祭典 第 3 回ファーマーズ&キッズフェスタ 2012	ファーマーズ&キッズフェスタ実 行委員会	流
11/11～14	フィリピン投資ミッション	独立行政法人日本貿易振興機構	国
11/11	ビジネスコンテスト TRIGGER 2012	特定非営利活動法人スプリングウ ォーター	中
11/12	第 61 回全国小紋友禅染色競技会	全国染色協同組合連合会	事
11/12	中小企業のための知的資産経営フォーラム 2012	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中
11/13	第 5 回グローバルリテイル&IT リーダーシップフォーラム 2012	日本小売業協会	流

11/14	愛知県産業立地セミナー 2012IN 東京	愛知県、名古屋商工会議所 愛知県産業立地推進協議会 愛知・名古屋国際ビジネスアクセス センター	流
11/14. 20. 2 1. 27. 28. 30 . 2013/3/4	社会人基礎力育成グランプリ 2013	日本経済新聞社	企
11/14~20	第 37 回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
11/15~17	諏訪圏工業メッセ 2012	諏訪圏工業メッセ 2012 実行委員会	流
11/15~30、 12/18. 19	ジャパン・テキスタイル・コンテスト 2012	ジャパン・テキスタイル・コンテス ト開催委員会	流
11/16	第 8 回日独産業フォーラム 2012	ドイツ貿易・投資振興機関	国
11/18. 2013 /1/26. 27. 2 /7	AIBA 認定貿易アドバイザー試験 2012	一般社団法人 貿易アドバイザー 協会	国
11/18~20	Techno-Ocean2012	テクノオーシャン・ネットワーク	国
11/19	知的資産経営 WEEK2012 シンポジウム	一般社団法人 東京都中小企業診 断士協会	中
11/20. 21	「～大阪・泉州繊維産地総合展示会～テキスタイル・ファッショ ン・コンシェルジュ展 (T.F.C.)」	大阪繊維産地活性化ネットワーク 協議会	流
11/21	2012 年度フレッシュヤーズ産業論文コンクール	日刊工業新聞社	中
11/22	MCPC モバイルソリューションフェア 2012	モバイルコンピューティング推進 コンソーシアム	情
11/23	100 円商店街導入都市全国 100 市町村突破記念第二回 100 円商店 街サミット	特定非営利活動法人アンプ	流
11/23~29	第 2 回ヨーロッパ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
11/24. 25	「第 46 回宮様チャリティーボウリング大会」パンフレットへの岡 村会頭挨拶文について	(社)日本ボウリング場協会	総
11/25	十九代珠算名人位決定戦	日本珠算連盟	事
11/26	生活文化創造都市推進事業「熊本地域会議」	一般財団法人 日本ファッション 協会、一般財団法人創造くまもと、 NPO 法人都市文化創造機構	流
11/26. 30	平成 24 年度外国人留学生就職活動準備セミナー	独立行政法人日本学生支援機構	産 二
11/26. 30	ジェトロ「アジア投資フェア」「アジアの日系工業団地説明会、個 別相談会」	独立行政法人日本貿易振興機構	国
11/27~28	第 26 回東京ビジネス・サミット 2012	第 26 回東京ビジネス・サミット 2012 実行委員会	中
11/27	ESD の 10 年・地球市民会議 2012	文部科学省、日本ユネスコ国内委員会	企
11/28	ESD テーマ会議 2012	「ESD の 10 年・世界の祭典」推進フ ォーラム (任意団体)	企
11/28. 29	Japan EXPO in Russia 2012	Japan EXPO in Russia 実行委員会 (株)JTБ 法人東京 ロシア NIS 貿易会	国
11/28~30	e-Learning Awards2012 フォーラム	フジサンケイビジネスアイ (日本工 業新聞社)	中

11/29	平成 24 年度あしたのまち・くらしづくり活動賞	公益財団法人あしたの日本を創る協会、都道府県新生活運動等協議会、読売新聞東京本社、NHK	流
11/29.30	第 50 回全日本包装技術研究大会	公益社団法人日本包装技術協会	事
11/30、 2013/2/8	第 53 回全国推奨観光土産品審査会	全国観光土産品連盟	流
12/2	安城元気フェスタ 2012	安城元気フェスタ実行委員会（安城商工会議所青年部・同女性会）	流
12/7	第 51 回電話応対コンクール全国大会	（財）日本電信電話ユーザ協会	総
12/12.13	オートカラーアワード 2013	一般社団法人日本流行色協会（JAFCA）	流
12/13～15	エコプロダクツ 2012	（社）産業環境管理協会、日本経済新聞社	産二
12/17	健康いきいき職場づくりフォーラム	（公財）日本生産性本部	広
1/8	2013 年新年賀詞交換会	一般財団法人日中経済協会 日本国際貿易促進協会	国
1/9	第 54 回全国カタログ・ポスター展	（社）日本印刷産業連合会	事
1/9	2013 年・第 64 回全国カレンダー展	（社）日本印刷産業連合会、（株）日本印刷新聞社	事
1/9～13	インド北西部投資ミッション	独立行政法人日本貿易振興機構	国
1/16～18	第 37 回日本ショッピングセンター全国大会	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	流
1/16～22	第 16 回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
1/17	東日本大震災被災地復興応援プロジェクト	特定非営利活動法人国際教育文化交流協会	国
1/18	株式会社等の農業参入セミナー	農業参入法人連絡協議会 全国農業会議所 農林水産省	流
1/23	第 9 回国内観光活性化フォーラム	社団法人全国旅行業協会	流
1/24	2012 年度地域間交流支援（R I T）事業成果普及セミナー	独立行政法人日本貿易振興機構	国
1/25	第 4 回トップセミナー	財団法人計算科学振興財団	総
1/30～2/1	ENEX2013 「第 37 回地球環境とエネルギーの調和展」	（財）省エネルギーセンター	産二
2/1.2	全国街道交流会議第 9 回全国大会「萩往還・山口大会」	全国街道交流会議第 9 回全国大会「萩往還・山口大会」実行委員会	流
2/2.3、 4/20.21	祝 御遷宮 伊勢神宮 外宮奉納市	伊勢商工会議所	流
2/5	第 9 回産学連携オープンセミナー	社団法人日本観光振興協会	流
2/6～8	第 13 回グルメ&ダイニングスタイルショー春 2013	株式会社ビジネスガイド社	流
2/6.7.8.22	流通大会 2013	財団法人流通経済研究所	流
2/6～2/8	第 75 回東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2013	株式会社ビジネスガイド社	流
2/7	第 4 回明日のビジネスを担う女性の全国交流会	財団法人 21 世紀職業財団、読売新聞社	産二
2/7	中小企業問題に関するシンポジウム	横浜弁護士会・日本弁護士連合会	中
2/8.9	第 12 回たま工業交流展	たま工業交流展実行委員会	流
2/13.14	グローバル経営セミナー トルコ編	トルコ共和国首相府投資促進機関、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、東洋経済新報社	国



2/14~19	伝統的工芸品展 WAZA2013	一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会	流
2/19~22	第13回厨房設備機器展	一般社団法人日本能率協会、一般社団法人日本厨房工業会	流
2/19~22	第34回フード・ケータリングショー	一般社団法人日本能率協会、一般社団法人日本弁当サービス協会、公益社団法人日本給食サービス協会、公益社団法人日本メディカル給食協会	流
2/19	キャリア教育推進連携シンポジウム	文部科学省、厚生労働省、経済産業省	企
2/20	「JVA2013 (Japan Venture Awards 2013)」および創業啓発・促進イベント「ベンチャーSPIRITS2013 in 東京」	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中
2/20.28	中小企業海外ビジネス展開セミナー	独立行政法人工業所有権情報・研修館	産一
2/21~27	第46回なるほど展	社団法人 婦人発明家協会	事
2/25~3/1	インド南部自動車産業投資ミッション	独立行政法人日本貿易振興機構	国
2/27.28、3/7.8	商店街フォーラム	株式会社全国商店街支援センター	流
2/28	「平成24年度全国消防団員意見発表会、消防団等地域活動表彰式及び消防団協力事業所表示証交付式等」	総務省消防庁	企
3/4	事業承継シンポジウム	日本行政書士会連合会	中
3/4	スポーツ振興賞	公益財団法人スポーツ健康産業団体連合会	流
3/5	第23回流通交流フォーラム	日本小売業協会、日本経済新聞社	流
3/5~8	JAPAN SHOP 2013	日本経済新聞社	流
3/5~8	フランチャイズ・ショー 2013	日本経済新聞社	流
3/5~8	リテールテック JAPAN 2013	日本経済新聞社	流
3/5~8	SECURITY SHOW 2013	日本経済新聞社	流
3/5~8	ライティング・フェア 2013	一般社団法人日本照明器具工業会、日本経済新聞社	流
3/6	第17回ふるさとイベント大賞、平成24年度地域再生実践フォーラム	財団法人地域活性化センター	流
3/7	第9回キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 全国大会	日刊工業新聞社日刊工業産業研究所	広
3/7	ミャンマー進出実務セミナー	一般社団法人 日本ミャンマー協会	国
3/8	平成24年度 情報通信ベンチャービジネスプラン発表会	独立行政法人情報通信研究機構	情
3/10	平成24年度優秀生徒表彰式典	日本珠算連盟名古屋支部	事
3/11	日本クリエイション大賞 2012	一般財団法人 日本ファッション協会	流
3/14	フィリピン投資セミナー	日比経済委員会、国際機関日本アセアンセンター、駐日フィリピン共和国大使館、独立行政法人日本貿易振興機構	国
3/14~16	第8回エコプロダクツ国際展	国際機関 APO (アジア生産性機構)	国
3/15	地域再生フォーラム in 東京 「地域文化とまちづくり」	特定非営利活動法人 TOM ネット	流
3/17~23	Mercedes-Benz Fashion Week Tokyo	一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構	流

3/20～28	Moai 未来に生きる～チリから南三陸への贈り物～	モアイプロジェクト実行委員会	国
3/22	平成 24 年度全国伝統的工芸品公募展	一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会	流
3/23～4/21	HIKOBAE プロジェクト	(株)ウィル・ドウ	総
3/26	平成 24 年度公益財団法人日本英語検定協会成績優秀者・優秀団体表彰式に対する会頭賞交付	公益財団法人 日本英語検定協会	事
3/28	平成 24 年度ジャパン・ツバメ・インダストリアルデザインコンクール	新潟県燕市物産見本市協会、燕市、燕商工会議所、日本金属洋食器工業組合、日本金属ハウスウェア工業組合	流
3/29～31	AXA レadies ゴルフトーナメント Miyazaki (仮称)	(株) テレビ宮崎	総
平成 24 年度	平成 24 年度地域産品販路開拓支援基金事業	全国商工会連合会	流
平成 24 年度	平成 24 年度「国旗のある自由画コンクール」における当所後援名義の使用および会頭賞の下付について	(社) 国旗協会	総
平成 24 年度	「平成 24 年度の皇居参賀日の丸奉祝」に係る(社)国旗協会からの協力依頼について	(社) 国旗協会	総
平成 24 年度	平成 24 年度 「身近な子育て応援活動」推進事業	財団法人こども未来財団	産二
平成 24 年度	2012 年度グッドデザイン賞	公益財団法人 日本デザイン振興会	事
平成 24 年度	平成 24 年度赤十字法人社資(赤十字事業資金)募集	日本赤十字社	総
平成 24 年度	第 11 回渋沢栄一賞実施事業	埼玉県	総
平成 24 年度	警察協会の平成 24 年度救済援護等事業資金の拠出方依頼文の発出および当所会頭印の捺印について	公益財団法人警察協会	総
平成 24 年度	初年次長期自主活動プログラム	東京大学	企
平成 24 年度	平成 24 年度全国発明表彰	公益社団法人 発明協会	事
平成 24 年度	2012 年度国際連合公用語英語検定試験および同ジュニア・コンテスト	公益財団法人日本 国際連合協会	事
平成 24 年度	各地珠算競技大会	各地商工会議所・各地珠算連盟等(全 146 件)	事

## 9. 対処すべき課題

### (1) 過年度の事業実施状況

22年度は、「国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言・実現」「中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援」「急速に進む国際化・グローバル化への対応」「ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応」「中小企業の人材育成と雇用の確保」「まちづくり・観光・ものづくり等地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援の強化」「地域・中小企業における地球温暖化対策の推進」「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化」を重点項目として活動した。

23年度は、『～東日本大震災を乗り越えて～』『～「連携」による「イノベーション」で日本経済復活の礎を～』を2大テーマに掲げ、23年度から25年度まで3カ年の活動指針を定めた「第28期行動計画」に基づき、「商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復旧・復興支援」のほか、「現場に立脚した政策提言活動による景気回復と経済成長の実現」「グローバル化への対応と生産性向上への支援」「中小企業の成長力強化と人材育成・確保支援」「活力あふれる地域社会創造への取り組み支援」「環境と経済の両立を踏まえた地球環境問題への対応」「商工会議所イノベーションによる組織・財政・運営基盤の強化」を重点項目として活動した。

### (2) 対処すべき課題

東日本大震災から2年が経過した。復興は依然として遅れているが、国内外からの多くの支援や、グループ補助金をはじめとする政府の支援策によって、本格的な復興に向け、ようやく希望の光が見えはじめてきた。震災復興と福島の再生なくして、わが国の再生はないとの認識のもと、「復旧」から「復興」へとさらなる歩みを加速させるとともに、福島県における一刻も早い除染と風評被害の払しょくに向け、最大限の措置を講じることが極めて重要である。

同時に、景気回復と長期デフレによる経済停滞からの脱却を実現し、わが国経済の再生を成し遂げていかなければならない。企業や国民が、景気回復を具体的に実感できるような経済状況を一刻も早く実現するためには、成長戦略を着実に実行し、中小企業の活力強化と地域経済の活性化を図ることが不可欠である。中小企業の生産や投資の拡大が地域経済を活発化させ、さらに経済の再生に結びつく成長戦略の実行により、わが国経済に好循環をもたらし、閉塞感が早期に払しょくされることが強く期待されている。

当所では、平成23年3月に平成23年度から平成25年度の3年間の活動方針を「第28期行動計画」として策定した（東日本大震災の発生を受けて同年7月に、震災対応を追加するなど一部修正）。第28期行動計画の最終年にあたる平成25年度は、上記の認識に立ち、東日本大震災を乗り越えるための支援に全力を傾けるとともに、全国514商工会議所の連携によるイノベーションの確立によって日本再生を実現するべく、第28期の集大成として各種事業を積極的に実施する。

具体的には、最優先課題である被災地主導の復興と福島の再生の早期実現に向け、被災地の声に基づく提言・要望活動を積極的に展開するとともに、「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」の推進や販路開拓支援など、全国の商工会議所が総力を結集して被災地支援を継続し、復興を大きく後押しする。また、山積する重要政策課題に対し、現場に立脚した、一歩先んじた政策提言活動を実施するとともに、中小企業の国際展開支援によるグローバル化への対応、IT経営推進による中小企業の生産性向上、「攻

め」の中小企業政策への転換促進と商工会議所の経営支援力の向上、地域資源を活用した「地域ブランド」の確立支援、エネルギー・原子力政策への対応などに取り組む。併せて、商工会議所自身が新しい時代の要請に対応し、自らの機能を最大限に発揮するため、平成 25 年 3 月に運営専門委員会が取りまとめた「これからの商工会議所の理念と活動」の普及・浸透を図り、「商工会議所イノベーション」による組織・財政・運営基盤の強化につながる取り組みを実施する。

○平成 25 年度事業活動項目

[緊急テーマ：東日本大震災からの復旧・復興]

商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復旧・復興支援

[重点テーマ]

1. 現場に立脚した政策提言活動による日本再生の実現
2. グローバル化への対応と生産性向上への支援
3. 中小企業の成長の支援と経営力の強化支援
4. 活力あふれる地域社会創造への取り組み支援
5. エネルギー・地球環境問題への対応
6. 「商工会議所イノベーション」による組織・財政・運営基盤の強化

## Ⅲ 関係団体等

### 1. (財)全国商工会議所共済会

会 長 中村 利雄（当所専務理事） 専務理事 宮城 勉（当所常務理事）  
事務局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階 TEL(03)3518-0181  
職員数 2名  
基本財産 700万円（当所出捐額 50万円）

#### (1) 一般財団法人への移行準備

24年度は、25年4月1日に一般財団法人に移行するべく、新法人の定款等を制定のうえ、9月19日に内閣府に移行認可申請書を提出。その後、内閣府公益認定等委員会の審査を経て、10月25日付で移行認可の答申を得、さらに3月21日付で内閣総理大臣より認可書を受領した。また、新法人の最初の評議員・役員等の選任、内部規程の整備など移行への諸準備を行った。

#### (2) 退職年金共済制度

- ① 本制度については、キャッシュバランス型（給付が予め定められた指標利率＝10年国債5年平均利回り＝に連動する）の枠組みにより、前年度に引き続き「予定利率 1.5%」「指標利率（上限）1.2%」「掛金率 68‰（1000分の68）」で運営された。
- ② 年金資産の運用については、「バランス型」（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の伝統4資産で構成）かつ「低リスク」を基本方針とし、信託銀行と投資顧問会社に委託している。24年度は、世界的な金融緩和や円安進行などにより、株式・債券とも年度後半ごろから上昇に転じ、4資産全体の運用結果が予定利率を大きく上回るものとなった。
- ③ 改正保険業法の規制強化に対応すべく、終身年金に代えて有期確定年金（20年保証）を創設することなどを柱とする制度改正を、本共済会の一般財団法人移行時期に合わせ、25年4月1日から施行するため、制度加入商工会議所等を対象に東京と大阪で退職年金共済制度改定に関する説明会を開催した。
- ④ 年金資産運用の一環として、「年金資産運用評価・検討会議」を開催して運用委託先機関（信託銀行1社と投資顧問会社1社の計2社）のヒアリングを実施し、運用実績の評価、運用方針、次年度運用計画等についてのチェックを行い、理事会・年金委員会における審議の効率化を図った。
- ⑤ 本制度の新規加入者は172名、退職者は190名で、24年度末現在の加入商工会議所等は204カ所3,367名となった。  
また、24年度末基金現在高（時価総額）は、168億44百万円となった。
- ⑥ 年金基金からの退職一時金給付は、24年度給付ベース192名（うち、年金受給資格者で一時金とした者108名）に対して13億23百万円であった。

一方、年金給付は 481 名（退職年金 471 名・遺族年金 10 名）に対して 4 億 45 百万円であった。

### (3) 保険・福利厚生に関する事業

- ① 労働災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和 48 年 4 月実施）の加入商工会議所は 248 カ所 4,436 名、死亡・高度障害保険金給付額は 5 件 1,300 万円で、掛金額の 40.7%が契約者配当金として還付された。
- ② 災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和 42 年 8 月実施）の加入商工会議所は 361 カ所 3,492 名、入院・死亡・災害保険金給付額は 17 件 3,953 万円で、掛金額の 29.5%（本人・配偶者加入）が契約者配当金として還付された。
- ③ 総合傷害補償制度（昭和 55 年 1 月実施）には傷害保険と所得補償保険があり、傷害保険のオプションとして、「携行品損害補償」と「住宅内生活用動産損害補償」も付加されている。所得補償保険については、最長 2 年間補償する短期型と、満 60 歳になるまで補償する長期型の 2 種類がある。なお、傷害保険の加入商工会議所は 80 カ所 624 名、支払保険金は 25 件 168 万円。所得補償保険（短期型・長期型）の加入商工会議所は 15 カ所 26 名、支払保険金は 0 件 0 円であった。
- ④ 成人病特約付医療保険（無配当保険）（4 年 8 月実施）には保険期間によって 80 歳型（定期医療保険）と終身Ⅱ型（終身医療保険）があり、80 歳型の加入商工会議所は 161 カ所 395 名、支払保険金は 59 件 700 万円であった。また、終身Ⅱ型の加入商工会議所は 31 カ所 37 名、支払保険金は 3 件 23 万円であった（終身Ⅱ型は 22 年 6 月をもって新規募集を終了）。
- ⑤ 休業補償プラン（11 年 9 月実施）の加入商工会議所は 20 カ所 54 名、給付は 0 件 0 円であった。
- ⑥ 福利厚生施設（宿泊施設）については、「豊友倶楽部（メンテルス大塚・メンテルス巣鴨）」と法人会員契約し、各地商工会議所役職員 337 名の利用に供した。また、「マロウドイン赤坂」「シーサイドホテル芝弥生会館」「お茶の水ホテルジュラク」「ホテルヴィンテージ新宿」と契約し、各地商工会議所役職員の利用に供した。

### (4) 教養の向上に関する事業等

本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、広く一般の教養の向上を目的として、FP（ファイナンシャル・プランナー）による身近な生活設計に関するアドバイスや中小企業経営者向けの平易な企業年金に関する解説のほか、健康知識、経済・景気情報等の提供を行った。（ホームページ URL <http://www.cin.or.jp/kyosaitop/>）

### (5) 債権・債務状況

当所と本共済会との間に記載すべき債権・債務関係はない。

## 2. 日本珠算連盟

理事長 森田 悦男  
事務局 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6階  
TEL(03)3518-0188 (代) FAX(03)3518-0189  
事務局員数 5名

### (1) 組織

連盟会員 257 団体、その会員は 4,086 名、特別会員 8 団体、正会員 40 団体、賛助会員 21 社。

役員は、理事長 1 名、副理事長 4 名、専務理事 1 名、ブロック主席理事 3 名、常任理事 9 名、理事 32 名、監事 3 名、職員 4 名。

### (2) 事業概況

#### ① 検定試験（受験者数）

○珠算能力検定試験（1級-3級 1,225カ所 135,617名）

<日商からの事務委託>

○珠算能力検定試験（4級-6級 1,279カ所 51,975名）

<日商からの事務委託>

○珠算能力検定試験（7級-10級 954カ所 32,887名）

○暗算検定試験（1級-6級 1,032カ所 69,913名）

○暗算検定試験（7級-10級 473カ所 4,611名）

○段位認定試験（準初段-十段 598カ所 19,852名）

○読上算検定試験（1級-10級 16カ所 2,403名）

○読上暗算検定試験（1級-10級 14カ所 2,116名）

#### ② 競技大会等

○そろばんグランプリジャパン 2013 参加者 379 名（ジュニア部門 153 名、スクール部門 144 名、シニア部門 82 名）（7/29 於：愛知県名古屋市「名古屋国際会議場」）

○十九代名人位決定戦 参加者 128 名（11/26 於：広島県広島市「広島国際会議場」）

○2012 年全国あんざんコンクール 133 団体 17,103 名

○2012 年全国そろばんコンクール 154 団体 20,192 名

○各地珠算競技大会の支援・後援 143 カ所、賞状 660 枚、メダル 721 個

#### ③ 珠算指導者講習会

<基礎> 7カ所 293名 <低学年> 4カ所 213名 <応用> 5カ所 235名

<暗算> 7カ所 618名 計 23カ所 1,359名

#### ④ 研修会等

○珠算セミナー

- 参加者 47 名（7/28、於：愛知県名古屋市「名古屋国際会議場」）
- 珠算セミナー
- 参加者 110 名（9/30、於：茨城県日立市「日立商工会議所」）
- 珠算セミナー
- 参加者 118 名（25 年 2/3、於：大阪府東大阪市「東大阪商工会議所」）
- 珠算指導者講習会
- 参加者 54 名（7/8～8 於：福井県福井市「ホテルフジタ福井／福井市地域交流プラザ」）
- ⑤ 珠算指導者養成講習会 参加者 34 名（8/5～7 於：愛知県名古屋市「第二富士ホテル」）
- ⑥ 優良生徒表彰 136 団体／賞状 660 枚、メダル 721 個
- ⑦ PR チラシ（第 33 号）45 万枚
- ⑧ 刊 行 物 『日本珠算』（年 6 回発行）第 630 号～第 635 号



### 3. 一般社団法人日本販売士協会

会 長 大島 博  
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階  
TEL (03) 3518-0191

#### (1) 会員の状況

正会員 28 団体、特別会員 115 団体、賛助会員（登録講師 753 名、個人 6 名、法人 2 社）

#### (2) 事業の概要

##### 1. 販売士制度の普及および振興

一般向けをはじめ、小売店、販売士検定試験受験希望者、資格取得者向けに次のような PR 事業を実施したほか、販売士制度表彰の第 6 回表彰式を実施した。

- ① 販売士検定試験リーフレット「小売業で即戦力となる知識を修得できる！」の作成・配布  
(20,000 部)
- ② “販売士のいる優良店” 標示登録制度の推進
- ③ 優れた販売士、販売士制度に積極的に取り組んでいる企業等に対する表彰制度の推進  
・団体・法人表彰の部 3 社
- ④ 通信教育講座の開講  
・ 2 級更新 2,880 名 ・ 3 級更新 3,023 名 ・ 2 級養成 108 名 ・ 3 級養成 118 名

##### 2. 各地販売士協会等との連携事業および活動強化のための支援

- ① 地区別販売士協会運営懇談会の開催  
地区内の販売士協会の情報交換の場として、全国 3 カ所（千歳、盛岡、長野）において運営懇談会を開催した。
- ② 流通・接客セミナーの開催支援  
流通業の新しい動向や販売促進のための接客のあり方等をテーマにした各地販売士協会主催の「流通・接客セミナー」を支援した。（計 11 カ所）
- ③ 各地販売士協会事業への後援
- ④ 販売士養成講習会および販売士資格更新講習会の開催に対する助成（計 38 カ所）

##### 3. 講習会等講師の養成と視察研修事業

- ① 講師登録研修会の開催  
「平成 24 年度販売士養成講習会等講師登録研修会」を 24 年 7 月 25 日(水)・26 日(木)、東京・品川区の日精ホールにおいて開催し、全国各地から 1 級販売士をはじめとする 67 名が参加した。
- ② 登録講師研修会の開催  
当協会登録講師（賛助会員）の資質の向上と相互交流を図るため、「登録講師向け 2・3 級販売士育成講習会」を 24 年 7 月 26 日(木)に東京・品川区の日精ホール（9 名参加）に

において、8月9日(木)に大阪・中央区のシティプラザ大阪(13名参加)において開催した。  
また、25年3月14日(木)、東京・品川区の日精ホールにおいて販売士セミナー(登録講師等研修会)(48名参加)を開催した。

③ 最新商業施設等視察会の実施

当協会と日本小売業協会との共催により、24年7月27日(金)に札幌地区を対象に視察会(34名参加)を実施した。

④ 登録講師交流会の開催

各地域における登録講師の親睦と交流を推進するため、大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県の登録講師を対象に、24年6月11日(月)にクオリティホテル神戸(24名参加)において、北海道の登録講師を対象に、7月27日(金)に北海道経済センター(7名参加)において、茨城県の登録講師を対象に、25年2月2日(土)に水戸プリンスホテル(8名参加)において開催した。

4. 人材育成事業等の実施

小売・流通業における優秀な人材の育成、確保を図るため、販売士講座担当教員向け販売士育成講習会を24年7月26日(木)に東京・品川区の日精ホールにおいて開催し、11名が参加した。

5. 広報活動

当協会会員をはじめとする全国の販売士資格取得者に対する情報提供とともに、広く社会に販売士制度を周知させるため、ホームページやメールマガジン、フェイスブックによる情報発信、会報「販売士」の発行などの広報活動を行った。

## 4. 全国観光土産品連盟

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品協会会長）  
副 会 長 宮城 勉（当所常務理事） 他 8 名  
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階  
TEL (03) 3518-0193~4  
職 員 数 2 名

### (1) 第 53 回全国推奨観光土産品審査会の実施

日商と共催で 11 月 30 日、東商ビル国際会議場で開催。全国各地から応募の観光土産品の中から公正表示、郷土色、食品衛生、品質、デザイン等の審査基準に基づいて審査し、全国推奨観光土産品を選定した。この中から特に優れたものに大臣賞、日商会頭賞などの各賞を授与した。出品点数は 46 都道府県の 645 社より 1,410 点（菓子 468 点、食品 758 点、民芸品 184 点）。入賞品の表彰式は 25 年 2 月 8 日、東商スカイルームで開催した。

<大臣賞入賞作品>

菓子の部<厚生労働大臣賞>たまたて箱

食品の部<農林水産大臣賞>小笠原塩

民芸の部<国土交通大臣賞>桐の粉人形 ふくろう福来たれ

工芸の部<経済産業大臣賞>風呂敷ハンド伊砂文様

他に日商会頭、全観連会長、全国連会長、日観協会長、全振連理事長、日専連理事長、日本商店連盟会長の各賞と日商会頭並びに全観連会長努力賞が部門ごとに授与された。

### (2) 展示会等の開催・斡旋

「旅フェア 2012」への参加

11 月 9 日～11 日に旅フェア実行委員会（(公社)日本観光振興協会）主催の「旅フェア 2012」が東京都・池袋サンシャインシティで開催され、第 52 回審査会入賞品を展示 PR した。

### (3) 観光土産品等事業者セミナーの開催

全国観光土産品公正取引協議会共催により、観光土産品等事業者セミナーを開催。① 6 月 22 日、香川県高松市・高松商工会議所会館にて開催、講演テーマ「景品表示法の概要について～不当表示を行わないために～」(公正取引員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所経済係長 柏木智宏氏)。② 10 月 4 日、山梨県甲府市・甲府商工会議所にて開催、講演テーマ「地域発『愛される』商品を目指す～売れる商品開発のヒントとは～」(株式会社小田急百貨店販売促進部催事企画担当統括マネージャー 若色正一氏)。③ 10 月 23 日、福岡県福岡市・ソラリア西鉄ホテルにて開催、講演テーマ「食品表示制度の一元化について」(農林水産省九州農政局福岡地域センター表示・規格指導官 興梠盛一氏・農林水産省九州農政局福岡地域センター表示・規格指導官農林水産事務官 立石小由美氏)。④ 11 月 2 日、石川県金沢市・石川県地場産業振興センターにて開催、講演テーマ「JAS 法に基づく食品表示について～思わぬ表示

違反を防ぐために～」(北陸農政局消費・安全部表示・規格課)。⑤11月16日、栃木県宇都宮市・マロニエプラザにて開催、講演テーマ「食品企業が生き残るための課題」(株式会社グローバルマネジメントシステム代表取締役社長 沼尻卓夫氏)。⑥12月3日、京都府京都市・京都商工会議所にて開催、講演テーマ「江戸の粋な話」(株式会社榮太樓總本舗相談役 細田安兵衛氏)。⑦2月6日、千葉県千葉市・三井ガーデンホテル千葉にて開催、講演テーマ「地域づくりについて～勝浦からの発信」(勝浦市長 猿田寿男氏)。⑧2月14日、兵庫県神戸市・有馬温泉月光園にて開催、講演テーマ「土産物表示の注意事項」(株式会社消費経済研究所主任研究員農学博士 北井智氏)。⑨3月11日、静岡県静岡市・静岡商工会議所にて開催、講演テーマ「デザインやパッケージ等から見たヒット商品の秘訣」(観光物産総合研究所代表 稲田俊明氏)。⑩3月12日、宮城県仙台市・仙台商工会議所にて開催、講演テーマ「これからどうなる?!食品表示の将来」(宮城県産業技術総合センター副所長兼食品バイオ技術部長 池戸重信氏)。⑪3月18日、沖縄県那覇市・那覇商工会議所にて開催、講演テーマ「観光土産品適正表示①黒糖表示について②食品表示の一元化③食品アレルギーについて」(有限会社開発屋でいきたん代表取締役 照屋隆司氏)。

#### (4) 第23回全国観光土産品連盟会長表彰

栃木県栃木市惣社町1746-1 益子醤油 株式会社 代表取締役 益子 泰一 氏

富山県富山市水橋島等297 水井食品 株式会社 代表取締役社長 石黒 省造 氏

#### (5) 広 報

「観光土産品ニュース」第56、57号を刊行。全国推奨シールの作成・頒布。第53回全国推奨観光土産品名簿を作成・配布するとともにホームページ、会議所ニュース等で全国推奨品を紹介した。

## 5. (財)伊勢神宮式年遷宮奉賛会

会 長 岡村 正 (当所会頭)

事務局 東京商工会議所ビル3階 TEL(03)3283-7048

### (1) 概 要

平成 25 年の第 62 回神宮式年遷宮を迎えるに当たり、平成 18 年 4 月 21 日に奉賛会が設立され、ご遷宮に要する経費 550 億円のうち、220 億円の募金をお引き受けし、全国津々浦々において募財活動を展開して来た。大変厳しい経済情勢の中、募金の趣旨をお汲み取り頂き、企業・団体・一般家庭などから広く浄財が寄せられ、当初の目標額を達成することが出来た。

第 62 回神宮式年遷宮に向けて諸行事・諸準備が順調に進捗している。御正殿の御屋根の葺を葺き始める「檐付祭」が内宮においては平成 24 年 5 月 23 日、外宮においては同 25 日に斎行された。また、御正殿の御屋根を葺き終わり、飾金物を取り付ける「葦祭」も、内宮では 7 月 21 日、外宮では同 23 日に執り行われた。両宮新宮御敷地においてご造営工事が順調に進められている中、平成 25 年 2 月 25 日、天皇陛下のお定めを戴き、『遷御』の儀が平成 25 年 10 月 2 日に内宮で、同 5 日に外宮で斎行されることとなった。

また、遷宮の意義や日本古来の建築様式・工芸技術を紹介することを目的に今次の式年遷宮の附帯事業として建設が進められていた「式年遷宮記念 せんぐう館」が平成 24 年 4 月 7 日に開館した。

一方、財団の運営面では、新公益法人制度への対応や奉賛会の今後について検討を重ね、今次の奉賛会は当初の目的達成のため平成 25 年 11 月末をもって解散することとし、寄附行為の変更等、所要の手続きを行うこととなった。

### (2) 奉賛事業

平成 18 年 4 月 21 日に当奉賛会が設立され、以来、各界の格別のご理解・ご支援を賜り、全国津々浦々において募金活動を展開して来た。大変厳しい経済情勢の中、募金の趣旨をお汲み取り頂き、企業・団体・一般家庭等から広く浄財が寄せられ、当初の目標額を達成することが出来た。全国から寄せられた奉賛金は神宮の遷宮事業の進捗状況に応じて、所要の奉納額を決定し、神宮に奉納した。

### (3) 広報事業

前年度に引き続き、『伊勢神宮式年遷宮 Q&A』等の各種資料を通じて、神宮式年遷宮の意義や重要性に関する周知・広報活動を実施した。更には、伊勢神宮式年遷宮広報本部（本部長：田中恆清氏）との緊密な連携の下、同本部が企画・実施した「第 62 回伊勢神宮式年遷宮奉祝 鎮守の里 コンサート」（於：東京）「式年遷宮について語る夕べ」（於：札幌）「第 64 回さっぽろ雪まつり 遷宮奉祝事業」（於：札幌）などに積極的に協賛協力した。

### (4) 表彰事業

前回の例に倣い、第 62 回神宮式年遷宮の奉賛事業に功績のある地区本部役職員等に対する

表彰制度を創設し、平成 24 年 3 月 1 日から申請の受付を開始した。平成 24 年 9 月 16 日に「表彰委員会」を設置し、地区本部からの申請について審査・承認する体制を整えた。各地区本部からの申請受付は平成 25 年 10 月 31 日までとなっている。

## 6. 一般社団法人 日本商事仲裁協会

理事長 横川 浩 (平成 23 年 7 月 1 日就任)

事務局 東京都千代田区神田錦町 3-17 廣瀬ビル 3 階 TEL (03) 5280-5200

職員数 18 名

### (1) 商事紛争に関する仲裁・調停・斡旋

#### ① 仲裁

- 1) 仲裁事件：平成 24 年度に取扱った件数は、継続的売買・物品販売・建設請負・ライセンス契約等に関する紛争について、新規申立て 15 件、前年度からの継続 37 件の合計 52 件であった。

その内 12 件については仲裁判断が出され、11 件は取下げにより終了した。この結果、平成 25 年度への継続事件は 29 件となった。

- 2) 商事仲裁規則の改正：同規則については、平成 16 年の新仲裁法制定にあわせて行った全面改正から 8 年が経過し、その間実務の運用において改善すべき点、また UNCITRAL 仲裁規則の 2010 年改正や海外の仲裁機関の規則改正という最近の動向も踏まえ、仲裁手続きの一層の迅速化、適正化及び国際標準化を図る必要から規則改正を検討するため、当協会内に学者、弁護士から構成する「商事仲裁規則改正委員会」を設置し、検討を行った。また、同委員会のワーキンググループとして作業部会を設置して、同委員会での審議を踏まえた改正条文案の検討、作成を行った。(次年度継続)

#### ② 調停

- 1) 国内商事調停規則に基づく調停事件の申立：本年度に申立のあった調停事件は 1 件で、いずれも和解成立により終了した。
- 2) 国際商事調停規則に基づく調停事件の申立：本年度に申立のあった国際調停事件は 2 件で、いずれも和解成立により終了した。

#### ③ 斡旋

本年度受理した事件は、1 件であった。

### (2) 商事紛争に関する相談事業

- ① 一般相談：相談・問合わせのうち、国際取引契約や商事仲裁等に関するものは、東京、大阪及び神戸の 3 事務所で 261 件であった。
- ② 法律相談：涉外弁護士による国際商取引等に関する専門的な法律相談を、東京、大阪及び名古屋の各事務所で毎月開催し、その相談件数は合計 24 件であった。また、東京および大阪の 2 事務所において開催している中国専門法律相談の件数は合計で 20 件であった。一方、東京及び大阪の各事務所への商事調停に関する相談・問い合わせの合計件数は 18 件であった。

### (3) 調査研究および普及活動

#### ① 調査研究等

国内外の商事仲裁および国際取引に関する図書・文献・資料等を収集し、会員等の閲覧に供するなど有効活用を行った。また、世界各国の仲裁法を中心とした法令等の調査・収集を行い、第 42 回追録を刊行、配布した。一方、名古屋事務所では、「国際取引研究会」を 6 回開催、国際事業遂行の法形態や日本企業の国際化と直面するビジネストラブル等をテーマに、メンバー相互による調査・研究を行った。

#### ② 普及活動

- 1) 国際商事仲裁・調停推進事業：協会単独または他機関と共催により、国際商事仲裁・調停制度の普及と当協会利用促進を図るため、講演会・シンポジウム形式による各種セミナーを開催した。また、各地商工会議所をはじめ関係機関に対する仲裁・調整制度の普及に向けて説明機会を求めるとともに、説明会等への講師派遣の要請に積極的に応じた。
- 2) 国内 ADR 推進事業：ADR 法に基づく認証紛争解決事業者として、商工業に対し商事取引に伴う紛争処理の未然防止や ADR を含む紛争解決制度の概要を広く PR するため、事業パンフレット等を関係機関に送付するとともに、各地商工会議所他関係機関等主催の説明会・講習会・セミナー等に役職員を派遣するなどの普及活動を行った。一方、東京商工会議所の協力を得て、中小企業相談センター窓口専門相談の中に、毎月 1 回弁護士による ADR 相談を含む「調停に関する法律相談」を 12 回開催した。また、平成 16 年度より 3 ヶ年にわたり経済産業省から委託を受け作成した「調停人養成教材（基礎編・中級編・法的知識編）」を引続きホームページに掲載するとともに、教材 DVD の貸し出しなどを通じ、その普及に努めた。あわせて、ADR 関係機関との連携・協力をはかった。
- 3) 広報活動：月刊機関誌「JCA ジャーナル」・英文広報紙「JCAA Newsletter 第 28 号・29 号」の発行のほか、ホームページを通じ、本協会の活動等の最新情報を会員はじめ広く一般に、提供すべく広報普及活動を実施した。
- 4) 講習会等の開催：東京・名古屋・大阪・神戸の各都市で、仲裁・取引契約・その他各地域の仲裁事情等をテーマに計 21 回のセミナー・講習会を開催し、仲裁・調停制度の普及活動を行うとともに国際契約等に関する各種情報提供を行った。

### (4) カルネ事業

日本商工会議所の委託を受け発給しているカルネ（免税扱一時輸入通関手帳）の発給件数は、平成 24 年度は、ロンドン五輪の開催などもあり、対前年度比で約 1% 増（125 件増）の 7,566 件であった。また、日本発給の ATA カルネ通用国・地域は、アルバニア（2 月）が加わり加盟国は 72 国／地域に拡大した。

なお、カルネ事業の普及推進のため、当協会発行の「JCA ジャーナル」誌にカルネの広告を毎号掲載するとともに、日本商工会議所発行「会議所ニュース」、「石垣」にカルネ広告を継続して掲載したほか、大阪商工会議所「大商ニュース」、日本貿易振興機構「ジェトロ貿易ハンドブック 2013」、大阪通関業会発行「通関会報」にもカルネ広告を掲載し PR につとめた。



## 7. (一財)日本ファッション協会

理事長	馬場 彰								
副理事長	平井 克彦、滝 一夫、中村 利雄 (当所専務理事)								
理事	25名	監事	3名	評議員	37名	顧問	5名	参与	14名
相談役	岡田 卓也								
事務局	東京都千代田区神田神保町1-5-1 神保町須賀ビル7階 TEL (03)3295-1311								
職員数	14名 (契約社員等含む)	設立	平成2年4月4日 (通商産業大臣認可)						
基本財産	300万円 (平成25年3月31日現在)	出捐企業・団体数	163						
賛助会員数	157								

### (1) 協会の役割

本協会は、ファッションが多くの人々の共感を得て受け入れられ、生活文化へと発展する源であるとの認識に基づき、ファッションの向上を図ることを目的として、平成2年4月に設立された。その目的を達成するため、具体的には、アジア地域との相互理解・交流とファッションビジネスの促進支援、心の豊かさを育む地域再生プロジェクトの推進、新たな生活文化の創造に貢献する活動に対する顕彰など、豊かな生活文化の創造を目指した事業を展開。一般財団法人に移行 (平成24年2月1日) 後も、これら事業を公益目的事業として実施している。

### (2) 事業概要

- ① アジアにおける生活文化の向上を図るとともに、相互にファッションビジネスを活性化させ、アジアのファッションを世界に発信することを目的とする「アジアファッション連合会」は現在、日本、中国、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムの計6カ国が加盟し活動を展開。7月には東京で第9回目の年次大会を開催した。また、アジアのカラービジネスの活性化を目的にした、色彩団体・企業を集めた「カラービジネス・ネットワーク (略称: CBN)」活動を推進した。
- ② 平成15年度より「生活文化創造都市」構想の普及に取り組む中、平成24年度は11月に熊本市で「熊本地域会議」及び「生活文化創造都市事業バージョンアップのための検討会」を実施した。また、地域活性化の一助に供するとともに、地域相互の経験と知見の交流を図る場として平成22年に開設した地域情報発信 web サイト「まち自慢ドットネット」では、25年3月末までに134件の地方自治体、商工会議所、観光協会などの多様な情報を発信した。
- ③ 「シネマ夢倶楽部」推薦作品を中心に、毎月新聞紙面に推薦映画を掲載紹介する「シネマ21PLUS(プラス)」を発行したほか、毎月の定例上映会 (試写会) を本年度は12回 (事業開始より累計140回) 開催した。また、本年国内で公開された新作映画の中から、推薦

委員に選ばれたベストシネマ上位3作品に贈る「ベストシネマ賞」と、映画を通して文化や生活、社会の発展などに貢献のあった個人・団体、プロジェクトに贈る「シネマ夢倶楽部賞」、新進気鋭の監督や意欲的な作品に贈る「推薦委員特別賞」の表彰式を25年3月に開催した。一方、未来に向けて新たな足跡を残しうる優秀なクリエイションワークを表彰する「日本クリエイション大賞2012」では、121の候補案件の中から、大賞のほか本年度より「日本クリエイション賞」に名称を統一した各賞4件を決定し、表彰を行った（表彰式は「シネマ夢倶楽部賞」と合同で実施）。

- ④ 世界のクリエイターに評価の高い東京の5地点（原宿、渋谷、代官山、表参道、銀座）のストリートファッションを発信するwebサイト「Style-arena」は、400万ページビュー／月、42万ユニークブラウザ／月と、日本のファッション・ウェブマガジンの中でも上位を維持、アジアを中心に海外からのアクセスが増加し、サイト掲載画像提供等の申し込みも数多くあった。また、季節ごとのストリート・トレンドをまとめたセミナーを随時開催するとともに、報告書を作成し、会員企業に配布した。
- ⑤ 働く女性の“今”から豊かな生活文化やライフスタイルのあり方を考察、提唱する「Urara:kai」では、専用webサイトを通じて積極的に情報発信を行うとともに、勉強会を重ねながら、「夢はこうして実現させる」をテーマにしたシンポジウムのほか、外部講師を招いたセミナーなどを開催した。
- ⑥ 請負事業として、東京商工会議所に協力し、同所23支部のうち5支部が開催する色彩講座に講師を派遣したほか、団体などからの依頼を受けてセミナー講師の派遣を行った。

## 8. (株)キャリアック (商工会議所福利研修センター)

代表取締役 坪田 秀治 (当所理事・事務局長)

所在地 静岡県浜松市西区村櫛町 4597 浜名湖頭脳公園内 TEL (053) 484-4155

### (1) 会社設立の目的

全国の商工会議所の役職員や会員事業所の経営者・従業員等の研修やリフレッシュのための施設である(株)キャリアック (商工会議所福利研修センター) の運営・管理を行うため、日本商工会議所が各地商工会議所の協力のもとに設立。

### (2) 会社の概要

①設立登記日 平成4年6月10日 ②本店所在地 静岡県浜松市 ③資本金 5,000万円

④役員 取締役9名 監査役1名 (25年3月31日現在)

代表取締役：坪田 秀治 (当所理事・事務局長)

専務取締役：小松 靖直

常務取締役：藤井 史朗

取締役：宮城 勉 (当所常務理事) 取締役：高野 秀夫

取締役：灘本 正博 取締役：細谷 孝利

取締役：熱川 裕 取締役：立山 直史

監査役：中島 芳昭

⑤従業員数 17名

### (3) 事業概要

#### ① 稼働状況

24年度の利用者は、宿泊利用が14,101人、日帰り利用が1,709人で、合計15,810人となった。宿泊利用者は、昨年度に比べ1,700人減、稼働率では2.21ポイント減の18.31%となった。利用者のうち研修利用は75%、福利利用は25%となった。

また、本年度の主だった利用者の内訳は、商工会議所・企業・団体・教育機関・医療機関・労働組合・趣味の会などに加え「浜松とおとうみオープン」のスタッフやインターネットからの利用申込みなどの幅広い利用があった。本年度もスポーツ合宿・ゼミ合宿・勉強合宿の利用は前年度比横ばいで推移したが、一方、企業の利用が前年度より減少した。

また、平成24年7月から新たに開始した「ノルディック・ウォーク」には計230人の参加があった。

#### ② 営業活動・各種イベント等の実施

稼働率UPをはかるため、日本商工会議所・各地商工会議所、アクサ生命保険(株)の協力のもとに、企業、業界団体、教育機関等への訪問、ダイレクトメールやEメールによるPR・営業活動を強化した。また、インターネットやマスコミなどのメディアを通じて施設のPRを行ったほか、インターネットで宿泊を受け付ける企業との連携強化や各地商工会議所の

機関紙やHPへの施設紹介記事の掲載を行った。さらに、利用促進を図るため、「季節限定・四季彩りプラン」、「研修プラン」、「スポーツ合宿プラン」、「ゼミ合宿プラン」、「キャリアックプラン」等の独自企画を実施するとともに、企業・団体・機関の行うセミナー、イベント等の誘致を積極的に実施した。また、商工会議所関係では、日本商工会議所が主催する商工会議所役職員を対象とした各種研修会・女性会・青年部等の受け入れを行った。

## 9. 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事理事長 吉野 祥一郎  
理事 17名 評議員 53名  
事務局 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階 TEL(03)5532-8597  
職員数 36名 基本財産 1億2,028万5千円

当協会は、平成24年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（「容リ法」）に基づく指定法人として、①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3種）、②PETボトル、③紙製容器包装（除、紙パック・段ボール）、④プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）を実施した。

### (1) 4つの素材で容器包装の再商品化業務（リサイクル）を実施

#### ① 特定事業者が負担する“再商品化委託料”でリサイクルを実施

ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクルの義務を負っている。

このため、当協会は、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことによって、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。平成24年度に、当協会にリサイクル義務の履行を委託した特定事業者は、74,371社（23年度は、73,659社）であった。

#### ② 市町村への資金拠出を実施

##### イ. 改正容リ法第10条の2に基づいて、市町村への資金拠出を実施

平成20年4月から施行された改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、品質面で異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって効率化された分と費用面で効率化された分の寄与に応じて資金拠出する仕組みである。21年度以降、毎年9月に、関係市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）への資金拠出を行っている。24年度においては、約1,500市町村等に対して、総額約24億4千万円の拠出を行った。

##### ロ. 有償入札に伴う与信管理と市町村等への拠出

PETボトル及び紙製容器包装の再商品化委託に係る有償入札に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“再商品化委託単価”に応じた資金拠出を行った。平成24年度中の783市町村等への拠出実績は約80億9,900万円（23年度は、781市町村等で約83億300万円）となった。

### ③ 分別収集物を保管する全国 1,670 施設ごとに電子入札でリサイクル業者を選定

平成25年度の入札を希望する再商品化事業者を24年7月に募集した。入札のための登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん 55 社、PET ボトル＜上期＞55 社、紙 41 社、プラスチック 65 社）を選定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、“PET ボトルの再商品化業務”は、平成 20 年秋のリーマンショックに続き、24 年度の世界的な景気減速の影響によるポリエステル市況の急激な変動等を背景とした輸入バーゲン PET 価格の急落・廃 PET ボトルによる再商品化製品（フレークなど）の価格競争力の急激な低下・販売量の激減に直面したため、24 年度は、国内リサイクルシステムの崩壊を防ぐために、市町村からの引取り辞退を申し出た事業者の再選定を行う等暫定的な措置を講じた。今後は、このような事態を避けるため、PET ボトルの新たな入札制度を検討することとなったが、25 年度については、暫定的に上期・下期の 2 回入札を行うことになった。

## (2) 再商品化業務の一層の改善と円滑化

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。

特に、容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占める『プラスチック製容器包装』の分別収集物の品質改善は、リサイクルの効率的・効果的な実施のための重要課題として、力を入れて取り組んだ。当協会では平成 20 年度から、プラスチック製容器包装のベール（＝分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包したもの）の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等）を実施し、24 年度は 13 市町村等で開催し、403 名が参加した。

24 年夏から秋にかけて起きた PET ボトルに係るバーゲン樹脂の急激な価格変動と、フレーク市場の価格変動は、独自処理をしてきた市町村等に大きなインパクトがあり、一部には、協会ルートへの変更を検討したところもあった。このため、25 年度には、独自処理から当協会への引渡しに変更した市町村もでてきた。その結果、25 年度の市町村から当協会への引渡し申し込み量は、昨年度より 3,547 トン増の 20 万 1,344 トンとなり、3 年振りに 20 万トンを超えた。

## (3) 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

### ① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成 24 年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。当協会業務の中立性・公正性を確

保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、及びこれら手続規程の一層の整備を行った。

② 再商品化義務の不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応

当協会では、容器包装のリサイクル義務のある特定事業者でありながら、その義務を果たしていない“ただ乗り事業者”への対策について、特定事業者間の公平性を確保するため、国との連携を密にしながら、次に掲げる事項に取り組んだ。国の対策を支援するため再商品化委託申込の“書類送付事業者リスト”と“申込事業者リスト”を主務5省に提出、前年度申込（契約）事業者の中で当年度未申込事業者に対して文書により再商品化義務履行を要請、当年度申込（契約）事業者の中で過年度（12年度～23年度）分の申込等が漏れている事業者に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請、特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”（委託料金完納事業者リスト）を当協会ホームページに掲載、全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発活動の実施等を行った。

(4) 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令（平成7.12.14、容リ法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所と町村郡部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からリサイクル委託申込受付業務を行った。

又、当協会と各地商工会議所が連携し、特定事業者向け説明会（21回開催、1,300名参加）が開催され、普及啓発に結び付いた。

平成24年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全 体 (合計)		件 数		金 額	
		件数	割合	金額	割合
		21,074 件	(100.0%)	49,595,970,516 円	(100.0%)
申 込 内 訳	商工会議所	7,131 件	(33.8%)	10,766,521,775 円	(21.7%)
	商工会	3,058 件	(14.5%)	1,565,212,892 円	(3.2%)
	特定事業者から直接	9,996 件	(47.4%)	32,536,787,993 円	(65.6%)
	OPC	889 件	(4.2%)	4,727,447,856 円	(9.5%)

(備考) 1. 内訳のうち、OPC（協会オペレーションセンター）の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（24年6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込された実績。

2. 本表の実績は、25年3月末日現在の年度締め時点での数値。

(5) 容器包装リサイクルに関する情報の収集・提供及び普及啓発

24年5月と11月に、「広報専門委員会」を開催し、当協会の広報活動全般にわたって委員である外部の有識者や行政関係者との意見交換を行った。また、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解促進のため、「協会ホームページ」や「協会ニュース」等広報媒体の内容充実に努めるとともに、新しい広報ツールとして、市町村の担当者向けの学習ツール「プラスチック製容器包装ビデオ出前講座～べール品質とは／分別排出のポイント～」(DVD)、特定事業者向けの学習ツール「容器包装リサイクル制度と事業者の役割／再商品化委託申込手続きマニュアル」(DVD)を作成・配布した。更に、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、環境展など各種イベントへの協賛・出展などを行っ

た。

又、当協会では、各種説明会の開催や関係機関が開催する説明会への講師派遣等を通じて、市町村、再商品化事業者、特定事業者等への容器包装リサイクル制度の普及・啓発を行った。